

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0514E001	原子力発電を死守する役割の委員会メンバーの皆様、国際条約違反を惹起するプルトニウム大量保有、並びに、今後需要の見込めない混合酸化物大量生産、を目的とする六ヶ所村工場再稼働承認に向け、貴委員会がこれを審査・承認を計る事に強く反対します。委員各位の個人的利害も大事でしょうが、国策の重要部分を統括するお立場に在る先生方に置かれては、国益と正反対の政策を、政権与党の命令に唯唯諾諾と追随、推進するのでは、各位の科学者としての存在意義すら失われ兼ねないものと思料します。
0514E002	福島第1原発で、人類歴史上最大規模の事故を起こした経験を持つ我が国が核燃料の再処理をしてはならない。フランス、イギリスの再処理工場から膨大な放射能放出による環境汚染、人体への影響が報告されている。福島第1原発事故による健康被害が有るにもかかわらず国、電力会社はそれを認めようとしないことから六ヶ所再処理工場による健康被害、大気汚染、海洋汚染が出て、それを国や原燃が認めることは無いだろうと容易に想像できる。そのような危険な工場を認めるわけにはいかない。
0514E003	海洋放出には反対です、福島湾汚染水垂れ流し断固反対！根拠となるレベルの汚染水、太平洋の日本沿岸に広げるだけでしかないのではないのか。千葉・茨城・福島・宮城・岩手は海洋汚染の風評被害を拡大解釈され、消費者の不安をあおり続けるのは避けられないでいる。此処までくると政治家・東電関係・政府関係・有識者・専門者会議・メディア等の責任逃れだけでもって、新しい発想すら出来ないでいる。・・・情けない。此処まで時間とお金を無駄に注ぎ込みこの結果である、無駄な事に税金の浪費・廃費・処分。私には解決できる発想がある、もちろん多少の時間と費用は掛かるだろう。君たちの『元の福島を取り戻す信念と覚悟が、それには30年と言う』その時間の根拠は！。埋もれた核燃料デブリを取り出し、完全に廃炉にする事ですよ。汚染水パイプライン排出を急げ、もたもたするなゴジラがやってくるぞ。ゴジラ作戦会議 其の壱・バルト海にパイプライン埋設？多分石油か天然ガスだろう。・とても大きな建造船でその船室で大きなパイプを溶接しつないで海に送り込んで。・陸で作られたパイプ(多分にスパイラル管の最大幅のものだろう)を船で運び込んでるのだろう。ゴジラ作戦会議 其の弐・福島湾には垂れ流さず日本海溝、つまり太平洋プレートの沈み込むところに流せば自然と地球内部に流れるわけでごく自然であろう。・距離的には近い所で30kmぐらいだろう、深さなど不明ですよ。ゴジラ作戦会議 其の参・福島・茨城県沖の海底地形調査、海溝付近の地震発生データ等の調査。・スパイラル管からフレキシブルな動きのパイプ構造の研究。無駄なことは省いて、金銭より発想である。30年先の福島の方に聞きたいメールでも聞けないか！悔しいね。汚しちゃったごめん。以上。
0514E004	そもそも「六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場」は、「核燃料サイクル政策」の一環として計画されたものであり、この「サイクル政策」自体が、1.「高速増殖炉もんじゅ」の廃炉決定を始め、2.「MOX燃料」需要見込みなし、3. 廃棄物最終処分場の見込み立たず、等々の理由で既に破綻している以上、これ以上工事を続ける意味はない。政府はエネルギー政策を一刻も早く見直すべ家である。
0514E005	1六ヶ所村が実際に稼働できるのかがはっきりしないし先の見通しのない中適合させても意味を感じません2費用対効果が悪い3原発は事故が起きると取り返しがつかずプルトニウムの再処

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	理をしても政策をつずける限り未来はないプルトニウムが多量に出て各国に疑われるくらいなら原発そのものをやめたらよいとおもいます原発なくても電力はまかなえています
0514E006	2点あります。受付期間について全310頁あり、かつ技術的な話が多く含まれているものです。今から読み始め、意見を送ることを、僅か29日間ですべてください、というのは、大変な要求なように思います。平日は勤めている方もおり、割ける時間も限られます。非常に大事な案件だと思えますので、受付期間をもう少し猶予をもっていただけませんか。募集する意見の対象について題目が、審査書(案)に対する「科学的・技術的意見」となっています。ここであえて「科学的・技術的」意見に絞るのは、素人意見を排除しているように受けて取れます。こう書かれてしまうと、躊躇してしまう市民も少なくないと推察いたします。科学的な議論が重要なのは理解しますが、パブコメですので、専門家でなくても、意見をできるようにすべきではないでしょうか。以上
0514E007	東日本大震災では、福島第一原子力発電所をコントロール出来なかった。結果的に1号機から4号機まで放射性物質を撒き散らした。この再処理工場にもしもの事があれば、日本だけではなく、北半球が終わるとまで言われています。1970年代に石油の可採年数は、あと40年とされていた。オイルショックを機会に、日本は資源が少ない国と宣伝され、国民は真に受けた。実はウランも貴重な資源で、可採年数は少なかった。青森県下北半島が原発立地に狙われたのは、手付かずの土地が多くあったこと、出稼ぎが多い土地柄だったこと、作物の育たない土地だったこと。むつ小川原開発が頓挫し原子力施設進出の標的になった。1991年青森県知事選挙で、その開発の是非が問われていた時、自民党は総力を上げて反対派をねじ伏せた。その代表格が当時の自民党幹事長だった小沢一郎だ。再処理工場の建設は地元六ヶ所村を分断させたが、建設が進むにつれ雇用が進み、出稼ぎはほとんど無くなった。六ヶ所村は全国でも稀に見る地方交付税が支払われない村。どれだけ裕福でも、どれだけ安全性を高めても「想定外」は起こるもの。すでに形の無い核燃サイクルのために、守るべきは何なのか？イギリスやフランスの例に倣えば、再処理工場は軍事施設です。
0514E008	福島で、その他様々な場所で、原発事故を原因に苦しんでいる人が大勢いて、彼らに対する援助も対策もない中で、六ヶ所村再処理工場の再稼働には絶対反対です。新しい基準に合っている、と言っても、再度事故が起きない保証はない。あの地獄をもう一度再現するつもりですか。ましてや、コロナで国民皆が大変な思いをし疲弊している中で、どさくさ紛れにこんなことを了承して、全くの火事場泥棒じゃないですか。恥を知りなさい。
0514E009	「核燃料サイクル政策」はもはや破綻していることは、誰の目から見ても明らかなことです。更田委員長自らおっしゃっている「得られる利益より、与える害の方が大きい施設は許容されない」は正論だと思います。今回の「審査書案」はその意味からも、全く不適切なものです。断固反対します。
0514E010	文殊も廃炉になりました。すでに核燃料サイクル計画は挫折しているのです。いまさら再処理工場を作ってどうするのですか。私たちのいのちをもてあそばないでください。
0514E011	74ページ。「前処理建屋の屋上に設置している再処理設備本体用の安全冷却水冷却塔については、設置位置を変更した上で防護対策を講じる」とあることについて。(1)前処理建屋の屋上に設置している再処理設備本体用の安全冷却水冷却塔にはどんな機能があるのでしょうか。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	(2)なぜ、安全冷却水冷却塔だけ、このような記載をすることになったのか、経緯を教えてください。(3)変更後の設置位置は決まっているのか。(4)変更後の設置位置が決まっている場合、その設置位置で安全性に影響がないか審査すればよく、もしそれで合格したのであれば、他の設備と同様の扱いで、上記の記載は必要ないのではないかと。(5)変更後の設置位置が決まっていない場合、なぜ許可できたのか。
0514E012	医学的に薄めて捨てれば問題ないとなっても、現実ではトリチウムの放出が多い原発の周辺で白血病などの病気が多い。IAEA と WHO は協定を結んでいる。IAEA は海洋放出に支援を表明している。六本木ファーストビルにたまに来ているが、何を話しているのか？公開の義務があるはずだ。
0515E001	MOX 燃料は需要が減っている事から再処理工場の稼働を中止してください
0515E002	六ヶ所村再処理工場側には、太平洋プレートが走っています。現在このプレート周辺では毎日のように地震が頻発しています。いつ大地震や大津波が襲ってきてもおかしくない状況です。このような中であって再処理工場を存続させることは人類の未来を冒涇するものです。地震という予測不能なものに対処するにはそのような施設は稼働させないことが一番です。もう技術的に無理なことはやめにしましょう。
0516E001	使用済み核燃料再処理工場の事故対策が新規規制基準に適合しているとする審査書案を了承したことに異議申し立てる。使用済み核燃料からプルトニウムなどを取り出し、燃料として再利用する核燃料サイクルは完全に破綻していること。再処理自体が危険だけでなく、再処理によってつくられる燃料の使い道もない。サイクルが破綻しているもとで審査を進めるのには断固反対で、認めるわけにはいかない。
0516E002	放射性物質については、すでに最終処分のできない状況、人の手におえない状況が、歴史的に証明されたと思っています。全国にある原発も即刻止めるべきです。今般の新型コロナウイルスによる人の行動の制限も無縁ではありません。人の営みが度を超えているのではないかの反省なしに、人類の存続はないのではないかと。経済が経世済民になっていない。人を救済するのだから、経済学・経済活動の意味がない、そのことを思い知るべきです。このコロナ禍でインドでは雪のヒマラヤが、30年ぶりに姿を現したし、タイではジュゴンが相当数海で確認されたという。人が経済活動を控えれば、自然は急速に本来の姿を取り戻す。学ぶことがたくさんあり、今まさに分かれ目だと思う。私は子孫に禍根を残したくない。危険な原発を促進することに税金を使うことに強く反対するものです。
0516E003	●六ヶ所村再処理工場が新規規制基準に適合、その事自体に賛同出来ません。○原子力を用いた発電が技術上完結不可能である。故に何を目的に工場を稼働させる引き金的作業をしたのか委員の方々は熟慮すべきです。○莫大な税金をつぎ込んでも先が見えない再処理工場に単に基準という言葉遊びは 孫子の代までマイナスを引きずります。○委員の皆さんヒラメ付度しないで、脱皆で渡れば怖くない！を願います。
0516E004	<該当箇所> 137 ページ<意見／理由>事故要因となるあらゆる事象を整理し網羅しているとしても、安全だとは思えません。この施設が稼働しないことが、一番安全であると思います。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0516E005	日本という国は、他国と同じように自然のルールの上にあります。いくらコンクリートで地面を固めたとしても、その下には自然の土があるのです。東日本大震災で自然の怖さを思い知らされたはずですが、核燃料再処理工場の事故対策は新規性基準に適合とのこと。自然の事は、自然の未来について人間は知ることが出来ないのではないのでしょうか。何が起こるかわからない自然の上に、不自然な建物を建てて、勝手に事故対策は為されていると判断を下す。自然の恐ろしさも、その強さも知らずに、『適合』などと人間が決められるものではありません。私は『不適合』だと思います。
0516E006	政策転換、事業廃止が常識的、良識的判断。審査を止めることができないのはあり得ないとおもいます。
0516E007	本審査書案に反対します。(反対の理由) この、六ヶ所再処理工場の審査では、施設直下の六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層の指摘が無視され、基準地震動の策定でもばらつきが考慮されておらず、巨大噴火のリスクも無視されていると考えます。火山灰の厚みは55センチに引き上げられましたが、密度を小さく見積もり、結果的に過小評価のままであり、不合理だと考えます。。高レベル廃液貯槽にプルトニウムが臨界量を超えて含まれて、臨界事故を起こす危険性も以前解決不能と考えます。世界的には、使用済燃料は、どう安全に長期間保管するかが課題となっており、危険な再処理を行いMOX燃料を作ることは中止されています。核兵器製造につながり、放射能汚染を拡大する再処理工場は廃止すべきであります。(追記)本審査書の集計後には、より詳細な結果公表をお願いいたします。
0516E008	(意見)本審査書(案)に反対します。(反対理由) 1. 使い道のないプルトニウムのために、大量の放射能をまき散らし、大事故の可能性を抱え、11兆円以上のコストを必要とする六ヶ所再処理工場を正当化する理由は、何もありません。 2. それでも日本が再処理計画に固執するならば、東アジア地域の平和にとって、大きな混乱要因となる可能性があります。 3. 広島・長崎を歴史・原点に持つ日本の私たちにとって、六ヶ所再処理計画は絶対に許してはいけなものです。世界的には、使用済燃料は、どう安全に長期間保管するかが課題となっており、危険な再処理を行いMOX燃料を作ることは中止されています。 4. 核兵器製造につながり、放射能汚染を拡大する再処理工場は廃止すべきであります。以上のような主旨から、本審査書(案)に反対し、また、集計結果を公的に公開されるよう要請します。
0517E001	この審査書(案)に同意するわけにはいきません。(反対理由)・毎度のことながら、「規制基準」は「安全基準」ではないとの立場と主張です。・その主張の原因は、これらの基準が事故を未然に防ぐのではなく、発生した事故を過酷事故に発展させない基準としているからにほかなりません。・これでは、何時まで経っても、国民の不安、不信は拭い去ることは出来ません。・加えて、基準は福島自己の教訓に対応できておらず、規制委の体制が貧弱で、審査は事業者の提出書類の検討がほとんどなのではないのでしょうか。以上のような考えに基づき、私は、この審査書(案)に同意できません。一方、本パブリックコメントの結果は、いつもの事ながら、可及的速やかに、広く公開広報していただくよう希望します。
0517E002	本審査書案の内容に反対します。(反対理由)・火山巨大噴火時の降灰厚みは55センチに引き上げられていますが、降灰の密度が小さく見積もられすぎていると考えます。その結果的に、人

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>的影響が過小評価のままで済まされていると考えます。・高レベル廃液貯槽にプルトニウムが臨界量を越えて含まれて、臨海事故を起す危険性も指摘されたままです。・世界的に、使用済み燃料は、どう安全に長期間補完するかが世界的に難題となっており、従い、危険な再処理を行いMOX燃料を作ることは中止されるのが趨勢です。・しかも、廃棄物が核兵器製造に繋がり、従って、この、放射能汚染を拡大する再処理工場は廃止すべきであると強く考えます。（お願い）本審査書の集計結果と分析は、遅滞なく解り易い形で国民に公開されるよう、強く要望します。</p> <p>以上</p>
0517E003	<p>・この審査書案に反対します。（反対理由）六ヶ所村再処理工場の審査では、施設直下の六ヶ所断層 ならびに、大陸棚外縁断層の指摘の点が無視されています。・また、基準地震動の策定でも、バラツキが充分考慮されておらず、巨大噴火のリスクに至っては無視されています。・ましてや、この再処理は、核兵器製造に直結し、且つ、放射能汚染を拡大するものとなります。上記のような理由で、本審査原案に反対するとともに、このパブコメの結果の分析は直ちに公開されることを強く要請します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
0519E001	<p>原発は、事故を起こさなくても、トリチウムのような放射性物質を環境中に放出し続ける。多核種除去設備で、汚染水は浄化されているが、汚染水から、問題のトリチウムは除去されないそうだ。そこにどのような問題が隠されているかという、トリチウムという放射性物質は、小児白血病、ダウン症、新生児死亡の増加という危険性を伴うらしい。国民の未来に、このように大変な負荷を負わせてまで、原子力発電にこの国がしがみつくなのは何故なのか？日本の未来を背負う子供たちの生命存在を脅かしてまで原発を動かし続ける理由は何なのか？日本の原発事故の後、西欧諸国は再生可能エネルギーに完全に舵を切り替える方向に移行している。何故原発事故を起こした日本が、安心安全な再生可能エネルギーへの転換ができないのか？これらの素朴な国民の疑問に答えないまま、福島発事故を起こした国が原発政策に突き進むことは、国際社会からも決して認められないだろう。</p>
0519E002	<p>使用済み核燃料再処理工場の稼働について反対します。高速増殖炉での利用については「もんじゅ」もほとんど稼働できずに廃炉が決定し、サイクル政策は既に破綻しているのは明白です。また、核燃料からプルトニウムを取り出してウランと混ぜた混合酸化物(MOX)燃料を作り出す計画もコストが高いために需要がないのが現状です。新型コロナウイルスに対する戦いが今後単年で続くことが明白な現在、総額 14 兆円もの巨費を投じて破綻した政策を継続することは決して許されるものではないと考えます。</p>
0520E001	<p>この意見書結果には反対です！（反対理由）核兵器に転用可能なプルトニウムの大量保有は国際社会から懸念を招きかねず、工場が完成しても、どれほど稼働できるかは不透明なままです。プルトニウムを使うための高速増殖炉は、研究段階の原型炉もんじゅが廃炉となり、サイクル政策は実質的に破綻しています。（追記）このパブコメの結果は、終了後直ちに詳しく広報されることを要望します。</p>
0521E001	<p>この審査書案には反対です。（反対理由）再処理工場の稼働を急ぐ背景には、原発の使用済み核燃料の置き場不足の問題があります。各原発のプールなどに貯蔵中の核燃料は、すでに貯蔵容量全体の7割強を占めています。プールが満杯になれば、原発は運転ができなくなりま</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す。一方、再処理工場のプールも原発から運び込まれた核燃料でほぼ満杯状態で、追加の受け入れは不可能の状態です。稼働時期の見通しはゼロと言っても過言ではありません。また、コストの高いMOX燃料の需要そのものがありません。繰り返し、核燃料を再利用できるかのような宣伝がなされてきましたが、そもそも使用済み核燃料を直接捨てずに再処理する必要がなくなっています。すなわち、破綻していることは明らかではないでしょうか？ 以上のような単純な理由だけでも、この審査書案には賛成できません。※なお、本パブコメは、公開を原則に、締め切り後に速やかに結果を分類報道されることを切に望みます。</p>
0521E002	<p>1. 審査書への意見の前提となる認識につて 分離済みプルトニウムを軽水炉に戻してリサイクルすることに力点が移された 1997 年以来、再処理は意味のある事業ではなくなった。この時点で国は、核燃料サイクルが破たんしたことを受け入れ、撤退するべきであった。再処理計画の延命措置は全く不要なコストを国民に負担させるだけでなく、稼働によって不必要な放射性物質の放出を招き、さらに分離プルトニウムの消費という課題も招く。そこで撤退にあたっては、次の三つの方策に取り組むべきである。一 日本学術会議が提言した HLW の「暫定保管と総量管理の2つを柱に政策枠組みを再構築する」ための法整備をはじめ。二 再処理の過程で作られながら放置している HLW 廃液をガラス固化したのちに再処理工場建設を停止し、海外からの変換予定分とアクティブ試験でつくり出した分を併せた HLW ガラス固化体の総量を確定する。次に全原発停止までにつくり出される分を含めた全原発での使用済み核燃料の総量を確定する。三 使用済み燃料の最終処分を電力会社や日本原燃から国に移す。2. 審査書(案)「301 頁 審査結果」に対する意見一 再処理工場の稼働で放射性物質トリチウムが大量に海洋放出される 原子力規制委員会は、六ヶ所再処理工場の放射線管理目標値を認めるのであれば少なくとも、放射性物質の海洋・大気放出に関して福島第一原発で実施しているのと同程度の議論を多様な利害関係者を交えておこなうべきである。二「プルトニウム保有量の削減」計画の前に、稼働が前提の審査はすべきでない 稼働計画を承認するのであれば、プルトニウムの分離量に応じた具体的な消費計画を提出させるべきである。三 高レベル廃液貯槽での臨界事故の恐れがある 政府答弁書(2018 年4月 6 日)には「2018 年 4 月 2 日時点で、高レベル廃液の貯蔵量は約 223 立方メートル(ガラス固化体約 430 本分相当)である」と記されている。答弁書では、この最も危険な高レベル廃液約 223 立方メートルが再処理されない理由として原子力規制委員会において適合性審査を行っている間は、「ガラス固化」が認められないことから冷却機能を確保して保管されるとされた。核燃料施設等に係る新規制基準による適合性確認等をすませ、再処理工場が竣工するまでの間は、高レベル廃液約 223 立方メートルを現在の管理体制におくこととしたものであり、審査優先で危険な状態を続けさせたことは不適切である。四 地震想定議論が不足し、巨大噴火のリスクが無視されている 活断層評価、地震動評価、火山影響評価等々、安全規制上の難問・疑問が山積しており、これらの影響等に対し施設の安全機能を損なわないことを要求する原子力規制委員会基準規則にもとづく慎重な審議が求められる。原子力規制委員会は六ヶ所再処理施設の安全確保に全てを集中すべきであり、現時点で急いで結論を出さねばならない理由はなく、本件は不要不急の典型事案である。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0521E003	核燃料サイクルが完全に破綻したのに、再処理工場を生き延びさせても意味がない。一部のものの利権を守るために無駄な金を使うべきではない。日本は再処理事業から手を引くべきである。
0522E001	原発政策は、福島原発事故以降、廃炉の時代に向かっている。そうした最中、「審査書案」を了承することへの必要性を感じない。核燃料サイクル政策の破たんを認め、六ヶ所再処理工場の建設中止を強く求める。
0522E002	六ヶ所再処理工場の件について 六ヶ所再処理工場は1993年から事業が開始され、現在までまず27年もかかり、また費用は3兆円にせまっている。度重なるトラブルが発生し、当初からおよそ30年近くもかかって承認といっても当時と現在では著しく状況が変化している。 そのことだけを考えても六ヶ所再処理工場の計画そのものが破綻している。 しかもっと重要なそして深刻な問題は、六ヶ所再処理工場が当時の核燃料サイクルの一環として計画され、またサイクルを担う大きな役割を期待されていたと思う。ところが実際には核燃料サイクルはまったく機能せず、高速増殖炉そのものが実現できていない。プルサーマルによって一部 MOX 燃料として使用しているにしても、およそサイクルとは言えない。 六ヶ所再処理工場は絶対稼働させるべきではない。 現実当初の核燃料サイクルの計画そのものが破綻している！ また稼働することによって、放射性物質の汚染などの懸念があり反対している人々も多い。その歳月、お金、人材をもっと未来に向けた地球にやさしい電力開発に向けたらどうでしょう。放射性物質を少しであれ、増やすことのないようお願いしたい。とりわけ私たちは、広島 長崎という二つの原爆を浴びせかけられた歴史を持つ。 今回の六ヶ所再処理工場の稼働は到底認められない。 みなさんの良心に照らしてよく考えてほしい！
0523E001	1. この審査書案には反対です。2.（反対理由）（1）「核燃料サイクル」という夢のような政策を実現する要の施設は、稼働の必要性に大いに疑問があります。（2）東京電力福島第一原発事故後、54基稼働していた原発は廃炉が相次ぎ、再稼働したのは9基。今後、再処理で取り出したプルトニウムとウランを混ぜて作るMOX燃料を使える原発は限られ、消費量がそもそも少ないです。（3）また、MOX燃料のみを使うはずだった高速増殖原型炉もんじゅは廃炉。再生可能エネルギーが台頭する中、政府は原発の新增設を打ち出しておらず、高コストのMOX燃料を使う経済性に欠けます。消費者が支払う電気代が元となった約14兆円という巨費が投じられてきた核燃料サイクルは、実現困難で破綻が明らかです。（4）一方、再処理撤退も簡単ではありません。最大の壁は、六ヶ所村内に貯蔵されている大量の使用済み核燃料が「核のごみ」になることです。青森県との取り決めで県外に運ぶ必要があるものの、各原発に置き場がなく、最終処分場は確保の見通しすらありません。夢に固執したツケが重くのしかかります。3. 以上のような単純な反対理由ですが、何一つ解決のめどが立ちません。 本意見募集の結果は、速やかに纏め、公開されることを望みます。
0523E002	核燃料サイクルは、破たんし、MOX 燃料はより危険でコスト高。まったく意味のない再処理施設を「適合」させてどうするのですか？ 原発より放射性物質を多く排出する、意味もなく、危険な施設は一刻も早く見切りをつける賢明な判断をしてほしい。福島だけでも放射性物質で十分汚染されているのだから、人のため汚染を広げず被ばくを防ぐよう動いてほしい。

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
0524E001	<p>日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場の稼働に断固反対致します！ 世界中で唯一の被ばく国である日本は、世界に対して「核廃絶」を行動で示していく立場にあります。尚克、日本は9年前に東京電力福島第一原子力発電所過酷事故を経験しました…。尚の事「核廃絶」を訴えていかなければなりません。核による被爆も被曝も、地球上のあらゆる生命体にとって、壊滅的な被害をもたらします。人間にとって被爆は、跡形もなくその身を焼き尽くし、黒焦げにし、生き残っても全身の皮膚がただれおち、火傷をするなど想像を絶する苦しみをもたらすものです。人間にとって被曝は、髪が抜け落ち、吐血し、下痢をし、免疫力が落ち、あらゆる病気にかかりやすくなり、ぶらぶら病にもなるなど想像を絶する苦しみをもたらします。被爆も被曝も、一瞬でその人生を奪う恐ろしいものであり、たとえ一命をとりとめても、かけがえのない健康に害を及ぼし、生活環境を一遍させざるを得ないなど、人生を大きく狂わせます。その様な恐ろしい核は、日本のどこにも、世界中のどこにも要りません！ ましてや、上手く表現のできない子ども達や、これから生まれてくる命や、地球上のありとあらゆる物言えぬ生き物達は、その恐ろしさを知る事すらできずに、甚大な被害をこうむります。そんな負の遺産を地球上に残す訳にはいきません！ 六ヶ所再処理工場から排出される放射性物質は1日で原発1年分に相当するという話があります。再処理工場は、ただでさえ恐ろしい原子力発電所に比べ、更に大量の「死の灰」を垂れ流します。再処理工場の推定年間排出量は以下とされています。・セシウム 137: 気体 11 億ベクレル、液体 160 億ベクレル・ヨウ素 131: 気体 170 億ベクレル、液体 1700 億ベクレル・ストロンチウム 90: 気体 7.6 億ベクレル、液体 120 億ベクレル・トリチウム: 気体 1900 兆ベクレル、液体 1 京 8000 兆ベクレル放出・プルトニウム: 気体 2.9 億ベクレル、液体 30 億ベクレル ……本当に気が狂いそうになる程の猛毒の排出量です……こんなに危険な再処理工場は絶対に稼働などさせてはいけません!!! 更には六ヶ所再処理工場の周りには、ウラン濃縮工場や、低レベル放射性廃棄物埋設センターや、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターなどの核施設が密集しています 日本中の原発の使用済み核燃料も保管されています 一度核事故が起こってしまったら、連鎖反応が起き、地球壊滅の大惨事になりかねません…… JCO の様な臨界事故が起こる可能性だってあるのです。また、再処理工場では、あの恐ろしいウランの他に、猛毒のプルトニウムまで扱っています。そもそもが、ウランとプルトニウムの化合物である MOX 燃料をつくる為の施設であり、つくる過程で低レベル・高レベルの放射性廃棄物を新たに生み出し、大気にも海にも放射性物質を垂れ流します…… 既に東京電力によって過酷事故が引き起こされた福島では、甚大な被害が9年たった今も深刻になる一方です。代々受け継いで来た家や、故郷ごと根こそぎ奪われた住民の方々や、農業、畜産業、漁業者などの一次産業に携わる方々など、その被害は千差万別で無数にあり、尊い命や大切な家族や健康や暮らしを奪われたり、避難生活を強いられたり、生業を辞めざるを得なかったり、人生を大きく狂わされるなど、その甚大な被害の大きさは筆舌に尽くしがたいです…… その様な苦しみを、青森の方々にもさせるのですか!?!?!? 広島・長崎・福島で経験した教訓を活かすべきです!!!!!! 六ヶ所再処理工場のコストは、11兆円とされています。世界恐慌の中にあり、この日本の現状は、無駄遣いなど許されない状況にあります。大切な私達の電気料金や血税は、未来の自然エネ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	ルギーや国民の命を守る為に使ってください。核施設の最たる集合体であり、最も危険な再処理工場の稼働に断固反対致します。
0524E002	核燃料サイクルに拘るのはやめたほうがいいと思う。実用性は勿論、経費が嵩む。安全性は低い。事業として危険が大きい割に、得るものがあまりに少ない。「損切」すべきだ。日本のような火山の多い地震国家で、原発事故の後始末も終了出来ていないのに、更なる危険を呼び込むのは無謀に過ぎる。断念すべきだ。
0525E001	日本原燃再処理事業所の変更許可審査書案に強く反対します。原発の使用済み燃料を再処理して、プルトニウムを取り出す技術は全く未熟で危険極まりないもので、技術の名に値しないものです。再処理事業所が20年以上も完成時期を遅らせていることから、それは明らかです。地震台風大国の日本で原発関連事業をやってはならないことは福島原発事故で示されています。再処理事業は原発を遙かに上回る危険なものです。この事業の承認をしてはなりません。事業の中止を勧告すべきです。
0525E002	この審査書(案)に反対します。＜単純な反対理由＞ 再処理工場は、全国の原発から集めた使用済み核燃料を硝酸で溶かしたうえで、プルトニウムとウランを回収する施設です。人が近づけないような高レベルの放射性廃液を出します。フル稼働すれば、年7トンのプルトニウムが生じます。しかし、すでにもんじゅは廃炉が決まり、「核燃料サイクル」は破綻しています。国際的にも日本のプルトニウム保有に厳しい目が注がれる中、百害あって一利なしの再処理工場になります。以上が主な反対理由です。
0525E003	規制委の核燃再処理工場審査書案適合判断了承に当り改めて原発ゼロ基本法の成立を求める 5月13日、原子力規制委員会は原発の使用済み核燃料からプルトニウムなどを取り出す日本原燃六ヶ所再処理工場について、安全対策の基本方針が新規制基準に適合すると認める審査書案を了承した。同工場は「核燃料サイクル政策」の中核施設であるが、再処理過程では短時間で生命に危険が生じる高レベル放射性廃液が排出され、その廃液が蒸発してトリチウム(1京ベクレル/年)などの放射性物質を拡散させないための、極めて困難で危険な作業を行わねばならない。1993年に着工、97年には完成の予定であったが技術上のトラブルや福島第一原発事故等の影響を受け、これまでに24回完成時期を延期し、今後は老朽化の懸念すら生じている。再処理工程は原発運転よりも難しいとさえ言われ、規制委の「合格」が「安全」の保障でないことは規制委自身が言及する。総事業費は13兆9400億円に上る見通しだが、原資は消費者の負担と税金である。同工場の必要性は現在殆どなく、以下幾つかの問題点を挙げこれ以上の愚を重ねるべきではない理由を述べる。 第一に、「核燃料サイクル政策」は破綻済みである。各地の原発は使用済み核燃料が満杯に近く、一刻も早く六ヶ所で再処理して欲しい状態である。再処理工場が稼働すれば最大で年間800トンの使用済み核燃料を処理できるが、その代わりに年間7トンのプルトニウムが新たに取り出される。しかし、プルトニウムを使うはずだった高速増殖原型炉もんじゅは周知のように技術的な行き詰まりで廃炉過程にあり、後継の実証炉のめどもない。現在、日本はプルトニウムを約46トン(原爆6000発相当)国内外に保有、再処理工場が稼働しても使うあてがなければ溜まる一方で、世界からは核兵器製造を懸念されている。第二に、プルトニウムとウランを混ぜたMOX燃

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>料を現在の軽水炉原発で使うという「プルサーマル計画」も行き詰まり状態である。現在稼働中原発6基のうち使用炉は4基、電力業界がめざす16～18基にはとても届かず、プルトニウムは更に溜まる。既に2009年12月に 氏が『原子力発電は危険、プルサーマルは更に危険』で述べられているように、MOX燃料は技術的に極めて困難な点を抱え、その上危険かつ経済性も低い。第三に、上述の行き詰りを起こしている根源は「エネルギー基本計画」である。現行第5次「計画」は18年7月に策定され、30年、50年に向けた方針を示すが、これは「原子力をエネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源」と位置づけた従来の「計画」の延長であり、要するに責任先送り政策である。世界の潮流は再生可能エネルギーを中心とするエネルギー政策に切り替わっている。原発をベースロード電源にすることはもはや前世紀の遺物思想であり、日本はエネルギーガラパゴス状態なのである。規制委が安全対策についてまとめた審査書の案は、今後パブリックコメントや経産相などの意見聴取を経る。しかし、稼働には地元自治体の同意や詳細な設計をまとめた工事計画に関して規制委の認可などを得る必要もあり、実動にはまだ時間がかかる。『朝日新聞』や『北海道新聞』は理のない「国策」の撤回と稼働の不合理を論じ、『毎日新聞』は元六ヶ所村職員の再処理工場受け入れ以外の選択肢がなかった歎きを語る。いずれにしても放射性廃棄物の最終処分地もまだ決まっておらず課題は多い。だが、明確なことは安くて安全な原発という神話は終わりを告げたことだ。原発は地球環境悪化防止にはコストがかかり過ぎ、事故があれば壊滅的事態になることは証明済みである。全ての原発を直ちに停止し廃炉工程に向かうべきである。現在、国会は新型コロナに依る感染対策や検察庁法改正案問題を巡る状況だが、2018年3月国会に提出されたままの「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」の速やかな成立を改めて求めるものである。</p> <p>以上</p>
0525E004	<p>私は、下記の理由から日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設の稼働に反対いたします。1. 現在の日本社会において、原子力発電技術の継続使用は過半数を超える国民が望むところではありません。それゆえに、日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設の稼働は、まったく意味をなさないものです。国策として開始された原子力計画は、ここに終息すべきです。もんじゅの終息、六ヶ所再処理施設の終息と続くべきでしょう！ 2. 上記1.のような現状を直視するなら、今回の「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集」も、何をか言わんやです。</p>
0525E005	<p>原子力の再処理事業は危険性、コスト両面から必要ないと思います。中止して下さい。電気代に、原子力関係の事業費を上乗せしないでください。コストばかりがかさんでいるのに、事業が継続できるのは、こっそり、私たちから、徴収しているからだと知り、今までの自分の無知が悲しいと同時に、ずるいなあと思いました。</p>
0526E001	<p>核燃サイクルの輪が、もんじゅの廃止他により、切れている。総事業費13兆円とも聞く合理性のない事業から撤退し、その財源を有効に使うことを願う。放射能汚染、地震、近くの米軍基地飛来の爆撃機他の落下など、工場があることによる不安は尽きず、将来の展望もない。文字通り「原子力規制委員会」として、新規制基準に適合しているかの審査にとどまらず、そもそも施設が必要かに言及できないか。既に引き受けた使用済み核燃料は各原発に返すことを確認した上</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>で、事後策にとりかかれぬか。汚染回避には、動かさないのがいい。空冷で、放射能減衰を待つ。核不拡散の日本の意思を世界に示し、持続可能な世界をめざせたらと思う。</p>
0527E001	<p>核燃料サイクル政策は破綻しており、膨大となる事業費も国民負担となることから六ヶ所再処理工場の建設中止を求めます。再生可能エネルギーの普及拡大により原発に依存しないエネルギー政策の確立を求めます。核燃料再処理 破綻を認め政策転換せよ(2020年5月27日徳島新聞連載社説より)国が描いた「核燃料サイクル」の行き詰まりは明らかだ。このまま巨費を投じ漫然と続けていいのか。日本原燃が青森県六ヶ所村に建設している使用済み核燃料再処理工場が、原子力規制委員会の審査に事実上合格した。1993年に着工し、97年に完成する予定だったが、トラブルや東日本大震災で24回も延期された。大きなヤマを越えたとはいえ、今後も設備の工事計画の審査などがあり、稼働時期は見通せない。この工場では、原発で使用した核燃料に化学処理を施し、プルトニウムとウランを取り出す。燃料を繰り返し使う核燃料サイクル政策の要となる施設である。取り出したプルトニウムとウランは混合酸化物(MOX)燃料に加工し、高速増殖炉で利用するはずだった。だが、原型炉もんじゅ(福井県)はトラブル続きで、2016年に廃炉が決まった。そのため、MOX燃料の利用先は今のところ、普通の原発で燃やすプルサーマル発電しかない。再処理工場が稼働すれば、最大で年間800トンの使用済み核燃料を処理し、約7トンのプルトニウムを抽出する。プルサーマル発電が可能なのは伊方原発(愛媛県)などの4基にとどまっておらず、電力業界が目指す16~18基には遠く及ばない。これでは再処理しても、消費できないプルトニウムが増えていくだけだ。日本は既に原爆6千発分に相当する約46トンのプルトニウムを抱えている。国際社会から核兵器転用の懸念を持たれており、政府は削減を公約している。これ以上、プルトニウムを増やすわけにはいかない。にもかかわらず、再処理にこだわるのは、核燃料サイクルを断念すると、全国の原発でたまり続ける使用済み核燃料が行き場を失ってしまうからだ。六ヶ所村に搬入された約3千トンも、各地の原発に送り返されることになる。原発によっては運転できなくなる可能性がある。原発の再稼働も国民の不安や反発が大きく、進みそうにない。20日には川内原発(鹿児島県)2号機がテロ対策施設の完成の遅れで1号機に続き運転停止した。従来通り政策を続けることに意義を見いだせない。経済面の問題も大きい。再処理工場の建設費は当初予定の4倍の2・9兆円に膨らみ、総事業費は14兆円近くに上る見込みだ。一部は電気料金に転嫁される。破綻した政策のツケを国民に回すことは許されまい。米国や英国などは核燃料サイクルは割に合わないとして撤退している。国は現実を直視し、政策を転換すべきである。</p>
0527E002	<p>日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約とし、六ヶ所再処理工場では「必要以上の再処理はしない」としています。また、原子爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の観点からも国際的非難を浴びており、現在所有する約46トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、再処理工場の稼働は見込めません。加えて、電力自由化が進む中、生産コストの高いMOX燃料では「商業」的に成り立たないと考えます。合わせて、現時点での再処理工場の総事業費は13兆9,400億円と見積もられていますが、完工時期が延び、今後もトラブル、事業環境の変化を考慮すると、さらに費用が膨れ上がることは確実です。こうしたことから、直ちに核燃料サイクル政策を取りやめるべきです。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0527E003	<p>日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）の建設中止と、核燃料サイクル政策を直ちに取り止めるよう求めます。六ヶ所再処理工場は1997年に完工予定であったが、相次ぐトラブルや設計見直しなどにより延期されている。その間、原発を取り巻く環境は大きく変わり、特に福島原発事故以降は、原発廃炉の時代へと移っている。にも関わらず、総額14兆円を投じて使用済み核燃料再処理工場を完成させることが、必要であるのか？再度検討すべきである。MOX燃料を使う原発は現在4基だけである。MOX燃料だけを使用する大間原発は建設中断となり、もんじゅは廃炉が決定している。そもそも、核燃料を再処理して使う必要が無いのでは無いか。再処理で発生する高レベル放射性廃棄物の処分先や、使い終わったMOX燃料をどうするのかの見通しすら立っていない状況で、計画を推し進めるのは無理がある。核燃料サイクル政策を全面的に見直すべきである。原子爆弾の原料になるプルトニウムの所有は、核兵器廃絶の視点から国際避難を浴びていることも考えれば、六ヶ所再処理工場の稼働により国民に得られるもの何も無い。それどころか、将来にわたり大きな負担が国民に押しつけられるだけである。福島原発事故で学んだ原発による環境破壊を忘れてはならない。核燃料サイクル計画からの勇気ある撤退を行い、コロナ禍により生活に苦しむ国民や、医療、福祉職場で働く人々、学生のために教育支援等に、資金を使うべきです。新型コロナウイルス感染症のワクチン、治療薬の開発のために投資すべきです。</p>
0528E001	<p>再処理工場そのものが既に相当老朽化している。アクティブ試験に失敗して技術的にも行き詰っている。しかも再処理が行われたとしてもプルトニウム燃料を燃やすもんじゅ計画は中止になったのでエネルギーサイクルそのものが破たんしている。高濃度廃棄物の処分場については受け入れ場所を見つけることはほとんど不可能。この際、計画を見直し再処理計画は廃棄すべきである。事業の変更許可申請などズルズル既定路線を継続すべきではない。</p>
0528E002	<p>六ヶ所再処理工場の稼働に反対します。過酷重大事故が専門家から数多く指摘されています。事故が起こればその被害は北半球に及ぶとも言われています。大地震、火山爆発などが予想される中、一刻も早く再処理工場の稼働を中止して下さい。</p>
0528E003	<p>核燃料サイクルに係る政策を直に取りやめること！</p>
0528E004	<p>日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約とし、六ヶ所再処理工場では「必要以上の再処理はしない」としています。また、原子爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の視点からも国際的非難を浴びており、現在所有する約46トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、再処理工場の稼働は見込めません。加えて、電力自由化が進む中、生産コストの高いMOX燃料では「商業」的に成り立たないと考えます。合わせて、現時点での再処理工場の総事業費は13兆9,400億円と見積もられていますが、完工時期が延び、今後も続くトラブル、事業環境の変化を考慮すると、さらに費用が膨れ上がることは確実です。こうしたことから、直ちに核燃料サイクル政策を取りやめるべきです。</p>
0528E005	<p>「審査書案」全体に対する意見です。六ヶ所再処理工場は当初1997年であった完工予定が相次ぐトラブルや設計見直しなどにより24回も延期されています。技術的にもきわめて大きな問題を抱え、運転を強行すると放射能漏れなどの大事故の危険性が高いと思います。日本の核</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	燃料サイクル政策自体がもはや破綻している現状で、原子力規制委員会が「技術的な視点」だけで、合格判断をすることは極めて問題があります。 審査書案の白紙撤回を求めます。
0528E006	プルトニウム利用の前提であった高速増殖炉もんじゅの廃止が決定している。再処理工場建設の総事業費が 13 兆 9,400 億円と見積もられている。生産コストの高い MOX 燃料のために、高額な電力料金を私たちに押し付けることは許せない。
0529E001	日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約とし、六ヶ所再処理工場では「必要以上の再処理はしない」としています。また、原子爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の視点からも国際的非難を浴びており、現在所有する約 46 トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、再処理工場の稼働は見込めません。加えて、電力自由化が進む中、生産コストの高い MOX 燃料では「商業」的に成り立たないと考えます。合わせて、現時点で再処理工場の総事業費は 13 兆 9400 億円と見積もられていますが、完工時期が延び、今後も続くトラブル、事業環境の変化を考慮すると、さらに費用が膨れ上がることは確実です。こうしたことから、直ちに核燃料リサイクル政策を取りやめるべきです。
0529E002	六ヶ所村で建設中の核燃料再処理工場は、1993年に工事が始まり97年には完成予定だったはずですが。しかしその後、廃液もれなどのトラブル続きで、完成延期は24回にも及び、いまだに完成されていません。その間に、建設費は2兆9千億円と当初見込みの4倍にも膨らんでいます。これは私たちの税金です。なんの展望もない再処理工場建設、核燃料サイクルの推進は、税金の無駄遣いです。さらにすでに高速増殖原型炉のもんじゅは廃炉が決まっています。それもトラブル続きで4年前に廃炉決定になっている代物です。核燃料再処理工場は、使用済みとなった燃えかすから、原発の燃料として再利用可能なウランとプルトニウムを取り出すとされていますが、その際、高レベルの放射性廃液が出るため、それをガラス固化して保存・貯蔵する必要があります。しかしこのガラス固化自体が技術的にも上手くいっていないと言われています。しかも生産される燃料の使い道はごくわずかであり、再処理をすればするほど原発の材料になるプルトニウムの在庫が増え、国際社会の批判をあびるだけです。展望のないものにこれ以上、巨費を投じる必要はありません。なぜ、原子力規制委員会が規制適合をうちだしたのか、とても科学的な結論とはおもえません。科学者の良心で再考をお願いします。さらに原発ゼロの方向に向かうことをお願いします。
0529E003	原子力規制委員会が、青森県六ヶ所村にある日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）に対し、新規規制基準に適合していると認めたことにより、国内初の商業用再処理工場として本格稼働の前提となる審査に「合格」したこととなった。今後のプルトニウム利用については、16～18 基で実施する計画が福島原発事故後、4基にとどまり高額な生産コストも含めて非現実的なものとなっている。プルトニウム利用の前提であった高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止計画の決定により道は断たれている。再処理工場の総事業費は 13 兆 9,400 億円と見積もられていあるが、今までの相次ぐトラブルなどを考えると今後、事業費はさらに膨れ上がることは必定である。そのツケは、将来、高額な電力料金として私たちに押し付けられることは明らかであり、許すことはできない。また、東北大震災後の政府のエネルギー・環境会議は「革新的エネルギー・環境戦略」を決定した中で、原発の依存度を減らし「2030 年代に原発稼働ゼロ」を

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>目指すとし、そのためあらゆる政策資源を投入するとしてきました。このような状況下で、脱原発のに向けた世論は高まっており、未解決な課題を抱えている非現実的な使用済み核燃料の再処理について将来に向けた話し合いを基本に、核燃料サイクル計画からの勇気ある撤退を強く求めます。</p>
0530E001	<p>今回の審査結果に対し異議を申し立てます。理由の一部を以下に述べます。再処理の新基準に”適合”とのことですが、再処理が根本的に破綻していることを見ないで形だけ”適合”としても意味がないと思います。更田委員長からも、利益より害が大きい施設は許されない、との発言もありました。田中前委員長も再処理政策に拘泥していることが日本の原子力政策の最大の問題であると言っています。基準に適合、ではなく、一刻も早く核燃サイクルからの決別の必要性を宣言してください既に多量のプルトニウムを保有し、需要もなく処理にめどが立たない状況であるのに更に再処理工場を進めることには同意できません。原子力委員会の”プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない”との”考え方”の根拠も、実現性のない希望的観測しかなく、全く説得力がないのに、これを論拠とする貴委員会の判断は正当化できません。高速増殖炉が破綻し、始末に困って問題の多い MOX 燃料を持ち出していますが、使用後の燃料の処理のめどもなく、無責任の極みです。また、”本件申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力がある”とありますが、日本原燃の再処理工場でのこれまでの多数のトラブルの実績、今まで六ヶ所村での完成時期が何十回も延期されてきた経緯を見れば、そのような能力に欠けていることは明らかです。コロナウイルス禍で危機が続く状況です。利益を生まないばかりか天文学的な費用を要し、コロナよりはるかに重大な災厄をもたらす危険を伴い、現世代だけでなく後の世代にも巨大な負担を強いる事業、核燃サイクルを進めることはあってはなりません</p>
0530E002	<p>II 再処理事業を的確に遂行するための技術能力(意見1)再処理施設特有の事項が考慮されておらず、極めて形式的かつ杜撰である。(理由)第II章はこれまでに示されてきた発電用原子炉の審査書(川内を皮切りに女川まで)における「発電用原子炉」の単語を「再処理」に置き換えただけで、文章も中身も殆ど変わらない。例えば、可燃物を扱うこと、放射性物質保有量の大きさ、想定重大事故とその対策が原子炉の場合と大きく異なること(臨界、高レベル廃液の沸騰、水素爆発など)、保障措置の一環として国際機関の査察を常時受けねばならないこと、2006年に実施されたアクティブテストにより機器や配管の多くが高濃度に汚染されていて作業に支障があることなど、再処理事業ならびに本工場特有の事項が考慮されておらず、極めて形式的かつ杜撰な審査が行われたといえる。再処理施設特有の事項を考慮した品質保証体制と教育・訓練のあるべき姿を再審査し、記述すべきである。(意見2)申請者である日本原燃は再処理施設を運営する能力と適格性に欠ける。(理由)六ヶ所再処理工場は実液試運転ともいえる2006~2007年のアクティブ試験の失敗以降、多くの事故、トラブル、不手際を起こし、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けている。以下は2016~2018年にかけての再処理工場における主要なトラブルならびに不適合例である(日付は記事掲載日)。(2016.2.20)メンテナンス不良で分離建屋の非常用電源故障。その後も5、6、11、12月と各建屋で頻繁に故障(2016.6.30)規制庁、原燃の</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>審査書に対し「全く信頼できない」と叱責(2016.10.29)蒸気配管の工事申請書の誤記載発覚。原燃は保安規定違反を陳謝(2016.11.18)許可状を偽造し、通信用高周波を無許可使用したことが判明。(2017.1.7)使用済み核燃料の長期不適切保管が判明(2017.2.15)規制庁は原燃に対し、複数の規定違反を指摘(2017.3.18)排気ダクトに穴。原燃は腐食を放置(2017.5.11)複数の軽微故障が長期にわたり放置されていたことに対し、規制庁は「異常な状態」と指摘(2017.8.22)排気量を測定する超音波流量計を13年間も交換せず経年劣化により故障、規制庁は厳しく叱責(2017.9.6)非常用電源建屋の配管貫通部より雨水流入。規制庁は14年間も点検してこなかったことを叱責(2017.9.21)再処理工場のトラブル続出で経産省が原燃に異例の訓示(2017.9.22)配管室にまた雨水流入、規制庁は「保安規定違反に該当」「プロの仕事をすべき」と(2017.9.23)機器3500件が1992年以来未点検であったことが発覚。規制庁「原燃は取り違えている」と(2017.10.21)分析建屋から冷却水が漏れいしCs137を検出。規制庁「改善を履行できるか疑問」と(2018.11.26)使用済み燃料プール浄化系統からの漏れい(2018.12.20)放射線管理区域外で汚染ポンプを発見、ずさんな管理体制に規制委員会は保安規定違反と認定これらの事故やトラブルの原因が日本原燃の管理能力の欠如にあることは明らかであり、規制委員会からも度々勧告、叱責、注意等を受けている。その当の規制委員会が審査書の中で(本文4ページ)「本申請の内容を確認した結果、技術能力指針に適合するものと判断した」というのは近い過去の実態を無視したものであり、トラブル事例とその後の改善についての評価結果を示すべきである。とりわけ、2017年9月に発覚した3500件の未点検機器のその後の状況、以前(2015年10月に中間報告)に発覚したサポート用埋込金具(総計48万箇所)不具合の点検と補修の状況は日本原燃の品質保証実行体制を検証する上での重要事項である。後者については、アクティブ試験にて汚染されたセルやトレンチ内における取付け状態が強く懸念される。原燃は果たして全数を検査ならびに補修し終えたのか？また規制委員会はその確認を行なったのか？</p>
0530E003	<p>IV-1.2.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策～代替冷却設備(意見)可搬型設備に依存することの誤り(1)(理由)通常の冷却機能が喪失した場合、貯水槽より内部冷却水ループへの通水、更には当該機器冷却コイルへの直接接続による通水が計画されているが、いずれも可搬型のポンプ、屋内外ホース、弁等を経由する。すなわち非常事態下にあつて可搬型機器設備の搬送、組立て、水圧・洩れテスト、試運転を必要とする。これらの作業の成立性は環境に大きく左右される。重大事故の発生が外部事象に因る場合には、当然のことながら、敷地内外に大きな影響が及び、地震であれば、地割れ、道路損壊、倒壊物等による資機材や人員(敷地外からの駆けつけ応援も含む)の運搬への支障が生じる。また、雪害の場合は降雪によるアクセスの困難、火山噴火による降灰の場合はアクセスの困難に加えて、電線・電気設備等への様々な障害が起こりうる。作業が夜間に及べば、投光器や非常用照明に頼らざるをえず、作業への支障のみならず作業員の安全への懸念も生じる。このような環境にあつて、必要な人員と資機材が現場に予定通り到着するとは限らず、また、作業の順調な進捗も阻害される可能性は大きい。また、自然災害による重大事故の発生は再処理施設内の各所で同時に起こりうる事象であり、作業の優先順位や人員の適切な配置の決定等、マニュアルでは事前に定めきれない指示系統やマネジメントに多くの障害が予期される。対処設備は全て常設かつ遠隔操作が可能なものとし、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>可搬型に頼ってはならない。IV-1,2,2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策～凝縮器と代替セル排気系(意見)可搬型設備に依存することの誤り(2)(理由)高レベル廃液沸騰時の放出緩和策の際にも可搬型設備に全面的に依拠している。凝縮器への通水(可搬型ポンプ、屋内外ホース、弁等を使用)と排ガスの管理放出(可搬型 HEPA フィルタ、排風機とモーター、ダクト、弁等を使用)に大掛かりな可搬型設備の設置を必要とする。外部事象による重大事故発生時、別項で述べた代替冷却設備の設置ケース以上にこれらの作業の成立性には疑問である。加えて、排風機、フィルタ、ダクト、ダンパー(弁)といった排ガス関連設備は組立て(ボルト締め等)後のリークテスト(漏れ試験)を行なえる環境になく、いわばぶつつけ本番での実気体運転となる。放射能を含んだ排ガスの建屋内リークが強く懸念される。放射性物質を大量に含んだ機器近傍での作業を含め、審査書には各作業箇所における予測線量評価と作業員への被ばく評価を記載すべきである。IV-1,2,2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策～凝縮器と代替セル排気系(意見)可搬型設備に依存することの誤り(3)(理由)凝縮器と代替セル換気系を経由する放出緩和対策は全面的に可搬型設備に頼り、その作業成立性は疑わしい。かつシステムも複雑となり、機器数や部品数、組立て作業、稼働の為の操作手順等が増えれば、それだけトラブルやミスの発生頻度も多くなる。臨界事故対策と同様に常設でよりシンプルな廃ガス貯留槽方式をなぜ採用しなかったのか(別コメントで記したように、それでもリスクは回避できないが)? IV-1,2,3 放射線分解により発生する水素による爆発への対策(意見)可搬型設備による水素爆発対策は不適切である。(理由)高レベル廃液の「蒸発乾固」のケースと同様に、凝縮器周辺、代替セル排気系は可搬型設備に全面的に依拠している。同様の理由で作業の成立性は疑わしい。対処設備は全面的に常設、遠隔操作とすべきである。</p>
0530E004	<p>III-3.1 基準地震動(意見)策定された基準地震動 700 ガルはストレステスト時の耐震裕度を食い潰している。(理由)結果として基準地震動 S_s は水平 700 ガルと策定されている。一方、2012 年 12 月のストレステスト評価時の基準地震動は 450 ガルであり(当初設計値 S_2 は 375 ガル)、耐震裕度は以下の通りであった。冷却機能喪失による高レベル溶液の沸騰 $1.54 \sim 1.74 \times S_s$ 冷却機能喪失による燃料貯蔵プールの沸騰 $1.75 \times S_s$ 排気系の機能喪失によるウランプラトニウム混合酸化物の過度の温度上昇 $1.50 \times S_s$ 圧縮空気系の機能喪失による水素爆発 $1.50 \times S_s$ すなわち、ストレステスト時の S_s450 ガルの 1.5 倍、675 ガルの地震が襲来した際に、計算上、当施設は重大事故に見舞われることになるが、新たに策定された地震動 700 ガルはこの数値を超えている。ストレステスト実施以降、部分的な耐震補強は実施できたとしても、建屋躯体部やアクティブ試験で汚染されたセル内、機器周辺の耐震補強がされた形跡はない。何らかの誤魔化しを行なわない限り、本施設は耐震強度を満足することはあり得ない。更に、ストレステスト時の機器類の強度評価の際に、多くの箇所では本来使用すべき材料の規格値(引張強さ)の代わりに当該部材のミルシート(検査証明書記載の実測値)を使用していることが判明している。規格に従った評価では耐震裕度を保てないため、救済手段によって当該部分の耐震強度を 1.6~2 倍引き上げたのである。すなわち、上述の耐震裕度は工学的判断という名の、いわば耐震偽装を行なってかさ上げされた数値であり、今回策定された基準地震動 700 ガルはかさ上げされた耐震裕度さえも上回ってしまう。本施設は基準地震動にさえ耐えることの出来ない脆弱</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>な施設と評価すべきである。III-3.7 再処理施設への人の不法な侵入の防止(意見)サイバー攻撃への有効な対策はない。(理由)「不正アクセス行為(サイバーテロ)を受けることがないよう外部からのアクセスを遮断する設計とする」とあるが、全く不十分である。昨今のサイバー攻撃は、回線上のファイアウォールの突破のみならず、AirGapによる回線隔離も超えて「制御系システム」を攻撃する。典型的な例としては2010年10月にイランのウラン濃縮工場において、USBにて持ち込まれたStuxnetというマルウェアが遠心分離機数千台を破壊した。また、業務・情報系システムへの攻撃は世界各地の原発において頻発しており、多くの情報が盗まれたり、身代金を要求されたりしている。我が国においても、2012年12月と2014年1月に原子力研究開発機構が職員のパソコンがウィルスに感染し、情報が外部に流出したことを発表している。例えば、回線が隔離されていたとしても、内部同調者の存在、買収や脅迫による従業員の加担、外部社会でのリムーバルの盗難やすり替え、メンテナンス時を利用した侵入、従業員のうっかりミスによる感染、等々、攻撃の手口は様々でこれらを完全に防ぐことは不可能である。攻撃が制御系システムに及んだ時の危険性は言うまでもない。III-13 保安電源設備(意見)再処理施設の電源設備は一般工場並みの低レベルであり不十分である。(理由)基準規則第25条に従った再処理施設の電源設備はつまるところ、「外部からの受電は2回線以上」「非常用発電源は多重性、独立性を有すること」の2点に絞られている。この要求は石油や化学品などの可燃物を取り扱う一般的なプラントでも常識的な基本事項であり、そこに再処理施設としての特別な要求はない。放射性物質を大量に扱い、万一の際には広大な地域と多くの住民を破滅に導く恐れのある再処理施設に対するものとしてはあまりにも低水準の要求である。なお、発電用原子炉の場合は、非常用電源の要求に「多様性」が加わっており、更に、独立した電源設備を有する「特定重大事故等対処設備」も在る。重大事故の際の被害想定で発電用原子炉を上回り、特有のリスクを多々抱える再処理施設の電源設備への要求が発電用原子炉のそれを下回ってはならない。</p>
0530E005	<p>IV-1.1 重大事故の仮定 1(1) 外部事象の考慮(意見)本施設は基準地震動1.2倍の地震に耐えられない。(理由)外部事象としての地震に対して「基準地震動の1.2倍を考慮して設計を行なう」との記述があるが(P141)、$700 \times 1.2 = 840 \text{ gal}$では、2012年12月のストレステスト時(基準地震動は450gal)の耐震裕度 $1.5 \sim 1.74 \times S_s$、すなわち、675～783 galを大きく超える。すなわち、「基準地震動の1.2倍でもセル等の静的施設は機能維持できる」と記した審査書案は誤りである。IV-1.2.1 臨界事故への対策(意見)検討対象機器の選択は不適切である。(理由)臨界事故の対象を2建屋の8貯槽で単独に発生するものとしているが(内訳は表IV-1.1-1)、日本原燃が以前に作成した資料(2017年12月7日、第13回再処理・リサイクル部会セミナー「セル内において発生する臨界事故に係る安全対策」)では対象が23機器となっている。検討対象を拡大すべきである。また、規制部門によるこのような食い違いを残したままの杜撰な審査には不審を抱かざるを得ない。IV-1.2.1 臨界事故への対策(意見)審査書には作業員への被ばく評価が欠落している。(理由)臨界事故時の中性子ならびに発生した希ガスやヨウ素による作業員への被ばくが懸念される。審査書において、各種の作業時の予測被ばく量を評価のうえ記述すべきである。とりわけ、建屋内に新たに設けられた廃ガス貯留槽や空気圧縮機周囲の作業環境が懸念</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>される。自動起動とはいえ、場合によっては、何らかのトラブル故に現場にて切替え作業やメンテナンスを必要とすることは福島第一事故の際の教訓である。</p>
0530E006	<p>IV-1,2,3 使用済み燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済み燃料の著しい損傷への対策(意見)使用済み燃料プールの大規模破損が考慮されていない。(理由)想定事故として、冷却機能の停止とサイフォン現象や地震時のスロッシングによる小規模なプール水喪失を想定しているが、地震時のコンクリートプールの破損によるプール水の「大規模流出」は考慮されていない。福島第一を襲った地震により原子炉建屋、タービン建屋地下ピットにクラックが発生し、汚染水問題がいまだに解決できない事実を忘れてはならない。プール壁の損壊はプール水の短時間での大量流出を招き、遮蔽と冷却機能を失い、使用済み燃料の損傷、更にはメルトダウンに至った場合はもはや何の手も打つことは出来ない。審査書においては、大規模流出のケースの場合の評価が欠落している。IV-4.6 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備及び手順等(意見)建屋からの漏出ガス量の放水による抑制は戯画的である。(理由)基準規則第 40 条に従い、建屋からの放射性物質の工場外への放出量を抑制するために、建物周囲に可搬型の放水砲および必要な水量を移送する大型ポンプを配置することとしているが、あまりにも戯画的な対策といえる。そもそも、建屋の隙間等から漏出した汚染ガス(というより放射性物質を含んだ空気)は、一部の水蒸気を含んだ白煙以外に可視化はされず、また夜間の視認は不可能である。放水にて放射性物質を叩き落とせる効果はほとんど皆無といえるだろう。更に、放水によって大量に発生する放射性物質を含んだ(運が良ければ)汚染排水への対策は排水溝の堰止めとフェンスの設置程度であり、あまりにも不十分である。湖沼や海洋汚染を本気で防ごうと思えば、数千立法メートルを超える大容量のコンクリートピットを用意せねばならない。福島第一原発における汚染水問題からの教訓を真摯に受け止めるべきである。IV-4.9 計装及びその手順等(意見)計装設備の全面的刷新が必要である。(理由)計装設備は基準第 43 条に適合しているとの判断を行なっているが、本再処理施設の「老朽化」という現実には一切言及していない。本施設が 1994 年 4 月に着工してからすでに四半世紀を超えている。この間のプラント技術分野における進歩には著しいものがある。とりわけ、プラントパラメータの計測と監視・制御の分野で、本施設に使用されている設備やシステムはすでに著しく陳腐化してしまっているといえよう。例えば、中央制御室:旧タイプの DCS(分散型コントロールシステム)や PLC(イプログラム可能なインターロックシステム)が使われており、その後の技術進歩による処理スピードや信頼性の向上が反映されていない。計装部品:耐用年数が長く、より故障頻度の低い新製品が逐次商品化されている。また、昨今では IT 技術の進歩による情報共有の拡大、処理スピードの向上、取扱いデータ量の増加などがいっそう進んでいる。規則第 43 条では重大事故に対処する計装設備の条件について記述されているが、より信頼性の高い設備への更新についての要求が欠落している。プラントの、とりわけ重大事故対策の信頼性と確実性を向上させるためには、現計装・制御システムの全面的な更新が必要である。IV-4.12 緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等(意見)緊急時対策所の機能は不十分である。(理由)基準規則第 46 条に従い、故意による航空機の衝突対策も含めた重大事故に対処すべく緊急時対策所を設けることとしている。しかし、この設備は発電用原子炉における「特別重大事故等対処設備」とは異なり、非常時の運転制御機能</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>(原発で言えば炉心の緊急冷却操作)は持たず、主要運転パラメータの把握のみであることなど機能は限定的である。再処理施設は原発と比べても以下のような特有の危険性を有しており、非常時には被災箇所からの一定の距離を確保した安全な場所からの遠隔操作が求められる。・保有放射エネルギーの多さ・大量の高レベル濃縮廃液の存在と常時冷却の必要性・可燃性液体と強酸の存在・重大事故発生ケースの多様さ・プルトニウムの取り扱いと保障措置による管理の必要性発電用原子炉に求められている特別重大事故等対処設備の設置を求める。</p>
0530E007	<p>132ページ、Ⅲ－16「固化セル圧力放出系への高性能粒子フィルタの追加設置」：フィルタを「新たに設置」するとあるだけで「追加設置」の理由が記載されていない。理由を記載するべきではないか。150ページ、2.「・臨界事故について、……さらに、それによる核燃料物質の異常な集積を【検知できないこと等の技術的な想定を超えて、重大事故の発生する貯槽を仮定】していること。」の【】部は「検知できないことなど、技術的な想定を超えて、重大事故の発生する貯槽を仮定」とすべきでは？「検知できないこと等の技術的な想定」では、「検知できないこと等」＝「技術的な想定」となってしまうが、この文章の意味は「検知できないこと」＝「技術的な想定を超えていること」では？ なお、151ページでは「・有機溶媒火災について、……想定を上回る量の TBP が混入するなど、技術的な想定を超えて、重大事故の発生する貯槽を仮定していること。」となっている。]191ページ、丸数字1:「プール水冷却系又は安全冷却水系が機能喪失した場合には、崩壊熱によりプール水の温度が上昇し、これが継続するとプール水の沸騰に至る。」とあるが、再処理施設の燃料貯蔵プールの最高使用温度は65℃で設計しているはず。プール内の水が沸騰して100℃になるということは、プールの最高使用温度65℃を逸脱することを意味する。これが、なぜ許容されるのか、理由を明らかにされたい。また、コンクリートの耐熱温度は65℃（長時間について）であるが、使用済み燃料プール内の水温が100℃になれば、コンクリート温度は65℃を超え、コンクリートの健全性は維持できない。こうした点を踏まえない審査は極めて甘いと言わざるを得ない。なお、これまで、発電炉においても、燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失した場合には注水すればよいということが極めて安易に語られてきた。しかし、燃料貯蔵プールに注水することによって水位は維持できても、水温を下げることはできない。したがって、燃料貯蔵プールが冷却機能を喪失した場合、一刻も早くその冷却機能を復旧し、プール水を循環冷却することによってプール水温を下げるこそが決定的に重要である（このことは、福島事故でも明らかになった）。また、地震によって燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失しないよう、プールの冷却系の耐震クラスはSクラスにするべきである。同時に、プールの冷却系を多重性を有する安全系として扱うよう安全重要度分類及び設計を見直すべきである。219ページ、(3)第4段落：「……塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、【その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。】」の【】部分の表現は日本語になっておらず、不適切。「応力、荷重等を制限する値」の「値」とは何の値か？「荷重」は評価の条件であって、許容限界ではないのでは？【】部分は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない最大の応力、ひずみ等を許容限界とする。」といった文言にすべきでは？231ページ、(3):「手順等が第34条等の要求事項イ)から同ハ)に対応する手順等を整備する方針であることを確認した。」</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>は日本語になっていない。「手順等が」は「手順等については」とすべき。231ページ、(3)「また、重大事故等対処設備を用いた手順等について、重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等に適合していることを確認した。」の「重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等」の最後の「等」は不要。なぜなら、230ページの「(3)手順等の方針」において「手順等については、……重大事故等防止技術的能力基準1.0（手順等に関する共通的な要求事項）を踏まえた方針とする。」となっており、「重大事故等防止技術的能力基準1.0項【等】」とはなっていないから。もし「等」をつけるのであれば、「重大事故等防止技術的能力基準1.0項」以外の要求事項を明示すべき。なお、この「重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等」という表現は、これ以降頻出するので、同様に訂正すべき。</p>
0530E008	<p>4ページ、IIの第3段落：「……具体的には、本申請が既に建設され、使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びに再処理設備本体の試験運転実績を有する再処理事業者……」の「再処理設備」の定義は？「再処理施設」との違いは？「再処理設備」が「再処理施設」と同じものであるなら、「再処理施設」に統一すべきでは？20ページ、(3)の丸数字1：「屋外消火設備には、凍結を防止するために、埋設配管とする又は保温材を設置する。」の「屋外消火設備には、……埋設配管とする」は日本語としておかしい。「屋外消火設備【には→は】、凍結を防止するために、【埋設配管とする→地下に埋設するか】又は【保温材を設置する。→保温材を設置することとする。】」とすべき。54ページ、「丸数字2 許容限界」：「Sクラスの機器・配管系について、……塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、【その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。】」の【】部分の表現は日本語になっておらず、不適切。「応力、荷重等を制限する値」の「値」とは何の値か？「荷重」は評価の条件であって、許容限界ではないのでは？【】部分は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない最大の応力、ひずみ等を許容限界とする。」といった文言にすべきでは？74ページ、4.(1)「……なお、前処理建屋の屋上に設置している再処理設備本体用の安全冷却水冷却塔については、設置位置を変更した上で防護対策を講じる。」の「再処理設備」の定義は？「再処理施設」との違いは？「再処理設備」が「再処理施設」と同じものであるなら、「再処理施設」に統一すべきでは？75ページ、最下段段落「……そのうち、再処理設備本体用の安全冷却水系冷却塔については、設置位置を変更した上で竜巻防護設計を講じるという方針を示した。なお、再処理設備本体用の安全冷却水系冷却塔の設置位置の変更に係る審査結果については……」の「再処理設備」の定義は？「再処理施設」との違いは？「再処理設備」が「再処理施設」と同じものであるなら、「再処理施設」に統一すべきでは？100ページ、1.第2段落「規制委員会は、標的面積の設定に係る審査方針として、本再処理施設は再処理の工程ごとに安全機能が独立して複数の建屋で構成されていることから、工程単位で評価を行うことを基本とし、安全上重要な施設を内包する建屋及び安全機能の維持に必要な施設の面積を合算したものを標的面積とし、それによる航空機落下確率の評価結果を確認することを示した。」とあり、規制委員会が「工程単位」での評価を行うという方針を「示した」ことになっている。これは、再処理施設の全設置面積を標的面積とすると、航空機落下</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>確率が 10^{-7} / 炉・年に近い値になるため、航空機落下確率をできるだけ小さい値であるかのように見せかけることを目的としたものであると考えられる。しかし、102 ページには「なお、申請者は、全ての安全上重要な施設を内包する建屋等の面積を合算したものを標的面積とした場合の落下確率は、8.8×10^{-8} 回/年となるとしている。」と記載されており、全ての面積を標的面積とした場合でも航空機落下確率が 10^{-7} / 炉・年を満足するのであるから、評価を「工程単位」で行う必要はないのではないか。114 ページ、(6)「……燃料貯蔵プール等の冷却及び給水機能……」は「……燃料貯蔵プール等の冷却及び【同プール等への】給水機能……」とすべき。115 ページ、第2段落「……燃料貯蔵プール等の冷却及び給水機能……」は「……燃料貯蔵プール等の冷却及び【同プール等への】給水機能……」とすべき。</p>
0530E009	<p>239 ページ、(3) : 「……再処理設備本体用の…… / 本対策は、再処理設備本体用の……」の「再処理設備」の定義は？ 「再処理施設」との違いは？ 「再処理設備」が「再処理施設」と同じものであるなら、「再処理施設」に統一すべきでは？ 239 ページ、(4) : 「……再処理設備本体用の……」の「再処理設備」の定義は？ 「再処理施設」との違いは？ 「再処理設備」が「再処理施設」と同じものであるなら、「再処理施設」に統一すべきでは？ 244 ページ、丸数字1の最終段落 : 「……高レベル廃液等の沸騰のような貯槽等に状態の変化がある場合、……」は日本語として不適切。「……貯槽等に、高レベル廃液等の沸騰のような状態の変化がある場合、……」とすべき。251 ページ、IV-4. 5 「……使用済燃料貯蔵貯蔵槽の冷却機能又は給水機能……」は「……使用済燃料貯蔵貯蔵槽の冷却機能又は【同貯槽への】給水機能……」とすべき。259 ページ、最初の「・」点 : 「大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及びホース展張車は、第1貯水槽を水源とし、MOX 燃料加工施設との共用を考慮して、可搬型放水砲から本再処理施設の各建屋へ放水できるとともに、建屋の最高点である屋上全般にわたって放水できる容量を有する設計とする。」とあるが、「建屋の最高点である屋上全般にわたって放水できる容量」は、ポンプの揚程を決める根拠となるだけであり、本来の「容量」すなわちポンプ・放水砲の流量はどのように決めているのかが不明である。結局「事業所外への放射性物質の放出抑制のための設備」とは、ただ建屋の屋上に「放水」できればよい。それがどのような「放射性物質の放出抑制」の効果を持つかは問わないという極めてずさんな要求であり、申請者の「設計方針」もそれに安易に乗ったものでしかない。もし、「放水」により放射性物質の放出を「抑制」できるというなら、定量的に、その評価結果を示すべきである。もしそれができないのであれば、本件に関する審査結果は無効であると言わざるを得ない。</p>
0530E010	<p>環境基本法第 13 条が削除された問題について放射性物質の核種ごとの規制値が定められているべき環境基本法そのものの理念はとても素晴らしいと思います。以前は定められていた 13 条に、公害物質としての放射性物質の明記があり、それを残して、核種ごとの規制がなければ、真の意味での放射性物質の拡散を防げないと思います。</p>
0530E011	<p>パブコメ要綱に、原子力規制委員会最終回の提出資料にあった「審査書庵の概要 p6」が掲載されていないことについて。この表によれば、「主な管理目標値・液体廃棄物」は、「冷却期間 15 年」で「年間 9700 兆ベクレル」が容認されている。現在、その海洋放出案に対して漁業者や近隣自治体を中心に、ほとんどが反対意見のでている福島第一原発事故後の放射能処理水の、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	て強調したい。「資源のない日本」だから核燃料サイクルが必要と考えた時代の遺物への執着によって税金が無駄遣いされ、地震・災害のたびに死の恐怖に襲われる、1日も早く「脱却の道筋」を描いて欲しい。
0530E015	252ページ、「(二)使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率を計測するための設備及び手順等。」の「(二)」「[漢字の二]は「(二)」「[カタカナの二]」に。252ページ、ホ):「……また、上記イ)、ロ)及び二)については、以下の措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うこととしている。」の「(二)」「[漢字の二]は「(二)」「[カタカナの二]」に。252ページ、チ):「上記二)の計測設備は、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。」の「(二)」「[漢字の二]は「(二)」「[カタカナの二]」に。
0531E001	トリチウム汚染された水を海洋投棄することに抗議します。何度でも言います。#トリチウム海に流すな！
0531E002	この審査書(案)には反対します。(反対の理由)使用済み核燃料を「再処理」して核兵器の原料となるプルトニウムを作成する再処理工場はいりません。無理やり使用するための MOX 燃料は不経済で危険です。再処理時に汚染が拡散し汚染物を撒き散らします。(その他の要望)このパブコメの内容分析を、きっちりと公開してください。
0531E003	再処理工場の稼働に反対します。もんじゅの廃炉が決まり、既に破綻している「核燃料サイクル」に今もしがみついている様は、第二次世界大戦で撤退をズルズル引き延ばし、傷を最悪に広げてしまった歴史と重なり、不安で仕方ありません。平常運転でも超高レベルの放射性物質を出す再処理工場が、豊かな大地、海や山を汚染してしまった罪は大変重いのですが、この際、潔く失敗を認め、環境的・経済的・精神的な傷をこれ以上広げないでください。今こそ柔軟な勇気ある撤退を。
0531E004	「核燃サイクル」は、いい加減諦めるべき。原発事故の後始末も出来ていないのに、過去の幻影にすがるとなると真似は止めるべき。安全性を軽視し、経費を削減した結果事故を起こした事への反省も不足している。日頃の管理を軽視するような人々が、原発に執着するべきではない。自分たちは無能で不適格だったと自覚し、せめて撤退して少しでも負荷を減らす努力をすべきだ。
0601E001	貴委員会が新規基準に適合していると認めることに対して反対します。日本における「核燃料サイクル計画」はもはや破綻しており、今後使用済み核燃料再処理工場の稼働につながる動きを容認できません。
0601E002	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集について 4-1 重大事故等の拡大の防止等(第28条関係) 4-1. 1 重大事故を仮定する際の考え方 再処理パブコメ 4 有機溶媒等による火災又は爆発(3 に掲げるものを除く。) 有機溶媒等による火災又は爆発における重大事故は、有機溶媒等による 火災又は爆発が生じることにより放射性エアロゾルが発生し、大気中への放射性物質の放出量が増加するものである。外部事象を要因とした場合には、工程停止又は動的機器が機能喪失する ことで、温度上昇が抑制され、有機溶媒の引火点及び TBP 等の錯体の急激な分解反応の開始温度に至ることはなく、事故の発生は想定できない。また、還元炉への水素の供給が停止することから、水素濃度は可燃限界濃度 に至ることはなく、事故の発生は

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>想定できない。内部事象を要因とした場合には、腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）の配管の全周破断と漏えい液の回収設備の単一故障との重畳の想定では、核燃料物質の漏えいが生じるが、放熱によって崩壊熱による温度上昇は抑制され、有機溶媒の引火点及び TBP 等の錯体の急激な分解反応の開始温度に至ることはなく、事故の発生は想定できない。動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源喪失により動的機器の機能喪失が発生するが、自動で又は手動により工程が停止し、温度上昇は抑制されるため、有機溶媒の引火点及び TBP 等の錯体の急激な分解反応の開始温度に至ることはなく、事故の発生は想定できない。また、還元炉への水素の供給が停止することから、水素濃度は可燃限界濃度に至ることはなく、事故の発生は想定できない。TBP の混入による急激な分解反応は、過去に海外の複数の再処理施設において発生しており、発生した場合には、直ちに対策を講じる必要がある。このため、設計基準事故では、溶液の温度上昇防止機能、TBP の混入防止機能等の多重の喪失により、精製建屋のプルトニウム濃縮缶において、事故が発生することを想定している。重大事故では、上記(1)及び(2)において設定した条件の下では有機溶媒等による火災又は爆発（TBP の混入による急激な分解反応を含む。以下「有機溶媒火災」という。）の発生は想定できないが、設計基準事故の機能喪失に加え、技術的な想定を超えて、溶液の供給停止回路が誤作動することにより、設計基準事故の想定を上回る量の TBP が混入した事故が発生することを仮定している。p147 p147 意見火災の原因はいろいろあり、地震による火災や飛行機の墜落など有機溶媒の引火点に達することがないという保障がない。もし火災が発生して酸化プルトニウムが飛散すると大量の肺がんが発生する危険性がある。火災を起こしやすい有機溶媒を用いる核燃料の再処理は行うべきでない。</p>
0601E003	<p>最近、火山関係の本を読みましたが、3mmの降灰で停電、10cmの降灰で道路は通行能、都市機能が失われることを知りました。六ヶ所再処理工場の審査では、火砕堆積物の積もる量を55cmと想定しているとのことですが、これでは、使用済み燃料プールと高レベル放射性廃液の冷却機能が“同時に”完全に失われ（共倒れ事故）、水素爆発や乾固溶融事故は避けられません。火山関係の想定される事故に関し、再度審査を行うことをお願いいたします。</p>
0602E001	<p>審査書案 P78、P79 の「再処理施設に影響を及ぼし得る火山の抽出」(2)について、「再処理施設の運用期間における火山活動に関する個別評価を行う上で」とあるが、運用期間だけでなくその後も高レベル放射性廃棄物等は存在し続けるため、運用期間だけの判断では対応できない。「最後の活動終了からの期間が全活動期間あるいは過去の最大休止期間より長いことから27火山を施設に影響を及ぼし得る火山ではないと評価した」とあるが、それは逆に、近いうちに活動が始まる可能性があるということではないか？いま、日本列島は地震の活動期に入っていると多くの専門家が述べている。審査書案 P89 の「(4)上記(2)及び(3)の検討から、敷地における降下火砕物の最大層厚を55cmと設定した。降下火砕物の密度は、密度試験結果を踏まえ、湿潤状態の密度を1.3g/cm³と設定した。」とあるが、審査会においても建物に積まれる重さのことで、電源の予備があることしか触れられていない。しかし、降下火砕物が55cmも積もった時に、すべての電子機器が正常に動くかという問題、人が非常用電源を交換することが出来るかという問題（呼吸すらできない状況ではないか？）、非常用電源を交換するのにかかる時</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	間とどの程度で交換しなければならなくなるかも議論されていない。そのような中で、とても十分に審議されたとは思えない。
0602E002	使用済核燃料再処理工場を稼働させるのは危険です。原子力規制委員会は、原子力発電を推進するのではなく、規制して下さい。コストも危険性も高い原子力発電は、早々に廃止できるよう、努力して下さい。よろしくお願い致します。
0602E003	日本原燃に本件事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるとはとても認められない日本原燃の経営状態は、多額の負債（電力会社による債務補償）と電力会社からの前受金で成り立っている。また年間の経費はそのまま再処理役務代として出してもらっており、動かない再処理工場のために、電力会社は既に3兆円を超えるお金を注ぎ込んでいる。それは私たちの電気代から支払っている。多額の借金を抱えながら1年間にかかった経費は全て電力会社が支払う、そんな会社が果たして経理的基礎があると言えるのか。例えば、日本原電の東海第2原発の審査の時にも、経理的基礎が問題になった。日本原電に対しては、国が50%以上の株を保有する東電は債務補償をすることが認められず、前受金などの違う方法での資金援助をすることになった。しかし日本原燃に対しては、東電の巨額の債務補償が福島事故の後も認められたままである。本来なら認められるはずはないが、東電の債務補償を無くしては、日本原燃が破綻するからだ。現在でもこのように大変無理がある状態で経営されている日本原燃に、新たに工事を行う経理的基礎はない。
0602E004	私たちは「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。2011年3月11日、私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。1. 従来想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。審査書案における「3.設計基準対象施設 3-3 地震による損傷の防止、3-5 津波による損傷の防止、3-6 外部からの衝撃による損傷の防止」(26～106ページ)では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。審査書案における「5.大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」(296 ページ)では大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。</p>
0602E005	<p>もんじゅは廃炉が決まっているようです。プルトニウム保有に世界が心配しています。そのお金をコロナ禍で弱っている人々と企業にまわして欲しいと願います。</p>
0602E006	<p>私は、この「審査書案」に反対します。・反対理由 (1)再処理でプルトニウムを取り出しても、使う用途がそもそもないのが原子力政策の現状で、この状態は何時まで経っても解決の目途が立ちません。(2)使う、使える予定のないプルトニウムは保有しない、出来ないというのが日本のそもそもの国際約束だったはずです。(3)再処理の後、その廃棄物から取り出せるたかだか1%ほどのプルトニウムのほかの再廃棄物は又核のゴミになって残ります。堂々巡りです。(4)(もんじゅ)で散々無駄な税金を使い果たし、又同じことを繰り返す道を歩むしかない日本独特の(核のゴミの処理)の解決法はないと考えます。・以上の理由でこの審査書案に反対しますが、このパブリックコメントの集約は、可及的速やかに公開されることを希望します。</p>
0602E007	<p>1)日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高めます。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じます。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はありません。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべきです。</p>
0602E008	<p>今回の再処理工場の審査「合格」に反対します。福島原発事故に伴う廃炉作業も見通しが立たず、廃炉に伴う総事業費も見込めない状況です。ましてや、六ヶ所村の再処理工場は、当初1997年の完工予定が、相次ぐトラブルや設計見直しなどにより24回も延期されており、原発は廃炉作業とともに人類では到底管理することができないことは明らかです。国際的にも再生可能エネルギーへシフトしている状況も踏まえ、再処理工場の建設中止と核燃料サイクル政策の破綻を認め、政策の抜本見直しを強く求めます。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0602E009	<p>1)高レベル廃液の事故定義は冷却が止まったとき、沸騰、蒸発乾固までになっている。その後起こる溶融、揮発、爆発事故がシビアアクシデントである。なぜそこまで直視し審査しないのか。原理的に起きる可能性がある事故は起こると考えて対策を立てることが重大事故を防ぐ(被害を少なくする)道であるはずだ。溶融、揮発などあってはならないから議論せずは福島教訓を無視した背信的審査であり、再度審査をやり直すべきです。 2)高レベル廃液貯槽(120m3)と不溶性残渣廃液貯槽(70m3)の廃液に臨界量を超えるプルトニウム 239 が含まれていることがわかった。このことをなぜ伏せていたのか、またなぜ審査せずにやり過ぎそうとしているのか、厳しく安全審査し国民へ公開するべきです。 3)基準地震動を 700 ガルとしているが、岩手宮城内陸地震では 4000 ガルを超えた地震が起きている。超危険な放射能を扱う施設がこのような甘い基準で良いはずがない。民間の建設会社では 5000 ガルを基準にして家屋を建設しているところがあるとのこと、このような脆弱な耐震で、許可することは許されません。 4)火砕物堆積 55cm を想定しているとのことだが、3mmの降灰で停電、10cm で道路は通行不能、上下水道へ影響、人体へ(目、鼻、のど、気管支)異常が現れるとあります。このような環境で人は生きていけるのですか。高レベル廃液や使用済み燃料プールの冷却が正常に長期にわたり冷却できるとはとても考えられません。移送させるにも移送先がありません。 5)海洋ヘトリチウム汚染水を年に 9700 兆ベクレルまで放出してもよい(管理目標値)としていますが、福島第一原発で問題になっている約 860 兆ベクレルの 13 倍もの値が1年に海洋放出を許されることはありません。そして工場周辺の人々の被ばくは年に 0.0019 ミリシーベルトで年基準 1 ミリシーベルトよりも低く安全という理屈は通りません。海洋生態系への影響をきちっとアセスメントをし評価したのでしょうか。環境基本法違反行為を許していいのですか。審査をやり直してほしい。 6)重大事故が複数重なり起こった場合の評価を見ると、プルトニウムが 5 兆 1 千億ベクレルまで放出まで予測されています。このプルトニウム(原子炉級)を質量に換算すると 8.8g になります。原子炉級プルトニウム 1g は一般人の年摂取限度の 18 億人分となると専門書に出ていました。このことから、5 兆 1 千億ベクレルを放出すると 158 億人分の年摂取限度になります。このような放出を許して良いはずありません。審査をやり直してください。</p>
0602E010	<p>環境への影響を考えると、再処理は止めて欲しいです。子供の未来を少しでも明るいものにしたと思います。</p>
0603E001	<p>「もんじゅ」は廃炉になりました。今46トンあると言われるプルトニウムをこれ以上増やしてどうするのでしょうか。まして着工から27年たっても完成しない工場は本当に完成するのでしょうか。さらに、再処理工場が完成し運転を開始すると現在運転中の原発とは比べ物にならない量のトリチウムが出ます。福島県ではアルプス処理水について海洋放出が現実的との新聞報道がありました。日本をこれ以上放射能に汚染させないためにも再処理工場は稼働すべきではありません。</p>
0603E002	<p>再処理後核廃棄物の最終処分地未決。再処理で取り出したプルトニウムの使徒はあるのか。もんじゅは廃炉済、プルサーマルは机上の空論。米国から保有プルトニウム過多の指摘。処理時に放出された(大気、海中)放射能各種は、人体に極めて有害(しきい値無く確実に発癌率上昇)。全ての点(経済、健康)において、原子力・核燃は暗い過去のエネルギー。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0603E003	<p>今回の「合格」との判断に対して強く抗議し、六ヶ所再処理工場の建設中止と核燃料サイクル政策の破綻を認め、政策の根本的転換を求めます。日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約都市、六ヶ所再処理工場では「必要以上の再処理はしない」としています。また、原子爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の視点からも国際的非難を浴びています。現在所有する約46トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、再処理工場の稼働は見込めません。再処理によって生み出される回収ウランの使徒や使用済みMOX燃料の再処理に関しても、その方針は確定しておらず未解決な課題が様々に残ったままです。いまこそ、核燃料サイクル計画からの撤退を決めること、再処理工場の建設中止を求めます。</p>
0603E004	<p>審査書案 191 頁 4-1. 2. 5 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷への対策 4-1. 2. 5. 1 想定事故1 1. 申請内容 (1)想定事故1の特徴及びその対策 申請者は、想定事故1(以下本節において「本重大事故」という。)の特徴及びその対策を以下のとおりとしている。 1. 本重大事故の特徴 燃料貯蔵プール等は、3 つの燃料貯蔵プールと使用済燃料を仮置きする 燃料仮置きピット等が燃料移送水路と連結された構造である。使用済燃料は崩壊熱を有しているため、通常時にはプール水冷却系及び 安全冷却水系により冷却を行っている。また、補給水設備によりプール水 の水位を一定に保っている。プール水冷却系又は安全冷却水系が機能喪失した場合には、崩壊熱によりプール水の温度が上昇し、これが継続するとプール水の沸騰に至る。この状態で補給水設備による注水ができない場合には、燃料貯蔵プール等の 水位低下により遮蔽機能が低下し、放射線量が増加する。プール水冷却系又は安全冷却水系の機能喪失に加え、注水機能喪失が継続すると、やがて使用済燃料の燃料有効長頂部が露出し、使用済燃料の損傷に至る意見 燃料プールの危険性は以上のような状態であり、崩壊熱による沸騰を防止するにはプールの冷却系が常に機能しなければならない。しかし、地震による電源喪失やプールの破損、火災など過失や自然災害によっても、プールが冷却できないことは常に避けられるという保障はない。とりわけ予期しうる非常事態は審査書案のように対策を記述できるが、常に人間の想定のとおりでない事故がありうるものであり、電源を喪失しても沸騰しないようなシステムでないと安全ではない。沸騰して放射性物質が放出され始めると近づくこともできない。再処理施設は稼働すべきでない。</p>
0603E005	<p>再処理施設の審査すら無駄、稼働は中止すべきです。理由は、核燃料の再処理に規制委員会の委員長を含めて数多くの異論があるが、政府は国策として中止の判断をしない。常識のある規制委員の人も核サイクル政策に疑問を持っているのではないか。総工費 3 兆円工場で費用を無駄に使い。工場を運転して廃止まで考えれば約 20 兆円まで費用が掛かる。工程を結ぶ配管約 1500Km、継手 40 万か所 を考えれば大事故発生の可能性大。再処理による電気料金のコストメリットはない。核サイクル政策「もんじゅは廃炉」フランスとの共研も足踏み。以上の問題を含めて具体的な再処理工場の推進理由を国民に説明しないで、巨額の税金、電気料金をつぎ込むことは許されない福島事故の後始末を含め膨大な無駄使いを何時まで続けるのか。後始末技術の確立できない非人道的は原発技術の企業化を中止して、国民全員が真面目に世界の未来を考える時だと考える。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0603E006	<p>「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見 私たちは、「生命を愛しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」を理念とし、安心して暮らせる社会をつくるために神奈川県内で事業活動を行なっております。当組合では、県内外の産地と産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを目指しています。2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、くらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。そのようななか、5月13日、原子力規制委員会は、青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）が、新規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。「核燃料サイクル」の再処理事業は、1993年4月28日より着工され、当初1997年に完工予定でしたが、現在はさまざまな要因によって長期間に渡り完成時期が延期されています。建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、もうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止が決定され、「核燃料サイクル」の今後については日本国民の重大な関心事となっています。これらの事実経過から、科学的・技術的な意見だけでなく、再処理事業所の必要性について広く論議の場を徹底すべきです。私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでのさまざまな既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。東京電力福島第一原子力発電所事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、従来より「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求めている立場から、審査書案に以下意見します。1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。審査書案における「3 設計基準対象施設 3-3 地震による損傷の防止、3-5 津波による損傷の防止、3-6 外部からの衝撃による損傷の防止」（26～106 ページ）では、自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は、過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。東京電力福島第一原子力発電所事故では、津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い、冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。審査書案におけ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る「5 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」(296 ページ)では、大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017 年に実施された「柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉に関するパブリックコメント」への「御意見に対する考え方」で、「武力攻撃事態に対しては、事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講ずることとしていきます」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。</p>
0603E007	<p>六ヶ所再処理工場の建設継続には反対です。現在所有する約 46 トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、再処理工場の稼働は認めることはできません。また、電力自由化が進む中、生産コストの高い MOX 燃料を使用し続けることは非効率であり、商業的にも成り立ちません。再処理工場の総事業費は約 13 兆 9,400 億円と言われており、完工時期が延びてきた中、費用がさらに膨らむことも十分考えられます。核燃料サイクル計画は破綻しており、再処理工場の建設中止を求めます。</p>
0603E008	<p>以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が 1 年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった 1 日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行いませんでした。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらに</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>は航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0604E001	<p>【 1】<該当箇所>1ページ～3ページ、301ページ他 六ヶ所再処理事業所の申請は直ちに不合格とするべき。その理由は4点。1に示すように再処理は非常に危険で放射能をたれ流す、2に示すように六ヶ所再処理施設は 30 年前に設計され改訂を重ね非常に古い、3に示すように新基準と審査では核物質の収支を評価せず総合的安全性評価が出来ていない、4に示すように核燃料サイクルが破綻している、から。1 再処理は「死のサイクル」の終着点で危険「下北半島六ヶ所核燃料サイクル施設批判」(高木仁三郎、七つ森書館1991年)の一部を引用して六ヶ所再処理の問題点を指摘する。(1)再処理は危険 再処理工場が各種の核施設のなかでも、とびきり多くの危険性を潜在的にもつものである。とりわけ、六ヶ所再処理工場は、使用済み燃料の年間処理能力が800トン(ウラン換算)という、世界最大級の工場であり、その立地上の不適さも加わって、日常的な放射能放出という点からも巨大大事故の可能性という点からも、最大級の危険性をもつものであり、世界的に憂慮の声が多く上がっている。そして、この工場が日常的に空・海にたれ流す放射能によって、住民と農作物(農民)、海産物(漁民)が深刻な被害を</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>受ける可能性がある。さらに、最大級の事故が起こった場合には、青森県下は全域にわたって壊滅的な打撃を受け、気象条件次第では遠く首都圏の人たちにも許容線量以上の被曝をもたらす。(2)再処理の問題点○再処理は、各工程において、大量の気体・液体・固体の猛毒性放射性廃棄物が発生し、その一部は直接、大気や海洋の環境中に放出する。○再処理工場は、地上の核施設の中でも最大級の放射能取扱い施設であり、化学工場であり、環境汚染の源。○再処理工場の最大の問題はなんといっても、環境に対する放射能の放出量の大きさ。大型原発に比べてさえ、再処理工場の放射能放出が大きく「たれ流し」。○六ヶ所再処理工場で大事故が起こったら、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになる。例：ヨーロッパ中央部で起こったら何千万人という死者（IRS-290 報告）。○ドイツのヴオッカーズドルフ再処理工場の計画崩壊が示すように、再処理に経済性はない。○電力会社にとって、六ヶ所再処理工場は使用済み燃料置き場（再処理工場のプール部分）で原発のゴミため。2 30年以上前の設計、24回の延長、20回の補正が示す古い設計と継ぎ当てだらけ設備 六ヶ所再処理事業所は、今から30年以上前（1989年）に申請され、24回も完成延長をし、また規制委の審査においても約20回も補正申請が提出された。30年前の設計に継ぎ当てし続けてできた施設は、設計も施工も部品も古いものが混在しているはずだ。これらが正常に作動するとは思えない。3 「新規規制基準」は合理性を欠き、核物質収支を評価せず、総合的安全性評価が無い 9年3ヶ月前に起こった東電福島第一原発事故の検証をしないままに新規規制基準が策定された。イチエフ事故の貴重な経験が基準にも審査にも十分に生きていない。それ故審査に時間をかけたからといって六ヶ所再処理施設の安全性が確認できたとは思えない。実際に、規制委は核燃料施設に係る「新規規制基準のポイント」6点（1施設毎に基準を策定、2深層防護の考え方に基づく対策を要求、3再処理施設及び加工施設について「重大事故」対策に係る基準を整備、4試験研究用原子炉施設について影響の大きさに応じて対策を要求、5廃棄物埋設施設については後段規制における管理を強化、6国際的な基準と比較しても遜色のない規制基準）では不十分だ。次の2点の欠陥がある。1「日常的な放射能放出」する施設であるのに生命を脅かす核物質の収支を十分に評価していない2「世界最大規模の工場」「巨大大事故の可能性」という巨大施設に対して総合的に安全性を評価する視点が無い4 核燃料サイクルが破綻している もんじゅ廃炉決定を待つまでもなく、多くの専門家が主張しているがとおり「核燃料サイクル」は破綻している。一例として、現防衛相である河野太郎衆議院議員の公式サイトを紹介する。◎なぜ核燃料サイクルはできないのか https://www.taro.org/2014/12/post_14-2.php（項立て）本音と建前の乖離、コスト高、核不拡散、供給安定性、環境負荷、耐震性、稼働の実現可能性、将来的な技術展望以上、規制委は安全性を確認するだけだと逃げるか、この様な愚かな「死のサイクル」を適合と見なす原子力規制委員会は全く信用できない。以上</p>
0604E002	<p>日本原燃の使用済み核燃料再処理工場は、1993年に着工し、1997年には、完成するはずだった。ところが、廃液もれが続発するなどトラブルが相次いで、完成延期が24回にも及び、未完成で、建設費は2兆9千億円と、当初見込みの約4倍に膨らんだ。そんな施設を、2020年5月13日に開かれた原子力規制委員会は、3・11後に改められた原子力施設の安全対策の新規制基準に適合するとの判断を下した。しかし、この工場を操業するには、今後、まだ設備の工事計画</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>等の審査に、極めて長い時間がかかると思われ、稼働時期は見通せない。操業を開始しても、可能な稼働期間は40年で、その間の運営費や廃止費用を含めると、総事業費は、約14兆円にも上るといふ。原子力規制委員会は、国の基準に沿うかどうかを見るが、安全のお墨付きではなく、核燃料サイクルの合理性を判断する場でもない。ゆえに、規制委員会の判断が妥当かどうかという以前の問題で、核燃料サイクル計画そのものが、今問われるべきである。この計画は、すでに破綻した計画だから、考え直して中止してほしい。何故なら、核燃料サイクルのもう一つの要である高速増殖炉の「もんじゅ」は、上記の再処理燃料を使って電気を起こす特殊な原子炉ですが、冷却に液体ナトリウムを使用するため、大変危険で不安定で、発火事故を起こして、4年も前に、廃炉が決まっている。国は新型高速炉の開発をめざすというが、技術的にも財政的にも見込みは薄い。現在、日本のプルトニウム保有量は、増加の一途をたどっている(2018年末時点で、46.3トン)。再処理工場は、危険な放射能を垂れ流す最悪の核施設である。ヨーロッパでは、再処理工場周辺にまき散らされたプルトニウムなどの放射能が、鳥や魚、植物、そして人体からも確認されている。また再処理工場で大事故が起これば、放射能は日本中に広がる。青森の豊かな自然を放射能で汚す前に、工場の稼働を中止すべきである。すでに、再処理工場が30年以上運転されているヨーロッパからは、膨大な放射能放出による環境汚染や人体への影響が報告されている。フランスのラ・アグ再処理工場周辺では、小児白血病の発症率がフランス平均の約3倍に上るといふレポートが発表され、再処理工場の運転や放射能放出を規制する運動が出ている。イギリスのセラフィールド再処理工場からの放射能によって汚染されたアイリッシュ海をめぐっては、対岸のアイルランド政府がイギリスを訴える事態に発展している。たとえ再処理工場が完成しても、燃料の使い道が無ければ、リサイクルは成り立たない。通常の原子炉で使えるプルトニウムの量はごくわずかである。再処理をすればするほど、原爆の材料にもなるプルトニウムの在庫が増えていき、国際社会の批判を強めるだけである。無用の長物に、これ以上巨費を投じる理由はない。リサイクル不能であれば、使用済み核燃料は、ただのごみで、大変危険なごみである。総額14兆円を投じる、これらの政策は、全面的な見直しを行うべきである。現在、最も必要なのは、日本の科学分野の人材の育成と、物理、化学、生物、医学、工学分野や科学技術発展のための政策であり、上記の14兆円を、これらの政策に振り向けるべきである。</p>
0604E003	<p>【 2】<該当箇所>11ページ～12ページ5 再処理における放射性廃棄物(気体・液体・固体)の種類と量を明示せよ 再処理事業は、使用済み核燃料を多くの工程(建屋)を経てウランとプルトニウムを取り出す。これらの各工程において、大量の気体・液体・固体の猛毒性放射性廃棄物が発生し、その一部は直接、大気や海洋の環境中に放出される。それ故、再処理の各工程でどれだけの放射性廃棄物が発生するのかとその評価が重要である。実際に、日本原電のサイトには次の記述がある。疑わしい記述もあるがそのまま引用する。<放射性廃棄物の処理 https://www.jnfl.co.jp/ja/business/about/cycle/summary/disposal.html 再処理工場では、国内外の最良の技術を用いて、環境に放出される放射能を合理的に達成可能な限り低くするという精神にそって、十分低減することとしています。再処理工場からはトリチウムやクリプトンが放出されますが、これらは生物の体内では、ほとんど濃縮されず、また、放射線も弱いため、人体</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>に影響を及ぼすものではありません。(気体) チリのようなものは高性能粒子フィルタにより、よう素はよう素フィルタに吸着させて放射能を低減し、安全を確認しながら排気筒から放出します。(液体)各工程において洗浄器等から発生した廃液については、蒸発缶により煮つめ、残留物は固化して容器に入れ専用の貯蔵庫に貯蔵します。一方、蒸留された水は安全を確認した後、海洋放出管から海洋へ放出します。(固体)再処理工場の運転や点検などに伴って発生した、使い古した紙・作業衣などを焼却した灰や金属類などの固体廃棄物(低レベル放射性廃棄物)は、工場内の専用の貯蔵庫の中で安全に貯蔵されます。> ところが、審査書には関連する記述がほとんどない。審査書を作り直し評価をし直すべきだ。すなわち、六ヶ所再処理事業における放射性物質のインプットとアウトプットが示されていない。同処理事業施設が稼働することによって、全体として何が入力され何が出力されるのかと、多くの工程で何が入力され何が出力されるのか、そして特に各工程で出てくる放射性物資の種類と量とその管理方法・放出方法などを明示するべきであるのに、そのことが審査書のどこにも書かれていない。該当するページは11ページと12ページだけだ。これでは、専門家も含めた多くの市民が、再処理事業の妥当性とその安全性を判断できない。例えば、規制委定例会議(5月13日)の資料1-2審査の概要の2ページの図で示された工程概要は次のとおりである。○使用済燃料受入・貯蔵建屋 使用済み核燃料をプールで冷却貯蔵○前処理建屋 燃料をせん断溶解○分離建屋 核分裂生成物の分離ウランとプルトニウムの分配 ○高レベル廃液ガラス固化建屋(output)高レベル廃液ガラス固化体 ○第一ガラス固化体貯蔵建屋 貯蔵○精製建屋 微量の核分裂生成物を除去○ウラン脱硝建屋 硝酸を除去し、製品(文末)化 (output)ウラン酸化物製品○ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 硝酸を除去し、製品(粉末)化 (output)MOX 燃料製品原子力発電所と異なり、これらの工程は原子炉に入っている訳ではなく、すべて言わばむき出し状態で処理される為非常に危険である。これらの各工程(建屋)において、気体・液体・固体のどれだけの放射性物質が出てくるのか、これらの管理をどうするのか、どれだけ外部放出するのかを、定量的に明示していただきたい。例えば、1年間で800tの使用済み核燃料を処理した場合に、ウランとプルトニウム製品がどれだけ得られるか。それとともにどれだけの放射性物質が作られ、そのうちのどれだけの放射性物質が外部に放出されるのか、を明示して議論するべきだ。6 使用済燃料の冷却期間の変更の理由を説明せよ 使用済燃料の冷却期間を変更した。受入れまでの期間:1年以上=>600t未満は4年以上、他は12年以上せん断処理までの期間:4年以上=>15年以上そして、12ページにその放出管理目標値について説明されている。しかしながら、これらの冷却期間の変更は何ゆえにされたのが不明確である。受入れまでの期間とせん断処理までの期間について、当初の場合だとどのような問題が起こると危惧されたのか、それが変更によってどれだけ改善されるのかを審査書に明示していただきたい。この説明だけではどの程度の改善が期待できるのかも分からない。以上</p>
0604E004	<p>p6 15-18さらに、再処理施設の運転については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所(東海再処理施設)等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している。意見 日本原燃は再処理工場を建設するにあたり、フランスの再処理工場から技術を買取り、万が一のトラブルに際して、東海再処理</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>工場、イギリスとフランスの再処理工場からの技術的支援を受けて補修等を行うと説明してきた。ところが今、東海再処理工場は既に廃止措置に入り、またイギリスも再処理工場が停止し、唯一フランスからの技術支援を受けることができる。最近は、新型コロナウイルスの蔓延によって、社員をフランスでの研修に向かわせたが、研修を受けられずに帰って来たことが報道された。このような状況にあっては、他社の技術に依存して再処理を行うということが非常に危険であるということを示している。独自の判断で再処理工場を修復するという能力がないところに、日本原燃の弱さある。なお、ガラス固化工程に携わる社員も、3分の1が未経験者となり、東海再処理工場でガラス固化の研修を行っているという報道があったが、東海再処理工場自体が今後2年程度ガラス固化ができない状態になっている。いくら模型でガラス固化の研修をしても、実際にガラス固化する研修は2年後まで待たなければならないので、この程度の研修及び訓練で十分大丈夫という判断を下したことは間違いと思う。日本原燃の社員だけで補修出来るまでの技術力が望めないのは、フランスの再処理技術がブラックボックスになっているからで、核兵器保有国からの技術に依存している限りはこの束縛から逃れられない。再処理事業からの撤退が必要である。</p>
0605E001	<p>【 3】<該当箇所>30ページ～60ページ7 六ヶ所村周辺は、断層が密集し、劣悪な地質、地下水問題 六ヶ所再処理施設の敷地が390万平方メートルと広く、敷地から30km圏内に上原子～七戸西方断層、横浜断層、F-d断層、出戸西方断層があり、六ヶ所敷地は活断層に取り囲まれている。審査書では出戸西方断層の評価をしているが、これらの活断層に囲まれた広域の敷地に危険な再処理施設があること自体が非常に危険である。更に、重要なプレート間地震である2011年東北大平洋沖地震による地震動の敷地への影響は比較的小さいとみなして、基準地震動として選定されていない。選定するべきである。また、地質学者 さんが六ヶ所再処理施設は「地盤が悪く、地震にも弱い施設」と指摘している。同敷地は地質が劣悪である。支持地盤の構成岩石は軟岩であり、すべり面や断層が存在し、敷地は危険な造成地(段丘堆積層及び火山灰層などによって表面を被われた洪積台地だが、かなり広い面積にわたって盛り土が施されている)である。そのことを考慮して地盤の変位、地盤の支持、地盤の変形の評価が出来ていない。また、地下水の問題について言及されていない。敷地には通気帯(隙間に空気だけあって地下水がない部分)がほとんどなく、地表面を少し掘っただけで大量の地下水がすぐに湧き出てくるような場所が非常に多い。また、六ヶ所村の生活用水および畜産用水になっている深層地下水が放射性物質によって高濃度に汚染される事態を起こす恐れがある。これらについて評価していないのではないか。<該当箇所>70ページ～75ページ8 竜巻対策は十分か? 飛来物防護版や防護ネットなどを設置するとしているが、広大な敷地に大中小の多数の建屋がある施設の総ての建屋を竜巻から防護するのは無理ではないか? 対応が十分とは思えない。<該当箇所>90ページ～102ページ9 石油備蓄基地と0.9km、航空機落下影響評価が甘すぎる むつ小川原国家石油備蓄基地が0.9kmの近隣にある。必要な安全機能が損なわれないことを確認したとしているが、どう考えても危険である。敢えてこの場所に危険な再処理施設を置いて稼働させることは間違っている。航空機落下について、外部火災ガイドの墜落地点の考え方によらず建屋外壁等で火災が発生することを評価の前提としているがこれは甘</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>すぎる。航空機落下確率評価において、工程単位で評価しているがこれはおかしい。航空機落下確率は全体の敷地面積から計算するべきである。＜該当箇所＞140ページ～152ページ10100を超える貯槽と海外の再処理施設事故経験を踏まえると重大事故の仮定が甘い 重大事故を仮定する考え方として外部事象を地震と火山しか考えていない。航空機落下も津波襲来も考慮するべきである。内部事象も多種多様な施設が存在する中で抽出要因が十分だとは思えない。再検討を願う。重大事故の特定結果の表には各建屋に多種多数の貯槽が存在することが分かる。蒸発乾固事故の対象が53貯槽、水素爆発対象が49貯槽とされている。これだけ多数の貯槽のいくつかに重大事故が起こったら、どんなにマニュアルを準備し訓練をしても、的確な対応ができるとは思えない。また、海外の複数の再処理施設で発生した TBP の混入による急激な分解反応について、単独で発生すると仮定することは危険ではないか。これらを考えてと稼働は認められない。</p>
0605E002	<p>【 4】＜該当箇所＞161～162ページ、173ページ、174～184ページ、191ページ、257ページ11 臨界事故の対策は付け焼刃 次の対策は付け焼刃であり、真にリスクを回避できるかどうか疑わしい。このような不確かな対策を施してまで再処理施設を稼働させるべきではない。○臨界事故の対策として、中性子吸収剤を自動で供給する機能と、放射性物資を廃ガス貯留槽に閉じ込め貯槽に残留している放射性物質を廃ガス処理設備から放出する機能とを付加する。この見直し対策は安全性が不透明。○蒸発乾固の対策として、凝縮器により蒸気を凝縮し、さらに凝縮器下流の高性能粒子フィルターを通し、放射性物質の量を低下させた上でセルに導出し放射性物質の滞留・沈着を図り、その後代替セル排気系から放出する、としている。いざという時に目論み通り稼働する保証はない。○水素による爆発の対策として、機器圧縮空気自動供給ユニットや圧縮空気手動供給ユニットを配備している。イチエフ事故時の対応の教訓から、いざという時にこれらのユニット制御をうまくできる保証はない。○TBPの混入による急激な分解反応の対策として、インターロック自動停止機能と、放射性物質を廃ガス貯留槽に閉じ込め後に廃ガス処理設備から放出する機能を整備する。こちらもいざという時に目論見どおりに稼働する保証はない。○放射線及び放射性物質の放出抑制等の対策として、大型移送ポンプ車・吸着剤・拡散防止フェンス・可搬型放水砲・汚濁拡散防止フェンスなどの対策が練られている。イチエフ事故を思い出すまでもなく、これらに頼る事態に至った折に正常に稼働する保証はない。＜該当箇所＞全般12 世界的に見てトップスリーに入る優れた漁場を汚してはいけない かつて英国セラフィールド再処理工場からのセシウムが、北東大西洋の縁を高緯度地域へ向けて流れる海流により北極海へと輸送された。六ヶ所再処理工場の本格操業が始まれば、下北半島の沖合は言うに及ばず、北海道東部から三陸沖の全域において水産業に大打撃を加える。そのことは、 の1万枚のハガキ放流実験で三陸から兆子までの500kmにのぼる海域に分散して回収されたことが証明している。（「海の放射能汚染」(湯浅一郎、緑風出版)） 核関連施設で最も重大な汚染源は再処理工場である。核分裂生成物とプルトニウムなどを分離する核化学工場を稼働して核のゴミを海や空や大地にまき散らす愚をしてはいけない。以上</p>
0605E003	<p>去る5月13日、原子力規制委員会は日本原燃株式会社の再処理工場(青森県六ヶ所村)を、安全審査の新規制基準に「適合する」と認定したが絶対に許せません。再処理工場事故は</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>壊滅的核惨事招く 2011年3・11 福島核大惨事の教訓は全原発の即時廃絶の啓示だ。再処理工場はプルトニウムを大量抽出するための核軍事施設であり、いったん事故が発生すれば3・11をはるかに超える壊滅的な核惨事となる、「高速増殖炉等の面で、すぐ核武装できるポジションを持ちながら平和利用を進めていく」(1968年外務省極秘文書)。これが日本帝国主義自らの核武装化戦略だ。それに基づき、プルトニウムの大量生産・保有を目的として《原発・再処理工場・高速炉》を軸とした核燃サイクル計画を推進してきた。「原子力の平和利用」の偽装のもとで、六ヶ所再処理工場などを建設して核燃サイクル計画を推進し、「いつでも核武装できる」体制を追求してきた。プルトニウム保有は原爆製造が目的 プルトニウム製造の目的は《核兵器用の材料確保》以外のなにものでもない。今回の六ヶ所再処理工場稼働の再決定は、福島原発事故のような大規模な核惨事が起きようが、「余剰プルトニウムを持たない」というウソの化けの皮が剥がれようが、あくまでも核燃サイクルにしがみつき、核武装へ暴力的に突進する宣言にほかならない。福島・青森の怒りとを受け止めよ 再処理工場が稼働すれば1日で原発1年分の大量の放射性物質が環境中に放出され、周辺住民に甚大な核被害をもたらす。これを見ぬき、六ヶ所村—青森県を中心にした漁民・住民・労働者は再処理工場・核燃サイクル白紙撤回を求め、数十年にわたり粘り強い反対運動を展開してきている。ヒロシマ・ナガサキ、ビキニ、チェルノブイリ、フクシマを繰り返すな。</p>
0605E004	<p>・意見案日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン85(半減期10.76年)、トリチウム(半減期12年)、炭素14(半減期5730年)、ヨウ素129(半減期1570万年)、ヨウ素131(半減期8日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素129、ヨウ素131など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる40年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数100万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>り、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。</p>
0605E005	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16～18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが無いことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではな</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>く、豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0605E006 (1)	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。《文字数が多いため、次のページに続きます》</p>
0605E006 (2)	<p>《続きです》4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16～18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上です。</p>
0605E007	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。2)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16～18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。3) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0605E008	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 東京電力福島第一原発事故の経験を踏まえ、持続可能な社会を構築すべき東京電力福島第一原発事故は 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。2) 再処理工場は日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高めるので稼働すべきでない「六ヶ所再処理工場」が本格稼働した場合、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。一日で、「原子力発電所が 1 年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能を放出し、予定年数とされる 40 年もの間放射し続けることとなります。放出された放射能は空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能は生体濃縮され、数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。3) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じるリスクを回避すべき再処理によって事故が発生した場合の被害は</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書「下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判」のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量は六ヶ所再処理工場で、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約200倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。プルサーマル計画では、当初2010年に16～18基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのです。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。 以上</p>
0605E009	<p>プルトニウムの保有は核を保有することと同じです。日本はすでに46トンものプルトニウムを保有しており、これ以上の保持は危険性を増すだけではないでしょうか？強く危機感を感じます。恐ろしい行為を国が率先して行うのはもうやめてほしいです。子どもたちの未来のためにも。</p>
0605E010	<p>(2ページ目)5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018年末時点で46.3トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初2010年に16～18基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクル</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>が破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の11万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0605E011	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン85(半減期10.76年)、トリチウム(半減期12年)、炭素14(半減期5730年)、ヨウ素129(半減期1570万年)、ヨウ素131(半減期8日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素129、ヨウ素131など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる40年もの間放出し続けることになります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数100万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっていま</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。</p>
0605E012	<p>2020 年 5 月 13 日、原子力規制委員会は、青森県六ヶ所村にある日本原燃の六ヶ所再処理工場について、安全対策の基本方針が新規規制基準に適合するとする「審査書案」を了承した。六ヶ所再処理工場は 1993 年に着工。以来、トラブルなどで日本原燃は 24 回も完工計画を延期、総事業費は 13,9 兆円にのぼり、2021 年上期の竣工予定としている。六ヶ所再処理工場の運転で放出される放射能は、一般の原発の通常運転で放出される放射能をはるかに上回り、トリチウムについていえば、フル操業した場合の年間海洋放出量は、福島第一原発事故前の 54 基が稼働していたころの日本の発電所からの年間総放出量の 10 倍である。日本原燃は、気体は高さ 150m の排気塔から、液体は沖合い約 3km・深さ約 44m の海洋放出管から放出することで、十分に拡散するため、周辺の放射線量は上がらないとしているが、仮定の話である。核燃料サイクル政策は、高速増殖炉もんじゅが廃炉過程にありプルサーマル計画も使用炉は4基のみで行き詰まり破綻している。福島原発で起きたように深刻な事故時の放射性物質による壊滅的な被害、地域及び世界の安全保障、経済性、操業時環境に放出される放射性物質、すでに国内外に存在する約 46 トンのプルトニウムの処分方法などの問題点から、六ヶ所再処理工場の建設中止と核燃料サイクル政策の転換を求めます。</p>
0605E013	<p>六ヶ所再処理施設周辺は六ヶ所断層や六ヶ所撓曲等があるとされており。これらが、永遠に地震を起こさないと証明されない限り、六ヶ所再処理工場は稼働させるべきではありません。また、使用済み核燃料から、再利用できるプルトニウムやウランを取り出して他工場で MOX 燃料に加工する際、高レベル放射性廃棄物が多量に出ます。これを保管する施設は地震及び火山大国で、台風等の自然災害の多い日本にはありません。万一、海外に保管するにしても、子、孫、曾孫さらに先の世代に負の遺産を残してはいけません。未来の人類のために、少しでも安全な地球環境を残すのが、現在の地球に住む大人達の使命です。MOX 燃料に再利用できるウランやプルトニウムは僅かなため、稼働させても、プルトニウムの保有量が増えて他国から非難されるだけです。以上の理由から、六ヶ所再処理工場の稼働には絶対反対です。現在保有す</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物等の安全な保管方法を真剣の考えてください。 我々の子孫の世代に残す負の遺産をこれ以上増やさないでください。</p>
0605E014	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。</p>
0606E001	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理に反対である。一つの理由としてガラス固化は本質的な欠陥があり、しかも終了報告の取り扱いについても現時点では決まってないという。規制庁が再処理合格なんていっても、反対である。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0606E002	<p>高速増殖炉もんじゅの廃止も決まっているのに、なぜ使用済み核燃料の再処理工場が基準に適合しているという審査書が出されるのですか。まったく理解に苦しみます。核燃料サイクル計画の破綻は明らかです。これ以上税金の無駄遣いはやめてください。</p>
0606E003	<p>六ヶ所再処理工場設置の事業は、1992年に事業指定が認められ、1993年に着工された。それから27年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。これは再処理事業を遂行する技術的能力がない証拠です。更に核燃料サイクルが破綻している現状では再処理事業そのものの存在意義がありません。即廃止すべき事業ですので、速やかに使用済み核燃料のより安全な保管方法を採用すべきです。これ以上、無駄に時間と金をつぎ込むのはやめてください。</p>
0606E004	<p>再処理事業の変更許可申請を適正とする審査(案)は適切ではない。理由:・そもそも被審査団体である日本原燃に再処理施設を運営する能力・信頼性があるのかどうかを審査していない。事実これまでも規制委員会から改善命令を数知れず受けてきたことは全て改善したのか?・もんじゅが1兆円以上の税金と数十年の時間をかけた末に破綻した下で、再処理施設建設、運営を継続する合理的な理由が示されていない。</p>
0606E005	<p>規制委員会は、火山噴火があっても再処理施設は安全を保つことができるとしているが、長期に及ぶ全電源喪失状態が生じた場合大変危険である。再処理工場からは、大量の放射性物質が大気や海洋に放出され、環境に蓄積されて地球上の生物の生命を脅かす。以上の理由から、六ヶ所再処理工場は絶対稼働させないでください。</p>
0606E006	<p>p12 10-14設計基準対象施設に関し安全設計及び安全評価を維持することについては、受入れ及びせん断処理に係る使用済み燃料の冷却期間の見直しに伴う放射性物質の崩壊熱密度及び放射エネルギーの低減を考慮しない保守側のものとなり、再処理施設の安全性を低下させるものではないことから、差し支えないと判断した。意見日本原燃がこれまで示してきた、敷地周辺住民の被ばく線量は1年間で22マイクロシーベルトであった。これは、使用済み燃料を4年貯蔵して再処理する場合の想定であった。ところが、今回は15年後に再処理するので、放出放射能の影響が少なくなるとの想像はできるが、この数値がどこまで下がるかの計算式を日本原燃は示そうとしない。使用済み燃料の貯蔵期間が長くなるので、それを被ばく量が下回ると言うだけでは納得できるわけがなく、具体的な数字を示すのが科学的な審査では必要ではないのか?決められた計算式に従えば、放出される放射エネルギーが減る分、それに応じて周辺住民の被ばく線量が減るのは当然であるが、これを示さないのはどのような理由があるのだろうか。万が一に事故が起これば、周辺住民の被ばく線量が高まる可能性があるが、その時の判断基準を予め住民に知らせる必要がある。私は、周辺住民が1年間に22マイクロシーベルト被ばくすると聞いても、福島原発事故が起きる前にはまだ納得のいく数字と思い込んでいた。ところが、福島原発事故が起きた途端に、あっという間に周辺住民の被ばく線量は何ミリシーベルトという単位に変わったし、原発事故の収束に当たる作業員が原発内で270ミリシーベルトを超えたという報道に接して驚くばかりであった。だからこそ、申請者が正しい計算式を示して、例えば11マイクロシーベルトしか被ばくしないとかを示すべきだが、50マイクロシーベルト以下だから大丈夫と規制委が認定していることに疑いを持たざるを得ない。もしかしら、22マイクロシーベルトではなくて、49マイク</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	ロシーベルトになるのではないかと不安になる。周辺住民に不安をあおるような審査は、即刻辞めるべきではないか。
0606E007	<p>p9 6-8フランスの OranoCycle 社再処理工場における、運転、保守及び放射線管理の訓練の実施並びに継続した技術情報収集を行う。意見日本原燃がフランスの再処理工場の技術を必要として、フランスの再処理工場の設計図を基にして六ヶ所再処理工場が作られた。それ故、何か事故が起きた時に、日本の技術者だけでは対応が出来ない。フランスの核兵器保有国の技術がブラックボックスとなっていて、それを扱えるのはフランスの再処理技術者しかできない。そのため、三菱重工業社と日本原燃がそれぞれ約 300 億円を資金援助して、現在再処理事業を行っている Orano Cycle 社再処理工場を支えるという状況になっている。この支援体制が維持できる間は大丈夫かもしれないが、世界の原子力産業界が再処理を放棄すれば、Orano Cycle 社自体が閉鎖されるという事態が想像できる。そうなれば、六ヶ所再処理工場を補修・維持できる技術者が世界中から消えてしまうことになる。そんな状況になった時に、六ヶ所再処理工場は破滅に向かうだけではないか。そういう懸念が持たれる。そういう意味において、再処理工場の運転と補修は日本の技術だけで万全に行えない状況では、再処理工場を運転開始することに大変な不安を感じる。そういう技術がない日本原燃には、再処理をさせないという判断を下すのが、原子力規制委員会の役割ではないのか</p>
0606E008	<p>p8 19-22規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動について、社長が、品質方針を定めた上で活動の計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み並びに品質保証活動を行う者の役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動体制の構築が適切なものであることを確認した。意見昨年 2 月に増田社長と原子力規制委員会の面々が会合をき、その中で増田社長は再処理工場全体を見渡す人がいないし、実際にガラス固化をした経験者が少ないということで、日本原燃としての技術に不安があることを漏らしていた。今後、安全対策工事を行うには合わせて放射能除去作業も行うので、その際に沢山のトラブルが起きるかもしれない。トラブル起きる度に地元民から苦情や文句が出るということを考えると、日本原燃として辛いところがあるので、前もってトラブル事例集を地元民に配布して、前以て会社が把握しているトラブルなら問題がないと思って貰うようにしたいと述べた。これに対して、原子力規制委員からそれをして、不安を解消することに賛意が表明されたが、そのような小細工で地元民の不安は解消するかは疑問に思う。あれから 1 年 3 か月足らずで、再処理工場の全体を見渡す能力のある社員が増えたということをどのようにして確認したのか疑問である。会社は操業してから 35 年以上経つが、再処理の技術はフランスに依存していて、そういう状況の中で、本当に再処理工場を安全に運転できるのかという疑問を強く感じている。どのようにこれが改善されたか、具体的に地元民に示すべきではないのか。</p>
0606E009	<p>・基準地震動について(審査書案 3-3.1) 基準地震動については(審査書案 46P)、震源を特定する場合、Ss-A は水平方向 700 ガル、鉛直方向 467 ガル、震源を特定しない場合、Ss-C1 は水平方向 620 ガル、鉛直方向 320 ガルとなっています。地震は、確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能であるといわれており、これらの数値を超えた地震が来ないという保証はどこ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>にもありません。よってこれらの数値はもっと高めるべきであります。本来は国内で記録した最大値を考慮すべきであります。また熊本地震では、震度7の地震が48時間で2度もきましたが（初めての事）、耐震評価では繰り返しの強い揺れを想定していませんが考慮すべきです。・再処理事業の再検討(審査書案には触れられていない項目) 高レベル放射性廃棄物であるガラス固化体の最終保管場所が決定しておらず、決まる見込みもない。日本国内には、安定した地層は存在せず、従って適地そのものが存在しないと多くの方が主張しています。このような状況下で再処理を進めれば進めるほどガラス固化体が増加するだけである。またガラス固化技術が確立されたとは言えない状況であり、再処理事業そのものを再検討すべきである。・パブリックコメントの意見を尊重して下さい(審査書案には触れられていない項目) 現行のパブリックコメントは、アライバイ作りのために実施しているようであり、その意見がほとんど尊重されていない。これでは何のために実施しているのか、とても疑問に感じます。今後は内容を尊重するようにして欲しい。</p>
0606E010	<p>p12 19-24申請者は、当初、既許可申請書から変更はなく使用済燃料の受入れまでの冷却期間を1年以上及びせん断処理するまでの冷却期間を4年以上とし、重大事故等対策の有効性評価を行うとしていた。これに対して、規制委員会は、重大事故等への対処については、機器が内包する放射エネルギー等に基づき、実態に即した対策の優先順位、手順等の検討が重要であるとの認識の下、現実的な使用済燃料の冷却期間の設定を求めた。意見高レベル放射性廃液の沸騰・爆発に際し、もしかすると冷却期間4年までで再処理した後の廃液だと放射性ルテニウムが大量に発生するので、15年後に再処理した方が良いのではないかと提案が田中知委員からあった。日本原燃がこの提案を受け入れて、貯蔵年数を変えることにしたら放射性ルテニウムの発生量を抑え込めし、トリチウム等の排出量も減らせるということになった。だがそれで満足する必要はない。これから六ヶ所の再処理工場がどういう段階で操業していくのか。おそらくは余剰プルトニウムを解消するには時間が掛かることが予想される。恐らくは年間800トンの再処理は困難であろうし、もっと少ない量の100トン程度でしか再処理を認められないということも考えられる。そうなれば、将来的には日本中の原発に貯蔵されている使用済燃料が六ヶ所再処理工場になかなか搬出できなくなるということになるだろう。原発各地では、中間貯蔵施設がどんどん作られようとしている。ここに受け入れた使用済燃料の放射能の減衰をするには、長期間貯蔵が一番だと更田委員長が言っている。そういう意味では、六ヶ所再処理工場周辺の住民の被曝を抑え込むためには、そういう長期間貯蔵が必要なかもしれない。ただし、いずれにしても出てくる放射エネルギーは原発に比べれば桁が違う。冷却期間4年から15年に変えるだけではなく、中間貯蔵で50年から60年貯蔵した後に六ヶ所再処理工場に待っていく方がより安全ということになるのではないかと。ただし、その頃には、現在の再処理工場は既に止まっていて、次の再処理工場の計画が出来ているかどうか分からないということになるが、発想を変えて、それまで再処理工場の操業をストップすればいいのではないかと。着工から27年待ったのだから、後50年くらい待ってもいいと思われる。今は4年から15年に延ばしたので、環境への影響が少ないと言っているが、むしろ50年から60年貯蔵した後の物を再処理するように変えるように原子力規制委員会が求めるべきではないのか。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0606E011	<p>p12 10－14設計基準対象施設に関し安全設計及び安全評価を維持することについては、受入れ及びせん断処理に係る使用済燃料の冷却期間の見直しに伴う放射性物質の崩壊熱密度及び放射エネルギーの低減を考慮しない保守側のものとなり、再処理施設の安全性を低下させるものではないことから、差し支えないと判断した。意見日本原燃がこれまで示してきた、敷地周辺住民の被ばく線量は1年間で22マイクロシーベルトであった。これは、使用済燃料を4年貯蔵して再処理する場合の想定であった。ところが、今回は15年後に再処理するので、放出放射能の影響が少なくなるとの想像はできるが、この数値がどこまで下がるかの計算式を日本原燃は示そうとしない。使用済燃料の貯蔵期間が長くなるので、それを被ばく量が下回ると言うだけでは納得できるわけがなく、具体的な数字を示すのが科学的な審査では必要ではないのか？決められた計算式に従えば、放出される放射エネルギーが減る分、それに応じて周辺住民の被ばく線量が減るのは当然であるが、これを示さないのはどのような理由があるのだろうか。万が一に事故が起これば、周辺住民の被ばく線量が高まる可能性があるが、その時の判断基準を予め住民に知らせる必要がある。私は、周辺住民が1年間に22マイクロシーベルト被ばくすると聞いても、福島原発事故が起きる前にはまだ納得のいく数字と思い込んでいた。ところが、福島原発事故が起きた途端に、あっという間に周辺住民の被ばく線量が何ミリシーベルトという単位に変わったし、原発事故の収束に当たる作業員が原発内で270ミリシーベルトを超えたという報道に接して驚きばかりであった。だからこそ、申請者が正しい計算式を示して、例えば11マイクロシーベルトしか被ばくしないとかを示すべきだが、50マイクロシーベルト以下だから大丈夫と規制委が認定していることに疑いを持たざるを得ない。もしかしらば、22マイクロシーベルトではなくて、49マイクロシーベルトになるのではないかと不安になる。周辺住民に不安をあおるような審査は、即刻辞めるべきではないか。</p>
0606E012	<p>p18 13可燃物を置かない運用とする意見かつて報道されたことがあるが、再処理工場の中には様々なゴミが置かれており、通路にまでゴミ袋が置かれていたと報道されたことがあった。ここには可燃物を置かない運用をするとあるが、疑問を感じざるを得ない。現在の再処理工場の中が綺麗に整頓されているという状況かもしれないが、これから安全対策工事と放射能除去作業が同時並行で行われる場合に、通路にゴミが置かれている状況で、火事が起きるということは十分にあり得る。それに対して、十分な対処ができるのかということについては疑問を感じる。</p>
0606E013	<p>p16 15－16 難燃ケーブルには、実証試験によりケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したケーブルを使用する。意見(疑問)難燃ケーブルには、延焼性を確認したケーブルを使用すると書かれている。ここは難燃性を確認したケーブルという意味なのでしょうか。これは疑問です。「自己消火性および延焼性」とあるので、趣旨がよく分からない。この記述は正しいのでしょうか。</p>
0606E014	<p>p12 28－29加えて、放出管理目標値を変更し、一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する方針を示した。意見一般公衆の被ばく線量を合理的に達成出来る限り低減する方針を示したと思いますが、ここで言う数値が原発に比べて非常に高い管理目標値である。この差は何なのかを明らかにすべきではないか。六ヶ所村には核燃サイクルがあり、ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設が既に稼働して、気体と</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>海洋に放射能を放出している。それに加えて再処理工場があり、今後はMOX燃料加工工場も加わる。単純に再処理工場から出る放射能だけの放射線量を低くしても、他の施設からの被ばくを強制されている。こういうものをすべて受け入れている六ヶ所村の住民に対して、放射線被ばくを可能な限り減らす努力をするべきではないのか。例えば、再処理工場からの放射線放出の管理目標値をもっと小さくする努力をするべきだし、被ばく線量の計算式を公表すべきではないのか。それらの努力が認められない以上は、合理的に達成できる限りという言葉は使っても六ヶ所村の住民には届かない。ここまで下げる努力をしたが、これ以上は下げられない。六ヶ所村住民には一定程度被ばくしてもらうが、この程度は止むを得ないと明確に伝えるべきではないか。あいまいなままの数字を持ち出して、如何にも安全に取り繕っても、各地の原発周辺住民に比べれば、相当の被ばくを強制される現実を知らせておくべきではないのか。その上で、周辺住民がそのような被ばくを拒否するには、安全協定締結の拒否なり、破棄を尊重を通じて申し出る選択肢を残すべきである。</p>
0606E015	<p>p20 23屋外の火災感知設備は、-15.7℃の環境下でも使用可能なものとする。意見-15.7°の環境下でも使用可能と書いているが、これは過去の観測温度ではないか。令和2年1月9日に日本原燃が提出した六ヶ所再処理施設における新規規制基準に対する適合性の25ページに、凍結という項目があるが、「敷地付近で観測された最低気温-15.7°を下回る規模を想定する」とあるが、なぜそれが考慮されなかったのか。申請者が用意するというのに、それを規制委側が要らないと判断したのではないか。このようなことは、審査書案のあちこちに書かれていて、申請者が審査の段階で過酷事故に対処すべき課題を挙げているのに、規制委側がその対策は不要としたケースがいくつもあった。これは、行き過ぎた指導ではないか。過去の観測値-15.7°よりも下回るものを用意するとしている申請者に、その用意を求めればいいのか。</p>
0606E016	<p>p20 12-13発火源がなく可燃物を置かない運用とすること意見ここはセルであっても、それ以外の部屋であっても、可燃物を置かない運用ができるのかが疑問である。今後工期短縮をするために、安全対策工事と放射能除去作業が同時に行われて、作業の過程で火花が飛んで燃え移って、火事が起きる等は十分想定し得る。なお、安全対策工事と放射能除去作業を同時に行うことでトラブルが起きることは、昨年2月に増田社長と原子力規制委員との面談で明らかになった。この時に、増田社長からトラブル事例集を配ることが話されたが、それに対して原子力規制員側が賛同したのは余りに無責任である。このような無責任な連中が、原子力規制当局の要であることには、絶望すら感じる。このような面々が規制基準に基づく審査を行っていることに、恐怖を感じるので、まずは規制委員の刷新を求める。その上で、増田社長にはトラブル事例集配布で事前に納得してもらおう対策を講ずることで住民の不安を解消する策を弄するよりも、申請者の社員だけでは再処理工場の安全対策が取れないことを認めて、再処理事業から撤退すべきである。</p>
0606E017	<p>p61 21保守的に標高(T.M.S.L.)+40mとしている。意見津波が来ても大丈夫だと言わんがために、敷地の方は55mの高さに再処理工場があるから、保守的に考えて標高40mまで来ても大丈夫なのだとしている。なお、万が一の際にはポンプ車を配置して尾駱沼から給水する計画があり、二本の道路を建設し、給水作業用の施設を用意する準備をしている。そこに、保守的な</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>想定である 40m の津波が来たら、二本の道路と給水作業用の施設が破壊されるのではないかと。なお、過去に起きた 10 m までの津波を想定しても、果たして道路と施設の健全性が維持できるのかも危うい。これでは安全対策を取っていないのと同じで、不安が残る</p>
0606E018	<p>p22 10-11再処理工程を停止した場合に維持すべき安全機能が限定されるという再処理施設の特徴意見再処理工場を停止した場合に維持すべき安全機能が限定されるという、再処理施設の特徴というのはどういう趣旨かが分からない。再処理工場を停止するには、使用済燃料のせん断を止めることは可能である。だが、そこから先の溶解、分離、精製の各工程を急に止めることは難しい。特に、ガラス固化を製造している場合であれば、炉の中にガラスと廃液が混ざっていて、冷却空気を吹き付け続けないと約 1100℃の混合液が流れ出てしまう。「維持すべき安全機能が限定される」とは何を指しているのか、明確に示して頂きたい。</p>
0606E019	<p>p85 24-26(2)モニタリング結果については、定期的(原則として 1 年に 1 回)又は臨時(観測データの有意な変化の発生時)に、火山専門家等による第三者の助言を得る。意見火山噴火の可能性についてモニタリングを定期的(年 1 回)に会議を開くとなっているが、モニタリングの結果、例えば大規模噴火が予測された場合にどう安全対策を講じるのかが示されていない。今回、55s センチメートルまで軽石の堆積に再処理工場がえるとした。しかし、申請者は降灰 70 センチメートルで建物が壊れるとしているので、そこまで到達する可能性が高まった時に、溜め込んでいる使用済燃料なり、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体とそれ以外の核のゴミについて、どのような対策を取るのかが不明である。高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最終処分場探しも満足にできていないが、火山の降灰が 70 センチメートル以上になって建物崩壊した後は、施設内に貯蔵されている製品と放射性廃棄物を運び出す場所が決まっていない。更田委員長は、「今回は事業申請であって、具体策は設計工事の方法の認可申請で行う」と言って、取り敢えず申請書を合格させたとの認識に立っているようだ。だが、再処理工場の崩壊後の、具体策が示されていないことには、周辺住民の不安が高まるだけである。やはり、具体的対策を示して、周辺住民の不安解消に努めるべきである。その義務を放棄している以上は、委員長の任に相応しくないのではないかと。余人を持って代え難いとは言えないので、人事刷新すべきではないかと。</p>
0606E020	<p>p25 23-26(6)使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料輸送容器管理施設に保管する使用済燃料収容済の使用済燃料輸送容器は、燃料の配置及び使用済燃料輸送容器等の構造を考慮することにより、消火水が入ったとしても臨界にならない設計とする。意見消火水がかかったことによって、輸送容器に収納されている使用済み燃料同士が臨界になるということは十分にあり得る。ウラン濃縮工場から搬出される濃縮ウランは、一台のトレーラーに二本の容器で搬出されるが、これも臨界管理が必要とされている。そこで、臨界管理をする当たり、輸送容器同士の間を離して管理するというのが前提であって、水がかかって臨界にならないようにするという事の方が難しいのではないかと。例えば大型航空機の墜落で火災が発生したり、大地震による建物自体がひび割れて、そこに水がかかる。これによって臨界になるという可能性もないわけではない。その安全対策をしっかりとしなければならぬが、そのような対策が取られている記述が見当たらない。この程度の管理で大丈夫なのであろうかと、不安である。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0606E021	<p>p84 14-23当初、申請者は、文献調査結果から、洞爺火山灰を評価対象とし、敷地において設計に用いる降下火砕物の最大層厚を 30 センチメートル と評価していた。規制委員会は、審査の過程において、八甲田山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模を北八甲田火山群における 10 万年以降の最大の噴火規模から、最後の巨大噴火が発生した約 40 万年以降で最大の噴火規模として評価を見直したことに伴い、敷地において設計に用いる降下火砕物についても再評価するように求めた。これに対して、申請者は、文献調査により、八甲田山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模の降下火砕物である甲地軽石（約 27 万年前）を評価対象とし、敷地における降下火砕物の最大層厚を 55 センチメートル と評価した。意見申請者は火山による降灰の層厚が 70 センチメートル を超えると建屋の損壊が想定されるので、堆積した降下火砕物の除去をすることによってそれを免れるという報告をまとめている。それに対して、申請者は当初 30 cm までの降灰を想定していたが、規制委側からの指摘もあって、結局 55 cm までの軽石の降灰を想定することになった。安全側で考えれば、当初は 40 センチメートル 余裕があったが、今回は 15 センチメートル しか残っていないことになる。火山噴火が想定 55 センチメートル M を超えない降灰しかもたらされないということであれば、安全に余裕があると言えるが、降灰に層厚の違いが生じれば建屋は 70 センチメートル 越えれば壊れるので、55 センチメートル の層厚は決して余裕があるとは言えない。十和田火山の評価では、再処理工場には 60 センチメートル くらいは降灰が予想できるので、軽石で 55 センチメートル 想定はかなり安全側には余裕がないのではないか。もっと厳しい想定が必要で、それに対する審査が求められるのではないかと。</p>
0606E022	<p>p85 29-31(3) 対処に当たっては、その時点での最新の科学的知見に基づき、使用済燃料の受入れの停止、新たなせん断処理の停止、高レベル放射性液体廃棄物のガラス固化等、可能な限りの対処を行う方針とする。意見その時点での最新の科学的知見に基づく可能な限りの対処を行うとの方針を定めるのは簡単な話であるが、実際にこれらの措置を行うとなった時にできるのかどうか疑問である。ガラス固化体の製造は、東海再処理工場で中断中であるが、六ヶ所再処理がガラス固化をするのに際して、増田社長がガラス固化した経験者がいなくなっていると述べている。地元紙の報道でも、約 50 人の社員のうち 3 分の 1 が未経験者であるとしていたし、東海再処理工場での研修をしようにも、ガラス固化が今後 2 年程度中断する状況で、ガラス固化をする能力が圧倒的に不足している。経済性を優先して、東海再処理工場が用いたガラスウールではなく、ガラスビーズにしたことも災いしているのではないかと。ガラス固化が無事にできる状態でないのに、再処理することに執着したら、ガラス固化装置が重大事故発生して、再処理工場には人が立ち入れなくなる可能性もある。その場合は、事故の収束すべき対策が一切行えず、重大事故が連鎖的に発生する可能性が高いことを、審査委側が想定しておくべきではないかと。</p>
0606E023	<p>p12 2行目～4行目放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に係る放出管理目標値については、変更後の使用済燃料の冷却期間に基づき、既許可申請書よりも低い値で設定するとしている。意見参考資料のp6を見ると、液体のトリチウムの管理目標値は半減しているように見える。だが、ヨウ素 129 は変わらない。また気体廃棄物では、クリプトンは半減し</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ているが、炭素 14、ヨウ素 129 は変わらない。結局、再処理までの期間を 4 年から 15 年にかけても、大きな変化がないということではないか。この表は、あくまで液体トリチウムとクリプトンの放出量の低減を半減期を考慮して作成されたものだと思えない。しかも更田委員長と前田中委員長は、福島原発サイトに貯蔵されているトリチウムを含む汚染水を海洋投棄すべきとしてきた。その上で、六ヶ所再処理工場からのトリチウムの全量放出には何の問題もないとしてきたが、これは消費者心理に反する見解である。なお、福島原発のサイトに貯蔵されているトリチウム汚染水等の海洋放出が問題になっているが、六ヶ所再処理工場ははるかに多くを流したことがある。2006 年～2008 年にアクティブ試験を行った際の放出量で驚くべきは、たった 1 ヶ月間で、日本中の原発から 1 年間で出た最大値を上回ったことがある。トリチウムの放出実績だけ見れば、原発が 1 年間で出すトリチウムを、六ヶ所再処理工場はたった 1 日で出すと言っても過言ではない。だが、5 月 13 日の記者会見で、六ヶ所再処理工場の管理目標値が半分になったし、トリチウムは海に流しても問題はないと更田委員長が言いだした。半分になった理由は、再処理開始まで 4 年間冷却から 15 年間冷却に変えた（高レベル放射性廃液が沸騰・爆発しても、放射性ルテニウムが沢山出ないようにするには貯蔵年数を引き延ばす必要があったので、田中知委員が審査会合で「今ある燃料の基準に合わせるべきでないか」と入れ知恵した）からなのだが、これも眉唾だ。トリチウムの管理目標値が半減したと言われても、その管理目標値が過去に放出した数字よりも高めに設定されているので理解に苦しむ。仮に再処理工場が操業しても、新たな管理目標値には届かないから安全だと言いたいかもしれないが、その放出量でも風評被害とか実害は起き得る。更田委員長には、福島県の第一次産業者の苦悩が理解できないようで残念だ。放射性物質に汚染された食品に対する消費者の拒否感と向き合って、再処理工場からの放出だけが原発の基準に比べて突出していい道理はない。そのことを、申請者に対して指導すべきではないか。なお、5 月 15 日、衆議院経済産業委員会の質疑で経産省が六ヶ所再処理工場からのトリチウム年間推定海洋放出量は、1 京 8000 兆ベクレルで、30 年かけて放出という計画の福島総量（860 兆ベクレル）の 20 倍に当たると答えました。これは、5 月 13 日に原子力規制委員会が六ヶ所再処理工場に対する事実上の合格書である「審査書（案）」を了承したことに関連した質疑の中で出てきたもので、質問したのは宮川伸議員（立憲民主党）、答えたのは、経産省資源エネルギー庁村瀬佳史電力・ガス事業部長です。トリチウム放出を従前の 1 京 8000 兆ベクレルから、半減したとする数値とは矛盾している。電力・ガス事業部長が間違っているのか、それとも更田委員長が嘘を言っているのか明らかにされたい。</p>
0606E024	<p>5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）が、新規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。私たちは は このような国民のいのちと人権を踏みにじる審査書案の了承に強く抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。六ヶ所再処理工場は、1997 年の完工予定から大幅に工期が延長され、トラブルと設計見直しを繰り返しながら未完のまま今日にいたり、プルトニウム利用の前提である高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止決定によって、もはや不可能となっています。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>日本原燃は 2021 年度上期完工の目標を変えてはませんが、24 年も延期されてきた工事はもはや計画とは呼べず、これ以上国税を捨てることは許されないのです。日本が約 46 トンもの余剰プルトニウムを持ち続けていることに対しては、核兵器廃絶の点から国際的な非難を浴びています。また、生産コストの高い MOX 燃料は「商業」的に成立せず、現時点での再処理工場の総事業費は 13 兆 9,400 億円と見積もられています。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられています。もうこれ以上の負担はごめんです。再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済み MOX 燃料も最終処分方法が決まっていません。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。また、各地で地震が続発しています。大地震がおきて施設の損壊、電源喪失、配管の損傷などで放射能漏れの事故が起きる可能性も考えられます。ひとたび事故が起これば取り返しのつかない状況になるのは明らかです。私たちは「核と人類は共存できない」ことを何百回も繰り返された核保有国の核実験、ヒロシマ、ナガサキ、チェルノブイリ、フクシマの経験で学んできました。これ以上将来にわたって核の危険をおしつけてはなりません。</p>
0606E025	<p>p95 16-22 敷地内の危険物による火災・爆発の設定申請者は、敷地内に存在する危険物貯蔵施設等（硝酸ヒドラジン、リン酸トリブチル（以下「TBP」という。）等の化学薬品タンク、重油タンク等）についても考慮し、その設置状況、危険物の保有量及び設計対処施設との距離から、輻射強度が最大となる火災を想定している。また、日本原燃株式会社再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下「MOX 燃料加工施設」という。）の高圧ガストレーラ庫について、爆発を想定している。意見火災と爆発が想定されているということであるけれども、この影響のレベルについてどの程度なのか、機器の損傷も含めて放射性物質の放出に繋がるかどうかということについての記述が見当たらない。想定はしたけれども、やがて消火するから影響がないというような書き方でしかない。これだと、信頼度が劣るし、地元住民に対する説明としては乏しいので、影響のレベルについて明快すべきではないか。</p>
0606E026	<p>5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）が、新規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。このような国民のいのちと人権を踏みにじる審査書案の了承に強く抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。六ヶ所再処理工場は、1997年の完工予定から大幅に工期が延長され、トラブルと設計見直しを繰り返しながら未完のまま今日にいたり、プルトニウム利用の前提である高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止決定によって、もはや不可能となっています。日本原燃は 2021 年度上期完工の目標を変えてはませんが、24 年も延期されてきた工事はもはや計画とは呼べず、これ以上国税を捨てることは許されないのです。日本が約 46 トンもの余剰プルトニウムを持ち続けていることに対しては、核兵器廃絶の点から国際的な非難を浴びています。また、生産コストの高い MOX 燃料は「商業」的に成立せず、現時点での再処理工場の総事業費は 13 兆 9,400 億円と見積もられています。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられています。もうこれ以上の負担はごめんです。再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済み MOX 燃</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>料も最終処分方法が決まっています。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。しかも、原発が無くても十分電力は足りています。再処理工場建設の膨大な費用を安全で環境に負荷をかけない再生可能な自然エネルギーの開発に充てるべきです。また、各地で地震が続発しています。大地震がおきて施設の損壊、電源喪失、配管の損傷などで放射能漏れの事故が起きる可能性も考えられます。ひとたび事故が起これば取り返しのつかない状況になるのは明らかです。私たちは「核と人類は共存できない」ことを何百回も繰り返された核保有国の核実験、ヒロシマ、ナガサキ、チェルノブイリ、フクシマの経験で学ぶことができました。これ以上将来にわたって核の危険をおしつけてはなりません。</p>
0606E027	<p>p94 3-5防火帯は、必要な防火帯幅が 24.9m と算出されたことから、25m 以上確保した上で、防火帯内に可燃物を含む機器等を設置する場合は、必要最小限とする運用としている。意見必要な防火幅が 24.9mなので、25m以上を確保したので安全対策が万全であるとしているが、少なくとも 1m以上の幅を取って 26mと余裕を持った記載があるべきと思われる。余りも余裕がなさすぎる、杓子定規な規則だと思えるので、ここは改善する必要がある。より安全を考えてそのように拡大することで、既存の建物を移設する必要があるかもしれないが、不要で不急な再処理工場だから、安全対策の重視を優先するべきである。どうせ沢山のお金をかけて安全対策工事をする(2020年度は再処理工場の売り上げが 4600 億円以上)のだから、位置を変えるくらいは手間がかからないのだから、そのような配慮が必要だと考える</p>
0607E001	<p>p106 19-223. 本再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。意見最近の報道によると、三菱電機がサイバーテロによって不正アクセスを受け、情報流出があったということが報じられた。申請者は多数の会社から技術協力を受けているが、そこへのサイバーテロによって、再処理工場に関する技術や詳細情報が流出する可能性が高い。申請者へのサイバーテロが起きた場合に、再処理工場の運転が他者に牛耳られるという可能性も高く、そのようなことがないように安全対策はしっかりなされているのかどうか、規制委が確認しているか疑問である。</p>
0607E002	<p>p101 27-29自衛隊機及び米軍機のうちその影響が F16 と同程度かそれ以下のものにも適用するものとして、評価結果を確認することを示した。意見ここにある航空機墜落というのは、米軍三沢基地に配備されている F16とそれ以下の小さい航空機の墜落というイメージを想定している。だが審査書案の最後の方には、大型航空機の墜落というところもあるし、F16よりも大きなF35Aが既に自衛隊三沢基地に配備されており、その墜落を想定した場合でも、このような安全対策で済むのかどうか判然としない。F16 戦闘機はもはや時代遅れであり、今はまだ再処理工場から 30 キロメートル離れた三沢基地に配備されているが、今後は F35Aに変わっていくという報道もされているところである。そういうことからすると、自衛隊であれ米軍であれ、主力戦闘機はF35Aを対象として評価すべきであり、それよりも機体が小さい F16やそれ以下のものを対象にしていることは間違いではないのか。現状よりも被害が大きくなることを想定すれ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ば、新たな事故想定をして、それでも安全が保てるように求めるべきではないか。現状の審査書案を見直す必要がある。</p>
0607E003	<p>p101 8-10 訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故本再処理施設上空には訓練空域がないことから、訓練空域外を飛行する自衛隊機及び米軍機を対象として航空機落下の発生確率評価を行う。意見本件再処理施設上空には訓練区域がないとしているが、天ヶ森射爆撃場における射爆撃訓練した戦闘機は、むつ小川原港上空を旋回して再度訓練をすることがある。その際に、六ヶ所再処理工場上空を飛行することが過去にあった。私は個人的に、再処理工場正門前にて、F16戦闘機が上空を飛行したことを目撃している。そこで、青森県が行った原子力問題に対する説明会でその事実を発言したが、原子力安全保安院の職員もその飛行があったことを認める発言をした。このような飛行は自衛隊ではありえないが、米軍は日本政府からの要請に応える必要を感じてないようなので、度々他の方にも目撃されている。訓練空域との定めはないが、F16戦闘機が旋回飛行するということはあるし、これからは米軍三沢基地にF35Aが配備される計画なので、それを考慮すべきと思われる。</p>
0607E004	<p>p130 27-29運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する線量評価結果は、発生事故当たり 5mSv を下回っており、本再処理施設周辺の公衆に放射線障害を及ぼすものではないことを確認した。意見発生事故当たり 5 ミリシーベルトを下回っているという計算結果は妥当なものなのか、どうか非常に疑わしい。事故を小さく想定して、それによって公衆への放射線障害を及ぼすものではないことを確認したとあるが、この事故が連鎖的に起きた場合、どこまでの範囲が相当するのかが明らかにされていない。六ヶ所再処理工場は半径 5 km 以内が原子力防災の対象範囲とされているが、それを超える事故が起きないとされてきた。しかし蒸発・乾固の事故想定において、申請者の示す想定でも 30 km 先までその影響が呼ぶという表が示されたことがある。それでも、5 ミリシーベルトを下回っているという評価は妥当なのか。なお、規制委側が蒸発・乾固での事故の影響を低く評価するように求めたような疑いもあって、公衆への放射線障害を及ぼさないと言われても、これは信用がならない。</p>
0607E005	<p>p105 9-13「積雪と風(台風)」、「積雪と竜巻」、「積雪と火山の影響(降灰)」及び「風(台風)と火山の影響(降灰)」が抽出され、それらの組合せに対して設計基準対象施設の安全機能が損なわれないよう設計するとしている。なお、積雪と風(台風)との組合せの影響については、積雪と竜巻との組合せの影響に包含されるとしている。意見積雪と風のような自然災害の組み合わせに耐える設計になっているということで、問題がないとしている。しかし、事故が起きた時の想定の一つに、作業員の交替と補充が必要となった時に備えて、申請者は夜間の歩行訓練などを行っているとしている。だが、その訓練時に、降雪と強風または竜巻、降雪と火山降灰と強風または竜巻、豪雨と強風と竜巻で前方の視界が失われた場合が想定されていたらどうか。このような悪天候に備える訓練をしておかないと、事故が起きた際に、事故現場の修復に当たる支援要員が届かないということにもなりかねない。再処理工場の健全性とは別に、過酷な事故現場へ到着し、高線量下での被ばく作業を行う訓練が必要だと思われる。</p>
0607E006	<p>p123 6-8第13条の規定は、設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じた設計とすることを要求している。また、安全上重要な施設は、容易に操作できるよう設計すること</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>を要求している。意見誤操作の防止ということであるが、アクティブ試験の最中に起きた様々なトラブルの中に、誤操作の事例が沢山あったことは申請者がよく承知していると思う。このようなことは、安全対策の措置を講じた設計をしたが、最後は人間の判断で間違いを犯すものである。設計をしたから大丈夫だということではないことを、過去の事例に学んで欲しい。2007年3月12日、日本原燃はアクティブ試験中の再処理工場でウラン・プルトニウム混合溶液を蒸発させてできた粉体の上に、誤って混合溶液を追加して注ぐミスがあったと発表した。作業員が更に粉体が残っていないかの確認を怠った結果である。このような事故が起きたので、誤操作の防止を機械だけに頼るのは間違いである。</p>
0607E007	<p>p131 6-8本再処理施設周辺の公衆が受ける実効線量の評価結果は、線量目標値指針に示されている線量目標値の年間 50 μmSv を下回ることを確認した。意見線量目標値の年間 50 マイクロシーベルトを下回る計算結果が示されていない。申請者は、これまで漁業者等が被ばくする場合に年間 22 マイクロシーベルト と示したことがある。これは、再処理工場からのトリチウムの管理目標値等と密接な関係があるはずだが、今回は更田委員長が言う所では半減したとなっているので、11 マイクロシーベルトに減らすとの説明が必要ではないか。だが、被ばく線量が 50 マイクロシーベルトだから大丈夫と言われても、その違いが明らかではない。これは被ばく量をごまかすにはいいかもしれないが、地元住民には不安をもたらすだけである。科学的には、この数値を超えた時にでもすぐ異常が出るものではないとされているが、公衆の中には赤ちゃんや子ども達が含まれるので、将来の健康影響に不安を持たれないようにするためにも、正しい計算結果の数字を示す必要がある。</p>
0607E008	<p>p134 6-10規制委員会は、第2条の規定に対して、申請者が、洞道搬送台車において混合酸化物貯蔵容器を 1 本(金属ウラン及び金属プルトニウムの合計重量換算で 40kg 以下)ずつ取り扱う設計とし、核燃料物質の質量を制限することで、核燃料物質の移動を考慮した場合においても臨界に達するおそれがないよう設計する方針であることを確認した。意見申請者は再処理工場とMOX加工工場の一部を接続して、MOX製品貯蔵容器を移送することになっている。再処理工場内にあるMOX製品はプルトニウムとウランの比率が1:1で、貯蔵容器の中に約 40kg 収納されれば、約 20kgがプルトニウムであり、臨界爆発の可能性が高い。そのようなこともあって、かなりの部分でMOX加工工場と再処理工場が重大事故に共用する対策を講じているとの説明が審査書案の中にある。ところが 5月26日の審査会合において、MOX加工工場についてのやり取りがされたが、申請者が重大事故等についての詳細な説明ができず、規制委のスタッフの方から苦情が出ていた。申請者が十分準備ができたということで臨んだのに、肝心の所が説明できない。その結果、5月中旬に補正申請書を提出すると言っていたが、それができなくなったと報じられた。かなりの部分で再処理工場と共用するはずのMOX燃料加工施設の重大事故の説明が不十分ということは、申請者の技術に不安が残り、このパブコメが不毛に思える。今回は申請者から 20 回目の補正申請書提出を待って、ようやく審査書案がまとまり、それを規制委が了承して、パブコメに掛かっている。それなのに、MOX加工工場の審査が足踏み状態ということは、申請者の重大事故対策に規制委が疑義を感じているということである。このような再処理工場を運転するのは、いつ起きるか分からない重大事故を容認しているようなものである。パ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ブコメを中断して、申請者の技術力が備わっているかどうかを、規制委が見直す必要があるのではないか。</p>
0607E009	<p>p164 7-8液位を一定範囲に維持するよう貯水槽の水を貯槽等内へ注水する(以下、これらの対策を「直接注水」という。)。意見ここに言う「直接注水」は、高レベル放射性廃液の貯槽内に注水するというイメージする。もちろん蒸発・乾固の緊急事態の場合、事故収束のために水を直接注水して沸騰を抑える必要がある。しかし、この作業で直接注水された水は、その後どのように取り出されるのか不明である。高レベル放射性廃液を希釈した水は、貯槽内に留まれば、やがて蒸発するのを待つのか。また、貯槽からこぼれた高レベル放射性廃液と水の混合液は、どのように回収して、環境に負荷とならないように管理するかが不明朗である。</p>
0607E010	<p>p151 26-34重大事故の網羅的な検討申請者は、当初、重大事故の発生を仮定する貯槽等の特定において、基準地震動による地震力を想定した上で、地震を要因とした重大事故等は発生しないとするなどの方針を示した。これに対して、規制委員会は、再処理規則第1条の3において、重大事故は設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故と定めていることから、設計基準事故に対処するための設備の設計条件として想定した状態を超えるものを考慮して検討するよう求めた。申請者は、外部事象(自然現象及び故意によるものを除く人為事象)について、設計基準事故に対処するための設備の設計条件として想定した状態を超えp152 1-8るものを考慮するほか、内部事象(動的機器の故障、静的機器の損傷等)及びそれらの重ね合わせを機能喪失の要因として考慮し、設計上定める条件より厳しい条件として機能喪失の範囲を整理し、公衆への影響が通常時を超えるおそれのあるものを抽出することとして、重大事故の発生を仮定する貯槽等を特定した。これにより、規制委員会は、申請者が、重大事故の想定について網羅的に検討を行い、発生及び拡大の防止をすべき重大事故の発生を仮定する貯槽等が特定されていることを確認した。意見この審査書案で度々目にするのが、このような審査の過程である。同じ規則を見て、申請者が考えて対応するのが不足で、規制委側がより厳しい対応を求めるということは、どういうことか。申請者の想定が甘いので、原子力規制委の方から情報提供し見直しを求めることになったと想像される。同じ規則を見て、申請者と規制委側の解釈に齟齬があるので、規制委側から改善を求めるということになっているが、それは安全審査と呼べるのだろうか。もしかしたら、審査をクリアさせるための情報提供になっていないのか。このような記述は、重大事故対策にも多く見受けられる。同じ規則を見て、申請者がちゃんと対応が取れないんだったら、審査を打ち切る判断をすべきでなかったのか。申請者に、審査をクリアさせるための情報提供をして、解釈を改善してもらって、申請者に再処理をさせるために、半年で終わるはずの審査を6年4ヶ月も長々と時間を掛けたことは、規制委側に再処理工場の操業を進めたいとの意図すら感じる。このような審査を続けてきたことは間違いであり、規則の解釈が出来ない申請者には、再処理工場を運転する資格がないと切り捨てるべきである。</p>
0607E011	<p>p168 33-35また、ルテニウムを含む貯槽等においては、溶液の温度を約 120℃未満に維持できることから、揮発性のルテニウムの大量の生成はない。意見使用済み燃料の貯蔵期間最初にまでの期間を15年にした背景には、4年で再処理した場合に蒸発・乾固となれば、放射性ルテニウムが大量に発生する可能性がある。それを抑えるために、15年で再処理した方がいい</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ということで、年数を変えたという背景がある。ここでは溶液の温度を 120℃未満に維持できるということが書かれているけれども、これは 15 年冷却での場合の想定ではないのか。もし再処理工場が順調に操業できれば、将来は冷却期間 4 年で再処理をするようになり、放射性ルテニウムの大量発生を見込んで対策を講じることになる。そうなった場合は、それに合わせて規制を順守することになるのだろうが、それが守れない場合は再処理工場の操業が止まることもあり得る。まずは今ある燃料体に合わせて、当分は運転してみてもどうかという提案をしたのは、規制委側に原子力村や申請者から研究費等を頂いた委員からの提案であった。取り敢えず動かしてみても、長期貯蔵の物が再処理できたうちは、厳しい基準に合わせるというのは、将来の子孫への過大な負担を生むことである。むしろ、今の時代の研究者が出来る処理能力に合わせて、それが果たせないようだったら、再処理工場の同業を認めないという判断を規制委が示すべきではないか。</p>
0607E012	<p>p173 15-27 申請者は、当初、発生防止対策が機能せず高レベル廃液等が沸騰に至った場合の対策について、直接注水して高レベル廃液等の濃縮を抑制するのみとし、事態の収束に向けた対策は示していなかった。これに対して、規制委員会は、直接注水だけでは沸騰状態が断続的に継続し、放射性物質の放出が続くほか、沸騰による蒸気の影響で導出先のセルの圧力が上昇し、放射性物質の放出の抑制に悪影響を及ぼすことから、これらに係る対策の検討を求めた。申請者は、事態の収束のための追加対策として、コイル等通水を行うこと、また、高レベル廃液等の沸騰による導出先セルの圧力上昇の抑制等のための追加対策として、凝縮器通水により蒸気を凝縮するほか、凝縮器の下流側に高性能粒子フィルタを設置して、セル導出前に放射性物質を低減する対策を示した。これにより、規制委員会は、高レベル廃液等が沸騰に至った場合における事態の収束に向けた対策の有効性を確認した。意見ここで触れたいのは、蒸発・乾固 と言いながら、蒸発の部分は述べられているが、乾固ということについて一切触れられていないことである。申請者は乾固した後について、規制委の求めに応じて審査会合で説明をした経緯があるこれに対して、規制委が乾固した場合の対策を詳細に取り上げるのではなく、貯蔵年数を 4 年から 15 年に引き伸ばして、放射性ルテニウムの発生を抑え込めるので、重大事故の発生は抑え込めるとしたのは不思議である。本来であれば、あらゆる事故発生の可能性を考慮して、その収束を申請者がどのように行うかを調べるのが規制委の役目であるはずだ。ところが、申請者が乾固した後に爆発すると示したのに、そのような事態はめったに起こるはずがないし、100 T BQ を十分下回るという評価をして、乾固問題を封じた。規制委は表面上は、六ヶ所再処理工場の重大事故の中で蒸発・乾固が一番懸念されるとしているが、その詳細な安全対策の審査をした形跡がない。審査会合に出る書類は沢山あるが、乾固後の対策に対する審査の過程がお粗末であり、このような審査で申請書の合格を出すというのは、納得できない。もう一度、乾固の対策をしっかりと審査をすべきではないかと思う。</p>
0607E013	<p>p173 29-32 規制委員会は、事業指定基準規則解釈第 28 条で要求している重大事故等対策の有効性評価は、発生防止対策及び拡大防止対策が有効に機能p174 1-6 能するかを確認するものであって、これら対策の全てが機能しない場合の評価を求めるものではないことから、要求事項に沿った検討をするよう求めた。申請者は、事業指定基準規則解釈第 28 条の要求に</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>沿って、発生防止対策及び拡大防止対策の有効性を示した。これにより、規制委員会は、本重大事故に対する発生防止対策及び拡大防止対策の有効性を確認した。意見再処理の事業指定基準規則解釈第 28 条の解釈をめぐって、申請者と規制委でかなり違いがある。それがために、申請者は対策のすべてが機能しない場合を想定しているのに、規制委の方が対策の全てが機能しない場合のまで求める必要はないとする。同じ事業指定基準規則第 28 条を、申請者と規制委で解釈が異なることに、大きな不安を感じる。今は申請段階だから、齟齬があっても直ぐに重大事故には発展しないが、実際の現場で、このような食い違いが当って、大きな事故に発展する前に収束できることが、規制委に止められて、結果的に重大事故に発展する可能を残してはいないのだろうか。このような場面が審査書案の中に数多く記載されており、申請者の技術に対して不安を掻き立てるのである。この程度の理解能力しかない申請者が、本当に再処理できると思えず、不安である。</p>
0607E014	<p>p203 24－29 冷却機能の喪失による蒸発乾固と水素爆発が同じ貯槽等で発生する可能性がある。この場合、高レベル廃液等の沸騰を踏まえた水素の発生量や、温度、圧力、湿度、放射線等の環境の変化により、重大事故等対処設備が損傷しないこと、重大事故の事象進展に影響を与えることのないよう重大事故等対処設備を設計することなど、個別の重大事故等対策で有効性を確認している。意見蒸発・乾固と水素爆発が同じ貯槽の中で発生する場合の対策が述べられている。全体的に何時間で収束するとか、それに当たる要員が何人必要との記載があるが、その想定が多くなれば、不足する事態が考えられる。なお、この人数は申請者の社員だけのカウントと思うが、メーカーの人が何人必要で、放射線被ばくをしながら除染等を行う地元採用の作業員が何人必要かが具体的に記載されていない。このような寺院も含めれば、錯綜した現場になり、混乱が生じる可能性もある。そういう時にちゃんと操作ができるのか心配である。特に204 ページには、三つの重大事故が同時に発生した場合が記載されているが、事前に訓練しているから大丈夫だということに済むのかどうか疑問である。</p>
0607E015	<p>p207 30－31 プラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者等の関係機関との協議及び合意の上、外部からの支援計画を定める。意見外部からの支援計画を定めるとあるが、他の原子力事業者等からの支援は、結局原子力発電所と再処理工場は構造が違うので、同じ支援を受けられるということではない。六ヶ所再処理工場に関わっているプラントメーカーは、協力会社等の支援は受けられるだろうが、新型ウイルスが拡大している場合等を想定すれば、他の地域からの支援は当てには出来ない場合を想定しなければならない。以上のことから、申請者自身が重大事故の収束が出来るように能力を高めておく必要がある。但し、フランス再処理工場の焼き直しの六ヶ所再処理工場には、フランスの会社の持つブラックボックスもあるので、申請者だけでは対応できない不安が残る。結局は重大事故に対して、申請者はただ黙って見てるだけで、フランスの会社の職員の到着を待つしかないのが、一番の不安となる。こんな六ヶ所再処理工場を運転する申請者に対して、更田委員長がトッパバッターであると同時に唯一のバッターと捉えているようだが、次に続く再処理技術を申請者が持たない以上、次の再処理工場を計画出来るはずではないので、六ヶ所再処理工場を操業させないことで安全を保つべきではないか。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0607E016	<p>p208 1-3c. 本再処理施設は、事業所外に保有する重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等について、事象発生後 6 日間までに支援を受けられる計画とする。意見緊急対策所に於いて一週間の対策をするということで予定されているので、7 日以降の用意がないということから、事象発生後 6 日までに支援を受けられる計画と定めた。だが、状況によっては 7 日間で対応ができるのか疑問である。大地震によって道路が寸断されたり、また火山の降灰で再処理工場に 55 センチまで降り積もった場合、途中の道路にはさらなる降灰が積もり、支援物資等の車両が運転できないということも想定される。6 日までに支援を受ける計画は、机上ではできるかもしれないが、実際にこのような日程で支援が受けるのが難しいのではないかと。こういう状態で、緊急対策所の支援対策がとれてと認定したことは、認め難い。</p>
0607E017	<p>p209 9-10 大津波警報が発令された場合、原則として工程を停止し、安全が確保できる再処理の運転状態に移行する。意見大津波警報が発令された場合の対策として、原則として再処理工程を停止するという事である。だが、再処理工場は連続工程であって、一つの工程が終わって次に送り出しをし、それが総延長 1300 キロメートルの配管の中で処理をされ、最終的にガラス固化体とプルトニウム製品等になっていく。そういう中において、果たして再処理工程を停止ということが実際に可能かどうか疑問だ。仮にガラス固化工程で、既に高レベル放射性廃液とガラスビーズが混ざった状態で工程停止すれば、冷却に 2 週間かかり、再稼働するためには 2 週間かけて温めることが必要である。他の工程でも、そのような安全対策が必要であろう。だから原則として、再処理工程を停止することにはリスクが伴うので、こういう基準自体を用意することで安全を維持すると考えるのは間違っているのではないかと。</p>
0607E018	<p>p209 27-28 日常的に保守点検活動を自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、再処理施設、予備品等について熟知する。意見この記述の通り行われているとは信じ難い。昨年 2 月、増田社長が規制委らとの面談の際に、「日本原燃社員は現場に出たことがない。机の上で安全対策を講じることは得意だけど、現場で保守点検をやったこともない」ということを言っていた。あれから 1 年 3 ヶ月経って、日本原燃社員が日常的に保守点検をするように変わったとは、到底思えない。何しろ総延長 1300 キロメートル m の配管があつて、その保守点検はこれまでは下請けに任せてきた。その反省もあつて、社員が直接保守点検をするように変わったという趣旨かもしれないが、同も眉唾に思える。もともと日本原燃には再処理工場を運転する技術を持っているかもしれないが、再処理工場の技術はフランスの再処理工場を真似ているし、その部分はメーカーが支えている。再処理工場の保守管理は、被ばく作業でもあり、六ヶ所村内のメンテナンスの会社が背負うことになっていたはずである。それなのに、日本原燃の社員が保守点検に出向くというのは、にわかに信じられないし、六ヶ所村内のメンテナンス会社の仕事を奪うことにもなり兼ねない。規制委員会は職員を六ヶ所再処理工場に 10 名ほど派遣しているはずであり、実際に日本原燃がそういうことについて作業したりしているかどうか、現場で点検できているかどうかを確認するべきではないのか。</p>
0607E019	<p>p210 3-4 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担、責任者等を定める。意見重大事故等対策を実施する実施組織がどのような構成になっているかが、明らかになっていない。これは日本原燃の社員だけで対応できるものなの</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>か、もしくはメーカーの社員も含めるのか、さらには1年契約のアルバイトや放射能汚染除去作業のために働いている地元採用の方々も含めて、重大事故等対策を実施する実施組織を構成するものなのか不明であり、重大事故対策が完璧に行えるのかが疑問である。特に、日本原燃の社員だけで行う場合、車の運転は得意かもしれないが、エンジン回りを見るには車の整備士が必要であるように、メーカーの社員が帯同する必要がある。この場合は、各メーカーが抱えるブラックボックスに当たる機器も多くあるので、それに対する対策を講ずるメーカーの社員が常に必要ということである。これらの人員が、すべて再処理工場の近くにおいて、重大事故対策に当たる訓練がされているということを規制委は確認しているのか。大地震で道路が寸断して車の走行が出来ないとか、吹雪に襲われてホワイトアウトになり車が走れないとか、想定すべき課題はあるが、それでも安全を保つ人員の補給は可能なのかを明らかにされたい。</p>
0607E020	<p>太陽嵐への備えが欠落しています六ヶ所再処理工場では、全国の原子力発電所から搬入された使用済み核燃料を、容量限度の3千トンあまり保管していると聞いております。この施設で重大事故が起これば制御不能になった場合、その影響は直接・間接に全地球に及び、人類の滅亡につながる可能性が相当にあります。審査書(案)では重大事故の引き金となり得る外部事象(9条)として、火山、竜巻、航空機落下について評価されていますが、「近代的な観測網が捉えた最大規模」を大幅に超える太陽嵐(磁気嵐)の影響が評価されておりません。学術的な知見が反映されておらず、審査基準そのものに重大な欠陥があります。京都大学等の研究(2012)によって、質量などの条件が太陽と似通った恒星でも「最大級の太陽フレアの100倍に達するスーパーフレアが発生する」ことが明らかにされており、続報では太陽でも数千年に1回の頻度で生じることが示されています。六ヶ所再処理工場の潜在的な危険性と長期にわたる核燃料の保管期間を考えると、1万～10万年の間に複数回起これる事象は現実的な脅威であって当然評価されるべきです。磁気嵐によって発生する誘導電流によって、高圧電線に接続した変圧器が故障する、電子機器が故障する、といったことが起こりますので、十分な備えができていない現時点の社会が襲われた場合、規模によっては変圧器や電子機器類は故障では済まず破壊されることになり、全地球規模での長期にわたる停電が発生します。過去には送電網の破壊(1859欧米)や大停電(1989カナダ・ケベック州)が発生しています。ところが、私が知り得た範囲では、日本の原子力政策では「これまでに観測された程度の太陽フレアにより原子力発電所に影響が及ぶ可能性は低いと考えられる(2017)」という評価に基づいているようです。その100倍～1000倍の規模であっても、万に一つの重大事故の発生を防げるように備える必要があります。備えとしては、変圧器が破壊される前に外部電源を遮断する運営体制を構築すること、通信を含めた電子機器が破壊されても冷却を継続できるようにすること、非常用ディーゼルエンジンは電子制御を用いないものとする、外部電源が数年以上にわたって回復しなくても河川等から重力で冷却水を導入できる用水路を用意しておくこと、等が採り入れられるはずだと思います。私は、三重水素をはじめとした桁外れの放射性物質の環境への排出と人体への影響という点からも、当再処理工場の稼働に反対します。しかしながら、それ以前に上記のように稼働していなくても極めて危険な状況にあることから、規制基準そのものの見直しを含めた善処を求めます。</p> <p>2013年2月2日 第6回宇宙ユニットシンポジウム人類はスーパーフレアを生き延びられるの</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>か 柴田一成 京都大学理学研究科附属天文台 https://www.ussp.kyoto-u.ac.jp/etc/symp6/shibata.pdf 続報: 京大ら、太陽でもスーパーフレアが発生しうると解明 http://www.optronics-media.com/news/20190716/58700/ 太陽フレアが原子力発電所に及ぼす影響に関して 平成 29 年 10 月 25 日 システム安全研究部門 https://www.nsr.go.jp/data/000207487.pdf</p>
0607E021	<p>p210 25-27敷地を共有する MOX 燃料加工施設との同時被災等が発生した場合においても対応できる体制とする。意見日本原燃の社員は、MOX燃料加工工場と再処理工場それぞれの部門で分かれている。だが再処理工場の申請書案には、重大事故対策等でMOX加工工場と共有するとの説明があり、両方の施設の特徴を社員が共有していないと、安全対策上好ましくない。MOX加工工場と再処理施設では安全対策が微妙に異なっているはずであるが、それが同時発生した場合においても対応できるのかどうか、甚だ疑問である。5月26日の審査会合は、MOX加工工場の重大事故対策について、申請者の求めに応じて開催したとあるが、規制委側からの問いかけに回答できなかった。この結果、5月中を予定していた補正申請書が見送られた。そして、6月1日の審査会合に於いても、規制委側から質問されると途端に答えがぐらつくという具合である。同じ敷地にある両工場の共有部分で、重大事故の対処が確認されたので審査を合格としたと思っていたが、実はそうではないらしい。MOX加工工場の建設はこれから予定されているので、仮に六ヶ所再処理工場が運転開始しても、1年後にMOX加工工場が運転開始は出来ない。そうすると、国際原子力機関IAEAが核兵器転用可能と認める濃度の濃いMOX製品が再処理工場に貯蔵されることになる。当然、他国から核兵器保有が疑われることになる。それを回避するには、今回パブコメに掛かっている審査書案を一旦破棄して、MOX加工工場に対する規制委側の審査の合格を待つのが妥当ではないか。</p>
0607E022	<p>p211 33-36・実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するため、事業所内外に通信連絡を行い、関係各所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊急時対策所を整備する。意見原子力規制委員会の審査会合の場において、次のような場面に遭遇したことがある。隣の部屋とのマイクの混信が起きて、会議が何度か中断したことがあった。また、コロナウイルスの蔓延によって、申請者との審査がテレビ会議システムで行われたことがある。ところが、途中でテレビ電波が中断し、テレビ会議と言いながら、最後は音声だけでやり取りをするという場面に遭遇したことがある。つまり、通信連絡とかテレビ会議とかいうものは、常に中断・停止ということがあり得るということである。これらを頼りに、情報の共有を徹底するので、安全対策が十分というのは、どうも信用ならない。特に、次の新型ウイルスが蔓延していれば、フランスから再処理工場の重大事故の補修に来ようとしている技術者が、フランスで足止めされるかもしれないし、日本に入国できても、六ヶ所村への移動が制限される等した場合には、事故現場に入るのに時間がかかるということも考えられる。申請者に完全な形の補修技術があるとか、メーカーの社員に重大事故対策の担当者が備わっているとかが要なのだが、それへの期待は持てないのが実態だ。以上のことから、こういう形のもを整備したから大丈夫だという言い方は、周辺住民からするととても信用がならない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0607E023	p212 10第1次緊急時態勢又は第2次緊急時態勢意見 この体制の違いについて、どのような違いがあるのか、明確に説明がないように思う。
0607E024	p213 1-4・重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための放射線量低減活動、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故の収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる体制を継続して構築する。意見再処理工場の事故の収束活動を円滑に実施することは必要であるが、この内容について、周辺住民が事前に把握し、いつでも住民避難ができる体制の準備をしておくべきである。再処理工場を使ったアクティブ試験では、気体・液体の放射性物質が大量に排出される状況が2年半間程続いた。特に、トリチウムの排出では、現時点で福島原発の汚染タンクに貯められている以上のトリチウム等が排出された。勿論、現時点でも高レベル放射性廃液約223立方メートルが貯蔵されて、ガラス固化が出来ない状態が続いているが、大地震や大型航空機の墜落等で外部電源喪失となれば、蒸発・乾固という最悪の重大事故に発展する危険性を抱えている。恐らくは、六ヶ所村民の多くはその恐怖を忘れていないかもしれないし、青森県民の多くもそんな危険があるとは思っていないと思う。だが、そのような危険な重大事故の収束に当たる作業員からは、250ミリシーベルト以下の被ばくを認める契約書を交わしているようなので、緊急事態に備えていると言えるかもしれない。しかし、そのような事故が起きた場合でも、原子力防災範囲が再処理工場周辺5キロメートル以内で収束可能と言えるのか。原子力発電所が8～10キロメートルが30キロメートルに増えたように、六ヶ所再処理工場も半径15キロメートルに拡大する等の対策を講じることが必要であろう。今既にある蒸発・乾固の事故への備えを忘れずに、これから安全対策工事と放射能汚染除去作業が行われるので、絶えず社員も村民も事故対策の緊張を強いられることになる。そうまでして、再処理工場を運転する必要があるのか、はなはだ疑問である。
0607E025	p209 30高線量下、夜間、悪天候等を想定した事故時対応訓練を実施する。意見高線量下の夜間、しかも悪天候等を想定した事故時対応訓練を実施するとなっているが、これが現実に行われているのか疑問である。猛吹雪の時は、車両の運転でさえ前方が見えなくなる。夜間に職員が再処理工場に向かう訓練の最中に吹雪となり、前方が見えなくなった車両が歩行訓練中の申請者の列に当たり、人身事故が起きる可能性が高い。このような夜間歩行訓練が形式的には行われていても、万が一の事態には対処は困難であり、支援部隊が到着できないまま、重大事故発生を抑え込めない可能性を想定すべきではないのか。いずれにしても、机上の空論に見えてしまうが、増田社長が言うとおりに、現場感覚のない、机の上での安全対策ではないのか。机上の空論をする申請者に対して、規制委の所在する六本木にて審査をするだけでは不足である。再処理工場に勤務している規制委職員からの情報を得て、凍結時で猛吹雪の際に、規制委側が自らの足で再処理工場までの歩行訓練をしたうえで、実行可能な計画かどうかを判断すべきでないか。
0607E026	p226 18-27申請者は、当初、重大事故等対処設備の設計方針について、外部事象を要因とした場合で代表できるとしていた。これに対して、規制委員会は、申請者の検討結果の中には、外部事象を要因とした場合で代表できないものがあることから、重大事故等対処設備の共通的な設計方針について、体系的な整理を求めた。申請者は、外部事象を要因とした場合に用

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>いる設備と内部事象を要因とした場合のみに用いる設備とを区分して、それぞれに対して設計方針を設定するとの方針を示した。これにより、規制委員会は、申請者が、重大事故等対処設備の設計方針について、体系的な整理を行った上で、適切な検討をしたことを確認した。意見ここにも指導的記述がある。規制委側から申請者に対して、規制の解釈について不足や不確かさがあるということで、規制委側が安全対策の構築や強化を求める。それに対して、申請者が用意をして、規制側が適正に準備したことを確認したとあるわけです。つまり、申請者には規則の解釈をする能力が不足しているの、規制委側がご指導したと読める内容である。審査する側が、そこまで申請者に指導するのは、如何なものであろうか。ところでMOX加工工場の審査会合では、まだ重大事故対策が用意できておらず、5月26日と6月1日にも、申請者が十分な説明が出来ないと報道された。審査書案には再処理工場とMOX加工工場て共有して取り組むべき安全対策を講じていくとしているのに、再処理は準備できたとしているのに、MOX加工工場は未整備というのは、納得できない。6年4ヶ月も時間をかけたので、再処理は申請を合格させるべきという思いがあったかもしれないが、そんなことで合格証を出すべきではない。いずれにしても、MOX加工工場の本格的な建設はこれからというのが本当だろうから、既に形が整っている再処理工場にくれば、まだ相当時間が掛かると予想できる。事業計画では、再処理工場の運転開始後1年でMOX加工工場が運転するとしているが、これが守れないようであれば、再処理工場の運転を遅らせることも視野に入れるべきではないか。</p>
0607E027	<p>p222 16-17その際、MOX 燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。意見重大事故等対処設備をMOX燃料加工工場と再処理工場で共有するというのである。しかし、5月26日の審査会合では、MOX燃料加工工場における重大事故対策に関して規制委側のスタッフからの質問に申請者が答えられなかった。もともとは、十分準備ができていたので審査会を開いて頂きたいと申請者が求めて開催されたのに、十分に答えられなかった。そして、6月1日開催された審査会合でもこれが繰り返され、2日のデーリー東北では、「長谷川(清光)安全規制管理官が「指摘すると、ころころと原燃の考えが変わる」と苦言を呈するなど、ほとんど進展しなかった」と奉じられた。このような状況を踏まえると、申請者が想定している重大事故等への対策がしっかりと取れているとは思えない。再処理工場の審査書案では、内部で繋がっているMOX加工工場への対策なり、安全対策上は共有する部分があるとしている。なのに、MOX加工工場における重大事故等による内容について、規制委側が納得する説明を申請者が出来ないとなれば、審査書案に盛り込んでいる安全対策が実は完璧な形で用意できていないということになるのではないか。今回の審査書案に盛り込んだ内容が、形だけ整えたというのでは、審査の当事者の能力が疑われる。もう一度原点に戻って、MOX加工工場の重大事故対策が講じられるまで待つべきで、規制委は審査書案の了承を自ら破棄して、現在行われているパブコメの実施を取り消すべきではないか。</p>
0607E028	<p>p259 3-4建屋の最高点である屋上全般にわたって放水できる容量を有する設計とする。意見屋上全般に渡って放水できる容量を有する設計となっているが、この放水された水は結局排水になる、これがうまく排水溝に集まって取水されると、その後それはどのように処理されるのかの説明がない。敷地内にある排水路の雨水集水桝への放射性物質吸着剤及び可搬型汚濁水</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>拡散防止フェンスの設置を 10 時間以内に実施する。本対策の実施を判断してから 10 時間以内に実施するとあるが、つまりその対策が取られる前までは垂れ流されていく。こういう放射能汚染水等が実際に流していく可能性があるので、それをどのように回収して浄化するか、放射能除去するということを考えているのかが不明である。それが流れるものについての対策として、放射能吸マット、小型船舶による可搬型汚濁水拡散防止フェンスの設置をするのだけれどもこれは後 18 時間以内に実施するとあって、すでに海に大量に放射能が流れるということは間違いはない。こういう記述の仕方をみていると、安全対策は形ばかりで、実際にはある程度以上の放射能汚染は仕方がないと認めたということが判断されます。周辺住民の不安を理解しようとせず、申請者は机の上で審査書を書き、規制委側は机の上で審査を行い、周辺住民の放射能汚染を押し付けるといふわけである。これでは、周辺住民を納得させることが出来るはずはない。福島原発事故後、消費者は放射能汚染された食品を避けるようになっている。そのことを無視して、六ヶ所再処理工場からは日常的に膨大な放射能を放出させ、事故が起きたら環境中に放射能を垂れ流すので安全ですと言われても、納得はできない。</p>
0607E029	<p>5 月 13 日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場が新規制に適合していると認める「審査書案」を了承しました。けれども、核燃料サイクル政策はすでに破綻し、工事再開することは国民を危険にさらすだけでなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。わたしは、このような国民のいのちと人権を踏みとじる審査書案の了承に強く抗議し、再処理工場工事再開に反対します。六ヶ所再処理工場はトラブルと設計見直しを繰り返しながら未完成のまま今日に至っています。プルトニウム利用の前提となる高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止決定によりもはや不可能です。24 年も延期されてきた工事はもはや「計画」とはいいがたく、わたしたちの貴重な納税を無駄に使ってほしくありません。日本が約 46 トンもの余剰プルトニウムを見ち続けていることについては、国際的にも核兵器廃絶の点から非難を浴びています。そして、生産コストの高い MOX 燃料は「商業」に成立せず、現在、再処理工場の総事業費は 13 兆 9,400 億円と見積もられ、そのツケは高額な電気料金として国民に押し付けられています。これ以上の負担はゴメンです。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料リサイクル計画から勇気ある撤退をし、脱原発政策に転換するしかありません。</p>
0607E030	<p>p257 20—21 海洋、河川、湖沼等（以下「海洋等」という。）への放射性物質の流出を抑制する設備を整備すること。意見海洋河川湖沼等へ放射性物質の流出を抑制する設備を整備することとある。再処理工場そのものが標高 55 メートルの高さのところにある。安全対策を施す中で、例えば放水砲で放射能を叩き落とす安全対策を行うということになっている。その水は地面に撒き散らされ、地面にしみ込み、一部は側溝を通して排水される。それが尾駁沼や鷹架沼、二俣川に流れ込んだりすれば、放射能汚染水が循環することになってしまうのではないか。そういうものについての対策は、申請書の 260 ページに 重大事故等時に本再処理施設の各建屋から放射性物質が放出するおそれのある場合には、海洋等への放射性物質の流出抑制の手順に着手する。この手順では、敷地内にある排水路の雨水集水枡への放射性物質吸着材及び可搬型汚濁水拡散防止フェンスの設置を、11 名により本対策の実施を判断してから 10 時間以内に実施する。また、小型船舶による沼への可搬型汚濁水拡散防止フェンスの設置を、29 名により</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>本対策の実施を判断してから 58 時間以内に実施する。と記述がある。だが、地面にたたき落とされた放射能が蒸発過程で放射能が拡散する可能性が高く、それが周辺 n に拡散することは考慮すべきである。それへの対処がしっかりできていないように思われる。周辺住民に対して放射能を押し付けるだけであり、それへの対策を示すべきではないか。</p>
0607E031	<p>p262 31-32イ) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できること。口) 複数の代替水源(貯水槽、ダム、貯水池、海等)が確保されていること。意見複数の代替水源の中に、海等が挙げられている。これは尾駿沼が太平洋と繋がることからの想定と思われるが、汽水は塩分を含んでおり、それを利用するということは、結局再処理工場に損傷・破損を引き起こすことが想定される。取り敢えずは、新しく作る 2 万立方メートルの貯水場を二つ用意するとなっているが、それを使い切って、どうしても尾駿沼の水を事故の収束に使わざるを得ない場合に備えての処置であろう。ただし、福島原発事故の際に事故の収束のために海水を原子炉の投入したことがあったように、再処理工場がもう二度と使えなくなっても、今起きている事故を収束させることが必要という判断に迫られた場合の措置であろう。もっとも、申請者が安全対策上の措置として、経済性を優先するのではなく、安全性を求めるとなっているので、2兆9千億円掛けた再処理工場が汽水投入でおじゃんになっても構わないので、尾駿沼の水を給水して安全対策に使うという判断をしたのだろう。汽水を再処理工場の安全対策に用いたら、二度と再処理工場を動かさないという判断でいるのか、被ばく作業を強制してでも再処理工場の再運転に向かうのか、どのような判断がされたか疑問だ。</p>
0607E032	<p>p269 30-31 本再処理施設への大型航空機の衝突等が発生した場合においても必要な情報を把握し、及び記録するための設備及び手順等。意見再処理施設の大型航空機の衝突等が発生した場合において、それまで想定していた F 16 よりも小さな戦闘機等の墜落とは大きく異なる対策をしなければならない。そのことについて 詳しく論じられていないのは問題ではないか。大規模災害のところに少し、辛うじて対策が載っているが、もっと大事なことがあるはずである。大型航空機の墜落・衝突等で破損した場合には、次から次と電源喪失、蒸発・乾固、臨界、水素爆発に備えなければならない。そのような時に 情報を把握し記録するための設備及び手順等を用意しても意味がないのではないかと云わざるを得ない。</p>
0607E033	<p>p261 22-24 主排気筒から放射性物質の異常な水準の放出が発生するおそれのある場合の対策として、事業所外への放射性物質の放出抑制のため、主排気筒内へ散水を行うための設備及び手順等を整備する。意見全ての事故の対策等を見ていると、フィルターを通して後の放射能汚染された気体は、最後に主排気筒から放出するとされている。そのため、放射能の排出を減らす対策として、主排気塔への散水を行うという。これは放射能放出抑制のためと言いながら、放射能を叩き落とすという効果を期待してのことである。問題は、その注水した後の放射能汚染された水を、どのように排水処理するかである。結局は、海洋に排出するだけになるのではないか。これが唯一の安全対策ということなのか、他の安全対策を講じるべきではないのか。</p>
0607E034	<p>重大事故対策は、最大 3 つが重なることを考慮しているが、それで不足はないのか？ 7. 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対策 同時発生する場合の対策 3 つの重大事故が同時発生した場合の対策は、個別の重大事故等対策において、同時に発生する重大事故の対</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>策における相互影響を考慮して対策を講じていることから、個別の重大事故等対策と同様である。具体的な相互影響冷却機能の喪失による蒸発乾固と水素爆発が同じ貯槽等で発生する場合がある。この場合、高レベル廃液等の沸騰を踏まえた水素の発生量や、温度、圧力、湿度、放射線等の環境の変化により、重大事故等対処設備が損傷しないこと、重大事故の事象進展に影響を与えることのないよう重大事故等対処設備を設計することなど、個別の重大事故等対策で有効性を確認している。また、重大事故等対処設備のうち、異なる場所で同時に重大事故の対処に使用する可搬型中型移送ポンプについては、それぞれの重大事故等対策で必要な容量及び個数を確保している。また、建屋ごとに配置する可搬型-発電機及び可搬型空気圧縮機は、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策及び水素爆発への対策で共用することをあらかじめ考慮して必要な容量を確保している。</p>
0607E035	<p>p299 1-6c. 大規模損壊発生時における外部からの支援体制として、全社対策本部が速やかに確立できるよう体制を整備する。また、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援を要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整備する。さらに、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制を構築する。意見大地震とか大型航空機の墜落等の大規模損壊発生時に、様々外部から支援を受ける体制を構築するというのは、紙上プランは必要なことだと思う。ところが、実際に放射能が拡散している現場に支援に来る者が原子力発電所の技術者が来ても意味がない。化学工場である再処理工場に関連した技術を持っている人たちが来るべきところだが、日本では東海再処理工場で働いた経験のある職員OBとか、再処理に関して技術的な支援をしているメーカーの人でないと役に立たない。結局は、放射能拡散を封じ込めることに対して、どこまでできるのかが一番の肝心なところであって、専門知識がなければ、唯々見ているしかできないことが想像される。以上のことから、安全対策がしっかり構築できないし、技術的な支援も受けられないということも想定して、現実的な安全対策を構築する必要があるのではないか。</p>
0607E036	<p>p274 4-5イ) 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下の要件を満たすこと。 p274 10・判断基準は、運転員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと。p287 29-30・緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の被ばくによる実効線量が 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。 p288 5-10・緊急時対策所には、重大事故等に対処する非常時対策組織の要員を MOX 燃料加工施設との共用を考慮して、最大 360 名収容する設計とする。また、本再処理施設からの放射性物質の放出により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を含む非常時対策組織の要員 50 名とする。意見再処理工場の運転員の実効線量が、7 日間で 100 ミリシーベルトを超えないこととある。再処理工場は化学工場で、原発事故のような過酷な事故は考え難いと言われているが、果たしてそのような想定でいいだろうか。福島原発事故後の収束に当たった作業員が 250 ミリシーベルトを超える被ばくをしたとかということは、2011年の3月11日以降度々報じられた。重大事故が再処理工場で発生した際には、100 ミリシーベルトを超えないレベルの被ばくで済むのかどうか、非常に疑問が残るところである。申請者は再処理工場内での事故に際して、前以て社員等から</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>250 ミリシーベルトを超えない被ばくを認める書類を得ているとしている。再処理工場の運転員のいる捜査室では 100 ミリシーベルトを超えないかもしれないが、事故の収束現場は 1 時間当たり 30 ミリシーベルトの線量を超えるのであろうから、数時間の作業で 100 ミリシーベルトを超える可能性がある。ここで問題となるのは、どこの原子力発電所でも社員の被ばく線量は低いが、定期検査等で働く作業員の被ばく線量が高いことが多い現実である。昨年 2 月に増田社長が言ったように、申請者の社員は現場に出ることがなかったと認めているので、事故の収束に当たるのがメーカーの社員なのか、それとも放射能除染作業のために雇われた地元の作業員なのかもしれない。ここが明瞭になっておらず、作業員の数だけが盛り込まれているので、最大需要最大収容 360 名収容設計としているが、放射性物質の放出による居室の維持が困難となった場合には、50 名まで減らすとなっていることは安全対策上必要なことかもしれない。ただし、360 名収容となっているが、現在の新型コロナウイルス対策で求められる三密回避を当てはめれば、360 名の収容人数自体を削減しなければならないのではないかと。密集・密着・密接の状態にならないということが必要なので、次なる新型コロナウイルス対策として、収容人数の見直しをしておくべきではないのか。勿論、事故現場でも三密を回避しての事故収束に当たるべきであり、収束に掛かる人数と時間に余裕を持つ必要がある。</p>
0607E037	<p>指導が過ぎている点について疑問である。申請者の規制を正しく解釈する力がないので、つつい規制委側が指導して、ようやく申請書から合格できる補正申請書を出させたということが述べられている。1. 臨界事故(1)重大事故の網羅的な検討申請者は、当初、地震を要因とした重大事故等は発生しないとの方針を示した。規制委員会は、設備の設計条件として想定を超えるものを考慮して検討するよう求めた。申請者は、公衆への影響が通常時を超えるおそれのあるものを抽出することとした。これにより、規制委員会は、重大事故の発生を仮定する貯槽等が特定されていることを確認した。(2)同時・連鎖の検討申請者は、当初、臨界に伴う高レベル廃液等の性状の変化、沸騰に伴う水素発生 G 値×5 の変化等を考慮していなかった。規制委員会は、貯槽等内の高レベル廃液等の性状が変化することも検討するよう求めた。申請者は、崩壊熱や水素発生量の増加を考慮し、水素掃気量等を設定する方針を示した。規制委員会は、対策の妥当性を確認した。2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固(1)沸騰に至った場合における事態の収束に向けた対策申請者は、当初、直接注水して高レベル廃液等の濃縮を抑制するのみとした。規制委員会は、放射性物質の放出の抑制に悪影響を及ぼすことへの対策を求めた。申請者は、凝縮器通水により蒸気凝縮とセル導出前に放射性物質を低減する対策を示した。規制委員会は、高レベル廃液等が沸騰に至った場合における事態の収束に向けた対策の有効性を確認した。(2)有効性評価の範囲を超えた検討について申請者は、当初、事象進展や総放出量の評価を有効性評価の中で実施していた。規制委員会は、事業指定基準規則解釈第28条で要求している有効性評価は、これら対策の全てが機能しない場合の評価を求めるものではないとした。申請者は、事業指定基準規則解釈第28条の要求に沿った対策の有効性を示した。規制委員会は、発生防止対策及び拡大防止対策の有効性を確認した。3. 放射線分解により発生する水素による爆発(1)高レベル廃液等の沸騰を考慮した水素掃気量の確保申請者は、当初、通常時に想定される範囲の水素発生量を想定し、設定していた。規制委員会は、通常時よりも多</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>量の水素が発生した場合にも水素掃気量を確保するよう求めた。申請者は、水素濃度を測定し、柔軟に対応できるよう対処するとの方針を示した。規制委員会は、本重大事故への対策の有効性を確認した。4. 有機溶媒等による火災又は爆発(3. に掲げるものを除く。)(1)放射性物質の放出量低減に係る対策の検討申請者は、当初、セルへの導出とセル換気システムの代替設備により対処するとしていた。規制委員会は、臨界事故への対策で設置することとした廃ガス貯留槽等の適用を求めた。申請者は、同対策は当初の対策より一層の放出抑制が可能であるとし、適用するとして。規制委員会は、放射性物質の放出量が実行可能な限り低くなるよう対処することを確認した。5. 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷2. 審査結果規制委員会は、本重大事故に対して、代替注水による燃料損傷防止対策が、事象進展の特徴を捉えたものであると判断した。申請者が行った評価は、厳しい条件を設定する観点から、機能を喪失した設備(プール水冷却系又は安全冷却水系及び補給水設備のポンプ等)の復旧を期待していないが、実際の事故対策に当たってはこれらの設備の機能回復も重要な事故対策となり得る。6. 放射性物質の漏えい(1. から5. に掲げるものを除く。)(2. 審査結果規制委員会は、放射性物質の漏えいの発生が想定できないことから、対策が不要であることを確認した。意見 このような指導がなければ、申請者は合格証を手にする出来なかったのではないかと。</p>
0607E038	<p>p291 23-27b. 事業所外の国、地方公共団体、その他関係機関等へ連絡できるよう、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、IP-FAX 及び TV 会議システム(以下「統合原子力防災ネットワークに接続する設備」という。)、一般携帯電話、衛星携帯電話等を設置する。また、緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送する設備として、所外データ伝送設備を設置する。意見 六ヶ所再処理工場の重大事故発生の際でも、サイバーテロへの備えは必要であるが、そのような対策が取れていることを確認したのか。</p>
0607E039	<p>トリチウム放出低減対策として考えるべきこと意見電気新聞 2018 年 7 月 3 日に以下の記事が載った。近畿大学工学部(広島県東広島市)の井原辰彦教授、東洋アルミニウム、近畿大発ベンチャー企業のア・アトムテクノ近大らの研究チームは27日、放射性物質を含んだ汚染水からトリチウム(三重水素)を含む水(トリチウム水)を分離・回収する方法と装置を開発したと発表した。炭やスポンジのように多量の小さな穴を持つ構造「多孔質体」を格納したフィルターを使い、汚染水からトリチウム水を効率よく分離する。今回の成果により、汚染水の容量削減などが期待できるという。井原教授らは、多孔質体と細い管を液体につけた際に液体が管の中を上がる現象の「毛管凝縮」に着目し、除染技術への応用研究を進めてきた。井原教授らが完成された多孔質体は、直径5ナノメートル以下の「細孔」を有し、毛管凝縮によって細孔内に水とトリチウム水を取り込んだ後、トリチウム水を細孔内に保持したまま水だけを放出する機能を持つ。この多孔質体を格納したフィルターによって、汚染水からトリチウム水を高効率で分離する。多孔質体を加熱することで、細孔内に残ったトリチウム水を放出し回収することができる上、装置の再利用も可能。低コストでのトリチウム除染が実現できるため、東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム汚染水について、容量削減および、汚染水の保管場所の問題の改善が期待できるとしている。アルミニウム粉末焼結多孔質フィルターを格納した実装置による実験を行ったところ、アルミニウムに熱水処理を施す「ペーマイト処理」を行ったフィルターでは、初期段階でほ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ぼ100%除染されることを確認した。今回の研究は、福島県川俣町へ東日本大震災復興支援を行う「オール近大」川俣町復興支援プロジェクトの一環として実施された。これが実用化されれば、六ヶ所再処理工場からのトリチウム放出にブレーキを掛けられると思うが、これを六ヶ所再処理工場で採用するように規制委側から申請者に「指導」するべきではないか。</p>
0607E040	<p>重大事故対策は、最大3つが重なることを考慮しているが、それで不足はないのか？7. 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対策 同時発生する場合の対策 3つの重大事故が同時発生した場合の対策は、個別の重大事故等対策において、同時に発生する重大事故の対策における相互影響を考慮して対策を講じていることから、個別の重大事故等対策と同様である。具体的な相互影響冷却機能の喪失による蒸発乾固と水素爆発が同じ貯槽等で発生する場合がある。この場合、高レベル廃液等の沸騰を踏まえた水素の発生量や、温度、圧力、湿度、放射線等の環境の変化により、重大事故等対処設備が損傷しないこと、重大事故の事象進展に影響を与えることのないよう重大事故等対処設備を設計することなど、個別の重大事故等対策で有効性を確認している。また、重大事故等対処設備のうち、異なる場所で同時に重大事故の対処に使用する可搬型中型移送ポンプについては、それぞれの重大事故等対策で必要な容量及び個数を確保している。また、建屋ごとに配置する可搬型-発電機及び可搬型空気圧縮機は、冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策及び水素爆発への対策で共用することをあらかじめ考慮して必要な容量を確保している。意見 大臣と大型航空機の墜落が同時に発生して、尚且つ大型航空機の翼が電線を切断した場合に、再処理工場内で臨界、蒸発・乾固、水素爆発、有機溶媒等火災・爆発、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷が発生する可能性があるが、その対策を想定した対策には踏み込んでいないのは何故か。更田委員長は5月13日の記者会見で、日常的な放射能放出への対処が必要な施設であり、減多に起きない事故への対策を考量するのは発生確率からすれば無駄になる趣旨の答弁をしている。このような感覚で審査書案がまとまったとすれば、信用できない。</p>
0607E041	<p>再処理工場の稼働には、十分な技術的能力をもった人材の安定的な確保が必要です。人材の枯渇の現状を考えれば、その将来的な脆弱性は明らかであり、この点だけから見ても、六ヶ所再処理工場の稼働はやめるべきだと考えます。私は、大阪大学・京都大学・名古屋大学で数学を教えてきました。私の目から見て、原子力工学が、若い人たちに人気がないことは歴然としています。1980年代の中頃に「造船工学は学生に不人気だろう」と思っていました。原子力工学のほうが、もっと不人気なのに気づいて、驚いた経験があります。それ以来、私の経験した限り、この不人気は変わることがありません。また就職先としても原子力は人気がありません。リーマンショックの翌年の就職超氷河期に、原子力関係から、就職勧誘がありましたが、そのあと東京電力福島第一原子力発電所の事故があったためでしょうか、学生の間での人気は冷えたままです。そのような時期にも、原発の現場を希望して電力会社に就職した学生がいました。しかし彼も「高浜町の元助役との癒着」のスキャンダルを前にして、士気を失ったようでした。こんな例外的な学生ですら失望するほどの現状であることは認めるべきです。さらに、原子力一般の不人気に輪をかけて、「もんじゅ」を含む「核燃料サイクル」の不人気は、もはや動かしがたいと感じます。たとえば「もんじゅ」は1995年に運転を始め、その直後に事故を起こしました。こ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の事故は、私には想定内でした。しかし 2010 年に運転の再開の準備中に起こした事故は、素人の私にすらショックでした。現場が技術力を失っていると気づかされたからです。私の印象を裏付けるように、2015 年 11 月 13 日、原子力規制委員会は「もんじゅ」について、勧告を出し、その運転母体について「安全確保上必要な資質がないと言わざるを得ない段階」に至ったと認定しました。もはや「核燃料サイクル」には、人材の枯渇は不可避です。「核燃料サイクル」の中でしか存在理由のない再処理工場は、今、断念するのが最善です。</p>
0607E042	<p>今回もパブコメを募集していますが国民の意見がどこで利用されているのでしょうか。再処理を続けるのは全く税金の無駄。再処理の技術も確立されていないのに、やるやる詐欺！今まで何回延長していますか。もう原発の一切をやめてそれらの廃炉作業、再処理施設の閉鎖作業、核廃棄物の処理などにあたるべきだと考えます。その作業でも原発を再稼働させる以上の経済効果があるはずです。</p>
0607E043	<p>以下の理由で、反対します。1. たまり続けるプルトニウム プルトニウム8kg で核爆発装置 1 個を作ることができます。日本にはすでに 46 トンにのぼるプルトニウム備蓄があります。再処理工場を稼働すれば、最大年間 800 トンの使用済み燃料を処理し、7～8トンのプルトニウム（約 1000 発分の核弾頭に相当）が分離されます。盗難やテロ攻撃の対象にもなり、核拡散防止条約に違反し、国際的な核兵器禁止の取り組みに逆行する再処理はやめなければなりません。2. 膨大な費用負担 六ヶ所再処理工場の総事業費は 13.9 兆円にのぼります。政府は 2 つ目の再処理工場も建設する計画であり、取り出したプルトニウムを燃料に加工する MOX 燃料加工施設の事業費も含めれば、核燃料サイクル事業の総事業費は 30 兆円をこえます。これによって削減できるウラン燃料は約 10%でしかありません。3. 高レベル放射能・核汚染廃液放出 六ヶ所再処理工場の運転で放出される放射能は、一般の原発の通常運転で放出される放射能をはるかに上回ります。トリチウムの年間海洋放出量は、福島第一原発事故前の 54 基が稼働していたころの日本の発電所からの年間総放出量の 10 倍です。核汚染廃液が放出管で沖合い約 3km・深さ約 44m の海洋に直接 廃液されます。地球環境破壊につながります。</p>
0607E044	<p>再処理工場稼働反対。原発と同様に、日本という地震も津波も多い国にはあってはならない施設である。核燃料サイクルはもんじゅが廃炉となり実質的に破綻しているのに、さらに税金をつぎ込んでいくのは、日本が豊かになれない元凶である。国のエネルギー政策は原発を手放し、再生可能エネルギーに完全にシフトすべき。</p>
0607E045	<p>六ヶ所再処理工場が本格稼働したら、海や大気中に膨大な量の放射能が日常的に放出される。事故を起こした東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出が大問題となっているが、そのトリチウム総量は 860 兆ベクレル。一方、再処理工場から海洋放出されるトリチウムの年間管理目標値は 9700 兆ベクレルであり、福島第一の総量の 13 倍を 1 年間に放出することを容認することになる。原発立地地域周辺では白血病の多発など、環境中に放出された放射能の影響と思われる事例が多く報告されている。地球環境、世界中の人々、未来の世代の人々にさらなる迷惑をかけることは絶対やめるべきだ。そもそも、高速増殖炉がすでに破綻している中、再処理して、プルトニウムをつくることに何の意味があるのか。仕方なくプルサーマルをいくつかの炉で続けるこ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>とに何の意味があるのか。使用済みMOXの処理方法も具体的には何ら決まらず、ただただ核のゴミの問題の解決をズルズル先延ばしするだけである。同工場はこれまでに 24 回も完成延期しており、技術的にうまくいく保証は何らない。そこに莫大な国民の血税をつぎ込み続ける愚行を止めさせなければならない。原子力規制委員会、原子力規制庁は、その組織理念に基づき、時の政府の意向に追随せず、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒め」、「人と環境を守る」ために六ヶ所再処理工場の稼働を認めてならない。</p>
0607E046	<p><該当箇所> 142 頁 20 行目～143 頁 14 行目、153 頁 1 行目～162 頁 9 行目 <内容> 2015.12.21 付「第 89 回新規規制基準適合性審査会合資料 2-2」に記載されている「高レベル廃液貯槽」および「不溶解残渣廃液貯槽」における Pu239 放射線量データから稼働後フル運転時に想定される Pu239 重さを計算すると、それぞれの貯槽で 8.75g、14.60gとなり、これは共に臨界値を超える数値である。よって高レベル廃液が蒸発乾固後自己崩壊熱で溶融し始め、比重が最も大きい Pu は他の核種よりも下部に沈積集積し臨界に達する可能性が危惧される。にもかかわらず、日本原燃は、143 ページ表「本重大事故の特定結果」において「臨界事故」が起こりうる場所として上記 2 貯槽を含めていない。従って、153 頁～162 頁における日本原燃の主張および規制委の判断が妥当であるとは言い切れない。再度の検討をお願いしたい。<該当箇所> 139 頁 28 行目、162 頁 10 行目～174 頁 6 行目<内容> 日本原電は、高レベル廃液が電源喪失により沸騰・蒸発して「蒸発乾固」する事故を防ぐための対策のみを述べていて、規制委もこれに沿った形の判断をしている。しかしながら、蒸発乾固の最も恐れるべきことは乾固後にやってくる溶融→揮発→爆発である（特に上記 Pu の臨界量を含んでいる「高レベル廃液貯槽」「不溶解残渣廃液貯槽」での発生が危惧される）。このときに放出される放射線の量は乾固に至るまでの量とは比較にならないほど莫大で想像を絶すると言われている（この考えの欠如が規制委が 2017 年に決定した「UPZ 緊急時防護措置準備区域を半径 5km と原発半径 30km の 1/6」にする根拠になったことは返す返すも残念でならない）。これが今回の案においても未だ全く考慮されていないことは不可解極まりない。「対策を念入りに行っているから蒸発乾固は起こり得ず、従ってその後が起こり得る事象に対する対策は必要ない」という考えは、福島第一原発事故発生以前の発想のままで、歴史から何も学んでいないと言わざるを得ない。この「蒸発乾固後」に対する綿密で具体的な対策の検討が不可欠で喫緊の課題であることは論を待たない。再検討をお願いしたい。<該当箇所> 4 頁 1 行目～10 頁 2 行目 <内容> 上記該当箇所に対する意見に当たるかどうかは私には判断できないが、どうしても言わなければならないことなので以下に記載する。2006 年度から 2008 年度にかけて使用済燃料 425 トンを使用し再処理試験運転が行われ Pu が抽出されたが、何回も竣工延期がなされ現在もアクティブ試験中という状況になっている。そのうち 9 回の延期理由が「ガラス溶融炉」と発表されているが未だにその詳細は公表されていない。このことから、六ヶ所村再処理工場で行われている国産技術「LFCM 法ガラス固化」が海外で行われている「AVM 法ガラス固化」に比べて、うまく稼働していないと容易に想像できる。この方法の見直し検討も含めて、過去のアクティブ試験の評価が当案の中で記載されていないのは、パブコメ募集としては極めて不十分な内容であると思う。当再処理工場は相次ぐトラブルなどで運転開始を 24 回延期し、完成予定だった 97 年を大幅に遅れ、その間稼働させなく</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ても維持費だけで年間千百億円(=1日あたり3億円超)もの費用が掛かっている。これが電力会社の電気料金に含まれていて我々消費者が負担している以上、上記アクティブ試験の評価をどこでどのように公表するのかを最低限ここで明らかにするべきである。以上</p>
0607E047	<p>六ヶ所再処理工場は 2006-2007 年のアクティブ試験の失敗以降、多数の事故やトラブル、不手際を起こしていて、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けています。これでは申請者である日本原燃には再処理施設を運営する能力と資格が無いと判断せざるをえません。東日本大震災での原発事故を見ても再処理を含む原子力事業は、もしもの時には多大な、下手をすると日本が壊滅しかねない被害を催しかねません。そのような事業にたびたび事故や不手際を起こし、かつそれが改善されていると思えない日本原燃に再処理事業を許可するわけにはいきません。また、臨界事故に関しての地震や火山による影響が審査されていないことも問題があると思います。しっかり審査を行って結果を審査所に明記してください。審査所に関しては再処理される使用済燃料の冷却期間が 変更申請されたことに伴い、平常時の廃棄物の放出量とそれに伴う敷地周辺の公衆被ばく線量に変更になりましたが、その審査結果記載されていないことも問題です。さらに操業時に年間あたり膨大な量のトリチウムが海洋に放出されることは海洋資源や環境への影響が心配されることであり、このような施設は動かすべきではないと考えます。そもそも、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもありません。また、地震大国日本には安定している地層も存在せず、保管場所としての適地そのものが存在しません。再処理を進めれば進めるほど廃棄物のガラス固化体も増加する一方なので核燃料の再処理自体をやめるべきであると考えます。</p>
0607E048	<p>核燃サイクルについては、諦めるべきだ。原発事故の後始末も出来ていないのに、無謀だと知るべき。維持管理も満足に出来ないのに、危険なものをこれ以上生み出すことは避けるのが賢明な判断だと思う。</p>
0607E049	<p>1. この再処理工場はフランス・アレバ社から基本設計等を輸入しているが、長期の停止で熟練技術者が不在であり、事故が重大に進展する可能性高い。2. 航空機の衝突等の想定甘い。火山噴火による降火砕物を層厚 55 センチを想定しているが、根拠がない。その状態で作業員による吸気フィルター交換の継続が可能と思えない。3. この再処理工場から多量の放射能を大気や海に放散する。多量の放射能を含む排水を沖合い3キロまでパイプを延ばして海中に捨てる。大気や海洋に放出された放射能は環境に蓄積し、現在及び未来の世代に影響を与える。4. 日本原燃は 08 年から全く動いていないが、拠出金制度で利益を出しおり、経営基盤が脆弱である。高額な費用をかけて製造する MOX 燃料は非常に高価であり、そんな事業が経済的に成立するはずがない。後に残るのは使用済み燃料と使用済み MOX 燃料である。特に後者は厄介で、後の世代に危険で大きなツケを回すことになる。上記1から4までの理由により再処理工場稼働に反対であり、再処理から即時撤退すべきである。</p>
0608E001	<p>核燃料サイクルにこだわる道は「もんじゅ」廃炉で完全に断たれた。世界を見回しても未来があるとは思えない。使い道のないプルトニウムを作るために、日常的に大量の核ゴミを放出し、やがて超巨大で解体廃棄が困難な核ゴミとなるのが確実な施設に、巨費を投じるのは愚かそのものである。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0608E002	再処理のメリットはありません。幻想のプランに余計な税金を使うのは止めるべきです。核燃サイクルはつとに破たんしています。即刻、反省の上に変更すべきです。外国も直接処分がもっとも経済的といわれており、悪魔のプルトニウムをこれ以上貯めこむだけの再処理工場建設・稼働は国家犯罪です。
0608E003	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）について、日本国民として、安全性、合理性等の理由において、審査書案とそれに基づく稼働は容認できません。その主たる理由を以下に記載します。1, プルサーマル発電により使用された使用済み MOX 燃料は、その処理、処分について、技術的な研究、開発が不足し、具体的な方法等が明らかになっていない。そのため再処理の前提となる核燃料サイクルは成り立っていないといえる。また、高速増殖炉もんじゅ廃炉決定により、これまで高速増殖炉の燃料となるとされていた回収ウランが核のごみとなり、ウラン濃縮工場を出た劣化ウランが核のごみとなり、稼働により高レベル放射性廃棄物は増えてしまうことから、再処理実施の合理性は無く、再処理施設を稼働すべきではない。2, 六カ所再処理工場には 200m ³ (立法メートル)超の高レベル放射性廃液が貯蔵されており、大地震、大津波、火山噴火等により全電源が喪失した場合、数十時間で廃液が沸騰し、爆発すると考えられる。日本国土の広域汚染と、多くの国民への健康被害、甚大な経済損失はまぬがれない。その高レベル放射性廃液量を増やすことにつながる、再処理施設を稼働すべきではない。3, 再処理工場の稼働により、気体廃棄物の大気中放出と、液体廃棄物の海洋放出が行われ、地域住民への経年での健康被害や、漁獲物等を通じての人体への健康被害が想定される。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法上の生存権の理念に反し、国民の安全、安心、を奪うことにつながるため、再処理施設を稼働すべきではない。4, 東海再処理施設の高レベル廃液ガラス固化技術は日本原子力開発機構の独自技術とされ、六カ所再処理工場に技術移転されている。しかし、直近 2019 年では、溶融炉の下に取り付けられたノズルからガラス固化体容器への流入が停止し、大幅に時間がかかる対策となる見通しである。また 2016 年の再開後だけでも、ガラス固化体を扱うクレーンの不具合や溶融炉の底に金属(白金族元素)が想定より早くたまる等の理由で予定外の停止をくりかえしている。東海再処理のガラス固化技術は実用技術としての検証が甘く、六カ所でガラス固化を稼働したとしても、想定外の問題が出る可能性が高く、順調に進むとは考えられない。よって、六カ所の再処理施設は稼働すべきではない。
0608E004	年々、自然災害が拡大し、新型コロナウイルスの感染などに国家予算が膨張しています。それにもかかわらず、まだ核再処理工場の建設を続けるつもりでしょうか？数々のトラブル続きで、核燃再処理工場建設は破綻しています。建設費は2兆9千億円と当初の4倍にもなっています。私たちの税金を大切に使ってください。国民の命を守るために新型コロナウイルスの対策として弱者を守るために使ってください。切に願います。
0608E005	申請者である日本原燃は再処理施設を運営す能力 と適格性 と適格性 に欠ける。(理由)六ヶ所再処理工場は実液試運転ともいえる 2006-2007 年のアクティブ試験失敗以降、多く事故トラブル不手際を起 こし、規制委員会から度々の指摘や、規制委員会から度々の指摘や 改善命令を受けている ている。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0608E006	<p>第 2 章「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」申請者である日本原燃は再処理施設を運営する能力と適格性に欠ける。六ヶ所再処理工場は、多くの事故、トラブル、不手際を起し、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けており技術的能力、信頼性も無い。それを看過している審査案は不適切である。第 5 章「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応」広範囲にわたる建屋群の同時損壊と電源、制御、計測、配管、機器といったプラントの運転に必要な各種設備の同時被災、そして冷却、遮断、排気といった各種単位操作の同時困難・大規模損傷緩和作業を実行する運転員、保守要員、マネジメント要員の負傷、死亡などが勘案、審査されておらず対応不可と言わざるを得ない。その他、再処理について 福井県の高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉が決定しており核燃サイクルは破綻している。高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめ再処理工場は閉鎖すべきである。</p>
0608E007	<p>5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）が、新規規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。このような国民のいのちと人権を踏みにじる審査書案の了承に強く抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。六ヶ所再処理工場は、1997年の完工予定から大幅に工期が延長され、トラブルと設計見直しを繰り返しながら未完のまま今日にいたり、プルトニウム利用の前提である高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止決定によって、もはや不可能となっています。日本原燃は2021年度上期完工の目標を変えてはいませんが、24年も延期されてきた工事はもはや計画とは呼べず、これ以上国税を捨てることは許されないのです。日本が約46トンもの余剰プルトニウムを持ち続けていることに対しては、核兵器廃絶の点から国際的な非難を浴びています。また、生産コストの高いMOX燃料は「商業」的に成立せず、現時点での再処理工場の総事業費は13兆9,400億円と見積もられています。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられています。もうこれ以上の負担はごめんです。再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済みMOX燃料も最終処分方法が決まっていません。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。</p>
0608E008	<p>・破綻した「核燃料サイクル」政策を停止し、核燃料再処理工場実施計画（14兆円）を廃止すべき。 ・原発依存22%をエネルギー基本計画の廃棄し、自然エネルギーへの転換を推進すれば核燃料の再処理施設は不要です。</p>
0608E009	<p>事業（変更）許可申請書添付7の審査関連アクティブ試験では、使用済み燃料のせん断時に敷地内モニタリングポストの空間線量が上昇しています（2007年9月9日）。原燃は年50マイクロシーベルトを超えないことを目標にしていますが、希ガス、炭素14、トリチウムは全量放出となっており、目標値で収まるとは到底考えられません。近隣住民の被ばく、住民だけでなく畜産物、農産物への影響は、都市住民の健康にもかかわります。また、トリチウムの海洋放出には原発</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>のように濃度規制がなく、莫大なトリチウムが海洋放出されます。環境への影響は少ないとされていますが、原発に濃度規制があるのは影響を恐れてのことです。原発の数1000倍もの放射性物質を海洋放出することによる環境への影響は計り知れません。特に三陸の海は津波と福島第一原発事故から、回復の途上です。世界三大漁場の一つをさらに汚染することは国際的にも許されません。地域特有の気象「やませ」による吹き返しや逆転層による気体の滞留、イギリスセラフィールド再処理工場周辺の白血病増加等の事実から、通常運転時の被ばく影響をもっと厳しく評価すべきではありませんか。住民一人当たり1日の牛肉摂取量6gとして被ばく量を計算しています。牛肉摂取年間2.2kg はどこの国の住民かと目を疑いました。住民の健康や安全を守るための規制ではないのですか。最大値をとって評価するべきではありませんか。第2章「再処理の事業を的確に遂行するための技術的能力」関連ガラス固化について、仮焼層が蒸発や分解でガラスの熱を奪い、廃液の性質によってガラス温度分布が変化してしまいます。不安定なガラスから白金属がガラスに混ざらず、炉底に沈降・堆積するのは避けられません。耐火煉瓦製の炉であることから煉瓦片の混入は避けられません。再処理工場は長期にわたって停止しています。問題点を把握し、改善できる技術者はいるのでしょうか。熔融炉の構造上の欠陥を『『運転の習熟』によって克服』と、技術者のせいにするのもおかしな話です。アクティブ試験の終了報告、ガラス固化試験の終了報告を公開すべきです。アクティブ試験の結果からどのように「安定的運転可能」の判断がされるのか、二度と事故は起きないのか、無駄な投資にはならないのか一般人にも分かるように示して下さい。</p>
0608E010	<p>日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）に対する意見 このことについて、意見を申し上げます。1 日本には46トンに上るプルトニウムが備蓄されており、その利用がほとんど進んでいない状況で、高額な費用をかけて使用済み核燃料を再処理する緊急性、必要性がない。費用対効果の面からも、高額な費用がかかる再処理工場の事業は廃止するべきである。2 再処理工場の運転で放出される放射性物質は一般の原発の通常運転で放出される放射性物質の量をはるかに上回るものであり、福島第一原発事故で広範囲に放射能汚染が広まり、深刻な被害と経済的損失をもたらしている状況で、さらなる放射能汚染を拡大させる本計画は廃止するべきである。3 福島第一原発事故は想定外の地震動と津波によって深刻な被害をもたらしましたが、再処理工場の近傍でこのような大規模地震が起きた際にプラントから大量の放射性物質が放出される恐れがあり、確実な地震予知ができない現状から大規模事故の発生を否定することができないので、将来のリスクを作り出す本事業計画を廃止するべきである。</p>
0608E011	<p>はじめに 使用済み核燃料再処理工場はプルトニウムを再利用してプルサーマル燃料を製造することはプルトニウムの減量を見せかけるだけの高価な危険な無駄におわる可能性が高い。それに、プルサーマル燃料の使用済み廃棄物は処理方法、場所も決まっておらず袋小路と言わざるを得ない。しかも再処理は確立した技術とは言えず危険がいっぱいである。直ちにこのプロジェクト全体を中止することを求める立場から、その理由をいくつか科学的・技術的に指摘したい、貴委員会は本パブコメを承認への出来合いのステップとせず真摯に対応されることを望む。1 II-1 再処理を行う使用済み核燃料の種類(冷却期間)の見直しにおける、平常時のトリチウム放</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p> 出量（12 頁）について A トリチウムの平常時に施設作業により海洋に放出される量は通常 の原発と比類のない膨大な量である。トリチウムの放出量の年間管理目標が 9.7×10^5 の 15 乗ベ クレルとされている(規制庁作成の参考資料「審査(案)の概要」6 頁)。原燃の管理目標値では年 間 9700 兆ベクレルとされており、たとえば東京電力福島第一が事故前に基準としていた年間放 出量 22 兆ベクレルであるから、400 倍を超す量である。ところで、規制委員会はその排出基準 さえ決めていないというのが本当か。あるなら明示してほしい。もし基準がないのなら基準を作るま で審査は延期するのが当然である。これまで規制委員会は常に自分たちは安全を保障するもの ではなく、基準が守られているかだけを判断すると言ってきた。将来に渡って基準合格が正党で あったかをどのように検証するのか、委員各位の責任をどう取るつもりなのか覚悟を示してい だきたい。ところで、上記福島第一原発において貯蔵していた処理汚染水の放出が問題になっ ている。トリチウムの安全性に対する危惧がほかならず、農漁民が海洋放出に反対している。 青森県から北海道太平洋岸においても同様である。風評だけでも生業が成り立たないからで ある。作業のために日常的に膨大な量のトリチウムを世界に通じる海洋に放出せざるをえない のであれば、そのような施設の事業許可申請は認めるべきでない。しかもトリチウムの生体 に及ぼす悪影響がこれまでの研究により明らかになってきている。B トリチウムの生体への安 全性は確認されていない。危険が高い指摘がある。国や東電はトリチウムのベータ線崩壊はエ ネルギーが極めて低いことから生物への確かに学説が確立していないことは事実であるが、し かしながら稀薄であっても生体に及ぼす影響は短期間でなく、長期にわたり、さらに次世代への 影響を見る必要がある。軽々に影響がないと断ずる材料はない。国や東電はこれまでの反省を 込めて経済性など度外視し、これ以上住民を危険にさらさないことを最重点に進めるべきであ る。影響がない、また、水と同じ性質を持つため、人や生物への濃縮は確認されていない、被 害が出ていないから安全だとしているが、低線量率被曝は、単に研究例、事象が少ないことに依 拠しているに過ぎない。しかし、トリチウムのベータ線の生物へ影響はエネルギーによって遺 伝子を子激するのではなく、食料、水道水などから取り込まれたトリチウムが人体を構成する 蛋白質、脂肪など有機化合物中の同位元素である水素と置き換わり有機結合型トリチウムとな り、体内に長く止まることが知られている。そのため、有機結合型トリチウムは低エネルギーであ っても、至近距離にある細胞に影響を与える確率が高いとの学説がある。また、遺伝子に取り込 まれたトリチウムがベータ崩壊してヘリウムになった時に DNA が破損し、がんや奇形児発生の 危険があるとされている。特に通常水素結合で構成される DNA の 2 重螺旋鎖の切断は細胞に 致命的な障害を引き起こす主要な損傷であることが、腹腔内投与により突然変異頻度は増加す ることがマウス実験などでは明らかになっている。一方、疫学的にもいくつかの事例が報告され ている。ドイツ政府の実施した KiKK 報告書は、原子力施設周辺の子供達の白血病が有意に増 加していることを疫学的に示している。がんや白血病に関して、原発近辺に居住する妊婦への 放射線被ばくによって発生すると予測している。カナダ原子力委員会報告ではカナダ・ピッカリ ング重水原子炉下流域の周辺都市では小児白血病や新生児死亡率が増加し、またダウン症候群 が 80%も増加していました、下流域での白血病や小児白血病、ダウン症、新生児死亡などの増 </p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>加が報告されている。まだまだ研究例はあるが以下は別紙に続けるが、科学的な危険視を無視してはならない。</p>
0608E012	<p>はじめに 使用済み核燃料再処理工場はプルトニウムを再利用してプルサーマル燃料を製造することはプルトニウムの減量を見せかけるだけの高価な危険な無駄におわる可能性が高い。それに、プルサーマル燃料の使用済み廃棄物は処理方法、場所も決まっておらず袋小路と言わざるを得ない。しかも再処理は確立した技術とは言えず危険がいっぱいである。直ちにこのプロジェクト全体を中止することを求める立場から、その理由をいくつか科学的・技術的に指摘したい、貴委員会は本パブコメを承認への出来合いのステップとせず真摯に対応されることを望む。</p> <p>1 II-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直しにおける、平常時のトリチウム放出量（12 頁）におけるトリチウムの生体への影響について C アメリカではトリチウムが原発周辺でガンを起こして問題になっていることを、月刊誌「食品と暮らしの安全」で取り上げている。NHKは追跡真相ファイル低線量被ばく 揺らぐ国際基準』はシカゴ郊外で子どもにガンが多発している事実を放送した。実際、シカゴ郊外で100 人以上の 赤ちゃんや子どもがガンにかかったのは、正常に運転されている原発から出ているトリチウムが、飲み水を汚染し、放射能の影響を受けやすい赤ちゃんや子どもにガンを発生させたとして、訴訟が起きている。さらに、水道水にトリチウムが増えると白血病や脳腫瘍が多発します。トリチウムは、水素と化学的性質がほぼ同じですが、まったく同じではなくて、脳の脂肪組織に蓄積しやすいことが判明している。米国イリノイ州では、「基準値以下」のトリチウム水を流す原発周辺に暮らす住民の脳腫瘍や白血病が30%以上増え、小児がんは約 2 倍に増えたとの報告がある。さらに、日本国内でも同様な報告があり、全国一トリチウムの放出量が多い玄海原発での調査・研究により、氏は玄海原発の稼働後に玄海町と唐津市での白血病の有意な増加を報告しています。北海道の泊原発周辺でも稼働後のがん死亡率の増加が観察されています。泊村と隣町の岩内町のがん死亡率は泊原発が稼働する前は道内180市町村の中で22番目と72番目でしたが、原発稼働後は道内で一位が泊村、二位が岩内町になりました。トリチウムについては小柴昌俊氏と長谷川晃氏は連名で、2003 年 3 月 10 日付で「良識ある専門知識を持つ物理学者として、トリチウムを燃料とする核融合は極めて危険で、中止してほしい」と嘆願書を出している。これらの報告については国や東電はすでに知っているはずであるにもかかわらず、原子力規制委員会は「薄めて告示濃度以下にすれば放出できる」という立場をとっている。以上述べたように、トリチウムの人体への影響は次世代への影響まで含めて危険な要素が存在しており、軽々に安全だとすることはできない。それでもなお安全だとする保証は何か、規制委員会のメンバー一人一人の責任として科学的根拠を挙げて公表してから進めて欲しい。</p>
0609E001	<p>原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六カ所再処理工場）が新規基準に適合していると認めました。私たちは、核燃料サイクル事業自体が破綻している現状で工事を再開させることには断固反対します。六カ所再処理工場は、トラブルと設計見直しを繰り返しながら、大幅に工期が延長され、未だ完成への見通しもはつきりしません。高速増殖炉もんじゅも廃止が決定され、六カ所再処理工場の存在意義すらなくなった状況の中で、この上税金の無駄遣いはしないでください。日本には 46 トンもの余剰プルトニウムがあるといえます。核兵器</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>廃絶の観点からも大きな問題です。危険な核のゴミがたまるばかりの今の原子力施策を、脱原発政策に転換すべきです。核燃料サイクル計画から撤退する決断をしてください。</p>
0609E002	<p>1. 高レベル廃液沸騰後の蒸発乾固後の対策について、十分検討されていないように感じられます。蒸発乾固によってどういう放射線物質の拡散が予想され、それにどのように対策を行い、放射線物質の拡散を確実に防ぐのか、よくわかりません。2. 地震に対する耐性について、中越沖地震で柏崎刈羽原発では、1000 ガルをこえる加速度が計測されました。現状の再処理工場の耐震基準は低すぎます。3. ガラス固化技術は、実際の廃液で評価されていません。すぐ不具合がまた起こると予想されます。そのような工場の計画をなぜ生かしておくのか理解できません。</p>
0609E003	<p>テーマ/対象事項IV-4. 6 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備及び手順等(意見)地震など大規模な自然災害で起きる可能性のある大規模損壊時、作業環境の悪化までに対策が完了出来なかった場合、放射性物質の放出を抑制 するため建屋や主排気塔に放水するとしている。そして、排水による海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制 する設備を整備することになっている。しかし、審査書案を見ると尾鮫沼への汚染排水が放出されることが明らかであり、放射性物質の流出を抑制 するための設備が整備されているとは言えない。(理由)1.事故対策として2万立法メートルの貯水槽を2つ設けるとしている。1)さらに尾鮫沼から大型移動ポンプ車で貯水槽へ給水するとしている。そして、放水で発生する汚染排水を貯める排水溝は2つあり、その容量は1300立法メートルと5000立法メートルとあります。2)しかし、土嚢や角落として汚染排水の漏れを止める構造であり、放射性物質が漏れない設備になっていない。また、建屋や主排気塔への放水で発生する汚染排水量が示されていない。排水溝で不足するならば汚染排水量に見合うコンクリートピットを更に設ける必要があります。2.排水溝には、放射性物質吸着剤を設定するとしているが、汚染排水に含まれる放射性物質の種類と量が示されていない。そして、放射性物質吸着剤の種類も示されていない。本来、汚染排水は一時貯留し、安全を確認してから放出するべきと考えられます。3.尾鮫沼には、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設けるとしているが、これは海に放射性物質を流さないためであり、尾鮫沼に汚染排水を流すことを前提にしている。尾鮫沼の漁業権は、小川原港建設で昭和54年に消滅され昭和55年までに漁業権以外の漁業に関する権利も放棄されている。ただし、尾鮫沼の一部では現在暫定的に漁業が認められている。3)汚染排水が流されると尾鮫沼の生態系に大きな被害が出ると考えられます。4.大規模損壊時、作業環境の悪化までに対策が完了出来なかった場合、放射性物質の放出を抑制するために建屋放水や主排気塔の放水が行われるが、その際の放射性物質放出量が示されていない。また、建屋や主排気塔への放水による放射性物質の放出抑制効果が審査されていない。1)日本原燃株式会社再処理事業所 再処理事業変更許可申請に関する 審査(案)の概要 2)第175回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 資料4 3)「変更に係る廃棄物管理施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書」における 敷地、気象、水理、社会環境のデータの更新について 日本原燃株式会社 2015年1月29日</p>
0609E004	<p>『原燃は2014年1月に審査を申請した。耐震設計の目安となる揺れ(基準地震動)を最大加速度700ガルと想定。海拔55メートルにあり、津波の影響は受けないとした。』とは、あまりに想定</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>が甘いと言える。東日本大震災時は 2,933 ガル、岩手・宮城内陸地震では 4,022 ガルを測定した。700 ガル程度の基準地震動ではあまりに不十分で、震災が発生したときに重大事故を防ぐことができる設計になるとは到底考えられない。最低限として 4000 ガルの基準地震動を想定するべきである。六ヶ所再処理工場の運転で大量の放射性物質が海や大気中に放出される。その量は通常原発の運転で放出されるものよりはるかに多く、放射性の希ガス 85Kr はスリーマイル島原発事故の 2 倍の量をたった 1 年で放出し、トリチウム(3H)は日本の原発 54 基が 1 年で放出する量をたった 1 か月でそれを上回る量を放出する。トリチウムは福島原発事故で大量に発生している ALPS 処理汚染水をめぐり、東電と原子力規制委員会、政府が処分を進めるために大気放出、海洋放出を検討し環境中に放出しようとする問題になっている。環境放出による、農業・漁業などの第 1 次産業に対する被害は計り知れないものがあり、風評被害ではなく実害として起こりうる。六ヶ所村再処理工場周辺でも同等又はそれ以上の被害が起きることは必至である。そもそも、こうした莫大なるリスクを背負いながら核燃料再処理工場を運転させることが必要なのかが疑問である。日本は原子力開発の当初から高速増殖炉を「将来の原子力の主流」と位置付ける核燃料サイクルを進めてきた。しかし、福島第一原発事故以降、原発の再稼働は進まず次々に廃炉が決まっている。高速増殖炉原型炉のもんじゅも廃炉が決まり、「核燃料サイクル」は破綻している。ましてや再処理工場は建設費が当初の 2.9 兆円に膨らみ、運転や廃止措置を含む総事業費は 14 兆円にもなる。すでに先進国の多くは、核燃料サイクルはコストがかかり割に合わないとして撤退していて、今も推進し続けているのは中国やロシアなどの核保有国ばかり、かつ国家が採算を度外視して進めている例がほとんどである。日本の核燃料サイクルは民間企業のビジネスであり、さらに掛かった費用は総括原価方式により電気代に上乗せされる。理の無い政策を続け、そのツケを国民に回すことは許されることではない。日本はプルトニウムを 47 トン保有し、六ヶ所再処理工場が稼働すれば新たに年間 8 トン上乗せすることになる。原発の再稼働進まず、プルトニウムの消費も見込めないのが今の状況である。日本は「利用目的のないプルトニウムは保有しない」と宣言しているが、世界では日本の核武装の懸念が一層高まっている。唯一の戦争被爆国で日本政府も「核保有国との橋渡しとなって核兵器のない世界の実現に向けて、粘り強く努力を重ねていく」述べており、核武装といういわれのない懸念を抱かせないためにも六ヶ所再処理工場は稼働すべきでない。以上のことから、六ヶ所再処理工場の審査書案承認は撤回し、核燃料サイクル政策自体も見直すべきである。</p>
0609E005	<p>いまさら再処理工場を稼働させることは、国費の無駄遣いであり、重大事故の可能性を生じさせるものである。使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出しても、その使い道はない。いったん稼働させれば、高レベルの放射能で汚染された施設の後始末は後世への大きな負担となる。審査書案では重大事故への対処が検討されているが、重大事故の可能性のある再処理工場を稼働させることはやめるべきである。</p>
0609E006	<p>11、12 ページ 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し規制庁作成の参考資料「審査(案)の概要」6 頁によれば、剪断処理までの冷却期間を 15 年以上に延長した場合でも、トリチウムが、液体廃棄物中に 9700 兆 Bq/年放出されることが管理目標値となっている。この量は現在問題となっている東京電力福島第一発電所の事故で発生し、タンク貯蔵されている</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ALPS 水中のトリチウム総量を一桁上回る量である。トリチウムの放射線影響の安全性については専門家の間でも合意は得られておらず、トリチウムの海洋放出は放射線障害を与えるリスクを高めるものである。現状ではトリチウムを分離除去する技術は実質的に存在せず、福島ALPS 水でさえ数十年以上かけて放出、あるいは長期保管による減衰を待つしか環境への負荷を抑えることができない。この再処理工場からでる液体廃棄物はこれを大幅に上回る量が継続的に出てくると想定されるにもかかわらず、議論さえなされていないように思われる。液体廃棄物の体積量がわからないが、十分減衰するまで百年乃至数百年保管する体制はあるのでしょうか。環境対策がないのであれば、剪断処理までの期間をさらに百年乃至数百年に延長し、あるいは乾式キャスクでの長期保管を検討すべきである。それができないのであれば、事業許可申請は認めるべきではない。</p>
0609E007	<p>審査書への意見 A) III-3 地震による損傷の防止、(2) 検討用地震の選定、内陸地殻内地震 (P35) について、検討用選定が不十分である本審査書における想定地震には、渡辺満久氏(地形学者)が「大陸棚外縁断層の南端は分岐していて、一方は六ヶ所村側に乗り上げるように南南西に延びている。これこそが注目すべき断層である」と指摘している断層について検討していないように見受けられるが、もし同氏が指摘する断層(「六ヶ所断層」と言う)が動く事態となれば、本審査書にある「出戸西方断層による地震を検討用地震として選定した」(P35) 想定地震 Mw6.5 を超す事態となる。Mw8.3 が相当となり得る。六ヶ所断層の存否について調査した上で結論を出すべきである。B) III-5 津波による損傷の防止(P61) 尾駁沼は冬季に凍るが、その際の津波は同沼の氷の上を滑り登ることが想定される。その条件下でも施設が津波に影響を受けないことが検討の上で結論付けられているとは本審査書では伺えない。C) III-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針 (P78) 本審査書では「敷地における下降火砕物の最大厚を55cm 評価した」とあるが、下降火砕物が10cm 通行不能、ライフラインや健康面で相当の被害が出ると言われていることから、55cm の下降火砕物となれば施設が孤立する恐れが十分あると考えるべきである。P90 の 9. 下降火砕物の間接的影響に対する設計方針 に外部電源が断たれた際は「非常用ディーゼル発電機で7日間連続運転できる」と記述するが、外部から孤立する中で7日間以上に渡り燃料補給ができない事態の想定がないのは不十分である。D) III-6. 2. 5 航空機落下に対する設計方針(P99) 基本の視点が「発生しないから想定しなくてもよい」にあるように見受けられる。想定外に起きる事故をもっと考慮すべきではないのか。例えば、北朝鮮のミサイルが誤って施設に落下する事態などは想定範囲内ではないのか。最後に、これは貴委員会には権限外とは思いますが、核燃サイクルはすでに破たんしていて、毎年膨大な費用(税金)をつぎ込む価値は全くありません。つまり、この審査事態も壮大な「ロス」の一つと言えます。誤った政治の犠牲とは言え、残念過ぎます。以上</p>
0609E008	<p>再処理工場の高レベル放射性廃液は想像を超える危険物です。ガラス固化による早急な安全対策を実行し、そのうえで、再処理から速やかに撤退してください。◆高レベル放射性廃液の重大事故のシミュレーションについて、事象をすべて対象としてください。高レベル放射性廃液の重大事故は、まず工場の電源喪失によって起こると考えるべきで、その場合、廃液の沸騰、蒸発、乾固、それから 溶融、揮発、爆発という経過を辿ると思われます。ところが「審査書案」で</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>て、利益の源泉となっている。拝跪の対象と言ってもよい存在にされているわけである。ゼロではなく巨大なマイナスから永遠の資産を創造する「現代の錬金術」である。これによって、電力会社に巨大な利益をもたらす過程が、同時に莫大な使用済核燃料を「将来コスト」として無限に蓄積していくことになる。それは、将来の事故リスクの蓄積でもある。使用済核燃料すなわち核廃棄物が、本来「死の灰」として巨大なマイナスの価値を持つこの「核のゴミ」が、いったん架空の「価値」とされ「資本」となってしまうと、資本家や経営者だけでなく官僚の意識、さらには物事を表面的にしか見ることのできない多数の専門家達の意識を奴隷的に支配するようになり、理性的で合理的で現実的な判断力を失なわせてしまう。使用済核燃料あるいは核廃棄物のこの「物神性」こそ、原発を利用する電力産業、原発に関連する広範な産業、政府・官僚組織、政党、マスコミから学者にいたる広範な原子力複合体を、一種の逆立ちし倒錯した世界に変える。これこそ、この経済的に倒錯した関係こそ、原発や被曝に関連する人々の「倒錯した意識」を生み出す現実的基礎である。このような現実の倒錯こそが、われわれが見る、数十年ごとの確率で過酷事故を繰り返すことを前提に原発を稼働していこうという一種の「狂気」「狂信」を作り出しているのである。このような倒錯の中心的存在としての六ヶ所再処理工場は即刻建設を中止し廃棄すべきである。各電力会社の核燃料および原発設備関連の資産勘定は以下の通りである。少し古いですが、2016年7月16日現在のデータで評価すると、核燃料サイクル政策を止めることによる使用済みの核燃料の資産評価を廃止し、廃炉方針による原発施設の資産評価を中止した場合、北海道電力、関西電力、九州電力、日本原電、日本原燃については、現状で「債務超過状態」にある。使用済み核燃料の今後の保管・管理・処分費用(数万年規模で必要となる)を将来へのコストとして、最低限で現在の資産価額と同額を引き当てると仮定した場合(これは大きな過小評価であるが)、中部電力と東北電力以外の全社が債務超過となる。電力各社の原子力発電関連の貸借対照表各項目(2016年3月31日現在/単位億円) 原発設備 核燃料(加工中等) 原発/燃料計 純資産合計 廃止時北海道電力 2,195 1,586 (1,586) 3,781 1,609 -2,172 東北電力 2,673 1,446 (1,099) 4,119 5,658 1,539 東京電力 7,269 7,517 (6,311) 14,786 18,005 3,219 中部電力 1,732 2,339 (1,938) 4,071 13,683 9,621 北陸電力 1,616 1,084 (822) 2,700 2,972 272 関西電力 3,908 5,263 (4,357) 9,171 7,420 -1,751 中国電力 901 1,586 (1,515) 2,487 4,435 1,948 四国電力 1,183 1,349 (1,349) 2,532 2,724 192 九州電力 2,650 2,832 (2,133) 5,482 3,852 -1,630 日本原電 1,260 1,160 (1,002) 2,420 1,608 -821 10 社会計 25,387 26,162 (22,112) 51,549 61,966 10,417 日本原燃 注 - 6,742 (6,742) 6,742 5,741 -1,001 合計 25,387 32,904 (28,854) 58,291 67,707 9,416</p> <p>原発を抱える電力会社は、ブラックホールのように資金を食い尽くす不良債権的存在であり、会計上の粉飾によってのみ生き残っているいわゆる「ゾンビ企業」である。このようなゾンビ企業が次の福島事故を引き起こして国民に再び襲いかかってくる前に、再処理＝核燃料サイクルという幻想から脱却し、再稼働を全面的に中止し、原発を全廃し電力独占とくに送電網の民主的国有化を断行しなければならないということである。</p>
0609E010	<p>はじめに 使用済み核燃料再処理工場はプルトニウムを再利用してプルサーマル燃料を製造することはプルトニウムの減量を見せかけるだけの高価な危険な無駄におわる可能性が高い。それに、プルサーマル燃料の使用済み廃棄物は処理方法、場所も決まっておらず袋小路と言わ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ざるを得ない。しかも再処理は確立した技術とは言えず危険がいっぱいである。直ちにこのプロジェクト全体を中止することを求める立場から、その理由をいくつか科学的・技術的に指摘したい、貴委員会はパブコメを承認への出来合いのステップとせず真摯に対応されることを望む。ア火山の影響に対する設計方針(3—6. 2. 3) 申請書案の本稿(2)には当該火山の活動状況は巨大噴火が差し迫った状況ではない、大噴火の可能性は十分小さいと判断できると科学的根拠なしに判断している。規制委員会の火山噴火についての専門部会の報告書にも「巨大噴火の前兆現象は過去に観測記録がなく、科学的な知見に基づいて明確に定義することは困難である」と記載されている。規制委員会は「科学的に合理性のある具体的な根拠が得られないこと」を「大噴火の可能性は十分に小さい」と恣意的に結びつけており、これは科学的論理性を欠いていると言わざるを得ない。しかも、運用期間中はとしているが、事業所の使用期限が規定されていないことは論理に全く合理性を欠いている。なお、同工場敷地内には過去に十和田の噴火による火砕流が到達した事実もある。またモニタリングで監視するとしているが、その時放射性物質をどう搬出するのかまた可能なのか明示されていない。規制委員会は全く無責任と言わねばならず承認はあり得ない。重大事故時の住民避難についても特に積雪時の避難についても規定すべきである。イ 航空機落下に対する設計方針(3—6. 2. 5) そもそも本再生処理工場はの建屋は、原発などと比較しても航空機の衝突に耐えられないことは明らかである。統計的確率が低いからと承認すれば、福島第一原発の時と同じように想定外の事故として規制委員会は責任を回避するつもりか。しかも六ヶ所村の周辺には三沢基地があり、事実米軍 F16 戦闘機が 01, 02 年に空自の F35A が 19 年に墜落している。さらに基地は真っ先にミサイル等の攻撃を受ける運命にあり、立地的にもあり得ない承認はあり得ない。ウ ガラス固化設備について審査書案には触れられてないのがおかしいが、ガラス固化工程は最も技術的トラブルによる危険性が高い工程の一つである。これまでの日本独自の手法といわれながら、技術は確立しているとは言えない。原燃で行われたアクティブ試験でも事故があり、その結果も肝心なところは放射能の危険もあつてか検証も不十分である。このような未完成な技術を承認することは将来に禍根を残すことは明らかである。承認の撤回を求める。</p>
0609E011	<p>11、12ページ 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し規制庁作成の参考資料「審査(案)の概要」6 頁によれば、剪断処理までの冷却期間を 15 年以上に延長した場合でも、気体廃棄物中にクリプトン-85 が $1.6 \times 10^{17} \text{Bq/年}$、C-14 が $5.1 \times 10^{13} \text{Bq/年}$、I-129 が $1.1 \times 10^{10} \text{Bq/年}$ 放出されることが管理目標値となっている。しかし、この数値を見ると冷却期間を延長したことによって単に放射性ガスが、崩壊して減少したと考えられる値になっているにすぎず、このことはこの設備は放射性希ガスの放出を抑制する手段・設備を保有していないことをうかがわせる。若し保有していれば、冷却期間を延長しても放出量が半減期に相当する分だけ減少することはあり得ない。同 49 ページには重大事故時の放射性物質の放出抑制対策が記載されているが、これを見ても放射性気体廃棄物については一切記載がない。これまで、クリプトン-85 の回収装置については液化蒸留法などの研究開発がなされたとの報告があるが、六ヶ所再処理事業所においてはこれらの技術さえも採用していないとみなさざるを得ない。気体廃棄物は空気を吸って生きている近隣住民にとっては避けることのできないものである。これがクリプトン</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>だけをとっても年間 16 京ベクレル放出(実際には発生はせん断作業時に集中して排出されるので 1 日当たりあるいは時間当たりの放出量はこれから計算される量より多いはずである)ということは通常の事業者としては看過できないはずである。この拡散挙動及び、その住民に対する健康被害についてはきちんと評価しなければならない。放射性気体廃棄物が妊婦に重大な影響を与えるとの報告もあり、C-15 及び I-129 の挙動も含め、真摯な取り組みが必要であるにもかかわらず、取り組まれた形跡が認められず、原子力規制庁も問題視していないかのごとくみられます。このような事業所は社会的責任を有する事業所として到底認可に値しないと考えるを得ない。</p>
0609E012	<p>破綻した「核燃料サイクル」政策を停止し、核燃料再処理工場実施計画(14 兆円)を廃止すべきです。自然エネルギーへの転換を求めます。原発は不要、核燃料の再処理施設もいりません。原発はただちに廃炉に！</p>
0609E013	<p>大量の汚染水を希釈しても海底にたどり着くころには濃縮され、食物連鎖でも濃縮され、近い将来必ず人間に帰ってくると思います。汚染水を海に放出するのをやめてください。海に放出してしまうと日本は世界からの信頼を失うことになります。東日本大震災から9年たち、ようやく福島への風評被害が薄れてきたように思います。福島から大量の汚染水が流されるということになったら、再び、風評被害が生まれ、福島の方々は暮らせなくなってしまいます。海に流れたら福島だけの問題だけではなくなります。魚介類は人間の体に大切に重要な栄養素を持っており、なくてはならないものです。安全でおいしい日本の食文化を守るためにも、未来の子供たちの食文化を守るためにも、目先のことにとらわれないでください。そもそも、自前で解決できない、危険な物質を作り出すようなことは辞めるべきです。青森県の試験地下空洞に、放射性廃棄物を持ってくることも反対です。青森県はそれで国から援助をうけているのかもしれないけれど、その援助がなくても地方がやっていけるように考えることがそもそもではないでしょうか。もんじゅが廃炉なのに、六ヶ所の再処理工場の存在自体おかしいです。コロナで人の生活や命を守るために大量の税金が使われるのは理解できますが、人の生活や人間の命を脅かすかもしれないものに大量の税金が使われることは理解できません。</p>
0609E014	<p>・日本の再処理政策は、1.再処理工場が動くあてがない。2.プルトニウム燃料を使う「もんじゅ」は廃炉。3.プルサーマルは 4 原発でしか実施されず、プルトニウムを使うあてがない。4.使用済みプルサーマル燃料の処理法が未確立。など既に破綻している。・取り出したプルトニウムが 48 トンも国内外にたまっており、原爆 6000 発分。国際社会は、日本が核武装するのではと警戒の目が厳しくなっている。・再処理政策そのものはやめるべき。</p>
0609E015	<p>審査書案に反対します。六ヶ所再処理工場の稼働は科学的にも人道的にもすべきではありません。六ヶ所再処理工場を稼働させてはいけない理由はこれまでも多くの識者によって指摘されてきました。1. 稼働によって莫大な放射性物質を環境中に放出する。2. 事故を起こせば首都圏を含む地域で壊滅的な被害を生じる。3. 再生可能な自然エネルギーと比べ莫大な経費が掛かる。4. 危険な核のごみの総量がふえる。5. これ以上プルトニウムを持つことは国際社会において疑義を受ける。6. 地震・津波・火山のリスクは回避できない。などなど。しかしながら、日本の硬直した原子力行政は、福島第一原発のレベル7の事故や、もんじゅの廃炉という核燃サイクル</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の決定的な破綻にも関わらず推し進められています。今回のパブコメは科学的、技術的見解ということですので、原子力規制庁が文字通り国民の福祉のための働きをすることを祈って意見を寄せます。3-1 再処理を行う使用済み燃料の種類(冷却期間)の見直し 平常時の放射性廃棄物量と公衆被ばく線量 平常時の液体廃棄物放出について、トリチウムの放出量の年間管理目標が 9.7×10 の 15 乗ベクレルとされている。これは、福島第一原発事故で生じた処理水に含まれるトリチウム総量約 1×10 の 15 ベクレルの 10 倍に相当する。福島大地原発事故に伴うトリチウム汚染水の海洋放出については国内ばかりではなく国際社会でも大問題となっている。3-1 再処理を行う使用済み燃料の種類(冷却期間)の見直し 平常時の一般公衆の線量日本原燃が想定する「評価シナリオ」では、再処理工場の排気塔から放出される放射能は気体としてのみ挙動し、海や川の水とは混じらないと仮定されている。排水溝から放出される放射能も液体としてのみ挙動するとされている。しかし、英国セラフィールド再処理工場周辺では放出液体に含まれる不溶性プルトニウムなどが波や風によって海岸に打ち上げられ、家庭の掃除機のチリの中からプルトニウムが検出されている。この事実は工場周辺の一般家庭周辺の大気中にプルトニウムが漂っていることを示している。肺からプルトニウムを吸い込んだ場合、重大な健康上の脅威となる。日本原燃はこういった事実を完全に無視している。さらに、再処理工場から放出した放射性物質は大気中や海洋中で一様に拡散し、どこにも沈着・蓄積しないと仮定している。放射性物質の半減期に関わらず、放出した放射能は1年で消えてなくなると仮定して、被爆評価をしている。科学を無視した暴挙である。2 再処理の事業を的確に遂行するための技術的能力以上のことから、また、これまでの六ヶ所再処理工場での事故トラブルによる稼働の見通しのつかないことから日本原燃には、六ヶ所再処理工場を稼働させる能力に著しくかけるといわざるを得ない。この事業を硬直的に進め、日本原燃に莫大な税金を投入しづづけてきた政府の能力を考えると、六ヶ所再処理事業の早期終了を要望する。</p>
0609E016	<p>溜まりに溜まった使用済み核燃料をなんとかしたいのは、誰も思うことですがどうすることもできないのです。だから、原発はすぐにやめないといけない。核燃料サイクルは破綻しました。危険な MOX 燃料も使用できる原発は限られており、莫大なお金をかけて作るメリットはありません。多額なお金を費やし危険を犯しながら、より危険な放射性物質を増やすだけの再処理工場の稼働に反対します。</p>
0609E017	<p>【意見】この再処理工場は閉鎖すべきです。今回の申請は却下し、将来の閉鎖を前提とした設置変更許可申請書の提出を求めるべきです。(全体)【理由】1. 日本は、核兵器の原料に転用可能なプルトニウムを、すでに約 47トン(2017年)保有している。これは、控えめにみても原爆 5875 発製造分に相当する(1発当りプルトニウム8キログラムとして)。プルトニウム保有量を増やすような施設は閉鎖すべきである。唯一の戦時核爆弾被爆国として、日本は核武装能力を持つべきではない。また、核武装の意図を諸外国から疑われるような原料を保有すべきではない。2. 余剰プルトニウムは、現在、一部で MOX 燃料の原料として使われている。MOX 燃料を使う原子炉は制御が難しく、暴走を起こしやすい。さらなる事故の原因となる。ただでさえ危険な原発稼働の危険性を増す MOX 燃料は使用すべきでない。3. たとえ危険性の高い MOX 燃料の利用を増やしたとしても、原発一基が年間に使用するプルトニウムの量は、わずか。プルトニウム</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の保有量増加は止められない。【意見】基準地震動(最大加速度は水平方向 700gal 及び鉛直方向 467gal)(p46)は、過小です。少なくとも、3000gal 以上を想定した設計が必要です。【理由】この再処理工場で過酷事故が起きた場合の被害は、原発の過酷事故の場合を大きく上回る。耐震設計も、原発のそれよりも厳しくするのが当然。例えば、2007 年年 7 月 16 日の中越沖地震 (M6.8)では、柏崎市西山町池浦で 1018.9gal(南北 840.7gal; 東西 878.6gal; 垂直 565.8gal)を記録している。当時、柏崎刈羽原発では、3 号機タービン建屋 1 階で 2058 ガル(想定 834gal)など、想定をはるかに上回る地震動が観測された。また、同原発に設置されていた 97 台の地震計のうち 9 台は 1000gal で振り切れている。不幸中の幸いで、この原発は過酷事故を免れたが、大きなダメージを受けた。</p>
0609E018	<p>日本原燃は再処理工場工事完了の目標を 24 年も延期し続けています。これはもう計画とは言えません。ただらと延期続けて国税をどぶに捨てるようなことは許されません。「合格」は不適切です。核兵器にも転用できる余剰プルトニウムを大量に持ち続けている日本は海外から批判されています。生産コストの高い MOX 燃料は「商業」的に成立しません。再処理で高濃度な危険な回収ウランや使用済み MOX 燃料を作り続けても、最終処分方法も決まっていません。危険な「核のゴミ」がたまるばかりです。もんじゅも廃炉になりました。核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換してください。</p>
0609E019	<p>再処理工場は閉鎖すべきである。高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず決まる見込みもない。又国内には安定な地層は存在せず適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものを止めるべきだ</p>
0609E020	<p>法人名： 所在地： 連絡先電話番号： 日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書 案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。 1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。 2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。</p>
0609E021	<p>3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない。高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約15倍、日本の東海再処理工場では約40倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまう。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約200倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018年末時点で46.3トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初2010年に16～18基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しむ持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0609E022	<p>意見1<該当箇所> 207 頁 4 行目～214 頁 10 行目<内容> 「手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備」として、重大事故などに関わる人的要素に求められることが列挙されているが、項目・方針の列挙に留まらず訓練による到達レベルの評価、レベル維持の方策なども具体的に記述するべきだと思う。実務を担当する人々は非常に多くの異なる事態への対応能力が期待され訓練されると思うが、実際に重大事故に遭遇する機会はめったになく、その時「訓練された任務を迅速・確実に果たせるか？」となるとかなり難しいように思われる。同じ任務を果たせる人材を 2 重 3 重に配置することも要求するべきだと思う。意見2<該当箇所> 226 頁 下から 5 行目～296 頁 12 行目<内容> 考えられる多くの重大事故に対する設備や手順について、細かな要求事項が並んでいるが、これが実現できているか否かを定期的にチェックし、維持する仕組みが必要だと思う。</p>
0609E023	<p>要望・核燃料サイクルから撤退してください。・MOX 燃料の使用をやめてください。・原子力市民委員会の意見を聞いてください。理由・外交的にも、日本はプルトニウムを持つべきではありません。・使用済み MOX 燃料は、普通の使用済み核燃料よりも、冷却を要する時間が長く、その間に冷却水が止まるような故障が起きれば、重大事故になります。・今のところ、使用済み MOX 燃料を再再処理できるのは、フランスだけのはずで。</p>
0609E024	<p>1. 巨大噴火について規制委員会は「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用中における大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる。」と記しているが、この判断は科学的論理噴火を考慮外とする申請者を後押しするためのものといわざるをえない。巨大噴火により重大かつ深刻な災害を引き起こすリスクのある施設は操業すべきではない。2 過去の火災事故の検証結果を火災および爆発防止に反映すべきで、極めて不十分で有り、稼働を止めるべきである。3. 本再処理工場の建屋は、航空機落下に耐えられない。福島原発事故前になされた事業指定処分及び事業指定変更処分の段階で、F16 戦闘機を想定した防護設計がなされているとして安全審査に合格とされていますが、飛行機は戦闘機だけではありません、あまりにもあまいみとおしであり、再稼働すべきではない。4. サイバー攻撃への有効な対策はない。この問題ももつとも怖れることである。どこからでも侵入して攻撃をかけられたら、日本が世界が放射能で汚染されてしまいます。出来るだけ早く再処理工場を廃止すべきです。</p>
0609E025	<p>青森県六ヶ所村における、原子力発電所の使用済み核燃料再処理工場は、まったく科学的・技術的に安全とは言えず、同時にその完成の根拠は存在しません。私の見解は、以上のようなものです。それゆえに、現在の審査書(案)には反対を表明いたします。 上記の判断をいたします</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す根拠は、長年の建設作業によっても、今もって完成できずにいるからです。この明快な事実を直視するならば、これ以上の財政的負担を国民に負わせることなく、現時点で政策転換をはかるべきでしょう。新たな方針とは、原子力発電ゼロをめざして使用済み核燃料はこれ以上増やすことなく、かつ再処理することなく安全に保管することです。そのための焦眉の課題は、再生可能エネルギーの技術を研究・開発することであり、使用済み核燃料の安全な保管についても研究・開発することなのではないでしょうか。以上です。</p>
0609E026	<p>第 V 章「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応」V-1-(3)故意による大型航空機の衝突への対応～設備及び資機材の整備について 故意による大型航空機衝突への対応は事実上不可能である。(理由) そもそも、故意による大型航空機の衝突による被災は想像を超える規模となる。規制基準に挙げられた特定の事故シーケンス(臨界事故、高レベル濃縮液蒸発、水素爆発等々)による事象進展とは以下の諸点で大きく異なる。・前触れもなく突如発生するので、事前の予測や対応が出来ない。指揮命令系統にも大きな混乱を引き起こす。・積載ジェット燃料の炎上による大火災・広範囲にわたる建屋群の同時損壊と電源、制御、計測、配管、機器といったプラントの運転に必要な各種設備の同時被災、そして冷却、遮断、排気といった各種単位操作の同時困難という状態に陥る。・大規模損傷緩和作業を実行する運転員、保守要員、マネジメント要員の負傷、死亡など。このように、故意による大型航空機の衝突による被災は予め想定される特定重大事故とは全く異なる様相を呈するものであり、規則や基準に従った対策の有効性が証明されるものではない。また、事象が生じてからの可搬型設備に依拠した対応(Active Protection)では事象の進展を食い止めることは極めて困難である。本来あるべきは、建屋と洞道を含めた諸設備が大型航空機衝突に対しても閉じ込め機能を維持する頑健な設計(Passive Protection)、かつ遠隔での操作が可能な予備制御機能を持たねばならない。しかしながら、そのような補強や対応には莫大なコストがかかることから既設設備には一切手を加えないままで、可搬型設備による対応という姑息な対処で済まそうとしている。結局は費用対効果(採算性)の観点から、安全性を犠牲にしていると言わざるを得ない。その他ガラス固化設備についてガラス固化技術は実験炉段階であり商業化できる段階ではない。(理由) 1. 実験炉からスケールアップして現在の炉を設計したが、設計通りに作動していない。これは、溶液の物性値すら把握することが困難なことなどの理由で相似則が適用できていないことが原因と考えられる。流動状態の把握、物性値の測定など、基礎的な実験からやり直すべきである。2. 炉内の流動状況の解析(シミュレーション)は、温度分布を求めるための内部発熱項を含む通常の流体のエネルギー方程式と、速度分布を求めるための運動方程式(ナビエ-ストークス式)に、電導度の空間分布の時間変化を発熱項に反映させて求める必要があると考えられる。しかし、溶液の組成一つとっても成分の割合や、固相液相の状態すら定かではなく、ましてや密度、粘性係数や比熱、熱伝導率などほとんどの物性値も推定値を使用せざるを得ない状況であろう。得られる解析結果は極めて不十分なものに違いない。そして実験値と比較することもままならず検証ができないと思われる。3. このような系については、本来、シミュレーションだけで設計を行うのではなく、実験結果を加味して試行錯誤を繰り返しながら、炉など装置の改良を行うべきであろう。しかしながら溶液自体を容易に取り扱うことができないためそれができ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ない。4. 本装置は液体供給式直接通電型セラミックメルト法(LFCM 法)である。本方法では、ガラスを含む廃液の融解を通電加熱によるジュール熱によって行っているが、この方法では電気抵抗の大きい部分ほど発熱量が大きくなる。つまり、電気抵抗が小さい(電気伝導度が大きい)金属成分がリッチな場所は発熱量が少ないため温度が上がらない。そのため、廃液内に発熱のムラができ、温度分布のムラになる。結果として、流動性のムラが生じる。単純に加熱電力の制御によって廃液の温度の増減を制御することができない構造になっている。廃液の量を少なくするか、ピンポイントで加熱を制御可能にするなどしない限り、抜本的な解決は困難と思われる。その他再処理について再処理工場は閉鎖すべきである。(理由) 高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめるべきだ。</p>
0609E027	<p>再処理工場の存在意義は、現在もうありません。それは誰の目にも明らかなのに、どうして固執するのですか？日本にプルトニウムは、沢山ありそれを減らす事を世界から求められているのに、再処理でプルトニウムを抽出する理由は、どこにもありません。おまけに再処理工場を1日動かすだけで、原発1年分の放射性汚染水を放出します。どこに再処理をする大義名分があるのでしょうか？全くありません。東海と同じように六カ所の再処理工場を廃止して下さい。</p>
0609E028	<p>本審査書案の「適合」とする結論に反対の立場から意見を送付いたします。理由1: 現在、この国は福島第一原子力発電所事故という核災害の収束の真っ最中であり、終了時期も、それまでに必要となるリソース(資機材・人材・予算)も見通せていません。このような中で、新たな原子力施設を稼働させ、万一、シビアアクシデントや、それに相当する事故が起きれば、この国は「核災害二正面作戦」を強いられることとなります。二つの核災害に対応できるリソースが確保できるかどうかは誰にも予測できません。確保できなければ、この国は一体どうなりますか。原子力施設の安全に絶対が無いことは先の事故によっても証明されており、原子力規制委員会も認めているところです。シビアアクシデントの可能性を極力低減させる為には、新たな原子力施設を稼働させないことが一番です。理由2: 再処理施設が稼働すれば、プルトニウムが増えることとなります。しかも、そのプルトニウムを消費できる見込みは、僅かなMOX燃料炉のみとなっています。「使い道のないプルトニウム」の大量保有は、「核の平和利用」を形骸化させかねません。日本が、近隣諸国の核開発競争を煽り、激化させる引き金を引くことにもなりかねず、核不拡散・核の平和利用の観点から、原子力規制委員会は、厳格な規制を行い、再処理施設の稼働を認めるべきではありません。理由3: 再処理施設が稼働すれば、様々な種類の「放射性廃棄物」が発生します。東海再処理施設で、高放射性廃液のガラス固化が暗礁に乗り上げている事例からも分かるように、再処理を行うことで、却ってリスクが高まる可能性が有ります。そのようなリスクを冒してまで、再処理施設を稼働させる必要はありません。総論: 原子力規制委員会は「人と環境を守る」のが役割の筈です。現在だけではなく、将来も含めた「人と環境」を守ることを考えて下さい。将来、本施設に関して何らかのリスクが顕在化した際、施設の竣工や認可に携わった方達は、引退しているか、失礼ながら他界されている可能性も有ります。責任を負えないことはしないで下さい。核のリスクを極力低減させ、又、放射性廃棄物の保管・処理を極力シンプルに</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>済ませられるようにするのが、現在と将来の「人と環境を守る」ことに繋がると信じます。原子力規制委員会には、未来を見据えた判断を期待します。本審査書案は「不適合」とし、六ヶ所再処理施設の稼働は認めるべきではありません。尚、この意見は私個人のものであり、他の如何なる組織・個人とも関係の無いことをお断りしておきます。</p>
0609E029	<p>「審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集」とあるが、大部の審査書を読む時間はありません。パブコメというのは一般国民に意見を聞くものだと思うが、このような「科学的・技術的意見」をどれだけの国民が述べるのであろうか。パブコメと言いながら国民の意見を聞く気がないような、聞きたくないのでしょうか。原発が危険なことは、この国でも福島第一原発事故により明らかになりました。その原発の比でないような厩大な放射性物質を取扱いながら放出する再処理工場はとてつもなく危険なものです。ガラス固化試験は失敗続きで、再処理をしてもガラス固化できずに超危険な高レベル廃液が溜まり続けるのでないのか。仮にガラス固化できたとしてもその固化体の最終処分場は決まっていないうし、決まらないであろう。これももし仮に決まったとして、埋め捨てに(地層処分)することは、まったく無責任であり、将来世代に対する犯罪です。プルトニウムはフル稼働すると年7トン生じるのに対し、使い道がほとんどなく、再稼働した原発4基で使えるのは最大年2トン。プルトニウム消費の本命だった高速増殖原型炉はもんじゅの廃炉で行き詰まった。もんじゅ後継の実証炉のめどもない。弥縫策のプルサーマルも広がらない。国内外にある日本のプルトニウムは46トンにもなる。その削減が国際公約。保有量を減らすべきプルトニウムをわざわざ抽出するのは、理屈に合わない。稼働率を抑えれば、ただでさえ経済性のないものの経済性はさらに落ちる。六ヶ所再処理工場の建設費は3兆円、総事業費は14兆円と聞く。理のない政策を続け、どこまで国民に負担をかけ無駄遣いを続ける気なのか、許されることではない。いずれにしても矛盾だらけで、核燃サイクル政策は明らかに破綻しています。再処理工場を動かすことは、核不拡散や経済性、エネルギー安全保障などさまざまな面で理にかなわない。そもそも、日本原燃六ヶ所再処理工場について、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認める審査書案を了承したこと自体が、不思議で到底納得できる事ではない。以上。</p>
0609E030	<p>・原発立地地域と比較しても、地震・津波・火山・米軍事故の可能性が高く、その影響が見逃せないにもかかわらず、作業員の意識および能力が決してはならない現状では、その稼働につながる今回の審査結果には、多くの方が納得していない。・火山灰ひとつとっても、いったい50センチも積もって、精密さが他の施設より要求されるこの再処理工場で、トラブルがおこらないと考える方がおかしい。・なにより、トリチウムやクリプトンなど、原発よりはるかに多くの放射能を環境に排出することが明らかな施設の稼働を認めるべきではない。・まずは、再処理工場の必要性の是非について、国民的議論が必要ではないか</p>
0609E031	<p>以下の理由で六ヶ所再処理工場の稼働に反対します。100ページの2評価対象とする航空機落下事故とありますが、これだけ北朝鮮からの弾道ミサイルが日本上空を飛んでいるにもかかわらず、想定していません。150ページの2審査結果の「臨界事故について、事故の発生は想定できないが」とありますが、福島原発はメルトダウンを起こしています。臨海事故を想定したら、再</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	処理工場の稼働などありえないと思います。全ての原子力事業から撤退、核のゴミの安全な処理を切に願います。
0609E032	環境中に放射性物質を放出することになる再処理に反対します。
0609E033	<p>III-6. 2. 3火山の影響に対する設計方針(p78)「規制委員会は、申請者が、設計対応不可能な火山事象が本再処理施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと評価するものの、十和田及び八甲田山を対象に、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認するため、運用期間中のモニタリングを行うとしていること、また、モニタリングにおいて、監視項目及び監視の方法、定期的評価の方針並びに観測データに有意な変化があった場合の対処方針を示していること等から、火山ガイドを踏まえたものであることを確認した。」火山ガイドとは正式名「火山影響評価ガイド」、2018年3月7日の規制委会議で更田委員長の指示によって作成された「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」という文書が示された。「火山ガイド」そのものを改正するものではないが火山ガイドの立地評価の規定を、事実上「死文化」させる内容になっている。この「基本的考え方」で、大きな問題をはらんでいるのは以下の部分である。『2. 巨大噴火の可能性評価の考え方について○巨大噴火の可能性評価に当たっては、火山学上の各種の知見を参照しつつ、巨大噴火の活動間隔、最後の巨大噴火からの経過時間、現在のマグマ溜まりの状況、地殻変動の観測データ等から総合的に評価を行い、火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうか、及び運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるかどうかを確認する。○巨大噴火は、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度な事象である。現在の火山学の知見に照らし合わせて考えた場合には運用期間中に巨大噴火が発生する可能性が全くないとは言い切れないものの、これを想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていない。したがって、巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる。』二つの大きな問題がある。それは「火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうか、及び運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるかどうかを確認する。」という点と「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる。」という点だ。後者は規制委の審査責任を放棄するものであり、大規模火砕流を伴うような破局噴火が起きたら原子力以外で大規模災害になるから仕方がないという責任放棄の立場だ。特に再処理工場の場合は内蔵する放射性物質の大きさから、破局噴火に巻き込まれれば噴火災害の被災地(直接の被害は概ね国内に留まるだろう)だけではなく世界中に大規模な放射性物質汚染を引き起こす。噴火災害以上の大災害になる危険性は高い。これに責任を持たない態度は国際的にも到底容認されない。また、想定不可能なことを敢えて言うことで、事実上、どんな火山の影響も無視させる構造になっている。火山学の世界で、次の破局噴火時期を正確に推定することは不可能である。「差し迫っている」を判断することはできない。「差し迫る」とはどのような状況なのかを今後の知見に委ねており再処理工場について最も重要な「判断の基礎」「定義」があいまいだ。火山には総て強い個性があるので、十和田や八甲田山などで何をどうするかを明記しなければならない。「供</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>用期間中]についても一体何時までをいうのか。再処理工場は運転が終了しても大量の放射性物質を内蔵している。また、六ヶ所再処理工場の近傍には「高レベルガラス固化体貯蔵施設」もある。これらの供用期間が終了する時期は何時なのか。明確にしてから時間軸を明らかにして記載すべきだろう。さらに、今後監視を続けているなかで「定義」をとりあえずさて措くとしても「差し迫っている」という状況を「関知」した場合、何をどうするのか、一切具体的に記載されていない。原発と違い、再処理工場の場合、例えば使用済燃料の受け入れ停止やせん断の停止、ガラス固化作業の加速程度では安全性を向上させることなど出来ない。例えば使用済燃料を搬出し、高レベル廃液タンクを空にし、高レベルガラス固化体を搬出し、六ヶ所村から撤退する必要があるが、これをするのに何年かかるだろうか。具体定期にどうするのかを明記せず「監視」を続け「運用期間中のモニタリングを行うとしていること、また、モニタリングにおいて、監視項目及び監視の方法、定期的評価の方針並びに観測データに有意な変化があった場合の対処方針があること」と言われても理解できない。実行不可能なことがらを並べ立てた文書は撤回し検討し直す必要がある。</p>
0609E034	<p>海洋汚染流出には、反対です。</p>
0609E035	<p>六ヶ所再処理工場そのものに反対し廃止を要求する。これからの人達にこのような危険なものを残すわけにはいきません。福島原発事故から分かるように、取返しのつかない事故が起きても誰も責任など取らないのは明白！ 例え誰かが責任を取ったとしても、所詮トカゲの尻尾切り。事故が起きれば、その影響は福島原発事故の比ではなく、福島がそうであるように、世界中の誰にも元には戻せない状況である事は周知の事実。それでもこの話を進めると云うなら未来は絶望しかない。</p>
0609E036	<p>核燃料サイクル政策はもんじゅの廃炉でダメになったと思います。できもしない政策でこれ以上六ヶ所村の再処理事業に固執するのは時間とお金の無駄です。モックス燃料を使った原発稼働などやめてください。核廃棄物が増えるだけです。原発の廃炉のために技術やお金を使う方が賢明だと考えます。</p>
0610E001	<p>本パブリックコメントの対象である原子力規制委員会による「(案)日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書」(以下本審査書という)の「II 再処理の事業を的確に遂行するための技術的能力」(第4ページ)によると、その冒頭において、「原子炉等規制法第44条の2第1項第二号は、再処理事業者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があることを要求している。」旨記し、続いて、「本章においては、再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力についての審査結果を記載している。」旨記載した上で、この審査の判断として、「規制委員会は、これらの項目について、本申請の内容を確認した結果、技術的能力指針に適合するものと判断した。」と記載している。これらの審査の要請基準から審査の判断として適合とした結論が形式的で中途半端な判断であることから、本審査書に記載されている審査と判断が認容できないことを以下に述べる。審査の要請基準は原子炉等規制法第44条の2第1項第二号に次のように規定している。「重大事故(核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第48条第1項</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>及び第 50 条の4の2第2項第二号において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」この規定が意味するところは、規定の末尾にある通り、「再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること」が形式的な審査要件であるにとどまらず、実質的に技術的課題や問題点を解決する技術的能力を保有し、維持することを要請している。規制委員会による本審査においても、また本審査書の中で審査している事業者内で運用している「品質保証活動体制」の審査においても言うことができるが、どちらも形式的な狭義な審査のみで判断するか、更に実質的な技術的課題や問題点を解決する技術的能力の有無まで踏み込んで審査する、若しくは審査できるかは、審査する立場(本件では規制委員会)の技術解決能力の大きな課題であると同時に、仮に規制委員会が形式的審査に止まるとしたら、法が規定する要請事項を無視していることになる。実質的な審査が要請事項を無視することで手抜かれていることを指摘する理由は、実質的に法の本号の前段に規定する重大事故がない平常の状態での再処理の事業の遂行でさえ工業的には未達のままであること、つまり平常の状態での再処理の事業の遂行のための技術的課題や問題解決のための技術的能力を有しないことを、事業者自らが立証している証左であり、それにもかかわらず、規制委員会の判断が適合としているのは、規制委員会は形式的審査にとどまり、実質的技術能力の判断を意図的に無視したに違いないことを自ら証明している。本法第一条の末尾の規定部分である「…、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」という本法の目的規定に対して、規制委員会は反したこととなる。以上</p>
0610E002	<p>六ヶ所再処理工場は即刻建設を中止し廃棄すべきです。将来の人々に危険極まりない核の汚染物質を無限大に残してゆくことになるからです。</p>
0610E003	<p>六ヶ所村再処理工場はたびたびの事故やトラブルを起こしてきており、そのたびの規制委員会からの注意にもかかわらず改善が見られず、30年近くになっても再処理の事業が成り立っていません。さらなる事業継続は無駄になるばかりです。年間放出管理目標のリチウムの量は膨大であり、地球規模の環境保全の観点から容認されないでしょう。火山・地震・航空機落下事故への対応も不十分であり、サイバー攻撃への有効な対策もありません。臨界事故に際しての作業員への被曝評価がないのは重大な欠如です。高レベル放射性廃棄物の保管場所も決まっていません。以上のことから、六ヶ所村再処理工場は閉鎖し、再処理そのものをやめるべきです。</p>
0610E004	<p>六ヶ所村再処理工場からの放射性物質の量は、通常の原因1基分の1年間の放射性物質量が1日で排出されるとある情報で読んだことがあります。安全性に不安がありますが、説明をお願いします。</p>
0610E005	<p>私は の原告であり、 の牧師です。現世の生命に止まらず、後世に連なる生命への責任を宗教者として自覚するものです。今般の「あらゆる生命の存続と尊厳を脅かす再処理事業」に強く反対します。</p>
0610E006	<p>5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場(六ヶ所再処理工場)が、新規基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>らなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。また、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもありません。加えて、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しません。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加します。再処理そのものをやめるべきです。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。</p>
0610E007	<p>日本原燃六ヶ所再処理工場「合格」に抗議し、核燃サイクル政策の即時中止を求める青森県六ヶ所村にある再処理工場は、使用済み核燃料を再処理してプルトニウムとウランを取り出し、両者を混ぜ合わせたMOX燃料を作るための工場だが、東日本大震災による原発事故後、MOX燃料を使う原発はわずか4基で、再処理工場でもMOX燃料を作ったとしても使用先がない現状である。日本が参加したフランスの高速炉開発も頓挫。政府は、普通の原発でプルトニウムを利用するプルサーマルも推進したが、プルトニウム利用の危険性に対する住民の反対が強く、運転は4基にとどまっている。さらに、プルトニウムの利用先として説明されていた高速増殖炉「もんじゅ」は2016年に廃炉が決定しており、核燃サイクル事業そのものが破綻している。核兵器保有国以外で日本のように大量のプルトニウムを保有する国はなく、国際社会からの核保有への疑念などの不信を招くことになりかねない。安倍首相も18年には「プルトニウム保有量の削減」を表明しており、政府方針とも矛盾する。使用済み核燃料を再処理する過程で発生する高レベル放射性廃棄物の処分の見通しもない。気体廃棄物の管理目標値はクリプトン 85 が16京ベクレル、ヨウ素 129 が110億ベクレル、液体廃棄物の管理目標値はトリチウムが9700兆ベクレル、ヨウ素 129 が430億ベクレル(いずれも年間)となっている。クリプトン、トリチウム、ヨウ素、炭素など放射性物質の除去が計画されていたが、経済的な理由から計画は放棄され、空気中、海中に放出されることになる。国や日本原燃は「希釈されるので安全」と説明するが、英・仏の再処理工場周辺で小児白血病が多発していることが報告されている。大気汚染の経験から、廃棄物の総量は厳しく規制されなければならない。六ヶ所再処理工場の建設にあたっては、これまで度重なるトラブルで運転を中断してきた。建設費だけでも当初の7,600億円から3兆円に迫る額に膨れ上がっている。国内外の再処理工場では放射能の放出や漏えい事故、火災爆発事故、核分裂反応が連鎖的に起きる臨界事故などが繰り返し起き、原発以上に危険ともいわれている。くわえて日本原燃の再処理工場では、建屋への雨水流入や排気ダクトが腐食して穴が開くなどのトラブルも相次いだ。保守・点検すらまともに行うこともできない日本原燃には、危険な施設を運転する資格はないと言わざるを得ない。再処理工場敷地内と沖合5キロほどの海底には巨大断層が存在しており、地震や事故が起これば大惨事となることが危惧される。火山対策でも、資源エネルギー調査会での議論で、モニタリングで巨大噴火の兆候が確認された際に高レベル廃棄物をどこへどうやって運び出すとしているかをただしたのに対し、原子力規制委員会の更田豊志委員長は「これまでのところ聞いておりません」と答弁。火山対策としてモニタリングを求めながら、対策は何ら取られていないことが明らかになった。にもかかわらず、国や電力会社などは、核燃料サイクルを推進し、再処理工場建設ありきの政策に固執することは、国民の生活や財産をないがしろにし、不必要な放射性物質の放出によって国民の健康を害するものである。本会は、今回、原子力規制委員会がこうした事態を無視し、新規制基準に「適合」と認める審査書案を</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	了承したことに強く抗議し、六ヶ所再処理工場建設を断念し、核燃料サイクル政策の中止を求めるものである。2020年6月10日
0610E008	日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約とし、六ヶ所再処理工場では「必要以上の再処理はしない」としています。また、原子爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の視点からも国際的非難を浴びており、現在所有する約 46 トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、再処理工場の稼働は見込めません。加えて、電力自由化が進む中、生産コストの高い MOX 燃料では「商業」的に成り立たないと考えます。合わせて、現時点での再処理工場の総事業費は 13 兆 9,400 億円と見積もられていますが、完工時期が延び、今後も続くトラブル、事業環境の変化を考慮すると、さらに費用が膨れ上がることは確実です。こうしたことから、直ちに核燃料サイクル政策を取りやめるべきです。
0610E009	P5 技術者の確保:「再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に従事する技術 者を 1,744 名確保している」とあるが、1744 名で十分であるという根拠は何か？ 新型コロナウイルス感染症など感染症が蔓延しても設備は安全に管理できるのか？ P6 品質保証活動体制:審査書案を見る限り、活動の範囲は社内に限定されている。社内では見方が甘くなり、重大な事象が見逃ごされる場合が懸念される。第三者の 関与が必要と考える。P68 1.自然事象の抽出:使用済み核燃料の再処理施設は原料となる核燃料や処理に よって生成する放射性廃液等、万 一環境に放出された場合には地球規模での重大 災害を引き起こす危険性がある。従って、想定外は許されないと考える。 2013 年 2 月にロシア・チェリャビンスクに推定 20 メートルの巨大隕石が落ちた。このような隕石や小惑星の衝突も考慮すべきではないか。P68 2.人為事象の抽出:人為事象として、「飛来物(航空機落下)」が挙げられて いるが、北朝鮮によるミサイル攻撃の可能性を考慮すべきではないか。六ヶ所村 から直線距離で 30 キロメートルほどのところには三沢飛行場があり、民間の空港 であると共に、自衛隊およびアメリカ空軍の基地となっている。アメリカにと っては三沢基地は北朝鮮やロシアに対する前線基地の意味合いがあり、有事の 際には三沢基地が攻撃対象となることも考えられる。六ヶ所村の再処理施設に 誤ってミサイルや爆弾が落ちないとは言い切れない。
0610E010	もんじゅが稼働止めになり、そもそも六ヶ所の再処理工場は必要ありません。モックス燃料にするのも危険極まりないことです。原発のごみをどう処理するか、一日も早くそのことを審議すべきです。大切な基本的なことを棚に上げて、前に前に進めてきた原子力政策、いい加減にしっかりと取り組まなければ、フクシマ事故を上回る悲惨な状況になることは火を見るよりも明らかです。六ヶ所再処理工場の稼働審査合格なんてとんでもないです。
0610E011	今回の「合格」との判断に対して、強く抗議し、六ヶ所再処理工場の建設中止と核燃料サイクル政策の破綻を認め、政策の根本的転換を求めます。六ヶ所再処理工場は、当初 1997 年であった完工予定は、相次ぐトラブルや設計見直しなどにより、24 回も延期されました。そして福島原発事故以降、原子力をめぐる情勢は原発廃炉に向け、大きく変化しています。日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約とし、六ヶ所再処理工場では「必要以上の再処理はしない」としています。また、原子爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の視点からも国際的非難を浴びています。現在所有する約 46 トンのプルトニウムの利用計画も立たない中では、

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	再処理工場の稼働は見込めない。電力自由化が進む中、生産コストの高い MOX 燃料では「商業」的に成り立たない。現時点での再処理工場の総事業費は 13 兆 9,400 億円と見積もられています。完工時期が延び、今後も続くトラブル、事業環境の変化を考慮すると、さらに費用が膨れ上がることは確実。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられることは明らかで、許すことはできません。青森県や六ヶ所村との将来にむけた話し合いを基本に、核燃料サイクル計画からの勇気ある撤退を強く求めます。
0610E012	莫大な費用と重大事故時の破滅的な放射能放出の危険のある核燃料サイクル・プルトニウム利用政策は破綻しています。直ちに取りやめてください。
0610E013	II 再処理事業を的確に遂行するための技術的能力について事業遂行に必要な申請者の技術的能力が不十分であることが、これまでの事業実績から明らかであるにもかかわらず、それを看過している審査案は不適切である。この事項に関する厳正な審査を求める。(理由) 六ヶ所再処理工場設置の事業は、1992 年に事業指定が認められ、1993 年に着工された。それから 27 年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。国による設置許可あるいは事業指定が認められた原子力施設及び一般産業施設で、このように長期間にわたって完成しない例はないであろう。(あるならば、明示されたい。) このことは、事業者の技術的能力が不十分である証左である。これまでの事業指定申請及びその変更申請の審査においても毎回、技術的能力は審査され、そのたびに規制当局は、技術的能力が事業を適格に遂行する上で適切であると認めてきた。設置事業が 27 年という長期間を経ても未完成である事実は、事業者の技術的能力を適切とする規制当局の判断に過誤があったことを示している。今般の審査書案において、この点に関する審査機関としての自己反省は何ら見られず、事業者の説明を鵜呑みにして受け入れている感がある。従来と同じ轍を踏んではならず、設計、施工、検査、試験、保全、品質保証など事業遂行に必要なすべての技術的能力に関して、これまでの事業の長期未完成の実態を踏まえた厳格な検証を行う審査を求める。
0610E014	1. 過去の火災事故の検証結果を火災および爆発防止に反映すべきである。(理由)3-2 火災等による損傷の防止(第5条関係)に関して、審査書(案)p.15に、(4)「高温となる設備については、高温部への保温材等の設置による接触防止対策等を行う設計とする」とあるが、可燃性物質との接触を防ぐためには隔離を目的とした非通気性の断熱材を用いるとすべきである。また、火災については1997年の旧動燃の事故の検証結果を反映する旨の記述が見当たらない。仮に、火災が起こり消火できたとした場合、消火の判断基準はどうなっているのか? 火災の部位によっては表面的な観察からだけでは消火を判断できない可能性がある。2. 基準地震動の大きさは過小評価の恐れがある。(理由)3-3. 1 基準地震動に関して、審査書(案)p.46に「基準地震動 Ss-A(最大加速度は水平方向 700cm/s ² 及び鉛直方向 467cm/s ²)」とあるが、東海第二の基準地震動は数回にわたって見直され最終的には1140Galとされ、東北電力女川原発2号機では1000Galである。それに比べて700cm/s ² は明らかに過少評価と思われる。本来は国内で記録した最大値を考慮すべきである。少なくとも、近隣で発生した地震動と同じ程度の3000Gal程度とするのは当然であろうと思われる。また、施設内には大小各種のタンクや容器などが存在する。これらは使用状況によって固有振動数が変わってくる。すべての容器のあらゆる

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>る使用状況に対する共振の可能性を避けることが望ましいが、避けることは困難であろうと思われる。したがって、設備の破損は避けられないとの前提で対応すべきではないか。また、内部の液体のスロッシングによって発火の可能性も否定できない。</p> <p>3. 火山灰の影響が楽観的過ぎる。 (理由)3-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針に関して、審査書(案)p.84 に「敷地における降下火砕物の最大層厚を 55cm と設定した。降下火砕物の密度は、密度試験結果を踏まえ、湿潤状態の密度を 1.3g/cm³ と設定した。」とあるが、富士山噴火のシミュレーションでは「7センチから8センチの灰が積もると、体育館のような屋根の大きな建物で損傷したり倒壊したりするおそれがあるとしています。4センチから5センチでも雨が降った場合は重みを増し同じ被害が出るとしています。10センチの灰が積もると、1平方メートル当たりの重さはおよそ 100 キロとなり、古い建物などで被害が発生、50センチ以上積もると新しい建物でも被害が出るおそれがあります。」としている。構造物損壊の恐れはないのであろうか？ また、電源ケーブルへの付着による放電の可能性はないのか？ やはり、富士山噴火のシミュレーションでは「送電施設に3ミリ以上の灰が積もり、さらに雨が降ると、ショートするなどして広範囲が停電するおそれがあります。」とされている。停電の危険性はないのであろうか？</p> <p>4. 航空機落下の確率評価が楽観的過ぎる。 (理由)4-1. 1 重大事故を仮定する際の考え方に関して、審査書(案)p.102 に「落下確率の総和は判断基準となる 10-7 回/年を超えないこと」としているが、在日米軍機による訓練飛行は、沖縄や本土での訓練状況を見ると、日本側の想定通りになるとは限らないのではないか？</p> <p>5. 積雪と降下火砕物を同列に扱うことは適切ではない。(理由)審査書(案)p.141 で「森林火災や積雪、火山(降下火砕物による荷重)、湖又は 川の水位降下等の事象については、それぞれ、消火活動を行うこと、堆積した 雪又は降下火砕物を除去すること、工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことなどにより、安全上重要な施設が機能喪失に至ることを防止できることから除外した。」とあり、雪と降下火砕物を同様に扱っているが、同列に扱うことは適切であろうか？ とりわけ降雨によって水分を含んだ最大 55cm を想定している降下火砕物を除去すること極めて困難であろうと想像される。</p> <p>6. ポンプが機能喪失した場合の措置が楽観的過ぎる。(理由)4-1. 1 重大事故を仮定する際の考え方に関して、審査書(案)P.144 で「安全冷却水系の内部 ループ(以下「内部ループ」という。)のポンプが機能喪失した場合は、その内部ループにより冷却されている高レベル廃液等を内包する貯槽等」が代替設備によって冷却が可能とあるが、槽は実におびただしい数に上る。事故時にこれらがすべて過熱されることなく収束させることができるかは難しそうだ。冷却機能の喪失は、沸騰の発生、水素の発生、有機溶媒の火災爆発の発生の恐れとそれぞれ関連しており、独立の対策では防ぐことができないと考える。</p>
0610E015	<p>人が近づけないような高レベルの放射性廃液を出すことは、3. 11の教訓をお忘れになったのでしょうか。フクシマの経験を無駄にせず、日本は変わっていく岐路に立っていたはずです。どうか人々の命と社会を守る責任を思い出して、体質を変える英断をお願いいたします。</p>
0610E016	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800トンもの使</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることになります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。</p>
0610E017	<p>5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16～18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが無いことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0610E018	<p>III 設計基準対象施設臨界事故に関して、地震により引き起こされるスロッシングの影響の評価とその審査が行われていないのではないかと懸念され、もしそうだとすれば、安全評価と安全確保上の重大な欠陥であり、その実施を求め、もしその審査が行われているのであれば、その旨審査書に明記することを求める(理由) 審査書案の III 章冒頭(7 行目以降)に「なお、臨界防止、遮蔽、閉じ込め機能等に係る規制要求は、再処理指針と事業指定基準規則とで同様であることから、これらの規制要求に係る本申請の内容については、(中略)基本設計ないし基本的設計方針に変更がなく、規制要求への適合性に影響がないものであることを確認した。」と記述されている。臨界防止と地震に関する事業指定基準規則には、臨界防止については、「核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない」(規則第 2 条)、また地震による損傷の防止については、「安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものではない。」(同第 7 条)とあるだけで、ここで問題にする地震時のスロッシング(注 1)によりプルトニウムとウランを含む溶液が容器内で動いて片寄ったり、あるいは容器から溢流してセル内に溜まる場合に、臨界になる可能性があるが、それについて審査書案では何ら言及されていない。容器が「核的に安全な形状寸法にすることその他適切な措置が講じられている」としても、それは静定状態を前提としており、地震動により溶液が容器内で動いて片寄りが生じたり、容器外に溢流してセル内に溜まる場合、条件次第では臨界に達するおそれがあるのではないかと懸念の具体的な例を挙げると、ウラン及びプルトニウムの各精製施設の漏えい液</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>受け皿は、「臨界とならないように液厚を制限する形状寸法管理による臨界安全設計とする。」とされている(事業変更許可申請書(2014年6月13日)、添付書類六)が、地震動により配管や容器が破損して溶液が流出し漏えい液受け皿に溜まる場合、本震あるいは余震におけるスロッシングにより溶液が片寄って液厚が部分的に制限値を超えることにより臨界事故が生じるおそれがあると思われる。施設のプルトニウムとウランの溶液を内包するすべての容器類について、臨界安全性に対するスロッシングの影響を確かめる必要がある。参考として、ウラン溶液が容器内で動いて片寄ったために臨界事故が起きた事例に、1958年旧ソ連のキシテム再処理施設での事故がある(注2)。この溶液の動きによる片寄り地震によるものでなく、作業員が手順に違反して固定ボルトを取り外して容器を傾けたことによるものであるが、作業員に死傷者が出る大事故になった。この教訓をも活かし、容器内での溶液の片寄り事象についての臨界安全性を検討評価すべきである。注(1) 容器内の液体が外部から加えられる振動によって揺動すること(2) 西尾獏「原子力・核・放射線事故の世界史」七つ森書館(2015) 21頁(以下に全文を転記)「キシテム再処理施設 臨界事故」 1953年、57年と臨界事故のあった旧ソ連のキシテム再処理施設でウラン溶液の臨界パターンを調べる実験が行なわれた。終了後の58年1月2日、溶液の排出を早めようとした作業員4人が、手順に違反して固定ボルトを取り外し、3人でタンクを傾けた。このとき、溶液の幾何形状が臨界条件を満たし、急激な出力上昇が起こった。溶液の一部がタンクから放出されたおかげで、臨界は停止した。 5～6日後にタンクを傾けた作業員3人が死亡し、3メートル離れていた1人は失明した。</p>
0610E019	<p>7. 臨界事故は想定できないとしつつ想定している。これは矛盾ではないか。(理由) 4-1.2.1 臨界事故への対策に関して、審査書(案)p.150に、審査結果の「臨界事故について、事故の発生は想定できないが、事故の特徴等を踏まえ、核燃料物質を内包する貯槽等において、核燃料物質の誤移送が相当の回数繰り返され、さらに、それによる核燃料物質の異常な集積を検知できないこと等の技術的な想定を超えて、重大事故の発生する貯槽を仮定していること。」という文章があるが、主語は申請者と思われるが明記されていない。また、文末が動詞でなく「…すること。」と名詞化されており述語がないといえる。この文章は常人には理解できない。8. 中性子吸収材注入によって臨界事故は収束できるか不安だ。(理由) 4-1.2.1 臨界事故への対策に関して、審査書(案)p.154に、「(3)対策の考え方 拡大防止対策として、速やかに未臨界に移行し、維持するため可溶性中性子吸収材を貯槽に自動で供給する。」とあるが、少なくともバルブ操作は必要である。作動装置の故障の懸念がある。また、中性子吸収材と均一に混合するのかどうか？ 密度差(温度差に起因する場合もある)があれば成層状態になるが、その可能性はないのか。原子炉の場合、ホウ酸水の注入には30分程度要することもあり、核反応を止めるためには制御棒の挿入が第一になされる。審査書(案)p.156に、本操作には10分要するとあるが、この時間で十分機能するとする根拠がわからない？9. 放熱量と崩壊熱量(発熱量)の数値が不明なので詳細は明らかでないが、温度が上昇する可能性もあるのではないか。(理由) 4-1.2.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策に関して、審査書(案)p.160に、「冷却機能の喪失による蒸発乾固については、核分裂反応により溶液の沸騰が一時的に生じるが、貯槽からの放熱は崩壊熱量に対して十分であり、溶液の沸騰が継続することはないことから、連鎖は想定でき</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ない。」とあるが、通常、発熱は体積(長さの3乗)に依存するが、放熱は面積(長さの2乗)に依存するので、自然対流による冷却では放熱が十分可能かどうか分からない。10. 可搬式代替冷却設備は想定通りに設置作動できるか疑問がある。(理由) 4-1.2.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策に関して、最終的な熱の捨て場(ヒートシンク)は大気であり、大気には冷却塔から放出される。冷却塔が機能喪失した場合、至る箇所でも過熱状態になる。審査書(案)p.162 などによれば、このための対策として代替設備を用意しているようだが、これらは可搬式だ。下北半島は豪雪地帯。冬季には爆弾低気圧の影響で通行止めも発生するほどだ。事故時の避難もままならない。事故時の収束作業にも支障をきたさず、積雪時や悪天候時、夜間や瓦礫散乱時などは速やかな対応ができるか懸念される。また、これらの代替機器の最終ヒートシンクは貯水槽になるようだが、排熱量には限界があるのではないだろうか。11.再処理工場は閉鎖すべきである。(理由) 再処理について、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめるべきだ。</p>
0610E020	<p>III-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し○平常時の放射性廃棄物量と公衆被ばく線量 再処理される使用済燃料の冷却期間が4年以上から15年以上に変更申請されたことにより平常時の廃棄物の放出量及びそれに伴う敷地周辺の公衆被ばく線量に変更になったが、その審査結果がIII章に記載されていない。設計基準対象施設に関わる重要な事項であり、III章に記載することを求める。(理由)規制庁作成の参考資料「審査(案)の概要」(6頁)には、使用済燃料の冷却期間の変更に伴う崩壊熱密度、代表的な核種の放射エネルギー、主要な放出管理目標値(気体廃棄物)、(液体廃棄物)及び放出管理目標値から算出した実効線量の値が、(参考)として記載されている。これらは、平常時における放射性廃棄物の放出量及び周辺の公衆の被ばく線量に関わる重要な数値であり、審査で確認したのであれば審査書にも明記されるべきものである。</p>
0610E021	<p>IV-1.1 重大事故を仮定する際の考え方2. 審査結果 臨界事故に関して、外部事象の地震を要因とした場合に、スロッシングにより容器内でプルトニウム溶液が動いて片寄りが生じると臨界事故が生じる可能性がある。審査書案では重大事故として想定されている基準地震動×1.2倍の地震動に対して、臨界を生じるおそれがあるのかの記載がない。おそらくその審査はなされていないと推察される。従って、申請者はプルトニウム及びウランの溶液があるすべての容器、貯槽に関して、地震時によるスロッシング時の未臨界度の定量的解析評価を行い、規制委員会がそれを厳正に審査することを求める。(理由) 申請者は、臨界事故に関して、「外部事象(地震及び火山(降灰))を要因とした場合には、基準地震動を超える地震動又は火山(降灰)による影響を考慮しても形状寸法等の核的制限値を維持できる設計とすること、また、外部事象の発生時には工程の停止により核燃料物質の移動が停止することから、当該事故の発生は想定できな。」と記している。(142頁) その審査結果には、それを認めて「臨界事故について、事故の発生は想定できないが、(以下略)」(150頁)と記している。このような「臨界事故の発生は想定できない」とする申請者評価と審査結果には、地震により引き起こされる容器内のスロッシ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>シングの影響を考慮に入れていないことが明らかである。形状寸法等の核的制限値を維持できる設計としていても、地震時のスロッシングにより臨界事故の可能性があることは、筆者が「Ⅲ設計基準対象施設」に関する意見として別途提出しており、この問題は重大事故に関しても共通するものである。従って、「臨界事故について、事故の発生は想定できない」とする審査結果は誤りである。申請者は重大事故については基準地震動の 1.2 倍の地震動を想定しているから、この地震動によるスロッシングを想定して、プルトニウム及びウランの溶液が存在するすべての容器、貯槽に関して、未臨界度の定量的解析評価をし、規制委員会はその審査をするべきである。</p>
0610E022	<p>辞書で「科学的」を引くと「考え方や行動のしかたが、論理的、実証的で、系統立っているさま」とある。これまでの「核燃料サイクル」および「再処理工場」に関する経過や諸事実を「科学的」に検証した。その結果から、再処理事業の変更許可申請書を合格とする原子力規制委員会の審査書(案)に強く反対する。日本の原子力政策の中で、今回の審査書はどのような位置付けになるのだろうか。日本の原子力政策は、当初から、エネルギー資源の少ない日本にとって輸入ウラン燃料を繰り返し使える「核燃料サイクル」を基本理念とした。その政策の基幹施設とも言えるのが「使用済み核燃料の再処理工場」と「高速増殖炉」である。再処理工場での操作は、「使用済み核燃料から再利用できるウランとプルトニウムを分離すること」と、「種々の放射性物質を含む残渣をガラス固化体にする事」である。分離されたウランとプルトニウムは、高速増殖炉用燃料製造工場で MOX 燃料に変換され、高速増殖炉で使った後も繰り返し使用する（一部はプルサーマル用の燃料に）。このような「核燃料サイクル」は、「ウランの使用効率が飛躍的に向上し、輸入に頼る必要性が低下する。わが国のエネルギーの安定供給・安全保障に大きく貢献する。」と期待された。したがって、使用済み核燃料を再処理する主目的は、高速増殖炉で繰り返し使用することにあつた。その高速増殖炉について、わが国は、実験炉(常陽)→原型炉(もんじゅ)→実証炉→商業炉という順で開発を進めていた。しかし、もんじゅが事故や点検漏れなどで、原子力規制委員会の指摘を受けて(2015年11月)、廃炉になった(16年12月)。このため、分離したプルトニウムの多くを使う予定の「高速増殖炉サイクル」が実現できないことになった。この段階で、政府はフランスの高速炉(ASTRID)計画に期待をかけ、新「核燃料サイクル」を目論んだが、コスト面からフランスはこの計画を断念した。このように、核燃サイクルの主目的「使用済み核燃料からプルトニウムを回収し、高速増殖炉で繰り返し使う」は画餅に終わった。これらの経過や事実を科学的に検証すれば、再処理工場を運転する意義がなくなったという結論になる。こういう時に規制委員会が出す「合」は、どんな意味を持つのだろうか。それでも国は、「分離したプルトニウムをプルサーマル発電に使う」などと、再処理を止めようとしなない。しかし、いかにこじつけようとも、主目的が潰えたのでは、プルサーマルだけのための再処理はコスト的に成り立たない。しかも、再処理工場ではプルトニウム分離後の残渣(種々の放射性物質を含み放射能が高い)のガラス固化体化に失敗し続けて、巨額の国費を浪費している。さらに、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の最終処分地すら決まっていない。東京電力福島第一原発事故を省みると、日本の原子力行政を糺すべき規制委員会が今回出す「合」には、何の正当性も感じ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>られない。原子力にしがみつくと側を鼓舞し、再生可能エネルギーへの転換を遅らせ、国民の税金を浪費させ続けるに違いない。</p>
0610E023	<p>III-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し○平常時のトリチウム放出量 (12頁)平常時に施設操業により海洋に放出されるトリチウムの年間当たりの量は産業施設として比類のない膨大な量である。海洋を膨大な量の放射性廃液のゴミ捨て場とすることは、地球環境保全が重視される今日もはや倫理的に許されるものではない。また、人と魚介類など生態系に与えるトリチウムの放射線影響の安全性については専門家の間でも合意は得られておらず、トリチウムの海洋放出は放射線障害を与えるリスクを高めるものである。平常時の操業のために膨大な量のトリチウムを海に放出せざるをえないのであれば、そのような施設の事業許可申請は認めるべきでない。(理由)平常時の液体廃棄物放出について、トリチウムの放出量の年間管理目標が 9.7×10^{15} Bq とされている(規制庁作成の参考資料「審査(案)の概要」6頁)。この量は福島第一原発事故により生じた多核種除去設備処理水に含まれるトリチウム総量(貯蔵タンクで保管中)約 1×10^{16} Bq の10倍相当である。福島第一原発事故に伴うトリチウム汚染水を海洋放出することの是非が現在社会的に大きな問題となっていることは衆知のとおりである。それよりも一桁も大きい値を平常時の年間放出管理目標とするような施設はとうてい認められるものではない。</p>
0610E024	<p>12.ガラス固化技術は実験炉段階であり商業化できる段階ではない。(理由) ガラス固化設備について。(1)実験炉からスケールアップして現在の炉を設計したが、設計どおりに作動していない。これは、溶液の物性値すら把握することが困難なことなどの理由で相似則が適用できていないことが原因と考えられる。流動状態の把握、物性値の測定など、基礎的な実験からやり直すべきである。(2)炉内の流動状況の解析(シミュレーション)は、温度分布を求めるための内部発熱項を含む通常の流体のエネルギー方程式と、速度分布を求めるための運動方程式(ナビエ-ストークス式)に、電導度の空間分布の時間変化を発熱項に反映させて求める必要があると考えられる。しかし、溶液の組成一つとっても成分の割合や、固相液相の状態すら定かではなく、ましてや密度、粘性係数や比熱、熱伝導率などほとんどの物性値も推定値を使用せざるを得ない状況であろう。得られる解析結果は極めて不十分なものに違いない。そして実験値と比較することもままならず検証ができないと思われる。(3)このような系については、本来、シミュレーションだけで設計を行うのではなく、実験結果を加味して試行錯誤を繰り返しながら、炉など装置の改良を行うべきであろう。しかしながら溶液自体を容易に取り扱うことができないためそれができない。(4)本装置は液体供給式直接通電型セラミックメルト法(LFCM法)である。本方法では、ガラスを含む廃液の融解を通電加熱によるジュール熱によって行っているが、この方法では電気抵抗の大きい部分ほど発熱量が大きくなる。つまり、電気抵抗が小さい(電気伝導度が大きい)金属成分がリッチな場所は発熱量が少ないため温度が上がらない。その結果、廃液内に発熱のムラができ、温度分布のムラになる。温度分布のムラは粘性係数の差となって流動性のムラが生じる。単純に加熱電力の制御によって廃液の温度の増減を制御することができない構造になっている。廃液の量を少なくするか、ピンポイントで加熱を制御可能にするなどしない限り、抜本的な解決は困難と思われる。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0610E025	<p>III-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し○平常時の一般公衆の線量 (12頁) 平常時の一般公衆の線量評価には、規則第 21 条の解釈において「気象指針」(昭和 57 年 1 月原子力安全委員会決定)の適用が規定されているが、その「気象指針」では、接地逆転層が考慮の対象から外されており、このため線量を過小に評価するおそれがある。規制委員会は早急に「気象指針」の見直しを行い、接地逆転層を考慮した再評価を申請者に求めるべきである。(理由)普通ならば空気は上方に行くほど気温が低下するのに対して、接地逆転層では、空気は放射冷却によって地表に接する大気の温度が低下し、結果として上方に向かって気温が高くなる状態になっている。この気象状態では、地表から 100~200m ほど上空まで、上に行くほど気温が高いために上下方向の対流が起らず、空気が澱んでいる。そこへ施設の排気筒から高温の放射性気体が放出されると、接地逆転層の境界付近の高度で微風に乗って水平にたなびき、その間に冷えるとともに比重が大きくなるために次第に降下して、ある程度離れた地点に厚くて濃い放射性雲を形成し、その中に入っている人は強い放射線被ばくを受けることになる。従って、平常時及び事故時の公衆被ばく線量を厳しい側に評価する上で、接地逆転層の影響を考慮に入れるべきである。現行の「気象指針」には、「上層逆転層の発生は、比較的少ない現象であること、たとえ発生してもそれ程大きな濃度を示さないと考えられることから、上層逆転層については、とくに計算に入れないこととした。しかし、上層逆転層の出現が少ないことをみるため、特定の期間、気温差を観測し、気温逆転の高度別出現頻度、気温差の高度別出現頻度、気温の逆転の継続時間等を把握することが望ましい。」とある。この上層逆転層は前線が生じたときや沈降性の気流が生じたときに生じ、接地逆転層とは異なる逆転層である。接地逆転層は上層逆転層よりも地表により近く発生するので、一般公衆の被ばく上はより厳しい気象状態となり、それを無視してはならない。なお、審査書(案)には、次の記述がある。規制委員会は、変更後の放出管理目標値は「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に示されている年間 50 μSv を下回るものであり、かつ、一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるよう、既許可申請書における放出管理目標値を引き下げるものであることを確認したことから、第 21 条に適合するものと判断した。この第 21 条(廃棄施設)の解説には、2.二のマル3に「排気中の放射性物質による線量の計算」に当たっては「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」を準用することとする。」とある。この気象指針の策定は昭和 57 年(1982 年)と古く、接地逆転層を含めて最新の知見をもとに見直し改訂をすべきである。</p>
0610E026	<p>III-6.2.3 火山の影響に対する設計方針 2.再処理施設の運用期間における火山活動に関する個別評価 巨大噴火について規制委員会は「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる。」と記しているが、この判断は科学的論理性を欠いていて、巨大噴火を考慮外とする申請者を後押しするためのものといわざるをえない。巨大噴火により重大かつ深刻な災害を引き起こすリスクのある施設は操業すべきではない。(理由) 申請書(案)の本項(2)に、次の記載がある。「検討対象火山の活動の可能性の評価に当たり、巨大噴火については、噴火に至る過程が十分に解明されておらず、また発生すれば広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こす火山活動であるが、低頻度な火山事象であり有史において観測されたこ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>とがないこと等を踏まえ、当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる。」ここで、「巨大噴火については、噴火に至る過程が十分に解明されておらず」は事実であり、規制委員会の火山噴火についての専門部会の報告書にも、「巨大噴火の前兆現象は過去に観測記録がなく、科学的な知見に基づいて明確に定義することは困難である」と記載されている。従って、大噴火の可能性があっても現在の知見ではその前兆現象について「科学的に合理性のある具体的な根拠が得られないこと」であるにもかかわらず、規制委員会は「科学的に合理性のある具体的な根拠が得られないこと」を「大噴火の可能性は十分に小さい」と我田引水的に結びつけており、これは科学的論理性を欠いている。なぜならば、現在の火山学では「大噴火の可能性が大きくても、その前兆現象については科学的に合理性のある具体的な根拠が得られない」からである。申請者は、設計対応不可能な火山事象に関する対策として、十和田と八甲田山を対象に運用期間中のモニタリングを行い、有意な変化があった場合の対処方針を示し、規制委員会はそれを容認しているが、モニタリングによる巨大噴火の予知は現時点では困難であることが大多数の火山研究者の間での共通見解とされている(文献1、2)ので、申請者の対策は実効性を欠いている。【参考文献】1. 小山真人「原子力発電所の「新規制基準」とその適合性審査における火山影響評価の問題点」科学、2015 年 2 月号(182～192 頁)2. 高橋正樹「超巨大噴火は予知できるか」科学、2014 年 9 月号(947～949 頁)</p>
0610E027	<p>基本的意見 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業は廃止すべき。意見 1.1993 年に着工されて以来、トラブル頻発であり、24 回も竣工時期延期を繰り返してきた工場で、根本的に見直し、全設備をいったん廃棄すべきである。本事業場はいわゆる化学工場「原料を化学的に溶解したり、分離・精製したり、製品化する工場」であるが、通常の民間化学工場であれば、これだけトラブルが続けば、この工場は技術的に設備面も計測機器面も陳腐化・老朽化しており、全設備を廃棄すべきであるが、そのような審査はされていない。意見 2.プルトニウムを燃料とする高速増殖炉の道も事実上不可能となったことから、この再処理工場は不要と判断すべき。MO 燃料として使うことも使用量が少なくなっており、不要の設備と判断すべきである。意見 3.再処理での「プルトニウム」燃料は核兵器の原料に流用可能で、既に約 46 トンものプルトニウムを保有し、本来日本は持つべきものでない物質である。意見 4.使用済み燃料を再処理すると、製品化されるウランやプルトニウム以外の、精製工程の残渣物はより高濃度の大量の放射性廃棄物が出てくる。その取り扱い時や廃棄時処理がむづかしくなる。さらに過酷事故発生時には、福島事故より高濃度の大量の放射性廃棄物が出てくることになり大変危険である。意見 5.そして、以下で述べるが、過酷事故の発生時には、東電福島第一原発事故よりも大量の放射性物質がでて、住民避難等の人災が発生しうる。意見 6.重大事故等について、具体的に「個別の過酷事故の発生時を予測して対策をする」とあるが、よく見るとそれぞれ前提条件付きであり「すべての電源や計測機器がいつせいに同時に使用できない事態」という想定がされておらず、審査は不十分である。意見 6.265 頁「可搬型発電機は、設計基準事故に対処するための設備の非常用ディーゼル発電機に対して……必要となる十分な容量を有し、必要な期間にわたり</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>給電が可能な設計とする。」としているが、「位置的分散」「必要となる十分な容量」「必要な期間にわたり」とはどれくらいのことか、数値がなく、不明である。また、この可搬型発電機も含めてすべての電源が喪失した場合の対応策は、どこにも検討されておらず審査不十分である。＜理由＞地震と津波と、その他の人為的なミスなどが、連続的に発生して過酷事故になると当然にもすべての電源が長期的に喪失した場合となる。東電福島第一原発では、まさに事前に予測できていたにもかかわらず。その異常事態を除いた対策しかなかったために、すべての電源が長期間失われていたのである。意見 7.271 頁「可搬型情報表示装置は、必要数を確保し、共通要因によって同時に機能が損なわれないよう、複数の場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。」とあり、複数だからどれかは「使用できる」との前提条件になっているが、すべての計装装置が破損した場合の対応策ができていないかどうかは検討されておらず、審査不十分である。＜理由＞東電福島第一原発では、まさにすべての計測機器が使用できなかった事実がある。「必要数を確保」というが、どのくらいの数値目標かは記載されていない。こういうケースではどうするのか審査不十分である。意見 8.101 頁 航空機落下に対する設計方針において、「本再処理施設上空の三沢特別管制区は、……民間航空機は飛行してはならない……同方式民間航空機の落下の発生確率評価は不要とする。」とあるが、こういう想定自体がきわめて不適切である。＜理由＞飛行機事故では、決して「法令」「手順書」などのルール通りのコースを飛ぶのではないのであって、例えば、日本航空 123 便墜落事故時の、異常な航路を見てもはっきりとしている。飛行機墜落事故では、どの場所に落下するかは予測できないものである。意見 9.299 頁 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応において、結局「必要な可搬型重大事故等対処設備は、…常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう…」とあるが、「同時に機能喪失すること」の想定がされておらず、この許容条件では審査不足である。＜理由＞敷地全体が自然災害と故意の事故・ミスの同時発生で、あらゆる設備が機能喪失する事態の発生することはありうる。大規模地震と巨大津波、記録的豪雨などが連続して同時発生したりする。大規模地震発生もどこにいつくるかは不明で、巨大台風もいつどこに来襲するかは不明である。これらの同時発生時縫には重要設備が全部同時に機能喪失する。「外部事象の影響を受けにくい場所」があったとしても、内部において「人為的ミスによる同時の事故や火災」もありうる。</p>
0610E028	<p>「審査書(案)には触れられていないこと」・再処理工場は、核燃料サイクル事業の一つで、計画では再処理で抽出したプルトニウムを高速増殖炉「もんじゅ」で使う計画でした。そのもんじゅが廃炉になった時点で、再処理も中止になるのは当然だと思います。それなのに、プルトニウムの用途不明のまま再処理工場を動かすことは納得できません。・再処理をすれば高レベル廃棄物が発生します。この高レベル廃棄物の処分方法も決まらないまま、原発を動かし、再処理を進めることは、順番が逆だと思います。安全に処分する方法が決まってから、原発を動かし再処理をすべきではないでしょうか。処分方法が決まらなければ、原子力政策からの撤退も視野に入れるべきだと思います。</p>
0610E029	<p>六ヶ所再処理工場における再処理の事業審査書案について、以下の理由から再処理工場の稼働に反対するとともに、国として核燃料サイクル政策を見直すべきと考えます。1. 再処理工場</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>自体の放射性物質の廃棄が問題六ヶ所再処理工場は稼働すれば、最大年間 800トンの使用済み燃料を処理し、7～8トンのプルトニウム(約 1000 発分の核弾頭に相当)を分離するとされています。一方で通常運転においても大量の放射性物質を気体や液体として放出する、きわめて問題の多い工場と考えます。2. もはや再処理の存在意義はなくなった 1950 年代、原子力時代の幕開けにおいては、再処理工場と高速増殖炉こそが未来のエネルギーだとみられていました。高速増殖炉の開発に失敗し、再処理工場も、ウラン資源が当初想定されていたよりもはるかに豊富にあることが分かったことで、プルトニウムを燃料として期待する必要もなくなったからです。もはや再処理に経済的な存在意義も存在せず、再処理技術の拡散が核拡散につながるとみなされます。3. プルサーマル計画は計画とおりに進まず失敗している政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。主に、プルサーマルによりプルトニウム保有量を削減すること、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示したものです。日本の保有プルトニウムが増加の一途をたどる中で、国内外の疑念の声を受けての対応と思われます。(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16～18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東電福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルをおこなっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度です。一方で、日本原燃の稼働計画によれば、六ヶ所再処理工場の使用済み燃料再処理量は数年後には上限である 800 トンとなり、その後は、800 トンで運転することとしています。4. 核燃料サイクル政策にかかるコストが莫大核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えるとされています。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨大な計画となります。本来、六ヶ所再処理工場の建設・稼働についてはこれを進める前に、包括的で丁寧な議論がおこなわれてくるべき。5. 再処理にかかる費用が電気料金の一部として徴収されることの問題核燃料サイクルにかかる費用は電気料金として電力消費者から徴収されており、しかも消費者にはその利用先・期間・規模等が明示的に示されることなく進められてきているのではないのでしょうか。6. 国として核燃料サイクルの破綻を受け入れ撤退するべき国は、もはや核燃料サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。再処理計画の延命措置は不要なコストを国民に負担させるだけでなく、稼働によって不必要な放射性物質の放出を招き、さらに分離プルトニウムの消費という課題も解消できません。</p>
0610E030	<p>IV-1.2.1 臨界事故への対策 「(1)評価手法」の末尾に、「なお、希ガス及びヨウ素は、これら核種による長期的な被ばく影響が十分小さいことから、総放出量評価においては評価対象外とする。」(156 頁)とあり、規制委員会はそれを容認しているが、これは重大事故時に公衆を放射線障害及び放射線災害から守る観点から不当である。希ガス及びヨウ素も総放出量評価の対象にすることを求める。(理由) 規則第 28 条3「再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」とある。同条の解釈の2に、「異常な水準の放出を防止する」とは、放射性物質の放出量がセシウム 137 換算で 100 テラベクレルを十分下回るものであって、かつ、実行可</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>能な限り低いことをいう。」、解釈の3に「上記2の「セシウム 137 換算」については、例えば、放射性物質が地表に沈着し、そこからのガンマ線による外部被ばく及び再浮遊による吸入摂取による内部被ばくの 50 年間の実効線量を用いて換算することが考えられる。」とある。これらのどこにも、「希ガス及びよう素は評価対象外としてよい。」とは規定されていない。解釈の3に「セシウム 137 換算」についての解釈は、「例えば（中略）が考えられる。」とあるように、単なる一つの例示にすぎない。「放射性物質の異常な水準の放出を防止するために」とある規則の規定を順守すれば、放射性の希ガスとよう素がその「放射性物質」の中に入ることは当然である。なぜならば、この規則条項は本来、重大事故時にも周辺の公衆に著しい放射線障害及び放射線災害を与えないようにするために規定されているのであり、事故により、短期的であっても長期的であっても著しい放射線障害及び放射線災害を与えてはならないのである。このためには、短期的影響を及ぼす希ガスとよう素の放出量を総放出量に加えるべきである。解釈の3にあるように 50 年間の実効線量に着目するのであれば、その「50 年間にわたる実効線量」の中に希ガスとよう素による短期間の実効線量が除外されるのは理が通らない。規則の改良点の提案として、「50 年間にわたる実効線量を用いてのセシウム 137 換算の放出量」といったわかりにくい規定でなく、制限値としては「50 年間にわたる実効線量」を定め、短期的及び長期的な影響を及ぼすすべての放射性核種を対象とした実効線量評価の実施を求めたい。</p>
0610E031	<p>IV-1.2.1 臨界事故への対策 臨界検知の計測系統及び可溶性中性子吸収材供給系統は多重化されているのかどうか、審査書案では不明である。多重化されていないならば、多重化すべきである。(理由) 申請者は「核的制限値による管理が適切に行われている限り、臨界事故は発生しない。技術的な想定を超えて臨界事故の発生を仮定する。」(153 頁)とし、事故拡大防止の具体的対策として、臨界検知用放射線検知器により臨界を検知した場合、重大事故時可溶性中性子吸収槽から貯槽に可溶性中性子吸収材を重力流により自動で供給する。」としている。地震によるスロッシングの影響を考慮すると、「臨界事故は発生しない。」と断定することは誤りであり、基準地震動によって臨界事故が発生する可能性がある。従って、臨界事故が発生した場合の対策である臨界検知の計測系統及び可溶性中性子供給系統は、設計基準対象施設のうちの安全上重要な施設(規則第 15 条)として位置づけられるべきであり、単一故障対策としての多重性または多様性の具備が必要である。</p>
0610E032	<p>六ヶ所再処理工場などを含む核燃料サイクル政策について 2020 年 5 月に原子力規制委員会では六ヶ所再処理工場が新規制基準に適合するものとして審理書案を了承している。同再処理工場を稼働するとすると、最大年間 800 トンの使用済み燃料を処理し、およそ 8 トンのプルトニウムを分離することになる。1950 年代より原子力発電事業を開始したものの、実際にまだ同再処理工場は稼働には至っていない。地元紙では、「再処理工場は必要なのか」という見出しのものを度々報じられている。地元住民にとっては恩恵がある施設・事業であるのかもしれないが、同県他全国住民にとってはただ不要なコストを負担させられているものに過ぎない。2011 年に起きた東日本大震災による直接的な影響はあまりなかったが、いつ同じような事故が起きてもおかしくはない。仮に事故が起きてしまえば原発事故を大きく上回る量の被曝は免れない。青森県には三沢地区に自衛隊基地もあり、それも事故を誘発する可能性がなくもないものである。再</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>処理工場が稼働せず、ただただコストがかかり、あまつさえ事故を起こしてしまえば県民・道民にかかる影響は計り知れないものとなる。今後の世代の方にも影響を及ぼしかねないため、施設・事業に関する説明を何度でも県民に対して行う必要があるのではないか。</p>
0610E033	<p>IV-1.2.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策 安全冷却水系の冷却機能が喪失した場合の対策として設置される代替安全冷却水系は、それを構成する主要機器、設備はすべて可搬型である。基準地震動×1.2 倍の地震動が発生した場合、可搬型機器の信頼性はきわめて乏しい。可搬型を常設型に変更すべきである。(理由) 申請者は、代替安全冷却水系には、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、弁等を設置するとしている(163 頁)。これらに付け加えて、可搬型排水受槽、可搬型排風機、可搬型発電機、可搬型ダクト、可搬型フィルタ等を可搬型重大事故等対処設備として新たに整備するとしている(165 頁)。このように可搬型機器、設備に頼ることは、想定されている基準地震動×1.2 といった大地震に見舞われた場合、作業員による保管庫からの搬入、据付、接続の信頼性はきわめて乏しい。何故ならば、敷地内の道路は計画されている迂回路も含めて、各所に地割れ、陥没、液状化、障害物落下などが生じて車両の通行は困難な状態になっているおそれがあり、保管庫から現場への搬入が計画通りにはいかない。さらに、現場での作業員による据付、接続には余震のために計画通りにはいかない。新規規制基準適合性審査を終えた原発の場合、重大事故等対策設備のうちの代替非常用交流電源設備は、当初申請時には可搬型で計画されたものもあったが、最終的には常設型に変更されている(事例:九州電力玄海3・4号)。再処理工場においても、上記重大事故等対処設備は可搬型から常設型に変更して、信頼性を高めるべきである。</p>
0610E034	<p>核燃料サイクル政策は破綻しています。にもかかわらず、六ヶ所再処理工場の工事を再開することは、国民を危険に晒すばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を生み出すことになりま。私は国民の命と人権を踏みにじる審査書案の了承に抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。</p>
0610E035	<p>本審査書案ですが、次の各理由の問題により、審査書案の了承は認められません。審査のやり直しを強く求めます。・六ヶ所再処理工場の最も危険な点の1つは、通常原発とは比較にならない程の莫大な放射能を、日常の運転期間中、毎日放出することです。「再処理工場は、原発1年分の放射能を1日で放出する」と言われています。再処理工程では、使用済み核燃料を物理的・化学的に処理しますが、その過程で、核燃料中に封じ込められていた放射性物質が外部へ出てきます。一定程度は回収されますが、それでも、通常原発に比べて圧倒的に膨大な量の放射性物質が空や海へと放出されます。この問題について、原子力規制委員会(以下、規制委)は何も問題にしていないことが、大問題です。イギリスやフランスの再処理工場周辺では、白血病が通常の3倍も増えているので、六ヶ所村周辺でも同様の事態が起こることが強く懸念されます。再処理工場が運転し出したら毎日出る、この膨大な放射性物質の大量放出問題と、それで本当に青森県民の健康と安全を守れるのかを審査の対象にして下さい。問題自体を設定していないし、これで審査書案の合格などありえません。・次に最も危険なことは、高レベル放射性廃液の事故の問題です。日本は、高レベル放射性廃液を、六ヶ所再処理工場に約 223m³、東海再処理工場に約 360m³ を既に貯蔵しています。この高レベル放射性廃液で、万が一、大事故が発</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>生した場合、青森県はおろか東京や関東一円まで甚大な損害を蒙ることが公表されています。ガラス固化試験もうまく行かない会社が、高レベル放射性廃棄物をうまく管理できるなど到底思えません。審査では、なぜこの高レベル放射性廃液の臨界事故、地震事故、火災事故等について多角的に深く検証しないのですか？審査をやり直して下さい。・審査書案では、大陸棚外縁断層の活断層である「六ヶ所断層」が動かないという証明がなされていません。10 万年前の地形面を変形させた六ヶ所断層は、新規制基準の「将来活動する可能性のある断層等」に当たるのは確実です。しかも、ほぼ敷地近傍を走っているわけですから、どの施設も建てることはできません。新規制基準に則り、建設不可の判断を下して下さい。・日本では、プルトニウムが英国に 21 トン、仏国に 15 トン、国内に 11 トンと大量保有されており、国際的に強い批判を受けています。この上、六ヶ所再処理工場が稼働すれば、さらに大量のプルトニウム(7トン)が出てきます。この日本のプルトニウムの保存は、必要性がない上に高レベル放射性廃棄物で危険極まりないものです。これを一体どうするつもりなのでしょう。たとえこのプルトニウムを MOX 燃料として、プルサーマルで使用しても、全部を消費することはできません。また、その結果生じる使用済み核燃料は再処理できず、さらなる高レベル放射性廃棄物となり、行き場がありません。それらを貯蔵して冷やし続けても、放射能が下がるまで 300 年かかると専門家は説明しています。再処理事業を今すぐ一切やめることにし、今、これらのプルトニウムを乾式管理することにすれば、一番無駄な事業費もかからないし、環境への影響も安全です。今すぐにやめるべきです。「経済合理性を考慮し、プルトニウムを使うことをやめる」という選択肢もあるのに、この点を、審査書案では何も議論すらしていません。最初から再処理工場を動かすための審査などやめるべきです。あまりにも無責任過ぎます。・2003 年、電気事業連合会は「六ヶ所再処理工場の総費用は約 11 兆円」と公表しました。そして、さらにバックエンド費用を含む総額が約 19 兆円にも達することが公表されました。こんな経費がかかることを国民にきちんと説明せず、工場を作ってしまったのだから、この事業は止められないというようなことはやめて下さい。これほど経費がかかって、高レベル放射性廃棄物を大量に産み出し、逆に利は少なく、破綻している核燃サイクルをなぜ審査で問題にしないのでしょうか。以上より、使い道のないプルトニウムのために、大量の放射能を放出し、大事故のリスクを抱え、19 兆円ものコストを必要とする六ヶ所再処理工場を正当化する理由は、どこにもありません。国産のガラス固化の見込みすらなく、原発とは比較にならない莫大な放射能をばらまき、多額の税金と全国からの電気料金を浪費する六ヶ所再処理工場を動かすのはやめてください。スペインやドイツでは、再生可能エネルギーを増やす目標を掲げ、次々とそれを達成しています。日本も、無駄で、危険で、ただ金食い虫の原発に固執せず、再生可能エネルギーを今すぐに増やして下さい。再生可能エネルギーを増やせば、火力発電と一緒に動かすだけで、十分な電力を賄うことができます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
0610E036	<p>今回六ヶ所再処理工場の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集をされています。私は学者ではなく一市民なので、科学的・技術的意見は出せませんが、原子力規制委員会が再処理工場に新規制基準を満たしたという判断をされたことに強い危機感を覚え、意見を出すことにしました。科学的・技術的意見以外は受け入れませんとは仰らないだろうと思いますので。再処理工場はもともと国の核燃サイクルの構想から生まれたものと思います。しかし核燃サイクルは破</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>綻し、今、プルトニウムは47tも溜まっているとか。再処理工場が稼働すればますますプルトニウムは増え続け、プルサーマル運転でこれ以上増えないようにするとは言っても、減りはしません。また核のゴミの保管場所さえありません。核爆弾の材料のプルトニウムの保管は世界からも不信の目で見られています。工場は1993年着工から様々なトラブルを起こしたためまだ完成せず、工場にかけられた費用も膨れ上がっています。そういった経過を踏まえ、今回様々な審査をされましたが、例えば地震。いま各地で地震が頻発しています。超巨大地震が遠くない未来に起こると多くの学者が指摘しています。建屋は耐えられるのでしょうか。また日本は火山国です。火山噴火の降下物は人、車、機械の動きを止めてしまいます。大噴火の備えは本当に大丈夫でしょうか。ミサイル攻撃の備えもしっかりできているのでしょうか。一旦過酷事故が起これば、その被害は甚大です。日本国内に留まらないでしょう。想定外は許されません。しかし人間の作ったものに絶対安全はありません。そして被害を受けるのは一般住民です。福島原発の事故から多くのことが見えてきました。あれだけの事故に誰も責任を取らないのです。その事故が多くの人の命、生活を奪ったのにです。もし再処理工場に過酷事故が起こったらと考えると恐ろしさか浮かんできません。規制委員会は新規制基準に照らして審査をされ、合格サインを出されたのだと思います。しかし今、考えなければならないのは再処理工場は本当に必要なのか、ということだと思います。どう考えても撤退するしか道はないと考えます。学者の知見には遠く及びませんが、再処理工場の基準適合に当たって、一市民の考え、思いを伝えたいと思い、書かせてもらいました。</p>
0610E037	<p>1) 環境省は、原子力施設から排出される放射性物質を濃度、総量で制限、監視、罰則を科せるために適用できるよう、改正環境基本法を早急に改めるべきである。そしてそれは、原子力産業の経済的利益のためではなく、影響を受けるすべての生物、その他産業の、生命や環境の安全を十分に配慮したものであるべきで、それらを審議する者は、原子力産業と利益相反関係にない、完全に中立的な専門家であるべきであるし、その審議過程は透明かつ公開で、地域住民や国民の意見も十分に反映しなければならない。ものすごい量の環境汚染をもたらす放射性物質を排出する施設の審査が、そのような規制がないまま、原子力産業を推進する立場にある経済産業省と、その立場を擁護する前提の原子力規制委員会によって行われるのは、不正義であり、人権軽視である。溶融核燃料に触れた事故原発処理水をタンク保管をやめて海洋放出や大気放出することについて、福島県民や周辺海域の漁民が反対しているのに、それをはるかに超えるトリチウムを放出することを前提に審査するなど、漁業や観光産業に依存する地域住民の生存権を脅かす行為で絶対に許されない。2) 以下は、1)の放射性物質排出濃度及び総量規制ができていない前提のことになる。2) 高レベル廃液の事故に関して、シビアアクシデント対策がない。福島第一原発事故以前に、深層防護のレベル4以上が日本では起こりえないとして、「想定外」のメルトダウン、メルトスルーに至った教訓がまったく生かされていない。ドイツのシミュレーションのように、蒸発乾固以降の事象、溶融・揮発・爆発が起こりうることは「想定内」として、その対策が講じられているかどうかこそ審査すべきである。もしそのレベルの事故が起これば、壊滅的影響を受けるのは青森県だけでは済まないもので、立地自治体の首長などの了承だけではどうていすまされない。再処理施設の稼働によって経済的利益を得る少数の者たちに、その事故に</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>より不利益を被る多数の者たちの生存権を脅かす権利はない。認可を得て「想定内として対策すべき」と警告されてなお対策を講じることなく事故を起こしたのも、それを認可したのも、当然、賠償責任を問われることになる。3) 廃液中に、臨界量を超えるプルトニウムが含まれていることが、広く国民に周知されず、また審査の対象にもされないのは異常。4) これだけ地震が多発しているなかで、基準地震動の設定が既往最大になっていないのは異常。5) 活動の活発な火山が多数存在する地域で、火山灰の堆積想定に対して、施設への耐荷重しか考慮しないなど、実際に巨大災害下で事故対策に従事する作業者の身体状況への想定に現実性がなすすぎる。6) 増殖炉が稼働できず、核燃料サイクル自体が成立してない中、再利用もできない核廃棄物を増やすだけの再処理事業をこれ以上進めるべきでない。そもそも、現在ある廃液のガラス固化もまったく進んでいない状態であり、せめてその技術が確立してから、次のステップに進むべき。</p>
0610E038	<p>審査書案4ページ、第二章 再処理事業を適確に遂行するための技術的能力および137ページ、第四章 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力について意見 日本原燃は再処理を行う技術的能力を欠いており審査書案は撤回すべきで。理由日本原燃六ヶ所再処理工場は1993年に着工したが、完成時期はトラブルなどでこれまでに24回延期され、四半世紀を経過した現在もいまだ竣工していない。建設費は当初の4倍の2.9兆円に膨らみ、今後の運転や廃止措置を含む総事業費は14兆円近いと報道されている。とくに試運転であるアクティブ試験の失敗以降、多くの事故、トラブル、不手際、不適合を起こし、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けている。とりわけ高レベル廃棄物のガラス固化技術に失敗し長期にわたり危険な高レベル放射性廃液を放置してきたことは看過できない。この再処理施設は本格操業がなされないままにすでに老朽化し腐食が進行している。しかも長年にわたりメンテナンス・点検・管理がおこなわれず最近では2017年に原子力規制委員会から保安規定違反を認定されている。それにも関わらずその後も多数の機器の長年にわたる未点検や杜撰な管理が発覚し保安規定違反を繰り返している。こうした経緯からみて、日本原燃においては使用済み核燃料の再処理を行う技術的能力が欠落していると判断するのが妥当といえる。審査書案はこうした状況にもかかわらず日本原燃が申請書通りに事業を行うことを前提にして事業の遂行・事故対処ができる技術的能力があると判断している。この前提と判断は日本原燃のこれまでの事業実績からみてあまりにも危険であると言わざるを得ない。とくに審査書案第4章では「重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」として「臨界事故への対策」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策」、「放射線分解により発生する水素による爆発への対策」、「有機溶媒等による火災又は爆発への対策」、「使用済み燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済み燃料の著しい損傷への対策」について取り上げて審査している。こうした重大事故が発生しその収束に失敗した場合は取り返しのつかない大惨事に至ることは想像に難くない。しかも日本原燃が申請書の内容を誠実に実施し重大事故の発生・拡大防止対策をおこない、事態を収束することに疑問を持たざるを得ない現実がある。審査書案においてはまずもってこれまでの四半世紀におよぶ経緯を率直に評価し、むしろ日本原燃が申請書どおりに事業を行わないことを前提とした審査を行うべきである。その結論は明らかであり、本審査書案の撤回である。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0610E039	<p>もんじゅが廃炉となり、核燃料サイクルの破綻は隠しようがないことです。あなた方に子供がいても、いなくても10万年以上にわたり地球を汚染することの重大さ、異常さに気づいてください。</p>
0610E040	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は排気塔から空に、放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなくひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。万が一でも大事故が起こった際には、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。事業申請書から試算すると元の使用済み燃料に比べて約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択に強く反対します。</p>
0610E041	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は排気塔から空に、放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が 1 年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった 1 日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなくひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。万が一でも大事故が起こった際には、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。事業申請書から試算すると元の使用済み燃料に比べて約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択に強く反対します。</p>
0610E042	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は排気塔から空に、放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなくひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。万が一でも大事故が起こった際には、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。事業申請書から試算すると元の使用済み燃料に比べて約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約200倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018年末時点で46.3トンを国内外に保有)。しかし、東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが不明なことは明らかです。さらには、MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択に強く反対します。</p>
0610E043	<p>日本は、余剰プルトニウムを持たないことを国際公約とし、六ヶ所再処理工場では必要以上の再処理はしないとしている。原子力爆弾の原料ともなるプルトニウム所有は、核兵器廃絶の視点からも国際的非難を浴びている。現在所有する約46トンのプルトニウム利用計画もたたない中では、再処理工場の稼働は見込めない。電力自由化が進む中、生産コストの高いMOX燃料では商業的に成り立たない。現時点での再処理工場の総事業費は13兆9,400億円と見積られている。完工時期が延び、今後も続くトラブル、事業環境の変化を考慮すると、さらに費用が膨れ上がることは確実だ。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられることは明らかで、許す事はできない。六ヶ所再処理工場建設の中止を求める。</p>
0610E044	<p>・航空機落下確率について、判断基準は、「10-7回/年を超えないこと」としているが、なぜ10-7回/年なのか。審査した者に聞かすが、なぜ10-7回/年でよいと思ったのか説明して下さい。 ・併せて、審査ガイドを作成した者に聞かすが、審査ガイドで「10-7回/年を超えないこと」と記</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>載されているらしいが、それは、何に基づいているのか。参考とした論文の出典を明らかにしてください。さらにその論文の概要をわかりやすく説明するとともにその論文は信頼できる論文なのか説明してください。・日本以外の国から離陸した飛行機が、日本の上空を飛び越えて、離陸した国とは異なる日本以外の国の空港に着陸する航空便はいっぱいあるが、航空機落下確率を計算する際は、その飛行機は考慮しているのか。考慮していない場合その理由を説明すること。</p>
0610E045	<p>審査書(案)第 301 頁の審査結果について、次のとおり意見を申し述べます。(1)再処理技術の未確立 使用済み核燃料の再処理技術は原子力発電技術以上に未熟で危険な技術です。海外での再処理工場でも繰り返し事故が起きています。再処理工場では、放射線分解等で発生する水素ガス等の可燃物質がいたるところに存在し、化学反応や崩壊熱による高温等の条件により、火災や爆発事故が多発する危険性があります。また、ウランやプルトニウムによる臨界となり、冷却機能が停止すれば崩壊熱により一部の放射性物質は揮発する危険性もあり、硝酸等による配管の腐食と放射性溶液の漏洩の危険性もあります。さらに、再処理工場は、運転するだけでも、普通の前立山と比較して桁違いに多い放射性物質を環境に放出します。再処理工場で作られる高レベル放射性廃棄物の最終処分の見通しはありません。このように、再処理工場には、事故や環境汚染等の、他の化学工場と比較にならない異質な危険性が存在しています。重大事故の発生を防止し得る技術は前立山以上に未確立と考えざるを得ません。(2)事業者の信頼性と立地問題 日本原燃の六ヶ所再処理工場は竣工が24回も延期されています。何れも設計ミスや施工ミス、試験でのトラブル(事故)です。また、貴規制委員会の審査で、施設の管理不備による審査の中断に加え、申請書の不備が繰り返し指摘されています。また着工(1993年)から既に四半世紀以上も経過しており、施設の老朽化が懸念されます。施設の基準地震動はひき上がられています。高レベル放射性物質で汚染された配管等の耐震補強ができるのでしょうか。さらに、工場が立地する周辺には米軍と航空自衛隊が利用する三沢基地があります。航空機の墜落の危険性もつきまといます。工場の敷地には、過去に活火山「十和田」の噴火による火砕流が到達したとされています。火山モニタリングに有意な変化があった場合、敷地内に保管されている使用済み核燃料はどうするのでしょうか。行き場があるのでしょうか。上記のとおり、信頼性が欠如する事業者に危険性の高い施設を維持管理(運転)する能力があるとは考えられず、また立地問題を解決する能力があるとも考えられません。(3)不要なプルトニウムの保有 再処理工場の稼働により取り出されたプルトニウムはどうするのでしょうか。既に日本は国内外に46トン(6000個に近い原爆が製造可能な量)ものプルトニウムが保管されています。プルトニウム利用の要である高速増殖炉の開発は見通しがありません。プルサーマルによる MOX 燃料としての現状での使用量は年間2トン程度と考えざるを得ません。保有量の使用のみでも無くなるまで20年以上も必要となります。またプルサーマルは、安全性や使用済み MOX 燃料の処理等の問題により将来的な展望は見出せません。さらに、六ヶ所再処理工場の建設費は当初計画の4倍、約3兆円近くに達しようとしています。このまま事業を続ければさらに費用が膨らみ事業遂行の経理的基礎を危うくするとともに、不要なプルトニウムを増やし、世界から不信感(原爆開発の疑念)を持たれるだけです。(4)結論 上記の理由から、再処理事業の継続は、「平和の目的以外に利用されるおそれ」を増し、再処理事業者には「重大事故」の「発生及び拡大の防止に必要な</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力がある」とは認められず、「その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎がある」とも認められません。よって、日本原燃株式会社が行った申請は、原子炉等規制法第44条の2第1項第1号乃至第3号に適合していないので、当該申請を却下していただきたくお願いする次第であります。</p>
0610E046	<p>●再処理技術 六ヶ所再処理工場設置の事業は、1993年に着工され、それから27年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。事故やトラブルの原因が日本原燃の管理能力の欠如にあることは明らかであり、事業者の技術的能力が未熟である証左である。・もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は既に破綻している。再処理はこれ以上進めるべきではない</p> <p>●再処理工場の立地・十和田カルデラの巨大噴火による火砕流が敷地内まで届いた可能性があることから立地不適とすべきである。・六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層について、審査は原燃による一方的な説明だけ、専門家による検討を行うべきである。●臨界事故・地震動により配管や容器が破損して溶液が流出し漏えい液受け皿に制限値を超え大量に溜まると臨界事故が生じるおそれがある。・故意による大型航空機衝突への対応は事実上不可能である。・前触れもなく突如発生するので、事前の予測や対応が出来ない。指揮命令系統にも大きな混乱を引き起こす。積載ジェット燃料の炎上による大火災・広範囲にわたる建屋群の同時損壊と電源、制御、計測、配管、機器といったプラントの運転に必要な各種設備の同時被災、そして冷却、遮断、排気といった各種単位操作の同時困難・大規模損傷緩和作業を実行する運転員、保守要員、マネジメント要員の負傷、死亡人的制御を喪い(臨界事故、高レベル濃縮液蒸発、水素爆発等々)による破局的事象に進展する。 ●放射性廃棄物。投棄・プルスーマルは制御が難しい上に、発熱量が高いやっかいな使用済MOX廃棄物を生む出し、再処理もできない。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。・平常時に施設操業により海洋に放出されるトリチウムの年間当たりの量は産業施設として比類のない膨大な量である。海洋を膨大な量の放射性廃液のゴミ捨て場とすることは、地球環境保全が重視される今日もはや倫理的に許されるものではない。放射線障害を与えるリスクを高めるトリチウムを海洋放出する施設の事業許可申請は不認可とすべきである。 ●経済性・再処理で作られたMOX核燃料は天然ウランより高価で、不経済である。・MOX燃料を燃やせる原発が殆ど稼働できない状態にあり、MOX燃料の需要は無い。・MOX燃料の核分裂制御は難しく、稼働時に出てくる放射性廃棄物の処分方法は未完である。放射性廃棄物をこれ以上増やさないために、原発の停止および再処理を停止すべきである。・再処理費用の原元は電気料金であり、国民が負担している。無駄なお金をこれ以上、再処理につぎ込むべきではない。 ●防災対策・高レベル廃液タンクで火災・爆発事故など重大事故が発生すれば、その被害は発電用原子炉の比ではない。防災指針において、原子力災害対策重点区域が、発電用原子炉に比べても狭く、軽い扱いになっているのはおかしい</p>
0610E047	<p>第1章「はじめに」、第2章「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」についての意見です。2「再処理事業を的確に遂行するための技術能力」について再処理施設がもつ、とてつもない危険性についての考慮が全く足りないと思います。ものすごく危険な事業であるという</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>緊張感と責任感はあるのでしょうか。日本原燃は、非常に杜撰であり、再処理施設を運営する能力と適格性に欠けています。六ヶ所再処理工場は2006～2007年のアクティブ試験の失敗以降、多くの事故、トラブル、不手際を起こし、規制委員会からも度々勧告、叱責、注意等を受けています。2016年6月30日には、規制庁、原燃の審査書に対し「全く信頼できない」と叱責されています。私は、福島県民として、福島原発事故を経験しました。東京電力は、数々のトラブルや事故を隠蔽し、「絶対に事故は起こさない」と喧伝し続け、取り返しのつかない原発事故を起こしました。原発が稼働しなくても電気は足りています。発電するための様々な方法がすでにあります。再処理の技術は未完成であり、運営する能力と的確性に欠ける事業者に、大切な地球環境と命を左右されたくありません。また、平常時に施設操業により海洋に放出されるトリチウムの年間当たりの量は産業施設として比類のない膨大な量になるとのこと。海洋を膨大な量の放射性廃液のゴミ捨て場にするのは、絶対に許されません。これ以上、海を汚染しないでください。平常時でも、操業のために、膨大な量のトリチウムを海に放出せざるをえないのであれば、そのような施設の事業許可申請は認めるべきではありません。施設の操業にともなう被ばくを強いられたくありません。この数十年間、こんな施設のために莫大な金が投入されてきました。もう、再処理事業はやめてください。</p>
0610E048	<p>核燃再処理をまだ進めるのですか？技術的に失敗続きだけでなく、高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まっていななかで、膨大な経費をかけて再処理を進めることは反対です。申請者は技術を超えた倫理問題をどう考えているのでしょうかね。</p>
0610E049	<p>なんといっても、稼働により、毎日膨大な量の放射能を放出することになり、日々の人々の暮らしに対して、空気、海洋、水産物を初め様々な面から悪影響をひきおします。無害化する技術もないのに、新たな核のゴミを増やすことは認められません。天災を初め、不測の事態が起きたときの危険性について福島の事故からいったい何を学んだのか。今よく言われている「持続可能な」社会の構築、エネルギー作りと相反することです。余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。莫大な費用をかけて重大な危険性をはらんだことを進めるべきことではありません。</p>
0610E050	<p>1. 審査書案の概要 31 頁：重大事故2. 「冷却機能の喪失による蒸発乾固」とあり蒸発乾固の定義が下に※「高レベル廃液などの冷却機能が喪失した場合に、高レベル廃液などの沸騰により溶液中の水分が蒸発し、やがて水分がなくなり、最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう」とある。高レベル廃液の自己崩壊熱は蒸発乾固しても発生が止まることがない、蒸発乾固後溶融、揮発しさらに硝酸塩爆発などによるウラルの核惨事が現実に起こっている。しかし、放射能放出がわずかのレベルである蒸発乾固であたかも、事故が収束するかのような評価をしていることは、安易な想定と言わざるをえない、想定を超えて起こった福島原発事故の教訓に学ぼうとしない審査である。最悪の事態を想定し、環境汚染のシミュレーションを行い情報公開し人々の判断を基に進めることが求められている。このような問題点に直面せず不都合な審査をせず済ますことは第二の福島原発事故への道であり決して容認できない。2. 第89回適合性審査会合資料2-2の38頁：高レベル廃液貯槽120m³と不溶解残渣廃液貯槽70m³の廃液にプルトニウム239が前者約20兆ベクレル：8.8kg、後者に33.5兆ベクレル：14.</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>6kgが含まれることがわかる。この量はPu239金属の臨界量5.6kgを超えている。この核分裂性プルトニウムの存在について安全審査が行われたのか。議事録を見てもそのような臨界安全審査が行われた記録がない。このような非常に不安定な廃液にさらに核分裂性プルトニウムが上乘せられそれが審査されないまま済ますことは許されない。国民の不安に答え、審査を行うべきであろう。審査終了はありえない。3. 第15回原子力災害事前対策等に関する検討チーム会合平成28年11月25日資料2-1の17頁:再処理施設におけるハザード評価によると外的事象を要因として発生が想定される事故の放出量にPu5.1兆ベクレル(約8.8g)とあった。これは一般人の年摂取限度(吸入摂取)の158億人分になると計算される。このような大きなリスクを持つものを環境へ放出することを国が認めていいのか。このような企業は操業させるわけにいかないのではないか。人々の健康を第一に考える審査をするべきである。再度審査をやり直すべきです。</p>
0611E001	<p>日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業変更許可申請書を原子力規制委員会が審査をしたことに対して、意見を申し述べます。再処理事業はすでに破たんしており、お金と年月を消費し、これにまだ固執していることに対しては、なんの意見も出さずに、いかにも科学的・技術的に判断をしたかのように、それらしいことを審査書に書かれることは無責任極まりないと思います。再処理によりこれ以上プルトニウムを作り出してどうするつもりでしょうか。活断層の問題などを取り上げなくても、再処理工場は無用の長物であることは、明らかです。</p>
0611E002	<p>再処理工場は、全国の原発から使用済み燃料を集め、燃料棒を刻んで被覆管の中に閉じ込められていた核分裂生成物、放射性の気体や高レベルの放射性廃液を取り出します。そのため再処理の過程で環境をひどく汚染する恐れがあります。また、フル稼働すれば、年7トンのプルトニウムが生じます。しかし、すでにもんじゅは廃炉が決まり、「核燃料サイクル」は破綻しています。不要なプルトニウムをこれ以上保有することは、国際的にも厳しい目が注がれる中、百害あって一利なしです。再処理工場を稼働させることに絶対反対します。</p>
0611E003	<p>再処理工場の存在意義は何でしょうか？私には、税金を原子力関係者に回すために存在しているようにしか見えません。一納税者として、プルトニウムを抽出するために巨額の税金を費やす必要性を、説明してもらいたいです。</p>
0611E004	<p>プルサーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな使用済MOX燃料を生む出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない</p>
0611E005	<p>始めに六ヶ所再処理工場は核燃料サイクル事業が現状行き詰まりと言って良い状況にあるにも関わらず、廃炉へ踏み切らずにきました。しかし2016年に高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決定し、廃炉作業が着手され、これにより増殖炉の燃料とされてきた回収ウラン、劣化ウランに実質行き場は無くなりました。「もんじゅ」での燃料使用がない以上増え続ける核のごみの処分に迫られます。2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能を含む汚染水、除染により出た汚染土など、未だ行先の決まらない「核のごみ」も増え続けているのが現状です。環境と私たちの生活を脅かす放射能を含む様々な物質を低減させ、一刻も早い被害地域、生活の復興を優先すべきです。その中で再処理工場の稼働には反対です。再処理工場の必要性の見直しという根本的な問題に対し、議論が行われたかどうか疑問です。行うべきは原子力の推進で</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>はなく東京電力福島第一原子力発電所の事故により生活の基盤を奪われた地域の一日も早い復興です。殊に漁業関係者は福島のみならず東北を中心とし全国的に苦しい状況に置かれています。海外では依然として日本国内の特定地域から魚介類の輸入を禁じるなど、復興を進めたくとも買い手がおらず事故前の漁獲高を維持する手立てがない生産者もいます。これ以上の風評被害並びに実害を避け、廃炉事業の推進を行なうべきです。1) 基準地震動 活断層 P27～46 六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層についての知見について、審査は原燃による一方的な説明だけ、現地調査も知見との関係が不明な状況で終え、結果的に何も考慮されなかった。論文で指摘した本人を含め、肯定的意見と否定的意見を交えた多様な視点を持つ専門家らによる検討を行うべき。2) 火山審査書案 P78～90 青森県内の 3 か所が「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定されている。特に八甲田山と十和田は、平成 26 年の御嶽山の噴火災害以降、近年の火山活動に異常現象が見られるとして観測対象として追加されている。噴火災害に関しては、現在の科学技術での観測を以てしてもその予兆を捉える事は難しく、噴火そのものへの対処方法はない。再処理施設が特段の安全性が要求されるのは当然のことであり、巨大噴火のリスクを容認する社会通念はなく、巨大噴火レベルについては裁判所も認めていない。十和田カルデラの巨大噴火による火砕流が敷地内まで届いた可能性があることから立地不適とすべき。3) 日常的放射能汚染審査書案 P10～11、P350～355『基準規則第 21 条再処理施設には、運転時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できるよう、再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設を設けなければならない。』上記に対し、案にある排気筒や放出口は線量を十分に低減できる施設とはいえない。クリプトンやトリチウムの放射能を低減せずにそのまま放出するのは、第 21 条に違反するのではないか。トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度を設定すべきである。審査書案の記載本再処理施設周辺の公衆が受ける実効線量の評価結果は、線量目標値の年間 50μSv を下回ることを確認した。(P130 他)とあるが、気象指針ではなくアクティブ試験で得られた実際の観測値に基づいて再評価すべきではないか。その場合、線量目標値の年間 50μSv を超えるのではないか。4) 敷地境界、周辺監視区域等の変更 P130 これまでの気象条件資料を刷新したことが記載されているが、1 年間だけのデータでは資料として不足である。特に 2018～2019 年にかけての台風、豪雨災害はそれまでとは比較にならない被害をもたらしている。より近接のデータを使用するべきである。5) 高レベル廃液の危険性審査書案ならびに原子力災害対策指針等についてP137～.P153～184.P257～等複数ページ高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣貯槽に含まれるプルトニウムが臨界を超える可能性について審査において考慮されていない。また高レベル廃液が環境中に放出される前提で事故評価を行うべきである。高レベル廃液タンクで火災、爆発事故など重大事故が発生すれば、その被害は発電用原子炉の比ではない。防災指針において、原子力災害対策重点区域が、発電用原子炉に比べても狭く、軽い扱いになっているのはおかしい。更田委員長も、東海再処理工場にある高レベル廃液タンクが特段に危険であるとし、ガラス固化を急ぐよう繰り返し指摘するが、技術的に困難を抱えガラス固化が進まない状況にある。六ヶ所再処理施設についても状況は変わらない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0611E006	<p>・高レベル廃液の危険性を認識しながら、より良い保管方法を取っていない。ガラス固化技術が実現困難ならば、拘泥せずに目の前にある危険を避ける別の方策を取ってほしい。・その場合、地震・火山噴火・航空機テロなどさまざまな可能性を考慮した対応が必須である。・また、大気中、海洋中への日常的な放射能放出は、許容できるレベルを超えている。・もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は既に破綻している。さらに原発の再稼働もなくなる方向で、再処理事業は不要となり、無駄以外の何物でもない。これ以上進めるべきではない。</p>
0611E007	<p>意見の対象となる案件 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案) 意見/理由 <該当箇所> 301 頁 行目 <内容>再処理計画の要であった高速増殖炉「もんじゅ」が、度重なるトラブルで 2016 年に廃炉になった。そこで政府と電力会社は、再処理したウランとプルトニウムを混ぜて加工した混合酸化物(MOX)燃料を既存の原発で使う「プルサーマル発電」を目指すようになった。東電福島第一原発事故前は全国原発 16～18 基で、既に英仏に委託して再処理を終えたプルトニウム約 45 トンを含め、年間 5.5～6.5 トンのプルトニウムを利用する計画だった。しかし、現在プルサーマルに対応できる原発は、高浜 3、4 号機など 4 基しかなく、消費するプルトニウムは年 1～2 トン程度と限られている。六ヶ所村の工場が稼働すれば年間最大 800 トン再処理し、約 8 トンのプルトニウムを生み出す。海外からは核兵器への転用の懸念のあるプルトニウムの保有に強い警戒が寄せられている。再処理で発生する高レベル放射性廃棄物の処分先や、使い終わった MOX 燃料をどうするのかの見通しもない。再処理工場が稼働すれば、行き場のない核のごみがたまり、六ヶ所村が事実上の最終処分場になりかねない。消費者が支払う電気代を元に総事業費 14 兆円を投じる政策の破綻を認めてエネルギー政策を今見直さなければ、将来世代に大きな負担だけを押しつけることになる。こうしたことが予想されるため、稼働させないことが重要である。稼働させないのであるならば、新規規制適合性を認める必要がない。</p>
0611E008	<p>稼働すれば 6 年間もめ続けている福一から出続けているトリチウム汚染水の 10 倍が毎年放出されると聞きます。あの辺りはマグロですね、私は魚が好きなのでやめてくれませんか？核燃料サイクルなんて英米仏がやめてますよね。核燃料サイクルの全ての施設を作ったら 30 兆円以上かかりますよね。出来なかったらお金返してもらえるのですか？そもそもいつまでに出来なかったら中止すると決めてなかったら、永遠に電気料金などから徴収できますよね？詐欺やってみませんか？米からやれって言われてますか？自分らの金もうけですか？科学的・技術的に言って、やめてもらえます。</p>
0611E009	<p>審査書案全体に対して・もんじゅの廃炉が決まり、プルトニウムを利用する核燃料サイクル政策は既に破綻している。・プルトニウムを消費する唯一の方法はプルサーマルだが、その使用済燃料は、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな代物である。(原発が廃炉になった後も、再処理工場が閉鎖になった後も保管し続けなければならない。)これ以上プルトニウムをつくるべきではない。よって、プルトニウムを生み出す再処理は、これ以上進めるべきではない。</p>
0611E010	<p>2011 年の福島原発事故被害者として、また国民の一人として「適合」とする審査への疑問を申し上げます。1、核燃料再処理工場は、危険すぎる。原発のような圧量容器や格納容器も無く、むき出しの核燃料を切断し硝酸で溶かすような核化学工場において、敷地に襲来する可能性が排</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>除できない地震、津波、火山噴火などによって電源喪失が起きたら過酷事故は必至であり、もはや人が復旧作業を行うことなど出来ない。福島原発事故を考えれば、更に甚大な被害が周辺に及ぶことは容易に考えられる。すでに存在する高レベル廃液の危険性を考えると、再処理工場を稼働させることは周辺住民をはじめ多くの国民を危険に晒すことになる。事故時の避難計画も不十分であるし、現実性がない。危険な再処理を稼働させることをするべきではない。2、核燃料再処理工場が稼働した場合、日常的に大気や海洋に年間 9700 兆ベクレルのトリチウムはじめセシウム、ヨウ素、プルトニウムが排出濃度基準を設けずに放出される。それらの放射性物質は周辺の人間を含めた生き物たちに大量被ばくをさせ、将来にわたり健康への影響を与えることになる。生命や健康への脅威、環境汚染や観点からも許されないことである。3、1993 年に着工した本工場は、2008 年アクティブ試験中に、天井のれんがが落ちる、白金族元素が詰まり、それを攪拌するための棒が曲がってしまうなどし、ガラス固化が出来ないまま今に至っている。長年にわたって工場の完成が延期され、莫大な費用が投入されている。現在の段階で、再処理の技術は無理かと思われる。そのような段階で審査が通るのは疑問でならない。4、工場が稼働してプルトニウムが取り出されても、もんじゅの失敗により核燃サイクルはすでに破綻している。プルサーマル運転をしたところで MOX 燃料の再処理は出来ない。現在の日本の原発稼働状況から見て、再処理目標値の核燃料が確保できるとも考えられない。経理的基盤に関しても、電力会社からの前払的ないん出に頼るしかなく、採算が取れる見込みはないと思われる。これ以上の損失が増える前に、一刻も早く撤退するべきと考える。以上の観点から、「不適合」と考える。</p>
0611E011	<p>これまでに示されてきた日本全国の発電用原子炉の審査書の単語を「再処理」に置き換えただけで、文章も中身も殆ど変わらない。可燃物を扱うことや、放射性物質保有量の大きさや、想定重大事故とその対策が原子炉の場合と大きく異なるのに極めて杜撰な審査で再処理施設特有の事項を無視しています。再処理施設特有の事項を考慮して再審査しなおすべきです。</p>
0611E012	<p>2011年3月11日発生した、福島第一原発事故は日本中に大きな衝撃をあたえ、その恐怖は未だに忘れることはできない。そんな中で原子力規制委員会は「日本原料株式会社再処理事業所における再処理の変更許可申請書に関する審査書(案)」について、科学的・技術的意見を募集するとした。つまり、知識のない者の意見は聞き入れないということでしょうか。しかし現在、日本で生活する多くの国民は核燃料について詳しい知識を有している者は少ない。だが、多くの国民は核燃料に対し、恐怖と不安を抱えている。そういった声を無視することは絶対にあってはならない。今回の事業には多くの税金も投入がされることなども含め、多くの声をしっかり聴く必要があることは言うまでもありません。とにかく、今回の事業を拙速に強行することに強く反対します。</p>
0611E013	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>5730年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行なわなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。以上</p>
0611E014	<p>今なぜ、六ヶ所村再処理工場を動かす必要があるのか。いくら資料を読んでも、意見を聞いても、納得できません。経済的にも今の日本に再処理に手を出す余裕はありません。ガラパゴス化</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>しているこの国のエネルギー政策を今こそ改める必要があるでしょう。賢いお役人の方々はそんなことは百も承知なのでしょう。青森県にお金を出して、使用済み核燃料の搬出まであづかってもらって、原発敷地内で管理する方法を考えましょう。よろしく願います。</p>
0611E015	<p>「日本原燃六ヶ所再処理工場」について、原子力規制委員会は去る5月13日新規基準に適合として審査書案を了承することを表明しましたが、これを認めない反対する意見を述べます。この六ヶ所再処理工場の事業施設は、1993年着工以来今日まで27年もの間、トラブル続きで24回の竣工時期を延期してきた上に、アクティブ試験という試運転段階でつまづき満足な完了できなかったにもかかわらず、日本原燃は2013年にこの試運転が無事終了したと報告しています。しかし、その後も満足な試験データや完全な報告書を公表できない状態が続いています。高レベル放射性廃液などをガラス固化する工程での白金族の沈降・堆積によって詰まらせてしまい抜き差しならない状態になったこと、耐火レンガの落下事故などを起こしたことの顛末等々、その原因は？二度と起こさない万全な処置がどのようにできたのか？解明されてないまま放置され報告不十分です。高レベル放射性廃液を収めるガラス固化を完璧に実施できること、この点だけをとって、これから先に進むことはできない状態に、私は審査書案を了承することはできません。</p>
0611E016	<p>再処理工場の稼働には反対です。。再処理工場は、プルトニウムとウランを回収する施設です。人が近づけないような高レベルの放射性廃液を出します。フル稼働すれば、年7トンのプルトニウムが生じます。しかし、すでに「もんじゅ」は廃炉が決まり、「核燃料サイクル」は破綻しています。国際的にも日本のプルトニウム保有に厳しい目が注がれる中、百害あって一利なしの再処理工場です。原発を止めるのが早ければ早いほど、そして再処理をしなればしないほど、未来へのコストは安く済むとでしょう。</p>
0611E017	<p>六ヶ所再処理工場は、着工から30年を経ても運転開始ができない欠陥施設である。アクティブ試験の大失敗は、この施設が全く実用に適さないことを証明した。また、次々と事故や故障を起こし、その検証さえもできず、運用体制に問題が多すぎる。数十年前のすでに技術的に古くなった設計思想に基づき建設され、年月を経て劣化している施設は稼働すべきではない。また、核燃料サイクルが破綻している今、再処理の意味は失われている。ガラス固化自体が無理であるが、核廃棄物を不用意に変化させることは、放射能汚染の拡大拡散につながるの、これも行うべきではない。</p>
0611E018	<p>募集について:6年4ヶ月かけて審査してきた膨大な内容についてわずか1ヶ月のパブコメ期間とすることは、パブコメ実施の趣旨(広く国民の意見を求める)に反するのではないか。六ヶ所再処理工場に貯蔵する放射能は莫大であり、一旦事故があると福島原発を超える大惨事になる施設であり生活に大きく係る工場です。それなりのゆとりを持たせ人々の意見を集約するべきだと思います。また、募集要項に、5月13日の原子力規制委員会へ提出されたわかりやすい「審査書の概要」を掲載しなかったのはなぜですか、わかりにくい審査書案だけを資料として掲示するのは不親切極まりない募集方法です。審査書の概要を掲載して、パブコメ期間を延期することを求めます。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0611E019	<p>地震について 審査書案 P27～46 海洋プレート内地震 検討用地震の選定 二重深発地震 上面の地震の想定について地震規模として、同一テクトニクス内と考えられる東北地方で発生したプレート上面の海洋プレート内地震のうち、最大規模の地震である 2011 年 4 月 7 日宮城県沖の地震の Mj7.2 を用いている。短周期レベルについて原燃は、2011 年 4 月 7 日宮城県沖の地震についての推定値のうち、原田・釜江(2011)について検討している。ところが、検討用地震として採用したのは、原田・釜江(2011)による推定値よりも過小な地震調査委員会による経験式を用いた値である。地震調査委員会は、海洋プレート内地震については、壇ほか(2001)による経験式を4倍にスケールアップした笹谷(2006)による経験式を用いるよう求めているが、実際の地震の推定値がえられている場合はそれを参照にするようにともある。2011 年 4 月 7 日宮城県沖の地震については推定値がえられており、これが地震調査委員会による経験式を用いた値よりも大きい値であることから、保守的な検討を行う観点からも、経験式ではなく、実際の地震の観測値からの推定値を用いるべきである。2011 年 4 月 7 日宮城県沖の地震について短周期レベルの推定値については、原田・釜江(2011)の他に、佐藤(2012)によるもの、佐藤(2013)によるものがある。いずれも原燃が提出した審査時の資料の中に引用がある文献だが、原燃が採用した地震調査委員会による経験式を用いた値を1とすると、原田・釜江(2011)による推定値が約 1.5 倍、佐藤(2012)が約2倍、佐藤(2013)が約 2.7 倍となっている。保守的な検討を行う観点から、この場合、佐藤(2013)による推定値を採用すべきである。また、原燃は、原田・釜江(2011)による推定値が、検討用地震動として採用した地震調査委員会による経験式を用いた値の約 1.5 倍であり、これが、短周期レベルの不確かさの考慮として採用した倍率に一致することから、地震調査委員会による経験式を用いた値を採用することを正当化しているようだが、原田・釜江(2011)による推定値は、実際に同じテクトニクスで発生した地震の観測値に基づく推定値であり、ばらつきや不確かさの考慮はされていない。この場合、検討用地震動の短周期レベルとして、実際に発生した 2011 年 4 月 7 日宮城県沖の地震の推定値として佐藤(2013)の推定値(原燃が採用した値の約 2.7 倍)を採用し、さらにばらつきや不確かさを考慮すべきである(原燃が採用した値の約4倍となる)。以上に基づき、基準地震動の策定をやり直すべきであり、審査書案の結論は認められない。地震について 審査書案 P27～46 六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層についての渡辺(2016)及び渡辺(2008)等による知見について、審査は原燃による一方的な説明だけ、現地調査も知見との関係が不明な状況で終え、結果的に何も考慮されなかった。論文で指摘した本人を含め、専門家による検討を行うべきである。火山について 審査書案 P78～90 再処理施設が特段の安全性が要求されるのは当然のことであり、巨大噴火のリスクを容認する社会通念はなく、破局的噴火についてリスクを容認する社会通念を認める判例はあるが、巨大噴火までは認めていない。十和田カルデラの巨大噴火による火砕流が敷地内まで届いた可能性があり、再処理施設の運用期間中にそのような噴火が生じる可能性が十分大きいことを文字通りの意味で示すことができない以上、立地不適とすべきである。火山灰評価について、判例に従っても、十和田カルデラ及び八甲田山で発生した巨大噴火を除外する理由はない。再評価すべきである。火山灰の設計層厚を 55 センチとしているが、この場合、ディーゼル発電機のフィルタ交換が間に合うのか検証されていない。これは保安規定変更認可申請ではなく、当該審査</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>において審査を行い、審査書案にもその結果を記載すべきである。電源復旧が7日間で間に合わない場合はどうするのか。フィルタ交換や除灰の作業環境についても検証が必要である。よって現状で審査書案の結論は認められない。</p>
0611E020	<p>P301 審査結果で、規制委員会は適合と判断されているが、各地の原発で再稼働反対の住民運動が起こり、この事業はすでに破綻している。また、テロやミサイル攻撃対しての備えなどできるはずはなく、もし起きれば、周辺住民に多大な放射能被害をもたらすことは明らかである。規制委員会が「適合」と結論を出すのは、政権への「忖度」以外何者でもない。</p>
0611E021	<p>日常的放射能汚染について 審査書案 P11・12 P150～156 排気筒や放出口は線量を十分に低減できる施設とはいえない。クリプトンやトリチウムの放射能を低減せずにそのまま放出するのは、第 21 条に違反する。トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度を設定しない理由が不明である。敷地境界での公衆の線量限度及び線量目標値を達成するためにも、濃度限度を設定すべきである。トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度を設定すべき気象指針ではなくアクティブ試験で得られた実際の観測値に基づいて再評価すべきである。その場合、線量目標値の年間 50 μSv を超えるおそれがあることから、現状で審査書案の結論を認めることはできない。原子力防災について再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、当該再処理施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとされている。発電用原子炉で設定されるPAZはなく、UPZも概ね半径30kmを目安とする発電用原子炉と比べても対象範囲が狭い高レベル廃液タンクで火災・爆発事故など重大事故が発生すれば、その被害は発電用原子炉の比ではない。防災指針において、原子力災害対策重点区域が、発電用原子炉に比べても狭く、軽い扱いになっているのはおかしい更田委員長も、東海再処理工場にある高レベル廃液タンクが特段に危険であるとし、ガラス固化を急ぐよう繰り返し指摘するが、技術的に困難を抱え、ガラス固化が進まない状況にある。六ヶ所再処理施設についても状況は変わらない</p>
0611E022	<p>核燃サイクルに反対です。再処理工場の稼働に反対します。</p>
0611E023	<p>六ヶ所再処理工場の再処理事業を的確に遂行するための技術的能力について事業遂行に必要な申請者の技術的能力が不十分であることが、これまでの事業実績から明らかであるにも関わらず、それを見過ごしている審査案は不適切だ。この事項に関する厳正な審査を求める。理由：六ヶ所再処理工場設置の事業は、1992年に事業指定が認められ、1993年に着工された。それから27年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、未完成のままである。国による設置許可あるいは事業指定が認められた原子力施設及び一般産業施設で、このように長期間にわたって完成しない例はないであろう。このことは、事業者の技術的能力が不十分である証左である。これまでの事業指定申請及びその変更申請の審査においても毎回、技術的能力は審査され、そのたびに規制当局は、技術的能力が事業を適格に遂行する上で適切であると認めてきた。設置事業が27年という長期間を経ても未完成である事実は、事業者の技術的能力を適切とする規制当局の判断に過誤があったことの結果である。今般の審査書案において、この点に関する審査機関としての自己反省はなく、事業者説明をただ受け入れている感がある。設計・施行・検査・試験・保全・品質保証など事業遂行に必要なすべての技</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	術的能力に関し、従来の姿勢を変え、これまでの事業の長期未完成の実態を踏まえた厳格な検証を行う審査を求める。
0611E024	貴委員会は「日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請書」の合格案を認めました。核燃料サイクルは今や世界でも全く通用しない空論です。今やもんじゅも廃炉となり、核燃料サイクルの実現の見込みは全くありません。六ヶ所村再処理の当初予算の何倍もつぎ込んで完成されていません。今日本が持つ46トンものプルトニウムでもどのように消費するのですか？もし、稼働されたら年間8トンものプルトニウムが増えていくことになります。さらに工場から出される高濃度放射性廃棄物をどのように処理するのですか？一旦事故や自然災害が起これば福島原発事故の比ではない壊滅的な大災害が予測されます。もはや実現不可能な核燃料サイクルに膨大なお金をつぎ込み、日本有合格させないでください。
0611E025	本施設は大量のトリチウムを海洋放出する設計であり、原子力規制庁の資料では年間放出量の管理目標が9.7PBqであり、これは現在福島第一原発の汚染水タンク内のトリチウム見積り量の10倍近い量です。本施設のトリチウム排出規制値は国内の一般研究機関や大学等での規制値と比べて桁違いの大きい値であり、基準値のダブルスタンダードは非常に問題です。福島第一原発の汚染水タンク内のトリチウム放出についても現在、様々な議論が行われていますが、本審査書にはトリチウムに関してはモニタリングを行う程度の記載しかなく、現状の処理技術なども含めて明らかに記載不足であると思います。現在、福島第一原発の汚染水タンク内のトリチウム放出についてのパブリックコメントも行われており、そこでの議論や解析結果の提示などを参考にして、より踏み込んだ記載および検討を行うべきです。本施設では大量の高レベル廃液なども扱われるため、災害時や施設の老朽化や破損などでそれらの混入の可能性がないかについても、より丁寧な記載を行うべきです。
0611E026	何年かかっても安全ということにはなりません。このような危険なものに固執してはいけません。地震があっても危険です。放射能の流出も心配です。再処理などできるわけがありません。このような危険なものは絶対にやめてください。
0611E027	本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。世間一般の常識から考えて、建設計画から27年も経って完成していない工場は、それだけでも科学的、技術的に完成も稼働も全く不可能である証拠です。その間の巨額の投資は、例えば稼働しても採算を見込むことは困難で、結局は国民につけが回ってきます。また2016年に高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決定し、核燃料サイクル事業そのものが成り立たなくなっているのは明らかです。つまり、六ヶ所再処理工場は、既に科学的、技術的、経営的に破綻しているのです。この理由から本審査書案を「適合」とする結論に反対します。
0611E028	プルトニウムを作らないでください。プルトニウムを燃やさないでください。作ってしまった廃液は固化して保管できる技術をつくってください。事故で汚染してしまった再処理施設は解体して安全に保管してください。使用済み核燃料は活断層・噴火のない場所で乾式貯蔵にして100年は保管できるようにしてください(緊急時に24時間以内に搬送できるようにもしてください)。
0611E029	本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。「原発安全神話」の中で起きた東電福島第一原発事故は、複数の原子炉がメルトダウンした世界で初めての核事故であり、巨

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>額が投資され、現在行われている廃炉作業も、当然ながら全て初めての作業です。10年が経とうとしている今、現場では熟練した作業員が減少する一方で、相変わらず危険な作業が行われており、安全面に余裕のある現場とは、決して言えません。この現状に加えて、六ヶ所再処理工場で核事故が発生した場合、誰が収束にあたるのでしょうか。その人材は確保されているのですか。収束のための費用は誰が担うのですか。ふたつの核事故を抱えた場合、この国は経済的に破綻します。酷い放射能汚染の中、国の使命である国民の財産と命を守ることはもとより、核事故収束に携わる労働者の被ばくも避けることは不可能になります。国としての体を為さない事態を引き起こす可能性のある六ヶ所再処理工場は稼働してはならないのです。よって本審査書案を適合とする結論に反対します。</p>
0611E030	<p>「新規制基準に適合」とする審査書案に反対する。貴委員会の審査業務すべてが、福島原発事故後「事故の再発を防ぎ、被曝の危険を避ける」ためという、委員会設置趣旨を逸脱している。従って、適合性の審査を担う資格を欠落させている貴委員会が審査書案の適否を判断することは法理として、不可能であり、許容されない。審査書案を提示することは無意味である。原燃再処理施設は核兵器の使用を超える「人類史上最悪の環境汚染と全生物の生存の危機」を齎す。その稼働を許す本審査書案に強く反対する。決して容認しない。「ご意見をうかがう」という、おためごかしで民意の無視は織り込み済みだろうが、なお、反対意思は提示しておく。</p>
0611E031	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。審査書案p143（4）個々の重大事故の発生の仮定 臨界事故の項目について 表4-1. 1-1本重大事故の特定結果には臨界事故が起こる可能性のある貯槽が表記されているが、高レベル廃液貯槽と不溶解残渣廃液貯槽が含まれていないのは、なぜですか。含まれていないため、最重要課題の臨界事故についての評価が為されていません。また、高レベル廃液が蒸発乾固後、自己崩壊熱で溶融し始めたとき、比重の大きいプルトニウムは他の核種よりも下部に沈み、集まって臨界に達する可能性があるのではないですか。この可能性がある限り、審査書を適合と見なすことはできないと思います。よって、本審査書案を「適合」とする結論に反対します。</p>
0611E032	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。審査書 4-1. 2. 1臨界事故への対策について。高レベル濃縮廃液貯槽2基と不溶解残渣2基は、当然、人間が入って建設するのですが、一旦高レベル廃液が入った後は、人間は立ち入ることは不可能になります。核事故が発生したときの対応として日本原燃は「1、発生防止—冷却系統への直接注水、2、拡大防止—貯槽内への直接注水、3、影響緩和—放射性物質の閉じ込め、除去」を遠隔操作で行うことを想定していますが、それは余りにも非現実的な想定です。どうしても人間が近づいて対応をせざるを得ない状況が生じます。地震や津波で暴走をした東電福島第一原発核事故で何が起きたかは誰もが知るところです。あの時、東電社員らは命懸けで、高線量の事故現場に近づくことを強いられました。しかしながら、「審査書4-1. 2. 1臨界事故への対策について」では、作業員への被ばく評価が欠落しており、福島第一原発事故の教訓が生かされていません。よって、本審査書案を「適合」とする結論に反対します。</p>
0611E033	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。万が一、六ヶ所再処理工場で核事故が発生し次々と危機的な事態が起きたとき、全ての事象に対応できる能力と技術と知見を</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>持っている人はいるのですか。全ての判断に責任を持ち、確実にどの事象も収めることができる人はいるのですか。審査書案を適合するのであれば、原子力規制委員会は日本原燃に対し、その総責任者がいるかどうかを明らかにすることを義務に課すべきです。そのような総責任者の確約が取れないままで、審査書案を適合と判断した末に、核事故が発生した場合、原子力規制委員会一人ひとりの責任は極めて重大です。原子力規制委員会の使命は「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」です。『確かな規制』を遂行し、『人と環境』を守るために、核事故と放射能汚染の危険性を孕む六ヶ所再処理工場の審査は適合としないでください。</p>
0611E034	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。JNFL 資料:3.冷却機能喪失後の事象進展 3.1 高レベル濃縮廃液について「高レベル廃液ガラス固化建屋・高レベル濃縮一時貯槽(25 立方メートル)の例」は臨界量を含んでいない一時貯槽を例に評価し審査をしていますが、なぜ、120 立方メートルと 5 倍近く量も多く、さらに危険度が高い高レベル廃液や不溶解残渣廃液の貯槽の評価が為されていないのですか。また 186 時間経って、水分が無くなった場合「乾固物の温度上昇に伴う貯槽損傷の可能性あり」と記載されていますが、その後、貯槽がどうなるのかの事象が記載されていないのはなぜですか。損傷が始まってからの想定は不可欠なのではありませんか。高レベル廃液や不溶解残渣廃液の貯槽の臨界や一時貯槽の損傷について明言しない原燃は、万が一の事故の時、責任を十分に果たせるとは思えません。よって、本審査書案を「適合」とする結論に反対します。</p>
0611E035	<p>「核燃料再処理工場(六ヶ所村)建設について」再処理技術が未確立で極めて危険性高く、必要性もない再処理工場建設は断念すべきです。破綻した核燃料サイクル計画。審査すること自体認められません。</p>
0611E036	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。2006 年 4 月から 2021 年 7 月まで、アクティブ試験は 15 回の延期を重ねています。つまり、再処理技術であるガラス固化が可能かどうか、まったく不透明です。それにもかかわらず、審査書を提出する原燃は無責任極まりなく、その審査を始める原子力規制委員会の責任も強く問われるところです。まずは、原燃がガラス固化試験を行い、公の場でその評価が行われてから、原子力規制委員会は審査を開始すべきです。取るべき手続きを踏まない原燃にストップをかけるのは、原子力規制委員会の責任です。同委員会の使命である『確かな規制』を遂行し、『人と環境』を守るために、本審査書案を適合としないでください。</p>
0611E037	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。六ヶ所再処理工場の運転が始まれば、最終処分場も決まっていない高レベル放射性廃棄物が増え続けます。その処分方法や処分場所、費用、放射性物質漏れが起きた時のリスクは、将来世代の非常に重い負担となっていきます。一体、誰が 10 万年もの間、この廃棄物の保管に責任が取れるのでしょうか。これ以上、高レベル放射性廃棄物を増やさないことは、今の時代に生きる大人のせめもての責任です。その判断ができるのは原子力規制委員会です。よって、本審査書案を「適合」とする結論に反対します。</p>
0611E038	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。審査書4-1. 2. 1 臨界事故への対策について 審査書案p150 に審査結果の「臨界事故について、事故の発生は想定できな</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>いが、事故の特徴などを踏まえ、核燃料物を内包する貯槽等において、核燃料物質の誤移送が相当数繰り返され、さらに、それによる核燃料物質の異常な集積を検知できないこと等の技術的な想定を超えて、重大事故の発生する貯槽を仮定していること。」という文がありますが、ここには、臨界事故は想定できないとしながらも、想定しているという矛盾が見られます。また、何を言わんとしているのか、理解ができません。よって、審査書案を適合と判断することに反対します。</p>
0611E039	<p>再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に対する科学的・技術的意見として六ヶ所再処理施設そのものを認めるべきではないと考える。理由 わが国は「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を世界に約することによってこれまで核燃料サイクルを進めてきた。六ヶ所再処理工場は基本的にプルトニウムを分離製造する事業である。現在日本には核爆弾の原料となるプルトニウムの貯蔵量が46トンにも達した現在、六ヶ所再処理工場が稼働すればさらに毎年約8トンのプルトニウムが増加する計算になる。国民の圧倒的多数は唯一の被爆国として核兵器廃絶を世界にリードすべき立場としてはあってはならない事態であると考えている。また、国際テロ集団による奪取の危険もなしとはせず、そのような事態となれば日本だけには収まらず世界中を危険にさらすことになる。少なくともプルトニウムをこれ以上に増加させるプロジェクトからは撤退すべきである。事実内閣府原子力委員会は2018年7月に「プルトニウム保有量を減少させる」と明記した基本指針を決定している。したがって規制委員会はこれに明らかに反するプルトニウムを増加することを目的の施設の建設稼働を承認することは許容されない。更田委員長自身はかつて「そもそも正当化されない施設当然のことながら許容されないと」会見で発言されている。今回規制委員会がそもそも許容されない施設の審査をし、しかも承認しようとしていることをどう説明するのか。明快な答弁を承認案に記載することを求める。規制委員会はプルサーマルによりプルトニウムの保有量を減少するため六ヶ所再生処理工場が必要と主張するかもしれない。あるいはそう答えるしかないかもしれない。プルサーマルから出る使用済み核燃料の処理は、ウラン燃料の使用済み燃料よりも格段に危険度が高く、最終処分地も決定できずに推移しており、実現不可能であるが、それを脇に置いて、現在プルサーマルが可能な原発は4基であり、プルトニウムの消費は年間2トンに過ぎない。仮に再処理用を抑制してプルトニウムの生産量を年間2トンに抑えるとしても、現在保有するプルトニウム46トンを減少するためには23年かかる計算になる。一日も早く核燃料サイクルの破綻を認め、すべての原発から出る使用済み核燃料を直接廃棄する以外に道はないことを規制委員会は表明すべきである。</p>
0611E040	<p>本審査書案を「適合」とする結論に、以下の理由で反対します。今年1月30日の審査会合で、日本原燃が纏めた安全対策の資料が、原子力規制庁が求める水準に達しておらず、規制庁の長谷川清光・安全規制管理官は「今回はこんなぶざまな結果にならないでほしい」と苦言を呈しました。しかし、日本原燃の杜撰さはそれまでに幾度となく指摘されています。このような体質を持った企業に、大きな危険が伴う再処理事業を行わせていいのですか。大小問わず、あらゆる核事故が起きた場合、日本原燃は責任を持って対応できる能力があるのですか。六ヶ所再処理工場で核事故が発生したら「想定外だった」はもはや許されないのです。杜撰な体質は一朝一夕で変わることは、到底考えられません。再処理工場審査を止めて、日本原燃は解体すべきです。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0611E041	<p>クリプトン 85、炭素 14 を毎日排出し、集団被爆を引き起こす再処理工場の稼働に反対です。</p> <p>2007 年にも、福島原発事故後に貯蔵されている莫大な量に相当するトリチウムを、僅か2ヶ月で海に放出しています。これ以上環境を汚染しないで下さい。また、今までの結果から税金の無駄遣いです。</p>
0611E042	<p>高速増殖炉もんじゅが廃炉になり、新型高速炉の建設見込みもほとんどない現在核燃料サイクルは破綻していると言わざるを得ない。プルサーマルも頓挫しているので、再処理工場を稼働させれば使い道のない猛毒のプルトニウムが増える一方で、国際的な批判もまのがれない。このような状況を踏まえれば施設を稼働させることを前提とした事業変更を審査すること自体無意味である。パブコメでは技術的、専門的なコメントを望んでおられるようであるが、計画自体が回らないことが明らかなものに細かな技術的コメントをつけることは非合理的であるし、その意図が不明である。六カ所再処理工場は 1993 年に着工し 1997 年には操業開始するとされていた。それがトラブル続きで 24 回も延期し、建設費は 7,600 億円のはずが 2 兆 9000 億円にもふくれあがり、それでもまだ完成していない。完成したとして総事業費は 16 兆円以上になるという。もはや悪夢の幻想事業としか言いようがない。我々の電気料金や税金がこのように使われることに強い怒りを感じる。使用済み核燃料を再処理することは環境汚染の最たるもので、工場の操業が開始されなかったのはむしろ幸いであったと言うべきであろう。大気中に放出されるクリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 等々、海洋放出されるトリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 等々により環境が汚染され、それによりセラフィールドやラアグ周辺では小児白血病やがんの増加が報告されている。マヤーク、キシテム、セラフィールドでの大事故も知られており、日本でも東海村で火災事故を起こしている。その悲惨な経験からほとんどの国では核燃料の再処理から撤退し、そのまま保管する方法をとっている。現政府が再処理にこだわるのは再処理をしないことが決まれば核燃料を六カ所村から他の場所に移さなければならないからであり、新たな移転先は見つからず、さらには原発サイトに使用済み燃料を保管する場所がなくなってきたからに他ならない。そのような理由でこの危険きわまりない施設を稼働させることは許されない。一日も早く全原発を止めて核のゴミを増やさず、再処理をせずに各国が採用している空冷式冷却装置に切り替えるべきである。再処理が稼働しなくともこの施設は非常に大きな危険を抱えており、これに対しては万全の備えをしておくべきである。それは言うまでもなくこの施設の周辺には米軍と自衛隊の三沢基地、海上自衛隊大湊基地、三沢対地射爆撃場、陸上自衛隊六カ所空射場等軍事基地が密集していることである。米軍は沖縄でも多くの航空機墜落事故を起こしており、それが六カ所で起きないという保証は全くない。自衛隊六カ所空射場では無線誘導の標的機等に対し、実弾射撃を実施しており、最大射程 20,000m 以下の地对空誘導弾、重機関銃等の火器が使用されている。飛行機墜落事故や誤爆が起きた場合の事故のスケールは想像を絶する。被害は福島原発事故を遙かに上回る可能性は十分考えられる。その時想定外であったなどという言い逃れは許されない。今政府がなすべきは再稼働の準備ではなくそのような事故が起きないように備えをすることである。</p>
0611E043	<p>適合審査書案に反対する高レベル廃液の冷却材喪失事故を蒸発乾固までとする過小評価は重大事故想定足り得ない。高レベル廃液と不溶解残渣廃液貯槽の臨界事故評価を、申請者原燃</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>と共謀して回避しているのは、事故影響の深刻さによって「再処理施設は稼働できない」ことが明らかになることを懼れたためだろう。事故想定で放出されるプルトニウムは、およそ158億人の年摂取限度量となる。これを容認する適合審査は異様であり、原燃による環境テロという犯罪を貴委員会が使喚するものだ。ガラス固化の技術的課題は、原理的に克服されない。余剰プルトニウムは、プルトニウム・ウラン混合燃料の専燃炉を何基作っても減らすことはできない。兵器として費消する以外には、核燃事業からの速やかな撤退を。審査書案に反対する。</p>
0611E044	<p>本パブコメを提出するに当たり、まずはその理由を述べます。国際的な問題である核兵器禁止条約において、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)が、ノーベル平和賞を受賞した理由として、核兵器の問題は軍事的政治的問題として専門家や政治家たちのための問題ではなく、人道的・道徳的問題として私たち全ての人が意見を述べる権利を持っている問題であるところを、市民が主体的に取り組んだキャンペーンであったと(当時ノーベル委員会委員長受賞演説より)、それが認められての受賞でした。本審査にかかる再処理工場についても、取り扱う物質と事故時における破局性に、核兵器との科学的な類似を見ます。当再処理工場が、事業者や専門家のための問題ではなく、本審査に対し意見を述べる権利を持っていると考えている市民が増えているのはご承知の通りです。ところが、その求められるに値するコメントが、科学的・技術的にのみに限定するというのでは、上の権利を行使しにくい要件下にあります。上記 ICAN の受賞理由のように、科学的・技術的に留まらず意見を述べる権利を持っていると考えて提出された今回の全てのパブコメが適切に扱われ考慮されることを希望します。本工場が放射性物質という危険物質を取り扱うにあたり、当然ながら様々な厳しい規制をすることでミスひいては事故を起こさない完璧な科学的・技術的な体制を本工場稼働に求めている本審査ですが、それらが全て完璧に実施されることを私も望んでいます。ところが、完璧で過剰な規制等で実際に働かれる作業員に大きなストレスがかかり、そのことで彼らに及ぼす心理的負担は考慮されていないように見受けられます。それは、2005年に発生した福知山線脱線事故に見るように、大きなストレスにより人はミスを起こしやすくなり、そのミスを取り戻そうと無理をしてしまいます。無理は当然事故に繋がりがねません。そのような思いもしない不測の事態を、この審査書内ではどこまで考慮しているのでしょうか。作業員は沢山の訓練をされているとは思いますが、原発運転とは違う工程の多い再処理工場特有のミス、そしてミスから起こる事故、ヒューマンエラーを起こした際の対策は万全なのでしょうか。現代社会では人々は何らかの形で科学技術の影響を受けており、それに起因する問題も多く存在します。そういった諸問題を、科学技術と人間との相関について、人間性の尊重等の見地から研究する「人間科学」に基づく知見と考え、意見させて頂きました。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症が輪をかけて操業を困難にさせるのは必死です。そのことが今審査書には言及がありませんでしたが、申請や審査の対象ではないということでしょうか。対策はないということでしょうか。そのことを作業員は知っていますか。もし、感染を拡大させるクラスターになった場合、作業員の命を守りつつ、審査の通りの操業が可能でしょうか。机上でどれだけ科学的・技術的に完璧な図を描いていても、実際動かしてみても無理となれば、立ち止まり、究極的には方針が転換されることを切望します。少なくとも私たちが現在持ちえている科学技術では、放射線被害の完全な無害化や被害からの回復はできないことを福島第一原子力発電所事故から学び</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ました。現在の科学技術では、高速増殖炉サイクルが不可能であったことを「もんじゅ」の廃炉で理解しています。よって、本審査を持って本再処理工場稼働の許可することに反対し、ひいては核物質を社会資源としては用いない決断と原子燃料サイクル事業からの転換を求める私のパブコメとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
0611E045	<p>【 5】<該当箇所>全般(「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」欄)13 パブコメのやり直しまたは期間延長を求める パブコメ募集欄には、「規制委の審査書案(300ページ)」のURLが示されている。一方、日本原燃からの資料として「日本原燃株式会社 六ヶ所再処理施設 審査状況」のURLが示されている。ここをクリックすると「関連審査会合」「事業者との審査ヒアリング概要・資料」が表示され、それぞれをクリックすると、過去5年以上の会合履歴とその資料が出てくる。これでは、日本原燃が最終的にどう申請補正したのかが分からない。6月8日に規制委の担当に電話して尋ねたら次のページを教えてくれた。トップページの「会談・面談等」―「被規制者との面談記録」の「原子力規制部」―「再処理事業に関するもの」―「2020年4月」とクリックし続け、やっと「令和2年4月28日」の53個の資料のあり場所にたどり着く。</p> <p>http://www2.nsr.go.jp/disclosure/meeting/REP/202004.html 私たちがここにたどり着くのは至難のわざだ。以前からの原子力発電所の審査パブコメにおいては、電力会社から出された補正書最終版を何とか確認することができたが、今回は無理だ。さらに同日数時間後に原子力規制庁担当から追加電話が入った。「法令・基準」―「規制法令及び通達に係る文書(2020年4月)」―「規制法令及び通達に係る文書(2020年4月)」―「2020年04月28日日本原燃(株)」欄の「再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請の一部補正を受理」をクリックし続けて、https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000013.htmlを見ると、原燃の最終提出補正書が揃っていてより分かり易いようだ。確かに。それにしても、核燃料施設審査部門のパブコメ担当でさえ、原燃の最終申請資料(補正書)セットのありかを明示できなかった。一般市民が「科学的・技術的」パブコメ意見を出そうとしても、日本原燃の最終提出資料が見つからないのでは、意見が出せないことが多々ある。そう考えれば、明らかにパブコメ手続に不備がある。直ちにパブコメ募集をやり直すか、あるいはこのパブコメの期間を延長するべきだ。以上</p>
0611E046	<p>放出するガスの漁や組成は全く審査対象外である。これでは周辺の汚染に対する処置が出来ない。このような常識的な項目を隠すことしか出来ない装置の認定はフカであり、もちろん稼働も認められない。</p>
0611E047	<p>まず、再処理工場が本当に必要であるかとの議論をしていただきたい。当コメントの筆者は国際問題・政治を学んでいるが、プルトニウムをMOX燃料として使用する例も極めて少数、高速増殖炉ももんじゅ廃炉が決定される等、再処理工場の存在意義そのものが揺らいでいる。さらに、国際社会よりプルトニウムを使用した核開発転用等の疑惑を持たれることにもつながる。軍用核開発を目指すならず者国家が日本の例を引き合いに出し、大量の余剰プルトニウムがあるにもかかわらず未だに生産し続けている国もあるとして、日本が引き合いに出されてしまうことがあると考えられる。平和国家として、使うあてのないプルトニウムをむやみに大量保有する必要性はないと考えられる。よって、今後の核燃料サイクル政策が決定し、それに見通しが立つまで、様々に指摘されている技術的課題を抱えながらも運転をする必要はないと思われる P27～46に</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>かけての地震対策であるが、六ヶ所断層及び、大陸棚外縁断層についての懸念が外部の研究者より表明されている。今回の審査においては、日本原燃側の説明だけで審査されたと伺っているが、当該論文の著者を含めた有識者の見識を交え、総合的に検討するべきである。P78～90 についての火山のリスクについて、巨大噴火のリスクが無視されると言う社会通念があるとの指摘は当たらない。高レベル放射性廃棄物の切断・溶解と言う極めて危険性の高い作業を行う施設であり、原子力発電所同様厳しい姿勢で審査されるべきである。P10・11、P350～355 の日常放射線汚染についても、そもそも放射性物質の排出量が通常の原子力発電所施設に比べ格段に多い。高レベル放射性廃棄物のガラス交換がうまくいっていない現状、アクティブ試験の結果が審査に反映されていないことなどを踏まえると、現段階で認可する事は誠に拙速である。P153～184、P257～の高レベル放射性廃棄物廃棄の問題についてであるが、ガス交換が現場うまくいっていない現状に於いて、これ以上の廃液を増やすこと大きな問題である。廃液に含まれるプルトニウムが再臨界するリスク等の検証が不十分であり、また、万が一の流出についても、環境中に流出する場合の対策を行うべきである。放水砲は対策として不十分と思われる。MOX 燃料を使用した後の処理等についてもめどが立っていない状況では、再処理工場の運転はプルトニウムを増やすだけであり、そもそも必要がない事業である。技術的にも未完成で、目的のない事業にリスクをかける必要はないと思われる。</p>
0611E048	<p>原子力規制委員会 宛て日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に係る書面による意見提出住所: 名: 連絡先 tel: Fax: 日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の11万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0611E049	<p>P4. 組織について。規制委員会は「運転及び保守を適確に 遂行するに足る役割分担」を求めている。申請者は「設計及び工事に関する業務は、再処理事業部及び技術本部の各部署が実施し、運転及び保守に関する業務は再処理事業部の各部署が実施する」などとしているが、今までこの組織体制だったからトラブル続きだったのではないのか。規制委員会として今までなぜトラブル続きだったのかの検証がない。国民にトラブルの実態を公表すべき。また、工事において実際、工事に携わった方から「手抜き工事が当たり前」と話していた。別の方は「ピンハネが当たり前」の工事請負実態も話していた。そして別の方は「ピンハネが発注元に還流する」実態も話していた。組織については第三者機関を設置し国民に開かれたものにすべき。P6. 経験について。規制委員会は「技術的能力指針は、再処理事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験が十分に具備されているか」を求めている。申請者は「平成4年に再処理の事業の指定を受け、これまでに再処理施設の設計及び 工事を行ってきた経験を有している。・・・トラブル対応に関する情報 収集及び活用」などとしているが、トラブルの経験をどのように技術として生かしてきたのか不明である。規制委員会としてトラブルに関する技術的経験の検証をすべき。規制委員会は次回トラブルを起こしたらどのような対応をするのかも明記すべき。次回のトラブルにおいては工場を閉鎖するか規制委員会自体を解散するかの対応が</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>必要である。P6。品質保証活動体制について。規制委員会は「品質保証活動体制の構築が適切なものであることを確認した」としているが、トラブル続きで品質を確認するまともな製品が製造されたことがないのどうして「確認した」と言えるのか。再処理工場はたった一つの工場であり、まだ稼動したことがない。品質保証活動体制が適切かどうかの「確認」はまともに稼動していない状態でどうして「確認した」といえるのか。順調に稼動し、まともな製品が確実に製造されることを持って「確認した」といえるもの。例えば他の多くの製品についてはJIS規格にのっとり品質を保証しているが、そのようなものはあるのか。ないのであれば、品質保証活動体制については書面だけのいい加減な「確認した」である。品質保証活動体制については前面削除すべき。</p>
0611E050	<p>・P12～ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に係る放出管理目標値に関し、トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度が設定して規制すべき。またアクティブ試験で得られた観測地に基づいて日常的な放射性廃棄物放出について検証すべき。なお、アクティブ試験についてはガラス固化が困難な状況も生じており、国の検証ができていない段階で審査を進めるべきでない。・P78～ 巨大噴火レベルの火山リスクへの対応を求めるべきであり、十和田カルデラの巨大噴火で火砕流が届いた可能性があることから立地不適と判断すべき。火山灰評価も巨大噴火を想定して行うべき。火山灰の設計層厚を 55 センチとするが、その環境下で人間が適切に対策行動を実施できることが担保できるとは考えにくく、電源復旧が遅れた場合に想定される破滅的事態を想定すれば、55 センチが予想されている時点で操業は断念すべき。・その他 六ヶ所再処理工場は年 800 トン、40 年間稼働する計画とされており、その費用は原子力事業者が再処理供出金として支出し、経過措置料金の算定基礎に含まれて電力需用者が負担をしている。しかし、現在の原発再稼働状況では年 800 トンの使用済み核燃料が生まれず、事業計画が成り立たない。また、原子力委員会はプルトニウムについて消費できる分のみ生産するとしており、この点からも事業計画は既に破綻している。工場を維持できる経済環境が成り立たないのに、見切り発車で稼働に向けて審査を進めるのは社会的に許容されるべきでない。</p>
0611E051	<p>私たちは「『食べもの』『地球環境』『人』を大切に『社会』をつくりまします」を理念に掲げ、約 52 万人の組合員を擁する生活協同組合です。日本原燃株式会社（以下、日本原燃）の再処理事業所（以下、六ヶ所再処理工場）については、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災における東京電力ホールディングス株式会社（以下、東京電力）福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故以前から、他団体と連携し、現地視察や学習会の開催を通して反対の運動をすすめてきました。六ヶ所再処理工場において、1993 年の着工以来の総工費は 3 兆円、総事業費は 14 兆円にのぼり、国民の電気料金と税金が使われており、既に経済的に破綻しています。また、27 年もの長期間に渡って未完成のまま、24 回も稼働を延期して現在に至っており、特に高レベル廃液のガラス固化における度重なる問題、現在も大量に廃液が保管されている事実は、技術的にも破綻している事を意味しています。今回の審査書案についても以下の点に問題があり、日本原燃が六ヶ所再処理工場を稼働することに強く反対します。</p> <p style="text-align: center;">は、「負の遺産」をこれ以上将来世代に引き継がせないために、原子力規制委員会による六ヶ所再処理工場の審査書案了承と、パブリックコメントの募集に対し、以下のように意見しま</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す。意見提出箇所：審査書 26～106 ページ1. 計り知れない莫大な自然災害リスクを負って稼働させるべきではありません。審査書案における「Ⅲ 設計基準対象施設 Ⅲ-3地震による損傷の防止、Ⅲ-5津波による損傷の防止、Ⅲ-6外部からの衝撃による損傷の防止」(26～106 ページ)では、自然現象等に対する六ヶ所再処理工場の安全性確保について、過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があります。例えば、気象災害についても 2018 年2月の福井県を中心とした豪雪、2018 年7月の西日本豪雨、2019 年9月台風 15 号の想定外の強風、同年 10 月台風 19 号の広範囲にわたる豪雨等、従来の想定を超える規模の現象がこの 10 年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や六ヶ所再処理工場構内の移動支障、外部交通の断絶などにより、所期の安全機能を発揮できなくなる恐れがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い、冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止めるべきであり、事故時の計り知れない莫大なリスクを負ってまで稼働させるべきではありません。意見提出箇所：審査書全般2. 原子力発電所よりさらに多くの放射能が放出されることに問題があります。原子力発電所が生み出した核分裂生成物は毎年使用済み燃料として取り出されます。六ヶ所再処理工場は原子力発電所約 30 基が1年ごとに取り出す量に相当する 800トンの使用済み燃料を毎年取り扱い、プルトニウムを取り出します。結果、環境に放出する放射能の量はけた違いに大きくなり、原子力発電所が1年で放出する放射能を1日で放出します。放射能に閾値はありませんし、自然に放射能を無毒化する力はありません。したがって、遠くまで汚染を薄めながら広げることに他なりません。六ヶ所沖には三陸沿岸を南下する暖流が流れており、海に放出された放射能は、関東まで流れてきます。3. 使うあてのないプルトニウムが蓄積されることに問題があります。日本が保有するプルトニウムの量は、現在、国内外で約 46トンに上り、核兵器の材料にもなるプルトニウムの大量保有には国内外から懸念の声が出ていることは既に共通認識となっています。東京電力福島第一原発事故後、54 基稼働していた原発は廃炉が相次ぎ、規制委員会の新規基準の審査で再稼働したのは9基にすぎません。今後再稼働する原発が増えたとしても、再処理で取り出したプルトニウムとウランを混ぜて作る MOX 燃料を使える原発は4基と限られ、消費量は少ないです。仮に六ヶ所再処理工場が稼働すれば年間7トンものプルトニウムが新に取り出されることとなります。また、MOX 燃料のみを使うはずだった高速増殖原型炉もんじゅは廃炉が決定しています。再生可能エネルギーが台頭する中、政府は原発の新增設を打ち出しておらず、高コストの MOX 燃料を使うことは経済性に欠けます。また、これらは 100 万年にわたって人間の生活環境から隔離しなければならない危険物であり、高レベル放射性廃棄物の処分法を確定できた国は世界に一つもありません。以上の理由から、六ヶ所再処理工場の稼働は不適切と考えます。</p>
0611E052	<p>(意見)○六ヶ所再処理工場の置かれている現状からの意見1. 今から 13 年前に竣工予定だったはずの工場ですが、完成が 24 回も延期されています。そもそも完成を目指す資格があるのでしょうか。2. 再処理工場の度重なる延期で、建設費は 2017 年の見積もりで 2.9 兆円と、当初予</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>定の約 4 倍までに膨張し、試運転続きで、操業が始まっていないにもかかわらず、総事業費 13.9 兆円の 7 分の 1 が既に使われているという。我々の払う電気代の中で徴収され、しかも、今後は原発の電気を使わなくても徴収され続けるお金である。ただ、眺めているわけにはいきません。真剣な検討を要求させていただきます。3. 再処理工場の延期続きの主たる原因は、ガラス固化体の製造段階の失敗です。硝酸でも溶けない白金族の不溶性残差をガラスと混ぜたら抵抗が下がって温度が十分に上がらなかったためのようです。やむなく攪拌棒でかき混ぜたがうまくいかず、揚げ句はレンガがはがれるなど、とても最先端技術の話ではありません。誰しも、大丈夫ですかと聞きたくない内容なのです。聞けば、東海再処理工場も同じところで挫折したようです。本当に日本で起こっている話なのでしょうか。○以下の再処理工場の内容からして、稼働させるべきでないと思います。4. トリチウムやクリプトン 85 などは、全く回収操作なしに全量を環境に放出できることになっていること5. その放出できる放射性物質の量は、原発 1 基 1 年分を 1 日で放出可能で、以下に莫大な量を放出する施設かが分かること6. 一番の問題は取り出したプルトニウムの本来の使い道がないこと7. 全国の使用済核燃料が一カ所に集められ、使用済核燃料といえども冷却し続ける必要があるので保管中の事故が心配になること8. 全国の使用済核燃料が一カ所に集められて処理をされるため、大気や海洋などへの環境中に放出される有害放射性物質が局在化されること、そして、その量たるや原発の比ではないこと9. せっかくペレットと被覆管で二重に閉じ込めた放射性物質をせん断して外界に取り出さざるを得ない方法であること10. 核分裂生成物はでたらめに起こるので約 40 種もの元素からウランとプルトニウムを分離する工程があるが、人が近づけない所での分離操作がいかに大変であるかは想像に難しくないこと、更には故障や事故の発見そのものの遅れも心配なこと11. 一端溶液にする必要があり、強力な酸化剤で溶かすため、容器そのものも腐食し、液漏れの原因になること12. 高レベル廃液の崩壊熱による蒸発、沸騰、乾固により、爆発の可能性の高い硝酸塩ができること13. ウランやプルトニウムを扱うため、臨界の危険性も無視できないこと以上</p>
0611E053	<p>II 再処理事業を的確に遂行するための技術能力申請者である日本原燃は、再処理施設を運営する能力と適格性に欠けていることが、これまでの事業実績から明らかであり、それを看過した審査書案は不適切である。(理由)1993 年に着工してから 27 年が経過しても未だ完成していない。これまでの期間、工事や試運転中に様々な技術的トラブルが多々発生しており、規制当局から勧告、叱責、注意を受けている。設置事業が 27 年も未完成である事実は、事業者の技術的能力に欠けているためであり、規制当局もそれを看過してきたことも要因である。これまでの事業の長期未完成の実態を踏まえた厳格な検証を行う審査を求める。III-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し平常時に施設操業により海洋に放出されるトリチウムの年間当たりの量は、産業施設として比類のない膨大な量であり、海洋を膨大な量の放射性廃液のゴミ捨て場とすることは、許されるものではない。トリチウムの海洋放出は放射線障害を与えるリスクを高めるものである。平常時の操業のために膨大な量のトリチウムを海に放出せざるような施設の事業許可申請は認めるべきでない。(理由)平常時の液体廃棄物放出について、トリチウムの放出量の年間管理目標が 9.7×10^5 の 15 乗 Bq とされている。この量は福島第一原発事故で生じた処理水に含まれるトリチウム総量 約 1×10^8 の 15 乗 Bq の約 10 倍である。福</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>島第一原発事故に伴うトリチウム汚染水を海洋放出することの是非が現在社会的に大きな問題となっており、トリチウムの放出を海洋放出するような施設はとうてい認められない。Ⅲ－6. 2. 5 航空機落下に対する設計方針(その3)航空機落下の確率評価が楽観的過ぎる。(理由) 落下確率が 10⁻⁷ 回／年を防護設計の要否の基準にしているが、航空機落下が核施設のコンクリート構造を破壊し 極めて厳しい事故に至ることが懸念されているにもかかわらず、極めてあいまいな航空機落下確率で評価し、実際にどこまで 施設がもつかということを検討していない。Ⅳ－1. 2. 1 臨界事故への対策 作業員への被ばく評価が欠落している。(理由) 作業員への被ばくが懸念される。とりわけ新たに建屋内に設けられた廃ガス貯留槽や空気圧縮機周囲の作業環境が懸念される。審査書において、各種の作業時の予測被ばく量を評価のうえ記述すべきである。その他 再処理について再処理工場は閉鎖すべきである。(理由) 高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめるべきだ。</p>
0611E054	<p>福島原発も安全だからと誘致させて、原発事故が起き、未だに避難者が福島に戻れない、住めない地域がある。その対応を政府は切り捨てて、応じようとする現実が続く限り、原発の再稼働は進めるべきではない。汚染地域を広げるばかりである。生産される食糧の放射性物質が、原発事故前の 100 倍は含まれるようになってしまった食糧を、国の基準値以下だからというだまし文句で赤ちゃんから子供たちに平気で食べさせている原燃の対応は、中身を変えよう。赤ちゃんから子供に安心して食べさせられる、暮らせる環境を残してください。</p>
0611E055	<p>東電福島第一原発事故の後2度とこのような、過酷事故は起こさないとの決意の元、「人と環境を守る」役割として原子力規制委員会ができたのですから、将来にわたって「人と環境を守る」ために何をすべきかという観点で考えてください。日本原燃の六ヶ所再処理工場の竣工に以下の点につき反対します。使用済み核燃料を再処理することで、大量の放射性物質が環境中に拡散します。再処理せず使用済み核燃料の安全な保管方法を考えるべきです。稼働すれば、最大年間 800 トンの使用済み燃料を処理し、7～8 トンのプルトニウムが分離されます。しかし、核兵器の原料となるプルトニウムは、現代国際社会での大量の保有は許されていません。また、プルサーマル発電も問題が多く実用的ではありません。半減期も長く生体に大きな負荷を与えるプルトニウムが環境中に放出されれば、将来にわたって取り返しのつかない事態となります。フル稼働した場合、トリチウムだけでも年間海洋放出量は、福島第一原発事故前の 54 基が稼働していたころの日本の発電所からの年間総放出量の 10 倍です。そのように海洋を汚染することは、世界に対しても将来の世代に対しても許されないことです。ガラス固化事業の失敗が続いておりこの方法はすでに破綻していると思われませんが、既に破綻した事業に巨額の予算をつぎ込むことは、現在の日本の財政の中で妥当とは思われません。東電福島原発事故の廃炉にも未だ手が付けられない状況で、核燃サイクルを操業させる余力があるのでしょうか？人類が制御できない放射性物質に対しては、技術を尽くしても手におえないものとして再処理などをせず、保管管理すべきです。このような危険な施設を操業するかどうか、その決定に住民などが参加する民主的な検討会が開かれるべきです。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0611E056	<p>使用済み燃料から燃料をリサイクルするという夢であった高速増殖炉「もんじゅ」は、何も生み出せないまま建設開発費実験費と保守の費用で膨大な予算をムダにしたまま頓挫してしまい、事実上核燃料サイクルは破綻しています。それを認めない国、経産省、規制委は、プルサーマル発電のみを頼りに「核燃料サイクル」を回すので再処理事業は意味があるとしていますが、プルサーマルによって使用できるようになるMOX燃料・プルトニウムは微々たる量であって経済的にも意味なく、より危険なMOX使用済み燃料の行き場所保管方法も無い問題、むしろ溜まり続けるプルトニウムによって日本の核兵器流用疑惑など国際法上にも問題を引き起こしています。現行の再処理事業は、操業開始後約40年で費用を回収するという事業モデルであり、それに基づいて拠出金単価が決められています。年間800トンを超えて再処理するとしていますので、40年間で3万2千トンを超えて処理が必要とすることになります。しかし、現在使えるとする原発および建設中の原発などすべてを仮に稼働させるにしても（設備利用率70%に）約2万8千トンの数値しか見込めません。使用済み燃料が減っても、固定費は様々な理由から変わることが無く掛かるので、2兆円以上の赤字になります。とすれば、供出金を上げ原子力事業者から取るしかないになりますが、供出金は払い切りという約束になっており、つまり、国民の電気代などに転嫁して長期にわたって取る方法ツケ回しでしか、再処理費用を回収できないことになってしまいます。福島第一原発事故以降の再稼働は20数基など進むことは考えにくい（現在全国の原発で6基の稼働状態）、むしろ廃炉が増えて行く現実を見れば、再処理事業は、経済的に全く成り立たず一日でも早く止めた方が国民の為国の為にもよいと言えるのです。原発という発電所施設に比べて、再処理工場は、相手が燃料という単一品物なので重大事故などの危険性、事故時のリスクは著しく小さい」というような発言を規制委の更田委員長が記者会見で発言しましたが、これは全くの根拠のないことですし、どうしてこんな間違い発言が出たのか理解に苦しみます。六ヶ所再処理工場や核燃施設には、全国から運ばれた使用済み燃料や海外イギリスやフランスから戻されて搬入された高レベル放射性物質が貯蔵保管されているため、各地の原発とは核物質の総量が桁違い存在しています。もし、重大火災事故でも起きれば、核燃料中に閉じ込められていた放射性物質（核分裂生成物）の膨大な量が空や海に放出される危険性と重大事故リスクは、1976年、当時西ドイツの原子力安全研究所が発表して日本でも新聞紙上で大きな話題となった「核再処理工場の重大事故シミュレーション」では、燃料プールの冷却設備が完全に停止すれば水素爆発によって半径百キロ圏の住民が被ばく即死、最終的にドイツの国民半数3千万人が死亡すると報じられました。このシミュレーションは、2011年福島原発事故以来、今日でも、重大事故の地震・津波・火山・洪水・飛行機の落下事故・テロなど潜在的な事故原因に目を瞑ることはできないとして、核燃施設・再処理工場事故対策の事例として生きています。また、日本の多くの地震学者から、「六ヶ所核燃料サイクル基地は活断層の上に建っている」と指摘されています。核燃サイクル基地の下に存在する逆断層は活断層であり、S面（海成段丘面）の高度を数十メートル食い違わせていると言われているにもかかわらず、断層長を値切って、可能性だけでは活断層の存在は想定できないという論理は、安全審査上、どうして許されるのか教えて戴きたい。活断層が存在する可能性がある以上、建ててしまった施設でも「ある」という前提で審査なりを進めるべきだと思うし、福島事故のマグニチュード9レベルの地震が襲い、基準地震動</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の重力加速度は見直し当然に、岩手宮城県境地震では3000ガルも体験した現在の知見からすれば、450ガル基準で建てられた六ヶ所再処理工場では、例え部分的に1.2倍の840ガル対策を付け足したとしても過酷重大事故を本当に防ぐことができるか、手きびしく審査を進めるべきです。例えば、燃料プールの冷却不能に陥る事態は、再処理工場事故という国家の致命的な事故、世界的放射能汚染に発展する可能性からして1)発生防止・冷却系統への直接注水2)発生の拡大・貯槽内への直接注入3)影響緩和策・放射性物質の閉じ込め・除去等々、中型移送ポンプ、可搬型排気フィルター、放水砲の設置・準備程度では、絶対に施設外へ漏らさないという多重な対策が施されているわけでもなく、いざ緊急事態には、地震や津波による路面状態その他想定外事項があまりにも多く機能しないことが容易に判断できます。今回の審査書案の容認は全く時期尚早で甘い審査姿勢、容認はできません。</p>
0611E057	<p>六ヶ所再処理工場は海や空間に大量の放射能を放出します。青森県産の米やニンニク、野菜や魚介類に影響を与えるのは必至です。六ヶ所再処理工場の操業開始などともないことだと思います。直ちに考え直すことを提言します。</p>
0611E058	<p>P27-46 六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層についての知見について、審査は原燃による一方的な説明だけで終わっている。現地調査も知見との関係が不明な状況で終え、結果的に何も考慮されなかった。論文で指摘した本人を含め、専門家による検討を行うべきである。</p>
0611E059	<p>P78-90 再処理施設が特段の安全性が要求されるのは当然のことであり、巨大噴火のリスクを容認する社会通念はなく、巨大噴火レベルについては裁判所も認めていない。十和田カルデラの巨大噴火による火砕流が敷地内まで届いた可能性があることから立地不適とすべき裁判所の判事に従っても、火山灰評価について、十和田カルデラ及び八甲田山で発生した巨大噴火を除外する理由はない。再評価すべきである火山灰の設計層厚を55センチとしているが、この場合、ディーゼル発電機のフィルタ交換が間に合うのか検証されていない。電源復旧が7日間間に合わない場合はどうするのか。フィルタ交換や除灰の作業環境についても検証が必要</p>
0611E060	<p>P350-355 排気筒や放出口は線量を十分に低減できる施設とはいえない。クリプトンやトリチウムの放射能を低減せずにそのまま放出するのは、基準規則第21条に違反するのではないかと。また、トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度を設定すべき。気象指針ではなくアクティブ試験で得られた実際の観測値に基づいて再評価すべきではないかと。その場合、線量目標値の年間50μSvを超えるのではないかと。</p>
0611E061	<p>P350-355 ガラス固化が困難な状況について検証すべき。とてもこのまま事業が進むとは考えられない。クリプトン放出の影響など、日常的な放射能放出について、アクティブ試験の観測値に基づき、検証すべき。アクティブ試験についての検証を行わない限り、本体再処理施設の審査を進めるべきではない。アクティブ試験を何のためにやったのか、どう評価できるのかを不問に付したまま進めるべきではない。</p>
0611E062	<p>その他もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は既に破綻している。これ以上進めるべきではない再処理費用は元は電気料金であり、国民が負担している。無駄なお金をこれ以上つぎ込むべきではない。プルサーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな使用済 MOX 燃料を生む出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0611E063	P153-184 P257-高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣貯槽に含まれるプルトニウムが臨界を超える可能性について審査において考慮されていないのはおかしい。ガラス固化が困難な状況でこれ以上高レベル廃液を増やすことはすべきではない。高レベル廃液が環境中に放出される前提で事故評価を行うべき。
0611E064	これ以上プルトニウムを作ってどうするのか。現在保有しているものでさえ国際的にも非難的になっているのに。プルサーマルで消費することは非常に危険なのでやめてほしい。さらに、その使用済み燃料の行き場もないうえ長期間冷やしつづけなければならない。
0611E065	再処理工場が稼働すれば、大気中にも海にも大量の放射性物質を出す。それはイギリスやフランスの再処理工場ですでに実証されていることだ。六ヶ所から排出した放射性物質は海岸沿いに、福島、千葉まで南下することも実証されている。今でも東日本の海産物は売れないのに再処理工場まで稼働すれば、東日本の漁業は壊滅する。コロナで食糧自給の大切さが再認識されている今、これは国民全体にとっての大きな損失である。
0611E066	現在再処理工場向上内にある高レベル廃液の安全をまず確保してほしい。大地震の予告がある中、これこそが今一番先になされなければいけないこと。稼働してさらにこのような危険なものを生み出すなど論外だ。しかも大金をかけて。
0611E067	コロナで国民全体の生活が困窮する中、再処理という出口のない、しかも環境を激しく汚染する事業に13兆円とも30兆円とも言われる大金を使うべきではない。
0611E068	II 再処理事業を的確に遂行するための技術的能力事業遂行に必要な申請者の技術的能力が不十分であることが、これまでの事業実績から明らかである。1992年に事業指定が認められ、1993年に着工された。それから27年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。III-3. 1 基準地震動策定された基準地震動700galはストレステスト時の耐震裕度を参照するとまったく余裕がない。ストレステスト時のSs450galの1.5倍、675galの地震が襲来した際に、計算上、当施設は重大事故に見舞われることになるが、新たに策定された地震動700galはこの数値を超えてしまった。しかも、救済手段として容器類の材料の規格値ではなく、ミルシートの数値を使用している。それは、工学上の常識を超えている。III-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針巨大噴火について規制委員会は「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる。」と記しているが、この判断は科学的論理性を欠いている。III-6. 2. 5 航空機落下に対する設計方針日本原燃の航空機落下確率評価は実質的に10-7回/年のオーダーなので、その場合の建屋の強度評価をすべきである。IV-1. 2. 1 臨界事故への対策臨界事故の対象を2建屋の8貯槽で単独に発生するものとしているが(内訳は表IV-1. 1-1)、日本原燃が以前に作成した資料(2017年12月7日、第13回再処理・リサイクル部会セミナー「セル内において発生する臨界事故に係る安全対策」)では対象が23機器となっている。検討対象を拡大すべきである。IV-1. 2. 1 臨界事故への対策臨界事故時の中性子ならびに発生した希ガスやヨウ素による作業員への被ばくが懸念される。審査書において、各種の作業時の予測被ばく量を評価のうえ記述すべきである。とりわけ、建屋内に新たに設けられた廃ガス貯留槽や空気圧縮機

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>周囲の作業環境が懸念される。IV-1. 2. 2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策通常の冷却機能が喪失した場合、貯水槽より内部冷却水ループへの通水、更には当該機器冷却コイルへの直接接続による通水が計画されているが、いずれも可搬型のポンプ、屋内外ホース、弁等を経由する。すなわち非常事態下において可搬型機器設備の搬送、組立て、水圧・洩れテスト、試運転を必要とする。これらの作業の成立性は環境に大きく左右される。重大事故の発生が外部事象に因る場合には、当然のことながら、敷地内外に大きな影響が及び、地震であれば、地割れ、道路損壊、倒壊物等による資機材や人員（敷地外からの駆けつけ応援も含む）の運搬への支障が生じる。可搬型設備は信頼性がない。IV-1. 2. 3 放射線分解により発生する水素による爆発への対策水素による爆発対策として、凝縮器周辺、代替セル排気系は可搬型設備に全面的に依拠している。可搬型設備は信頼性が低く作業の成立性は疑わしい。対処設備は全面的に常設、遠隔操作とすべきである。IV-1. 2. 5 使用済み燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済み燃料の著しい損傷への対策想定事故として、冷却機能の停止とサイフォン現象や地震時のスロッシングによる小規模なプール水喪失を想定しているが、地震時のコンクリートプールの破損によるプール水の「大規模流出」は考慮されていない。福島第一を襲った地震により原子炉建屋、タービン建屋地下ピットにクラックが発生し、汚染水問題がいまだに解決できない事実を忘れてはならない。プール壁の損壊はプール水の短時間での大量流出を招き、遮蔽と冷却機能を失い、使用済み燃料の損傷、更にはメルトダウンに至った場合はもはや何の手も打つことは出来ない。V-1-(3) 故意による大型航空機の衝突への対応～設備及び資機材の整備故意による大型航空機衝突への対応は事実上不可能である。もともとそういう事故は想定されていなかったし、意図的な破壊は当然防御手段を上回る加害を目指すはずである。都合の良いシナリオを想定しても、自己満足にしかならない。その他、審査書に触れられていない項目核燃サイクルは破たんしたので、再処理工場を稼働させる意味はない。一刻も早く廃止して、国民の負担を減らすべきである。全国の原子炉の使用済み核燃料受け入れ場所として、建前上廃止を決められないのだと思うが、そういう理由で不要なプラントを稼働させるのではなく、正当な議論を行って、使用済み核燃料の直接廃棄を議論すべきである。</p>
0611E069	<p>1. 核燃料サイクル政策は、もんじゅ廃炉によって高速炉開発はその具体的展望を失っています。プルサーマルで利用しても、当初の 16 基から 18 基の目標には届きません。むしろ原発が次々と廃炉になる状況の中で、作り出されたプルトニウムやウランの消費先がなくなる中で、六ヶ所再処理工場の存在意義はない。規制庁はそのような前提も含め議論し、国民に明らかにするべきで、工場の安全性のみを取り上げるだけでは「原子力規制」とはならないのではないかと。2. 六ヶ所再処理工場は、通常運転でも大量の放射性物質を環境に放出するうえ、事故時の危険性は途方もないものです。コロナウイルスの蔓延や厳冬期の中での事故など、今まで考えられなかった事態の中で十分に対処できるのかも議論が必要です。3. 余剰プルトニウムが増え、プルトニウムバランスを具体的にどのように取るのかも明らかにするべきです。</p>
0611E070	<p>日本原燃株式会社（六ヶ所再処理工場）の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。（その1）1）日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800ト</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。</p>
0611E071	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。(その2)4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーク再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16~18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0611E072	<p>常識で考えて下さい、稼働させるのがただしいことかを。くどくど理由を書き連ねるまでもなく、小学生でも分かること。官僚は学業成績は優秀でも、人間性はどうなんですか、という話ですよ。核燃料サイクル政策を推し進めたら日本の将来がどうなるか、わかるでしょう？</p>
0611E073	<p>ページ 11、12 再処理を行う使用済み燃料の種類(冷却期間)の見直し1. 再処理を行う使用済み燃料の種類(冷却期間)の見直しに係る基準への適合について放射性液体廃棄物の環境への放出に係る放出管理目標値については、変更後の使用済み燃料の冷却期間に基づき、既許可申請書よりも低い値で設定するとしている として基準に適合していると結論付けている。しかしながら2020年5月13日原子力規制委員会 資料1-2 参考資料「原子力規制庁日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請に関する審査(案)の概要」によれば、 主要な放出管理目標値(液体廃棄物)のトリチウムは冷却期間を15年に変更しても9.7×10^{15}乗ベクレル/年になっている。これはあれだけ地元自治体や漁業者等から反対されているたまり続ける福島原発汚染水中のトリチウム総量約8.6×10^{14}乗ベクレルの実に10倍以上を毎年放出することである。長い間の魚介類への蓄積やそれを摂取する人間への影響、風評被害等に重大な影響を及ぼすことは明確である。それらを検証することなしに認めることは社会常識に照らし許されるものではない。それらのことを分かりやすく明示したうえで一般国民の意見を聴取すべきである。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0611E074	<p>審査書案「高レベル廃液の危険性」についてですが、高レベル廃液貯槽にある廃液はその一滴ですら致死量の放射能を含んでいる。化学工場であるから、事故はつきものであるし、また地震、津波、火山などの事象がその規模、時期が不確定であり、現在の科学研究ではそれらが予測可能な状況にあり、どんな仮定をおいて審査基準を定めても、それを超える事象が起き、工場が制御不能な甚大な事故に至る可能性は否定できない。また、六ヶ所再処理工場で扱う放射性物質の総量は個別の原発の数十倍、数千倍に相当する中で、事故が起きた場合の住民避難の基準（例：PAZ、半径 5km）が一般原発と同一基準なのはおかしい。その基準を見直した上で、再度審査すべきである。</p>
0611E075	<p>核燃料物質等の再処理事業に反対します。反対する第一の理由は、もんじゅが廃止となり、高速増殖炉サイクル計画は既に破たんしていること。第二の理由、今後日本が、プルトニウム在庫を削減できる見通しをほとんど持てないこと。第三の理由、増え続ける核燃料廃棄物などを廃棄する技術が確立されていないこと。そして第四の理由は、核関連事業の莫大な費用の問題です。既に茨城県にある東海再処理工場の廃止が決まっていますが、廃止までに 70 年間、費用は約 1 兆円とされています。日本のエネルギー政策に原子力を据えていくとは、抜本的に見直されるべきです。</p>
0611E076	<p>アクティブ試験についてアクティブ試験は 2006 年以降、さまざまな事故が続いている。天井のレンガが落ちる、かくはん棒が曲がる、白金族元素が溜まってガラス固化体容器に廃液が落ちないなどがあり、未だに試験が完了していない。その段階で審査をし、基準合格とするのは、机上の上だけの話で現実を見ていない審査であり、合格を撤回すべきでないでしょうか</p>
0611E077	<p>高レベル廃液の危険性について高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣貯槽に含まれるプルトニウムが臨界を超える可能性について審査において考慮されていないのではないかと。特にプルトニウムは重い元素であり、さまざまな予測不可能な原因によってかくはん棒が停止したりすれば、プルトニウムが底に沈殿し、臨海を越える可能性がある。</p>
0611E078	<p>P106 「再処理施設への人の不法な侵入等の防止」(意見)「不正アクセス行為」に関しては、「当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする」とあるだけで具体的な方策は何も示されていません。これをもって「申請者の設計方針が、核物質防護対策の一環として必要な対策」であると認定している貴委員会の考えが理解できません。「外部からの遮断」とは具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。外部と遮断した情報システムなど、想像することもできません。システムのインストールは、メンテは、データの入力や掃き出しは、通信は、マシンのリプレイスは。どう考えても外部と接触しない、閉じたシステムなどありえないのです。一方、近年サイバーテロはいよいよ精緻さと激しさを増しています。サイバー攻撃技術は国家レベルで開発されていると考えられています。そうした中で、対策を「外部からの遮断」と一言で片づけるのはあまりに無責任です。これでは何も言っていないことになりませんか。悪意ある攻撃にさらされた場合には、大事故につながることは十分に考えられるのです。サイバーテロを受けても大事故に至らないための方策をこそ考えなければならぬと思います。結論的に言えば、再処理施設を稼働しないことです。それ以外に対策はないと思います。P269 「計装設備及びその手順等」(意見)本審査書には「再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ズム」に対応するための設備と手順についての一応の記述がありますが、「サーバーテロ」については何も書かれていません。これは、サイバーテロを過小評価しているか失念しているかでしょう。すでに述べたように、サイバーテロの危険性は看過できないものがあり、ここに何も書かれていないことが不思議なほどです。さらに、(2)「手順等の方針」では、「何名で何分」という記載があります。しかしながら人数も操作にかかる時間も、担当する作業員の経験やスキルに大きく依存するはずで、にもかかわらず、あたかもこのようにできるかのような記述がなされていますが、どのような根拠でこうした記載がなされているのか、なぜこれが妥当であるか判然としませんが、審査書では、このような記載の根拠、理由を含めて妥当性を評価すべきであり、そのためにはその根拠を明示してもらう必要があると考えます。</p>
0611E079	<p>審査結果が、日本原燃株式会社が提出した「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」…を審査した結果、当該 申請は、原子炉等規制法第44条の2第1項第2号及び第4号に適合しているものと認められる、とあります。一国民として信じがたい結論に驚いています。「合格」を撤回し、再処理工場の廃止を促すことを期待いたします。1. 核燃料サイクルの要であった高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の開発は失敗し、廃炉となりました。このことは核燃料サイクルが破綻したことを意味します。必然的に再処理の必要性は無くなったことを意味します。2. すでにプルトニウムは47トンも保有しています。原爆6,000個分を保有しています。このプルトニウムの処理をどうするか、全く見通しありません。そのことを検討する方が先決であり、年間8トンものプルトニウムを増大させることは許されないはずで、高速炉開発などと政府は息巻いていますが、プルトニウムの消費だけを目的にしており、計画していた核燃サイクルではありません。しかもこれも全く見通しがありません。MOX燃料などといっても、現に動いている原発は4基で年2トンの消費であり、しかもウラン燃料よりも高レベルになった使用済み核燃料の処分方法も決められていません。こんな状態で再処理工場の稼働など全く考えられないことです。3. 六ヶ所村の再処理工場は93年建設開始、97年竣工予定が、何と24回も延期を繰り返し、いまだに竣工の見通しはありません。原因に設計ミス、施工ミス、試験のトラブル、施設管理・申請書の不備など、技術的な難しさと合わせて、原燃の技術的・体質的な問題は改善されるどころか衰えていると思えません。4. 原発と比較してもけた違いに汚染物質を環境に放出する再処理工場、当初7,600億円の建設費は今や3兆円にまで膨張している再処理工場、四半世紀が経ち老朽化が目立つ再処理工場、近くに三沢基地があり墜落事故がいつ起きてもおかしくない再処理工場は、この際はつきりと廃止を打ち出してほしいと願わざるを得ません。</p>
0611E080	<p>「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は排気塔から空に、放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出するそうです。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなくひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトン</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>や魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではないと思います。また、再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。万が一でも大事故が起こった際には、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、「六ヶ所再処理工場」の稼働に反対します。</p>
0611E081	<p>操業により海洋に放出されるトリチウムの量は産業施設として膨大な量であることを憂慮する。核燃サイクルに反対、再処理工場の稼働に反対である。</p>
0611E082	<p><今こそ、核燃料サイクル事業を見直す勇気を。>理由その1、福島第一原発の問題(汚染水、溶けだした燃料棒等)が未だ終息の見通しがたっていないこと。理由その2、高・低レベル放射性廃棄物の保管、処理問題が解決していないこと。※上記で申し上げる「解決」とは、数万年かけて無害化するのを待つという消極的な方法ではありません。よって、汚染水および放射性廃棄物、汚染土壌、汚染がれきなどを完全無害化する方法が研究されて確立、実行されるまでは、核燃料サイクル事業は推し進めるべきではないと考えます。推進派の方が、これらについて解決策があるとネットなどに書かれています。結局お金がかかりすぎるだとか、時間が数十年以上もかかるなどの理由で、実行できなければ(私が寡聞にして知らないだけかもしれませんが)、部屋を片付けると言いながらも言い訳して片付けをやらない子どもと同じだと思います。その上、日本は人口減少により専門技術者も税収も少なくなる事が予見される中、核燃料サイクルの見直し、つまり事業を廃止することは決して無謀な事とは言えないのではないのでしょうか。本当にこの日本の未来のこと、地球のことを考えて政策を考えて頂きたいと切に願っております。</p>
0611E083	<p>「Ⅲ-2 火災等による損傷の防止」(審査書(案)13-26 ページ)についての意見 審査書(案)の「3. 火災及び爆発の発生防止に係る設計方針」の(1)のマル 2、マル 5、マル 6(15 ページ)では、可燃性の蒸気の滞留や水素の蓄積について、いずれも換気により防止する設計とする、という、申請者が講じるとしている対策を紹介している。これをもって「規制委員会は、申請者による火災の発生防止に係る設計方針が(中略)火災防護基準の考え方を踏まえたものになっていることを確認した」としている。しかし、小規模な設備も多い中、複雑かつ引き回しの長い配管の中で、水素等の局所的な滞留・蓄積や、配管壁との摩擦が生じないように「換気」できる設計とされているのかどうか、この審査書(案)の記述だけでは読み取れない。水素や可燃性ガスへの対策は、火災・爆発を防止する上で極めて重要な点であるにもかかわらず、審査書(案)ではこの点に特に留意して具体的検討を行った形跡が認められず、おざなりで雑な印象が否めない。 審査書(案)の「3. 火災及び爆発の発生防止に係る設計方針」の(2)のマル 1(16 ページ)</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>では、「非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス及びフードには、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。また、可燃性材料をグローブボックスのパネルの一部に使用する場合には、表面に難燃化処理を行うことで、難燃性材料を用いた場合と同等の難燃性を確保した設計とする。」という、申請者が講じるとしている対策を紹介しており、参考資料の「審査(案)の概要(資料1-2)」では、パネル断面のポンチ絵まで示されている。これをもって「規制委員会は、申請者による(中略)設計方針が、事業指定基準規則解釈第5条に沿ったものであること、また、火災防護基準の規定に沿ったものであることを確認した」としている。しかしここでは、グローブボックス前面パネルの材質に言及しているのみである。グローブボックスにおける放射性物質の閉じ込めにおいて他にも重要度の大きいグローブや搬出入ポートのビニールバッグ、さらにそれらの接続部分の材質については触れられていない。事故はこのようなインターフェース部分から発生することも多いが、審査書(案)では包括的で具体性を欠く記述に留まっていることから、危険のポイントが見過ごされたままとなっている可能性が否定できない。そもそも、審査書(案)の「Ⅲ-2 火災等による損傷の防止」の項(13-26 ページ)ではいずれも、規制委員会はあくまで申請者による設計等の「方針」が、火災防護基準の考え方を踏まえたものになっていることを確認したに過ぎず、実際の設備が方針の通りに作られるのかどうかについては言及していない。したがって、この審査書(案)をもって、火災等による損傷の防止について、再処理事業所が基準に適合すると認められる審査がなされたと考えることはできない。</p>
0611E084	<p>再処理工場について、建設完了をみることなく費用がどんどんと増え、この先さらにどれだけ増えるのでしょうか。また、建設日程についても、完成時期もどんどん延びて、いつになるのかあきれるばかりです。こういう事態に至っているということは、すでに技術的に破綻しているということではないでしょうか。さらに、長期にわたって完成をみない間に、施設そのものの建設目的が陳腐化してしまっています。当初は再処理が意義あるもの、夢の技術の実現とされていましたが、今では実現しえない夢でしかなかったことが明らかになっています。すでにプルトニウムを取り出すことは社会的には有害なものとなり、諸外国から批判される事態となっています。技術的な知見というものが社会的な意味を見失うならば、それは狭い範囲のなかであれこれねくり回しているにすぎません。結局のところ、再処理工場建設はそれ自体が目的となってしまっているというほかないのです。それは同時に、社会的には建設の意義がないことを暴露しています。</p>
0611E085	<p>重大事故等対処施設への追加対策についての意見(審査書(案)161-162 ページ、173 ページ、191 ページ) 重大事故時に放出される放射性物質量を低減する対策について、規制委員会が検討を求めたことにより、申請者は廃ガス貯留槽や蒸気の凝縮器といったシステムを追加で設置することにしたとのことである。しかし、図面上の追記でなく現場設備の増設となると、一般に、より複雑なシステムとなることによりトラブルのリスクが高まる面もあることを考慮すべきである。現に筆者の知る範囲で、再処理事業所ではこれまでの試験運転においても、主工程から離れた末節の小規模設備のレベルで、不具合がしばしば起こっている。こうした現実に鑑みれば、書面審査で有効と評価される設備でも、現実にその通りになるとは限らないと考える。その上、設備の追加は、既にアクティブ運用されているシステムへの増設工事となること、しかも再処理事業所のプラントは竣工前とはいえ、設置から20年以上経過し、既に老朽化を考慮すべき段階であること、を考</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>えると、追加工事の実施自体がリスクである。追加工事に従事する作業者の被ばくも懸念される。こうした追加対策が必要とされること自体、再処理プラント運転の危険性の裏返しである。このような机上審査で「適合」とするのは、現実の様々な危険を見落としていると言わざるを得ない。再処理プラントは運転せず、廃止措置とすべきである。</p>
0611E086	<p>約 46 トンのプルトニウム、使用済み核燃料内にある約 144 トンのプルトニウム、約 18000 トンの高レベル放射性廃棄物。これらの保管・管理の方法も場所も決まらない中で、プルトニウムとともに膨大な核のゴミを製造・排出する六ヶ所再処理工場の稼働は認められない。○再処理は、各工程において、大量の気体・液体・固体の猛毒性放射性廃棄物が発生し、その一部は直接、大気や海洋の環境中に放出する○再処理工場は、地上の核施設の中でも最大級の放射能取扱施設であり、化学工場であり、環境汚染の源。○再処理工場の最大の問題はなんといっても、環境に対する放射能の放出量の大きさ。大型原発に比べてさえ、再処理工場の放射能放出が大きく“たれ流し”。○六ヶ所再処理工場で大事故が起こったら、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになる。例：ヨーロッパ中央部で起こったら何千万人という死者（IRS-290 報告）。○ドイツのヴォツカースドルフ再処理工場の計画崩壊（1989 年）が示すように、再処理に経済性はない。○六ヶ所再処理工場計画は最初からか、途中からかは別にして、ダミー計画と化し、電力会社にとって真に欲しいのは使用済み燃料置き場（再処理工場のプール部分）のみ。六ヶ所再処理工場は、文字通り、原発のゴミため以外の何物でもない。</p>
0612E001	<p>六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層についての知見について、審査は原燃による一方的な説明だけとなっている。その上現地調査も知見との関係が不明なまま終わっており、結果的に何も考慮されなかった。論文で指摘した本人を含め、専門家による検討を行うべきであります。地震の評価については現在裁判で争点となり、評価の可否もいくつかある中で一方的に推進する側に有利と思われる地震調査委員会の経験式ではなく、既往最大の 2011 年 4 月 11 日宮城県沖の地震における推測値のうち、保守的な値を使い中立的な立場で審査すべきと考えます。そのうえで、ばらつきや不確かさを考慮すべきではありませんか。</p>
0612E002	<p>六ヶ所再処理施設の稼働に反対します。</p>
0612E003	<p>再処理は国際社会から見ても危険とされている上、余分なプルトニウムがたまり続け、問題が多過ぎます。また、再処理をする際に放出される放射能が地域や海を汚染することも阻止しなければ、未来にツケを残すこととなります。もう破綻している再処理計画は止めるしかありません。これ以上、お金をつぎ込むことなく、再処理の方針を見直してください。勇気ある決断をお願いします。</p>
0612E004	<p>以下のリンクより、グリーンピース・ドイツ 核問題シニアスペシャリスト ショーン・バーニーよりの提出をご査収いただけますようお願いいたします。 https://storage.googleapis.com/planet4-japan-stateless/2020/06/8004a30b-gp_submission_rokkasho_20200612.pdf</p>
0612E005	<p>原子力規制委員会による再処理工場の審査は、当初半年で終わるとされていましたが、審査書案が了承されるまで約 1 万ページの補正申請書が 20 回再提出され、6 年 4 ヶ月かかりました。10 月から設計工事の方法の認可申請書の審査が行われるそうですが、更田委員長は 5 月 13 日の記者会見で 1 年くらいかかると言っていました。半年で終わるはずが 6 年 4 ヶ月掛かったの</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>だから、1年で終わるはずが12年くらいはかかると思っていればいいのでしょうか。なお、申請者は2011年上期の竣工を未だに変えていませんが、更田委員長の発言を無視してでも工期を間に合わせようとしている申請者に対して、誰が苦言を呈するべきなのか。取り締まるべきは経済産業大臣なのか、再処理工場の運転・管理を委託した使用済燃料再処理機構なのか、いずれにしろ、事故・トラブル続きの申請者に未だ再処理事業を委託するのは、もはや正気の沙汰ではない。このままでは、ブレーキの壊れたダンプカーのように、近い将来重大事故で再処理工場が破壊されて停止するのを待つしかない 安倍首相の言う、世界一厳しい規制をするのが原子力規制委員会なら、出来もしない竣工計画を直ぐにも訂正しない申請者から、再処理事業者の資格を剥奪すべきではないか。その上で、再処理工場の中に貯まっている核のゴミの処理・処分を行う会社に作りなおしたらどうか。六ヶ所再処理工場に関わる事業者は申請者がトップバッターで唯一のバッターと更田委員長が述べており、運転と後始末含めて100年も存続するのは難しいだろう。だが、世界には核のゴミの処理・処分に困っている原発や再処理工場が沢山あるので、今から核のゴミの処理・処分の分野に転身することで、世界進出することが出来る。しかも、核のゴミの管理は少なくとも10万年単位で必要だ。六ヶ所再処理工場で再処理すると、管理期間が数千年になるというが、超長期間の継続が必要で100年で終わる事業よりはましだ。この際、規制委側の見解を無視する申請者に、これ以上技術的指導を行わず、審査書案を破棄して、設計工事の方法の認可申請書の提出を受け取らぬようにすべきではないか。</p>
0612E006	<p>希ガス、トリチウム、炭素-14について全量放出を認めているのはおかしい。基準規則第21条は、大気中や海に放出する放射能を、「線量を十分に低減できるよう…処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設を設けなければならない」と定めている。放射能放出を可能な限り低く抑える義務を原燃は果たしていないのだから、六ヶ所再処理工場の運転を許可するべきではない。</p>
0612E007	<p>既に海外で処理されたプルトニウムでさえ使うのを苦労しているのに、日本国内に再処理工場は不要です。そして、再処理を行えば発生する高レベル放射性廃棄物はどこへ持っていくのでしょうか。同時にプラント自体も放射能で汚染されます。何十年か後に解体する際はどうするのか。工場を完成させることはゼネコン利権でしょうが、例え完成したとしても絶対に動かしてはなりません。</p>
0612E008	<p>放出された放射能が、土壌などに蓄積されることを考慮すべきである。施設周辺の被ばく線量評価が、毎年一定であるとは考えられない。放出され地上に降り注いだ放射能は、1年ですべてなくなるわけではないので、年々多くなっていくはずである。この蓄積の効果を評価していないので、審査をやり直すべきである。</p>
0612E009	<p>核燃サイクルに反対・再処理工場の稼働に反対</p>
0612E010	<p>審査書案4頁「再処理の事業を適格に遂行するための技術的能力」について日本原燃は以下の理由により再処理の事業者として不適格です。1. 不安定で最も危険な高レベル廃液のガラス固化にアクティブ試験において失敗している。2008.2から2013.5にかけて約95m³の廃液を289本のガラス固化体に閉じ込めております。これは1体0.33m³の閉じ込めになり、国会でも答弁がありました日本原燃の当初計画ガラス固化体1体当たり0.52m³の約6割である</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>こと。また A 系溶融炉の事前確認試験では実廃液を使用せず天井レンガが壊れたまま実施して済ませていること。9回もガラス固化不調によるために竣工延期をしていること。モデルとなった東海再処理施設でも昨年7月固化を失敗し現在休止中であること。英国からの返還固化体とセシウム137の閉じ込め比較をすると、英国の約 1/5 の閉じ込めになっていること。東海工場は1995. 1から、六ヶ所再処理工場は2007. 11からガラス固化を開始し各々25年、13年経過しているが未だに技術が確立されていない、これは未完成な原理的に問題がある技術としか言いようがない。一体何年研究するとまともな固化体ができるのか、その間国民が大きなリスクを背負いこむことになる。もうとうに限度を超えている。技術的に見込みがないことは明白だ。2) 使用済み燃料を使用した試験中、空にクリプトン85を、海洋に高濃度のトリチウムを大量に放出している。海洋放出について見るとトリチウムについて最大は007年度に1300兆ベクレルも放出している。このような大量な放射能を放出する工場は環境基本法違反であり、技術的に資格がない。3) 海洋へ2006年度から2008年度にかけて大量のトリチウム汚染水を放出し、モニタリング結果数十回海水を測定し全て不検出としている。東北電力や環境科学技術研究所で同じ海域の海水から検出しているに拘らず不検出はデータ操作としか考えられない。測定技術が全く信頼できない。</p>
0612E011	<p>六ヶ所再処理事業は行う意味がない。よって行う必要もなく、行う意味もない。よって再処理を行ってはならない。1. 技術がない六ヶ所再処理事業は2006年3月にアクティブ試験を開始したが、およそ14年という長い年月をかけ、24回もの終了延長を繰り返している。それでも延々と続ける事業は、再処理事業以外にはあり得ない。その根本原因は事業者の日本原燃に技術がないこと。2. 再処理の必要、つまりプルトニウムの使い道がないがなく、かつ有り余っているウランは乏しく、再処理によるプルトニウムでエネルギーを賄うという、50年も前の核燃料サイクル政策のもとに再処理を目指した。ところがプルトニウムを使うもんじゅは自己破綻し、世界的にもプルトニウム利用ではなく再生可能エネルギーを主流とする流れに変わっている。この流れに逆行し核燃料サイクル、プルトニウム利用を強引に推し進め、余剰プルトニウムを原発でMOX燃料として使う以外に方法がなく、世界の流れから何周も遅れているのが日本である。しかも、第2再処理工場を建設しMOX燃料の再処理をする計画を手放さない奇異な国である。MOX燃料が原発の使用済み核燃料の温度下がるまでに300年かかると、経済産業省が市民団体との質疑の場で発言した。これは、MOX燃料の始末を放棄したに等しい。再処理もMOXの再処理も無意味どころか、危険で金の無駄で将来に再処理施設の後始末まで押しつける愚策である。再処理をやってはならない。3. 日本原燃は技術的にも経済的にも破綻している。再処理を止めよ。事業者としての日本原燃は原発事業所からの出向者が主体で、技術がの継承が困難。そのため24回ものアクティブ試験の延長を続けている。その上、2016年に再処理の拠出金を預かる使用済み燃料再処理機構を上付けし、再処理継続を押しつけた。しかし稼働しない再処理に2500億円もの事業費を費やしている。このツケを補うのは誰で、どこの責任なのか。破綻した再処理に「国策」の首輪を付けて、国民に負担を強いる政策を廃止すべきだ。</p>
0612E012	<p>すでに破綻している核燃料サイクルやめるべきです。これ以上無駄遣いはしないで下さい。その</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E013	危険性が高い、既に破たんしているものにしがみつくなは終わりにしてください。政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべきです。全く意味のない事業です。
0612E014	六ヶ所再処理工場が着工されたのは 1993 年で、着工からすでに 27 年が経過している。完成前に配管や設備の老朽化が懸念される状況だが、審査書(案)では、その問題について十分に審査されていないのではないか。審査の過程には看過しがたい過誤欠落があると言わざるを得ない。このような審査は、全面的にやり直すべきである。
0612E015	日本原燃の再処理工場は、さまざまな事故・故障が続発、結局完成時期の延期を 24 回にわたって繰り返し、今日に至っている。このような企業に「重大事故防止に必要な技術的能力など再処理事業を遂行する技術的能力がある」とは到底思えない。
0612E016	日本原燃の再処理工場は、さまざまな事故・故障が続発、結局完成時期の延期を 24 回にわたって繰り返し、今日に至っている。原発や、再処理にしがみつくのは、地球の倫理に反している。なぜ、原発推進派の人たちは、気が付かないのだろうか。子ども達の未来に、放射性物質を先送りするな。
0612E017	審査書(案)に対する科学的・技術的な意見募集の前に、まず核燃料サイクル政策や再処理を進めることについて、議論が必要ではないか。コロナ禍のどさくさ紛れに、たった一か月で意見募集を締め切るのではなく、全国開智で公聴会を開催するなど、幅広く意見を聴く場を設けるべきである。
0612E018	全体について今回の件について、専門的な観点、技術的な観点からの、何人かの方のご意見を拝見しました。多分、みなさんがパブリックコメントを提出されていると思います。『核燃料サイクル事業』ありきの事業者(原燃)と原子力規制委員会との間で、話を合わせていて、パブリックコメント無視して、粛々と事業を進めるような卑怯な方法は止めてください。世界から見られているという意識を持って、嘘で固めた核燃料サイクル事業を終わらせましょう。P47 耐震設計方針について 耐震重要度の問題点として、耐震重要度分類はリスクを増しています。核燃料サイクル施設の中に安全上重要ではない施設はありません。安全度のSクラスからCクラスの分類の根拠がわかりません。P56 設計基準対象施設の地盤について(第6条関係) この事業地の地盤の悪さは明らかです。この地は地震多発地帯であり、活断層(六ヶ所断層)の真上なので、六ヶ所村の撓曲構造により地盤はひどい状態のはずです。P67 外部からの衝撃による損傷の防止について(第9条関係) 地震と津波を除いた「外部衝撃」の評価では、最も厳しいところを考慮していません。P78 火山の影響に対する設計方針について 火山の影響については、火砕降下物しか検討していないようです。他の事象の影響についての検討も必要です。P90 外部火災に対する設計方針について 外部火災評価が多方面から検討されていません。極めていいかげんです。P99 航空機落下に対する設計方針について 「対策をしないこと」についての記述があるだけです。事業者原燃と原子力規制委員会が、互いに真面目に検討しなくて良いものと考えているとしか思えません。P102 その他自然現象に対する設計方針について その他の自然現象について、様々な現象を予測すべきであり、「過去の観測記録」による対策だけでは充分ではありません。P104 自然現象の組合せについて 組み合わせに「津波」がないことは問題です。周辺火災との組み合わせの影響評価が恣意的なことが問題である。P106 再処理施設への人の不

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>法な侵入等の防止について(第 10 条関係) 物理的な人や機械などの侵入以外にも「サイバー攻撃」についても考慮する必要があります。P140 重大事故を仮定する際の考え方について 示された方法では、降下火砕物が除去できるとは思えません。P153 臨界事故への対策についてこの項で臨界事故を想定しているのは 8 箇所ですが、それ以外でも臨界事故は想定していなければなりません。</p>
0612E019	<p>再処理工場は閉鎖すべきである。高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめるべきだ。</p>
0612E020	<p>規制委員会は六ヶ所村の再処理工場に合格のお墨付きを与えたが、次の理由で、強く再考を求める。1) 全国の前発から使用済み核燃料を持ち込み、プルトニウムを作り出し、前発の燃料とするという計画は、08 年に失敗して以降、全く動いていない。すでにこの計画はエネ庁の机上のみで動いているだけであり、現場では破たんしている。その事実を直視すべきである。もんじゅもすでに閉鎖しており、事実上夢のプルサーマル計画は現実としては破たんしている。2) 再処理工場で取り扱うプルトニウムが毒性が非常に強いことが懸念される。もし事故を起こした場合、ウラン燃料の比ではない。その点が最も心配である。六ヶ所村の地盤は弱いと聞いている。地震国日本で何が起こるかわからないのであるから危険な再処理工場は稼働させるべきではない。3) 費用対効果が悪すぎる。ウラン燃料には 1 トン当たり 30 億円がかかるが、MOX 燃料はその 30 倍のコストがかかると言われている。経済効率の上からも非常に割高である。以上を考慮すると、高価で危険であるという点で税金の投入に適さない。よってこの計画は中止すべきである。なぜ規制委員会が合格させたのか、こちら聞きたいくらいである。</p>
0612E021	<p>・六ヶ所再処理工場は深刻なトラブルが相次ぎ、24 回も竣工が延期された。実際の核燃料を使ったアクティブ試験においても、白金族による目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩などが相次いだ。ガラス固化体にできず、危険な高レベル廃液がそのままに貯留されている。アクティブ試験の評価も行わず、稼働のための安全性審査をするのは本末転倒である。・六ヶ所再処理工場の必要性はまったくない。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻している。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではない。14 兆円もの巨費を投ずべきではない。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべき。・六ヶ所再処理工場は必要性がないどころか、動かせば、プルトニウムを生み出す。日本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められている。2018 年 7 月 31 日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、プルサーマルで使用する分しか運転しないとされているが、プルサーマルでどの程度使えるかも示されていない。しかもプルサーマルで使ったあとの使用済み MOX 燃料の処分についても示されていない。・六ヶ所再処理工場は、たいへん危険な施設である。現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す。しかも後述するように、海中放出においては通常の前発に適用されている告示濃度限度(濃度規制)が適用されていない。・必要性もなく、危険な施設であるのにもかかわらず、また稼働もどの程度</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>できるかわからない中、14兆円ともいわれる巨費が投じられようとしている。この費用は、再処理機構が各電力会社から使用済み核燃料に応じた拠出金を徴収し、日本原燃に委託の形でだされている。もともとは国民の電気料金である。・プルトニウムを増やせないため、また、各種トラブルが相次ぎ、再処理を進めることができないことがわかっているにもかかわらず、日本原燃の経営を安定化させるために、上記のように各電力会社から「再処理」を前提とした拠出金を出させることは経済合理性に反する。・以上の諸点について、政府はしっかりと国民に説明し、再処理事業そのものについて、国民からの意見聴取を行うべきである。＜アクティブ試験の検証前に審査を終わるべきではない＞・日本原燃は、実際の使用済み燃料を用いて、プルトニウムや核分裂生成物の取り扱いに係る、再処理施設の安全機能および機器・設備の性能を確認する「アクティブ試験」を2006年から開始しており、2008年にはガラス固化工程以外の試験を終了、2013年にはガラス固化試験を終了した。ところが、経済産業省も原子力規制委員会もその結果を検証していない。そもそも、このアクティブ試験の評価が終わらないうちは、審査を行うべきではなかった。・アクティブ試験では、数多くのトラブルが発生し、当該事業の実施可能性を疑わざるをえない問題が露呈した。事業実施面からも安全面からも多くの問題をはらんでいる。・たとえば、以下のようなトラブルについて、原子力規制委員会としても検証すべきである。（1）白金族が沈降・堆積して、詰まる（2）天井のレンガ片が落ちる（3）高レベル廃液150リットルが漏洩（4）高レベル廃液濃縮蒸発缶温度計部腐蝕による漏洩＜環境中への放射性物質の放出＞p.350～355・再処理工場の稼働は環境中への大量の放射性物質の放出をもたらす。たとえば、・日本原燃が公表している月別放出状況によれば、アクティブ試験中の2007年10月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約9,000万ベクレル/Lであった。これは、原子力発電所に適用される告示濃度限度6万ベクレル/Lの1500倍に該当する。・原子力発電所から放出される水に含まれる放射性物質については、原子炉規制法に基づき、核種ごとに告示濃度限度が設けられ、総和が1を超えてはならないとされている。これは再処理施設から海洋中に放出される排水には適用されない。それがなぜかを原子力規制委員会は示すべき。＜高レベル廃液貯槽の評価＞p.153～184・高レベル廃液貯槽（120立方メートル貯槽）、不溶解残渣廃液貯槽（70立方メートル）は、臨界事故を起こす可能性がある貯槽として審査されていない。・プルトニウムは比重が大きいので、攪拌が止まった場合、容器下部に沈降し、濃縮する可能性が指摘されている。こうした点に関して審査は行ったのか。</p>
0612E022	<p>1. 問題多い申請と審査（これまでの審査の過ちへの反省もなく同じことの繰り返し）（1）日本原燃に事業遂行の技術的能力が欠けていることは、これまでの長期間の失敗続きで明らかである。再処理工場設置事業は1993年に着工された。ところが現在に至るまで、様々な技術的トラブルが次々と発生し、27年たった今でも完成に程遠い。（2）この間の規制当局の判断・審査に過誤があった。・これまで、原燃から事業指定申請やその変更申請が度々あったが、その都度規制当局は、適正であると判断してきた。しかし、上記（1）の事態に鑑みれば、この判断・審査には大きな過誤があったと言えるのではないか。（3）今回の「使用済み燃料の冷却期間の変更」でも、原燃と原子力規制委員会は今までの経験を反省し、今までの姿勢を改めたとは到底思えない。1)原燃 高レベル濃縮廃液の冷却失敗で蒸発凝固の危険性を減らし、例え蒸発凝固</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>に至っても環境放出放射能を規制基準以下に下げたため、審査期間中にも関わらず以下の変更を行った。 a 原発から受け入れる使用済み燃料を、「原子炉から取りだし後1年以上原発で冷却したもの」としていたものを、「4年以上冷却したもの」に変更 b せん断開始までの期間を、「原子炉から取り出し後4年以上」としていた条件を、「15年以上」に変更。しかしこれらは、実質的に原燃は何もしないで済む対処法である。何より燃料条件を変えても、大きな事故から大量の放射性核物質が環境中に放出されてしまう再処理工場の危険性はついてまわる。例えば、臨界事故、使用済み燃料プールの冷却水喪失、放射性廃液の漏えい、有機溶媒火災、航空機の落下やミサイル攻撃による破壊等々である。こうした重大事故以外にも再処理工場には、次のような問題がある。・平常操業時にも、海洋に大量のトリチウムを放出する（環境破壊の最たるもの）・操業に伴い、大量のプルトニウムや汚染物質が生み出される。高速増殖炉が暗礁に乗り上げている中でプルトニウムは長期間危険で無用な厄介者である。・操業に伴い、大量の核廃棄物が出る。六ヶ所断層という活断層を無視、ないし、これとは比較にならない小さい断層、出戸西方断層と混同させて、軽視する。・再処理工場の前面の太平洋沖海底には長さ100km以上の大陸棚外縁断層があり、陸側に伸びた部分の地下深日本原燃のいところに六ヶ所断層がある。これにより、12.5万年前ないしは10万年前に作られた平らな地面が曲げられ海側に傾き下がっている（六ヶ所撓曲）。この間に活断層が活動した証である。再処理工場は、この六ヶ所断層という「活断層」に建設されている。新規規制基準では、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層上に重要構造物を建てることを禁止している。・ところが、原燃は再処理工場に影響を及ぼす最も重要な断層として、地下深い六ヶ所断層のうえにちょこっと乗る出戸西方断層を選び、長さを11kmと評価し、この断層により基準地震動を作っているのである。これは過小評価そのものと言わざるを得ない。2)規制委員会こうした大きな問題をたくさん持つ申請書にたいし、原子力規制委員会は今回も今までの規制当局と同様、事業者の言い分を妥当なものとする意見書案を作り、本会議で了承してしまった。2. 以上のように、規制委員会の審査書案は、事業者の言い分を鵜呑みにして、六ヶ所再処理工場の有する多くの危険性に目をつぶり、きわめて形式的で杜撰なものである。審査書案は廃棄し、再度、真摯に審査することを求める。</p>
0612E023	<p>IV-3. 5重大事故等対処設備（第33条関係）(p221) 「3. 審査過程における主な論点」の「(1)重大事故等対処設備の設計方針の検討」において、以下の記述がある。「申請者は、当初、重大事故等対処設備の設計方針について、外部事象を要因とした場合で代表できるとして。これに対して、規制委員会は、申請者の検討結果の中には、外部事象を要因とした場合で代表できないものがあることから、重大事故等対処設備の共通的な設計方針について、体系的な整理を求めた。申請者は、外部事象を要因とした場合に用いる設備と内部事象を要因とした場合のみに用いる設備とを区分して、それぞれに対して設計方針を設定するとの方針を示した。これにより、規制委員会は、申請者が、重大事故等対処設備の設計方針について、体系的な整理を行った上で、適切な検討をしたことを確認した。」これはわかりやすくまとめれば、「申請者はAと想定した。しかし規制委はAだけでは不十分であるとしてきた。すると申請者はA+Bだという変更案を出した。それは適切な対応であると規制委は判断した。」これは一般的</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>に言えば、一つの誘導が行われたと見ることが出来る。このままで審査通りませんよと誘導し、審査を通すことができる「回答」を暗示したのだ。このような記述は他にもいくつも見られる。一体審査とは何か。しかも審査書にこうした「規制委が誘導して書かせました」とする記述をいくつも載せている審査書は、それだけで失格だ。</p>
0612E024	<p>基本的にダメ。技術的うんぬんより、圧縮空気で水素を抑制したり、航空機落下も点でしかみてないし、地震がまたあるのでダメでしょ。原発で再利用のめどないし、プルトニウムだけ増やして世界から非難のまただ。税金の無駄遣いやめてくれ、事故が起きたら取り返しがつかない。</p>
0612E025	<p>・高レベル廃液貯槽(120 立方メートル貯槽)、不溶解残渣廃液貯槽(70 立方メートル)は、臨界事故を起こす可能性がある貯槽として審査されていない。・プルトニウムは比重が大きいため、攪拌が止まった場合、容器下部に沈降し、濃縮する可能性が指摘されている。こうした点に関して審査は行ったのか。・日本原燃は、実際の使用済燃料を用いて、プルトニウムや核分裂生成物の取り扱いに係る、再処理施設の安全機能および機器・設備の性能を確認する「アクティブ試験」を 2006 年から開始しており、2008 年にはガラス固化工程以外の試験を終了、2013 年にはガラス固化試験を終了した。ところが、経済産業省も原子力規制委員会もその結果を検証していない。</p>
0612E026	<p>・核燃料サイクル政策は海外でもあきらめており、日本でも、もんじゅの廃炉で、実現の可能性はないと思います。・再処理によって、高レベル廃棄物は減らせますが、その過程で再処理しない場合より大量の低レベル廃棄物が発生します。そのうえ再処理の過程が増える分、事故や被ばくのリスクも増えてしまいます。・これ以上六ヶ所再処理工場に多くの税金を使うことをやめてください。</p>
0612E027	<p>審査書全体に対して、意見があります。もう核燃料サイクルは破綻していますのに、危険なプルトニウムを放置し、作り出そうとするのは、危険極まりないです。人類の存続に及ぶものです。ホットパーティクル人間が吸い込むとどうなるのか、知っているのに平気で作ろうとするのは、悪魔の所業と言えるでしょう。すぐ辞めるべきです。再処理をすべきではないと考えます。</p>
0612E028	<p>六ヶ所再処理工場は、たいへん危険な施設である。現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す。しかも後述するように、海中放出においては通常原発に適用されている告示濃度限度(濃度規制)が適用されていない。</p>
0612E029	<p>はじめに原子力規制委員会が、新型コロナウイルス感染防止対策のために関係者が一堂に会して議論することができない状況の中で、1993 年の着工から 24 回も完工予定を延期、完成の見通しもたたない、「不要不急」の極みというべき六ヶ所再処理工場の安全審査を進め、規制適合との判断を示したことに強く抗議します。日本原燃には事業を的確に遂行するための技術的能力がありません。完工予定を 24 回も延期していることから、様々なトラブルを根本的に解決する技術的能力がないことは明らかです。アクティブ試験に入り施設が高レベルの放射性物質で汚染されてからでは対応が困難になるにもかかわらず、ウラン試験までの段階で十分な検証が完了していなかったと言わざるを得ません。アクティブ試験で様々なトラブルが続きましたが、特に致命的なのはガラス固化体製造工程です。ガラス溶融炉の構造的な欠陥により均一なガラス</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>固化体を作ることができないうえに、高レベル放射性廃液漏れが発生し、作業用のセル内を汚染してしまいました。これらの解決策が日本原燃から提出され、原子力規制委員会として審査して確実に工場を完成させて再処理事業を遂行できることを確認したのでしょうか。このような企業に技術的な能力があると判断するのは誤りです。日常的な放射能汚染について再処理工場は1日で原発1年分の放射能を放出すると言われていています。六ヶ所再処理工場もそうした基準で設置許可を受けていますが、それは安全基準ではなく、核燃料サイクル施設が日本の将来にとってなくてはならない施設であるという前提で、その運転のためには認めざるを得ない「我慢量」として定められたものです。日本は英仏で分離済みのプルトニウムを利用する計画を示すことができず、さらに国内でプルトニウムを分離することについては、国際的な監視の目はもちろん、原子力委員会も実際に消費できる以上のプルトニウムを製造することは望ましくないという見解を示しています。福島第一原発で発生した汚染水（ALPS 処理水）の海洋放出に関する議論で、更田委員長は再処理工場などと比較して、トリチウム水の海洋放出を支持する発言をしています。しかし、医療用も含めて人為的な追加被ばくはできる限り少ない方が良いという、放射線防護の基本原則に立ち返ってください。設置許可を受けた時の放出量を前提として審査するのではなく、再処理工場を完成させて稼働させる意味があるのか、立ち止まって議論する必要があります。福島原発事故を経験し、再生可能エネルギーが大きく伸びている中で、再処理工場が本格稼働したらどれだけの放射能が環境中に放出されるのか、それでもなくてはならない施設なのか、国民的な議論が必要です。</p>
0612E030	<p>IV-4. 6事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備及び手順等(第40条及び重大事故等防止技術的能力基準1.7関係)(p257) この中で「4. 審査過程における主な論点」について次のような記述がある。『審査の過程において、規制委員会が特に指摘を行い、確認した点は以下のとおりである。(1)放出抑制対策の柔軟性 申請者は、当初、可搬型放水砲による建屋への放水や海洋等への放射性物質の流出の抑制に係る対策の実効性について、説明をしていなかった。これに対して、規制委員会は、実行可能な限り一般公衆への影響を低減する観点から、気象条件や施設の状態に応じて柔軟な対応ができるよう対策の検討を求めるとともに、その実効性について説明を求めた。申請者は、ポンプ車の性能を最大限発揮できる系統構成とするとともに、気象条件や施設の状態に応じた柔軟な放水等が行えるよう手順等を整備するとの方針を示した。また、海洋等への放射性物質の流出の抑制対策についても、水質汚濁防止フェンスを柔軟に設置することとしたほか、放水した水が流れていく排水枘に放射性物質吸着材を敷設するなどの方針を示した。これにより、規制委員会は、申請者が、実行可能な限り一般公衆への影響を低減するよう柔軟な対策を採ることを確認した。』この内容を簡単にまとめると「事業者はA対策の説明をした。しかし規制委はこれに欠落があることを指摘した。すると事業者はあれこれと規制委の指示通りに追加対策を準備した。これについて規制委は了承した。」結局規制委の指示に従って、事業者は放水砲の運用や放射性物質の海洋拡散防止対策をしたということだ。これを審査と呼べるのだろうか。結局、規制委が作った方針を事業者にやらせているだけのことだ。規制委の知見以上のものは何一つ出てこない。たった5人の知見だけが日本の原子力安全行政を支えている。そんな危険な話は世界にも見当たらない。現在</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の規制委員の知見は、まさしくスーパーマンである。そんなはずがないだろう。これでは規制委の委員の誤りは原子力の機器に直結してしまう。このような規制基準の運用の仕方は全くの間違いだ。</p>
0612E031	<p>本審査書案が対象とした日本原燃株式会社による再処理事業所再処理事業変更許可申請は、受付けるべきではなかった。本審査は、本来行うべきではなかった。よって、本審査書案は決定保留とするべきである。理由：当該再処理事業は、国内の原子力発電所から出された使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出することを目的としているが、原子力委員会は 2018 年、プルトニウムの抽出は、「プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」と決定しており、当該再処理事業は、全国の原子力発電所のプルサーマルの実施計画と連動して、プルサーマルによるプルトニウム消費に見合う範囲でしか進められないことになる。一方、当該再処理事業の事業計画では、硬直的に使用済みウラン燃料を毎年 800t、40 年間（合計 32000t）処理する見込みで収入を見込んでいるという。今後、全国の原発のプルサーマル運転によるプルトニウム消費が、その処理見込みに見合わなければ、当該再処理事業は成立しない。そして、現在の国内の原発の状況を見れば、プルサーマル運転で事業計画通りのプルトニウム消費が見込めないことは、かなり明白に予想される。成立しない可能性が一定以上ある事業について、適合性審査を行うことは、審査業務が公費を用いているならばことさらに慎重でなければならない。原子力規制委員会は、当該事業が、国の方針に即して事業として成立するかどうかの検討を行う以前に、当該事業にかかわる事業変更許可申請の審査を始めるべきではなかった。審査は既に行われ、審査書案が書かれてしまったが、審査書案はそのまま案として、当該事業が事業として成立する見通しが確かなものとなるまで、決定保留とするべきである。</p>
0612E032	<p>1)P.162「4-1. 2. 2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策」 「冷却機能の喪失による蒸発乾固とは、(中略)最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう」とあるが、乾燥・固化以降はタンクが高温になり、自己の崩壊熱も加わって、放射性物質が溶け、気体となって放出されていく。乾燥・固化以降の危険を根等において危険性を評価すべきである。2)P.144「個々の重大事故の発生の仮定 臨界事故」臨界事故のシミュレーションが一時貯槽で行われており、高レベル廃液と不溶解廃液貯槽が含まれていない。即ち、臨界事故を起こす可能性のある最も危険な貯槽が評価対象になっていない。事は人類の存続さえ危うくなる程のリスクである。福島原発事故は想定外のことによって発生したという東京電力の見解があるが、重大事故に関する評価は、想定し得る最リスクを前提に評価でしなくては意味がない。3)重大事故に関する認識について再処理工場は、原発にて閉じ込められている高レベル放射性廃液タンクのベールを剥がし、高濃度の放射性物質が臨界事故を起こしやすい環境となり、放射性物質の自己崩壊などによって絶えず水素が発生するなど、原発に比べて重大事故のリスクが格段に高い施設である。意見書におけるシミュレーション結果や様々な記述にそうした緊張感が認められない。一旦事故が起こったらその被害は福島原発の比ではないことを念頭に、評価をやり直すべきである。4)ガラス固化平成 18 年から実施しているアクティブ試験におけるガラス固化行程において、白金族が沈下して詰まりを起こしたり、溶解物の温度が一定しなかったり、レンガ落下事</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>故を起こしたりして、成功に至っていない。フランスやイギリスでのガラス固化物よりも、高レベル廃液の封じ込め率が低く、実用的でない。大事な一工程のテストが成功に至っておらず、また成功する目処が立っていない中で、この再処理事業に合格を与えることは不合理と言わざるを得ない。5) 放出管理目標値放射性物質の大気や海洋への放出量が、既存の原発よりも格段に大きく容認されている。例えば、福島原発汚染水のトリチウム総量は約 860 兆ベクレルであるのに対し、六ヶ所村再処理工場から海洋に放出される年間管理目標値は 9700 兆ベクレルである。その他の放射性物質においても、全国のすべての原発から排出される年間総量を超える量が六ヶ所村再処理工場から排出されている。環境に与える影響は、それが原発からであっても、再処理工場からであっても同じであり、環境破壊を及ぼさぬために設けられている規制値は同じく再処理工場にも適用されるべきである。その規制値に耐えられない事業であるならば、その事業を認めることは不合理である。福島原発事故以降、環境基本法 13 条が削除され、放射性物質も公害物質として関連法で規制されることになったが、環境基準等が定められておらず、それをよいことに放射性物質が垂れ流し状態にあることは誠に遺憾である。早急に環境基準等を定めるべきである。6) パブリックコメントに対する結果の公開について提出されたパブリックコメントが、どのようなプロセスや見解をもって、どのような結果になったのか、明らかにすべきである。</p>
0612E033	<p>「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見<該当箇所> 43頁～46頁「3. 震源を特定せず策定する地震動」(P43)「4. 基準地震動の策定」の「(2) 震源を特定せず策定する地震動」(P46) <内容> 他の原子力施設においても同様であるが、震源を特定せず策定する地震動の基準地震動の最大加速度 620cm/s^2 (水平方向)、320cm/s^2 (鉛直方向) は過少である。審査ガイドで収集対象とした地震の他に 2004 年北海道留萌支庁南部地震 (M6.1、Mw5.7) と 2000 年鳥取県西部地震 (M7.3、Mw6.6) での観測記録を取り入れて 620 ガルとしているが、不十分である。少なくとも、前原子力規制委員である島崎邦彦氏が、2008 年「予め震源が特定できない地震の最大規模は、M7.1 程度と考えられる。」と述べていることから、『M7.1 程度以下』の地震すべてと震源を予め特定しにくい地震観測記録を包絡する形で地震動を想定すべきである。また、震源近傍での観測記録の不足を補い、「震源を特定せず策定する地震動」の応答スペクトルによる評価の信頼性を向上させるために旧原子力安全基盤機構 (JNES) が行っていた断層モデルでの地震動評価では、横ずれ断層による M5.5 から M6.5 の地震でも、震源近傍の地震基盤表面で 1000 ガルを超える場合があり、M6.5 では 1340 ガルにもなりうる事が報告されている。従って、この値を「震源を特定せず策定する地震動」として採用すべきである。またこの値は、六ヶ所再処理工場の基準地震動 S_s の最大値とされている 700cm/s^2 を上回っているので、設備・機器の耐震設計も大幅に見直す必要がある。「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」には、「策定された基準地震動の妥当性については、「最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認する。」と書かれていることを無視してはならない。</p>
0612E034	<p>日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可 申請書に関する審査書(案)に対する科学的・技術的意見 2020 年 6 月 12 日全体について 審査書全体を詳細に読み込んで科学的・技術的に泉温の見地から意見を述べたり問題点を指摘することができる人はごく</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>一部に限られているだろう。しかし限られた狭い専門家の見識を問うことはパブリックコメントの趣旨に反する。よって、個々の詳細な内容についての指摘でなく、より広く全体についての一般市民からの意見にこそ耳を傾けるべきである。再処理工場は、当初の完成予定から23年を経た現在までまともに稼働していない。まともに稼働したとすると、今後プルトニウム保有量が増え続けることになる。プルトニウムをMOX燃料として軽水炉で消費するには限界がある。高速増殖炉の開発は行き詰っており、「核燃料サイクル」は科学的に破綻している。いくら審査基準に適合して「正しい」としても、現実的におかしい。事業採算性においても、そもそも原発コストは事故処理費用や将来にわたる放射性廃物の管理費用を含めれば安くない。MOX燃料はさらにコストが高く、その冷却には300年かかるとされており、再処理技術も確立していない。事業採算性の点で科学的に破綻している。原発の再稼働・新設は今後一切行わず、再処理も行わず、核エネルギー利用の開発や利用は、今後一切やめるべきである。それに代えて2050年までに自然エネルギー100%の社会の構築を目指すべきである。</p>
0612E035	<p>再処理工場を動かすのは、危険です。止めてください。周辺の人々、動物、植物など、すでにあらゆる生命が脅かされています。これ以上プルトニウムを拡散させないでください。</p>
0612E036	<p>p.45～「4.基準地震動の策定」本件原発の基準地震動は、少なくとも東京電力柏崎刈羽原発における中越沖地震時の推定解放基盤表面での加速度（はざとり波）1699ガルを踏まえて1700ガルとすべきであるところ、最大でも700ガルと設定され、おそろしく過小評価であり、到底認められない。また、2016年発生の熊本地震のような強い揺れに繰り返し見舞われる事態も想定し、これに耐え得ることを確認すべきである。</p>
0612E037	<p>・再処理工場を稼働させた場合の放射性物質の放出による影響等について検討がなされるべき。そうしたことがきちんとされずに、稼働されることは決してあってはいけない。環境に対し、取り返しのつかないことになる。・なぜ工場を動かす必要があるのか。「核燃料サイクル」自体の必要性、妥当性、経済性がそもそもない。・プルトニウムを生み出すことについて、どのように考えているのか。エネ基との整合性が取れていないことになる。・臨界事故を起こす可能性のある貯槽（高レベル廃液貯槽や不溶解残渣廃液貯槽）がきちんと審査されていない。・MOX燃料の処分方法が確定していないのに、本当に再処理をしまっていていいのか。・アクティブ試験の評価も行わずに、どうしてガラス固化体を作れることになるのか？・事故が起きた場合や、将来事故が発生した場合の責任の所在はどこになるのか。どのように現状回復するつもりか。（環境面、金銭面ともに）・破綻した「核燃料サイクル」を今動かしてしまうことに対して、本当に規制庁は一人一人、責任をもてるのか。</p>
0612E038	<p>以下に六ヶ所再処理工場の稼働に反対する理由を書かせて頂きます。・原発が1年で放出する放射能を再処理工場は1日で放出する。・原子力発電所の原子炉30基が1年で使用して出た使用済み核燃料を1年で取り扱う。・その使用済み核燃料中には、燃え残りのウラン・核分裂生成物・新たに生まれるプルトニウムが入っているが、それらを分離・取り出しするために燃料棒（被覆管）を細かく裁断する作業において大量の放射性核種が放出される。原子力発電所においてはこの燃料棒を裁断する、という作業は行っていないしかつ原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋という3重の壁の中にあるにもかかわらず原発敷地内には大量の放射性核種</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>が発生している。いわんやその3重の壁の中にある燃料棒を裁断すればそれとは比べ物にならない量の放射性核種が六ヶ所再処理工場敷地内に放出されることになる。・液体として放出される予定の放射性核種のうち一つであるトリチウムは濃度規制がない。福島第一から放出されようとしているトリチウム水は1L あたり1500ベクレル以下と規制されているのに総量規制がないのはおかしい。・日本原燃はそれにより放出されるトリチウムは 22 ベクレル/年だから問題ないとしているが、この前提となる計算方法があまりにも低く見積もるための‘仮定’にもとづいて全く不正確。・放射性ヨウ素の放出基準もかなり過小評価されている。原子力発電所における海水から海藻類への濃縮係数は「4000」という値が使われているが、六ヶ所再処理工場ではその半分の「2000」という値が使われている。原発よりはるかに大量の放射能を放出する再処理工場ではそれは絶対にありえない。・牛肉から摂取する放射能の量も、青森県民が1日に食べる量を6gとして計算しているが、青森県が出したデータは20g。・ヨウ素129の経口摂取量も過小評価されている。最新の法令で定められている基準の計算式より被ばく量を3分の1に過小評価した計算式で算出されている。・ルテニウム106の放出量をラ・アーク再処理工場から放出された実績をもとに計算するとそれだけで1年で13マイクロシーベルト放出されるが、六ヶ所再処理工場から放出される量がその400分の1としているのはありえない。・日本原燃は放水される放射能は液体としてのみ挙動する、としているが英国セラフィールド再処理工場から放出されたプルトニウムは家庭の掃除機のチリからも検出された。・日本原燃は気体・液体として放出される放射能が均一に拡散し、どこかに沈着・蓄積することがない、としているが福島第一原発事故後の海水中のホットスポットの存在があったようにそんなことはありえない。・トリチウムは捕捉できるにもかかわらず、全量を放出するといっている。・一部トリチウムを気体として放出するとしているが、それが液体で放出するより17倍の被ばく量になると日本原燃自身が言っている。・炭素14も捕捉できるが捕捉しないで全量を放出すると言っている。・それらの捕捉をしない理由は経費がかかるから、という安全性より経済性を重視することは倫理的に許されない。・六ヶ所再処理工場の建設費は当初の予定の7600億円をはるかに超えて13兆円になると言われている。・東海再処理施設の稼働実績は20%。この20%を六ヶ所再処理工場にあてはめると、放射性廃棄物の処理費用は1トンあたり20億円。今までフランスと英国に処理してもらっていた時の費用は1トンあたり2億円。そしてその費用は我々国民が払う電気代に転嫁される。・再処理工場が40年稼働すると、放出されるクリプトン85の総量をガン死のリスク係数にあてはめると、世界で5000人がガンで死亡することになる。・日本の放射性物質のクリアランス基準は10マイクロシーベルトなのに日本原燃の過小評価によって算出されたそれさえも22マイクロシーベルトにもなる。・六ヶ所再処理工場は各原子力産業が製造工程の各過程を自らの利益のために獲得競争してきた継ぎはぎの行程作業による建造物。とても危険で稼働させられない。・「ガラス固化体製造工程」において「白金属元素が融けずに沈殿する」という問題を解決していない。・今までの製造・試験工程で幾度もトラブルや事故が起きていて稼働させるにはあまりにも危険すぎる。・そんな失敗続きで当初の稼働開始の予定であった1997年12月から今まで24回もその稼働が延期されている。そんな再処理工場が稼働してもとても安全に稼働できるとは思えない。・そもそも稼働する場合より稼働しない場合の方が経済的負担が少ない。そういう利益のでないもしくは</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>乏しいものを稼働させる合理的理由はない。以上の理由から六ヶ所再処理工場の稼働に反対します。</p>
0612E039	<p>p.83「以下のことから、火山ガイドを踏まえたものであることを確認した。・十和田及び八甲田山の巨大噴火の可能性評価として、火山学的調査を十分に 行った上で、現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないこと及び運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことから、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと評価していること。」としているが、改正火山ガイドの解説では、現在の火山学の知見では、設計対応不可能な火山事象が発生する時期及びその規模を適確に予測することができないとの前提に立つとされたはずであり、現在の火山学の知見では、巨大噴火が差し迫った状態であるかどうかを予測できないのに、「巨大噴火が差し迫った状態ではないこと及び運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことから、運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと評価」できるとするのは矛盾であり、認められない。</p>
0612E040	<p>六ヶ所再処理工場は、日常的に大量の放射能を大気や海に流しています。操業に反対します。核燃料サイクルは、すでに破たんしています。創業ではなく、核拡散しないために管理されることが必要です。</p>
0612E041	<p>第 2 章「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」可燃物を扱うこと、放射性物質保有量の大きさ、想定重大事故とその対策が原子炉の場合と大きく異なること、保証措置の一環として国際機関の査察を常に受けなければならないこと、2006 年に実施されたアクティブテストにより機器や配管の多くが高濃度に汚染されていて作業に支障があることなど、再処理事業・本工場特有の事項が考慮されていません。第 3 章「設計基準対象施設」容器が安全な形状寸法になっていたとしても、それは液体が静止した条件のもとであり、容器内でプルトニウム溶液が動いて片寄りが生じる条件のもとでは瞬間的に臨界に達する可能性があります。このことは、1958 年旧ソ連キシテム再処理施設の事故が前例としてあります。設計基準事象である基準地震動においてスロッシングによる臨界事故が生じてはならず、その評価と審査が行われていないことは安全確保上の重大な欠陥だと思います。また、発電用原子炉の場合は、非常用電源の要求に「多様性」が加わっており、更に独立した電源設備を有する「特定重大事故等対処設備」もあります。重大事故の際の被害想定で発電用原子炉を上回り、特有のリスクを多々抱える再処理施設の電源設備への要求が、発電用原子炉のそれを下回ってはならないと思いますが、要求は石油や化学品など可燃物を取り扱う一般的なプラントでも常識的な基本事項のみで、再処理施設としての特別な要求がないことは不十分だと思います。第 4 章「重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」臨界事故の発生は想定できないとするのはリスクの過小評価ではないでしょうか。スロッシングにより容器内でプルトニウム溶液の片寄りが生じて臨界事故が起きる可能性がありますので、これを考慮するべきだと思います。評価手法「希ガス及びよう素は総放出量評価においては評価対象外とする」で良いのでしょうか。規則第 28 条 3「再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」を順守するなら、長期的な影響が</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>小さいことを理由に、希ガスとよう素を対象外とするのは間違っており、短期的及び長期的な影響を及ぼすすべての放射性核種を対象とした実効線量評価の実施を求めたいと思います。その他「審査書(案)」には触れられていない項目・再処理施設で1日に放出される放射性物質の量は、原子力発電所が1年に出す量に相当すると言われている。また、高レベル放射性廃棄物が出来るため、万が一事故を起こした場合の被害も壊滅的と思われる。環境汚染が前提での事業を許容することは出来ません。・高レベル放射性廃棄物のガラス固化はいまだに実験炉段階であり、商業化できたとしても最終保管場所も決まっていません。誰も引き取りたくないものを作り出してしまう事業そのものに問題があると思います。・膨大な低レベル放射性廃棄物が発生し、その保管場所もありません。以上のことから、六ヶ所再処理施設事業はやめるべきだと思います。</p>
0612E042	<p>核燃サイクルに反対・再処理工場の稼働に反対いたします。1)福島第一原発事故はまだ収束していません。現時点あるいはある程度の長いスパンでみた将来においても、原発事故の対応は困難です。ですから、再び、原発事故を起こさないために、更なる稼働は避けるべきです。2)再処理工場を稼働すると、プルトニウムが生じます。そのプルトニウムの用途は原発に使うとすると限られ、余剰のプルトニウムの所有量が増大し、周辺諸国(世界)との間に不穏な緊張関係を創り出すことが予想されます。3)再処理工場を稼働することにより、様々な種類の放射性廃棄物が発生します。放射性廃棄物の処理方法が未確立の状況にあるなか、それらの危険極まりない物質が地球上に増え続けることは問題です。以上から、核燃サイクルに反対・再処理工場の稼働に反対いたします。</p>
0612E043	<p>p.84「敷地における降下火砕物の最大層厚を55cmと評価した。」とし、この最大層厚に対する各「設計方針」を確認したとしているが、55cmもの降灰に対して、外気取り入れ口に取り付けられたフィルタの交換や清掃が現実的に可能であるかどうか、また、そのような降灰環境において、非常用ディーゼル発電機への燃料供給は可能なのか、といった基本的な疑問がある。また、非常用ディーゼル発電機が7日間連続運転可能であるとしても、55cmもの降灰環境においては、その後も外部からの人的物的支援は陸路も空路も困難であると想定しての措置をすべきであるが、その記載がない。</p>
0612E044	<p>もんじゅの廃炉が決まりました。すでに国の核燃料サイクル政策は成り立ち難い状況です。これ以上進める意義は皆無です。ここにかけるお金は福島原発の対策に充てるべきです。</p>
0612E045	<p>審査書案 P10、11 P130～136 日常的な汚染について放射性の希ガス、炭素 14、トリチウムを全量放出するのは、基準規則第 21 条に違反する。これら処理する能力を持つ放射性廃棄物処理施設を作らなければならない。また、トリチウムの海洋放出については、原発と同様に濃度限度を設定すべきである。濃度限度もなしに垂れ流すのは、あまりにひどい。イギリスやフランスの再処理工場周辺では、再処理工場からの放射能が原因とみられる被害が出ている。これらの現実に目を閉ざすべきでない。よって、審査書案は取り下げるべきである。</p>
0612E046	<p>再処理工場は断念すべき。1、まず再処理 核燃サイクルは破綻している2、1日で原発1年分もの放射性物質をまき散らし、その被ばくで日本はもとより世界を汚染することになる3、もしスタートしたとしても、プルトニウムは46トンもあるので、それを使わずになぜまた増やすのか 国際的</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>流が敷地内まで届いた可能性があることから立地不適とすべき。3.日常的放射能汚染 審査書案 P10・11 P350～355 について ・トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度を設定すべき 4.アクティブ試験についての検証を行わない限り、本体再処理施設の審査を進めるべきではない。 ・ガラス固化が困難な状況でこれ以上高レベル廃液を増やすことはすべきではない。（高レベル廃液の危険性 審査書案 P153～184 P257～に 関連して）</p>
0612E049	<p>審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集と言いながら、2. 判断基準及び審査方針で、審査においては、規制委員会が定めたガイド等 * 1を参考とする云々とあり、その * 1の中には(8)基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第 1306192 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定)。以下「地震ガイド」という。)が入っている。平成 23 年 3 月の福島原発事故が、津波ではなく地震動による機器の破損を示すデータも出てきたと聞く。事故後 2 年 3 か月で規制委員会が作った審査ガイドを今だに参考としていること一点をあげても、最新の「科学的・技術的」審査がなされているとは認められない。</p>
0612E050	<p>p.114「(4)その他の要因による溢水に対する設計方針」「規制委員会は、申請者が、自然現象による屋外タンク等の破損等による溢水 について、壁、扉、堰等により溢水防護区画内への浸水を防止し、防護対象設備の安全機能が損なわれない設計としていることを確認した。」とあるが、「壁、扉、堰等」が地震等により機能せず溢水した場合を想定した対策を講じるべきであるところ、これについての記載がない。</p>
0612E051	<p>私は福島県に住む者として、六ヶ所の再処理事業は直ちにやめるべきだと考えます。核燃料サイクルの計画はとうに破綻しています。今回の審査も進めるべきではありません。理由はいくつもあります。活断層や火山の影響に関する評価はもっと専門家の意見を聞くべきです。ガラス固化が困難な状況でこれ以上高レベル廃液は増やすべきではないでしょう。トリチウムの海洋放出の問題も福島と同様です。また災害対策も全く不十分と言えます。再処理費用は元は電気料金、国民が負担しています。これ以上お金をつぎ込まないでください。</p>
0612E052	<p>科学的・技術的意見でないといけませんか？豊富な知識が無くても、放射能や、放射性廃棄物が危険だということは 3.11 で嫌と言うほど知っています。原発の存在そのものに反対しています。まして、それらの廃棄物を集めて処理し、高レベルの放射性廃液を生み出す施設などもっての外です。その廃液は一体どうするのですか？次世代に、子どもたちの未来に不要な危険すぎる重荷を背負わせないでください。必要のないものから生み出されるものの行き場を作り、世の中に存在してはいけないレベルの危険な物質を作るのはやめてください。原発も、再処理工場も、いりません。</p>
0612E053	<p>現在のコロナ禍の時期においては、万が一工場内で要請患者が出た場合、しかも地震やテロ等その他さまざまな事象により緊急事態が複合的に発生した場合取り返しがつかないので、万全の対策をとることの一つは操業を止めて密な状況を回避し、無理なスケジュールでアクティブ試験棟を行わないほうが良いと思う。そもそもこの再処理というものは、余剰プルトニウムを生み出し、高速増殖炉が現在見込めない状況で、MOX燃料を作るためだけに操業することはコストに全く見合わない。MOX燃料のほうがウラン燃料よりもはるかに高コストで、なおかつ使用済みM</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>OX燃料の始末はウラン燃料の使用済燃料よりもはるかに処理が難しい。審査においては経済的合理性を規制委員会ももっと考慮すべきである。総事業費に将来を含め何兆円かかり、廃止措置に何兆円かかり、それがすべて国民の税金あるいは電力ユーザーが負担すべきものであるならば、日本原燃はもう民間会社ではなく国有化すべきである。その上で再処理機構を解体し、もっとシンプルに事業者が身の丈に合った利益や処理費の範囲のなかで事業を本来行うべきもので、後始末だけを公的負担に押し付けられてはたまったものではない。もんじゅのように廃止すべきですみやかに再処理事業を中止することが、安全保障や経済的視点からも、あるいは倫理的にも合理的な事であると考えられる。よって、今回パブコメを行い科学的・技術的に適合するかを単に検証するのではなく、国益の観点から長期的にいままさに再処理自体を議論し、やめる時がきていると思う。そうすると資料済み燃料の行き場がなくなるというが、まさにトイレの無いマンション状態が問題なのであり、再処理工場も他の原発と同列に防災計画を策定すべきである。最後に排出されるトリチウムの濃度基準を設けるべきである。他の核種についても排出濃度基準を設け、高レベル廃液の保管には最善の注意を鋭意払うことをお願いしたい。</p>
0612E054	<p>六カ所村の再処理工場が今まで稼働できておらず、今後もこの施設が必要なのかの検討がありません。そもそも福島事故も想定外としたのなら全ての事故を想定するのは不可能という結果は既に出たということです。福島は収束のめども立たず、緊急事態宣言のままです。膨大な資料ですが、原電から出された資料を只書面で適合と。テロや航空機事故、地震・災害などにも建物は、大丈夫と。小学生が聞いてもあきれられる審査です。テロで電源が失われてもメルトダウンしかねない施設ではないですか。原子力の安全は、もはやありません。全て廃炉にし原発を止め、如何したら無事に廃炉にできるのか研究すべきです。子供たちに負の遺産を残してはいけません。危ない施設にお金をつぎ込むのは止めて下さい。膨大な資料を作成していますが、その為に年月と費用をかけて審査していますが、国の原発依存を訪うことから審査して下さい。また書面で本当に活断層だけでも判るはずがありません。今毎日日本中のどこかで地震が起きています。安全など有りません。福島の汚染水トリチウム他核種が問題になり、海に投棄など世界の海を汚染取り返しが付きません。六カ所施設でも、トリチウムを放出、値が発表されるのが、1ヶ月後、基準をオーバーしていても胡散霧消。青森のリンゴは、鳥が食べないという人のことも効きました。とにかく原発は全て止めて下さい。</p>
0612E055	<p>建屋が一般の原子力発電所より脆い上に 近くに石油備蓄基地があるなら、飛行禁止区域に設定してください高速増殖炉が運用できてないのに再処理は必要ありません。コスト的にも安全面でも使用済み燃料棒を保管した方が安全です。膨大な排出量で海をよごさないでください</p>
0612E056	<p>審査書案 P10、11 P130～136 日常的な汚染について原発ではウランの核分裂で生じた放射性物質(死の灰)は燃料棒の中に閉じ込められている。全国の原発の使用済燃料にたまっている死の灰を、再処理工場燃料棒を裁断することにより燃料棒の外に出すことにより、再処理の過程が始まる。再処理工場では、毎日原発重大事故が起こっているようなものである。しかるに、トリチウムの海洋放出について、濃度限度が設定されていないなど、あまりにずさんすぎる。被ばく線量が十分低いから大丈夫などの説明は、とても信じられない。アクティブ試験で得られた実際の放射能の観測値に基づかない、計算値での被ばく評価はやめ、アクティブ試験で得ら</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>れた実際の放射能の観測値に基づき再評価すべきである。よって、今の審査書案は取り下げるべきである。</p>
0612E057	<p>事業目的に正当性が何一つないので、核燃料再処理工場の稼働は断じて容認できません。その理由: 1. そもそも今後のエネルギー政策の議論が先にあるべきであり(日本がとるべきエネルギー政策として、「脱原発」を早急に決定することが先決)、核燃料再処理工場の稼働ありきの規制基準作成は無意味・無謀・無駄。2. 核燃料サイクルすでに破たんしている。核燃料を再処理する合理的理由は皆無であり、次世代への危険極まりない禍根を残す弊害しかない。なぜなら1) プルトニウムの使い道がない(使用予定だったもんじゅは廃炉決定; プルサーマルは当初予定の 16 ないし 18 基中 4 基のみ)。それ以上に問題は MOX 燃料がウラン燃料より遥かに危険で、使用済み MOX 燃料の後処理はウラン燃料より桁違いに厄介であり、事実上 1 回しか利用できず、サイクルにならない。日本政府はすでに分離プルトニウムを 46 トン保有している。ウラン資源が当初想定されていたよりもはるかに豊富にあることが分かったことで、ウラン資源には余裕があり、「限りある資源の有効活用」という大義も色あせた。2) 再処理に経済的な存在意義はない(総事業費は、建設・維持管理を含め 14 兆円に上る。続ければ実質上天井なし: 百兆円とも。燃料費だけでも MOX はウラン燃料の 30 倍高価)。稼働するには 2369 年まで電気料金として国民負担に。理不尽きわまりない。3. そもそもプルトニウムを絶対に利用してはならない(百害あって一利なし)。理由は 1) 危険性、倫理性: プルトニウムは世界中で最も危険な毒物である。核兵器の原料であり、ましてや、日常使うエネルギーの手段にするなどとは、言語道断である。2) 技術・経済性: そもそも技術的にも絶対に実用化できない。できても有害過ぎて犠牲が大きすぎる無駄な技術開発の努力をすべきではない。不可能がわかっているのにまともに、これがエネルギー源として実用化されると夢見て、無駄に巨額を投じ、危険きわまりない、とりかえしのつかない環境汚染と莫大な負の遺産を次世代に残すことを全く意に介せず、時間も無駄にするとすれば愚の骨頂であり、国の政策として狂気である(先進諸国は、危険性、倫理性、経済性、技術上の観点から 20 年もまえに高速増殖炉計画から撤退した)。4. 再処理工場は日常的に(平常運転時)も大量の放射能放出を前提としなければ稼働不可能な、大量の放射能放出を前提とする、地上の核施設の中でも最大級の放射能取扱い施設であり、化学工場であり、環境汚染の源施設である(海洋への放出放射能量は年間 47,000 人の経口致死量に相当し、大気への放出量は 5,700 人の吸入致死量相当する(「三陸の海を放射能から守る岩手の会」による試算)。原発重大事故のおよそ 20 回分のプルトニウムが 1 年間に放出される。スリーマイル島原発事故で放出された全希ガスの 3.6 倍のクリプトン 85 が 1 年間に放出される。トリチウムは、原発規制基準の約 2700 倍のトリチウム廃液が 1 日おきに海洋へ放出される)。希ガス、トリチウム及び炭素 14 は何の除去措置をとることなく全量が大気と海に放出される。これは政府公認の犯罪行為というべきだ。経済性を理由に、環境中に放出する核種を認められてきたが、日常的に空・海にたれ流す放射能によって、住民と農作物(農民)、海産物(漁民)が深刻な被害(事業者側の評価の 100 倍以上もの汚染と被曝)を受ける可能性がある。たとえば、・集団被ばく; ・セラフィールド(英)やラ・アーグ(仏)再処理工場周辺で多発している小児白血病(全英平均の 10 倍以上という頻度で小児白血病が過剰に発生している)・セラフィールド再処理工場に</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る汚染は、イギリス周辺海域にとどまらない。ノルウェイでも、セラフィールド再処理工場が放出したテクネチウムなどの放射能が魚介類から検出されている。このことは、ノルウェイの主要産業である漁業に打撃を与え、国際的な問題になっている。・排出基準が甘過ぎ。例えば、・影響評価は、都合よいように、妥当性に欠ける大甘な仮定・前提に基づききわめて不正確（ ）</p> <p>たとえば、・海底へのセシウムの蓄積、ヤマセによる吹き戻し等の影響無視 ・内部被ばくを故意に低くするための意図的な設定 ・分離したはずのプルトニウムが、廃液中に相当量が含まれて臨界を起こす危険があることを発見されたがこの議論がなされていない、等等。・仮に重大事故が発生すれば、その放出量は通常の原因事故をはるかに上回る恐れがある。（西ドイツ政府、ノルウェー政府の評価や さんの高レベル廃液事故のシミュレーション、ウラルの核惨等の高レベル廃液による事故評価や事実）</p>
0612E058	<p>液体による放射性物質の排出には、他の原発と同じ濃度規制を適用するよう強く求める。濃度規制は外す合理的理由はない。</p>
0612E059	<p>処理工場として建設期間が長すぎる。「うまくいかないから」というのが長すぎる。異様ではないですか。自然災害・飛行物落下・戦争など怖い事柄にたいして、防御仕切れるとは到底おもえません。かつこれらの後始末については、今の政府や電力会社など信頼できない。そもそも後始末不可能な相手でしょう。原子力の平和利用は無理ではないですか。龐大な研究の積み重ねから、すでに無理とっておいでではないですか。どうか自然の神様が「了解」と言ってくれるような生物の原点をおさえていただきたいです。私も質素な生活を心がけます。</p>
0612E060	<p>内閣総理大臣臨時代理国務大臣麻生太郎は、2017年4月28日に参議院において「御指摘の「アクティブ試験の第五ステップの終了報告」については、現時点において日本原燃から提出されておらず、御指摘の「アクティブ試験の第五ステップの終了報告」、「アクティブ試験全体の報告」及び「ガラス固化試験の終了報告」の取扱いについては、現時点においては決まっていない。」と答弁している。それにもかかわらず、8頁において「アクティブ試験における再処理施設の運転及び保守の経験を有している。」「申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した」とするのはおかしい。アクティブ試験全体の報告を国として評価した後に初めて「適切なものであることを確認」できるはずである。事業変更許可を下す前に、アクティブ試験全体の報告を評価すべきである。</p>
0612E061	<p>P26 地震のところ、六ヶ所断層が下にはっていると聞きました。どんなに設備をかけても真下にあるとどうにもならないと思う。また予算が大幅に増えていること、今後もどれだけかかるかわからない、しかもまだ一度もその恩恵をうけたこともないものにこんなに莫大なお金をかけていいのと思う。その負の遺産は子や孫にまで引き継がれてしまうし、何より危険性は10万年も続く、ということに気が遠くなるし、どう考えてもおかしい。その危険性をずっと永久的に子孫や生物全体に負わせることは本当に今を生きているものとしてやめたい。反対です。</p>
0612E062	<p>必要性もなく、危険な施設であるにもかかわらず、また稼働もどの程度できるかわからない中、14兆円ともいわれる巨費が投じられようとしている。この費用は、再処理機構が各電力会社から使用済み核燃料に応じた拠出金を徴収し、日本原燃に委託の形でだされている。もともとは国民の電気料金である。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E063	<p>「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見<該当箇所>31頁「震源として考慮する活断層の抽出」のcの大陸棚外縁断層について<内容>「太平洋側鷹架沼起き以北に確認されている大陸棚外縁断層については・・・第四紀後期更新世以降の活動はないものと評価した」とあるが、この断層とその延長線上にある六ヶ所断層については、事業者の主張のみをそのまま受け入れるのではなく、当該断層の存在と活動性に関する研究を行っている専門家の指摘や知見をもっと尊重すべきである。審査の過程できちんとヒアリングする機会を設けるべきであった。事業者は再処理工場を動かしたいと考えているので、都合の悪い情報を自ら積極的に報告することはないと考えて審査にあたらなければならない。これら断層は、再処理工場に極めて近く影響も大きいので、評価を誤ると重大な結果を招くことになる。</p>
0612E064	<p>福島第一原子力発電所事故は収束の目途もつかない状況です。事故の後始末の技術も持たない状況で、さらに新たな原子力施設を稼働させることには反対です。まずは事故の後始末を優先させてください。今も原子力のゴミは増え続けており、その処理を出来る技術もありません。今では原子力を廃棄する技術の研究が最優先すべきです。このままでは未来はないと考えます。</p>
0612E065	<p>六ヶ所再処理工場は、深刻なトラブルが相次ぎ、24回も竣工が延期された過去があります。しかも、実際の核燃料を使ったアクティブ試験においても、白金族による目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩などのトラブルが相次いでいます。さらに、ガラス固化体にできず、危険な高レベル廃液がそのままに貯留されている現状です。そうした中で、アクティブ試験の評価も行わず、稼働のための安全性審査をするのは本末転倒です加えてまた、もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルは、すでに破綻しています。その事から、六ヶ所再処理工場の必要性は無くなっています。また、使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではありません。さらに、こうした破綻した事業に対して、14兆円もの巨費を投ずべきではなく、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべきであることを、納税義務者である主権者として意見します。</p>
0612E066	<p>再処理について審査書(案)には触れられていないが、再処理工場は閉鎖すべきである。理由高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめるべきである。</p>
0612E067	<p>日常的な放射能放出による影響評価については、アクティブ試験における観測データによる検証が必要である。この地域特有のヤマセとうい気象現象などの影響を正しく評価しなければならない。</p>
0612E068	<p>II 再処理の事業を的確に遂行するための技術的能力について 審査書案では、「本申請が既に建設され、使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びに再処理設備本体の試験運転実績を有する再処理事業者に関するものであることを踏まえて、」具体的に審査を行ったとあるが、本申請の主体事業である日本原燃株式会社の(使用済み核燃料)再処理事業所が示す実績は、広く公に知られているように、事業の始動から30年以上経過するも度重なるトラブル・工事遅延・実験失敗によりいまだに完成に至らないという、その事業を的確に遂行するに足る技術的能力に欠けて</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>いることを疑うに十分なものである。しかし、本審査書案では、当該事業所がもつ数々のマイナスの「実績」を検証して、失敗の原因と解決方法を分析し、様々なトラブルや失敗を経てはいるが、かくかくしかじかの対策を講じて改善されたことにより、今後本事業を的確に遂行するに必要な技術的能力が獲得されたことを確認する、という審査を行った形跡が見られない。広く国民の関心を集めている「事業主体（日本原燃）及び再処理事業所（六ヶ所再処理施設）」は、事業遂行のための技術的能力があるのか（使用済み核燃料の再処理なんて本当にできるの？）という疑問を全く素通りして、おざなりに形式的に組織や技術者の数や品質管理書類や教育計画の整備体制（絵に描いた餅）をチェック（鑑賞）したに過ぎない。本審査書案が、3. 経歴（1）[6 頁]にまとめられた当該事業所の平成 4 年以後のきわめて長い失敗の歴史を、一つも検証することなく「実績」として適切なものであると確認していることは、本件審査が、当該事業所が当該事業を的確に遂行するための技術的能力について、実質的な審査を行うものではなく、初めから合格ありきの形式的手続きであったことを強く疑わせる。Ⅲ－Ⅴ 当該審査が、Ⅱにおいて、上記のような根本的な疑いを生じさせるとき、Ⅲ以下の審査も、厳密に、安全確保を目的に基準を満たしていることを審査しているのか、合格ありきではないか、同じ疑問を持たざるを得ない。Ⅲにおいては、採用されている基準地震動の設定や活断層の評価でも火山活動の影響評価でも甘さが見られ、事業所の設計が厳密に安全側を採って基準を満たしているとは認められない。また実際にガラス固化ができるかどうか分からない状況で、本来適合審査はあり得ない。重大事故としては、プルトニウムの臨界リスク、高レベル廃液が環境中に放出されるなど、最悪の事態を前提とするべきである。Ⅴは、手順書とそれに沿った体制を準備する計画等、審査項目に添って作成された文書をチェックするだけである。Ⅵ 本審査をもって、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理事業所再処理事業を規制基準適合とすることは認められない。本審査書案の撤回を求める。もし当該事業所の規制基準適合審査を行うのであれば、審査は、日本原燃が、30 年の長きにわたって、事業を的確に遂行する能力を示せない実態を検証するところから始めなければならない。</p>
0612E069	<p>安全性に懸念があり、稼働中には放射性物質を大量に放出し、核拡散の懸念を増やし、さらに経済的にも意味がない六ヶ所再処理工場の稼働は反対です。具体的理由は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル続きで 24 回も竣工が延期している ・実際の核燃料を使った試験においても、目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩等が相次いだ ・ガラス固化体ができず、危険な高レベル廃液がそのままに貯留されている ・アクティブ試験の評価も行わず、稼働のための安全性審査をするのは本末転倒 ・もんじゅの廃炉も決まり、使用済み MOX 燃料の処分の見通しも立たないのに 14 兆円も投ずるべきではない ・プルサーマルで使用する分しか稼働しないとしているが、プルサーマルは危険な上、その後の使用済み MOX 燃料の処分についても不明なまま ・日本は国際社会から、保有するプルトニウムの削減を求められているが、六ヶ所再処理工場の稼働はプルトニウムを生み出す ・六ヶ所再処理工場は、現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出し、海中放出においては通常の原発に適用されている告示濃度限度（濃度規制）が適用されていない ・アクティブ試験中の 2007 年 10 月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約 9,000 万ベクレル/L であり、原子力発電所に適用される告示濃度限度 6 万ベクレル/L の 1500 倍に該当するが、これが許されていいのか ・原子力

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>発電所から放出される水に含まれる放射性物質については、原子炉規制法に基づき、核種ごとに告示濃度限度が設けられ、総和が1を超えてはならないとされているが、再処理施設から海洋中に放出される排水には適用されない。それがなぜかを原子力規制委員会は示すべき以上</p>
0612E070	<p>1. 「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」組織について 規制委員会は日本原燃の提示した設計・工事・運転・保守の組織構成を適切なものであると確認したとあるが、どのように確認したのか不明である。どんな組織でも組織構成は重要であり、最良な組織構成が「そのとき」に成されるのは当たり前で、それでも組織の不正が発覚したり、事故が起きたりする。関電の原発マネー不正還流はその良い例の一つで、内部調査委員会での報告は不正を断罪する意図もなく、それ故当事者の副社長は退任後も表面に出ない役職で多額の年俸を得ていた。規制委員会は、原燃の上記組織を適切なものと認定するならば、具体的に根拠を示すべきである。2. 「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」2. 技術者の確保ここにガラスの専門家は入っているのか？大気汚染、水質汚染など環境汚染対策の専門家を配置すべき。3. 津波による損傷の防止（第8条関係）で、津波が本再処理施設の敷地高さへ到達しないことを確認したとある。データでの確認が現実に伴わないことがある。自然災害は予測がつかないという所から出発すべ。4. 火山の巨大噴火については、誰も確証の持てる予測はできない。十和田カルデラの巨大噴火で火砕流が敷地内まで届いた可能性があるとの見解に立つべき。再処理施設を作るべきでない。5. 再処理自体の目的がなくなっている。世界の環境意識の高まりから放射能物質を排出し続ける原発は廃炉になっていく。再処理して得たプルトニウムを使用する高速増殖炉は破綻した。取り出したプルトニウムを保持し続けるのは核拡散防止条約に違反し、MOX 燃料として使用し続けるには処理できない量だ。再処理は事実上破綻している。これ以上再処理工場に資金を投入するのは国費の無駄使い。</p>
0612E071	<p>・六ヶ所再処理工場は深刻なトラブルが相次ぎ、24 回も竣工が延期された。実際の核燃料を使ったアクティブ試験においても、白金族による目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩などが相次いだ。ガラス固化体にできず、危険な高レベル廃液がそのままに貯留されている。アクティブ試験の評価も行わず、稼働のための安全性審査をするのは本末転倒である。・六ヶ所再処理工場の必要性はまったくない。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻している。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではない。14 兆円もの巨費を投ずべきではない。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべき。・六ヶ所再処理工場は必要性がないどころか、動かせば、プルトニウムを生み出す。日本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められている。2018 年 7 月 31 日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、プルスーマルで使用する分しか運転しないとされているが、プルスーマルでどの程度使えるかも示されていない。しかもプルスーマルで使ったあとの使用済み MOX 燃料の処分についても示されていない。・六ヶ所再処理工場は、たいへん危険な施設である。現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す。しかも後述するように、海中放出においては通常原発に適用されている告示濃度限度（濃度規制）が適用されていない。・必要性もなく、危険な施設であるにもかかわらず、また稼働もどの程度</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>できるかわからない中、14兆円ともいわれる巨費が投じられようとしている。この費用は、再処理機構が各電力会社から使用済み核燃料に応じた拠出金を徴収し、日本原燃に委託の形でだされている。もともとは国民の電気料金である。・プルトニウムを増やせないため、また、各種トラブルが相次ぎ、再処理を進めることができないことがわかっているにもかかわらず、日本原燃の経営を安定化させるために、上記のように各電力会社から「再処理」を前提とした拠出金を出させることは経済合理性に反する。・以上の諸点について、政府はしっかりと国民に説明し、再処理事業そのものについて、国民からの意見聴取を行うべきである。＜アクティブ試験の検証前に審査を終わるべきではない＞・日本原燃は、実際の使用済み燃料を用いて、プルトニウムや核分裂生成物の取り扱いに係る、再処理施設の安全機能および機器・設備の性能を確認する「アクティブ試験」を2006年から開始しており、2008年にはガラス固化工程以外の試験を終了、2013年にはガラス固化試験を終了した。ところが、経済産業省も原子力規制委員会もその結果を検証していない。そもそも、このアクティブ試験の評価が終わらないうちは、審査を行うべきではなかった。・アクティブ試験では、数多くのトラブルが発生し、当該事業の実施可能性を疑わざるをえない問題が露呈した。事業実施面からも安全面からも多くの問題をはらんでいる。・たとえば、以下のようなトラブルについて、原子力規制委員会としても検証すべきである。（1）白金族が沈降・堆積して、詰まる（2）天井のレンガ片が落ちる（3）高レベル廃液150リットルが漏洩（4）高レベル廃液濃縮蒸発缶温度計部腐蝕による漏洩＜環境中への放射性物質の放出＞p.350～355・再処理工場の稼働は環境中への大量の放射性物質の放出をもたらす。たとえば、・日本原燃が公表している月別放出状況によれば、アクティブ試験中の2007年10月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約9,000万ベクレル/Lであった。これは、原子力発電所に適用される告示濃度限度6万ベクレル/Lの1500倍に該当する。・原子力発電所から放出される水に含まれる放射性物質については、原子炉規制法に基づき、核種ごとに告示濃度限度が設けられ、総和が1を超えてはならないとされている。これは再処理施設から海洋中に放出される排水には適用されない。それがなぜかを原子力規制委員会は示すべき。＜高レベル廃液貯槽の評価＞p.153～184・高レベル廃液貯槽（120立方メートル貯槽）、不溶解残渣廃液貯槽（70立方メートル）は、臨界事故を起こす可能性がある貯槽として審査されていない。・プルトニウムは比重が大きいので、攪拌が止まった場合、容器下部に沈降し、濃縮する可能性が指摘されている。こうした点に関して審査は行ったのか。</p>
0612E072	<p>六ヶ所再処理工場は動かすべきではない。六ヶ所再処理工場がある事で、普通の原子力発電所が1年間に放出する放射能を一日で放出するといわれているくらい大量な放射能を環境中に放出する。そして、使うあてのないプルトニウムを得るために、切り刻む為、元の燃料棒の一億倍もの放射能を作り出す。そしてその作り出されてしまった放射能まみれの放射性物質を何万年管理するのか？管理方法も管理者も今は何も分からない状態です。こんないい加減な事は即ストップするべきです。</p>
0612E073	<p>第1章「はじめに」について まず、六ヶ所再処理施設自体、破綻しているプロジェクトではないのですか？建設以来、一度も成功裡に再処理プロセスを成し得ず、無駄に税金を使ってきたのは、周知の事実です。そのことを、今の政府と行政トップはどのように考えるのでしょうか？未来</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>の世代に責任を持てますか？これ以上の税金の無駄遣いは、金輪際、止めて欲しい。Ⅱ再処理事業を的確に遂行するための技術能力 再処理施設特有の事項が考慮されていず、極めて形式的かつ杜撰である。(理由)第Ⅱ章はこれまでに示されてきた発電用原子炉の審査書(川内を皮切りに女川まで)における「発電用原子炉」の単語を「再処理」に置き換えただけで、文章も中身も殆ど変わらない。例えば、可燃物を扱うこと、放射性物質保有量の大きさ、想定重大事故とその対策が原子炉の場合と大きく異なること(臨界、高レベル廃液の沸騰、水素爆発など)、保障措置の一環として国際機関の査察を常時受けねばならないこと、2006年に実施されたアクティブテストにより機器や配管の多くが高濃度に汚染されていて作業に支障があることなど、再処理事業ならびに本工場特有の事項が考慮されていず、極めて形式的かつ杜撰な審査が行われたといえます。再処理施設特有の事項を考慮した品質保証体制と教育・訓練のあるべき姿を再審査し、記述すべきです。Ⅱ再処理事業を的確に遂行するための技術的能力 事業遂行に必要な申請者の技術的能力が不十分であることが、これまでの事業実績から明らかであるにもかかわらず、それを看過している審査案は不適切です。この事項に関する厳正な審査を求めます。(理由)六ヶ所再処理工場設置の事業は、1992年に事業指定が認められ、1993年に着工された。それから27年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。国による設置許可あるいは事業指定が認められた原子力施設及び一般産業施設で、このように長期間にわたって完成しない例はないであろう(あるならば、明示されたい)。このことは、事業者の技術的能力が不十分である証左であると共に、原発からの高濃度汚染廃棄物の再処理が不可能であることも示唆しています。これまでの事業指定申請及びその変更申請の審査においても毎回、技術的能力は審査され、そのたびに規制当局は、技術的能力が事業を適格に遂行する上で適切であると認めてきた。設置事業が27年という長期間を経ても未完成である事実は、事業者の技術的能力を適切とする規制当局の判断に過誤があったことを示しています。今般の審査書案において、この点に関する審査機関としての自己反省は何ら見られず、事業者の説明を鵜呑みにして受け入れている感がある。従来と同じ轍を踏んではならず、設計、施工、検査、試験、保全、品質保証など事業遂行に必要なすべての技術的能力に関して、これまでの事業の長期未完成の実態を踏まえた厳格な検証を行う審査を求めます。</p>
0612E074	<p>2006年3月以降、実施されたアクティブ試験の検証は、どのように実施されたのか不明である。まずアクティブ試験の検証を行わなければ、審査は進められないはずである。アクティブ試験の検証を行ったうえで、審査の全面的なやり直しを求めます。</p>
0612E075	<p>六ヶ所再処理工場は、たいへん危険な施設である。現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す。しかも後述するように、海中放出においては通常原発に適用されている告示濃度限度(濃度規制)が適用されていない。</p>
0612E076	<p>再処理工場の稼働は環境中へ大量の放射性物質の放出をもたらす。たとえば、日本原燃が公表している月別放出状況によれば、アクティブ試験中の2007年10月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約9,000万ベクレル/Lであった。これは、原子力発電所に適用される告示濃度限度6万ベクレル/Lの1500倍に該当する。稼働中の放射能放出だけでも問題が大きいのに、そこ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	までして取り出したプルトニウムは使い道を持っていない。国際社会で使わない量のプルトニウムは持たないと約束している事に反する事になる。百害あって一利なしの六ヶ所再処理工場は稼働するべきではない。
0612E077	再処理工場の稼働に反対です。稼働したら、原発の一年分の放射性物質を、一日で出します。これは 10 年以上前に、 さんに教えてもらいました。放射能は遺伝子を傷つけるので、遺伝します。ヨウ素 129 の半減期は 1570 万年です。許されません。もんじゅの二の前です。世界が見限った再処理工場に固守しているのは、旧日本軍同様、重鎮の面子に忸度しているからだと思います。世界から落ちこぼれています。廃炉技術の研究で、人類に地球に貢献して下さい。
0612E078	六ヶ所再処理工場の必要性はまったくない。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻している。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではない。14 兆円もの巨費を投ずべきではない。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべき。
0612E079	六ヶ所再処理工場の稼働に反対します。
0612E080	新規制基準に適合すると認める審査書案反対します。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻しています。素人でも分かります。海外でももうあきらめていますよね。
0612E081	III-3.1 基準地震動基準地震動 700gal に対する耐震基本設計の成立性は、ストレステスト時の申請者の評価結果にもとづくと見通せない。ストレステストで評価された耐震裕度との整合性を審査すべきである。(理由) 2012 年 12 月に行われたストレステスト評価時の基準地震動 S_s は 450 gal であり、耐震裕度は以下の通り日本原燃は報告している。・冷却機能喪失による高レベル溶液の沸騰: 1.54 ~ 1.74 S_s ・冷却機能喪失による燃料貯蔵プールの沸騰: 1.75 S_s ・排気系の機能喪失による U・Pu 混合酸化物の過度の温度上昇: 1.50 S_s ・圧縮空気系の機能喪失による水素爆発: 1.50 S_s この評価結果からは、ストレステスト時の S_s 450 gal の 1.5 倍、675gal の地震が生じると、当施設は重大事故に至ることになるが、新規制基準適合性審査申請において策定された基準地震動 700gal はこの数値を超えている。このことから、基準地震動に対して、施設の一部は機能喪失を生じることを意味しており、基準地震動に対する耐震性が成立しないことが明らかである。審査において、ストレステストとの整合性が検討、審議された形跡が見られないが、もしそうだとすると、これは規制の連続性、一貫性の上で忌々しき問題であり、審査をやり直すべきである。
0612E082	核燃サイクルに反対です。再処理工場の稼働に反対です。原子力緊急事態宣言は継続中なのにこれ以上余計なことをしないでください。原発なんて原爆の材料を作るための物としか思えないし、人間がコントロールできるものではありません。危険すぎる。
0612E083	何十年経っても、未だに見通しすら立たず、延期は数知れず。いい加減にこの再処理の技術開発は諦めるべき。内心、無理だと思っているのでは？
0612E084	p130 27-29 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する線量評価結果は、発生事故当たり 5mSv を下回っており、本再処理施設周辺の公衆に放射線障害を及ぼすものではないことを確認した。〈意見〉発生事故当たり 5 ミリシーベルトを下回っているという計算結果は妥

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p> 当なものなのか、どうか非常に疑わしい。事故を小さく想定して、それによって公衆への放射線障害を及ぼすものではないことを確認したとあるが、この事故が連鎖的に起きた場合、どこまでの範囲が相当するのかが明らかにされていない。六ヶ所再処理工場は半径 5 km 以内が原子力防災の対象範囲とされているが、それを超える事故が起きないとされてきた。しかし蒸発・乾固の事故想定において、申請者の示す想定でも 30 km 先までその影響が呼ぶという表が示されたことがある。それでも、5 ミリシーベルトを下回っているという評価は妥当なのか。なお、規制委側が蒸発・乾固での事故の影響を低く評価するように求めたような疑いもあって、公衆への放射線障害を及ぼさないとと言われても、これは信用がならない。p208 1-3本再処理施設は、事業所外に保有する重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等について、事象発生後 6 日間までに支援を受けられる計画とする。〈意見〉緊急対策所に於いて一週間の対策をするということで予定されているので、7 日以降の用意がないということから、事象発生後 6 日までに支援を受けられる計画と定めた。だが、状況によっては 7 日間で対応ができるのか疑問である。大地震によって道路が寸断されたり、また火山の降灰で再処理工場に 55 センチまで降り積もった場合、途中の道路にはさらなる降灰が積もり、支援物資等の車両が運転できないということも想定される。6 日までに支援を受ける計画は、机上ではできるかもしれないが、実際にこのような日程で支援が受けるのが難しいのではないかと。こういう状態で、緊急対策所の支援対策がとれてと認定したことは、認め難い。再処理について〈意見〉高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また、日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめ、再処理工場は閉鎖すべきである。ガラス固化設備について〈意見〉ガラス固化技術は実験炉段階であり商業化できる段階ではない。1. 実験炉からスケールアップして現在の炉を設計したが、設計通りに作動していない。これは、溶液の物性値すら把握することが困難なことなどの理由で相似則が適用できていないことが原因と考えられる。流動状態の把握、物性値の測定など、基礎的な実験からやり直すべきである。2. 炉内の流動状況の解析(シミュレーション)は、温度分布を求めるための内部発熱項を含む通常の流体のエネルギー方程式と、速度分布を求めるための運動方程式(ナビエ-ストークス式)に、電導度の空間分布の時間変化を発熱項に反映させて求める必要があると考えられる。しかし、溶液の組成一つとっても成分の割合や、固相液相の状態すら定かではなく、ましてや密度、粘性係数や比熱、熱伝導率などほとんどの物性値も推定値を使用せざるを得ない状況であろう。得られる解析結果は極めて不十分なものに違いない。そして実験値と比較することもままならず検証ができないと思われる。3. このような系については、本来、シミュレーションだけで設計を行うのではなく、実験結果を加味して試行錯誤を繰り返しながら、炉など装置の改良を行うべきであろう。しかしながら溶液自体を容易に取り扱うことができないためそれができない。4. 本装置は液体供給式直接通電型セラミックメルト法(LFCM法)である。本方法では、ガラスを含む廃液の融解を通電加熱によるジュール熱によって行っているが、この方法では電気抵抗の大きい部分ほど発熱量が大きくなる。つまり、電気抵抗が小さい(電気伝導度が大きい)金属成分がリッチな場所は発熱量が少ないた </p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>め温度が上がらない。そのため、廃液内に発熱のムラができ、温度分布のムラになる。結果として、流動性のムラが生じる。単純に加熱電力の制御によって廃液の温度の増減を制御することができない構造になっている。廃液の量を少なくするか、ピンポイントで加熱を制御可能にするなどしない限り、抜本的な解決は困難と思われる。</p>
0612E085	<p>審査書案 P10、11 P130～136 日常的な汚染について 海流について実際に得られた試験の結果を反映していないので無効です。2002年8月市民団体が、再処理工場の放射能放出口付近からハガキ約1万枚を流し海流調査を行いました。その結果、ハガキは六ヶ所村泊漁港はもちろん、岩手県山田町の定置網、気仙沼市、仙台市沖、相馬市、ひたちなか市、銚子市などでみつき、さらには東京湾の入り口まで到達しました。「放射能は拡散され薄まるので問題ない」とは言えません。放射能は海岸に沿って流れ、湾にも入り込むのです。このような実際の試験を反映していない放射能汚染評価は無効です。審査書案は撤回すべきです。</p>
0612E086	<p>審査書案全体日本は「利用目的のないプルトニウムを持たない」という核不拡散の原則に反し、大量のプルトニウムを保有しています。このうえ、再処理工場を稼働させると、さらにプルトニウムが増えます。日本はプルトニウム保有量を減らす努力をしなければ、世界から批判を浴びます。六ヶ所再処理工場は、最初の申請から30年以上もたった老朽施設です。30年前の設計に後付けの施設を追加しても、超危険な高レベル廃液を抱えているので、作業員や周辺住民が被ばくし環境が破壊される事故が起こるリスクはなくなりません。再処理工場は史上最大の公害工場になる可能性があります。核燃料サイクルに将来的展望はなく、事故がなくても、再処理によって放射性廃棄物は増え、現在から未来世代にわたって環境負荷をかけることとなります。なぜ、原子力規制委員会は、6年半もかけて、再処理工場をなんとか合格させるための審査を行ってきたのでしょうか。再処理工場は閉鎖すべきです。無意味で有害な再処置工場には存在意義が全く見いだせないのです、この審査書案自体、不毛な文書だと思います。p12 保存期間を4年から15年に延ばしたことにより、「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は既許可申請書よりも低い値で設定する」としているが、トリチウムは減っても、長半減期の核種は変わりません。六ヶ所村住民には、被ばくを覚悟してもらうことを明確に伝えるべきです。p101 自衛隊又は米軍機の落下事故の想定は、もっと厳しく想定すべきだと思います。近くに天ヶ森射撃場や三沢基地があるのでリスクは高く、特に米軍は我が物顔に行動するので、確率は想定通りにはならないと思います。p130 周辺公衆の線量評価結果は、発生事故当たり5mSvを下回るとしているが、蒸発乾固後はそんな程度では済まない線量を被ばくすることになると考えられます。p153 臨界事故対応において、作業員への被ばく評価が欠落しています。p156 臨界事故対策の評価手法のところには「希ガス及びよう素は総放出量評価においては評価対象外とする」となっています。規制委委員会は短半減期核種による被ばく影響が重大であることを無視しています。このような評価手法を容認するのでは、作業員、周辺公衆を守れません。p163 蒸発乾固対策として、各種可搬型の設備を設置することになっているが、これらは人力による被ばく作業となります。大地震に見舞われた場合には、保管庫から出して必要な箇所に配置することが困難になることもあると思います。重大事故対策として、可搬型設備に頼るのは適切ではありません。常設型に変更すべきです。p175 水素爆発対策として可搬型設備に依存するのではなく、常設とし、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>遠隔操作とすべきです。p258 放射性物質放出抑制の最後の手段は放水砲となっていますが、あまりにもお粗末です。これで放射能をたたき落とせるとはだれも思いません。また、再処理工場は 55mのところにるので、放水砲の排水が環境汚染水となります。p286 緊急時対策所は重大事故時の運転制御機能をもっていない。原発と同様に特定重大事故等退所施設が必要だと思います。一定距離を確保した安全な場所から遠隔操作ができるようにするべきだと思います。以上</p>
0612E087	<p>審査書(案)全体についてもんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は破綻している。再処理事業は認められない。再処理費用の財源は、国民の電気料金であり、無駄で危険を伴う事業につき込むべきではない。プルサーマル計画は、非核国である日本にふさわしくない。そもそもプルトニウムをつくるべきではない。日常的放射能汚染 審査書案 10-11 ページ、350-355 ページ ガラス固化が困難な理由が十分検証されていないクリプトン放出の影響など、日常的な放射能放出について、アクティブ試験の観測値に基づく検証がない以上の検証がないため、再処理施設の審査も進められない高レベル廃液の危険性 審査書案 153-184 ページ、257 ページ-ガラス固化が困難な高レベル廃液を増やすのは危険すぎる高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣貯槽に含まれるプルトニウムが臨界を超える可能性が考慮されていない</p>
0612E088	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合には、以下の理由から反対します 1 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高めます 「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み燃料を処理し、その過程で大気や海に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3 キロメートル地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14 は(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海にはトリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一気に放出します。これは「原子力発電所が 1 年間に放出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった 1 日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方に広がり、東北地方はもとより東日本全域が放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害が生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じます 再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書「下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判」の中で、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1 ミリシーベルト圏は東京・横浜を超え、遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行いました。大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。</p>
0612E089	<p>六ヶ所村核燃料サイクルの再稼働に対し、日常的に廃棄等からクリプトン等を含む放射性希ガスが10KM以上の帯状になって地上に広がり広範な放射能被曝を引き起こすことは、地域住民の健康、自然さくもとなどの汚染を引き起こし良くない。また、工場から出てくる放射性廃液を沖合から流すと言っても、海洋汚染をされ、やっと自身の影響から立ち直ろうとする、三陸海岸の人々の所まで流れ、汚染し、海や魚海藻などにも影響を与え大なる環境破壊、汚染が。工業的技術で流したり、吐き出したりすることが可能であったとしても、環境、人々との暮らし・生活・健康に良いものでなければ使用できない技術である。核燃りよぶサイクルの再稼働は人々に害を与える前に、断念した方が良い。</p>
0612E090	<p>再処理事業によって取り出されるプルトニウムを基幹とする核燃料サイクル政策は、もんじゅの廃炉が決まったことにより完全に破綻した。利用目的のないプルトニウムを取り出す再処理事業は、これ以上進める必要性が全く無く、速やかに事業から撤退することが理に適ったものと言える。また、現在残っている高レベル廃液のガラス固化も順調に進むのか大いに疑問が残る。事業者が終了したとするアクティブ試験では虚偽報告の可能性もあり、順調に終了したとは考えにくい。再処理事業からの撤退と高レベル廃液の速やかなガラス固化を進めることを求める。</p>
0612E091	<p>1. 六ヶ所再処理工場がフル稼働した場合、大気に放出する放射性物質の量が川内原発の約4億倍もの膨大な放出が想定され、認可すべきではない。2020年5月15日の衆議院経済産業委員会質疑で宮川伸衆議院議員への答弁から明らかになった、六ヶ所再処理工場がフル稼働した場合、大気中に放出する放射性希ガスの量が、川内原発が8億1千万ベクレルに対し、六ヶ所再処理工場は約33京ベクレル放出すると想定され、約4億倍もの放出が想定されていると経済産業省が答弁した。このように大量の放射性物質を放出する決して認可されるべきではない。</p> <p>2. トリチウムなど放射性物質を川内原発の約391倍もの量を海に捨てることが前提の六ヶ所再処理工場は認可すべきではない。2020年5月15日の衆議院経済産業委員会質疑で宮川伸衆議院議員への答弁から明らかになった、平成29年度に川内原発が海洋中に放出したトリチウム46兆ベクレルに対し、六ヶ所再処理工場フル稼働により海に捨てるトリチウムの推定海洋放出量は約1京8兆ベクレルで、川内原発の約391倍と経済産業省が答弁した。このようにトリチウムなどを川内原発の約391倍もの膨大な量を海に捨てることが前提の六ヶ所再処理工場は認可すべきではない。</p> <p>3. 六ヶ所再処理工場がフル稼働した場合、放射性物質のトリチウムが福島第1原発の汚染水トリチウムの約20倍物濃度の海洋放出を認めてはならない。2020年5月15日の衆議院経済産業委員会質疑で経済産業省が宮川伸衆議院議員への答弁で経済産業省は福島第一原発事故によるトリチウムの量は860兆ベクレルで、六ヶ所再処理工場がフル稼働した場合の約20倍の濃度と答弁しました。しかも、福島第一原発に溜まっているトリチウムの860兆ベクレルは数十年かけて海水で薄めて海に流すことが検討されています。約20倍どころか100倍の濃度になるかもしれません。トリチウムを薄めても、安全性に信頼を得られる可能性は未知数です。六ヶ所再処理のトリチウム等汚染水を海に流すことは世界の海を長期間汚染することで、認めることはできません。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E092	<p>まず、日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業をこれ以上進めないでください。以下その主な理由です。審査書案 P27～46・地震の基準について、起きうる最大推測値以上を考慮し、対策する必要がある。・専門家を交え、議論する必要がある。審査書案 P78～90・巨大噴火のリスクをより慎重に考慮する必要がある。審査書案 P11・12、P130～136・トリチウムの海洋放出の基準について、原発同様、あるいはそれ以上の規制をすべきその他・ガラス固化、アクティブ試験の検証をし、公開してください。・もんじゅが廃炉になり、核燃料サイクル政策は既に破綻。・プルトニウムを増やすべきではない。・再処理費用は元は電気料金で、国民負担。これ以上国民に負担させないでください。パブリックコメントなどのプロセスについて・高レベルで、予算などの規模も大きな議題について意見を書くにはあまりにも期間の短い・福島第一原発のALPS 処理水の扱いに関する意見交換会と同様以上に、公聴会など、一般との議論の機会を多く開くべき以上</p>
0612E093	<p>1. 六ヶ所再処理工場の周辺には米軍基地や射爆場が隣接しています。ところが、審査書案には、「(米軍が実戦配備する)戦闘機 F16に対して防護設計がなされている」とし、事故が起きる確率が審査上の基準とされる「10のマイナス7乗/年」(1原子炉・年当たり100万分の1の確率)を下回っているとして「追加的な防護措置は不要」としました。しかし日本原燃の六ヶ所再処理工場は米軍三沢基地に近く、現実には燃料タンクの投棄、自衛隊機の墜落、戦闘機の墜落など相次いで発生し、日本原燃の想定をはるかに超える速度や重量でした。想定の見直しなしの「合格」はあり得ません。2018年2月20日には米軍三沢基地を離陸した直後のF16戦闘機のエンジン部分から出火し、主翼の下に取り付けていた燃料タンク2本を上空から小川原湖(同県東北町)に投棄して墜落を免れるという大事故が発生しました。小川原湖から10キロ程の距離に六ヶ所再処理工場があります。戦闘機が秒速150メートルの速度で飛行した場合約66秒で六ヶ所再処理工場付近に到着する可能性があります。この事故は幸か不幸か早く落下させることができ、六ヶ所再処理工場にぶち当たることはありませんでした。これは偶然の幸運で、つねに幸運とは限りません。2. さらに2019年11月には三沢基地所属の米軍戦闘機が重さ230キロもの模擬弾1発を基地施設外で、六ヶ所村から5キロ離れた場所に訓練弾を落とす事故が現実がありました。米軍戦闘機が時速150メートルで33秒遅れて模擬弾を投下した場合、六ヶ所再処理工場に投下された可能性があります。このような2例の具体的事例から、六ヶ所再処理工場の重大事故を具体的に見直すことが不可欠です。見直し無くして、審査終了はあり得ません。3. 2019年4月9日、三沢基地配備の航空自衛隊のステルス戦闘機F35A(総量約30トン)が基地の東方約135キロメートルの太平洋に墜落しました。航空幕僚監部が公表した資料では、墜落直前の急降下時の時速は1100キロ以上で、毎秒300メートルを超えていたと発表しました。日本原燃が想定する秒速150メートルの2倍の速度でした。日本原燃と原子力規制委員会はこ以上の速度で六ヶ所再処理工場に衝突の可能性を想定しなければなりません。見直しが不可欠です。</p>
0612E094	<p>核燃料サイクル政策の要の施設である高速増殖炉もんじゅであるは、すでに廃炉が決定している。もんじゅ廃炉が決まった時点で、国の核燃料サイクル政策が破綻していることは明らかとなっている。にもかかわらず、なぜ巨額の費用をかけて、まだ再処理工場の建設をすすめようとす</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>るのか？いま必要なのは、六ヶ所再処理工場の審査書(案)に関する意見募集ではなくて、国の核燃料サイクル政策をいかに見直していくか、国民的議論をしっかりと時間をかけて行なうことではないのか。よりもよってコロナ禍の最中に、まるでどさくさに紛れるかのように意見募集を実施するような進め方には、反対です。</p>
0612E095	<p>既にとっくに破綻している核燃料サイクルの中核施設への稼働許可審査常識的な科学的技術的視点からは審査自体が有り得ない代物です。原子カムラ内部でのもたれ合いそのもので我らの貴重な税金で規制してるふりを装う犯罪です。丁重に引導を渡す役割こそが規制委に期待されるのに大甘安全信仰に基づく日本原燃暴走へのお墨付きですので世界に恥ずべき所業はおやめくださいませ。</p>
0612E096	<p>指摘箇所 p22 10-11再処理工程を停止した場合に維持すべき安全機能が限定されるという再処理施設の特徴意見再処理工場を停止した場合に維持すべき安全機能が限定されるという、再処理施設の特徴というのはどういう趣旨が不明。「維持すべき安全機能が限定される」について具体的に明示されたい。</p>
0612E097	<p>電気利用者の負担を増やす再処理に反対します。再処理などという採算の合わない事業は即刻中止すべきです。それでも原子カムラを養うためにどうしても原子力が続けたい、再処理したいのであれば、原発関連費用は、原子力の電気を使うことを選んだ利用者のみが負担し、原子力の電気を使わないことを選んだ利用者は負担しない仕組みを作るべきです。原子力の電気なら1キロワット10円ですよ。原子力を使わない電気なら1キロワット20円ですよ。さあ、どっちを選びますか。本当に原発の電気が安いなら即刻、これをやるべきです。電気料金票に再エネの負担額だけでなく原発の負担額も明記すべきです。本当に安いなら、送電料金に原発関連費用を入れる必要はないはずです。原発は必要ありません。</p>
0612E098	<p>指摘箇所 p6 15-18再処理施設の運転については、東海再処理施設等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している。意見日本原燃は再処理工場を建設するにあたり、フランスの再処理工場から技術を買取り、万が一のトラブルに際して、東海再処理工場、イギリスとフランスの再処理工場からの技術的支援を受けて補修等を行うと説明してきた。ところが今、東海再処理工場は既に廃止措置に入り、またイギリスも再処理工場が停止し、唯一稼働工場としてはフランスからの技術支援を受けることしかできない。最近、社員をフランスでの研修に向かわせたが、新型コロナウイルスの蔓延によって、研修を受けられずに帰って来たことが報道された。このような状況にあっては、他社の技術に依存して再処理を行うということが非常に危険であるということを示している。日本原燃は独自の判断で再処理工場を修復するという能力がない。</p>
0612E099	<p>第1 全般的意見1 稼働を前提とする安全審査は行う必要がない。また、行うべきでない。理由その1 国の原子力政策における核燃サイクル事業は、もんじゅの廃炉が決定し、MOX燃料の使用済み汚染ゴミの処理対策も見通せない状況であり、客観的に破綻している。核燃サイクルを前提とする安全審査は不必要である。その2 六ヶ所再処理事業は、海洋及び大気中に大量の放射性物質を廃棄するものであり、国民の福祉に反する。その3 六ヶ所再処理工場の操業は、現行法上濃度規制さえなく、三陸の海を継続的に汚染するものであり、重大な環境汚染とな</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る。2 再処理事業の稼働を考える前に、放射性物質を公害物質と位置づけた環境基本法を守って、原子力産業全般を対象とする放射性物質に対する公害規制法の整備をすべきである。第2 審査書(案)について1 放射性物質の放出について 該当箇所 350～355頁 日本原燃のアクティブ試験において2007年10月のトリチウム放出実績は、原発の告示濃度限度6万ベクレル/L の約1500倍の9000万ベクレルであり、この現実を容認することを前提とした再稼働自体を見直すべきである。2 高レベル廃液貯蔵槽について 該当箇所 153～184頁 高レベル廃液貯蔵槽(120立方メートル貯槽)も不溶解残渣廃液貯蔵(70立方メートル)について、臨界事故を起こす可能性ある貯槽として審査がなされていない。実際に臨界事故が起きた場合の被害想定(汚染の拡大地域、汚染度、人的・経済的被害など)を含めて検討するところからやり直すべきである。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>
0612E100	<p>再処理事業を的確に遂行するための技術的能力について 27 年経っても施設の完成さえしていません。しかも事故や不具合の連続でその度に付け焼刃的対応で全体を見通した技術施工能力が微塵も感じられません。再処理事業を的確に遂行する技術的能力は日本原燃には完璧にありません。また、施設は各種危険なタンク類の寄せ集めですが地震対応で不可欠なスロッシング対策が皆無で貴委員会の規制基準の対象にもされていません。今回の審査での最大の瑕疵といってもよく原燃と貴委員会の共犯です。再処理事業を的確に規制する能力も貴委員会には完璧にありません。</p>
0612E101	<p>基準地震動 700 ガルは明らかに過少ではないか。各種タンク群固有のスロッシング現象が同時多発的に発生する再処理工場は軽水炉以上の耐震性がないといけない。せめて 1000 ガルに設定して再審査すべきである。</p>
0612E102	<p>指摘箇所 p.55 施設内には大小各種のタンクや容器などが存在する。これらは使用状況によって固有振動数が変わってくる。すべての容器のあらゆる使用状況に対する共振の可能性を避けることが望ましいが、避けることは困難であろうと思われる。したがって、設備の破損は避けられないとの前提で対応すべき。また、内部の液体のスロッシングによって発火の可能性も否定できない。</p>
0612E103	<p>降灰量悪影響が過少にすぎる。55 センチも積もって老朽化した屋根や電線が耐えられるとはおとぎの世界。10 センチでも雨や降雪で危険ではないのか。また、十和田カルデラと八甲田の巨大噴火について、運用期間中は考慮しなくていいという社会通念、即ち安全信仰を一部裁判所がうそふいたことをこれ幸いと悪用しているお粗末さ。かつての安全神話ならぬ司法御託宣安全信仰が大手を振るう非科学性。</p>
0612E104	<p>冷却機能喪失事故の対応が全て可搬式で極めて心許ない。特に使用済み燃料プールの大損壊への対応は軽水炉以上の備えが不可欠で臨界事故も見据えた堅固な施設を新設させるべきである。</p>
0612E105	<p>三沢基地の日米の軍用機の挙動は貴委員会で制御できない恐ろしさ。また軽水炉どころではない放射性物質を抱える再処理工場はテロ対象として最高の攻撃対象であることは自明。貴委員会は勿論日本政府の総力を上げての対応も心許ない。一刻も早く施設の停止と高レベル放射性物質安全保管に舵を切るべし。貴委員会の責務である。</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
0612E106	<p>指摘箇所 p.46「基準地震動 Ss-A(最大加速度は水平方向 700cm/s² 及び鉛直方向 467cm/s²)」意見基準地震動の大きさは過小評価の恐れがある。東海第二の基準地震動は数回にわたって見直され最終的には 1140Gal とされた。それに比べて 700cm/s² は明らかに過少評価である。最低 1000Gal 程度とするのは当然である。本来は国内で記録した最大値を考慮すべきである。</p>
0612E107	<p>建設計画から 27 年も経っても完成していない工場は、それだけでも科学的技術的に完成も稼働も不可能であることの証拠ではないでしょうか？それをこのコロナ禍の中で稼働させようというのはフェアではありません。また、これまでの巨額の投資は、例え稼働しても採算を見込むことは困難で、結局は国民につけが回ってきます。2016 年に高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決定し、核燃料サイクル事業そのものが成り立たなくなっていると言えます。つまり、六ヶ所再処理工場は、既に科学的、技術的、経営的に既に破綻しているのです。この理由から本審査書案を「適合」とする結論に反対します。</p>
0612E108	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべきです 核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば、16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。2 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はありません 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも事業申請書から試算すると約 7 倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。3 余剰プルトニウム問題および核燃料サイクルは破綻したことを受け入れ撤退すべきです 日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中でプルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかしその頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16~18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行っているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>見通しが無い事は明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃料サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。4 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべきです。放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被ばくの恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人々だけの問題ではなく、全国の、更に地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0612E109	<p>■ 審査書(案)には触れられていない項目ではありますが、・再処理施設で 1 日に放出される放射性物質の量は、原子力発電所が 1 年に出す量に相当すると言われていました。また、高レベル放射性廃棄物が出るため、万が一事故を起こした場合の被害も壊滅的と思われる。環境汚染が前提での事業を許容することは出来ません。・高レベル放射性廃棄物のガラス固化はいまだに実験炉段階であり、商業化できたとしても最終保管場所も決まっていません。誰も引き取りたくないものを作り出してしまふ事業そのものに問題があると思います。・膨大な低レベル放射性廃棄物が発生し、その保管場所もありません。これらの点から再処理施設事業は中止すべきとの立場であり、以下「審査書(案)」の内容に関して意見を提出します。■第 IV 章「重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力」について(137 頁～295 頁)1. 臨界事故の発生は想定できないとするのはリスクの過小評価第 III 章「設計基準対象施設」の 1 で書いたように、スロッシングにより容器内でプルトニウム溶液の片寄りが生じて臨界事故が起きる可能性がありますので、これを考慮すべきだと思います。2. 評価手法「希ガス及びよう素は総放出量評価においては評価対象外とする」で良いのか規則第 28 条 3「再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」を順守するなら、長期的な影響が小さいことを理由に、希ガスとよう素を対象外とするのは間違っており、短期的及び長期的な影響を及ぼすすべての放射性核種を対象とした実効線量評価の実施を求めたいと思います。3. 冷却機能が喪失した場合の代替冷却水系の可搬式の機器や設備は、どのような状況下においても機能するかを十分検証してほしい。申請者は、代替安全冷却水系には、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース、弁等を設置するとしており(163 頁)、これらに付け加えて、可搬型排水受槽、可搬型排風機、可搬型発電機、可搬型ダクト、可搬型フィルタ等を可搬型重大事故等対処設備として新たに整備するとしています(p.165)。下北半島は豪雪地帯で、積雪や悪天候に可搬型で対応できるのか非常に疑問です。また、地震により敷地内の道路に陥没や地割れなどが発生する可能性もあり、作業員による搬入や運搬、接続などの作業がスムーズに行われるとは考えにくいと思います。重大事故等対処設備については、可搬型だけではなく常設型を含め検討し、どのような状況下においても機能するかを十分な検証を行ってください。■第 V 章</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応」について（296～300 頁）1. 重大事故等対応設備について冷却機能喪失の場合と同様に、可搬型だけではなくその他の手段についても検討し、重大事故下において十分機能するかを検証し備えるようにしてください。2. 故意による航空機の衝突、テロリズムへの対策は不可能積載燃料による大火災に加え、再処理による高レベル放射性廃棄物の流出により広範囲が汚染される大惨事となる可能性があります。唯一の対策は、壊滅的な被害をもたらす可能性のある再処理事業をやめることだと思います。</p>
0612E110	<p>27 年前の設備の老朽化を甘く見過ぎである。保安電源設備老朽化に伴う火災や爆発、冷却機能喪失等々考えただけでもゾッとする。にもかかわらず緊急時対策所が軽水炉並みに整備されないという不手際。</p>
0612E111	<p>■ 審査書(案)には触れられていない項目ではありますが、・再処理施設で 1 日に放出される放射性物質の量は、原子力発電所が 1 年に出す量に相当すると言われています。また、高レベル放射性廃棄物が出るため、万が一事故を起こした場合の被害も壊滅的と思われます。環境汚染が前提での事業を許容することは出来ません。・高レベル放射性廃棄物のガラス固化はいまだに実験炉段階であり、商業化できたとしても最終保管場所も決まっていません。誰も引き取りたくないものを作り出してしまう事業そのものに問題があると思います。・膨大な低レベル放射性廃棄物が発生し、その保管場所もありません。これらの点から再処理施設事業は中止すべきとの立場であり、以下「審査書(案)」の内容に関して意見を提出します。■ 第 II 章「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」について（4～10 頁）1. 再処理施設特有の事項が考慮されていないこれまでに示されてきた発電用原子炉の審査書における「発電用原子炉」の単語を「再処理」に置き換えただけで、中身はほとんど変わっていないようです。例えば、可燃物を扱うこと、放射性物質保有量の大きさ、想定重大事故とその対策が原子炉の場合と大きく異なること、保証措置の一環として国際機関の査察を常に受けなければならないこと、2006 年に実施されたアクティブテストにより機器や配管の多くが高濃度に汚染されていて作業に支障があることなど、再処理事業・本工場特有の事項が考慮されていません。2. 日本原燃は再処理施設を運営する適正に欠けている六ヶ所再処理工場は実液試運転ともいえる 2006-2007 年のアクティブ試験の失敗以降、多くの事故、トラブル、不手際を起こし、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けています。しかもいまだに完成していません。このことは事業者の技術的能力が不十分であるということを示していると思います。■ 第 III 章「設計基準対象施設」について（11～136 頁）1. 臨界事故に関して、地震により引き起こされるスロッシングの影響評価とその審査が行われていないことは、安全確保上の欠陥容器が安全な形状寸法になっていたとしても、それは液体が静止した条件のもとであり、容器内でプルトニウム溶液が動いて片寄りが生じる条件のもとでは瞬間的に臨界に達する可能性があります。このことは、1958 年旧ソ連キシテム再処理施設の事故が前例としてあります。設計基準事象である基準地震動においてスロッシングによる臨界事故が生じてはならず、その評価と審査が行われていないことは安全確保上の重大な欠陥だと思います。2. 航空機墜落について、墜落想定のお考え方に疑問がある墜落する確率は意図的なテロでない限り、どこも同じと考えるのが一般的であると思いますが、まるで建屋付</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>近には墜落しないかのような考えで審査基準が作られていることに疑問があります。3. 保安電源設備についての不十分さ発電用原子炉の場合は、非常用電源の要求に「多様性」が加わっており、更に独立した電源設備を有する「特定重大事故等対処設備」もあります。重大事故の際の被害想定で発電用原子炉を上回り、特有のリスクを多々抱える再処理施設の電源設備への要求が発電用原子炉のそれを下回ってはならないと思いますが、要求は石油や化学品など可燃物を取り扱う一般的なプラントでも常識的な基本事項のみで、再処理施設としての特別な要求がないことは不十分だと思います。</p>
0612E112	<p>基準地震動・活断層 P27～46・海洋プレート内地震の「短周期レベル」については、地震調査委員会の経験式ではなく、既往最大の 2011 年 4 月 11 日宮城県沖の地震における推測値のうち、保守的な値を使うべき。そのうえで、ばらつきや不確かさを考慮すべき。・六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層についての知見について、審査は原燃による一方的な説明だけ、現地調査も知見との関係が不明な状況で終え、結果的に何も考慮されなかった。論文で指摘した本人を含め、専門家による検討を行うべき。日常的放射能汚染審査書案 P11・12 P130～136 ・排気筒や放出口は線量を十分に低減できる施設とはいえない。クリプトンやトリチウムの放射能を低減せずにそのまま放出するのは、第 21 条に違反するのではないか。・トリチウムの海洋放出について、原子炉と同様に濃度限度を設定すべき。・気象指針ではなくアクティブ試験で得られた実際の観測値に基づいて再評価すべきではないか。その場合、線量目標値の年間 50 μSv を超えるのではないか。・ガラス固化が困難な状況について検証すべき。・クリプトン放出の影響など、日常的な放射能放出について、アクティブ試験の観測値に基づき、検証すべき。・アクティブ試験についての検証を行わない限り、本体再処理施設の審査を進めるべきではない。高レベル廃液の危険性審査書案 P153～184P257～・高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣貯槽に含まれるプルトニウムが臨界を超える可能性について審査において考慮されていない。・ガラス固化が困難な状況でこれ以上高レベル廃液を増やすことはすべきではない。・高レベル廃液が環境中に放出される前提で事故評価を行うべき。・放水砲では影響を緩和することはできない。原子力災害対策指針・高レベル廃液タンクで火災・爆発事故など重大事故が発生すれば、その被害は発電用原子炉の比ではない。防災指針において、原子力災害対策重点区域が、発電用原子炉に比べても狭く、軽い扱いになっているのはおかしい。・更田委員長も、東海再処理工場にある高レベル廃液タンクが特段に危険であるとし、ガラス固化を急ぐよう繰り返し指摘するが、技術的に困難を抱え、ガラス固化が進まない状況にある。六ヶ所再処理施設についても状況は変わらない。その他・もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は既に破綻している。これ以上進めるべきではない。・再処理費用は元は電気料金であり、国民が負担している。無駄なお金をこれ以上つぎ込むべきではない。・プルサーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな使用済 MOX 燃料を生む出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。</p>
0612E113	<p>地球の表面は 7 割は、海、3割が陸。地球の深い地下から危険なウランを掘り出して、危険な核廃棄物が出る使い方をして、地球の表面の海も陸もをこれ以上、汚してはならない。福島原発事故の後、原発稼働が 0 でも電気は足りていた。原発を稼働しないで再生エネルギーを発展することが今、世界で研究されている。核廃棄物の処理場所はどこの都道府県も受け入れたくない</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>のであれば、原発の再稼働はするべきではない。放射の汚染された場所は人が住むことができない。日本は放射能の汚染で放射能に滅ぼされるかもしれない。今、できることは原発の再稼働を止めることである。</p>
0612E114	<p>日本原燃株式会社再処理事業における再処理の事業に反対します。六ヶ所再処理工場は閉鎖すべきです。その理由は、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の最終保管場所は決定していません。決まる見込みすらありません。日本列島は4つのプレート上にあり、地震活動や隆起沈降が活発で、安定な地層は存在しません。当然適地そのものが存在しないのですから、再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する、再処理そのものをやめるべきです。</p>
0612E115	<p>福島原発の廃炉が全部終わってからゆっくり考えましょう。今は動かさないでください。</p>
0612E116	<p>審査書 131 頁の(2)放射性廃棄物の処理に係る設計方針(第21条関係)等に関連する意見 1. 六ヶ所再処理施設では1年で、スリーマイル島原発事故が3.6回も起こる 六ヶ所再処理施設の主廃棄筒からは毎年$3.3 \times 10^{17} \text{Bq}$のクリプトン85が放出される(冷却期間を15年にした場合$1.6 \times 10^{17} \text{Bq}$)。スリーマイル島原発事故では希ガスが$9.25 \times 10^{16} \text{Bq}$放出されているので、六ヶ所では毎年その3.6倍を放出することになる。また、1991年2月に起こった美浜2号機事故で放出された希ガスは$2.3 \times 10^{10} \text{Bq}$なので、六ヶ所再処理工場では2.2秒に1回の割合で「美浜2号機事故」が起こることに相当する。再処理では、原発で5重の壁に閉じ込められていた放射能を解き放つことによる当然の結果である。このような余りにも異常な放射能放出を認めよと、審査書は求めていることになる。このような審査書をパブコメにかけると自体が、信じがたいほど無謀な行為であると言わざるをえない。審査書自体を撤回すべきである。 2. 六ヶ所再処理施設は第21条違反で動かせない 審査書131頁で引用されている第21条では、「再処理施設には、運転時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できるよう、再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設を設けなければならない」として、廃棄施設に対して気体濃度を低減することを要求している。ところが、日本原燃は2020年4月28日付添付書類7の7-4-2~7-4-3頁において「公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるよう設計する」としながら、「希ガス、炭素-14及びトリチウムの回収・固定化、貯蔵保管については、実用段階において総合的に実証された技術は確立されていない」として、全量放出するとしている。実はこの記述は1991年7月の申請書の段階からまったく変わっていない。結局、放出量を低減する必要性を認めながら、技術が確立していないので適用できないと言っている。これは明らかに第21条違反である。少なくとも低減化技術が確立するまで再処理をすることは許されるべきではない。クリプトン85だけでも、2.2秒に1回の割合で「美浜事故」を起こしまき散らすなどは、明らかに犯罪行為というべきである。審査でこのような行為を認めるのは、その犯罪行為に手を貸すことになる。 3. 気象指針は不適合である 日本原燃は、「十分な拡散効果を有する排気塔の排気口から放出することにより、公衆の線量の低減化を図る」としている(添付書類7の7-4-2頁)。そのようになるはずの結果は、気象指針に基づく実効線量の評価結果により示されているという(審査書131頁(2))。ところが実際には気象指針が不適合であることが、アクティブ試験の中で如実に示されている。事実、2006年8月18日にガラス固化体貯蔵</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>施設の E モニタ(シャフトモニタ)が突然高い値を示したが、日本原燃によればこれは外から入り込んだ希ガスのせいだという。夕風の静穏の少し前の西風の頃にも、敷地内モニタリングポストがやはり高い値を示しているの、これは主排気筒から直接の影響を受けたとしか考えられない。同様の事象は翌年 9 月 9 日にも起こり、このときは E モニタの他に敷地内モニタリングポストがいつせいに高い値を示している。このときも特に EP-7 の動きを見れば、排気塔から放出された放射能が直接到達したとしか考えられない。ところが、高さ 150m の排気塔から約 360m 離れたガラス固化体貯蔵施設にやってくる希ガス濃度を気象指針に基づいて評価すると、モニタが高まるような事象は決して起こらない。すなわち、気象指針に基づけば決して起こらないはずの被ばく事象が実際には起こっているのである。この事象はフランスのラ・アーグでも問題になり、政府やコジエマなどで構成する GRNC が実際に希ガス濃度を測定している。その結果、地上の希ガス濃度は気象指針による予測に反して、排気筒のすぐ近くから高い値を示すことが実測された。そのためフランスでは、排気筒の近くの位置から最大濃度値を適用するという実測重視の方策が 2000 年からすでに適用されている。日本では、全量放出を合理化するために気象指針が用いられていると言っても過言ではない状況にある。気象指針ではなく、フランスのような実測に基づく最大値方式を適用して、被ばく評価をやり直すべきである。</p>
0612E117	<p>本審査書案を「適合」とする結論は間違っています。日本原燃の技術力について「絶対に」事故を起こさないという確証は危ういものです。原子力機構が東海再処理施設でのガラス固化体処理で、初歩的なミス(不慣れ)によりたびたび暗礁に乗り上げている事例をみても、規制委員会がいくらお墨付きを与えても経験不足が致命傷で処理工程がストップしている有様です。技術レベルは日本原電も原子力機構も同レベルでしょう。日本原電も原子力機構と同じく、放射性物質の処理においてその経験不足から何十回と事故、故障のミスを繰り返して来ました。そのミスの根本的要因は何だと思いませんか？それは扱う対象があまりに危険すぎる猛毒だからですよ。だからきめ細かな検証ができない。規制委員会が技術的検証を十分に行っても扱い物質が危険すぎて細かなPDSが回せないためにミスが度重なる訳です。これからもこれまでと同様に事故や故障を起こし続けるでしょう。机上でいくら検討しても無理です。対象物質が危険すぎて。規制委員会は福島事故後に新規規制基準を示した際にも、前委員長の田中俊一氏が「事故は起こり得る」と言っている。しかし事故が起きたら御仕舞いだ。だれも責任取れないし取っても無駄だ。東日本どころか日本列島、東アジア、太平洋、全地球が猛毒に汚染され「住めない」「生きていけない」状況を生み出す。そんな危険な施設は事故を完全にゼロにできないのだから即刻廃止、撤去、処理すべきだ。それが規制委員会のとるべき使命である。今回の審査書案「適合」判断を撤回し、危険施設の廃止措置に向けて舵を切らねばならない。</p>
0612E118	<p>全体として1. 環境と食を守る観点から、稼働に反対いたします。少子高齢化と洋食化の進む我が国にとって、必須の健康食品が、海や海辺からもたらされます。魚貝類や海藻類を食べる事で、健康を保つ事ができます。六ヶ所の再処理施設を稼働させ、放射性物質を大気や海洋に排出すれば、イギリスやフランスなどの再処理施設同様、とてつもない環境汚染を引き起こします。絶対にしてはならない事です。水俣病の原因は、食物連鎖による原因物質の生物濃縮によると言われています。薄めて放出しても、濃くなって食卓にのぼる可能性があります。ましてや、経済</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>性を考え、原発に比べて格段に高い濃度で排出可とする規準で認可されたと聞いております。けっして稼働は、許されません。2. 稼働に必要性を感じません。プルトニウムは過剰にたまっており、これ以上増やすような事を行えば、益々処分は困難となるでしょう。プルサーマルも危険が増すので私は反対です。使用済み核燃料の再処理は、断念して直接処分に切り替えましょう。3. 三沢基地が近いと聞きました。航空機事故により、ひどい惨事が起こる可能性もゼロではありません。起これば、福島第一原発事故どころの惨事ではない事は、専門家の皆様は、よくお分かりの事と存じます。大きな地震や津波の被害が襲わないよう、六ヶ所あたりで地震がある度に心から祈り、恐ろしい想いをしております。六ヶ所再処理工場の稼働に以上の理由で反対します。ただでさえ巨額の費用を要する核燃料サイクルは、使用済み MOX 燃料の再利用が不可能な時点でサイクルとして破綻しております。原発も、安価ではない発電であることは、託送料金に費用を紛れ込ませる時点ではつきりしました。これ以上、持続可能な社会に背を向けず、東京電力福島第一原発事故の取り返しのつかない現状を無視せず、被害者の犠牲がこれ以上増加しないよう、方針転換を願うものです。</p>
0612E119	<p>六ヶ所 再処理 工場は深刻なトラブルが相次ぎ 24 回も竣工が延期されています。実際の核燃料を使った試験においても、目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩などが相次いでいます。その評価も行わず、審査をするのは疑問に感じます。再処理工場の必要性は全くないように思われます。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻しています。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではありません。14 兆円もの巨費を投ずべき事業ではありません。コロナ対策や気候変動対策に予算を割くべきです。政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべきです。六ヶ所再処理工場 の稼働はプルトニウムを生み出します。日本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められています。2018 年 7 月 31 日の原子力委員会決定でプルサーマルで使用する分しか稼働しないとされていますが、プルサーマルは危険な上その後の使用済み MOX 燃料の処分についても不明なままです。動くかどうか分からない中、事業費は 14 兆円と巨額(さらに膨れる可能性も)。この費用は、再処理機構が各電力会社から使用済み核燃料に応じた拠出金を徴収し、日本原燃に委託の形でだされている。もんじゅのようにほとんど稼働せず、終わってしまう可能性もあります。最近では近辺で地震が頻繁に観測されています。高レベル放射性廃液(福島原発事故を数十回起こす量)は常に地震による爆発の危険があって、電源喪失などで冷却ができなくなると、24 時間で沸騰し始め、35 時間で水素が爆発濃度に達するそうです。国民の命と環境を脅かす、必要性の感じられない事業に断固反対致します。</p>
0612E120	<p>審査書 131 頁の(2)放射性廃棄物の処理に係る設計方針(第21条関係)等に関連する意見24. 集団線量の評価がおこなわれていない 先に述べたモニタリングポストは約 2 時間にわたって高い値を示している。風速が秒速 1.5mだとすると、幅 10km 以上の放射性雲が施設を通りすぎたことになる。施設周辺に住む人たちばかりでなく遠く離れた人たちも、毎日このような放射性雲に包まれて暮らすことになる。2.2 秒に 1 回も「美浜 2 号機事故」が起こるこのような状況では、個人の被ばく線量を評価するだけでなく、集団線量を評価することが不可欠である。その評価が実際になされるまで、六ヶ所再処理工場の運転は認めるべきでない。5. 放射能の蓄積が</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>考慮されていない 日本原燃の被ばく評価では、被ばく線量は毎年同じで、年を追うことによる放射能の蓄積が考慮されていない。たとえば炭素 14 は半減期が 5730 年なので、年々地面に降り積もりそれだけ次第に多くが米に移行するはずであるが、そのような評価は行われていない。海洋に放出されたプルトニウムも三陸の湾内で蓄積するはずである。このような蓄積を考慮した被ばく評価のやり直しを命じるべきである。6. なんのためのアクティブ試験だったのか アクティブ試験は 2006 年 4 月から 2013 年 5 月まで7年以上に渡って実施され、その間に大量の放射能が大気と海にばらまかれてきた。例えば 2007 年 10 月と 11 月だけで、現在福島で貯蔵されているトリチウム約 860 兆 Bq にほぼ匹敵するトリチウムが、実際に海に放出されている。大気中に放出された希ガスが気象指針に反する予期せぬ事態を引き起こしたのは前述したとおりである。このような試験は本番に備えるために行われたはずではなかったのだろうか。ところが川田議員の質問主意書に対する 2017 年 4 月 28 日付答弁書によれば、試験に関する日本原燃の報告書についてはその内容の確認を行っていない、その取扱いについては現時点では決まっていないと書かれている。審査の前に、試験結果について検討・評価するのが当然ではないだろうか。実際、ガラス固化にはさまざまな問題がある。たとえば、2013 年 6 月 3 日付「ガラス固化試験の状況」36 頁に書かれているガラス固化試験におけるガラス固化体の製造本数を、貯蔵所に保管された本数(安全協定に基づく定期報告書記載)と比較すると、後者の貯蔵本数が製造本数より 29 本多い。その前の事前確認試験でも 34 本多い。すなわち、ガラス固化試験で製造したはずのガラス固化体が、試験に関する報告書で報告されていないのである。このような奇妙な問題もあるので、審査に先立ってアクティブ試験の評価を優先させ、それまで審査は凍結すべきである。</p>
0612E121	<p>11、12ページ六ヶ所村再処理工場のトリチウム放出管理目標値は、1年で9700兆ベクレルとされていることについて。トリチウムは、DNAに取り込まれることが判明している。遺伝情報を持っているDNA内の二重らせん構造を作っている4つの塩基は、水素結合で結びついていて、トリチウムは、水素と同様に振る舞うから、結合させているのが、トリチウムだったら、トリチウムがヘリウムに変わること水素結合は破綻する。塩基の一部にもなり、ヘリウムに変わること、塩基も破壊する。さらに体内の有機物と結びついて、体内で数年放射線を出し、傷つける。玄海原発や泊原発、青森県、世界各地の原発や再処理工場周辺でがんや障害が多発している。原発や再処理工場は止め、トリチウムの流出も止めるべき。</p>
0612E122	<p>IV-1. 2. 7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対策で、(2)異種の重大事故の同時発生の場合のア.必要な要員で、3つの重大事故が同時発生した場合において、必要な要員は161名である。これに対し、事業所内に常駐する実施組織要員は164名であり対処が可能である。205頁16行審査結果では、「対処に必要な要員及び燃料等については、3つの重大事故が同時に発生した場合でも対処が可能であることから、十分なものであることを確認した。」とされた。意見#1. 必要要員について、これまでの審査資料から整理すると再処理施設の必要要員は148名、MOX施設の必要要員は18名、二つの施設で重大事故が起こったときの必要要員は合計166名とされている。今回の審査が再処理施設だけの審査としても、MOX施設での同時事故も想定すべきで、必要要員を考えるなら再処理施設だけの事故に限定すべきではない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>#2. 申請書で「必要要員が 161 名」との記述については、これまでの議事録では見当たらないし、MOX 燃料施設の事故を外したとしても、どのような事故で 161 名となるのか、審査委員会でも十分検討されていない。#3. もし「161 名」が正しいと仮定しても、単純計算では実施組織要員は 164 名と 3 名多くなっているに過ぎない。現在問題になっている新型コロナウイルスのパンデミックが起こったときには、164 名の中に 1 名でも感染者がいると、緊急対応中に感染が広がり、計画通り対応できなくなることは明らかな。さらに、非常時対策組織を設置し、勤務していない要員を招集したとしても、パンデミックの中では専門的な知識と技術を必要とする人員を十分確保できる保証はない。#4. 要員は交代制勤務で確保されるが、夜間、休日は当直、宿直体制をとっている。職場も仮眠室も密封の施設であり、エアロゾル感染でクラスターが発生しやすい環境にある。現に、米国、仏国の空母や艦船でもコロナ感染が大きな問題になっている。#5. 今回の審査では、「バイオテロ」については検討の対象になっていないが、バイオテロについて早急に検討すべきだ。コロナ感染症がコントロールできていない現在、ウイルスが付着した郵便物を送りつけるだけでも「バイオテロ」がおこせる状況ともいえる。さらに将来、新たな感染症も予測され、核施設のバイオテロについて至急検討を要する。＜根拠となった資料＞</p> <p>2020/1/9 第 332 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合-----資料 2-2 (132p)補足説明資料 14-1 第 1.-1 図「地震」を条件として重大事故等が同時発生した場合の対処要員合計で 132 名資料 2-2(72p)14.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果重大事故等が同時発生した場合において、重大事故等対策実施時の操作項目、必要な要員数及び移動時間を含めた各操作の所要時間について確認した。重大事故等対策時に必要な要員数が最も多いのは、「地震」を条件とした場合の重大事故等の同時発生であり、同時に作業している要員数の最大値は、101 名であり、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は 132 名である。事業所内に常駐している実施組織要員は 164 名であり、必要な作業対応が可能であることを確認した。-----資料 9(140p) 第 1.0.1.4-9 図 重大事故等対策に係る要員配置(地震起因における重畳時 0 時間から 24 時間)(2/21) 再処理施設の必要要員 148 名 待機要員 16 名 MOX 施設の必要要員 18 名 待機要員 18 名合計で 166 名 確保人数は 184 名となっている。-----2020/1/19 第 332 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合議事録 58～59pそれから、60 ページの下のほうです。夜間・休祭日に関しても、実施組織は常に 24 時間同じ体制で要員を確保いたしますが、支援組織に関しましては夜間・休祭日について宿直体制で 7 名の宿直者と 8 名の当直員で支援組織の運営に当たることにしております。それから、62 ページに参ります。最終的な必要要員に関してですけれども、こちらは 139 ページからタイムチャートがございます。これが一番厳しい状態である、地震起因の場合の重畳を考慮した際の実際の実施組織の要員の動きを示したものでございまして、対策に必要な要員数が再処理で 148 名、それから MOX で 18 名と。あわせて 166 名が必要な要員ということですが、これに 18 名の予備を考えまして 184 名を常に確保してまいります。</p>
0612E123	<p>再処理工場の運転のための変更許可申請を認めるべきではありません。第 1 に再処理工場の必要性は全くなくなっています。すでに核燃料サイクル構想は完全に破綻しました。福島事故以来原子力発電そのものも廃止の方向にむかって進まざるを得なくなっています。第 2 に、技</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>術的にも全くめどがありません。これまでも全くまともに稼働指摘間 s 年でした。未熟極まりない技術の塊です。さらに再び大地震と大津波の可能性から逃れられないのにそれへの対応はできません。そして一旦事故になれば恐るべき規模の災厄になります。人類にとっての最大の脅威を動かすべきではありません。第 3 に火山の大噴火も含め自然の災害から逃れられない日本には再処理工場は作るべきではありません 第 4 に、通常の運転でさえ巨大な量の放射能を放出し環境を破壊し続けます。福島でどうしても処理できないトリチウムを日々はき出す再処理工場は放射能汚染の塊です。最後に、過剰に積み重なっているプルトニウムを抽出して核爆弾の材料を作り出すことは日本の人々にとって生命の危険をもたらすだけで何の利益にもなりません。核爆弾を作り出せば、戦争の脅威を世界中に与えることになります。絶対に許可申請を出さないでください。</p>
0612E124	<p>福島県県民です。高速増殖炉「もんじゅ」は 2016 年廃炉が決まりました。核燃料リサイクル事業が成り立たないということが、関係者の間でも事実上認められたということでしょう。それなのにそれと密接に関係する六ヶ所再処理工場についての本審査案を「適合」と判断するのはおかしいと思います。再処理工場建設は断念すべきです。国民の血税の無駄遣いです。今、これから新型コロナ禍で苦しむ国民各層の生活と命を守るお金として有効に使うべきです。</p>
0612E125	<p>福島原発事故は収束していません。誰も責任をとっていません。人の手に負えない核燃サイクル、再処理工場はいりません。</p>
0612E126	<p>(全般的意見)・六ヶ所再処理工場の必要性はまったくありません。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻しています。日本のプルトニウム保有に対して世界から厳しく指摘されており、フル稼働した場合、年間7t ものプルトニウムを生じさせる根拠がまったくありません。また、使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではありません。14 兆円もの巨費を投ずべきではありません。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべきだと考えます。行き詰まったプルサーマルの是非について国民に広く意見を求めるべきです。</p>
0612E127	<p>六ヶ所再処理工場は必要性がないどころか、動かせば、プルトニウムを生み出す。日本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められている。2018 年 7 月 31 日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、プルサーマルで使用する分しか運転しないとしているが、プルサーマルでどの程度使えるかも示されていない。しかもプルサーマルで使ったあとの使用済み MOX 燃料の処分についても示されていない。</p>
0612E128	<p>高レベル廃液タンクで火災・爆発事故など重大事故が発生すれば、その被害は発電用原子炉の比ではない。防災指針において、原子力災害対策重点区域が、発電用原子炉に比べても狭く、軽い扱いになっているのはおかしい更田委員長も、東海再処理工場にある高レベル廃液タンクが特段に危険であるとし、ガラス固化を急ぐよう繰り返し指摘するが、技術的に困難を抱え、ガラス固化が進まない状況にある。六ヶ所再処理施設についても状況は変わらない・もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は既に破綻している。これ以上進めるべきではない再処理費用は元は電気料金であり、国民が負担している。無駄なお金をこれ以上つぎ込むべきではない。プ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	ルサーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな使用済 MOX 燃料を生む出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。
0612E129	環境汚染の危険が高い、核燃料処分場の建設に反対します。そもそも核発電は既に過去のものとなりつつあります。環境負荷が低く再生可能なエネルギーの利用に舵を切るべきです。ほんたいします。
0612E130	p207 11-12外部水源からの取水場所については、津波警報などの情報を入手し、津波警報解除後に作業を実施する。意見 申請者は外部水源からの給水作業用に、尾駮沼に取水場所を用意し、そのアクセス道路を2本用意している。1本目が駄目になっても、2本目で給水を確保するために、用意していると聞いたことがある。このような安全対策を再処理工場内にも徹底するとして、設備が2系統用意されており、万が一の対策に備えるという。そのような安全対策から見れば、ここで想定している津波は、万が一に備える意味では約40メートルの津波であろうから、それに耐える強度を用意しなければならないだろう。尾駮沼は比較的浅い沼であるから、津波の前の引き潮で沼の底が現れ、40メートルの津波が一気に押し寄せても、取水場所とアクセス道路が維持できるかが不明である。それだけの強度が確保されていることは、既に確認されたのか？ また、このような安全対策施設等は、事業申請書の合格前に着工されているが、設計工事の方法の認可申請書の許可なくとも工事は可能なのか？
0612E131	御用学者の話ばかり聞かずに、良心的な研究者の意見にも耳を傾けてくれ。
0612E132	コロナウイルス感染対策でまだ様々な対応が必要なこの時期に、なぜこのような審査が必要なのか、まずそのことを指摘したい。現在の六ヶ所再処理工場はトラブルが続いているため、稼働できるかどうかもわからないはずである。ガラス固化の過程において、白金族の沈降・堆積は大きな課題である。また、仮焼層により、ガラス温度が不安定になる。このような原因に対して、まず、アクティブ試験についての検証を行わない限り、本体再処理施設の審査を進めるべきではない。再処理工場は、原発が1年で環境に排出する放射性物質を1日ですべて出してしまわれる。それは、閉じ込めておくべき使用済み核燃料の外側の保護壁を切り刻んで中から危険なプルトニウムとともに高レベル放射性廃液が残される過程で、放射性物質が放出されるからだ。もんじゅが廃炉になり、核燃料サイクル政策がすでに破綻している中、再処理工場を稼働させるべきではない。すでにプルトニウムは46トンあり、国際的に転用を心配されている。余剰プルトニウムでプルサーマルを行う場合、使用済み MOX 燃料を再処理することはできず、プールから取り出すまでに150年以上かかるかもしれない。また、大変危険な高レベル放射性廃液が残され、冷却を続けなければならない。冷却に失敗した場合、蒸発乾固からさらに進行して、最悪の場合には爆発事故が起きる可能性もある。その際は、東日本が今度こそ人が住めない汚染地域になるかもしれない。審査では、最悪の場合を検討しておらず、不十分な内容だ。通常原発とは比較にならないほどの危険をなぜ冒す必要があるのか理解できない。稼働する可能性に低い再処理工場の審査合格は許されません。
0612E133	再処理事業を的確に遂行するための技術能力が脆弱、自然災害への対策が不十分、テロ対策、サイバー攻撃など考えられていないなど、何かあった時「想定外でした」と述べる未来が見える。一刻も早い解体を望みます。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E134	<p>1993年に建設着工された再処理工場は、24回も完成が延期され、27年を経ても未完成だ。技術的に問題があると言わざるを得ない。そもそも地震や火山噴火、航空機墜落への対応や重大事故対策が不十分として、全国の市民団体が「適合」決定に強い抗議の声を上げている。すくなくとも、不十分と言われている項目について、きちんと誰もが納得できる対策を立てるまで適合としてはならない。総事業費は約14兆円となり、費用は電気料金として電力消費者から徴収されている。こちらも消費者としては納得していない。現在、高速増殖炉もんじゅは廃炉となり、MOX燃料を使用する原発は限られており、再処理は「不要不急」の事業だ。工場が稼働すれば、使用済み核燃料から年間最大7～8トンのプルトニウムを抽出する。世界中で余剰プルトニウムの存在が注視されており、日本にこれ以上のプルトニウムは必要ないだろう。さらに、工場の稼働によって、大量の放射性物質を放出することになる。福島原発事故によるトリチウムを含む汚染水の放出が問題となっていることから考えても、看過できることではない。工場建設の中止と核燃料サイクル政策の根本的な転換を求める。</p>
0612E135	<p>◆海洋への放射能放出には濃度規制がなく、大量の放射能放出を前提にしているため、審査書案は撤回すべき六ヶ所再処理工場では、原発とは異なり、海洋への放射能放出には濃度規制はなく、総量を規制しているだけだ。なぜ、濃度規制を行わないのか。再処理工場から排出される放射能の濃度は、原発の規制値の数千倍にもなる。そのため、濃度規制を行えば、薄めるために大量の水と設備が必要となり、再処理工場が運転できなくなるからに違いない。大量の放射能を日常的に放出する再処理工場は認められない。</p>
0612E136	<p>◆核燃料サイクル政策は既に破綻している。プルサーマルでプルトニウムを消費すれば「使用済みMOX」という厄介な核のゴミが生み出される。そのため再処理工場は不要「もんじゅ」の廃炉によって、核燃料サイクル政策は既に破綻している。原子力委員会は2018年7月に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を公表した。そこでは「プルトニウム保有量を減少させる」、「プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」となっている。しかし、プルサーマルを実施すれば、使用済みMOX燃料が発生する。この使用済みMOX燃料の処理・処分の方法は何も決まっておらず、目途もたっていない。使用済みMOX燃料を再処理する予定だった「第二再処理工場」の計画は、資源エネ庁の資料の図からも消えている。2019年8月13日に、資源エネ庁が福島みずほ議員に出した回答では「使用済みMOX燃料の処理・処分の方策については、引き続き研究開発に取り組みつつ、検討を進めてまいります。」というだけで、何も具体化されていない。使用済みMOX燃料は、乾式貯蔵所で保管できるようになるまでに100年以上かかるとのデータも示されている。100年間もプールで冷却しなければならない。このようにプルサーマルを実施すれば、行き場のない一層厄介な核のゴミを生み出すことになり、原発立地地域は半永久的に核のゴミ捨て場となる。後世に取り返しのつかない負の遺産を残すことになる。既に、伊方原発、高浜原発では使用済みMOX燃料が発生している。原子力規制委員会は、使用済みMOX燃料という核のゴミについて責任を取れるのか。「新基準に適合しているかの審査」だけを行い、その結果、社会にもたらされる核のゴミ問題やプルトニウム備蓄の増加等の問題には関係がないという根本姿勢そのものが問われている。「後のことは知らない」</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	と地元住民や全国の市民、自治体首長・議員、国会に対して説明に回ることもしようとはしない。再処理工場は不要であり、審査に合格させてはならない。
0612E137	◆クリプトンやトリチウムも除去せずに全量放出することは基準規則 21 条違反している。そのため、審査書案は撤回することクリプトン 85 やトリチウムも除去処理を行わず全量を放出しようとしている。クリプトンの除去技術については、過去に 160 億円もの税金を使って研究してきた。これらを引き継ぐこともなく放棄してしまっている。基準規則第 21 条では、大気と海への放射性物質の放出について、「線量を十分に低減できるよう・再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設を設けなければならない」と定められている。そのため、六ヶ所再処理工場はこの基準に違反している。
0612E138	◆炭素 14 を除去せずに放出することは、基準規則 21 条に違反している。そのため、審査書案は撤回すること六ヶ所再処理工場では、炭素 14 については、全量放出することを前提にしている。しかし、炭素 14 の除去技術は英国では 1990 年代初めから実用化されていた。「実用段階において総合的に実証された技術は確立されていない」と日本原燃は述べているが、海外の事例を無視している。基準規則第 21 条では、大気と海への放射性物質の放出について、「線量を十分に低減できるよう・再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設を設けなければならない」と定められている。そのため、六ヶ所再処理工場はこの基準に違反している。六ヶ所再処理工場が稼働すれば、炭素 14 は除去せずに放出されることになり、青森県の試算では、米 1kg あたり 90 ベクレルの炭素 14 が入り込む。青森県産の米に放射能が含まれることがあってはならない。再処理工場の稼働によって、追加的な被ばくは許されない。
0612E139	避難経路など近隣の住人への対策不足やコスト的な破綻をおしてまで、使い先のないプルトニウムの再利用はありえません。たとえ運用にあたっていまある基準に適応し検査に合格してもそれがそのまま稼働にすすむのは、どういう理由があろうとも、おかしいと思います。それは・莫大な自然災害リスクがあるからです・この工場の稼働によって多くの放射性物質が放出されるからです。・平和を阻害するプルトニウムが蓄積することは国際的な問題にもなります
0612E140	◆集団被ばく線量を評価していないため、審査書案は撤回すべき審査書案の 130・131 頁では、「本再処理施設周辺の公衆が受ける実効線量の評価結果は、線量目標値の年間 50 マイクロシーベルトを下回ることを確認した」となっている。しかし、被ばく線量の評価において、集団被ばく線量をまったく考慮していない。希ガスなどの場合、青森県ばかりか世界的な規模の被ばくが問題になる。海外の再処理工場の周辺では、白血病等を発症している子どもたちもある。六ヶ所再処理工場の全操業期間にわたる集団被ばく線量を考慮した場合、ガン患者数とガンなどによる死亡者数、皮膚ガンを発症する人数等を具体的に示すべき。それもなくて、「年間 50 マイクロシーベルトを下回る」という評価だけでは不十分で、住民・市民の安全を軽視している。
0612E141	核燃料サイクルは破綻していると考えている人がほとんどです。細かな理由は他の意見書に書かれていると思いますが、税金を使って、これ以上世界の流れに逆行するのはやめてほしいと思います。巨額の税金を使う以上、国民の多数の同意が必要と思いますが、それは得られていないし、多くの人が安全で経済性もあって放射性物質を出さない技術を求めています。核燃料サ

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>イクルはその条件のどれも満たしません。今まで推進してきたからという動機で止められないというのは、稼働させる理由になりません。</p>
0612E142	<p>◆1日に肉を6グラムしか食べないという被ばく評価の前提は崩れている。そのため審査書案は撤回すべき審査書案では、「本再処理施設周辺の公衆が受ける実効線量の評価結果は、線量目標値の年間50マイクロシーベルトを下回ることを確認した」(審査書案131頁)としている。審査書案は、日本原燃の六ヶ所再処理工場からの被ばく量は年間0.022ミリシーベルト(22マイクロシーベルト)という評価を認めている。この被ばく量を出す前提として、日本原燃は、青森県民の牛肉の1日の摂取量を「6グラム」として計算している。年間では2.2キログラムに相当する(2020年4月28日 日本原燃 一部補正書 添付書類7 P.7-5-106 第5.1-20表)。「6グラム」の根拠について日本原燃は、「牛肉の摂取量の1日6グラムは・昭和61年及び昭和62年の2年間にわたって六ヶ所で行われた食品摂取量調査結果に基づき設定」と回答している。30年以上も前の古い調査結果を、現在も使っているのだ。(グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパン、美浜の会が共同で出した質問書への日本原燃の回答 2006年4月14日付 下記の12頁)。http://www.jca.apc.org/mihama/reprocess/gennen_a060414_hihan.pdf 他方で、青森県の資料では、牛肉の1日の摂取量は「20グラム」となっている。1日に「6グラム」は、青森県の評価値と比べても少なすぎる。(「測定結果に基づく線量算出要領」青森県 平成28年3月策定 平成30年3月改訂 5頁「別表1 食品等の1日の摂取量(成人)」。http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikikanri/atom/files/201803senryousansyutuyouryo.pdf 大気に放出された放射能の被ばく経路として、畜産物を通じて摂取し内部被ばくするというルートがある。この場合、肉等をどの程度摂取するのか、その量によって体内に取り込まれる放射能の量が規定され、被ばく線量が決まる。1日「6グラム」は、あまりにも現実からかけ離れている。内部被ばくを故意に低くするための意図的な設定だと言わざるをえない。「0.022ミリシーベルト(22マイクロシーベルト)」や「50マイクロシーベルト以下」という被ばく評価は到底信用できず、過小評価だ。さらに、欧州では「クリティカルグループ」(決定グループ)という概念を取り入れ、肉や魚等を多く摂取するグループを想定して、被ばく評価を行っている。審査書案が認めた日本原燃の被ばく評価は「平均値」でしかないため、これによっても内部被ばくは過小評価になっている。1日に肉を6グラムしか食べないという被ばく評価の前提は崩れており、内部被ばくを故意に低くするための意図的な設定だと言わざるをえない。そのため、審査書案は撤回すべき。</p>
0612E143	<p>p6 15-18 さらに、再処理施設の運転については、国立研究開発法人日本原子力開発機構核燃料サイクル工学研究所(東海再処理施設)等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している。[意見]ほかの多くの国がすでに撤退した核燃料サイクルはすでに破綻している。再処理工場での高レベル放射性廃棄物のガラス固化はことごとく失敗し、また仮に成功したとしても、いまだに全国のどこにもその保管場所が設定できず、決まる見込みもない。中間貯蔵という虚構で、金に任せて青森県に核のゴミを押し付けるのには反対する。技術的に不備だらけで安全に扱う事もできず、経済的な損失ばかり重ねている再処理は、そもそもやめるべきだ。日本原燃は技術的に未熟で、イギリスとフランスの技術的支援を受けて再処理工場の運営をするということだが、イギリスは撤退、フランスも現状のコロナウイルスの蔓</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>延で研修員の受け入れを拒否された。また、フランス一国の技術力に頼った運営は、きわめて危険だ。もし再処理を放棄した場合、自国の技術では再処理をコントロールできない事態になる可能性が否定できない。自力で運営できないような会社に、危険な再処理を任せるわけにはいかない。ガラス固化にあたっては、すでに日本原燃社員の3分の1が未経験ということだ。東海再処理工場での研修も、東海再処理工場でガラス固化が事故で停止している状況では当分研修再開とはならず、このような状況で六ヶ所再処理工場の操業を認可することはとうてい許されない。何か事故が起きた時に日本原燃の社員だけで対処できない以上、再処理事業からの撤退は必至である。原子力規制委員会は、今ならこの暴挙を止めるチャンスがある。暴走事故が起こってからでは遅い。原燃に再処理をさせない判断を下すべきと思う。</p>
0612E144	<p>今回の日本原燃の再処理工場に対する審査書案が新規制基準に合格したとの原子力規制委員会の判断は理解できない。容認できない。まず、わが国は、46万tのプルトニウムを保有している。核兵器の原料としてのプルトニウムの膨大な保有は、各国から核兵器を持つようとしているのではないかと疑念を持たれてきた。だから、政府は、国際公約として不必要なプルトニウムは保有しないと表明してきている。しかし、46万tのプルトニウムの使い道はない。現在の稼働原発では、年2トンしか消費できない。又、プルサーマルに実施に向けて必要な量だけ再処理するというのを原子力委員会が打ち出している。つまり、再処理工場を稼働させるということは、保有プルトニウムは、減少しないということであり各国の疑念を強める。国際公約への信頼性がなくなる。次に、プルトニウムを現在稼働している原発で消費させることの問題である。48万tの消費に20年ほどかかる。その間に再処理工場を稼働させると、プルトニウムは、なかなか減らない。又、原発そのものがプルトニウムを使って運転できるようにはなっていない。勤続の脆弱性をもたらす危険である。三番目に、プルトニウムを使ったあとのMOX燃料と言われる核のごみの処理の具体策を政府は持っていない。今以上に危険なMOXを増やすことは国民の生存権を侵す。四番目に、再処理工場で取り出したプルトニウムを使う「もんじゅ」は廃炉を決定した。この後どうするのか、具体策はなく実現の見通しはない。ない中でプルトニウムばかり増やすことは許されない。五番目に、使用済み核燃料が再処理工場に99%ほど保管されている。工場が稼働した途端に満杯になる。それをどうするのかを先に考えるべきである。六番目に、高レベル放射性廃棄物の無害化までに人類が生存しているのか、日本国は存在しているのか、末代どころか永遠に子孫につけを回す。やってはいけないことだ。以上の理由により、巨額の税金を投入し、着工から27年。施設の劣化も進んでいる。大規模事故が発生したとき「想定外」と責任逃れをして貰っては困る。今ある疑問点だけでも再稼働は許されない。危険であり、これ以上無用な再処理工場を稼働させてはいけない。稼働に結びつく審査書案の合格に対する規制委員会の判断は容認できない。直ちに合格の撤回を求める。</p>
0612E145	<p>3-3. 1 基準地震動について、＜審査書案P. 27～60＞『＜要求事項＞「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、検討用地震を複数選定し、不確かさを十分に考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を行う。』とあり、＜審査結果の概要＞には、『・短周期の地震動レベルを基本モデルの1.5倍とし、かつ、長周期の地震動レベルに影響のある</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>地震モーメントが大きくなる傾斜角を 45 度としたケース等の不確かさを十分に考慮した評価を実施していること』とある。しかしながら、例えば、これらの基本モデルの元となる「短周期レベルと地震モーメント」の関係など、そもそも誤差の多い推定である。1. 5倍などの恣意的な数値ではなく、統計的根拠のある区間推定を行うべきである（標準偏差を算出する）。『不確かさを十分に考慮して』が要件であるなら、事故時の重大さを鑑み、標準偏差3倍程度は確保すべきである。すべての地震モデルに際して、統計的根拠、信頼区間範囲をあきらかした上で判断し直すべきである。</p>
0612E146	<p>全般：責任という言葉が各所で多様な意味に使われている。1)それぞれの責任の内容を、政策科学の観点から明確にすべきである。2)一連の作業中には多様なミスが生じることが考えられるが、その際の引責のあり方を具体的に明確にすべきである。3)引責の具体的内容が欠如したままでは、変更許可はあってはならないと意見提出者は考えているが、もし原子力規制委員会は欠如したままでも構わないと考えるのであれば、その理由を明確にすべきである。6p:「経験」として、福島第一原発事故を経験していることを、重大事故に対応可能な理由としてあげているように理解できる。この理解は正しいか？答えなさい。もし正しいとすると、どの部分が経験として有意義な技術になったのか、明確にすべきである。また、10年を経て、次第に経験者がいなくなっていくと考えられるが、そのような場合には、どのような技術的対応が可能であるのか、明確にすべきである。関連して、137p以降：重大事故についての対応が述べられているが、資格試験の合格という理由だけでは不十分であるから「経験」を必要条件として挙げていると理解できる。この理解は正しいか？答えなさい。もし正しいとすると、どの部分が資格試験で十分で、どの部分が経験として必要なのか、明確にすべきである。67p以降：火山や地震について、既往の火山噴火を想定していない箇所があるが、なぜそれで安全だと措定できるのか？全般：もんじゅの廃炉が決定しているが、六ヶ所再処理工場の稼働は、政策科学の点から、どのような合理性があるのか、経済的判断を明確にすべきである。市場性があると考えているのか（その場合は輸出を含めているのか）、税金で対応するのか、電気料金に含めるのか、三択であると考えているが、明確に答えよ。全般：六ヶ所再処理工場を稼働した場合、老朽化や建替えなどは100年もしくは150年以内には検討せねばならないと考えるが、それは正しいか？であれば、どのように高濃度汚染された建物を建て替えるのか？またその際のコンクリート廃棄物などはどのように処理するのか、明確にすべきである。福島第一原発事故の中間処理場もままならない状況をふまえて、答えよ。また、もし老朽化対応や建替えは考える必要がないと考えているならば、その理由を述べよ。再処理工場から放出する汚染水の濃度について、原子力発電所から放出する汚染水の濃度規制が適用されない合理的な理由を明確に述べよ。技術的に不可能だからなのか、科学的に健康への悪影響や環境への悪影響がないと判断しているのか、明確に答えよ。</p>
0612E147	<p>4-1. 2. 1 臨界事故への対策 & middot;について、<審査書案P. 153～162/227～232>『<要求事項>臨界の検知後、速やかに未臨界に移行し、これを維持する。（拡大防止対策）』とあるが、これ自身が、「未臨界に移行できること」を前提としている。最も懸念する重大事故は、臨界のまま暴走した事故である。この事故を想定しないとするならば、「故意に想定（長期の全電源喪失）させないことによって事故を引き起こした福島第一発電所」の審査員と同様に、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>審査能力の欠如である。軽水炉の使用済み燃料には、プルトニウム240など「非常に容易に自発核分裂を起こす核種」が含まれる。また、使用によって生成する核種は多種かつ多様であること等を鑑みれば、「未臨界に移行できない状態」こそ、想定すべきである。よって、核爆発事故を想定した要求と対策を明らかにした上で、審査を実施し直すべきである。</p>
0612E148	<p>III-6.2.2 落雷に対する設計審査規制委員会が行った審査項目について。(意見)2項の「考慮すべき落雷の規模 270kA」は、安全機能が損なわれない設計方針になって いない。(理由)設計上考慮すべきは、IEC/TS 61662-1995「Assessment of the risk of damage due to lightning」による保護レベルの選定である。</p>
0612E149	<p>4-1. 2. 2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策について、<審査書案P. 162~/232~278> 「臨界事故に対する当方の指摘」同様に、<要求事項>そのものが、「蒸発乾固の未然防止」が前提となっており事故対策になっていない。事故を想定した要求と対策を明らかにした上で、審査を実施し直すべきである。</p>
0612E150	<p>今回のパブコメ対象となっている原子力規制委員会による「審査書(案)」1頁によれば、この審査書(案)は、(1)日本原燃に、重大事故防止に必要な技術的能力など再処理事業を遂行する技術的能力があること(2)日本原燃の再処理施設が使用済み燃料、分離された物又は汚染された物による災害の防止上支障がないものであることの2点について審査し、その結果、(1)、(2)とも「審査指針」に適合しているとしたものである。私は以下の理由から、この審査結果に反対する。1. 日本原燃の再処理工場は1993年に着工、1997年完成予定だった。ところが2006年から開始した使用済み燃料の試験的な再処理(アクティブ試験)では2007年12月、ウランとプルトニウムを取り出した後に残る高レベル放射性廃液を、「ガラス溶融炉」内で溶かしたガラスと混ぜ合わせ、ステンレス製の容器(キャニスター)に流し込み冷やし固める過程(ガラス固化)で、ガラスが流れにくくなり、「ガラス溶融炉」のノズルが詰まるなどのトラブルが発生、試験が停止した。2013年によろやく再開したものの、その後もさまざまな事故・故障が続発、結局完成時期の延期を24回にわたって繰り返し、今日に至っている。このような企業に「重大事故防止に必要な技術的能力など再処理事業を遂行する技術的能力がある」とは到底思えない。2. 東日本一帯に放射性物質をまき散らし甚大な被害を与え続けている福島第一原発でさえ、事故が起こる前まで、放射性物質は燃料棒の被覆内に閉じ込められていたはずである。ところが再処理工場では、わざわざその燃料棒を切断し、酸に溶かし、高温・高線量の放射性物質溶液を作り出す、危険極まりない工場である。一旦事故が起こったら、日本全体が廃墟となりかねない。原子力規制委員会は「審査指針」に沿って再処理工場の「安全性」を認めているが、福島第一原発事故を経た現在でもなお、そのような絵空事を述べているのは犯罪である。各地の原発再稼働に際してさえ、規制委員会はずっと「審査指針」に適合しているとしつつ、「事故は起こりうる」と繰り返し述べているのではないか。「審査指針」自体が絵空事である。「安全」な再処理施設などあり得ない。絵空事の「審査指針」に基づく「審査書(案)」に反対する。</p>
0612E151	<p>2 再処理事業を適確に遂行するための技術的能力について、<審査書案P. 4~10> 『規制委員会は、(中略)、申請者の有資格者の選任及び配置の方針については適切なものであることを確認した。』とあるが、規制委員会は、「実際にその技術的能力があるのか、品質管理シス</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>テムなど、実際に機能する状態であるかを」を審査・監査すべきものではないのか。これらの審査・監査をしないのであれば、規制委員会は全く機能していないと同じである。また、できないのであれば、規制委員会の能力の問題である。「申請者は、以下のとおりとしている。」など、申請者の記述が要求を満たすことは審査していても、「以下のとおりとしている。」には、「〇〇を対外的に立証した」という記述すらなく、実効性を担保する努力さえ記されていない。たとえば、技術者の能力であるならば、その能力をどのような仕組みでその能力判定し、さらに「対外的な審査がされているか」こそが、重要である。また、「品質マネジメントシステム」であるならば、どのような監査を得たかが問題であり、監査法人等の能力そのものが、実行性を左右するものである。規制委員会に能力がないなら、対外的審査を義務づけるべきである。</p>
0612E152	<p>4 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応(重大事故等防止技術的能力基準2. 関係)について、<審査書案P. 296～300>テロリズムへの対応と論じながら、組織的実力行使(制圧など)を想定していない。対応はいずれも「要員が自由に活動できること」を前提としている。当該施設は核兵器の原料(となり得る)物質を扱う施設であり、組織的略奪行為を当然想定すべきである。要求と対策を明らかにした上で、審査を実施し直すべきである。</p>
0612E153	<p>われわれは、いのちと健康を守る医師の団体として、下記の点から、本審査書(案)で認められた日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の安全性に対し、科学的・技術的に懸念があり、意見を提出する。1. そもそも再処理により産出される放射性廃棄物の処理方法が確立しておらず、再処理そのものを中止すべきである。2. P4「2 再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」について、日本原燃株式会社に、事業遂行に必要な技術的能力が不十分であることが、これまでの事業実績から明らかであるにもかかわらず、それを看過している審査案は不適切である。本事業は、1992年の事業指定、1993年の着工から27年が経過した現在まで、様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。事業者の技術的能力が不十分である証左であり、これまでの規制当局の判断に過誤があったことを示している。しかし、この点に関する審査機関としての自己反省は何ら見られず、事業者の説明を鵜呑みにして受け入れている感がある。これまでの事業の長期未完成の実態を踏まえた厳格な検証を行う審査を求める。3. P.11「3-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し」について、完全操業時、同事業からの、安全性が問題視されているトリチウムの年間排出量は福島事故でタンクに蓄積されている処理水の総量の10倍以上にもものぼるとされる。福島第一原発事故に伴うトリチウム汚染水を海洋放出することの是非が現在社会的に大きな問題となっているが、それよりも一桁も大きい値を平常時の年間放出管理目標とするような施設はとうてい認められるものではない。4. P.27「3-3. 1 基準地震動」において、現在の原子力規制委員会には、地質学の専門家は居ても、地震学の専門家は選出されておらず、原子力発電所再稼働における安全性を審査するに十分な能力が備わっているとは言えない状況にある。新たな審査基準を策定した上で審査をやり直すべきである。5. P.100 3-6. 2. 5 航空機落下に対する設計方針において、航空機落下が核施設のコンクリート構造を破壊し極めて厳しい事故に至ることが懸念されているにもかかわらず、極めてあいまいな航空機落下確率で評価し、実際にどこまで施設がもつかとい</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	うことすら正面から検討しない姿勢は、誤っている。2001年9月11日に発生した民間航空機ハイジャックによる米国同時多発テロの教訓を全く踏まえていない。加えて、本事業が行われる青森県六ヶ所村は、米軍及び航空自衛隊の三沢基地に近い。昨年4月には航空自衛隊のF35Aが三沢沖に落下する事故も起こっている。本事故やテロを想定し、航空機落下の施設のダメージについて改めて検証すべきである。※なお、以前から本フォームで該当箇所を記述しようとしても、ローマ数字が機種依存文字として入力できない。改善すべきである。
0612E154	4 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力について(全体)、<審査書案P. 137～> 当該施設は、度重なる事故を起こし、事実上機能していない施設である。とりわけ、ガラス固化施設においては致命的であり、設計上の問題と考えるのが妥当である。その状態を放置した上での審査判断そのものが、正当な規制行為ができる「委員会」とは言えない。即刻解散して、十分な指摘ができる様な委員で再組織した上で、審査を実施し直すべきである。仮に、現状の施設での運用に限っても、これらの再発防止や再発時について対処すべき対処の要求を実施できないならば、規制委員会の技術的能力こそ、問われるべきである
0612E155	意見提出について。「審査書(案)」への意見を募集しているにもかかわらず、「審査書(案)」の転記記述そのものでさえ、「使用可能な文字一覧に記載のない文字は入力が行えません」の制限にかかり、送付不能となる。この様な行為は、意見を募集させながら、募集意見を妨害する行為であり、規制委員会の能力が疑う。即刻改めるべきである。少なくとも、他の、パブリックコメントでは、添付ファイルによる提出が可能であるにもかかわらず、その対応をしないのは規制委員会の怠慢そのものである。また、パブリックコメントの意見募集期間が短すぎる。とりわけ昨今の状況下では、改善を求む。
0612E156	下記、2点において審査には重大な欠陥があるので、是正して審査をやり直すことを求める。1. 4ページから10ページ II 再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力技術者や有資格者に関する指針への適合の審査しかなく、労働者に関する審査がない。被ばくの影響には線量のしきい値がないことは科学的に確かめられており、放射線防護はLNTモデルを前提としている。にもかかわらず、日本政府や事業者は白血病以外のがんでは被ばく線量が100ミリシーベルト以上でないと労災認定はしない。がん以外は労災認定されない。白血病やがんについて労災認定をしても被ばくとは関係ないとする。被ばくの影響と制度的取り扱いに関する重要知識を労働者が持っているかどうかを審査の対象となっていないなければならない。被ばく線量が多くなる可能性のある労働がなされなければ、重大事故時に限らず事業の遂行は危うい。独立した規制機関だからこそできる審査のポイントでもあろう。審査の対象になっていないとしたら、技術的能力指針に欠陥がある。100ミリシーベルトを超えたとされるのは、東電の福島事故でさえ2万人中174人しかいない。他の労働者は白血病以外のがんになっても労災認定はされない。労災認定されても被ばくとは関係ないとされる。被ばくの影響と制度的取り扱いに関する知識をすべての被ばく労働者が持っているかどうかは、とりわけ被ばく線量が多くなる重大事故等に関する技術的能力として必須である。2. 11、12ページ III-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し1. 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直しに係る基準への適合「本申請においては、燃料貯蔵プールの容量3,000t・U(照射前金属ウラン重量換算。以下同じ。)の

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>うち、600t・U 未満の使用済燃料は、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間が4年以上のもの、それ以外は再処理施設に受け入れるまでの冷却期間が12年以上のものとするとしている。また、せん断処理する使用済燃料については、せん断処理するまでの冷却期間を15年以上のものとするとしている。」2. 審査過程における主な論点「規制委員会は、重大事故等への対処については、機器が内包する放射線量等に基づき、実態に即した対策の優先順位、手順等の検討が重要であるとの認識の下、現実的な使用済燃料の冷却期間の設定を求めた。」とある。放射能は物理的半減期によって大きく変化し、仮定に基づく被ばく線量も大きく異なるのが特徴である。根拠不明なまま規制委員会主導で、冷却期間を受け入れまで1年から12年、せん断まで4年から15年と大きく変更するのは審査上、大問題である。12年未満で使用済燃料が再処理施設に受け入れられることはないのか、15年未満でせん断処理されることはないのか、冷却期間に関する法令上の規定も不明である。火災、地震、津波、火山噴火、航空機落下を発端とする重大事故はいつ起こるかわからない。「設計基準対象施設については、保守性を確保する観点から、既許可申請書における使用済燃料の冷却期間に基づく安全設計及び安全評価を維持」と繰り返しているばかりで、冷却期間の変更で重大事故等の対処がどう変わるのかまてわからない。欠陥審査ではないか。「実態に即した」とか「現実的」とかいう名目で規制要件を緩める最悪の実例を示しているの、断じて容認できるものではない。同様の例は規制委員会で頻発しており、委員長はじめ各委員は委員会のあり方から反省してほしい。</p>
0612E157	<p>六ヶ所再処理工場 審査案へのパブリックコメント以下の10点で六ヶ所再処理工場の審査案に反対します。増殖炉もんじゅは無くなり、再処理は破綻している。再処理すると処理前より強力な死の灰が出て、量も増える。1956年9月6日国内定された原子力開発利用長期基本計画は死文化している。再処理モックス燃料が日本に11トン・フランスに15トン・イギリスに21トンあるが、先行き不透明であり、テロの問題も解決しているとは言えない。余剰プルトニウム問題が海外からも指摘されている。2018年6月には、米政府は日本が保有するプルトニウムの削減を求めてきた。日常的放射能放出がある。空へ、トリチウム 85・トリチウム・炭素 14・ヨウ素 129。海へ、トリチウム・ヨウ素 129・ヨウ素 131。その他ストロンチウム 90・セシウム 137、134・ルテニウム 106・プルトニウム 240 等も投棄されている。トリチウムは原発濃度限度の2,800倍で放出と原燃データで示されている。本格操業になると、原発トリチウム濃度限度の約2,700倍の濃度で1日置きに海洋に放出と危惧されている。現在、トリチウム放出が多い泊原発・玄海原発等の周辺では、白血病などの放射能由来の疾病率が高い。化学事故臨界事故がこれまでも数えるほど有り、再処理施設でこれからも起きる可能性が高い。自然災害だけでなくヒューマンエラーも過去に経験し、今年のような感染症の問題も、安全な稼働に多大な影響を与える不安がある。地震・津波・火山の噴火などの自然災害が世界中であり、中でも日本は特に多い。そのような中、審査の基準そのものが安全な項目や数値でなく、対応できる施設設備ではない。六ヶ所再処理工場の真下には六ヶ所断層が存在。十和田カルデラでは火砕流が破局的噴火ではなく巨大噴火として評価されており、八甲田山の火山灰は巨大噴火ではなく大規模噴火とされている。影響が過小評価されている。実現不可能の架空計画案であり、たとえ計画通りであっても予定より膨大な費用負担がある。再処理工場の建設予想価格は1985年予想では約7000億円だったが、</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>2020 年度現在では約 2 兆 9535 億円に膨れ上がっている。再処理施設等を動かさないと約 4 兆円で後始末が可能と考えられるが、再処理すれば約 18.8 兆円に膨らむと試算される。それは大きな一企業が負担できるものでなく、国民負担となり豊かな未来が望みにくい。廃液のガラス固化について、ガラス溶解炉のトラブルとしても、天井の煉瓦が落ちる・かくはん棒が曲がる・白金族元素が溜まる・流下ノズルの下端が詰まる・流れが悪くなる等、各種の問題に見舞われている。日本ではガラス固化のアクティブ試験も未だ終了しておらず、即ちガラス固化は成功しないと考えられる。再処理工場で冷却施設が完全に停止すると、爆発によって工場周囲 100 キロの範囲で全住民が即死。一旦事故あれば、原子力発電所の福島原発事故以上の破壊的放射能放出が予想される。高レベル廃液タンクで現在約 220 立方メートル貯蔵しているが、全電源喪失のまま 51 時間経過すれば、高レベル放射性廃液が沸騰・爆発し、日本はほぼ壊滅である。最低でも10万年保管必要であり、その間、安全に保管できる保証は無い。国・企業など責任を取るべき主体が10万年続くとは考えられないので、未来のために出来るだけ負担を減らす方向に動きたい。ウラン以上にプルトニウムは危険性が高い。以上 10 点が、反対の理由です。核燃料サイクル政策・プルトニウム利用政策はすでに破綻しています。撤退し新たに進むべき方向を探す勇気を持って欲しいと考えます。</p>
0612E158	<p>該当箇所 296～300 頁 内容 手順書の整備に、重大事故の要因として考慮した自然災害を超えるような規模の自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより・とあるが、再処理施設に隣接する三沢市にある三沢基地の米軍戦闘機による事故が考慮されていないことは大きな不備と考える。同機は過去に多くの墜落事故など重大事故を起こしている。再処理施設内で米軍機が墜落事故を起こした場合、事故対応や検証は非常に困難なものになると想像される。審査結果に「大規模損壊発生時の特徴を踏まえた手順書の整備、体制の整備、資機材の適切な整備が可能である」と記しているが、そもそも再処理施設における大規模損壊の定義が明記されていない。再処理施設の何がどのような状態になったときに大規模損壊が発生したというのか。定義をしないまま大規模損壊という言葉を使った対策も審査結果も無意味である。この度の審査書案の内容と審査結果は極めて不適切と考える。</p>
0612E159	<p>六ヶ所再処理工場の本格稼働に反対するパブリックコメント 原子力規制委員会御中日本原燃(株)六ヶ所再処理事業の変更許可申請書に関する審査書(案)についての意見住所: 氏名: 連絡先 電話: FAX: メールアドレス: 意見の対象となる案件日本原燃(株)六ヶ所再処理事業の変更許可申請書に関する審査書(案) 私たちは は東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、脱原発・再生可能エネルギーへのシフトを実現し未来の子どもたちのために資する持続可能な社会の構築を目指し活動を行っている生活協同組合です。弊組合の存する宮城県に立地する女川原発 2 号機の再稼働に関して原子力規制委員会の新規制基準に「合格」し、地元同意手続きがいよいよ開始されようとしています。この女川原発再稼働が抱える諸問題は、六ヶ所再処理工場本格稼働が有する問題に通底すると考えております。昨年度 組合員は青森県の六ヶ所再処理工場をはじめ大間原発、むつ中間貯蔵施設を視察しました。再処理施設の誘致過程で</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>地元議会・住民を分断するような壮絶な攻撃と、それに対峙してきた住民の強さを学びました。とりわけ大間原発敷地の軒先には「 」と呼ばれる住民の生活空間があり、原子力関連施設に堂々と異議を唱えつつ、毅然と生活されている様子も知ることが出来ました。さらに推進派であっても、それは不安ながらも生活のための「諦め」所以であることも体感してきました。もはや核のゴミは行き場を失っています。日本原燃が六ヶ所再処理工場再稼働を急ぐことで、女川原発をはじめとした全国の原発再稼働を進める上で障壁となっている核のゴミ処理問題を「解決」しようと躍起になるのが透けて見えます。言わば原発再稼働ありき、その場しのぎの処方です。しかしながら高速増殖炉もんじゅが失敗したように核燃サイクルが破綻している中で六ヶ所再処理工場の操業目的自体が破綻していると言えます。そのような中再稼働が粛々と進められていること、到底認められるものではありません。以下、特に重大な問題であると思われる点に対して意見を提出致します。意見/理由 すべてのページ1、申請者である日本原燃は再処理施設を運営する能力と適格性に欠ける。六ヶ所再処理工場はこれまで余りにも多くの事故、トラブル、不手際を起こし、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けている。これらの事故やトラブルの原因が日本原燃の管理能力の欠如にあることは明らかであり、日本原燃は規制委員会からも度々勧告、叱責、注意等を受けている。そもそも日本原燃としては再処理技術ははじめフランスの再処理工場の技術を買取る、または研修を受けるしかないとしており、まるで他社依存体制である。果たして安全に運転できるのか甚だ疑問である。2、操業中、放射能による海洋汚染、大気汚染が著しい。東京電力福島第1原子力発電所から排出されている汚染水中のトリチウム総量が約860兆ベクレルなのに対し、六ヶ所再処理工場から海洋放出される汚染水中のトリチウム年放出管理目標値が9700兆ベクレルとされ、福島13倍を1年間に放出することが容認されている。海洋を膨大な量の放射性廃液のゴミ捨て場とすることは、地球環境保全が重視される今日もはや倫理的に許されるものではない。また、人と魚介類など生態系に与えるトリチウムの放射線影響の安全性については専門家の間でも合意は得られておらず、トリチウムの海洋放出は放射線障害を与えるリスクを高めるものである。そのような施設の事業許可申請は認めるべきでない。3、アクティブ試験の評価未公表であり、核燃サイクルが破綻している。2006年～2008年に実施されたアクティブ試験結果が公表されていますが、以後も含めガラス固化（再処理後の放射性廃液を地中埋設するための処理）の失敗が続き、これに使用された使用済み核燃料が425t。（内プルトニウムは1%（4.25t）も含有）。未だに終了していないアクティブ試験の評価がいつどこでなされるかが明らかになっていない以上、使用済み核燃料受け入れすらも出来ないはずである。さらに増え続ける放射性廃液は現時点で240立米も貯蔵しており、冷却失敗等の事故がひとたび起これば日本が危機に陥るレベルに到達していることも明白である。原子力規制委員会は日本原燃に対し本格稼働に向かわせるためのアシストを行うのではなく、今回集約したパブリックコメントの中でも、心ある慎重な意見にこそ耳を傾け、本格稼働中止判断すべきである。</p>
0612E160	<p>六ヶ所再処理工場の審査書案および原子炉等規制法への適合判断に反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1% が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行なわなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>11万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0612E161	<p>[対象] 避難計画(全般)[意見] 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層:放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「再処理事業所の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。 [理由-1](主旨) 原子力規制委員会(以下、委員会)は防災計画(「避難計画」)作成を指導・助言し審査する責任がある。(説明) 1. 「原子力災害対策指針」委員会は「原子力災害対策特別措置法(以下、原災法)」に基づき「原子力災害対策指針」を作成し、原子力事業者・市町村等が「住民の視点に立った防災計画を策定すること」と定めている当事者であり、事業者を指導する立場である自治体の長に、防災計画策定に関わる指導・助言・審査し勧告・報告・改善を求める責任がある。2. 「原災法」第32条(立入検査)具体的には、「原災法」第32条(立入検査)にて「…委員会…は、…その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。3. 「原災法」第30条(原子力防災専門官(以下原災専門官))かつ「原災法」第30条(原災専門官)にて「原災専門官は、…原子力事業所について、…原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、…その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」と義務が負荷されている。この原災専門官は委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名程配属されていることは周知の通りである。4. 「原子力災害対策マニュアル」又、実際の原子力災害対策体制として内閣総理大臣のもと内閣府及び委員会が初動体制を作り、当該事業所及び自治体を含む関係部署との総合調整を図る本部となっていることは、「原子力災害対策マニュアル」にも明らかである。5. 委員会の責任しかるに委員会は、「避難計画は地方自治体の問題であり委員会の関知せざるもの」と表明しているのは無責任かつ当事者意識に欠けると言わざるを得ない。これでは「再処理事業所の安全性」は確保できない。[理由-2](主旨) 「避難計画」を審査対象とするのは世界基準である。避難可能か否かが当該施設運用認可の前提条件であり、厳正な審査が必要最低条件である。(説明) 周知の通り米国の原子力規制委員会では避難計画も審査対象としており、それが世界的基準である。実際ニューヨーク州で建設された原発が、細長い半島に位置して避難が殆ど不可能として稼働不認可と成っている。[理由-3](主旨) 避難計画はまず5キロ圏内の六ヶ所村、および5～30キロ圏内の各市町村が作成しなければならないが、現在あるのは、青森県の「基本的な考え方」のみである。国(規制委員会)、県および申請者の強い支援・指導が必要であり、規制委員会が審査の一環として調整すべきであ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る。(説明)1. 自治体は、地域防災計画〔原子力災害対策編〕にて関係市町が避難計画を策定し、県は避難計画策定のための支援(広域調整等)を行う事になっている。しかるに、現在あるのは青森県作成の「原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方」(2020.3.4 付)のみである。当該再処理施設は既に一部(使用済み核燃料貯蔵施設、高レベル廃液ガラス固化施設等)は稼働している状況にあり、早ければ来年にもフル稼働する見込である。余りにも無責任で当事者能力を疑われる。2. 青森県の「基本的な考え方」が5キロ圏内をUPZと位置づけている為、現在避難計画準備中は六ヶ所村のみであり、周辺(5~30キロ圏内等)の自治体は我関せず状態である。早急な見直し・調整が必要である。</p>
0612E162	<p>六ヶ所再処理工場の審査書案および原子炉等規制法への適合判断に反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85、トリチウム、炭素 14、ヨウ素 129、ヨウ素 131 などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきで</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0612E163	<p>使用済燃料の再処理は、エネルギー資源に乏しく、国土が狭小な島国である我が国にとって、国家安全保障環境の向上のため、また放射性廃棄物の減容化・有害度低減のため、重要であると考えます。その点を踏まえ、一個人として、以下の意見を述べさせていただきます。なお、本意見は、私が所属する組織の意見とは一切関係の無いものであります。「Ⅲ-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し」について 本文中において、「本申請時点において既に長期間保管されている使用済燃料を、今後必要な規制上の手続等を経た後に再処理することを考えれば、実際にせん断処理される使用済燃料の冷却期間は、設計条件としている使用済燃料の冷却期間よりも長くなることは明らかである。」とありますが、本当にそうでしょうか。また、それが安全上最も良い方法なのでしょうか。再処理前の使用済燃料の冷却期間を長くすると、Pu-241 等の放射性崩壊により、高レベル放射性廃棄物となるマイナーアクチノイドの量が多くなり、地層処分時の廃棄体の熱的余裕が小さくなることが考えられます。そのため、硬直的に冷却期間を 15 年以上とするのではなく、例えば冷却期間が長い燃料と、短い燃料を同じタイミングで再処理し、高レベル廃棄物の熱量を小さくするなどの選択肢も残しておいた方が、中長期のエネルギー政策の柔軟性を向上させ、トータルとしての安全性を向上させるためにも得策なのではないでしょうか。また、再処理後の MOX 燃料の製造にとっても、冷却期間が短い方が、核分裂性核種をより多く燃料として装荷でき、プルトニウム消費の効率向上や、ウラン資源の維持が期待できます。冷却期間を 15 年以上とすることで、核種溶液の崩壊熱密度や放射能量が大きく低減されることは承知しておりますが、今回ように冷却期間を硬直的に 15 年以上とすることは、果たして最良の方法なのでしょうか。重大事故等対策の有効性評価については、時間は</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>かかるでしょうが、PRA 手法で進んでいるイギリスなどの例を参考に、確率論的に影響と頻度を評価して制限値を設定することや、その他の考え方で制限値を柔軟に設定できるようにしておくことなどを検討すべきではないでしょうか。本意見は、今回の原子力規制委員会の日本原燃再処理施設の新規性基準に対する適合性についての結論に異議を申し立てるものではありません。日本原燃の再処理工場については、不断の努力によってその安全性向上が図られると思えますので、今後の技術的論点の一つとして、意見させていただいたものです。日本の原子力の安全性向上に関しまして、これまでの関係者の皆様の多大なる努力に感謝いたします。今後とも、よろしくお願いいたします。</p>
0612E164	<p>[対象] 第 2 章「再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」(P4-10)[意見] 申請者である日本原燃は再処理施設を運営する能力と適格性に欠け、再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力は評価出来ない。再度の厳正な審査を要請する。[理由] 六ヶ所再処理工場設置の事業は、1993 年着工から 27 年が経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが連続し、いまだに完成していない。諸々の事故やトラブルの原因が日本原燃の管理能力の欠如にあることは明らかであり、規制委員会からも度々勧告、叱責、注意、改善命令等を受けている。(説明)1. 国による設置許可あるいは事業指定が認められた原子力施設はもとより一般産業施設に於いても、この様な超長期の未完成事例は聞いたことが無い。この事実だけでも、原子力施設事業者としての技術的能力が極めて不足していることは明らかである。2. 申請者は数々のトラブル・不手際を起こしているが、その重大性は以下の事例からも明らかである。1) (2016.6.30)規制庁、原燃の審査書に対し「全く信頼できない」と叱責 2) (2017.5.11)複数の軽微故障が長期にわたり放置されていたことに対し、規制庁は「異常な状態」と指摘 3) (2017.8.22)排気量を測定する超音波流量計を 13 年間も交換せず経年劣化により故障、規制庁は厳しく叱責 4) (2017.9.6)非常用電源建屋の配管貫通部より雨水流入。規制庁は 14 年間も点検してこなかったことを叱責 5) (2017.9.21)再処理工場のトラブル続出で経産省が原燃に異例の訓示 6) (2017.9.22)配管室にまた雨水流入、規制庁は「保安規定違反に該当」「プロの仕事をするべき」と 7) (2017.9.23)機器 3500 件が 1992 年以来未点検であったことが発覚。規制庁「原燃は取り違えている」と 8) (2017.10.21)分析建屋から冷却水が漏れいしセシウム 137 を検出。規制庁「改善を履行できるか疑問」と[対象] 3-3.1 基準地震動 (P27-47) 4. 基準地震動の策定 (P45-47) (1) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動 1) 応答スペクトルに基づく手法による地震動・基準地震動 S_s-A (最大加速度は水平方向 700cm/s^2 及び鉛直方向 467cm/s^2) (2) 震源を特定せず策定する地震動 1) 基準地震動 S_s-C1 (最大加速度は水平方向 620cm/s^2 及び鉛直方向 320cm/s^2) 基準地震動 S_s-C1 は、一部の周期帯で基準地震動 S_s-A の応答スペクトルを上回る 2004 年北海道留萌支庁南部地震を考慮した地震動[意見] 委員会が容認した基準地震動の最大水平加速度は S_s-A での 700ガルであるが、「2008 年の岩手・宮城内陸地震: M7.2」で 3500ガル前後を広域で集中的に記録している。依って、少なくともより保守的な数値 3500ガルを採用すべきである。[理由] 残余のリスク」に基づき常に保守的評価をしなければならない。尚、東海第二の基準地震動は数回にわたって見直され最終的には 1140ガルとされている。(説明) 2006年の改定耐震指針において、「策定された地震動を上回る地震動が生</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>起することは否定できず、その影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、或はそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすことのリスク（「残余のリスク」と命名された）が明記され認められた（但し、規制基準への導入は見送られ、事業者の努力目標にとどまり、当然の事乍ら事業者は定量的な評価すらしていない、公表していない。）。しかも福島事故後の新規規制基準では「極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与える恐れがある地震動（基準地震動）」しか明記がなく、「残余のリスク」は削除されている。以後、残余のリスクは事業者に一顧だにされなくなった。これは全面後退・退却を意味する。これでは否定することの出来ないものと一度認識されたレベルの巨大地震は検討・審査対象外となり、「原発の安全性」は確保できない。依って、常に保守的評価をしなければならない。</p>
0612E165	<p>[対象] 避難計画（全般）[意見] 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「再処理事業所の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。 [理由-1](主旨) 当該避難計画の基本的な考え方（青森県作成）では、当該施設から概ね半径5km圏内をUPZと設定している。原発施設の場合はPAZと設定されている区域であり、当該施設の場合もPAZと設定すべきである。厳正な審査の上、見直しを指示されたし。（説明）1. 当該避難計画としては青森県の「原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方」（2020.3.4付）が唯一のもの（六ヶ所村はこれから詳細計画を作成する予定）であるが、避難対象区域を半径5km圏内としく原子燃料サイクル施設の原子力災害対策重点区域＜UPZと位置づけている。2. 「原子力災害対策指針」に依り原子力施設において、EAL1（警戒事態）時は、PAZの要配慮者は避難準備を開始、EAL2（施設敷地緊急事態）時は、PAZの要配慮者は避難や屋内退避を開始し住民は避難準備を開始、UPZの住民は屋内退避準備 EAL3（全面緊急事態）時は、PAZの住民は避難開始し安定ヨウ素剤を服用、UPZの住民は屋内退避、と規定されており、PAZとUPZでは避難等のレベルが大きく違う。3. 原発施設も再処理施設も同じ原子力施設であり、敢えて再処理施設ではUPZと設定しているのは、その危険リスクが低いと評価しているのが要因と思われる。しかしながら、当該再処理施設が貯蔵している使用済み核燃料は3000トン（内蔵するプルトニウムは概ね30トン）にも及び年間 800 トン分の再処理を行う、原発の炉心に存在する核燃料が 100 トンから 150 トンであるのに比べてはるかに多いし、平常運転時及び重大事故時に環境に放出する放射能の量は原発に比べて桁違いに多くなるを得ない。再処理する使用済み核燃料が、原発で消費後冷却期間15年のものを適用することに運用基準を変更したので放射能の減衰に依り放射能放出量もかなり減少すると評価している様だが、核種によって違うものの全体として半分とかに減る訳ではなく、当該再処理施設の危険リスクは原発施設より遙かに大きいことになりはならず、まして小さいなどということは有り得ない。[理由-2](主旨) 現状の避難計画（青森県の基本的な考え方）は、5キロ圏内の住民でも屋内退避を原則としており、毎時 500 マイクロシーベルトという高レベルの放射能が観測されてはじめて避難を開始するというものである。福島原発事故の経験からしても余りに危険リスクが大きすぎる。避難開始のタイミングを前倒しすべく早急な見直しが必要である。（説明）1. 毎時</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>500 マイクロシーベルトでは、わずか2時間で一般人の年間許容被爆線量1ミリシーベルトに達してしまう。つまり、2時間以内に安全な場所まで避難しなければならない。これは全く期待出来ない。2. 毎時500マイクロシーベルトという数値は、単純に乗ずれば1年間では4シーベルトという(経過時の減衰勘案でも年2シーベルト位か)東海村JCO臨界事故が起きた時、生死を分けた数値であり、こんな空恐ろしい超高数値を住民避難の基準にすると、将に「人格権の侵害」である。3. 福島原発が爆発した時、保安院の職員が慌てて郡山に逃げ出したのは、室内が毎時12マイクロシーベルトに上昇した時であった。国際放射線防護委員会(ICRP)の設定している一般人の許容被爆線量は年1ミリシーベルト(毎時 0.23 マイクロシーベルト)であり、日本も適用しているのは周知の通りである。4. 依って、「避難計画」は被爆を前提に作成されているものであり、又、熊本地震の経験でも屋内退避など非現実的なことは明らかである。この様な実効性のない非人道的な避難計画(=原発再稼働)は許されない。</p>
0612E166	<p>審査書案および、審査の前提となる六ヶ所再処理施設の稼働については、いくつもの疑問、意見があるが、ここでは最も危険性の高い高レベル放射性廃液の処理について、コメントしたい。日本原燃が実際に使用済み核燃料を使って2006年から行った「アクティブ試験」について、2008年にはガラス固化工程以外の試験を終了したとしているが、10万年も環境から遠ざけて保管しなければならないとするガラス固化体の製造が滞っている。試験期間中にガラス固化できず貯槽内に残っている廃液は 223 立方メートル分と日本原燃は国会などで答弁しているが、これは予定の半数以上ガラス固化できなかったということになる。ガラス固化技術が実は頓挫しているのではないかとこの疑問は、同じ「純国産」技術で作られた東海再処理工場の高レベル濃縮廃液ガラス固化施設がほとんど進んでいないことから明らか。同工場では 2016 年に 9 年ぶりにガラス固化を開始したが、17 年 6 月に 100 本予定のところを59本製造したところでトラブルが発生して中断。19 年も 7 本製造した段階で中断したままになっている。この時のトラブルの原因はまだ調査中という。日本原燃が作成した「アクティブ試験の概要」には、「予想される不具合や故障の例」が例示されている。「詰まり・退席」「漏えい」「機械動作不良」「計測、制御系の不良」「電源系の異常」「汚染」「破損」「その他」という 8 項目だ。実際に六ヶ所再処理工場でも白金族が沈降・堆積して詰まる、天井のレンガ片が落ちる、高レベル廃液 150 リットルが漏えい、高レベル廃液濃縮蒸発缶温度計腐食による漏えいなどのトラブルが続出した。実際のアクティブ試験の結果を見ると、ほとんど実際に起こっている。しかし審査書案では、どのように評価したのかが不明だ。アクティブ試験は 2013 年 7 月に高レベル濃縮廃液 223 立方メートルを残して終了してしまった。高レベル廃液は 1 滴(0.05 ミリリットル)に含まれる放射性物質の量がセシウム 137 で 1 億 3000 万ベクレル、ストロンチウム 90 で 9000 万ベクレルと極めて高く、他の核種を含めると 1 滴で致死量の 7000 ミリシーベルトに近くなるとされる。極めて放射能の高い廃液が不安定なまま残っている。放射性廃液は崩壊熱のため、放置しておくとも温度が上昇する。このため貯槽のなかに冷却管を入れて水を流して冷却している。貯槽には 2 系統の冷却管があるが、何らかの原因で冷却水が流れなくなり、冷却機能が失われると貯槽内の温度が上昇。廃液は蒸発して、液中に溶解していた物質が固まることを「蒸発乾固」として、日本原燃は重大事故と認めた。原燃によると冷却停止、廃液沸騰、蒸発乾固、溶融、一部あるいは全面的揮発という動きを取ると</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>いう。しかし蒸発乾固からどうなるのか、規制委もこれまでの審査で原燃側に質問したようだが、納得できる回答を得たのか。どう納得したのか、あいまいにしたままだ。また蒸発乾固が起きる際の廃液から蒸発する放射能を帯びたエアロゾルなどの動きも不明確だ。廃液が沸騰する時に放射性のルテニウムを揮発することを明らかにしているが、貯槽からどこに行くのか不明である。さらに廃液中にもプルトニウムなど核分裂性の元素が混ざっていることは原燃も認めている。液体が蒸発する中で、臨界事故を起こして爆発することはないのか。環境への影響がないなら、高レベル濃縮廃液をガラス固化して 10 万年も環境から遠ざけておく必要もなくなる。乾固した後、再び「溶解」となっているが、人が入れないような環境下でどのような手段を検討しているのかも不明。どうして「可」と判断したのか。そもそも核燃料サイクルという虚構は既に成り立たなくなっている。軽水炉からでる使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し MOX 燃料として精製しても、使用可能な原発は 4 基のみである。原子力業界の期待は大間原発だけだが、いつ完成するかも不明。なによりプルサーマルの結果出てくる使用済み核燃料は今建設している再処理工場では再処理できない。使用済み MOX 燃料は通常の使用済み核燃料に比べ、放射線量は 10 倍以上高く、発熱量は 3 倍から 5 倍も大きいという。通常の使用済み核燃料と同じ程度まで温度を下げるためには原発内の貯蔵プールで 100 年以上冷却しなければならないとも言われ、究極の高レベル廃棄物との声すら出ているとされる。これ以上、地球環境を破壊し、人類のみならず全ての生物の生存を脅かす再処理工場を建設、稼働してはならない。</p>
0612E167	<p>これ以上のプルトニウム生産は不要です。もんじゅの廃炉が決まったので核燃料サイクルシステムを辞める良いタイミングと思います。また、再処理費用は電気料金から徴収する仕組みもやめて、廃炉や地層処分の費用に充てる仕組みを作って欲しいです。</p>
0612E168	<p>[対象] 3-1再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し (P11-12)トリチウム放出量(「審査(案)の概要」(P6))[意見] 核種トリチウム(H-3)の(液体廃棄物)放出管理目標値(ベクレル/年)が「冷却期間 15 年時、9.7×10^{15}」となっているが、この様な膨大な量のトリチウムを平常時の操業のために海に放出することは、放射線影響の安全性面から認められない。[理由] (主旨)人と魚介類など生態系に与えるトリチウムの放射線影響の安全性については、専門家の間でも合意は得られておらず、トリチウムの 海洋放出は放射線障害を与えるリスクを高めるものである。(説明) 福島第一原発事故により生じた多核種除去設備処理水に含まれるトリチウム総量(貯蔵タンクで保管中)は 約 1×10^{15} ベクレル/年であり、現在検討されている海洋放出が地元漁業者の抗議を始め社会問題となっている。当該「9.7×10^{15} ベクレル/年」は福島第一原発の 10 倍に相当するもので、益々もってリスクが高い。[対象] 4-4. 6 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備及び手順等(P257-262)[意見] 建屋からの放射性物質の工場外への放出量を抑制するために、建物周囲に可搬型の放水砲および必要な水量を移送する大型ポンプを配置することとしているが、あまりにも原始的・非効率的対策と言え、殆ど無策に等しい。申請者に対案を要請した上で厳正な再審査をすべきである。[理由] (主旨)建屋の隙間等から漏出した汚染ガス(というより放射性物質を含んだ空気)は、一部の水蒸気を含んだ白煙以外に可視化はされず、また夜間の視認は不可能である。放水にて放射性物質を叩き落とせる効果はほとんど皆無といえる。(説明)放水によって大量に発生する放射性物質を含</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>んだ(運が良ければ)汚染排水への対策は排水溝の堰止めとフェンスの設置程度であり、あまりにも不十分である。湖沼や海洋汚染を本気で防ごうと思えば、数千立法メートルを超える大容量のコンクリートピットを用意せねばならない。福島第一原発における汚染水問題からの教訓を忘れては成らない。[対象] 4-4. 12緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等(P285-290)[意見] 緊急時対策所の機能は不十分であり、発電用原子炉に求められている特定重大事故等対処施設の設置を求める。[理由] (主旨)非常時の運転制御機能(原発で言えば炉心の緊急冷却操作)がなく、主要運転パラメータの把握のみであることなど機能は限定的である。(説明)再処理施設は原発と比べても以下のような特有の危険性を有しており、非常時には被災箇所からの一定の距離を確保した安全な場所からの遠隔操作が求められる。・保有放射エネルギーの多さ・大量の高レベル濃縮廃液の存在と常時冷却の必要性・可燃性液体と強酸の存在・重大事故発生ケースの多様さ・プルトニウムの取り扱いと保障措置による管理の必要性</p>
0612E169	<p>もんじゅの廃炉が決まり、核燃料サイクル政策は破綻しています。これ以上、進めることはやめていただきたい。プルサーマルは危険なうえ、再処理もできず、これ以上、プルトニウムを作るべきではありません。ガラス固化が成功していない状況について、まず検証すべきです。日常的な放射能物質の環境への排出について、アクティブ試験の観測値に基づき、検証してください。クリプトンやトリチウムの放射能をそのまま放出するのは、基準規則第 21 条に違反していると思います。ガラス固化も成功していない状況で、これ以上の高レベル廃液を増やすことはやめていただきたい。</p>
0612E170	<p>ガラス固化が困難な状況で、高レベル廃液を増やすことは危険です。断層の活動があるかもしれない、火山の巨大噴火があるかもしれない、30km先には三沢基地があり航空機墜落があるかもしれない、など危険性が指摘されています。高レベル廃液タンクで重大事故が起きれば、その影響は想像を絶します。核燃料サイクルに未来はありません。</p>
0612E171	<p>原発過酷事故により汚染された福島は 10 年近く経つ現在も多くの避難者が帰還できていない。震災関連死は 2307 人で直接死 1605 人を大きく上回っている。これ以上の原子力事故を繰り返してはならないことを、国も原子力関係者も肝に銘じるべきである。高速増殖炉もんじゅは破綻したが、国民に対し何ら謝罪も説明もなされていない。無謀と言われ続けた計画を無責任に推し進めてきた責任を取ることが先決である。この反省もないままに再処理工場の稼働という愚挙を繰り返そうというのか。国民の7割は原発反対を表明しており、再稼働も再処理も絶対反対、また無駄な費用負担についても断固反対する。</p>
0612E172	<p>六ヶ所村再処理工場は、2度と動かすべきではない。1)そもそも日本では、東海村でも六ヶ所村の再処理工場でも、使用済み燃料の再処理ができず、事故ばかり起こし、フランスや、今は受け入れていないが、イギリスの企業に委託して再処理を行ってきた。2)プルトニウムを燃料として使う予定だったもんじゅは、1995年の事故以降結局動かせなかった。高速増殖炉が成功した国は世界のどこにもない。高速増殖炉の冷却材の液体ナトリウムは水と違って、酸素と接すると火事を起こし、水と接触すると爆発する、安全に使用することができないし、経済的に成り立たない危険で無駄な原子炉だった。3)プルトニウムを混ぜた MOX 燃料を装架すると、原子炉の制御が難しくなる上、事故を起こした場合は、ウラン燃料のみの場合より、半減期が長い放射性物</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>質が飛散する。MOX 燃料も日本では製造できず、通常の燃料の2倍以上のコストがかかるうえ、余剰プルトニウムを使用しきれないし、使用済み燃料の処理が、通常のウラン燃料より困難。危険で高コストでいいところが何もない。だから他国では使われていない。無駄にもほどがある。直ちにやめるべき。4)核兵器を持たない日本にとって、46トンもあるプルトニウムは利用目的がない。ただの厄介な廃棄物に過ぎないと認めるべきだ。これ以上増やすことは許されず、核兵器開発をしたいのかと歌われ、安全保障の上でも問題である。すでに日本の多すぎるプルトニウムの蓄積は、国際的に問題視されている。5)再処理によって生じる高レベル放射性廃棄物の処理として、日本が実用化しようとしていた、ガラス固化体を金属製キャスクに詰める方法は、日本の技術では、結局ガラスだけをキャスクに詰めることさえできず、高い依頼料を払ってフランスに委託して作ってもらうしかなかった。それをフランスから日本へ船で海上輸送することには、付近の国々に非常な懸念を持たせた。船が沈んだら、ロンドン条約違反の海洋投棄になってしまう。もう委託も中止すべきだ。ガラス固化体を作っても、地震大国で、自身の活動期で、地下水が豊富な日本では、地層処分は不可能だからである。6)使用済み核燃料は、結局ただの核廃棄物であることを認めるべきだ。7)高速増殖炉も実現せず、MOX 燃料は効果で不経済で危険。核燃料サイクルは破綻した。破綻した以上もう青森県には、事前に決めたように、使用済み核燃料を他地域が引き取るしかない。青森県に日本中の原発の使用済み核燃料を保管してもらうためだけに、1兆数千億円をかけて作り、頓挫したもんじゅを、すぐに廃炉にできないまま、無駄に温存して、液体ナトリウムを温め続けるために年間200億円もの税金を費やしてきた。それは結局原子量発電を続けたいだけのためだったのではないか。私は乾式冷却ができる状態になった使用済み燃料を、原発の電気を使用していた地域が、電気の使用量に応じて、使用済み核燃料を受け入れ、乾式冷却保存施設を作って保管すべきだと考える。</p>
0612E173	<p>六ヶ所村の再処理工場を稼働することに反対します。再処理工場を稼働することは、プルトニウムを増やすということです。プルトニウムは、MOX燃料として使うしか、使い道がありません。現在、国連では核廃絶に向けて世界の国々が動き出しています。核の平和利用など、福島原発事故を見れば、ありえないことですし、核保有国の競争を煽ることにしかなりえません。日本は地震の多い火山国です。もし、六ヶ所で事故などあろうものなら、日本の未来はどうなるのでしょうか。何としてもここで立ち止まり、これ以上核のゴミを増やさないと望みます。</p>
0612E174	<p>世界のすう勢が再生エネルギー主体となり、高速増殖炉原型炉もんじゅが廃炉となった今、核燃料サイクルは完全に破綻しています。六ヶ所再処理工場に取り出すプルトニウムは核兵器転用が世界から懸念されており、政府は外国で再処理されたプルトニウムおよび六ヶ所で取り出すプルトニウムを MOX 燃料として加工するとしています。しかし現状では MOX 燃料を使える原発は4基しかなく、大間原発が頼りという有り様です。一方、1993年に建設着工以来、何度もトラブルに見舞われ、再処理工場のコストは当初の7600億円から約3兆円に跳ね上がりました。審査書案で最も懸念されるのは、再処理の過程で出てくる高レベル放射性廃液の処理が全く進んでいない点です。日本原燃は2006年度から08年度にかけて、実際に使用済み核燃料を使って「アクティブ試験」を実施しましたが、最も危険な高レベル濃縮廃液をガラス固化体にする技術が頓挫しているとみられます。実際に発生した高レベル廃液348立方メートルのうち未処理の</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>まま残っているのは64%に当たる223立方メートル分です。審査書案では廃液による過酷事故について書かれているようですが、実際にどうなるのか疑問です。こうした疑問を払拭せずに再処理工場を稼働させ、万一事故が発生したら、東電福島第一原発事故の比ではない世界を覆う事故になることは火を見るよりも明らかです。とても認容できず、審査書案の基本から反対します。</p>
0612E175	<p>2. 六ヶ所再処理工場は、使用済み燃料から核燃料に使うプルトニウムとウランを取り出す工場として 1993 年に着工されて以来、トラブル続きで 24 回に渡って竣工時期を延期してきた、相当ないわくつきの施設である。・もともと再処理工場は高速増殖炉と呼ばれるプルトニウムを燃料とする原子炉とセットで考えられていたが、もんじゅなどの高速増殖炉の開発は事実上とん挫している。代わりに通常の原発でMOX燃料として使う計画を立てたが、福島原発事故から原発が稼働していないこともあり、想定していたほど使われていない。・このための余剰なプルトニウムが増え続けているが、問題は取り出されるプルトニウムが核兵器に流用可能であること。日本はすでに 46 トンものプルトニウムを保有し、国際的な懸念の的となっており、米国などからも強く指摘されている。また、再処理では使用済み燃料を物理的・化学的に処理するが、その過程で核燃料中に閉じ込められていた放射性物質が出ている。一定程度は回収されるが、それでも通常の原発に比べて圧倒的に膨大な量の放射性物質が大気中および海洋中に空や海に放出している。・コスト面では六ヶ所再処理工場の総事業費は約 14 兆円に上っている。さらにプルトニウムを燃料に加工する施設に約 2 兆円、さらに将来的にはもう一つの再処理工場も建設する計画で、総額では 30 兆円を超える。こうした費用は総括原価方式として巧妙に電気代に組み込まれるため、膨大な費用を国民が負担している構造になっている。・最も深刻な問題は、稼働中に放射性物質を大量に放出し、大気中および海洋中に核を拡散し、環境汚染と健康被害が出ることである。さらに経済的なメリットが全くなく、将来に渡って膨大なコストを国民に押し付けることは許されないと考える。3. 以上のことから、六ヶ所再処理工場の新規規制基準適合性審査の審査書案を了承されたが、再処理工場は安全性と経済面に極めて大きな問題を抱えているため、一刻も早く稼働を停止するべきである。</p>
0612E176	<p>核燃サイクルが破綻している事実を承知すれば何故審査をしている、そもそも原発を稼働することは死の灰を作ることで、死の灰は無害化・無毒化が出来ない。トリチウム等の放射性物質を環境に放出することは地球環境を汚染することです。安全安心な処理水と云うならば規制庁の職員は自ら生活水・飲料水として使用してから環境に放出すべきです、海は原発の廃棄物処理場ではない。ありていにいえば国富の無駄使い、環境破壊が原発です。いくら取り繕っても人類・生物の生存を否定する行政行為をしていると規制庁の皆さんは自覚されているのですか？</p>
0612E177	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)トリチウム(半減期 12 年)炭素 14(半減期 5730 年)ヨウ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>素 129(半減期 1570 年)ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中にはトリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる40年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数100万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約15倍、日本の東海再処理工場では約40倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は元の使用済み燃料に比べて約200倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。4)余剰プルトニウム問題および核燃料サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中でプルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することでプルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018年末時点で46.3トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初2010年に16～18基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃料サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。5)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃料サイクルを追求するのではなく豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0612E178	<p>人々の健康や環境を破壊する危険な六ヶ所再処理工場は稼働すべきではないと思います。すでに核燃料サイクルは、破綻しています。</p>
0612E179	<p><全般的意見>・六ヶ所再処理工場は深刻なトラブルが相次ぎ、24 回も竣工が延期された。実際の核燃料を使ったアクティブ試験においても、白金族による目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩などが相次いだ。ガラス固化体にできず、危険な高レベル廃液がそのままに貯留されている。アクティブ試験の評価も行わず、稼働のための安全性審査をするのは本末転倒である。・六ヶ所再処理工場の必要性はまったくない。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻している。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではない。14 兆円もの巨費を投ずべきではない。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべき。・六ヶ所再処理工場は必要性がないどころか、動かせば、プルトニウムを生み出す。日本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められている。2018 年 7 月 31 日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、プルサーマルで使用する分しか運転しないとしているが、プルサーマルでどの程度使えるかも示されていない。しかもプルサーマルで使ったあとの使用済み MOX 燃料の処分についても示されていない。・六ヶ所再処理工場は、たいへん危険な施設である。現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す。しかも後述するように、海中放出においては通常原発に適用されている告示濃度限度（濃度規制）が適用されていない。・必要性もなく、危険な施設であるにもかかわらず、また稼働もどの程度できるかわからない中、14 兆円ともいわれる巨費が投じられようとしている。この費用は、再処理機構が各電力会社から使用済み核燃料に応じた拠出金を徴収し、日本原燃に委託の形でだされている。もともとは国民の電気料金である。・プルトニウムを増やせないため、また、各種トラブルが相次ぎ、再処理を進めることができないことがわかっているにもかかわらず、日本原燃の経営を安定化させるために、上記のように各電力会社から「再処理」を前提とした拠出金を出させることは経済合理性に反する。・以上の諸点について、政府はしっかりと国民に説明し、再処理事業そのものについて、国民からの意見聴取を行うべきである。<アクティブ試験の検証前に審査を終わるべきではない>・日本原燃は、実際の使用済み燃料を用いて、プルトニウムや核分裂生成物の取り扱いに係る、再処理施設の安全機能および機器・設備の性能を確認する「アクティブ試験」を 2006 年から開始しており、2008 年にはガラス固化工程以外の試験を終了、2013 年にはガラス固化試験を終了した。ところが、経済産業省も原子力規制委員会もその結果を検証していない。そもそも、このアクティブ試験の評価が終わらないうちは、審査を行うべきではなかった。・アクティブ試験では、数多くのトラブルが発生し、当該事業の実施可能性を疑わざるをえない問題が露呈した。事業実施面からも安全面からも多くの問題をはらんでいる。・たとえば、以下のようなトラブルについて、原子力規制委員会としても検証すべきである。(1) 白金族金属が沈降・堆積して、詰まる(2) 天井のレンガ片が落ちる(3) 高レベ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ル廃液 150 リットルが漏洩(4) 高レベル廃液濃縮蒸発缶温度計部腐蝕による漏洩<環境中への放射性物質の放出>p.350~355・再処理工場の稼働は環境中への大量の放射性物質の放出をもたらす。たとえば、・日本原燃が公表している月別放出状況によれば、アクティブ試験中の2007年10月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約9,000万ベクレル/Lであった。これは、原子力発電所に適用される告示濃度限度6万ベクレル/Lの1500倍に該当する。・原子力発電所から放出される水に含まれる放射性物質については、原子炉規制法に基づき、核種ごとに告示濃度限度が設けられ、総和が1を超えてはならないとされている。これは再処理施設から海洋中に放出される排水には適用されない。それがなぜかを原子力規制委員会は示すべき。<高レベル廃液貯槽の評価>p.153~184・高レベル廃液貯槽(120立方メートル貯槽)、不溶解残渣廃液貯槽(70立方メートル)は、臨界事故を起こす可能性がある貯槽として審査されていない。・プルトニウムは比重が大きいので、攪拌が止まった場合、容器下部に沈降し、濃縮する可能性が指摘されている。こうした点に関して審査は行ったのか。</p>
0612E180	<p>日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に対する意見を書きます。まずパブコメ募集の期間が短すぎます。再処理事業は危険も考えられるので、実施するにしても市民が十分に納得してからにすべきです。このコロナ騒動の中で市民は忙しい日々を送っています。再処理事業のことについて考えをまとめる時間がありません。また資料のわかりにくさもあります。日本原燃の申請書・補正書の最終版がどこにあるか探して見ましたがわかりませんでした。また搬入される高レベル放射性廃棄物の量や再処理後に発生する核物質の量を示す資料を見つけることが出来ませんでした。審査書(案)以外の資料に示してあるのかもしれませんが、すぐにわかることはありませんでした。これらの資料は大事なものです。これらの資料をわかりやすいところに明示してから再度パブコメを募集すべきです。これらの資料を見てから私の意見も書きたいですが、パブコメを再募集するかはわからないので、取りあえず現時点でわかることを基に意見を書きます。結論からいうと再処理事業を実施すべきでないです。当該申請は、関係する原子炉等規制法に適合していません。以下はp4からの再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力についての意見です。技術的能力について色々説明はありますが、過去何回も申請の延期を繰り返し、そのほとんどがトラブルに起因するものであったことを考えると、日本原燃に再処理事業の技術的能力があるとは考えられません。以下はp28からの(2)敷地地盤の地下構造及び地震波の伝播特性の評価についての意見です。地質調査した場所が書いてありますが「六ヶ所断層」については記述がありません。この断層は極めて危険なものです。この断層についての調査結果を示すべきです。以下はp61からの津波による損傷の防止についての意見です。色々な津波の想定をしていますが、充分ではありません。2011年の東日本地震による福島第一原発の事故以降、想定の見直しを行っているようですが、充分ではありません。津波による被害を充分検討しているとは思えません。以上時間の関係で具体的な指摘は数少ないですが、再処理事業は原子力発電より更に危険性が大きいものです。そのことも考えると当該申請は関係する原子炉等規制法に適合しているとは考えられません。パブコメ受付期間が延長されたら更に細かい意見も提出の予定です。慎重の上にも慎重な検討し、早急に結論を出すことがないよう要望いたします。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E181	<p>1 ページ 1 (1)適確に遂行するに足る技術的能力があること(2)基準に適合するものであること。この 2 項の規定に適合するか審査するものとしていますが、申請者からすべて適合する様、整備する方針であることを確認したをもって審査承認とされるのは審査不十分と考えます。今回の書類審査に加え、当然ながら検証が必須で、その意味で実施中のアクティブ試験の結果をもって審査結果は出されるのが本来の姿と思います。</p>
0612E182	<p>今回、原子力規制委員会が「審査書案」の了承したことは、原子力規制委員会が東電福島現発事故の教訓を原子力規制に反映できていない現れといわざるをえません。日本政府は核燃料サイクルの失敗を認め、再処理工場の建設をとめるべきです。原子力規制委員会は、日本政府がそうした判断をくださるよう、しっかりと審査をするべきでした。過小評価された地震と火山のリスク「審査書案」は、六ヶ所村再処理工場に関連し、地震と火山のリスクを十分に評価できていません。地震により、敷地外の電源を含む電源の喪失、非常用発電機の故障、使用済み核燃料プールの冷却機能喪失などの可能性があります。使用済み核燃料の貯蔵能力は 3,000 トン U であり、冷却機能喪失の影響は計り知れません。もし、核燃料プールの冷却機能が喪失すれば、放射性物質の流出は、潜在的には福島第一原発事故での規模を上まわります。不十分は通常運転での放射性物質の排出についての影響評価また、六ヶ所村再処理工場では、通常の運転でクリプトン 85、炭素 13、トリチウムなどの大量の放射性物質が大気や海洋に放出されます。これらの放射能放出により一般公衆がんなどにかかるリスクが高まります。長期間にわたる排出の影響評価が不十分です。核拡散のリスク六ヶ所村再処理工場は、原発から出た使用済核燃料からプルトニウムを取り出す工場です。日本は、すでに約 46 トンもの大量のプルトニウムを保有しており、エネルギー基本計画でも、プルトニウムの「削減に取り組む」としているとおりに減らさなければならぬものです。のに、年間 8 トンのプルトニウムを取り出す工場を作ることは理にかないません。</p>
0612E183	<p>日本原燃株式会社の核燃料再処理工場（青森県六ヶ所村）の審査書（案）につきまして、稼働に反対の意見を述べます。主な点は下記のとおりです。1、再処理工場を稼働した場合、大量の放射性物質が発生、また、複雑な化学行程で通常運転でも危険度が高いと考えられます。折しも内閣府の検討会から「日本海溝・千島海溝でマグニチュード9級の巨大地震が起きるとの想定が公表されました。青森県八戸市の津波想定は約 25m。工場の配管総量は約 1,300m、どこかにトラブルが生じたら、高い放射線が放出され、福島事故以上の被害も考えられます。2、海洋に放出されるトリチウム、大気中に放出されるクリプトンの量は、現在問題になっている福島事故の汚染水の量をはるかに上回ります。（福島汚染水放出も認められません）東北の太平洋沿岸の環境への影響や、青森・岩手・宮城各県の海洋汚染は十分考えられます。食物連鎖で海洋生物への影響が出る可能性があります。現在もそうですが、特に大太平洋沿岸諸国に対して、日本は放射線放出の加害国になります。3、青森県と六ヶ所村が再処理工場の稼働を希望するのは、「青森県を最終処分地にしない」約束と「交付金」の問題と考えます。「最終処分地にしない」点は、現在まで日本国内で最終処分場が決まっていないので困難を極めます。実際に使用済み核燃料や溶液を移動するのはさらに危険なので、可能か否かわかりません。しかし、交付金に関しては再処理工場を稼働しなくても、青森県のこれまでの貢献度に準じた（稼働で支</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>払われるの同等の)金額を支払うことで解決を見出すことが可能ではないでしょうか。再処理をした場合の約 19 兆円から見たら、微々たるものでしょう。4、再処理にかかる金額を私たち(沖縄県を除く)の電気料金に上乗せしていることは理不尽なことです。電気代の明細書には再生可能エネルギーにかかる費用が明記されていますが、稼働もしていない再処理の費用が含まれているとは、多くの人は知らないでしょう。5、高速増殖炉もんじゅが廃炉になった今、核燃料サイクルの破綻はあきらかです。プルトニウム拡散の点で、世界から見れば日本は核を持ちたい危険な国とみられています。核燃料サイクルから早急に撤退することが日本にとって必要であり、また、世界からの信頼を得る道筋と思います。</p>
0612E184	<p>【II 再処理事業を的確に遂行するための技術的能力】について申請者の日本原燃株式会社は再処理試験運転でのトラブルをはじめ、これまでの経過で事業遂行に必要な技術的能力が不十分であることが明らかであり、その点を看過しているこの審査案は不適切です。審査合格後の事業推進で重大な事故を引き起こさせないためにも、この事項に関する厳正な審査を求めます。</p>
0612E185	<p>前提として、次の問題を指摘しておきたい。・原子力発電の是非についても、再処理の必要性についても、国民的議論がないままに進められるのは問題。・たまったプルトニウムをどうするかという実効性ある議論がない。プルサーマルで使用するだけなら、今再処理を認可する必要はない。・原発については過酷事故に対して周辺住民の避難計画を策定することが義務化されているが、再処理工場の過酷事故が想定されていない。認可するなら過酷事故に対する住民の避難計画も策定すべきである。・トリチウムの放出量の年間管理目標が過大である。以上の観点から、日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可をするべきでないと考え。その上で、審査書の内容への素朴な意見を提出したい。・審査書には作業員への被ばく評価が欠落している。重大事故時に現社員の人数で対応可能なのか疑問。・使用済み燃料プールの大規模破損が考慮されていない。・セルが破壊される重大事故が想定されていない。・重大事故時にはフランスからの技術援助が想定されるが、それについて記述がない。・発電用原子炉に求められている特定重大事故等対処施設の設置もない。</p>
0612E186	<p>III 設計基準対象施設 中性子吸収材の脱落事故を想定し、臨界発生の有無の検討、評価を求める。(理由)分離・精製施設等で、プルトニウムを取り扱う機器では、臨界防止のため「中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理」が多用されている。この中性子吸収材の種類と取り付け方が不祥であるが、これらの中性子吸収材が取り付け箇所の施行不良や経年劣化により、あるいは地震動や火災によって脱落する可能性があるのではないか。もしそうだとすれば、原発での設計基準事象として想定が求められている「制御棒落下(BWR)や制御棒飛び出し(PWR)による反応度の異常な投入」に相当するものであり、再処理施設では臨界事故が発生するおそれがある。</p>
0612E187	<p>再三再四の 事業開始の 延期の事業。環境に負荷のかかる再処理をするより 乾式キャスクでの 長期保存をめざすべきではテロの標的にならないとも限らない、地域の不安も増す反対を押し切ってやるより時代にそぐわない事業として、根本的に 再考を。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E188	<p>もんじゅの廃炉が決まり、核燃料サイクルは破綻しています。又プルサーマルは、とても不安定で再処理も出来ず危険な使用済みモックス燃料を生み出すだけです。再処理工場を稼働させ大量のプルトニウムを回収して一体どうするつもりなのでしょう。人が近づけない危険な高レベル廃液もです。もう無駄なお金(税金)をつぎ込まないでください。目下のコロナなど感染症だけではなく、地震、津波、火山、台風などなど自然災害も毎年の日本、人の命と生活を尊重してください。稼働には反対です。</p>
0612E189	<p>III 設計基準対象施設製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備では、配列された貯蔵容器間に水(例えば消火用水)が存在する場合について臨界安全性の検討、評価することを求める。(理由)この施設では中性子吸収材の使用と貯蔵容器の適切な配置による臨界安全設計をされているが、貯蔵容器間にさまざまな種類の水(例えば消火用水)の存在の有無、その減速材として臨界安全性に与える影響が検討、評価されているかどうか審査書案には明記されていない。</p>
0612E190	<p>年間 800 トンの使用済み核燃料を再処理して 1000 本のガラス固化体を製造すると発表していました。しかしガラス固化溶解炉の試験によりできたガラス固化体は、本来入れる予定の放射エネルギーが足りていません。高レベル廃液状態で電源が切れると爆発性の気体が発生する可能性があるため、1 本当たりの放射エネルギーが少なくても早急に現在溜まっている高レベル放射性廃液のガラス固化作業のみ実施させ、溜まっている廃液がゼロになった後、改めて審査すべきと考えます。現在プールに溜まっている使用済み核燃料をあわてて処理する必要はありません。</p>
0612E191	<p>・動かせば、プルトニウムを生み出す六ヶ所再処理工場の必要性はまったくない。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻している。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではない。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く 14 兆円もの巨費を投じる再処理事業の撤退を決断すべき。・六ヶ所再処理工場は必要性がない。本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められているが、。2018 年 7 月 31 日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、プルサーマルで使用する分しか運転しないとしているが、プルサーマルでどの程度使えるかも示されていない。しかもプルサーマルで使ったあとの使用済み MOX 燃料の処分についても示されていない。・現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す危険な六ヶ所再処理事業は即時撤退すべき。</p>
0612E192	<p>六ヶ所再処理工場の審査を不合格にすべきだ。再処理工場が運転されれば、大量の放射能が空と海へ日常的に放出される。原発が1年間で出す量の放射能が1日で環境中に放出される。しかも、プルトニウムなど、重大事故でない限り原発から出ることのない、危険な放射能が放出される。再処理工場は運転すべきではない。</p>
0612E193	<p>「核と人類は共存できない」といった反核の理念のもと、われわれ はこの間、核の平和利用とされている国の原子力政策に反対してきました。チェルノブイリ原発をはじめとする世界の原発施設で、これまで数多くの放射能漏洩、被ばく事故が発生しており、周辺住民・環境への悪影響は言うまでもありません。放射性物質を扱う施設で万が一の事故が起これば、一過性のものではない、永続的な影響があることをわれわれ人類は多くの犠牲を</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>払いながら学んできたはずですが。しかしながら、『3.11』以降も、政府は核燃サイクルについて基本方針を転換しようとはしません。六ヶ所再処理工場は、置いておくだけで貯まっていく一方のプルトニウムを分離するムダ、19兆円もの電気料金を投げ捨てる不経済性、そして何より、稼働後に起こる核拡散リスクの増加や放射能による環境汚染などの危険性をはらんでいます。再処理工場は運転中に大気や海洋へ放射能を放出するため、周辺環境中の放射能値は現在の自然界レベルより上昇すると、グリーンピース・ジャパンの調査から明らかになっていますが、青森県は、アクティブ試験の開始後、農作物を含め環境中の放射能値が倍増することは認めています。放射能値の上昇にともなう人体への影響は否定しています。原燃施設なしでは、地元行政、果ては住民生活自体が立ち行かなくなる状況にしてしまった政府の責任は大きいと言えます。日本政府がゴーサインを出した核燃料サイクル政策は、新たな核拡散の時代に向かう危険な政策であり、また放射能によって安全な暮らしが脅かされるものです。青森県、六ヶ所村の将来を担保しつつ、核燃料サイクル計画から撤退することを政府に求めます。</p>
0612E194	<p>III 設計基準対象施設脱硝施設では地震時スロッシングの影響による臨界事故のおそれがあり、臨界発生の有無の検討、評価を求める。(理由) 審査書案では、臨界防止に係る規制要求は、「再処理指針と事業指定基準規則とで同様であることから、これらの規制要求に係る申請変更は記載の明確化のみであり、基本設計ないし基本的設計方針に変更がなく、規制要求への適合性に影響を与えないものであることを確認した。」と記されていて、臨界防止設計についての具体的な記述はなされていない。そこで、申請者の添付書類六を調べると、臨界安全性上問題になる事項がいくつか抽出された。その一つがここに記すものである。脱硝施設では、ウラン・プルトニウム混合溶液を上方からの電磁波照射で脱硝する「脱硝皿」は、注入溶液量の「質量管理」により未臨界が担保されていると考えられる。脱硝過程(濃縮・酸化過程)では、「形状寸法管理」により脱硝開始までは未臨界が担保されているが、脱硝中の高濃度溶液でスロッシングが起きた場合、未臨界の担保は失われるおそれがある。</p>
0612E195	<p>事故が起きれば損なわれるものが多すぎます。誰かの犠牲の上で成り立つものは為政者の傲りです。もっと慎重な開かれた議論をしてください。</p>
0612E196	<p>III 設計基準対象施設 溶解槽は、使用済燃料の燃焼度により可溶性中性子吸収材の利用を選択するなど、複雑な臨界管理がなされているが、ここには人的過誤や計測器の故障などが生じやすいので、臨界事故の発生の想定が必然である。臨界事故収束のための可溶性中性子吸収材の自動注入は「放射線レベル高」信号によるとされているが、もともとガンマ線量が極めて高い溶解槽では、臨界現象に伴う中性子の検出による「中性子束高」信号の方が信頼性が高いことは自明である。「中性子束高」信号の採用を求める。</p>
0612E197	<p>今コロナにより要請された自粛で明日が心配な人がこれだけたくさんいる状況でこのような不要なものに14兆円もの税金を投入することに反対です。</p>
0612E198	<p>IV-1.2.1 臨界事故への対策(2)評価手法及び結果並びに不確かさの評価 臨界事故の条件として、全核分裂数を1×10^7の20乗とする設定根拠が不明確である。その根拠を明確に記すこと、及び、厳しい条件の場合はこれを超える可能性があるので詳細な検討評価の実施を求める。(理由) 臨界事故の条件について、全核分裂数が1×10^7の20乗と設定されているが、特</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>にプルトニウム溶液では、低濃度であったり、中性子吸収材のガドリニウムを含む場合などで反応度の温度係数が正になることが知られている(文献1)。臨界に達して出力上昇により温度が上昇すると、正のフィードバックが働き、瞬間的に極めて高い出力になるために、総核分裂数が10の20乗で収まるか断言できない。審査書案には、総核分裂数が10の20乗と設定した根拠を「過去に発生した臨界事故の規模を踏まえ」と記されているが、過去に発生した臨界事故とは何を指すのか不明であり、また過去の事例を上回る臨界事故は想定外とする正当な理由はあるのか疑問である。文献1: T.Yamamoto,Y.Miyoshi, "Mechanisms of positive temperature reactivity coefficients of dilute plutonium solutions", Nuclear Science and Engineering, 142(3),pp.305-314(2002)</p>
0612E199	<p>以下の理由により、日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)は適合とみなすべきでないと考えます。(1) 高レベル廃液の危険性について 審査書案 P153 184 P257・高レベル廃液貯槽及び不溶解残渣貯槽に含まれるプルトニウムが臨界を超える可能性について審査において考慮されていない・ガラス固化が困難な状況でこれ以上高レベル廃液を増やすことはすべきではない・高レベル廃液が環境中に放出される前提で事故評価を行うべき(2)その他・もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイクル政策は既に破綻している。これ以上進めるべきではない・再処理費用は元は電気料金であり、国民が負担している。ポストコロナ社会において優先すべき課題に対して国家予算の使用を考えるべき・プルサーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高く扱いの難しい使用済 MOX 燃料を生み出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。</p>
0612E200	<p>高濃度の放射性物質を大気や海洋に放出する「六カ所再処理工場」は稼働させないでください。現在、原子力関係の法律は、放射性物質について濃度規制を行っているだけで、排出量に制限を設けていません。再処理施設の海洋投棄では濃度規制さえなく、放射性物質垂れ流し政策を決して認めるわけにはいきません。危険な放射性物質から人の命と環境を守るためには、排出量を定め、規制し、違反事業者には罰則を設けるなど、法整備が急務です。原子力規制委員会は、人の生命と環境を守るため、濃度規制や排出量制限などを示した法整備を優先すべきであり、放射能汚染源として最も恐れられている再処理事業、六カ所再処理工場を稼働すべきではありません。</p>
0612E201	<p>IV-1.1 重大事故を仮定する際の考え方2. 審査結果 臨界事故時に発生する衝撃力による貯槽、配管、弁などの損傷度合いを検討、評価することを求める。(理由) 臨界事故について、核燃料物質を内包する貯槽において、核燃料物質の誤移送が繰り返され、さらに、それによる核燃料物質の異常な集積を検知できないこと等により、事故が発生することを仮定している。事業所外への放射性物質の放出量がセシウム-137 換算で 100TBq を十分に下回るものであって、かつ、実効可能な限り低いと申請者は評価し、規制委員会はそれを確認した、と審査書案には記されている。しかし、臨界事故当初の出力スパイクにより発生する衝撃圧力を受ける貯槽(溶解槽、洗浄槽、貯留処理槽など)、接続配管、弁等の損傷の程度、損壊した場合の事故の進展と放射性物質の放出量などについての検討と審査がなされていない。(実施したのであれば、そ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	のことを審査書に明記されたい。) これは審査の重要な抜け落ち事項であり、厳正な審査の実施を求める。
0612E202	引き返す勇気を！どこかの国では 原発を建て終わったところで 危険性を知って中止したそうです。大損だ と普通は思います。でも長い目で見ると損どころか人間を救うことに繋がるのです。核サイクルは中止しなければなりません。子孫の為に！
0612E203	審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっていま

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16～18 基で実施としていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。</p>
0612E204	<p>以下の理由により、日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に反対する。日本原燃株式会社再処理事業所を稼働させてはいけない。日本原燃株式会社再処理事業所は廃止すべきである。●26 ページ～・変動地形学者による施設直下の六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層の知見について考慮されていない。・基準地震動の策定に用いられる経験式のばらつきが考慮されていない。●78 ページ～・十和田カルデラや八甲田カルデラによる巨大噴火のリスクが無視されている。・火山灰の厚みを 55 センチに引き上げる一方で密度を小さく見積もり、結果的に過小評価としている。●137 ページ～高レベル廃液貯槽でプルトニウムが臨界量以上含まれ、臨界事故を起こすおそれがある。●その他審査書案全般・六ヶ所再処理工場が稼働すれば、海にも大気にも大量の放射性物質が日常的に放出される。海洋に放出される放射性物質は、福島第一原発の大量のトリチウムを含む汚染水以上である。・ガラス固化技術は実験炉段階であり商業化できる段階ではない。・核燃料サイクル自体が破綻している。・原子力発電事業は全廃すべきである。</p>
0612E205	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が 1 年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった 1 日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1% が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行いませんでした。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。</p> <p>以上</p>
0612E206	<p>p6 15-18再処理施設の運転については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所(東海再処理施設)等の国内外の研修機関における運転及び保守に係る研修及び訓練により経験を有している。意見日本原燃は再処理工場を建設するにあたり、フランスの再処理工場から技術を買取り、万が一のトラブルに際して、東海再処理工場、イギリスとフランスの再処理工場からの技術的支援を受けて補修等を行うと説明してきていた。ところが今、東海再処理工場は既に廃止措置に入り、またイギリスも再処理工場が停止し、唯一フランスからの技術支援を受けることができる。最近、新型コロナウイルスの蔓延によって、社員をフランスでの研修に向かわせたが、研修を受けられずに帰って来たことが報道された。このような状況にあっては、他社の技術に依存して再処理を行うということが非常に危険であるということを示している。独自の判断で再処理工場を修復するという能力がないところに、日本原燃の弱さがある。なお、ガラス固化工程に携わる社員も、3 分の 1 が未経験者となり、東海再処理工場がガラス固化の研修を行っているという報道があったが、東海再処理工場自体が今後 2 年程度ガラス固化ができない状態になっている。いくら模型でガラス固化の研修をしても、実際にガラス固化する研修は 2 年後まで待たなければならないので、この程度の研修及び訓練で十分大丈夫という判断を下したことは間違いと思う。日本原燃の社員だけで補修出来るまでの技術力が望め</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ないのは、フランスの再処理技術がブラックボックスになっているからで、核兵器保有国からの技術に依存している限りはこの束縛から逃れられない。再処理事業からの撤退が必要である。p 8 19-22規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動について、社長が、品質方針を定めた上で活動の計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み並びに品質保証活動を行う者の役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動体制の構築が適切なものであることを確認した。意見昨年2月に増田社長と原子力規制委員会の面々が会合をき、その中で増田社長は再処理工場全体を見渡す人がいないし、実際にガラス固化をした経験者が少ないということで、日本原燃としての技術に不安があることを漏らしていた。今後、安全対策工事を行うには合わせて放射能除去作業も行うので、その際に沢山のトラブルが起きるかもしれない。トラブル起きる度に地元民から苦情や文句が出るということを考えると、日本原燃として辛いところがあるので、前もってトラブル事例集を地元民に配布して、前以て会社が把握しているトラブルなら問題がないと思って貰うようにしたいと述べた。これに対して、原子力規制委員からそれをして、不安を解消することに賛意が表明されたが、そのような小細工で地元民の不安は解消するかは疑問に思う。あれから1年3か月足らずで、再処理工場の全体を見渡す能力のある社員が増えたということをどのようにして確認したのか疑問である。会社は操業してから35年以上経つが、再処理の技術はフランスに依存していて、そういう状況の中で、本当に再処理工場を安全に運転できるのかという疑問を強く感じている。どのようにこれが改善されたか、具体的に地元民に示すべきではないのか。p9 6-8フランスの OranoCycle 社再処理工場における、運転、保守及び放射線管理の訓練の実施並びに継続した技術情報収集を行う。意見日本原燃がフランスの再処理工場の技術を必要として、フランスの再処理工場の設計図を基にして六ヶ所再処理工場が作られた。それ故、何か事故が起きた時に、日本の技術者だけでは対応が出来ない。フランスの核兵器保有国の技術がブラックボックスとなっていて、それを扱えるのはフランスの再処理技術者しかできない。そのため、三菱重工業社と日本原燃がそれぞれ約300億円を資金援助して、現在再処理事業を行っている Orano Cycle 社再処理工場を支えるという状況になっている。この支援体制が維持できる間は大丈夫かもしれないが、世界の原子力産業界が再処理を放棄すれば、Orano Cycle 社自体が閉鎖されるという事態が想像できる。そうなれば、六ヶ所再処理工場を補修・維持できる技術者が世界中から消えてしまうことになる。そんな状況になった時に、六ヶ所再処理工場は破滅に向かうだけではないか。そういう懸念が持たれる。そういう意味において、再処理工場の運転と補修は日本の技術だけで万全に行えない状況では、再処理工場を運転開始することに大変な不安を感じる。</p>
0612E207	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約15倍、日本の東海再処理工場では約40倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16~18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p> <p>以上</p>
0612E208	<p>その他既にもんじゅの廃炉が決まり、核燃料サイクルは破綻しているのになぜ再処理工場を稼働させようとするのかまったく理解出来ない。工場を稼働させ新たに生じるプルトニウムを使う見通しがいいにもかかわらず、また再処理工場を稼働させることによりさらなる核のゴミが発生することにもなるのに。これ以上核燃料サイクル政策を進めるべきではない。核燃料を準国産エネルギーとして位置づけるならば、国土の八割を山に覆われ、四方を海に囲まれている地形を利用し太陽光発電や風力発電を純国産エネルギーとして拡大する事が有益である。また、再処理工場の膨大な建設費用を私たち国民が電気料金として負担させられることにも納得できない。以上</p>
0612E209	<p>1. 審査書の内容について 2011 年に福島で起こった原発事故によって、使用済み核燃料といえども、極めて危険な物質であることを改めて認識した。六ヶ所再処理工場で扱う使用済み核燃料の量は、一原発に比較して桁違いの多さであり、いったん福島のような事故が生じた場合の被害と影響は計り知れない。そのような事業に対する安全審査として、今回の審査書の内容を見ると、あまりにも具体性に欠け、単なる作文にしか思えないところが極めて多い。通常運転に伴うリスクへの対処や技術(ローマ数字3)、重大事故に対する技術的能力(ローマ数字4)につ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>いても不安であるが、特に、「ローマ数字5 大規模な自然災害や故意による大型航空機の衝突やテロリズムへの対応」の審査項目を見ると、実際に起きたときに、消火活動ができるとか、モニタリングができるとか、つねに人数をそろえるとか、周囲の協力をあおぐ体制にするとかいったことが書いてあるだけであり、具体的な自然災害や大型航空機衝突、テロリズムの発生とその後シナリオを想定したうえで、それらに基づく対処法が示されているわけではまったくない。これでは、実際にそのような事態になったとき、周囲にどんな影響があるのか、それに対して国や自治体、住民がどんな行動をとればよいのかも全くわからない。住民や自治体、国に報告されるのかどうかさえ不明である。福島原発事故時には、住民や自治体への正式な連絡は遅れ、モニタリング情報の公開はなされず、政府の対応能力は極小であった。あの時と同様の事態にはならないという保証が、この審査書からは全く読み取れず、論理的にも技術的にも極めて粗雑であり軽率の感を免れない。このような審査書を見せられても、国民としては、不安が増すだけでしかない。</p> <p>2. 使用済み核燃料の扱いそれ自体の問題について 1)技術的危険性、2)政策的合理性、3)経済的合理性、4)倫理的妥当性、5)国民的将来性のそれぞれについて疑問があり、議論が不足している。1)については、放射性、揮発性、可燃性、爆発可能性などにおいて危険な物質を扱う技術における未知で未熟な点について、他の技術と比較にならない困難があり、十分な信頼ができない。2)については、高速炉の技術開発が失敗し、プルトニウムが過剰となり、再処理路線そのものに疑問符つけられているにもかかわらず、議論を先送りしている。現存する国民に相談せずに進めていく権利があるとは思えない。3)及び4)については、原発事故後、脱原発の流れがデファクトとなりつつあり、再処理に要する使用済み核燃料の量は、事故以前の想定である年800トン大きく下回っている。このままの規模で事業を継続すれば、経済的に破綻することは自明であり、そうなれば負担は最終的に国民に転嫁されるようになることが確実視される。5)については、人間の生活と幸福を実現する手段であるべき技術自体が生活を脅かしているという人権に関わる現状、大量の放射性物質を海洋や大気中に放出するという環境倫理への侵害、そして負担を将来の世代に押し付ける世代間倫理の問題など、以前は不問に付してきた倫理的な問題が根本に横たわっている。以上から言えることは、1960年代にさかのぼる前時代的なスキームに基づいて継続してきた技術政策そのものを見直し、新たな国民的議論に基づいて、税金や電気料金の使い方においても合意が得られるような政策に替えねばならない。そのような道筋が示されないことが最大の難点である。</p> <p>3. 組織体制について 先行事例である東海再処理施設は、1970年代に遡るが、スピード重視(安全性軽視)で建設され、運用時にはトラブルや事故が多発し、1997年3月11日にアスファルト固化施設火災・爆発事故を起こして事業の終焉を迎えた。六ヶ所においても、未熟にもかかわらず研修制度も不十分な運転員によって、3交代の厳しい労働条件のもとで、原発にはない緊張を日々強いられているという証言がある(飯村勲「六ヶ所村再処理工場の仕組みと運転経験から見た問題点」: 館野淳他『原発より危険な六ヶ所再処理工場』本の泉社、2017年)。このような勤務下で異常事態が生じた場合、適切な対処ができるとは到底思えない。規制委員会は、施設の設計や人員の技術的能力以前に、それらの機能や能力が十分に発揮できる体制がとられているかについて審査すべきである。いざというと</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>きに、現場の人員の生命が犠牲になることが前提となるような規制がおこなわれるならば、規制行為自体が人権侵害になり得る。この点についての対処と改善を強く求めたい。</p>
0612E210	<p>審査書案の 1 ページ下から12行目に「なお……に関する審査結果は別途取りまとめる」とありますが、何故でしょうか。例えば「経理的な基礎があること」が認められなかったとしたら、この審査書案に意味があるのでしょうか。4ページの「再処理事業を適確に遂行するための技術的能力について「適切なものであることを確認した」とありますが、高レベル廃棄物のガラス固化ができずにいる状態ではないのですか。しかも十数年もの間研究と実験を繰り返して努力してきたあげくの今の状態ではないのですか。本当に「技術的能力」に疑いはないと言えるのでしょうか？26ページの「地震による損傷防止」についてですが、施設に影響を及ぼすであろうと考えられる断層についての知見が不十分という意見が出ています。六ヶ所断層と大陸棚外苑断層については、現地調査が知見との関係を無視した形で行われており、専門家本人を交えた調査のやり直しとそれを踏まえた検討がなされるべきとのこと。1994年から1995年にかけて三陸はるか沖地震がありました。六ヶ所の貯蔵施設にひびが入っていたという話を聞いた記憶があります。詳細な調査をお願いいたします。</p>
0612E211	<p>p.9 技術者に対する教育・訓練 審査書案 p.9 において、「規制委員会は、技術者に対して、専門知識、技術及び技能を維持及び向上させるために必要な教育及び訓練を行うこと、さらに、事務系社員及び協力会社社員に対しても自然災害対応等の役割に応じて、教育及び訓練を実施することなど、申請者の技術者に対する教育及び訓練の方針は適切なものであることを確認した」とある。日本原燃からは、例えば社内研修を行うであるとか、Orano Cycle 社での訓練実施を行うであるとか説明されている。意見：しかし、このような説明は過去にも繰り返されてきており、一方で、日本原燃施設におけるトラブルは絶えない。一体なぜこのようなトラブルが繰り返されるのか。人材育成にいったい何が欠けているのかを確認していない以上、この内容が適切とは到底言えない。p.12 せん断燃料の冷却期間について 審査書案 p.12 において、「規制委員会は、申請者の受入れ及びせん断処理に係る使用済燃料の冷却期間の見直しに係る方針が妥当であることを確認」としている。意見：これは原子力規制委員会がせん断処理に係る使用済み燃料の冷却期間について見直しをもとめ、日本原燃が受け入れたことで、妥当であると確認したもののだが、これは、原子力規制委員会が事業者に対して安全性の切り下げを示唆したもので、きわめて問題が大きい。この指摘は、2015年6月29日の会合で田中知委員から提案されたものだ。田中委員は「将来、より冷却期間の短いようなものが再処理するというふうになってくれば、それまでちょっと時間がありますから、その間に、例えば Ru の挙動についての知見を得るとか、より効果的であるような除去方法を考えればよいと述べている。この指摘をうけて、日本原燃は2015年8月31日の審査会合説明資料において「再処理する使用済燃料の冷却年数を当面 15 年以上に制限」、「これにより高レベル濃縮廃液の蒸発乾固に伴い放射性 Ru が揮発し、環境へ放出されるような事態に至ったとしても、蒸発乾固に伴い環境へ放出される放射性物質の Cs137 換算値が 100TBq を下回る」と説明している。つまり、この制限は当面のものであり、冷却期間がより短いものも将来的にはせん断されることがありうることを示している。当初日本原燃は、冷却期間が短い燃料を再処理した際の過酷事故時の想定放射性物質放出量</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>が 100TBq を超えていたことから、運転制限をすることで、放出量を 100TBq 未満に抑えることを予定していた。しかし、現実に合わせて条件を変えれば、こういった対応は不要ではないかと田中委員が示唆したことになる。だが、田中委員、日本原燃の両者の発言をみれば、将来的には冷却期間が短い燃料が再処理されることも予定されていることは明らかであり、単にこの対応は弥縫策に過ぎない。本来、原子力規制委員会には、規制の抜け穴を事業者に提示することではなく、規制を事業者に守らせることが求められている。この田中委員の示唆は、規制の役割を踏み越えており、きわめて問題が多い。3-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針 審査書案は「9. 降下火砕物の間接的影響に対する設計方針」で「申請者の設計方針が、降下火砕物の間接的影響として外部電源喪失及び交通の途絶を想定し、非常用ディーゼル発電機及び燃料貯蔵設備を備え、非常用ディーゼル発電機の 7 日間の連続運転を可能とするものであり、火山ガイドを踏まえたものであることを確認」している。意見 非常用 DG が 7 日間の連続運転を可能にしているから、降下火砕物の間接的影響に対処しうるとしているが、7 日間で外部電源は回復するのか。たとえば、2019 年の台風 15 号による被害では千葉県の送電網復旧には 10 日間を要した。一過性の台風の被害でさえこれほど時間がかかるのである。ましてや広範囲にかつ断続的に降り続ける降下火砕物のなかで、対処可能なのか。申請書類によれば、降下火砕物による送電網への影響はたとえば、相間短絡までであるが、降下火砕物の重みによるケーブル断線や鉄塔の倒壊も想定するべきだ。</p>
0612E212	<p>【 6】<該当箇所>11ページ~12ページ14 再処理における放射性廃棄物(気体・液体・固体)総てのインプットとアウトプットとを明確にしその妥当性を判断するべき 以前に提出した「5 再処理における放射性廃棄物(気体・液体・固体)の種類と量を明示せよ」と一部重複するが、非常に大切だと考えるので補足する。 どの世界でも、ある事業を評価する為に最も重要な理解・判断材料が、その事業のインプットとアウトプットである。ところが、この六ヶ所再処理事業の審査においてはアウトプットを誰にでも分かるように明示していない。特に「核のゴミ」を扱う事業であるのだから、放射性廃棄物のインプットとアウトプットとを明確に詳細に定量的に確認しないとイケない。【「核のゴミ」のインプット】全国から集められた使用済み燃料3000tが主要なインプットであろう。他に再処理の為にどれだけの溶剤等が投入されるのか。【「核のゴミ」のアウトプット】例えば年間処理800tを仮定してどれだけの量の「核のゴミ」(気体・液体・固体)が排出されるのか、そしてそれらをどのような形態で保管・管理するのか、あるいはどのようにして海や空や大地に排出するのか。これらを、特にアウトプットを明確にしないとイケないにも拘らず、日本原燃の資料からは、気体廃棄物のクリプトン85・トリチウム・炭素14・よう素129・よう素131・アルファ線核種・他核種の放出管理目標値と、液体廃棄物のトリチウム・よう素129・よう素131・アルファ線核種・他核種の放出管理目標値が示されているのみである。原子力規制委員会の審査書では、次のことを確認しただけである。(1)「線量目標値指針」に示された年間50μSvを下回るものである(2)一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるよう、既許可申請書における放出管理目標値を引き下げるものである(3)第21条に適合する これでは、再処理により年間にどれだけの「核のゴミ」が出てくるのか、そのうちどれだけを保管・管理しどれだけを海や空や大地に排出するのか、全く分からない。六ヶ所再処理は「その工場が日常的</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>に空・海にたれ流す放射能によって、住民と農作物(農民)、海産物(漁民)が深刻な被害(事業者側の評価の100倍以上もの汚染と被曝)を受ける可能性がある。」()。それ故、規制委の審査においても、その「核のゴミ」のインプットとアウトプットを明確にし、その排出・保管の方法と排出の量を明確にして、再処理の妥当性を確認するべきだ。＜該当箇所＞11ページ～12ページ15 総量規制の考え方を導入せよ 日本には、水質汚濁防止法による総量規制により半世紀前よりも川や海を美しく保っている。原子力規制委員会を外局とする環境省の実績である。再処理施設につき、(余談ながら原子力発電所についても)、総量規制の考え方を導入するべきである。以上</p>
0612E213	<p>3-3. 1 基準地震動、p.46「基準地震動 Ss-A(最大加速度は水平方向 700cm/s² 及び鉛直報向 467cm/s²)」とある。意見 2012 年 4 月 27 日に公表された日本原燃による六ヶ所再処理工場に関する「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた六ヶ所再処理施設の安全性に関する総合的評価に係る報告書」をみると、「耐震裕度」が目減りしている施設が多いことがわかる。たとえば、最大加速度 450 ガルの地震動を対象に評価した結果、分離建屋内にある高レベル廃液濃縮缶、高レベル廃液ガラス固化建屋内の供給槽や中間熱交換器類、使用済み燃料受け入れ貯蔵建屋内のプール冷却水系、そして、各建屋の間を地下でつなぐ洞道(トンネル)は、「耐震裕度」が 10～20 パーセントほどしかない。10～20 パーセント大きな地震動に襲われれば破壊されてしまう。このため、700 ガルの地震動を想定した場合には、基準を満たそうとすればこれらの施設をはじめ多くの施設に大幅な耐震補強が必要になる。しかし、アクティブ試験での操業やその期間中に起きた廃液漏えい事故などで汚染され、実際の耐震補強ができない施設も多く存在していると考えられる。しかも、本来想定すべきはより大きな活断層による地震であることを考えると、状況はより厳しくなる。現在までに、設備及び工事認可の変更申請が提出されているもののうち耐震補強にかかわるのは、北換気筒のオイルダンパーの設置・筒身中央部の補強、前処理建屋の燃料横転クレーン、第 1 ガラス固化体貯蔵建屋(東棟)とガラス固化体受け入れ建屋およびガラス固化体貯蔵建屋の屋根鉄骨の一部補強、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の貯蔵ホールの下部の支持部材などである。高放射性的な溶液や地下の洞道などの耐震補強はまったくない。4.重大事故を仮定する際の考え方(1) p.140～ 重大事故の例が1～6まで掲げられている。その2番目に「冷却機能の喪失による蒸発乾固」があり、脚注に、「高レベル廃液等の冷却機能が喪失した場合に、高レベル廃液等の沸騰により溶液中の水分が蒸発し、やがて水分が無くなり、最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう。」とある。意見・この脚注の説明では、乾燥・固化して終わり、と読める。さらには、そこで安定的な状態になるとも想像できる。おかしい。・固化の後、自己崩壊熱により溶融、揮発(爆発)して大量の放射性物質が放出される、まさしく、重大事故に発展しうることが懸念されるというのに。この説明は誤魔化しである。・高レベル廃液貯槽、不溶解残渣液貯槽に臨界量を超えるプルトニウム 239 が含まれることが判明している(2015・12・21 審査会資料2-2)。たいへん危険である。4-4. 9 計装及びその手順等建設されて以来、長い年月の経つ計装設備の抜本的な検査・更新にたいする対策にふれていない。意見・設備の老朽化、もしくは高経年化は施設、装置等の宿命的な難問である。金属類の腐食、化学物質類の劣化、機械類の</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>不具合、配管系、ケーブル系、電気系などの故障をどうやって防ぐか。常時の点検作業について、細かい手順書が必要である。・これまで 24 回も竣工が遅延されてきた事実は重大である。事業者の日本原燃(株)には、不具合を事前に察知し、対応する力がない。もっと言うと、そのような資質が無いと判断せざるを得ない。 3-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し 1. 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直しに係る基準への適合 審査書案は「規制委員会は、変更後の放出管理目標値は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定。以下「線量目標値指針」という。)に示されている年間 50 マイクロ Sv を下回るものであり、かつ、一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できるよう、既許可申請書における放出管理目標値を引き下げるものであることを確認したことから、第21条に適合するものと判断」している。意見 六ヶ所再処理工場が稼働すれば、日常的にきわめて多量の放射性物質が放出されることを意味している。希釈・拡散するから問題ないとしているが、そもそも原子力産業以外の分野において、廃棄物を拡散処分することを許される業界など存在しない。クリプトンや炭素、トリチウムなど、技術的に部分的にであっても分離する技術が存在しているのであるから、そうした技術を用いて、放出量を可能な限り低減するのが事業者の責務であり、それを守らせるのが原子力規制委員会の義務である。</p>
0612E214	<p>3-6、2. 3 火山の影響にたいする設計方針 「当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合は、運用期間中における大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる。」意見 ・この主張は論理に矛盾している。・巨大噴火を現代の人類は経験していない。現代の火山学の世界には、巨大噴火が差し迫った状態にあるのか否か、を判断できる知見は存在していない。判断根拠が存在しないのだ。これは、厳然たる事実である。それなのに、「差し迫った状態ではないと評価でき」とか、「具体的な根拠が得られていない場合」などと、どうして言えるのか。よって、「運用期間中における大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる」などと言うことは出来ない。・火山の影響評価にたいする設計方針を、根本から見直すべきである。3-3. 1 基準地震動、p.46「基準地震動 Ss-A(最大加速度は水平方向 700cm/s² 及び鉛直報向 467cm/s²)」とある。意見・この値は小さすぎる。地震動の評価としては過去の想定外の値を示した教訓に学ぶべきである。・一例をあげると、2007 年7月の新潟県中越沖地震(M6.8)のとき、柏崎刈羽原発での観測値は、1 号機原子炉建屋地下 5 階の東西報向が 680 ガル、地下 250m の地震計が 993 ガルだった。設計時の想定は、基準地震動 S2 は原子炉建屋地下 5 階は 274 ガル、地下 274mの解放基盤表面では 222 ガルであった。2008 年 5 月、東京電力は 1 号機の解放基盤表面の剥ぎ取り波は 1,699 ガルだったと発表した。設計時の S1 は 300 ガル、S2は 450 ガルだった。じつに S1の 5.7 倍、S2の 3.8 倍の地震動だった。・この場合、のちの議論で地盤の特殊性、つまり、「厚い堆積層と褶曲」によると解釈された。六ヶ所核燃料再処理施設の地盤について、活断層をふくめて、異論のない、詳細な調査と判断とが不可欠である。・新規基準は、「将来活動する可能性のある断層等」のトレース上には重要構造物を建てることを禁じているほか、その断層によって起こされる地震で壊れないようにすることを</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>求めている。六ヶ所再処理工場の周辺には大陸棚外縁断層および六ヶ所断層という「将来活動する可能性のある断層等」が存在する。再処理工場前面の太平洋沖海底に長さ 100 キロ以上の長大な大陸棚外縁断層があり、その南端部は 2 つにわかれて一方は陸側にむかってのびている。平らな地面(12.5 万年前ないしは 10 万年前に形成されたもの)を曲げて海側に傾き下がる地形構造が見いだされている。東洋大学の渡辺満久はこれを六ヶ所撓曲と呼んでいる。六ヶ所撓曲をつくりだしている地下深いところにあるのが六ヶ所断層である。いいかえれば、12.5 万年前ないしは 10 万年前の地形面を変形させている六ヶ所断層が「将来活動する可能性のある断層等」にあたるのは確実である。日本原燃は、六ヶ所再処理工場に影響をおよぼす地震を引き起こす陸上部分(内陸地殻内)の活断層のうちもっとも重要なものとして出戸西方断層をえらび、長さを約 11 キロメートルと評価している。六ヶ所撓曲の変形の幅が1キロメートルほどであるのに対し、出戸西方断層の変形の幅は数十メートルほどとまるで規模が違う。鉛直方向のズレ量についても、六ヶ所撓曲のものが数十メートルであるのに対し、出戸西方断層のものは 2～3 メートルとはるかに小規模である。六ヶ所断層上にちょこんと乗っかって、地表付近にわずかなキズ跡をしるしているのが出戸西方断層である。出戸西方断層で活断層を代表させ基準地震動をつくれれば過小な評価になるのは明らかである。日本原燃と規制委員会は、六ヶ所断層を無視するか、あるいは出戸西方断層と故意に混同するような態度をとっている。六ヶ所撓曲を議論していても、出戸西方断層の北方ないしは南方への延長のありなしや長さの問題にすり替えて審査をおこなってきた。昨年 3 月の規制委員会からの指示によって、日本原燃は出戸西方断層の南端を示すために鷹架沼南岸の露頭の調査を実施した。調査の結果、従来は 100 万年以上前につくられたとしていた地層が年代測定によって 38 万年前ごろにできたものと説明を変え、名前も六ヶ所層と仮の名前をつけた。日本原燃は、調査の範囲を広げ、鷹架沼南岸の斜面を数百メートルにわたり散発的に露頭調査をおこない、六ヶ所層の地層は「ほぼ水平に分布しており」断層運動の影響を受けていないと結論している。しかし、元データは、非常に散発的なもので十分な確度をもったものではない。また、鷹架沼南岸の地下が変形を受けていないことが、六ヶ所断層の存在と活動性を否定することにはならない。</p>
0612E215	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることになります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼動したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1% が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設されている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約 7 倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行なわなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。以上</p>
0612E216	<p>福島第一の事故から 9 年が経過しましたが、いまだに原子力事故の緊急事態は解除されておらず、事故の検証が完全に済んでいるとはいえない状況です。その中で今回の六ヶ所村の再処理工場の臨界事故への対策はその事故の教訓が生かされているとは思えません。まず、P150 に臨界事故は想定できないとしつつ、想定した対策が述べられていますが、きちんと臨界事故は起きうるとした上で対策を述べるべきです。そして作業員への被ばく評価の視点が欠落しています。福島第一でも最後に被ばくを覚悟で現地に残った 50 人の犠牲的な働きによって、最悪の事態が回避されたことは映画「Fukushima50」でも描かれています。日本の原子力発電事業の今後は、世界でも評価されることを意識し、とりわけ臨界事故への対策は幾重にも講じるべきです。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E217	<p>以下の意見に賛同し、私の意見として提出いたします。本審査書案の「適合」とする結論に反対の立場から意見を送付いたします。理由1:現在、この国は福島第一原子力発電所事故という核災害の収束の真っ最中であり、終了時期も、それまでに必要となるリソース(資機材・人材・予算)も見通せていません。このような中で、新たな原子力施設を稼働させ、万一、シビアアクシデントや、それに相当する事故が起きれば、この国は「核災害二正面作戦」を強いられることとなります。二つの核災害に対応できるリソースが確保できるかどうかは誰にも予測できません。確保できなければ、この国は一体どうなりますか。原子力施設の安全に絶対が無いことは先の事故によっても証明されており、原子力規制委員会も認めているところです。シビアアクシデントの可能性を極力排除する為には、新たな原子力施設を稼働させないことが一番です。理由2:再処理施設が稼働すれば、プルトニウムが増えることとなります。しかも、そのプルトニウムを消費できる見込みは、僅かなMOX燃料炉のみとなっています。「使い道のないプルトニウム」の大量保有は、「核の平和利用」を形骸化させかねません。日本が、近隣諸国の核開発競争を煽り、激化させる引き金を引くことにもなりかねず、核不拡散・核の平和利用の観点から、原子力規制委員会は、厳格な規制を行い、再処理施設の稼働を認めるべきではありません。理由3:再処理施設が稼働すれば、様々な種類の「放射性廃棄物」が発生します。東海再処理施設で、高放射性廃液のガラス固化が暗礁に乗り上げている事例からも分かるように、再処理を行うことで、却ってリスクが高まる可能性が有ります。そのようなリスクを冒してまで、再処理施設を稼働させる必要はありません。総論:原子力規制委員会は「人と環境を守る」のが役割の筈です。現在だけではなく、将来も含めた「人と環境」を守ることを考えて下さい。将来、本施設に関して何らかのリスクが顕在化した際、施設の竣工や認可に携わった方達は、引退しているか、失礼ながら他界されている可能性も有ります。責任を負えないことはしないで下さい。核のリスクを極力低減させ、又、放射性廃棄物の保管・処理を極力シンプルに済ませられるようにするのが、現在と将来の「人と環境を守る」ことに繋がると信じます。原子力規制委員会には、未来を見据えた判断を期待します。本審査書案は「不適合」とし、六ヶ所再処理施設の稼働は認めるべきではありません。</p>
0612E218	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018年末時点で46.3トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初2010年に16~18基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが無いことは明らかです。さらには、MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。2)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の11万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0612E219	<p>六ヶ所再処理工場の稼働に反対します。</p>
0612E220	<p>福島原発事故が未だ収束していないのに、新たな原子力施設を稼働させるのは危険すぎる。何かあったら日本は終わる。未来の子供達に安全に暮らせる環境を残さなければいけないので、核燃サイクル・再処理工場の稼働に反対します。人と環境を守って下さい。</p>
0612E221	<p>・六ヶ所再処理工場は深刻なトラブルが相次ぎ、24回も竣工が延期された。実際の核燃料を使ったアクティブ試験においても、白金族による目詰まり、レンガの落下、高レベル廃液の漏洩などが相次いだ。ガラス固化体にできず、危険な高レベル廃液がそのままに貯留されている。アクティブ試験の評価も行わず、稼働のための安全性審査をするのは本末転倒である。・六ヶ所再処理工場の必要性はまったくない。もんじゅの廃炉も決まり、核燃料サイクルはすでに破綻している。使用済み MOX 燃料の処分も見通しが立たないため、MOX 燃料は使うべきではない。14兆円もの巨費を投ずべきではない。原子力規制委員会は審査を中止し、政府は一刻も早く再処理事業の撤退を決断すべき。・六ヶ所再処理工場は必要性がないどころか、動かせば、プルトニウムを生み出す。日本は国際社会から保有するプルトニウムを減らすことを求められている。2018年7月31日付け原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、プルスーマルで使用する分しか運転しないとされているが、プルスーマルでどの程度使えるかも示されていない。しかもプルスーマルで使ったあとの使用済み MOX 燃料の処分についても示されていない。・六ヶ所再処理工場は、たいへん危険な施設である。現在も高レベル廃液が大量に貯留されており、稼働すれば、核燃料の裁断の段階から大量の放射性物質を出す。しかも後述するように、海中放出においては通常原発に適用されている告示濃度限度（濃度規制）が適用されていない。・必要性もなく、危険な施設であるにもかかわらず、また稼働もどの程度できるかわからない中、14兆円ともいわれる巨費が投じられようとしている。この費用は、再処理機構が各電力会社から使用済み核燃料に応じた拠出金を徴収し、日本原燃に委託の形でだされている。もともとは国民の電気料金である。・プルトニウムを増やせないため、また、各種トラブルが相次ぎ、再処理を進めることができないことがわかっているにもかかわらず、日本原燃の経営を安定化させるために、上記のように各電力会社から「再処理」を前提とした拠出金を出させることは経済合理性に反する。・以上の諸点について、政府はしっかりと国民に説明し、再処理事業そのものについて、国民からの意見聴取を行うべきである。</p>
0612E222	<p>・電気をつくるのに、命を懸ける必要はない。原子力発電は出力調整ができないので、無駄が多い。二酸化炭素を出さないと言うが、巨大な発電所をつくるのにどれほど Co2 を使ったか解らない。自然エネルギーが進む中、時代遅れとしか言えない。・もんじゅの廃炉が決まり核燃料サイ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>クル政策は既に破綻している。これ以上進めるべきではない。・再処理費用は元は電気料金であり、国民が負担している。無駄なお金をこれ以上つぎ込むべきではない。・プルサーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな使用済 MOX 燃料を生み出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。</p>
0612E223	<p>核燃料サイクルに反対・再処理工場の稼働に反対します。勇気をもって撤退の決断を下してください。子供や孫たちの世代の未来が安全で安心できるものであることを切望します。</p>
0612E224	<p>「核燃料サイクル構想」はすでに破綻しています。トラブル続きでいまだ稼働していない六ヶ所再処理工場が、もし稼働したとしても、またさらなる難問を生み出すだけです。この施設の存在意義について原点に戻って国家的論議をし直すべきです。核燃料リサイクルは絵に描いたモチです。実現不可能な幻想にしがみついて、莫大な投資を必要とし酷い環境汚染を引き起こす再処理工場の稼働に強く反対します。 以上</p>
0612E225	<p>原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）が、新規規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。私たち はこのような国民のいのちと人権を踏みしめる審査書案の了承に強く抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。六ヶ所再処理工場は、1997年の完工予定から大幅に工期が延長され、トラブルと設計見直しを繰り返しながら未完のまま今日にいたり、プルトニウム利用の前提である高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止決定によって、もはや不可能となっています。日本原燃は2021年度上期完工の目標を変えてはいませんが、24年も延期されてきた工事はもはや計画とは呼べず、これ以上国税を捨てることは許されないのです。日本が約46トンもの余剰プルトニウムを持ち続けていることに対しては、核兵器廃絶の点から国際的な非難を浴びています。また、生産コストの高いMOX燃料は「商業」的に成立せず、現時点での再処理工場の総事業費は13兆9,400億円と見積もられています。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられています。もうこれ以上の負担はごめんです。再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済みMOX燃料も最終処分方法が決まっていません。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。</p>
0612E226	<p>・目次の3ページの9行目の文頭のインデントの位置を一字分右に移動したほうがよいと思います。3行目等の例と同様に。・3ページの最下行から上に5行目「制御室等」は、何を指しているのですか？（15ページの26行目「中央制御室等」との違いは何か。）・12ページの5行目「年間放出管理目標値は、…50 マイクロシーベルトを下回る」について：年間放出管理目標値の単位は線量値（シーベルト）ではなくて、放射エネルギー（又は濃度量）ではないのか？・27ページの22行目「60m」と61ページの20行目「+50m」との「+」の有無は、何を意味しているのですか？・33ページの3行目「位置である」は「位置にある」のほうがよいと思います。・33ページの最下行から上に1行目「標高」は、何を指しているのですか？（27ページの「EL」、61ページの「T.M.S.L.」との違いは何か。）・36ページの最下行から上に5行目「2011年宮城県沖の地震」と、40ページの6行目「2011年4月7日宮城県沖の地震」とは、それぞれ異なる地震を指している</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>のですか？・63ページの28行目「あたり」は他の箇所の例と同様に「当たり」のほうがよいと思います。・153ページの20行目「以下「放射性エアロゾル」という。」は当該略語の初出箇所である142ページで記載したほうがよいと思います。・187ページの2行目「検知後、1分」は他の箇所の例と同様に「検知後1分」のほうがよいと思います。・158ページの22行目「検知後40分後」は「後」が重複しているので、157ページの9行目の例と同様に「検知後40分の時点から」のほうがよいと思います。・233ページの18行目「水の供給設備及びその手順等」と、253ページの11行目「水の供給設備及び手順等」との「その」の有無の違いは、何を意味しているのですか？・302ページの「安全機能を有する施設」の説明の「有するもの」と、304ページの「設計規準対象施設」の説明の「有する施設」との違いは、何を意味しているのですか？・304ページの「その他の略語」に61ページ等の「T.M.S.L.」を追加したほうがよいと思います。</p>
0612E227	<p>六ヶ所再処理工場の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1)放射性物質の放出による環境・健康被害「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン85、トリチウム、炭素14、ヨウ素129、ヨウ素131などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素129、ヨウ素131など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる40年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数100万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2)事故による壊滅的な被害化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。万が一でも大事故が起こった際には、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3)莫大な費用負担核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用負担について広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4)再処理による核のごみ高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量は元の使用済み燃料に比べ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>て、日本の東海再処理工場では約 40 倍、六ヶ所再処理工場でも、約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)核燃サイクルの破たん日本政府はプルサーマル計画について、当初 2010 年に 16～18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが無いことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。6)持続可能な社会を放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0612E228	<p>5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場(六ヶ所再処理工場)が、新規規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。私たちはこのような国民のいのちと人権を踏みにじる審査書案の了承に強く抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。六ヶ所再処理工場は、1997年の完工予定から大幅に工期が延長され、トラブルと設計見直しを繰り返しながら未完のまま今日にいたり、プルトニウム利用の前提である高速増殖炉開発も、もんじゅの廃止決定によって、もはや不可能となっています。日本原燃は2021年度上期完工の目標を変えてはいませんが、24年も延期されてきた工事はもはや計画とは呼べず、これ以上国税を捨てることは許されないのです。日本が約46トンもの余剰プルトニウムをもち続けていることに対しては、核兵器廃絶の点から国際的な非難を浴びています。また、生産コストの高いMOX燃料は「商業」的に成立せず、現時点での再処理工場の総事業費は13兆9,400億円と見積もられています。そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられています。もうこれ以上の負担はごめんです。再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済みMOX燃料も最終処分方法が決まっていません。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。</p>
0612E229	<p>再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力ニューシア 原燃サイクル施設ートラブル等情報データベースhttp://www.nucia.jp/nucia/gn/GnTop.dolによると、再処理</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>に関して、2003年－2020. 6. 12の間に8件のトラブル101件の保守情報が登録されている。2008年の再処理施設の高レベル廃液ガラス固化関連のトラブルは、処理したHLWを補完するための最も基礎的な技術である。それが不可能となったわけであり、そもそもの技術的能力がないことは自明である。保守情報と分類されているが 火災発生 漏洩 排気系の故障 雨水浸入 など重大なトラブルを含んでいる。再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力にはこれらのトラブルに関する記述がみられず審査には問題がある過去の実績からみて運転及び保守の業務に関する技術的能力、さらには、再処理事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事並びに運転及び保守の経験も欠けていると判断すべきである。</p>
0612E230	<p>六カ所再処理工場の稼働に反対です。既にもんじゅの廃炉が決まっており、「核燃料サイクル」は破綻してします。また、使用済み核燃料を再処理し、さらに猛毒の高レベル廃棄物をガラス固化体にし埋め捨てる研究を進めていますが、地震列島の日本に適地などありません。人の命と環境を守るため、大量の放射性物質を空中にばらまき、海に廃棄する六カ所再処理工場は絶対おすすめしないで下さい。</p>
0612E231	<p>審査書案の6ページについて 2011年3月11日の福島第一原発の事故原因は明確になっているのでしょうか？電源喪失による事故？、この一点とは断定できません。地震による配管や圧力容器の破損の可能性も十分に考えられます。どなたか中に入って確認されてはいかがでしょうか？できますでしょうか？東芝や日立のロボットでどこまでのことが把握できるかは見通しが効かないのが現実です。「福島第一の事故を踏まえ」ることは現時点では不可能であるにもかかわらず、それに対し、規制委員会が、「申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した」などと評価すること自体無理なことです。核燃料サイクルは既に破綻しています。無駄な計画、工事に対し電気料金から徴収するのみならず危険極まりない六ヶ所再処理工場は操業すべきではありません。___6ページ 該当部分___2)東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策である電源車、冷却コイル等に通水する ためのポンプ、水素掃気のための圧縮空気を供給するエンジン付空気圧縮機 等の配備を通じた設計及び工事並びに運転及び保守の経験を有している。(3)さらに、国内外の関連施設との情報交換並びにトラブル対応に関する情報 収集及び活用により、設計及び工事並びに運転及び保守の経験を継続的に蓄 積する。規制委員会は、緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び 保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応 情報の収集及び活用の実績があること、また、今後もこれらを適切に継続する方 針であることなどから、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに 経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。</p>
0612E232	<p>1. 高レベル廃液の危険性...1)旧西独のようなシビアアクシデントのシミュレーションを行ない公開し国民の判断を仰ぐべき2)超危険な高レベル廃液をなぜすぐに安定化(ガラス固化)しないのか!リスクが大きいものはすぐにより安全な形にしてしまいうべき。3)放射性物質も2012年6月から環境基本法の公害物質に含められたはず、未だに特別扱いになっている。環境基本法の理念を尊重し健で文化的な生活の基盤、環境保全のため厳しく環境基準等を定めること。2 原子力</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>規制委員会審査書案を検討する...1)高レベル廃液の事故定義は冷却が止まったとき、沸騰、蒸発乾固までになっている。その後起こる溶融、揮発、爆発事故がシビアアクシデント。なぜそこまで直視し審査しないのか。溶融、揮発などあつてはならないから議論せずには福島を無視した背信的審査であり、再度審査をやり直すべき。2)高レベル廃液貯槽(120m³)と不溶性残渣廃液貯槽(70m³)の廃液に臨界量を超えるプルトニウム 239 が含まれていることがわかった。このことをなぜ伏せていたのか、厳しく安全審査し国民へ公開するべき。3)基準地震動を700ガルとしているが、岩手宮城内陸地震では4000ガルを超えた地震が起きている。民間の建設会社では5000ガルを基準にして家屋を建設しているところがあるとのこと、このような脆弱な耐震で、許可することは許されない。4)火砕物堆積55cmを想定しているとのことだが、3mmの降灰で停電、10cmで道路は通行不能、上下水道へ影響、人体へ(目、鼻、のど、気管支)異常が現れるとある。このような環境で人は生きていけるのか。移送させるにも移送先がない。5)海洋ヘトリチウム汚染水を年に9700兆ベクレルまで放出してもよい(管理目標値)としているが、福島第一原発で問題になっている約860兆ベクレルの13倍もの値が1年に海洋放出を許されることはありえない。そして工場周辺の人々の被ばくは年に0.0019ミリシーベルトで年基準1ミリシーベルトよりも低く安全という理屈は通らない。海洋生態系へのアセスメントをして評価したのか。審査をやり直してほしい。6)重大事故が複数重なり起こった場合の評価を見ると、プルトニウムが5兆1千億ベクレルまで放出すると予測されている。これは、158億人分の年摂取限度になり、このような放出を許して良いはずはない。3、破綻している再処理技術、アクティブ試験を検証する...1)2006年度から2008年度にかけて行われたアクティブ試験はまだ終了してないが、さまざまな再処理技術の欠陥が見つかっている。アクティブ試験の検証を原子力規制委員会で厳密に行い情報公開すべきではないか。2)日本原燃の六ヶ所再処理工場定期報告書を見ると、アクティブ試験で425トン使用済燃料を再処理しプルトニウムを3.3トン得て、これから計算すると約2割のプルトニウムが未回収になっており、あまりに効率が悪い技術でないですか。それ以上に核物質の不明量は深刻な問題でありこのような技術の六ヶ所再処理工場は稼働する資格がないのではないか。3)新規制基準では海洋ヘトリチウム汚染水を年に9700兆ベクレルまで放出してもよい(管理目標値)としているが、旧基準によるアクティブ試験せん断実施当時日常的に膨大な量のトリチウムを放出していた。原発で規制されている放出制限値(6万ベクレル/l)の2800倍で放出された日が何度かありました。このような無制限な汚濁負荷を海洋へ与えなければ操業できない工場は技術的に破綻している。4)アクティブ試験実施3年間海洋に膨大なトリチウムを放出。しかし、日本原燃、青森県の両機関は全て不検出(2ベクレル/l以下)と公表しているが、東北電力や環境科学技術研究所では検出している。データを操作したとしか考えようがありません。5)高レベル廃液のガラス固化は、溶融炉に不溶性残渣廃液を加えるとたちまち白金族の沈積が起こりトラブルを起こしている。正常な高レベル廃液濃縮缶は温度計部が穴が空いたままで運転しており減圧濃縮をしている機器においてこのような運転ができるとは考えられない。6)2008年2月から2013年7月にかけて製造されたガラス固化体289本閉込められた廃液は95m³と推定されます。1本あたり0.33m³の閉込めになりこれは、国会での答弁0.52m³の約6割の閉込めになり固化は失敗したことになる。また六ヶ所再</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>処理工場製造の固化体中セシウム 137 の閉込め量と英国からの返還固化体 28 本について比較すると英国の約 1/5 の閉込め量になっていました。これでは最終処分場の規模への影響もあります。国産ガラス固化技術失敗を直視し、技術の見直しをし、再処理そのものを見直しをすべきです。</p>
0612E233	<p>全体について世界が、地球の環境悪化、生態への影響を考慮して、止めることを決めた「核燃料サイクル事業」にこだわっていることはまちがいだと思います。未来に負の遺産を残さないために、原子力発電を終わらせて、放射能の安全な後始末を考える時が来ています。地震も異常気象も続いています。一刻も早く止めるべきです。P1 「はじめに」について 六ヶ所再処理工場は、新規制基準適合性審査を受けることができる状態にはありません。『核燃料サイクル(再処理)路線』は断念するべきです。日本はもちろん地球環境のために、六ヶ所再処理工場を稼働させることは許されません。P4 再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力について 六ヶ所再処理工場は、過去において 24 回以上の延期を繰り返してきました。そのほとんどが技術的なトラブルに起因するものであったことを考慮するならば、日本原燃に核燃料再処理事業の技術的能力があるとは考えられません。これまでも、今回の審査書を見ても、何を持って技術的能力があると判断するのか？具体的な証明はできていません。 P6 経験について 原子力規制委員会の言う六ヶ所再処理工場の「実績」を技術的にみれば、日本原燃が核燃料再処理工場を運転してはならないことを示しています。 P11 設計基準対象施設について この審査の異様な一面が明らかになっています。「なお、臨界防止、遮蔽、閉じ込め機能等に係る規制要求は、規制要求への適合性に影響を与えないものであることを確認した。」という文章です。今回の『新規制基準適合性審査』においては、これらを対象外としていることは適合審査をしたことになりません。 P11 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直しについて 燃料体の冷却期間変更は実態を反映していません。 P13 火災等による損傷の防止(第5条関係)について 火災対策に漏れている物があります。アーク放電火災を対象としていないことは問題です。 P16 火災防護対象設備における 火災の発生防止について 記載されている内容に大きな誤りがあります。 P27 1基準地震動について「基準地震動」を『700 ガル』とするのは、過小評価です。「基準地震動」を決めるにあたって、重要な断層である「六ヶ所断層」を無視しています。 P61 津波による損傷の防止(第8条関係)について この再処理施設に影響を与える津波想定が、事実上存在していません。</p>
0612E234	<p>六ヶ所再処理工場はもう破綻を認め、再処理からの撤退をすべきだ。高レベル廃液のセシウム 137 は 1 滴 0.05ml で 1 億 3000 ベクレルという。これだけでも環境への深刻な影響があるといえる。六ヶ所再処理工場の年間放出管理目標は 9700 兆ベクレルだ、セシウム、ヨウ素、プルトニウムといった放射能も放出される。大気や海洋に放出された放射能は環境に蓄積して全世界を汚染まみれにさせる。それに再処理費用も不足しているという。いずれは何らかの形で私たち消費者に転嫁するかんがえなのは『関電事件』で十分に理解できる。もう世界中でお手上げ状態の核燃料サイクルは諦めるべきである。</p>
0612E235	<p>審査書案の「適合」に反対します。1. 技術的な破綻再処理施設が着工から 27 年間で 24 回も稼働を延期したのは、ガラス固化などの技術的能力の問題だだと思います。関係省庁の担当者から</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>も、水面下で「再処理施設の継続は困難である」との意見が何回も出されていると聞きました。技術的に破綻しており、危険な廃液を大量に保管している再処理施設を、「適合」と判断された規制委員会の見識を疑います。2. 経済的破綻 当初の計画では7,600億円だった建設費が3兆円に、総事業費は14兆円に膨らんでいます。この費用は電気料金から賄われます。そうであれば私たち国民に利益が還元されて当然ですが、還元されるのは、事故が起きたときの地球規模での放射能被害、環境破壊、国土そのものの喪失等、まさに「死」への恐怖です。このように、経済的にもまったく利益をもたらさない事業は中止して、いかに犠牲の少ない終息を図るかに費用を使うべきだと思います。</p>
0612E236	<p>再処理を行う使用済み核燃料の種類に関する意見を提出いたします。再処理に伴い、稼働中原発から環境に放出される放射性物質の量に比して、多量の放射性物質が放出される計画になっています。環境への負荷を考慮すると、再処理を行う使用済み核燃料の総量が規制されるべきと思料します。そのために、本再処理の前提条件として、日本国における原発の速やかな停止と廃炉を行うことを求めます。これにより使用済み核燃料の量を規制することができ、環境に放出される放射性物質の総量を抑制できます。もしも今後も原発の稼働を継続すると、使用済み核燃料の量が増大し、再処理に伴う環境に放出する放射性物質の総量が増大し、人類の生存に影響を及ぼすこととなります。次に再処理工場から環境への放射性物質の放出の仕方について意見を申し述べます。本再処理工場は、日本の食料基地である北海道に近く、また大間マグロ等の魚類のとれる漁場でもあります。こうした日本の第一次産業に影響を及ぼさない放出の仕方が必要です。本審査書では、本再処理工場から放出するようにしていますが、これを液体、気体廃棄物ともに、太平洋沖合500km以遠に運び、放出することを求めます。</p>
0612E237	<p>(202006120000994100 の訂正)III-6. 2. 5航空機落下に対する設計方針(p99) あえて「対策をしないこと」をだらだらと述べる記述は、事業者と規制委の不真面目さを表す最も典型的なものと言わざるを得ない。「航空機落下」とは、何か。通常はこういうケースを「航空機墜落」というのではないか。またはこれは「航空機墜落及び航空機装備品・部品等落下」の短縮なのだとしたら、こんどは「航空機装備品・部品」についての記載がないので、不自然だ。航空機は墜落、装備品は落下として整理して評価すべきである。もちろん装備品落下で最悪のものは航空機に搭載可能な対地爆弾である。訓練中の日米軍用機の場合、実弾を装備することはほとんど無いが、いうまでもないが三沢基地には弾薬が備蓄されており、その中には対地強化爆弾などもあると考えられる。米軍三沢基地は80年代以降、空軍の最新鋭戦闘攻撃機が配備される実戦航空基地(主に対ソ防空)であり、さらに海軍航空基地及び各軍の情報収集基地(三沢の象の檻や国家安全保障省の情報収集サイトなど)に変化し、航空自衛隊の主力部隊が共同使用するほか、70年代には民間航空会社も共同使用をする[軍民共用]空港となった。付近には天ヶ森射爆場などの訓練エリアもあり、近年、米軍や航空自衛隊がF35を配備する(空自は2018年1月26日から)など、高度化が進んでいる。一方、米軍はF16配備以降は、対地爆撃も可能な「侵攻型攻撃機」の配備も進めており、戦略爆撃機を護衛する援護基地から、もっぱら先制的攻撃を任務とする基地へと変化しているとも言える。自衛隊機の高性能化は、これら米軍の高度化に合わせ、防御力を強化しなければならない三沢基地の性格とも無縁ではない。2019</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>年4月9日、自衛隊が配備したF35が墜落した。重量30トンの機体が配備から一年も経たずに青森県沖で墜落した。原因は不明のままで、「空間識失調」が起きたのではないかとされている。防衛省の資料では、墜落時には秒速300メートルに達していたとされ、日本原燃の航空機墜落時の解析はF16を想定し、重量20トン、墜落時の速度は150メートルとされているから、これを遙かに超える。航空機の墜落では、こうした「コントロール不能」状態は起こりえる。その場合、高速で墜落することもあり得る。墜落の評価では、それが考慮されていなければならない。日本原燃の主張するような滑空状態ではなく全速力で降下する場合も想定すべきだし、爆装していれば機体重量F35の場合は約30トンに加えて、爆弾の重量並びに爆弾の起爆に伴う破壊も想定しなければならない。しかし、そんな評価は全くされておらず、単に確率が低い、すなわち「落下確率の総和は判断基準となる10⁻⁷乗回／年(年超過確率1000万分の1)を超えないことから、既許可申請書から追加的な防護措置が不要である」などと何もしない正当性を追認している。ついでに、三沢基地は性質上、大陸側からの弾道ミサイルや航空機を阻止するための情報ステーションの役割も果たすから、大陸側国家と米国の間で戦争になった場合、真っ先にターゲットとされる可能性が高く、その場合、わずか25キロの地点の再処理工場は意図される攻撃、意図されない攻撃のいずれにも晒されることになる。これは「重大事故対処施設」において見るべき問題であるが、そもそも最前線の軍事基地からわずか25キロの地点に立地を認めるなど、およそ考えられない暴挙であることは繰り返し述べておく。</p>
0612E238	<p>青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場の建設を中止すべきであるという立場から、意見いたします。核燃料サイクル政策は、核燃料の輸入を減らすことによる海外に依存しない発電の確立、核廃棄物の体積を縮小することによる保管の容易化、という2点から、日本の電気を支える重要な政策であったと思います。しかし、技術的に確立されていない部分が多く、満足な結果が出せているとは言い難い状況です。廃炉となった高速増殖炉の代わりとして高速炉の技術的検討が進められていますが、実現には程遠く、今再処理工場を稼働させて、どれほど日本にとってメリットがあるのか疑問です。また、この政策には多額の税金や電気料金が投じられてきましたが、その規模は膨れ上がり続け、近年では、再処理工場の建設・稼働には廃炉費用も含めて19兆円が必要だという試算が出ています。無事故で稼働率100%の場合の試算ですから、実際に稼働させた場合はさらに費用が掛かるでしょう。また、現状再処理燃料の唯一の使い道であるプルサーマル燃料についても、輸入したウラン燃料を使うよりコストが高くなる試算があります。これまでに投じた金額から政策の転換を決めるのが難しいことは理解しますが、消費税の増税や新型コロナウイルス感染症で経済が冷え切っている今の日本で、この政策を進めている場合ではありません。勇気ある撤退、損切を断行すべきです。さらに、再処理工場から放出される濃度の高い放射能や、排出されるトリチウム等を含んだ汚染水による健康被害が非常に軽視されていることに大きく危機感を覚えます。各国の原子力施設近傍の住民に小児白血病、新生児死亡、遺伝障害などの増加が観察されており、六ヶ所村の周囲でも同様の現象が起こる可能性は非常に高いです。この問題が解決しないまま再処理工場の建設を続けることは、住民感情をあまりに無視しており、民主国家として間違っています。国民に電力をどのように供給するかという視点で、原子力発電に頼らざるを得ないと判断し、その上で、放射性を放つ核廃棄物の</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>処理を進めようとする政策は一定程度評価されるものだと思います。しかし、現在の状況において、核燃料サイクルは機能せず、再処理工場を早急に建設する意味にも乏しく、解決されていない問題もあることから、建設に反対します。</p>
0612E239	<p>この再処理工場に関しては、戦闘機の墜落などの事故に建屋が耐えられないとの報告が示されている。有事が生じた場合、外国から、ミサイル等や、戦闘機による攻撃を受ける恐れがある。また、付近には米軍基地が存在し、万が一の事故といった懸念も存在する。F-16 戦闘機の墜落に関し想定がなされているが、F-16 よりさらに重量が重く大型の F35 型戦闘機が三沢基地には存在し、実際にその飛行機の墜落事故も発生している。外国の軍隊が、再処理工場を攻撃するために重量の重い戦闘機を突っ込ませるといったことも、無人飛行機が盛んとなった現在では想定すべきではないのだろうか？また、サイバー攻撃への対応もどの程度しっかりしているのか、甚だ疑問でならない。イランの核開発施設がアメリカよりサイバー攻撃されると言う事件があった。六ヶ所村の情報は、核兵器製造を目指すならず者国家にとって重要な情報源であり、いつどんな攻撃を受けるかわからない。その対策はどうなっているのか、十分に示されていないのではないだろうか。さらに、六ヶ所村の再処理工場では、使うあてのないプルトニウムが大量に生産される。これは、外国軍隊による攻撃の標的になり得るとともに、使うあてのない余剰プルトニウムを抱えると言う事は、日本が核兵器開発を裏で考えているのではといった無用な疑念を外国政府や市民に対し生じさせる。有力政治家から「核武装容認論」といった発言が時折講演会で飛び出すなどしており、一定の懸念が共有される危険性もある。現在核燃料サイクルは高速増殖炉もんじゅの廃炉により行く末が分からなくなっている。そんな中で、技術的にも未完成であり、政治的にもリスクを孕んだ再処理工場の稼働を進める必要性は全くないものとする。何より、ガラス固化作業ができていない状況で「合格」などと言えるはずがない。予定された作業すらできていない状況で合格であるとは、元青森県民として断じて容認できない。</p>
0612E240	<p>3. 1 基準地震動 基準地震動の大きさは過小評価であり、もっと詳細に検討すべきである(理由)近年、地震観測データが多く得られており 1000 ガルを超える大加速度が観測されている。本来は国内で記録した最大値を考慮すべきである。最低 1000 ガル 程度とするのは当然であろうと思われる。また、施設内には大小各種のタンクや容器などが存在する。そしておびただしい配管が存在する。これらは使用状況によって固有振動数が変わってくる。耐震設計をもう一度見直し、さらには設備の破損は避けられないと言う前提でまた、破局自己を防止する観点から、最も保守的に審査すべきだ。</p>
0612E241	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 3km 地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる40年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数100万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる 再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき 核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約15倍、日本の東海再処理工場では約40倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約7倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約200倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。</p>
0612E242	<p>「科学的・技術的意見」と言われても、専門家ではないので審査書(案)の数字等について正確にわかるはずもないが、そもそも「想定外」の大きさの津波による福島第一原発事故を経験しながら、地震や活断層の大きさなどを「策定」し、しかもそれらについて多くの専門家からの異論があるにも関わらず、「合格」云々ということ自体が「科学的」でない。 高速増殖炉もんじゅの廃</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>炉が決まり、核燃料サイクル計画は既に破綻している。プルサーマル発電の危険性はかねてより指摘されており、進んでもいない。再処理工場の計画だけを進めるのは「科学的」ではない。原発をやめることを決め、つくってしまった核のゴミの処分方法の解決に知恵とお金(税金)を使うことこそ「科学的」で責任ある方策である。</p>
0612E243	<p>「六ヶ所再処理工場」新規制基準審査には、以下の6点の理由から反対します。1) 日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間800トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる40年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数100万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく1mSv圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることなのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E244	<p>日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき 日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16~18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが無いことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき 放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。</p>
0612E245	<p>「六ヶ所再処理工場」新規規制基準審査には、以下の理由から反対します。4)再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない 高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約 7 倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。5)余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16~18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しが無いことは明らかです。さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきです。</p> <p>6)東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを享受し続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。以上</p>
0612E246	<p>(様式 2) 原子力規制委員会 様「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に 関する審査書に対する意見」住所 名前 連絡先 電話:</p> <p style="text-align: center;">Fax : メールアドレス:</p> <p>意見の対象となる案件 日本原燃株式会社再処理事業における再処理の事業許可申請書に関する審査書について意見/理由<当該箇所> 1 ページ 1 行目<内容> 本審査の位置付けについて<意見> そもそも本審査書は「昭和 32 年法律第 166 号」に基づき審査を始めたものであ る。即ち 63 年前の法律に基づいている。 然しながら、我が国は 2011 年に東日本大震災に遭遇し、福島第一原子力発電所にお いて、3 台のメルトダウンを起こし、現在未だ廃炉作業中であり、今後どの位 の時間がかかるのか判らない状態である。 然も、メルトダウンの原因が地震によるものか、津波によるものか未だに原因が 不明である。尚、核燃料サイクル自体「もんじゅ」の廃炉により、核燃料サイクル は不能となった今、最早プルトニウム 増殖できない。ここにきて、何故、使用済み燃料の再処理をする必要があるのか、その必然性が 無くなっている。既に我が国が持ってしまったプルトニウム は 45 トンを超えてい ると報道されている。これは原爆 6000 発分に相当すると言われている。 この余剰プルトニウム を MOX 燃料として燃やして減容する為だけの目的で、膨大 な予算を使って、危険な再処理を行う事は、日本国の国土の消失と国民の命を奪 う危険に晒す事になる。Pu はそのまま廃棄処分すべきである。 再処理により生じる高濃度排液の「ガラス固化体」化の技術も未完である。 無闇に 63 年前の法律に従って処理することは許される事ではない。 地震大国、火山大国の日本において、これらの理論的検討が未熟の状態、再処 理という途轍もない危険作業をするべきではない。 本来は 63 年前の法律にお従わない事を、また Pu の再利用をしない事を政治的に決 めるべきである。それを政府に答申すべき立場にある「原子力規制委員会」が先 頭立って Pu 再利用を進めるとは本末転倒である。以上</p>
0612E247	<p>案 87～88 ページ 7. 設計荷重の設定安全冷却水塔が降下火砕物と積雪の重ねあわせの荷重に耐えられるかを審査すべき理由噴火による外部電源の喪失および非常用 DG 喪失(降下</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	火砕物による閉塞、停止もあり得る)になれば、安全冷却塔が降下火砕物による荷重に耐えられない恐れもある。この点の評価を欠いている。
0612E248	東日本大震災でも外部電源が喪失し、使用済み核燃料の貯蔵プールの水約 600 リットルが溢れるという事が起こりました。先日、国の地震本部から千島海溝で起こると考えられる巨大地震の報告がありました。より広く高い津波、そして長周期振動などさまざまなことが再処理工場や貯蔵施設にも影響を与える可能性が考えられます。それらについても十分な検討をお願いします。
0612E249	平常時に施設操業により海洋に放出されるトリチウムの年間当たりの量は産業施設として比類のない膨大な量である。海洋を膨大な量の放射性廃液のゴミ捨て場とすることは、地球環境保全が重視される今日もはや倫理的に許されるものではない。また、人と魚介類など生態系に与えるトリチウムの放射線影響の安全性については専門家の間でも合意は得られておらず、トリチウムの海洋放出は放射線障害を与えるリスクを高めるものである。平常時の操業のために膨大な量のトリチウムを海に放出せざるをえないのであれば、そのような施設の事業許可申請は認めるべきでない。(理由)平常時の液体廃棄物放出について、トリチウムの放出量の年間管理目標が 9.7×10 の 15 乗 Bq とされている(規制庁作成の参考資料「審査(案)の概要」6 頁)。この量は福島第一原発事故により生じた多核種除去設備処理水に含まれるトリチウム総量(貯蔵タンクで保管中)約 1×10 の 15 乗 Bq の 10 倍相当である。福島第一原発事故に伴うトリチウム汚染水を海洋放出することの是非が現在社会的に大きな問題となっていることは衆知のとおりである。それよりも一桁も大きい値を平常時の年間放出管理目標とするような施設はとうてい認められるものではない。
0612E250	もんじゅの廃炉が決定したように、核燃サイクル計画はすでに破たんしており、日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業継続には何ら合理性はありません。これ以上続けるならば、国税の無駄遣いを増すばかりです。また、万一再処理工場が稼働した場合の危険性は、その規模からいっても計り知れず、日常的な放射能放出により環境が被るダメージも看過できないものがあります。これらの理由から、この事業の速やかな白紙撤回を求めます。
0612E251	案 89 ページ (3)外気取入口からの降下火砕物の侵入に対する設計方針について降下火砕物が 55cm 積もる中でフィルターの清掃や交換が実際に可能かの審査を行ない、結果を記述すべきである理由設計方針は確認しているが、それが降下火砕物が 55cm 積もる中で、設計方針通りに可能なのか、アクセスルートの確保は重機を使ってもそれが火山灰により閉塞してエンジンが機能しなくなる恐れがある。また、可搬型の電源、ポンプ、圧縮空気機なども同様に機能しなくなる恐れもある。これらの重機では、清掃やフィルター交換を頻繁に行なう必要があり、とても可能とは考えられない。
0612E252	1 再処理工場建設はやってはならない。そもそも、「もんじゅ」が破産しており、核燃料サイクル政策は完全に破綻している。こうしたとき、莫大なカネをつぎ込み、成算もないまま、工場をつくってはならない。2 プルサーマルは危険極まりなく、世界的に言ってもこれ以上のプルトニウムの増産はやってはならない。3 クリプトン、トリチウムなどの放射性物質を垂れ流すことは、青森県沖さらには太平洋を放射能で汚染するばかりで、環境にトンデモナイ悪影響を及ぼすことにな

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る。4 ガラス固化も困難とされており、高い放射能廃液の垂れ流しは許されない。5 十和田や八甲田山といった火山地帯に近く、巨大噴火に対しての対応が十分に検証されていない。これだけでも、「六ヶ所再処理工場」の審査はまったく不相当と考えます。「合格」を撤回してください。</p>
0612E253	<p>高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。また日本国内には安定な地層は存在せず、適地そのものが存在しない。再処理を進めれば進めるほどガラス固化体も増加する。再処理そのものをやめるべきだ。アクティブ試験に44回も失敗しているのに、この先の見透視が疑わしい。なぜ政府の評価をしないのか疑問。報告書の審査を経ずして審査に入っている。無責任だ。トリチューム汚染水の排出基準が処理工場に無い事に驚く。垂れ流しか？原子炉は6万ベクレルの基準がある。もんじゅの廃炉が決まり、核燃料サイクル政策は破綻している。処理事業の破綻もはっきりしている。再処理費用は元々電気料金である。無駄なお金はもうつぎ込みたくない</p>
0612E254	<p>六ヶ所再処理工場の稼働はやめるべき。放射能汚染廃棄物をガラス固形化して処理すると言われているが、その方法が本当に安全か否か確立されていないのではないか。いまだ実験途上であるというのが現状ではありませんか。何人も納得できる説明をする責任があります。</p>
0612E255	<p>国内の(全世界の)全ての原子力を利用する施設の閉鎖を望みます。</p>
0612E256	<p>青森や三陸海岸は、帆立、イカ、カレイ、マグロ等日本人の食生活に欠かせない魚がたくさん取れる海です。魚だけではなくリンゴ、長芋、ごぼう、ニンニクなどの生産量は日本一と言っても過言ではありません。六ヶ所再処理工場が稼働すると空気中・海洋に大量の放射能が放出され農地・海水を汚染します。海岸にそって岩手・宮城県にもおよび海を汚染します。地域の人達は日常的に放射線被爆被害にあいます。そしてこの地域で生産された食品を摂取して、多くの日本人が体内被曝します。原発は子々孫々にまで悪影響を及ぼし、このまま続けていけば地球を滅亡させてしまうといっても過言ではないと考えます。もんじゅ廃炉が決まり核燃料サイクル政策は破たんしています。これ以上進めるべきではありません。再処理など即刻中止してください。人類・地球を守るためにも。原発政策は止めてください。</p>
0612E257	<p>案 141 ページ:「積雪、火山(降下火砕物による荷重)～堆積した雪又は降下火砕物を除去すること、工程を停止した上で必要に応じて外部からの給水を行うことなどにより、安全上重要な施設が機能喪失に至ることを防止できることから除外した」とあるが、除外するべきではない。理由ここでは荷重が問題にされているが、例えば、安全冷却水塔は積雪+降下火砕物に耐えられる荷重か、ファンが上向きに設置され、吹き上げていることを根拠に積もることはないとしているが、外部電源が喪失している状態であり、非常用 DG もフィルターが目詰まりによる停止の恐れもある。除灰によるアクセスルートの確保には相当の時間がかかることが予想される。重機による除灰も、その重機のフィルターが目詰まりして使用不能になる恐れがある。労働者による除灰も降灰中は有毒ガス+火山灰で行なえず、降灰が落ち着いた後も全面マスクでも吸気口の目詰まりで作業は困難を極めることが予想され、蒸発乾固や水素爆発に至る時間内に作業が完了するとは考えられない。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E258	<p>そもそも、核燃料サイクル事業は、もんじゅの廃炉決定によって破綻している。高速増殖炉を使用できないために、MOX 燃料を使用したプルサーマル発電を行い、プルトニウムを消費しようとしている。しかし、使用済み MOX 燃料の扱いは、通常の使用済みウラン燃料より困難であることはわかっており、また使用済み MOX 燃料の再処理方法などは確立されていない。このような未確定な技術を利用していかなければ成り立たない、この六ヶ所村の施設は稼働すべきでは無いと考えられる。また、環境中の放射性物質の放出に関しては、下記の問題がある。＜環境中への放射性物質の放出＞p.350～355・再処理工場の稼働は環境中への大量の放射性物質の放出をもたらす。たとえば、日本原燃が公表している月別放出状況によれば、アクティブ試験中の 2007 年 10 月のトリチウム放出実績は、平均濃度が約 9,000 万ベクレル/L であった。これは、原子力発電所に適用される告示濃度限度 6 万ベクレル/L の 1500 倍に該当する。・原子力発電所から放出される水に含まれる放射性物質については、原子炉規制法に基づき、核種ごとに告示濃度限度が設けられ、総和が1を超えてはならないとされている。これは再処理施設から海洋中に放出される排水には適用されない。それがなぜかを原子力規制委員会は示すべき。</p>
0612E259	<p>・再処理工場はフル稼働すれば年間 800 トンの使用済み燃料を処理して、約 7～8 トンのプルトニウムを回収できるとしており、現在プルトニウムとウランを混ぜた MOX 燃料を燃やすプルサーマル発電で稼働しているのは 4 基だけで、その消費量は年間 2 トン程度で稼働率を抑えるか、プルサーマル発電を増やすかの選択が必要で、原子力委員会は 2018 年にプルトニウムの保有量をこれ以上増やさない方針でプルサーマルに必要な分しか再処理を認めないことにしており、現実的には稼働率を抑えるしかなく、それにより便益は悪化する。何のための再処理か。再処理を中止すべきである。・施設は 1993 年の着工以来、老朽化しており、竣工予定を 24 回も延期しており、トラブルが多々発生してきました。計装設備は適合していると判断しているが、施設の「老朽化」については言及をしていない。重大事故対策とともに現計装・制御システムの見直しが必要ではないか・当初 7600 億円だった六ヶ所工場の総工費は4倍の約 2.9 兆円にふくれあがっており、ランニングコストや廃止措置を含めた総事業費は約 13.9 兆円に達しており、これらは電気料金として国民の負担となっている。今後も稼働により費用が増加するのは確実であり、これ以上の負担を国民に押し付けるべきではない。核燃料を 1 回使って捨てるより再処理の方がコストが高いという試算も国は示している。国民負担を増加させる再処理は中止すべきです。・六ヶ所再処理施設から放出される汚染水中のトリチウムの年放出管理目標値は 9700 兆ベクレルでこれは、事故を起こした福島第一原発のトリチウムの放出量と比べものにならないレベルのトリチウムが放出されることとなります。環境汚染は増やすべきではありません。・原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場から出された許可申請が新規制基準に適合しているかを判断するものであるが、そもそも、日本の現状にとって、再処理工場は必要なのか、かかるコスト(外部コストも含め)と得られる収益、便益はどうかという視点での議論がなされるべきで、パブコメについてもその立場で広く国民から意見を聞くべきである。</p>
0612E260	<p>臨界事故について案 145 ページ:「外部事象の発生時には工程の停止により核燃料物質の移動が停止することから、当該事故の発生は想定できない」として臨界事故を除外しているが、発生を想定するべきである。理由全交流電源の喪失により下記の貯槽内で温度が高くなり蒸発が</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>起きれば、乾固に至る過程で、貯槽内の密度が高くなる。そうなれば、臨界が起こりえる。可搬型機器類による対応が、55cm の降下火砕物のなかで、さらには降下火砕物と積雪の加重の中で、乾固に至る時間内に可能であることがリアルに検討されていない。理解が起こりえる貯槽類：前処理建屋＝溶解槽 A、溶解槽 B、精製建屋＝第 5 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽等</p>
0612E261	<p>プルスーマルは危険である上に、再処理もできず、発熱量が高いやっかいな使用済 MOX 燃料を生む出すだけである。これ以上プルトニウムをつくるべきではない。</p>
0612E262	<p>案 143～148 ページの蒸発乾固ならびに水素爆発、および、163、174 ページのこれらへの対応について可搬型の機器類で対応できることが想定されているが、降下火砕物の積もる中で可能かの審査が行なわれていない、改めてこれらの点をリアルに審査し直すべきである。理由複数の建屋・設備で同時に発生すると想定することは重要だが、蒸発乾固は代替安全冷却系機器類で、水素爆発は代替安全圧縮空気系により拡大防止が可能としている。これらの、代替安全系の機器類が機能しなければ、蒸発乾固、水素爆発が同時に発生することになりかねない。その場合には人による対応が不能状態となり、放出放射エネルギーはセシウム換算で 100 テラベクレルを超える恐れが高い。降灰予想で可搬型の機器を建屋内に移動させるなど、降灰による影響を避けること、また、必要要因や作業時間について審査しているが、代替手段が奏功することが前提となっている。しかし、降下火砕物＋積雪の中で、アクセスルートの確保、フィルターの清掃や交換などの作業が可能とは考えにくい。重機による除灰も、その重機のフィルターが目詰まりして使用不能になる恐れがある。労働者による除灰も降灰中には有毒ガス＋火山灰で行なえず、降灰が落ち着いた後も全面マスクでも吸気口の目詰まりで作業は困難を極め、沸騰までの時間内（最短 11 時間）に、あるいは乾固までの時間内（最短 59 時間）に、また水素爆発までの最短 1 時間 25 分までの間に、除灰してアクセスルートを確保し、可搬型の機器移動して稼働することが、また頻繁な清掃やフィルターの交換が可能か、このリアルな審査が行なわれていない。</p>
0612E263	<p>・「夢のエネルギー」と言われた核燃料サイクルは、サイクルの重要要素である高速増殖炉もんじゅが廃炉となり、実質的に破綻しています。故に、サイクルの一環をなす再処理工場は、その存在意義自体失われています。・1997年の予定だった工場の完成は24回延期され14年の適合性審査申請以降もトラブルで中断し、技術的にも困難な再処理施設である。2007年には整備の設計ミスが隠蔽されもしている。・当初、工場の建設費として公表された約7,600億円が、経過的に増大し、運転・保守費、工場の解体・廃棄物処理も含めて2018年には13兆9300億円と発表されている。しかもこの試算は40年間工場が100%フル稼働、無事故で動くというありえない前提のものである。この約14兆円は電気料金として何年にもわたり国民の負担となる。現時点で、事業の中止に踏み切れば7割は解体・廃棄を含めた経費を削減することができる。・再処理によって廃棄物の量が減ると宣伝していますが、膨大な低レベル放射性廃棄物が発生します。元の使用済み燃料に比べ試算では約7倍の放射性廃棄物が発生します。更に工場の操業後も含めると約200倍の廃棄物と試算されます。・再処理工場は、たとえ、事故・トラブルがないとしても、その操業で日常的に大量の放射能を放出しなければ運転できず、大気中、海洋に放出し続けることとなります。「原発1年分の放射能を1日で出す」と言われています。・再</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>処理工場で抽出されるプルトニウムは、高速増殖炉の廃炉によって、循環サイクルが破綻している以上、余剰プルトニウムが蓄積され続けます。プルサーマルで使用できるMOX燃料はわずかな割合です。しかも、MOX燃料の再処理も確立していません。◎以上の理由で、六ヶ所村再処理工場の認可に反対します。＊規制委員会のみなさん、再処理工場の事故対応や安全性（机上の）のみに近視眼的に注視するのではなく、核燃料サイクルが破綻している中で必要なものなのか、14兆円もの経費を誰が何年かかって負担するのか、取り出され蓄積されたプルトニウムをどうするつもりなのか、無限ではない大気や海洋に流し続ける放射能の環境汚染をどう考えるのか、等々、もっと人として、科学者として、賢い、長いスパンで考えてほしいものです。そうしたならば、審査以前に、申請自体突き返すことが、規制委員会の正しい仕事だったのではないですか。</p>
0612E264	<p>2020年5月13日、原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場が新規規制基準に適合すると認める審査書案を了承しました。日本原燃六ヶ所再処理工場は1993年に着工。日本原燃は、当初1997年の竣工予定から24回も延期を繰り返し、現在は2021年度上期の完成を目指しています。しかし、すでにもんじゅは廃炉が決まり、核燃料サイクルは破綻し、さらに施設の耐震基準、大量にできる放射性廃棄物等々、多くの問題を抱えています。原子力発電や原子力施設における労働者の被ばく問題、環境核汚染の問題も避けて通ることはできません。ましてや、COVID-19感染拡大という状況下でこのような決定をおこなったことは極めて遺憾です。再処理工場は、政府が進める核燃料サイクル政策の重要な施設かもしれません。一方、使用済み核燃料の再処理技術は、核兵器の材料であるプルトニウムを取り出すことを目的とした軍事技術のひとつで、軍事上の至上命令の下に開発されたとも言われています。政府は核兵器の材料にもなるプルトニウムについて、利用目的のないプルトニウムは持たないと説明してきましたが、現在、約46トンのプルトニウムを内外に保有し、国際社会から懸念を招いています。六ヶ所再処理工場が稼働すれば、最大年間800トンの使用済み燃料を処理し、7～8トンのプルトニウム（約1000発分の核弾頭に相当）を分離、一方で通常運転においても大量の放射性物質を気体や液体として放出する、きわめて問題の多い工場です。その危険は臨界事故、高濃度の放射性物質、爆発・火災の恐れがある有機溶媒や硝酸、水素などです。地震列島であり津浪列島でもある日本列島の上に建つ原子力施設の存在は、青森県にとどまらない、日本の国を滅ぼしかねないほどの力を内包したリスクでしかありません。また、南28キロメートルのところには米軍三沢基地があり、戦闘機による飛行訓練が日常的になされ、ときには事故をおこしています。青森県民の核燃に対する思いは、とりわけ、1986年のチェルノブイリ原発事故のあと、放射能による風評被害を心配する津軽のリンゴ農家、稲作農家、漁業を営む漁師たちを中心に、六ヶ所村の核燃サイクル施設立地に反対する声が大きく広がりました。今も多くの県民にその思いが根付いています。私たちは、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざし、人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守る立場で、国は核燃料サイクルが破たんしたことを受け入れ、日本原燃が核燃料サイクル事業から撤退することを求めます。以上</p>
0612E265	<p><該当箇所>299頁31行目～300頁11行目<内容>重大事故防止について、手順書、体制、設備および資機材のすべてに関して、「整備を行う方針」であることだけで、適合すると判断</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>していて、実際の整備状況についての審査結果が述べられていないので、「適合する」とするのは妥当ではないと考えます。＜該当箇所＞全体にわたって＜内容＞上記以上に問題だと思うところは、この審査書(案)には書かれていないことにあります。この審査書(案)には、高レベルのしかも半減期の著しく長い放射性廃棄物の最終処分にあたって、長期にわたり、安全に管理できるかの審査が何もないことです。このような審査は、今回の審査の対象外であるとするなら、安全審査としては、致命的な漏れであり、審査基準自体を見なおさなければなりません。特に、高レベル放射性廃棄物であるガラス固化体の処分、その長期にわたる管理は、使用済み核燃料を再処理せずに処分する場合に比べて、はるかに困難であることが予想され、このことの対応計画、および、その審査は必須のものです。よって、今回の申請は一旦却下し、高レベル放射性廃棄物の最終処分まで含む審査基準を定めた後、あらためて申請、および審査が行われるべきものと考えます。</p>
0612E266	<p>まず、国が進める原子力政策は破綻していることを言いたい。今回募集している再処理事業は実現性の乏しいものであり、実現した場合は高放射性物質を大量に生み出して、環境に放出しようとしており、人類だけでなく自然の環境への加害そのものである。国内の原発から運ばれてくる使用済み燃料の再処理過程で生まれる大量の放射性物質を、ガラス固化するというが、まず技術者が不足しており、この作業が進められないことが明らかになっている。また、この大量の高放射性物質を海中に放出することは許されないことである。東北沿岸の漁業を壊滅させるに十分な量である。ガラス固化したとしても、処分場は国内にはなく、各原発に戻すことを提案したい。ガラス固化予定の高放射性廃液は、これらもドラム缶等に保管して各原発に戻して、各電力会社が長期に敷地内に保管することで、六ヶ所の再処理工場は廃止するべきだある。</p>
0612E267	<p>六ヶ所再処理事業所変更許可申請書に関する審査書(案)への私の意見 【再処理事業全体を通して】 核燃料サイクル事業を実用するには、技術的、科学的レベルが不十分である。日本の立地や自然災害が多いという条件に加え、経済的にも実用には不十分で再処理事業を継続するには無理がある。再処理事業の審査適合は妥当性に欠き、社会通念上、倫理的ではない。■使用済核燃料の再処理は危険すぎる「起こり得る危険と被害への過酷想定対策が十分ではない」 使用済核燃料の移送、加工、保管、再利用、廃棄のどの段階に於いても、次の所作までに何かしらの形態で放射性物質を環境に拡散し、被爆する存在を生んでしまう可能性がある。原子力事故は被害範囲、賠償されるべき額、生命や環境に対する影響、その影響の時間的長さから、元在った状態を復元することが不可能である。■核燃サイクルは破綻している再処理技術は創業以来、27年が経過する中で工事やアクティブテストでもトラブルの発生続きで当初計画通りには操業できていない。もんじゅの廃炉はすでに決定した。この決定こそが、核燃料サイクルの破綻を示すものである。■事業者 日本原燃への不信事業主体が「使用済燃料再処理機構」に移管された後も、技術的に未熟な日本原燃が日本で唯一、再処理事業を請け負う事業体として委託されているのは信頼性、妥当性に欠ける。 これまでも当初計画通りに再処理を実行出来なかった企業に再びこの重要な事業を依頼することは、回収できるかどうか不明なまま国民に対して、負担と被害だけを強要するものである。 日本原燃の運営状態は安定しているようには見えない。海外の原子力企業に巨額な投資をしていることなどについて、事業主体者であ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>る使用済燃料再処理機構および経済産業省が業務指導していない。国や機構に対し、日本原燃へ再処理事業にかかる技術的、科学的質問および運営上の経済的質問をしても、まともに回答をしておらず、不誠実であり、不適である。国や事業主体(機構)は国内で唯一の再処理事業を真剣に維持するつもりがあるならば、経営不振の海外企業に巨額投資をするような日本原燃に対し、なにかしら改善をするよう監督すべきなのであって、この企業運営の仕方を放置すべきでない。●再処理工場の立地条件は不適再処理工場周辺には、近距離に火山(十和田、八甲田山)があり、噴火による火砕流等が心配される。再処理施設からほど近い距離に三沢基地があり、たびたび、飛来物による降下物体があったことが報じられている。事故でなく、故意による飛来物の衝突による破局的事象に発展することも懸念されるが、突発的な事象に耐えるか国は想定されていない。●地震による臨界事故の可能性 大地震の影響により施設・設備が破損し、臨界事故に発展する惧れがある。 ●プルサーマルは制御が難しく、発熱量が高い使用済MOX 廃棄物は300年ほど放置しなければ再処理もできない。●プルトニウムの減容化については、技術的にも、また使用の用途が立たない。●再処理事業には防災計画、措置がない 高レベル放射性廃液タンク周辺で火災・爆発事故が起こり、環境への高レベル放射性物質の漏洩など重大事故が発生した場合でも、発電用原子炉に比較して原子力災害対策重点区域が狭く規定されている。再処理事業だけ防災指針が甘すぎる。むしろ、再処理事業の過酷想定を辛く、厳密にするべきである。●放射性廃棄物の始末 日常的に再処理事業は放射性廃棄物を環境に投棄し続ける。特に、常から操業によって海洋に放出されるトリチウムの年間排出量は人類が認識して行っているあらゆる事業の中でも稀なほど、故意に無視した「公害」であり、毒性が高い。また、この影響と地球への負荷がどれほど長期に及ぶか考えもせず、海洋への投棄を継続することは、非倫理的であるから、事業許可申請は認可すべきでない。●再処理事業は不経済 当初見通し通りに稼働できていない上、アクティブテストだけで相当な経費を浪費しているため、再処理費用が今後も天井知らずに上方修正される可能性がある。これ以上、不必要な再処理事業費の不足分を電気料金に課金すべきではない。拠出金制度を開始した当時の試算でも今後、再処理事業費が足りなくなる可能性が高い。また、再処理費用全体、各電力会社に求める拠出金算定方法の決め方も不透明であり、説得力、信頼性に欠く。プルサーマルで使用する核燃料は天然ウランに比較して高価で、経済性は不透明。利用できる原発が殆ど稼働しておらず需要の見通しが立っていないため、生産する理由に乏しい。使わないものに費用をかけ続けるのは不経済であるから、この事業によって国民に負担させ続けることはやめるべきである。</p> <p>以上</p>
0612E268	<p>そもそも、再処理により出される高レベル放射性廃棄物の移送先が確保できない(確保できる見通しが無い)ので、再処理自体を行うべきではありません。</p>
0612E269	<p>このような杜撰な審査書案は認められない。六ヶ所再処理工場は、これ以上運転せず、廃止し、汚染された配管等を含め、すべての放射性廃棄物を厳重に管理するよう方向転換すべきである。理由:本審査書案では、再処理という事業に伴う固有の技術的問題及び重大事故の発生防止策が十分に議論されていない。例えば、心配される高レベル放射性廃液の蒸発乾固事故については、161～174 ページにおいて議論されているが、2019年1月に日本原燃自身が、「水分が</p>

パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
	<p>完全に蒸発すれば放射性物質の漏えい・臨界・爆発・貯槽損傷の危険がある」と事実上認める資料を提出しているにもかかわらず、水素爆発について、171 ページで(十分に排気を行うので水素が)「未然防止濃度に至ることはない」「連鎖は想定できない」とするなど、冷却機能と排気機能の同時故障を全く考慮に入れていない。このような評価は、福島第一原発事故から全く学んでいないと言わざるを得ず、形式的・楽観的に過ぎる。この他、本審査書案では扱われていないことであるが、高速増殖炉開発が事実上とん挫し、プルトニウムも回収ウランも使い道がなく、高レベル放射性廃棄物の安全な行先も決まっていなわが国では、再処理事業そのものが存在意義を失っている。我が国の技術で六ヶ所再処理工場の「本格稼働」がもし可能だとしても、その場合にはトリチウムをはじめ大量の放射性核種を日々海と大気に放出することになる。</p> <p style="text-align: center;">は、水素原子として遺伝子他細胞内の分子に直接入り込むトリチウムの健康被害について警鐘を鳴らしている。再処理事業の継続は将来世代への犯罪であり、経済的にもお荷物でしかない。よって、再処理工場に事実上の新規規制基準適合審査への合格を出す、本審査書案は認められない。六ヶ所再処理工場は速やかに廃止すべきである。</p>
0612E270	<p>もんじゅ廃炉で核サイクルは破綻しています。六ヶ所再処理はプルサーマル用です。MOX 燃料を一トン作り出すために、ウランなら 1 億円ですむところ建設費・事業費・燃料加工費・事業費等計算すると一トン 31 億 2900 万円かかります。どうしてこんなひどい無駄をしなければならないのでしょうか？しかもはじめの予算よりどんどん膨れ上がっています。はじめにこんなにずさんな計算・計画をした人はなんの罰則もないのですか？その負担が電気代として消費者にかかってくることも合点がいきません。また稼働された時の環境汚染の調査について、沖合3キロから放出されたから地上等には害がないと言われていますが、放射性クリプトンが工場内の施設で検知され、計算通りにはいかないことがわかつています。一度だけでなく、再稼働ありきではなく、放射能の環境蓄積を考慮して長い期間での評価をしてください。2006 年から開始したアクティブ試験の結果も検証されていないようですが、これではなんのためにアクティブ試験をしたのかわかりません。せめて審査は終了後に行うべきではないでしょうか？</p>
0612E271	<p>日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書案には、以下の理由から反対します。1)核燃料サイクルは破綻したことを受け入れ撤退すべき。核燃料サイクルは、高速増殖炉によるプルトニウム燃料の増産を目的としていましたが、高速増殖炉は実用化される見込みがありません。プルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16 基から 18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原子力発電所の事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行っているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度です。また、ウラン資源は当初想定されていたよりも豊富であることがわかり、プルトニウムも原料として期待する必要もなくなっています。国は核燃料サイクルが破綻したことを受け入れ撤退すべきです。2)国際社会から厳しい目が向けられている余剰プルトニウム問題。原爆に転用できるプルトニウムは、核不拡散条約の下では非核保有国による再処理は認められておらず、日本が唯一の例外です。しかし、上記の通りプルトニウム利用の合理性は失われています。国際社会が核拡散や核テロにつながるという不安を募らせていることに向き合うべきで</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>す。3)巨額の費用をかける計画でありながら、丁寧な議論がされていない。核燃料サイクルは、六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の事業費を合わせて29兆円、さらに政府は第二処理工場も建設するとしており、総額では30兆円を超える巨額の計画です。それらの費用は電気料金として消費者から徴収されることとなります。こうした莫大な費用負担を強いる計画でありながら、この間、国策として推し進められ、多くのステークホルダーを集めた包括的な議論は行われてきませんでした。国民に広く周知するとともに丁寧な議論を尽くすべきと考えます。</p>
0612E272	<p>高レベル廃液の貯留が続いていることで、臨界事故の可能性が出てくると思います。さの審査はなされたのでしょうか？また再処理施設が稼働した場合、原発の1500倍のトリチウムが出されるのが、アクティブ試験で明らかにされました。海洋への放出も原発と違って濃度が儲かられていません。事故がなくても周りの環境は壊され、農業・漁業は風評被害でなく本当の被害が出ます。なんのためにこういう事をしなければいけないのでしょうか？核サイクルは一刻も早く廃止の方向にしてください。専門家が最も危険が分かっていると思いますが、どうして審査が通るのか、福島以上に日本が壊れるような事を考えられるのか、知識の無駄使いが悔しい思いです。縮小・廃止の方向に持って行ってください。</p>
0612E273	<p>審査を保留すべきである 理由 1, コロナ禍に社会全体が対応しなければならない状況で、社会に意見の対立のある重要な問題を決定してはならない。2, 審査への提出書類の大量の改ざんが行われ、審査自体の正当性が問題である。3, 再処理工場にはすでに10兆円を超える資金が投入されている。国家財政の逼迫する中で、これ以上の浪費は許されない。4, 再処理してプルトニウムを取り出すことが国際問題になっている。5, 再処理工場が稼働すれば、環境汚染が深刻なものとなる。とりわけ、回収保管不可能なトリチウムを大量に作ってしまうことがわかっている。6, これ以上の、環境の放射能汚染は日本のすべての産業を後退させる危険性がある。7, 原子力から再生可能エネルギーへ、世界の動向に逆らってはならない。8, 再処理工場は重大事故を起こす危険性が高い。</p>
0612E274	<p>今回の審査書案についても以下の点に問題があり、日本原燃が六ヶ所再処理工場を稼働することに強く反対します。意見提出箇所：審査書全般 1. 原子力発電所よりさらに多くの放射能が放出されることに問題があります。原子力発電所が生み出した核分裂生成物は毎年使用済み燃料として取り出されます。六ヶ所再処理工場は原子力発電所約30基が1年ごとに取り出す量に相当する800トンの使用済み燃料を毎年取り扱い、プルトニウムを取り出します。結果、環境に放出する放射能の量はけた違いに大きくなり、原子力発電所が1年で放出する放射能を1日で放出します。放射能に閾値はありませんし、自然に放射能を無毒化する力はありません。したがって、遠くまで汚染を薄めながら広げることに他なりません。六ヶ所沖には三陸沿岸を南下する暖流が流れており、海に放出された放射能は、関東まで流れてきます。2. 使うあてのないプルトニウムが蓄積されることに問題があります。日本が保有するプルトニウムの量は、現在、国内外で約46トンに上り、核兵器の材料にもなるプルトニウムの大量保有には国内外から懸念の声が出ていることは既に共通認識となっています。東京電力福島第一原発事故後、54基稼働していた原発は廃炉が相次ぎ、規制委員会の新規制基準の審査で再稼働したのは9基にすぎません。今後再稼働する原発が増えたとしても、再処理で取り出したプルトニウムとウランを混</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>ぜて作る MOX 燃料を使える原発は4基と限られ、消費量は少ないです。仮に六ヶ所再処理工場が稼働すれば年間7トンものプルトニウムが新たに採り出されることとなります。また、MOX 燃料のみを使うはずだった高速増殖原型炉もんじゅは廃炉が決定しています。再生可能エネルギーが台頭する中、政府は原発の増設を打ち出しておらず、高コストの MOX 燃料を使うことは経済性に欠けます。また、これらは 100 万年にわたって人間の生活環境から隔離しなければならない危険物であり、高レベル放射性廃棄物の処分法を確定できた国は世界に一つもありません。以上の理由から、六ヶ所再処理工場の稼働は不適切と考えます。以上</p>
0612E275	<p>事実に基づき、日本の想定してきた原子力政策は破綻しています。多くの事故を克服できず、安全面で一切の妥協はできません。日本と世界を守る為に、きちんと判断をしてください。そして全ての原子炉の廃炉をお願いします。</p>
0612E276	<p>日本原燃に、「重大事故防止に必要な技術的能力など再処理事業を遂行する技術的能力」はありません。財政的能力もありません。国がエネルギー政策としてそれ(財政支援)をすることもまた間違っています。なぜなら、日本原燃の再処理施設だけでなく地球上どこにも、「使用済燃料、分離された物又は汚染された物」が人体や環境に対し、将来にわたって安全に処理または保管・確保、処分などできる技術も方途も無く、かつ、それらによる「災害の防止」は不可能。災害(人災も自然災害も含めて)は不可避なものです。人間にとって福島原発よりさらに危険な六ヶ所の施設で何か起こったら、破滅的なことになるのは誰の眼にも明らかです。六ヶ所村の施設とそこにある核、核汚染された物質の存在自体が人類のリスクそのもので、人間がコントロール、収束ができない「支障」ばかりです。つまり、人間にとっても地球にとっても、日本の国民誰にとっても、東北・北海道地方にとっても、秋田県民にとっても、六ヶ所村民にとっても、全然安全でも安心でもない、ということです。そのような施設を存続させあまつさえ稼働させること、その許可を出すことは、国民の安全を脅かし、安全は保証しないということです。その証拠に、何十年も何十回も、完成するかにみえて、その都度事故や故障を起こしています。そんな経過や状況をもってしても、上記のことが打ち消せるものでは到底ありません。そのような施設を動かすようなことを許すのは、委員会としての本分、存在の根底にもとります。職務の怠慢と責任放棄です。人の命も健康も、環境保全も、国の存続も「売る」ような認可はすべきではありません。絶対に閉じるべきです。そもそも核燃料のリサイクルというコンテンツ自体が終っているのに、それにしがみつくのは何故でしょうか？ 何の、誰の利益のためでしょうか？ このような意見公募を行なうのと並行して、規制委員会として、国民が納得いくような説明をなさるほうが先決だと思います。</p>
0612E277	<p>平和利用について審査書案 p.1 において「原子炉等規制法第 44 号の2第 1 項第 1 号の規定(再処理施設が平和の目的以外に利用される恐れがないこと)(中略)に関する審査結果は、別途取りまとめる」とあるが、一方で、原子力規制委員会は、5 月 13 日付で原子力委員会に対し、平和利用に関する意見の聴取を行っており、過去事例から、平和利用についてパブリックコメントにかけられることはないと考えられる。しかし、六ヶ所再処理工場は過去実施された原発や研究炉といった施設と異なり、核不拡散上、きわめて重要な位置を占める施設である。平和利用について、原子力委員会に対する通り一遍の簡単な意見聴取で済む問題ではない。原子力委員会は 6 月 1 日委員会を開催し、概略、申請者は原子力基本法に基づき、平和利用に限り再処</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>理事業を行うとしている、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえて再処理事業を行うとしている、使用済燃料再処理機構から申請者が委託されて業務を行うものであること。また機構が定める中期計画を経済産業省が認可すること、といったことから、再処理施設は平和目的以外に利用されるおそれはないとしている。また経済産業省も同趣旨の回答をしている。しかし、これは表面をさらったにすぎない。たとえば、申請者が平和利用に限り再処理するといっているから平和利用以外の恐れがないというのは、たとえば泥棒が泥棒をしないといっているから警察はいらないといっているに等しい、意味のない確認である。また推進側である経済産業省が機構の中期計画を認可するから問題ないとしていることも、同様に平和利用を担保すべき原子力委員会のものとは到底思われぬ無意味な回答である。「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において、原子力委員会は、プルトニウム保有量をこれ以上増やさず、減らしていくと宣言し、この考え方にに基づき、日本政府は国際社会にプルトニウム利用の在り方を説明してきた。であるならば、減らし方についても具体的に示させるべきである。日本原燃から提示された申請書の添付書類2には、再処理数量について当初から全く変わることのない、初年度 80トン、2 年目 320トン、3 年目 480トン、4 年目 640トン、5 年目以降 800トンという数字を記載されている。使用済み燃料に含まれるプルトニウム含有率を 0.9%と仮定すると、これはそれぞれ、約 0.7トン、約 2.9トン、約 4.3トン、約 5.8トン、約 7.2トンに相当する。これをどのように消費するのかについて、たとえば、使用済燃料再処理機構は示しているのか、示していないのであれば、この数字はいったい何なのか。原子力委員会はいったい何を根拠に、この数字が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえていると判断したのか。平和目的以外に利用される恐れはないと断じたのか。経済産業省はいったい何を根拠に、この再処理量が問題ないと判断したのか。このような審査の在り方はきわめて不十分である。改めて、プルトニウム量をどのように減らすのか、平和の目的以外に利用される恐れがないよう、どのように担保するのかなど、審議しなおし、パブリックコメントにかけるべきである。</p>
0612E278	<p>経理的基礎について審査書案 p.1 において「同項第3号の規定(再処理の事業を 適確に遂行するに足る経理的基礎があること。)(中略)に関する審査結果は、別途取りまとめる」とありパブリックコメントにかけられていない。しかし、経理的基礎は六ヶ所再処理工場の安全性の根幹に係る重要な問題であるため、ここで意見を述べる。原子力規制委員会が取りまとめた資料によれば、経理的基礎は、概略、機構と申請者が役務契約を締結しており、申請者は 同契約に基づき再処理事業を行うとしていること、機構は、再処理等拠出金法に基づき特定実用発電用原子炉設置者から拠出金を収納し、役務契約に基づき、申請者に工事、再処理の実施等のための料金を支払うこととなっていること、申請者は、本変更許可申請に係る工事に要する資金は、機構から申請者に対して支払われる料金及び借入金により調達するとし、本変更許可申請以外の工事資金に関しては、借入金により調達としている。借入金については、過去20年の間の資金調達実績があり、調達は十分可能なものであり、また、借入金の返済については、役務契約に基づき、機構から申請者に支払われる料金にて返済としていること、申請者は、再処理の実施等に要する資金は、役務契約に基づき、機構から申請者に料金が支払われるとしていること、から経理的基礎があるとされている。しかし、原子炉等規制法第 43 条の3の 31 におい</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>て、原子力発電所の運転は 40 年(例外的に 20 年の延長が認められる)に制限されている。また政府がこの間繰り返し、原子力発電所の新增設は想定していないとしている。また、2018 年に新たに決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」に基づき、再処理量はプルトニウムの利用状況に応じて調整されることとなった。さらに、東電福島第一原発事故以降の原発稼働状況は極めて厳しく、六ヶ所再処理工場で当初再処理する計画だった使用済み燃料発生量 3.2 万トンに届かない可能性すらある。他方、六ヶ所再処理工場の運転に必要な費用は、固定的な費用が大半であり、再処理量の調整により減る額は大きくない。つまり、使用済み燃料の発生量は上限がほぼ固定されるが、再処理できる量は今後減っていき、一方で、再処理機構から資金が流出するが、再処理できない使用済み燃料が滞留するということになる。また、機構が定める拠出金単価の前提である 3.2 万トンの使用済み燃料が発生しない恐れもある。3.2 万トンにみえないばあい、拠出金不足が発生する。拠出金は使用済み燃料発生年度単位で発生量×拠出金単価で決定されており、払いきりである。受け取った拠出金に該当する使用済み燃料について、機構は再処理する義務を負うことになる(使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 第 9 条)。しかしながら、当該使用済み燃料のための拠出金は再処理できない場合でも発生する六ヶ所再処理工場の維持費に充てられており、拠出金が不足する恐れがある。結局、日本原燃の経営の問題を再処理機構に移転しただけであり、再処理機構側で経営問題が発生すれば、それに依存する日本原燃の経営問題に直結する。再処理機構が存在するから、日本原燃の経理的基礎があるとするのは端的に誤りである。日本原燃の経理的基礎があるといいたいのであれば、再処理機構の経理的基礎をきちんと分析するべきであり、この審査書案はきわめて不十分である。品質保証活動について 審査書案 p.8 において、「規制委員会は、設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動について、社長が、品質方針を定めた上で活動の計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み並びに品質保証活動を行う者の役割を明確化した体制を構築していることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守を遂行するために必要な品質保証活動体制の構築が適切なものであることを確認した」とある。日本原燃からは、概略、品質保証活動を徹底するという、説明が行われている。しかし、従来から日本原燃はトラブルが発生するたびに何度も「トップマネジメントによる品質保証の徹底」、「品質マネジメントシステムの改善」などを繰り返してきたが、一向に改善する様子を見せていない。過去の経緯を踏まえれば、日本原燃に品質保証活動を行う能力があるのかを検証するべきである。たとえば日本原燃が品質保証活動を行うといっているから、品質保証活動体制が適切に構築されているとするのは誤りである。</p>
0612E279	<p>コロナ不況で多くの方が生活困窮に陥っており、公的支援の拡充が求められています。多額の公費を使うのはやめて生活支援に回しましょう。使用済み燃料、MOX 燃料はどう処理するのですか。再処理工場の稼働に反対です。</p>
0612E280	<p>設計基準の質問再処理指針から変更ないから審査していないとしているが各条文で根拠示して下さい。対象が安重と安全機能を有する施設ではもうそれは基準変更とみなすべきだし、審査漏れの懸念あり。設計基準に問題あり。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E281	再処理施設周辺の公衆が受ける実効線量の評価結果が、年間 50uSv を下回ることを確認したとされているが、原燃の線量評価は、明らかにおかしい。牛肉の1日の摂取量が6gとされているが、明らかに少なすぎる。今日の牛肉摂取量はずっと多いはずだ。それに、育ち盛りの子供には、たくさん肉を食べさせている親も多いだろう。評価の前提となるパラメータの妥当性が、審査されていないとしか考えられない。線量評価を、やり直すべきである。
0612E282	「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見<該当箇所> 3頁～10頁II 再処理の事業を的確に遂行するための技術的能力<内容> 日本原燃株式会社には、六ヶ所再処理工場で再処理事業を的確に遂行するための技術的能力がない。六ヶ所再処理工場は1992年に事業認定を受け、翌年に建設に着手して、1997年には完成する予定であった。しかし、杜撰な建設工程や設計ミス、不具合などのトラブルが絶えず、竣工時期を24回も延期し、20年以上経った今でも竣工に至らずすでに経年劣化が生じ始めている。実際の放射性物質を扱ったアクティブ試験が始まってからも、保安規定違反や点検漏れなどの管理上の問題だけでなく、軽微な事故も度々起こしている。この事実だけを見ても事業の遂行能力はないと判断せざるをえない。通常の事業ならこうした会社は市場から淘汰されるものだが、競合する他社がない国策企業であるため、存在できているだけだ。危険な高レベル放射性廃液を扱わせることには大きな不安を感じる。審査書案では、以上の視点を欠いた審査しかしておらず不備である。
0612E283	日本は、非核兵器国で唯一核燃料再処理を行い、核弾頭数千発分に当たる使用予定の立たない46トンものプルトニウムを保持していると聞いています。従来は六ヶ所再処理工場の本格稼働を理由に挙げておられましたが、高速増殖炉の廃止決定がされた今、何らの保有理由はありません。電力自由化によるクリーンなエネルギー政策への期待、コロナショックによる経済の停滞を考慮すると、トラブルが多く危険で高コストなMOX燃料の選択は考えられないと思います。また、余剰プルトニウムを保持しないと国際公約しながらも所有し続けることに国際的にも非難を浴び、国連や核大国の当事者の米国、中国からも核拡散の懸念があり国際安全保障の問題を度々表明され、自国のエネルギーでは収まらない危険性が懸念されています。今回のコロナショックを機会に核燃料リサイクル政策を取りやめ、子や孫たちが真に安心して暮らせ、国際的に手本となるエネルギー政策をぜひ選択頂きたいお願い致します。
0612E284	審査を抜本的に見直すべきです。原発からの使用済み核燃料の再処理という事業は、あくまでも原発の存在やその稼働が前提となっています。安全面においてははまだ、「科学的・技術的」方策が未確立な領域です。何万年にもわたって管理しなければならない大量に生み出される放射性廃棄物の処理・管理方法もいまだ確立されてはいません。こうした人類の生存そのものにとって安全を脅かすような重大な問題を棚にあげて、「再処理工場」の「審査」などというのは、暴挙以外のなにものでもなく、論外だと考えます。福井県の「もんじゅ」も廃炉が決定されており、核燃料サイクルはすでに破綻している事業だと思えます。世界各国もこの事業から撤退の動きにあります。不毛な審査をやめ、ただちに、再処理工場を中止・閉鎖することを求めます。プルトニウムを保有し、原爆を製造することが目的だとしたら本当に人類破滅の危機を自ら引き寄せるものであり、断じて容認できません。

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
0612E285	<p>私は、福島県に在住し、東日本大震災時の原発事故を経験し、現在に至っています。畑を作っていますが、できた作物を行政センターで計りながら食べています。しかし、2歳の孫には13ベクレルの野菜は食べさせられません。3倍の影響があるからです。また、驚くことに先日本宮市の親戚からもらった竹の子が150ベクレルあり、検査者から食べないように言われました。私は事故から9年経ったのだから放射能の影響は薄まると思っていた。しかし、その認識が甘いと思知らされました。放射能は恐ろしいです。前置きが長くなりましたが、私は六ヶ所村再処理工場の稼働に反対です。とても危険なことです。全国の原発から集めた使用済み核燃料を硝酸で溶かしたうえで、プルトニウムとウランを回収するというエネルギー資源の乏しい日本にとっては効率的な仕組みに思われますが、人が近づけないような高レベルの放射性廃液を出します。いま、福島でも汚染水の処理で困っています。その上、一度爆発したらもとは戻れません。福島をみればわかります。今の科学では制御できない物質を扱っているのです。この政策を進めている皆さんは、私のようなものの意見をどれほど取り上げてくださるかわかりません。もし事故があっても原発から20～30キロ圏内にとどまるときいていましたが、実際には原発立地の市町村以外の広範囲にわたって汚染されました。原発事故前 0.038 μSv/hの平均放射線量が6月9日火曜日の郡山市 21 世紀公園のモニタリングポストで 0.158 μSv/hです。約 4 倍です。それが、これから長期にわたって健康に影響を及ぼしていきます。現に、子どもの甲状腺がんが増えています。故郷を奪われ自殺した人、離婚した人、震災の翌年のデータでは精神疾患にかかった人が全国でも群を抜いて多いです。六ヶ所村再処理工場は事故を起こさないといいきれますか。処理過程で汚染物質を出さないといいきれますか。事故を起こした時の制御方法や村民及び影響のある 100 キロ圏内の避難方法などはすべての住民に周知徹底されていますか。福島を事例として、稼働をやめてください。なぜ、福島や六ヶ所村等に原子力関係の施設が建つのでしょうか。それは安全ではないからです。経済が潤うというのは幻想です。事故が起きたならば、全てを失います。そして、それを償うことはできないのです。私は身をもって経験しているのでわかります。私たちの税金が原子力施設建設に使われています。そして、事故が起これば苦しみます。つまり、自分で自分の首を絞めていることになります。だから、私は稼働に反対です。科学者の皆さんが検討していることと思いますが、専門的にデータを見ていけば危険だということがわかるのではないのでしょうか。第 2 のフクシマを作らないでください。稼働をやめてください。</p>
0612E286	<p>IV-1. 2. 2冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策(p162)その2 高レベル放射性廃棄物貯蔵タンクの蒸発乾固対策としては、冷却のためにセル内への注水やタンク内の冷却コイル通水などが示されているだけで、「蒸発乾固対策」と称しながら「乾固した後」どうなるか、どうするかは書かれていない。この対策は、日本原燃により「再処理する使用済燃料の冷却年数を4年から15年としたことにより、ルテニウムの放射能が約2000分の1となっており、15年条件下では有意な影響がないものの、燃料条件を見直した場合、影響が大きい。」とするものを、規制委の誘導で導き出し、結果として高レベル放射性廃棄物貯蔵タンクの内蔵ルテニウム等の量を「低減」させ、さらに温度上昇を押さえることが出来るとの「誘導」により、実質的な対策の「強化」を図っているに過ぎない。それならばいっそ、使用済燃料冷却時間をもっと長くとり、10分の1に</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>でも100分の1にでも、さらなる減衰をしてから再処理することにでもしたらどうか。いずれ再処理事業が今後始まるとしても、ずっと止まっていたために冷却期間は15年よりももっと長くなる。今後の再処理の量については原子力委員会により「余剰プルトニウムを保有しない」方針で、原子炉で燃焼する量までしか取り出さないこととされている。すなわちプルサーマルが進んでいない現状では、2016年3月31日現在でさえ3000トンの使用済燃料の9割が15年以上、800トンが20年以上で、その後10年経ってようやく稼働したとしても全部が30年以上の燃料体を再処理し続ける程度の量しか再処理出来ないのが実態である。</p>
0612E287	<p>六ヶ所再処理工場は、1993年に建設開始。2001年に試験作動開始されたときいている。けれど、その後たびたび、不具合を繰り返し、その都度、停止、点検を繰り返し現在にいたっている。危険な、使用済み核燃料はたまる一方。その安全を維持するため、だけでも、莫大な費用を費やしていることを、私たちは知っている。もうやめるべきではないか？20年以上の歳月をかけても、不具合をくりかえしているものを、今更、再稼働するとは、どういうことだろう？今は亡き、 は、言われたそうだ。「最悪の事態がおきた時、解決方法がみつからないものを、動かすことは、論理ではない。」と。知識ではないのだ、人間、一人一人の命を守ろうとする、そのための、論理が欠落している。六ヶ所再処理工場を再稼働させるということは、そういうことだ。断固、再稼働NO！</p>
0612E288	<p>IV-1. 2. 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策(p162)その1 この項では高レベル放射性廃棄物貯蔵タンクの冷却が止まり液体部分が蒸発して固体部分が固化した状態(蒸発乾固)を想定するが、タンクの損傷も起きなければセルの破損もないなど、楽観的に過ぎて重大事故対処になっていない。この「蒸発乾固」に伴うルテニウムの放出が、重大事故では最も放出量が大きな事故とされている。高レベル放射性廃棄物貯蔵タンクの冷却が停止し、その温度が急激に上昇し、化学変化により比較的沸点の低いルテニウム106が揮発して排気系統から外部に出ることが最も重大な事故とされている。これまでに規制委が原発の際稼働に対して要求してきたのは「特定重大事故等対処施設」としての恒設の電源設備と冷却材投入ポンプ等であり、原子炉から100メートル離れたところで遠隔操作による原子炉停止操作を行う代替制御室を併せて持つ構造である。これは、電源車などの移動式の冷却系統では、地震や津波などの災害時に活動不能となる事態が想定されることなどから配備されているのであり、代替冷却設備は特定重大事故等対処施設において完成する。しかるに再処理工場には、このような恒設の設備はなく、可搬型のポンプなどの重大事故対処等設備の多くは信頼性に欠ける。これに対し日本原燃は「なお、可搬型中型移送ポンプ等の可搬型重大事故等対処設備の設置等の対処に時間を要した場合や予備の可搬型重大事故等対処設備による対処を想定したとしても、余裕として確保した2時間以内に対処でき、事態を収束できる。」などとし、規制委もそれを認めている。これは異常な甘さと言わざるを得ない。特定重大事故等対処施設を規制要求としてきた原発と、その何百倍もの内蔵放射能をもつ再処理工場との規制基準の在り方は、むしろ原発よりも厳しい事故想定と影響評価を行い、その結果として「過酷事故時には原発よりも厳しい状態になる」ことを前提とした上でなお、このような施設を設置運転することの是非を問うべきだが、むしろ扱う温度圧力が原発よりも低いという点だけを根拠に、原発のような炉心溶融に匹敵</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>する重大事故(例えば蒸発乾固ならばその後の冷却不能状態において高レベル放射性廃液が乾固後にタンクをも溶融させ、セル内に流れ出す等)をも想定して、それでも環境中への放射性物質の拡散を低く抑える対策を取る(例えばセル内注水において、セルの大規模損傷があってもなお溶融物と汚染水を排出、貯蔵、固定化するような、いわばコアキャッチャーのような設備の増設等)をしているとでも言うのであれば、ようやく原発の特定重大事故等対処施設と同等程度の対策と言える。再処理工場でも特定重大事故等対処施設での恒設型後備冷却、制御システムを準備しなければ本来は稼働できないはずだ。従って再処理工場の審査書案は、過酷事故対策としては極めて不十分な水準であるため撤回することを求める。</p>
0612E289	<p>意見、火山ガイドに適合していない理由、モニタリングした上で使用済核燃料の搬出が要求されているにもかかわらず、規制庁がガラス固化体の搬出をとりさげさせて、適合するとした。ガラス固化体を搬出しなくても良いとした理由如何。また、有意な兆候があればガラス固化をするの？審査で何時間かかるか、何個作れるか、審査した？</p>
0612E290	<p>III-1再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し(p11) 燃料体の冷却期間変更は実態を反映していない。もともと再処理工場では「受け入れるまでの冷却期間を1年以上及びせん断処理するまでの冷却期間を4年以上」としていた。しかしプールに貯蔵している燃料体は既に長時間経過しており、こんな「ホット」な燃料体は存在しない。そこで実態に合わせて「4年以上の冷却期間」について600t・U未滿、その他は「12年以上」とするとしている。さらに、せん断処理するまでの冷却期間を15年以上としている。この変更に関連して施設の放出管理目標値も下方修正している核種もあるが、実態に合わせるのであれば4年や12年度頃か、もっと長い時間を置くべきではないか。放射性物質の量を低減させたいのであれば、長ければ長いほど有利だろう。しかしながら12年としている根拠はどこにあるのだろうか。</p>
0612E291	<p>III-2火災等による損傷の防止(第5条関係)(p13) 火災対策に漏れている物がある。アーク放電火災を対象としていない。地震が発生した場合、大きな揺れによりアーク放電火災が発生する事例が続いている。2007年の柏崎刈羽原発3号機の起動変圧器の冷却用オイルの発火は、地震により変圧器の地盤が変異し大きく破損したケーブル配管が内部の高圧ケーブルを破損し、その結果発生したアーク放電火災が難燃性だった冷却用オイルを発火させた。2011年の東日本太平洋沖地震では女川原発1号機のタービン建屋内の開閉器が地震により大きく揺れ、開閉器に付けられていた端子でアーク放電が発生し、溶けて高温になった端子の金属がケーブルを発火させた。いずれも地震による震動が設備を損傷させたことがきっかけだった。同様に高圧電源が流れるところでは同様のアーク放電火災が起こりえるものとして対処しなければならないが、これについて一切記述がない。考慮、対策不足である。また、水素雰囲気環境においては、スパーク程度で爆発事故になる。静電気を制御、防止する対策についてはどのように対処するのか、液体が流れる場所、電力が存在する場には必ず存在するし、自然環境からも人からも静電気は持ち込まれる。しかし記載がどこにもない。これは大きな欠落である。</p>
0612E292	<p>III-2-3.(2)火災防護対象設備における火災の発生防止(p16) には、おかしな記載が複数箇所ある。「非密封で放射性物質を取り扱うグローブボックス及びフードには、不燃性材料又は難燃性材料を使用する。また、可燃性材料をグローブボックスのパネルの一部に使用する場</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>合には、表面に難燃化処理を行うことで、難燃性材料を用いた場合と同等の難燃性を確保した設計とする。」については、なぜこのようなところに「可燃性の」材料を認めるのか。可燃性でなければならない場合が想定できない。これは認めてはならない。撤回し使用を禁止すべきだ。続いて「機器等及びそれらの支持構造物のうち、主要な構造材には不燃性材料を使用する。」にういても、支持構造物は通常は強度の高い鋼鉄材などを使う。可燃性材料を使う支持構想物を想定出来ない。何をどこに、なぜ使っているのか。これも使用を禁じるべきだ。「建屋内の変圧器及び遮断器は可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する。」については、絶縁油以外ならば使ってもかまわないのか。これは「建屋内の変圧器及び遮断器は可燃性物質を内包していないものを使用する。」とすればよいのではないか。撤回し使用禁止とすべきだ。「難燃ケーブルには、実証試験によりケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したケーブルを使用する。」これは明白な記載誤りである。「難燃ケーブル」なのだから「自己消火性能と延焼防止性能を実証試験で確認したものを使用する。」とすべきではないか。</p>
0612E293	<p>III-3. 1 基準地震動(p27) 重要な断層「六ヶ所断層」を無視している。再処理工場では、最も近い活断層を「出戸西方断層」(11キロ)として耐震性評価を行っているが、敷地内を通過し、建屋の下を通る重要断層を無視している。下北半島の沖合海底、大陸棚には落差が200メートルに達する大きな断崖がある。これを生成したのが「大陸棚外縁断層」六ヶ所村の東沖合から尻屋崎(東通村、下北半島の先端部)の北東沖合まで、100キロを越える大断層だが、これがさらに南に延びていることが分かってきている。東洋大学の渡辺満久教授らが周辺の地形を調査した結果として、大陸棚外縁断層の南端が二つに分岐し、一つが下北半島に入り南南西にのびていることを指摘している。日本原燃が調査した結果でもこれは否定できないことが明らかだった。ところが現在では、再処理工場から1キロ離れたところの「出戸西方断層」のみが評価対象とされている。この断層は、大陸棚外延断層の一部で六ヶ所断層とも繋がるのだが、申請時には、この断層すら否定されていた。現実には「六ヶ所断層」が大陸棚外延断層と一体となって活動するとした場合、その規模は総延長150キロになりマグニチュード8を大きく越える。もちろん、活断層上に重要施設は認められないから再処理工場は運転不可能になる。それを嫌った日本原燃と、それに迎合した規制委の責任は大きい。この審査書案を撤回すべき重大な問題だ。</p>
0612E294	<p>耐震。基準地震動で弾性範囲を超えることを良しとしている。その際余震の扱いはどうするの？ せっこうにんでみるのかい？</p>
0612E295	<p>III-3. 1 基準地震動(p27) 「基準地震動」(700ガル)は過小評価。日本原電は基準地震動を「基準地震動Ss-A(最大加速度は水平方向700cm/s² 及び鉛直方向467cm/s²)」とし、規制委もこれを承認した。しかし日本海溝に沿った地域である青森県六ヶ所村で、この程度の揺れしか想定しないのは過小評価と言わざるを得ない。六ヶ所再処理工場のは建設段階の1992年12月では、当時の呼称で設計用限界地震(S2)は375ガルだった。耐震設計審査指針が改定された後に作成された2007年の「耐震バックチェック報告書」では基準地震動Ssが450ガルになった。新規制基準適合審査で提出された2014年の「再処理事業変更許可申請書」で600ガルとし、その後の2018年の補正書で700ガルになった。一方、茨城県東海村の東</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>海第二はもともと1978年の東海第2原発建設時に270ガル、2008年の改訂耐震設計審査指針へのバックチェックで600ガルに引上げ、最終的には1009ガルになった。女川、福島第一、第二も震災後に引き上げられていずれも1000ガルを超える値である。現実には、2005年から2011年の間で基準地震動を超える例は4地震6原発で起きている。(2005年8月16日宮城沖地震で女川原発、2007年3月25日能登半島地震で志賀原発、2007年7月16日新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発、2011年東北地方太平洋沖地震で東海第2原発、福島第一原発、女川原発) 内蔵放射性物質の量の多さから考えても、原発よりも更に強度の余裕を持つため、基準地震動は過去に最も大きな観測値を有する、2008年6月14日に発生した「岩手・宮城内陸地震」のマグニチュード7・2、一関西観測点の地震加速度4022ガル・地震速度100カインをもとにすべきだ。</p>
0612E296	<p>III-5津波による損傷の防止(第8条関係)(p61) 施設に影響を与える津波想定が、事実上存在しない。津波については、まるで福島第一の震災以前のように、到達津波が敷地を超えないことになっていてほとんど考慮されていない。内陸約5キロ、海拔約55mに立地していることで、結論は「耐震重要施設の安全機能が損なわれるおそれがないことから、津波防護施設等を設ける必要はない」とした。ここでは敢えて想定津波が敷地を超えてくることを想定し、それにも対応すべきだ。また、建屋だけでなく周辺道路や電力施設、海水管等をも含め対策を取る必要があるが、そのような取り組みがされているかわからないことにも問題がある。地震においては「震源を特定しない地震動」を10キロ以内のマグニチュード6・5の地震を想定して設定する。過小評価ではあるが、津波についても敷地を超える想定の下に、それでも安全性を確保する対策を講じるべきであり、到達しないとして無策で良いことにはならない。津波想定は地震想定以上に経験も記録も不足しており、その妥当性に大きなばらつきがあるものとしてとらえることが科学的態度である。地震そのものだけではなく、地震に伴う、伴わないを含めて海底地滑りも大きな津波を生む。例えば1771年の八重山地震では黒島海丘で生まれた海底地滑りで「明和の大津波」と呼ばれる津波が生じている。石垣市の宮良では推定85.4メートル、石垣島白保の遡上高は60mに及んだとも記録されている。これらが十分考慮されていない。</p>
0612E297	<p>III-4設計基準対象施設の地盤(第6条関係)(p56) 活断層が真下を通る地盤が安定しているわけがない。敷地内には「六ヶ所断層」が通り、海岸線は大きく撓曲している地盤で、その中に立つ施設が「安定した地盤」であるはずがない。そこで「耐震重要施設は、十分な支持性能を有する岩盤に直接又はマンメイドロックを介して支持されており、不等沈下、液状化、揺すり込み沈下等による影響を受けるおそれがないとしている」と、人工岩盤で支えることにした。つまり安定性のない地盤であっても人工岩盤を敷けば良いというわけで、これでは地盤の評価にはならない。六ヶ所断層を活断層と認定すれば、これが動いた場合当然ながら地盤の変異、変形が生じることとなるので、立地不適当になる。敷地内に活断層がないことにすればそういうことは考慮する必要はなくなる。そういう論理である。</p>
0612E298	<p>III-3. 2耐震設計方針(p47) 耐震重要度の問題点 耐震重要度分類はリスクを増している。審査書案には「解釈別記2は、耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに設計基準対象施設を分類すること(以下「耐震重要度分類」という。)を要求している。」の記載がある。</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>「耐震重要度」及び「耐震重要度分類」とは、設備を重要度ごとに分けて放射線による公衆への影響の程度ごとにS、B、Cの3クラスに分類したもの。これは、設備の総てを最大強度で作るとコストが掛かり過ぎるからだが、常用電源設備がCクラスになっているなど、問題が多い。「分離設備の臨界に係る計測制御系(以下「分離設備臨界関係計装」という。)及び遮断弁並びにプルトリウム精製設備の注水槽及び注水槽の液位低警報は、安全上重要な施設の区分見直しに伴い(「III-12 設計基準対象施設」参照。)、既許可申請書でAクラス又はAsクラスとしていたものをCクラスに変更する。」についても安全性の低下につながり認められない。このような基準の切り下げを行った理由は、基準地震動がかさ上げされた結果、Sクラスの数値を確保できなくなった施設についてCクラスに格下げしたことで基準を満たしたようにしているのではないかとの疑念が湧く。説明をするべきだろう。「弾性設計用地震動」については、基準地震動の0.5を下回らないとしているが、基準地震動の設定が過小評価なのでこちらも過小評価になっている。</p>
0612E299	<p>III-6外部からの衝撃による損傷の防止(第9条関係)(p67) 地震と津波を除いた「外部衝撃」の評価では、最も厳しいところを見ていない。「第9条の規定は、設計上考慮すべき自然現象(地震及び津波を除く。以下本章において同じ。)及びその組合せ(地震及び津波を含む。)並びに人為事象(故意によるものを除く。以下本節において同じ。)により、設計基準対象施設の安全機能が損なわれないよう設計することなどを要求している。」との記載の通り、外部衝撃で地震と津波を除外しているので、厳しい組み合わせの条件にならない。津波に至っては「到達しない」とされて、評価対象にもなっていない。地震と津波に起因する様々な災害が重畳した場合を考えた場合、まず外部電源は失われていると考えなければならない。そのうえ補給も補充人員も見込めない上で、近傍の国家石油備蓄タンクが倒壊、火災を発生させる状況はさほど低い確率ではない。この程度を想定しないで、個別に起きる外部事象に対処可能といくら書かれても、信頼性は全くない。</p>
0612E300	<p>p297 33-35また、故意による大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合を想定し、大型化学高所放水車、化学粉末消防車等による粉末噴射訓練、泡消火訓練並びに航空機落下による消火活動に対する知識の向上を図るp298 1ための教育及び訓練を実施する。意見 2001年9月11日、アメリカで起きた大型航空機によるテロでは、ワールドトレードセンターに2機が衝突したケースがあった。審査書案の想定は、例えば大型航空機の墜落の場合に、飛行機の翼の幅を100メートルと想定して、それよりも離れた場所に可搬式の道具等を用意する計画となっている。複数の大型航空機が墜落した場合にも、以上の対処で十分と言えるのか疑問である。また、消火活動をする際、配管等に亀裂が入って放射性物質が拡散した場合も想定して、被ばく作業を想定しているのか。通常の消防作業員は、人命にかかわる緊急事態の場合でも100ミリシーベルトを超えないとの定めがされている。だが、六ヶ所再処理工場の消防作業員は、再処理工場内での重大事故の際に修復に当たる作業員の被ばく線量を250ミリシーベルトを超えないレベルの被ばくを強制されることを前提にしているので、環境への放射能拡散を防ぐためにはどのレベルまでの被曝が許容されているのか。</p>
0612E301	<p>III-6. 2. 4外部火災に対する設計方針(p90) 外部火災評価が甘い。オーストラリアやブラジルなどで起きている森林火災の深刻さは、現地の植生や環境にも依存するが、日本において</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>も長時間の森林火災は発生しており、これと国家石油備蓄基地の火災が重なるケースも想定していることから、それらが敷地境界付近で燃える時間と輻射強度をもっと厳しく設定する必要がある。「発火点について、人為的行為を考慮し、火を扱う可能性がある箇所で、火災の発生頻度が高いと想定される道路沿い、居住区域等に設定するとともに、風向を考慮し、事業所の風上の3地点を設定する。」との発火点推定は、落雷でもキャンプでも火災は起きるのであり、最も厳しい位置になっているのかをもっと審査すべきだ。</p>
0612E302	<p>以下の理由から、六ヶ所再処理工場の審査書案は国民として受け入れがたく、再処理工場はこれ以上操業せずに廃止すべきである。理由1:再処理施設特有の事項が考慮されておらず、極めて形式的かつ杜撰である。第II章はこれまでに示されてきた発電用原子炉の審査書における「発電用原子炉」の単語を「再処理」に置き換えただけで、文章も中身も殆ど変わらない。例えば、可燃物を扱うこと、放射性物質保有量の大きさ、想定重大事故とその対策が原子炉の場合と大きく異なること(臨界、高レベル廃液の沸騰、水素爆発など)、保障措置の一環として国際機関の査察を常時受けねばならないこと、2006年に実施されたアクティブテストにより機器や配管の多くが高濃度に汚染されていて作業に支障があることなど、再処理事業ならびに本工場特有の事項が考慮されておらず、極めて形式的かつ杜撰な審査が行われたといえる。本審査書案のII章では、適切な技術者・有資格者をしかるべく配置すると各所で繰り返しているが、六ヶ所再処理工場の建設当初の技術者はすでに引退しており、再処理工程全体を把握できる技術者がいないとの話も漏れ聞こえてきている。* *理由2:本審査書案には取り上げられていないが、再処理という事業自体、既に我が国における存在意義を失っている。費用ばかりが青天井でかさみ、回収ウランには天然では存在しない、または微量にしか存在しない同位体が含まれるため、政府や事業者の宣伝通りに活用することはできない。現在合計で約48トンと、プルトニウムもたまる一方であり、高速増殖炉もんじゅの廃止決定で行き場を失っている。核不拡散の観点から諸外国に厳しい目を向けられ、政府は2018年にキャップ制を打ち出しているはず。そのため、プルスーマルでプルトニウムを「確実に消費する」としているが、使用済みMOX燃料の管理の問題など、プルスーマルは現在でも解決の糸口が見えない高レベル放射性廃棄物の問題を益々コントロール不能にする。国家の存続と、将来世代の生命にとって、再処理工場はお荷物である。</p>
0612E303	<p>p298 13-19.夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)における非常時対策組織の要員(初動)は、地震等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても対応できるよう分散して待機する。意見2001年9月11日、アメリカで起きた大型航空機によるテロでは、ワールドトレードセンターに2機が衝突したケースがあった。大型航空機の複数機の墜落、または弾道ミサイルの着弾、毒ガスの噴霧等があった場合にも、非常時対応組織の要員(初動)を分散して待機するということだが、この要員の構成は主として尾駱地区周辺の社員寮等に住む社員を想定していると想定される。申請者の社員の多くは尾駱地区に住んでいるが、メーカーの社員、1年契約の派遣社員等は近隣の自治体からバスで通勤する人が多いので、非常時に現場の修復をすることが出来ない。そこで、敢えて(初動)としているが、申請者の社員だけで再処理工場の事故対策を行えるかに疑問がある。安全対策</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>を優先するなら、少なくともメーカーの社員等を再処理工場周辺に住むような態勢にして、万が一の事故対策に万全を期す必要があるのではないか。いつ起きるか分からない大事故に備えるのは、申請者の扱う放射能が原発に比べて格段に多いからであり、その安全対策のための経費増大は、必要経費として電力会社が負担するように住むことであろう。なお、六ヶ所村の人口が減っているが、申請者が六ヶ所村に本社を置いて、住民登録がされていないケースも多いと聞いている。この際、社員、メーカーの社員にも六ヶ所村民になるように求めて、いつでも非常時対策組織の要員を確保できるようにすべきではないか。</p>
0612E304	<p>III-6. 2. 8自然現象の組合せ(p104) 組み合わせに「津波」がないこと、周辺火災との組み合わせの影響評価が恣意的なことが問題である。ここでは「積雪と風(台風)」、「積雪と竜巻」、「積雪と火山の影響(降灰)」及び「風(台風)と火山の影響(降灰)」が抽出され、それらの組合せに対して設計基準対象施設の安全機能が損なわれないよう設計するとしている。」と、その他の組み合わせは想定しないこととされた。何か偶然に組み合わせるようなことばかりを想定しているように書かれているが、実際には「何か」が起きれば必然的に次の「何か」が準備されるということは忘れられている。特に「津波」は、敷地に到達しないとして除かれている。「なお、津波については、「III-5津波による損傷の防止(第8条関係)」において、津波が本再処理施設の敷地高さへ到達しないことを確認したことから、組合せの検討から除いた」としている。施設に津波が来なければ何も問題が無いとの認識だ。しかし周辺道路や防災施設、人員が津波被害で甚大な影響を受けている時に積雪、竜巻、火山が重畳した場合、人員確保、防災資機材の確保、外部電源の遮断、備蓄燃料の枯渇等が重なってくることは必然だ。先行して発生した自然災害の影響を受けることで後発する対策が機能しなくなることを前提としての「組み合わせ」に、最も甚大な影響を広範囲に与えることが明白な「津波」がないことは大きな欠陥である。自然現象に加え、「重大事故」との組み合わせも除外されている。「火災等による損傷の防止」との組み合わせだ。この「III-6. 2. 4外部火災に対する設計方針」は90ページ以降にあるのだが、「近隣の産業施設等の火災・爆発の発生の想定」では国家石油備蓄タンクを想定している。この災害と火山の火砕降下物55センチを組み合わせた評価されていない。55センチの火砕降下物でタンクが圧壊した場合、その流出石油火災はどの程度の規模となるのか、そして火砕降下物で消防活動が一切停止している環境で、いったいどこまで耐えられるのか、そういう解析が全く成されていないのは大きな欠落である。</p>
0612E305	<p>III-6. 2. 5航空機落下に対する設計方針(p99) あえて「対策をしないこと」をただらと述べる記述は、事業者と規制委の不真面目さを表す最も典型的なものと言わざるを得ない。「航空機落下」とは、何か。通常はこういうケースを「航空機墜落」というのではないか。またはこれは「航空機墜落及び航空機装備品・部品等落下」の短縮なのだとしたら、こんどは「航空機装備品・部品」についての記載がないので、不自然だ。航空機は墜落、装備品は落下として整理して評価すべきである。もちろん装備品落下で最悪のものは航空機に搭載可能な対地爆弾である。訓練中の日米軍用機の場合、実弾を装備することはほとんど無いが、いうまでもないが三沢基地には弾薬が備蓄されており、その中には対地強化爆弾などもあると考えられる。米軍三沢基地は80年代以降、空軍の最新鋭戦闘攻撃機が配備される実戦航空基地(主に対ソ防空)であ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>り、さらに海軍航空基地及び各軍の情報収集基地（三沢の象の檻や国家安全保障省の情報収集サイトなど）に変化し、航空自衛隊の主力部隊が共同使用するほか、70年代には民間航空会社も共同使用をする「軍民共用」空港となった。付近には天ヶ森射爆場などの訓練エリアもあり、近年、米軍や航空自衛隊がF35を配備する（空自は2018年1月26日から）など、高度化が進んでいる。一方、米軍はF16配備以降は、対地爆撃も可能な「侵攻型攻撃機」の配備も進めており、戦略爆撃機を護衛する援護基地から、もっぱら先制的攻撃を任務とする基地へと変化しているとも言える。自衛隊機の高性能化は、これら米軍の高度化に合わせ、防御力を強化しなければならない三沢基地の性格とも無縁ではない。そのF35が墜落したのが2019年4月9日。配備から一年も経たずに青森県沖で墜落した。原因は不明のまま、「空間識失調」が起きたのではないかとされている。航空機の墜落では、こうした「コントロール不能」状態は起こりえるものであり、墜落の確率評価では、それが考慮されていなければならない。しかし、そんな評価は全くされておらず、単に確率が低い、すなわち「落下確率の総和は判断基準となる10-7乗回／年を超えないことから、既許可申請書から追加的な防護措置が不要である」など何もしない正当性を追認している。なお、空間識失調で墜落する場合は、日本原燃の主張するような滑空状態ではなく全速力で降下する場合も想定可能だし、爆装していれば機体重量F35の場合は約30トンに加えて、爆弾の従量並びに爆弾の起爆に伴う破壊も想定しなければならない。ついでに、三沢基地は性質上、大陸側からの弾道ミサイルや航空機を阻止するための情報ステーションの役割も果たすから、大陸側国家と米国の間で戦争になった場合、真っ先にターゲットとされる可能性が高く、その場合、わずか25キロの地点の再処理工場は意図される攻撃、意図されない高家機のいずれにも晒されることになる。これは「重大事故対処施設」において見るべき問題であるが、そもそも最前線の軍事基地からわずか25キロの地点に立地を認めるなど、およそ考えられない紡協であることは繰り返し述べておく。</p>
0612E306	<p>III-6. 2. 6その他自然現象に対する設計方針(p102)「その他の自然現象」で「過去の観測記録」に基づく対策は不十分。その他の自然現象については、風(台風)、降水、凍結、積雪、高温、いずれについても「信頼の置ける過去の観測記録」を参考とするとしているだけである。どの程度のかさ上げをして対処することとするのか、具体性がない。竜巻の場合は風速100メートルという数値があるが、その他についても観測記録を基にしただけでは十分とは言えない。近年あらゆる気象災害が「観測史上最大」との形容詞が付く時代である。必要十分な値とされているのかが疑問である。</p>
0612E307	<p>p6 27-28国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、意見 再処理工場のトラブル事例は、27年前の建設段階会から数多くあり、その度に申請者がマニュアルを用意して、安全対策が構築されたと説明してきた。だが、事故・トラブル発生の都度マニュアルが改定され、その量が膨大になっていることが、テレビに出て来るコントロールルームの映像からも見て取れる。昨年2月の、増田社長と規制委側との面談で「再処理工場全体を見渡せる人がいない」と述べたが、トラブル対応の実績があっても尚トラブルが多発していることは、申請者にその能力がないことを示していると思われる。規制委は、申請者の六ヶ所再処理工場に職員を派遣しているのだから、申請者の再処理工場運転能力や重</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>大事故対応能力の有無について報告を受けて、正しい判断をするべきである。申請者はもしかしたら、再処理工場は六ヶ所村にしかなく、他社との競争がないことを理由に、申請者が事故・トラブルを起こしても、規制委が大目に見てもらえるという甘えがあるのではない。規制委が設立された背景を考慮して、ずさんな運転技術しかない申請者に厳しく対応する必要があると思われる。万が一にも大事故を引き起こす可能性見つけたら、規制委が再処理運転の許可を剥奪する権限を持つ必要があるのではないか。</p>
0612E308	<p>IV-1. 2. 1臨界事故への対策(p153) この項で臨界事故を想定しているのは8箇所であり、それ以外は想定外であることは問題。臨界とは核分裂性物質(ウラン235、プルトニウム239など)が一定程度集中した際、1回の核分裂で2～3個発生する中性子のうち1つが次の核分裂を引き起こし核分裂が連鎖することをいう。1つの核分裂で発生した中性子のうち次の核分裂を引き起こす中性子の数を「実効増倍率」といい実効増倍率が1になると臨界状態になる。臨界は核兵器や原子炉ではそれを達成してエネルギーを取り出すことを目的とするが、再処理工場(及び核燃料サイクル施設)では臨界状態なつてはならない。臨界に達しないようにすることを「臨界管理」と呼んでいる。これに失敗して起きたのが1999年9月に茨城県東海村で起きた「JCO臨界被曝事故」である。ウランやプルトニウムは水があると中性子が減速され、次の核分裂に寄与しやすくなることから、臨界に達しやすくなる。一方、ガドリニウムやほう酸のような中性子を吸収する物質により臨界を防止することが出来る。臨界管理については、形状管理、濃度・温度管理、質量管理、減速材管理を行うが、さらに安全性向上または緊急対策としてほう酸や硝酸ガドリニウムなどの中性子吸収材の投入が行われる。臨界管理できているかどうか判断するための基準は、臨界条件を計算で求めることである。これに用いられるのが「臨界ハンドブック」及びこれに基づく手順書である。形状管理が行われている容器類が、地震などの外力で体積や形状が変化した結果、実効増倍係数が1を超える事故、あるいは、急激に大量の核分裂性物質が投入されてはならない容器に投入されて実行増倍係数が1を超える事故(JCO臨界事故はこれである)、さらに高温になって減速材の量が減少している溶液に水が投入されて減速能が上がり臨界になる事故(アクティブ試験において核分裂性物質の過剰投入が起きていた)、温度、圧力の変化が実効増倍率を変化させて1を超えて臨界になる事故(核兵器の起爆原理である)などが考えられるが、これらのほとんどについて審査では「起こりえない」とされている。しかしこれらは臨界ハンドブックに基づく解析結果であり、臨界ハンドブックの計算には考慮不足或いは誤りが指摘されており、それを基に設計されている六ヶ所再処理工場の臨界事故の発生確率は、審査書に記載されているよりもかなり高いのではないかと疑問がある。対象となっているのは、前処理建屋では溶解槽A、溶解槽B、ハル洗浄槽A、ハル洗浄槽B、エンドピース酸洗浄槽A、エンドピース酸洗浄槽B、精製建屋では第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽に限られている。それ以外については「臨界事故の発生は想定できない」とされている。しかし前提条件が間違っていればその判断結果も誤りになる。「臨界事故について、事故の発生は想定できないが、事故の特徴等を踏まえ、核燃料物質を内包する貯槽等において、核燃料物質の誤移送が相当の回数繰り返され、さらに、それによる核燃料物質の異常な集積を検知できないこと等の技術的な想定を超えて、重大事故の発生する貯槽を仮定していること。」としてるが、こ</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>れ自体が想定に誤りがあるのではないか。さらに、過去には次のような事件も起こしている。『2007年3月12日アクティブ試験中にウラン・プルトニウム混合溶液から硝酸分を蒸発させてできた粉体の上に、誤って混合溶液を追加して注ぐミスがあった。脱硝装置では、セラミック製の皿（直径約45センチ）に混合溶液を注ぎ、電子レンジのようにマイクロ波を照射して沸騰させ、水分や硝酸分を取り除く。脱硝を終えた粉体入りの皿は、次工程に移すが、作業員は遠隔操作で皿を移すのを忘れた。混合溶液一回分約7リットルを皿に注入した 作業員は照明が暗くて空であることが分かりづらかったと話しているという。原燃は溶液と粉体を混ぜても安全性に問題はないとし、そのままMOXを作る工程を行っている。』（東奥日報、デーリー東北、河北新報より）</p>
0612E309	<p>III-7再処理施設への人の不法な侵入等の防止（第10条関係）(p106) 人の侵入以外にも「サイバー攻撃」がきちんと考慮されるべきである。6月8日にホンダがサイバー攻撃を受けて社内サーバにウイルスが侵入、生産システムを含む複数のシステムがダウンしたと発表した。世界中の主要企業は常にサイバー攻撃にさらされている。その手段は単にネットワークを通じた外部からの侵入に留まらず、HDDドライブ、USBメモリやケーブル、CD-ROMなどの外部ストレージ、ワードなどの正規文書を装う攻撃、IOT機器を通じての侵入など、多くの例がある。制御システムが外部に接続されていないとして、対策が必要ないと考えているならば欠落だ。スマホを充電しようとしてUSB端子に繋いだけで、ウイルスに汚染されていたスマホからPCが汚染されたケースもある。従業員による故意または過失で感染させた例は、柏崎刈羽原発で実際に起きている。現在、テレワークとして自宅にパソコンを持ち帰るケースが増えているが、会社専用のモバイルルータだと安全性は高いだろうが公衆wifiなどにつないだら危険な状況になる。例えば社員教育で、そのようなことはしていないかなどは確認しているのだろうか。日本原燃は「電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。」と、をエアギャップと呼ばれる物理遮断技術手法を用いているから不正アクセスを防げるとしている。しかし「AirHopper」「BitWhisper」など、物理遮断されたシステムから情報を盗み出す技術は存在しており、実証実験にも成功している。攻撃が制御系システムに侵入した場合の危険性について、真面目に検証し、侵入された場合の対策を定めておくべきである。規制委が「必要な対策を講じるものであることを確認した」として許可した以上、これら対策は確認をしたのか、そのことは明らかにすべきである。</p>
0612E310	<p>p168 4-15本重大事故の発生防止対策及び拡大防止対策の有効性評価の判断基準は以下のとおり。・発生防止対策については、高レベル廃液等が沸騰に至らずに高レベル廃液等の温度が低下傾向を示すこと。・拡大防止対策については、沸騰に至った場合に液位を一定範囲に維持でき、その後のコイル等通水により高レベル廃液等の温度が低下傾向を示し、未沸騰状態を継続して維持できること。・発生する凝縮水の量が回収先のセルの漏えい液受皿等の容量を下回ること。・総放出量については、拡大防止対策としてのコイル等通水による事態の収束までの量が 100TBq を十分下回るものであって、かつ、実行可能な限り低いこと。意見 高レベル放射性廃液の蒸発・乾固の対策が必要なはずなのに、なぜか「温度の低下傾向を示し、未沸騰状態を継続して維持できること」にて収束する状態になるとされた。乾固した場合の影響はほと</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>んど考慮されずに、「100TBqを十分下回る」とした。では、どこまでの放射能放出が、現時点で考慮しているかを具体的な数字として示す必要があるのではないか。これから六ヶ所再処理工場を操業して、重大事故が起きる都度、過去の想定を超える放射能放出が発生しても、「100TBqを十分下回る」で片づけられてはたまらない。特に、福島原発事故後、米軍は原発から80キロメートル離れることを求めた。三沢市の八百屋の野菜で米軍三沢基地に収めることが出来るのは、静岡以南と求められた。米軍三沢基地は再処理工場から30キロメートル圏内に位置合するが、重大事故が発生すれば、80キロメートル先まで避難する可能性がある。いずれにしても、「100TBqを十分下回る」ではなく、具体的数字を示し、それを超えたら六ヶ所村民だけではなく、六ヶ所を訪問中の観光客も含めて避難する体制に入る必要があるのではないか。</p>
0612E311	<p>IV-1. 1 重大事故を仮定する際の考え方(p140) 降下火砕物は除去できるとするのはあまりに現実離れしている。「(1)外部事象の考慮」において事業者は「重大事故を仮定するには、この設計条件を超える規模の外部事象を要因として、重大事故の発生の有無を検討した。」としているが、その中から除外された中に「火山(降下火砕物による荷重)」が含まれている。「堆積した雪又は降下火砕物を除去すること(中略)により、安全上重要な施設が機能喪失に至ることを防止できることから除外した。」は、間違っている。55センチメートルに達すると想定される降下火砕物の除去が出来ると考える方が非常識だ。降下火砕物は数センチで、除去どころか車両等の通行は不可能である。敷地内のみならず建屋上部にもまんべんなく降り注ぐ降下火砕物は、1平方メートル当たり約550キログラムの荷重がかかるとされる。降雨と共に降り注げばさらに重くなり、一部の建屋では損傷が発生すると見られる。これと地震荷重を重畳させた場合どうなるか、想像すればリスクの大きさは巨大だと分かるであろう。その結果、「屋外の安全上重要な施設の動的機器及び交流動力電源の機能は、降下火砕物によるフィルタの閉塞等を考慮して、全て喪失」し、そのうえ降下火砕物の荷重によっても損傷する。加えて地震荷重により「安全上重要な施設の静的機器の機能は、喪失する。」この後にある「ただし、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮して設計するとしたセル等の静的施設は機能維持できる。」との記述は、間違いである。基準地震動の1.2倍は840ガルだが、ストレステストでは783ガルで機能喪失する(クリフエッジ)とされている。</p>
0612E312	<p>V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応(重大事故等防止技術的能力基準2. 関係)(p296) 福島第一原発事故でも出来なかったことをどうやって実現するのか、法令等の整備もない。動員令を発令する権限は誰にもない。「c. 大規模損壊発生時における外部からの支援体制として、全社対策本部が速やかに確立できるよう体制を整備する。また、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援を要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整備する。さらに、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制、プラントメカによる技術的支援を受けられる体制を構築する。」書かれていることは、当然必要なことと一見捉えられるかもしれないが、現実にはこのようなことが可能であるとは到底考えられない。福島第一原発では、事故後に消防や自衛隊が動員されたが、東電の職員など電力の技術者は事故直後には福島第一原発には派遣されていない。原子力災害時において、安全確保が困難と思われる状況では、人員の投入など到底出来ないと</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>考えられる。法令上もそのような強制力はない。そのために外部からの支援なしで7日間持ちこたえることが要求されているのではないか。外部からの技術的な支援を期待できる体制の構築をいうならば、生命の危機が生じないような安全対策とセットになっていなければならないが、現在の審査経過では到底そうになっているとは考えられない。</p>
0612E313	<p>I はじめに(p1)その2 リスクベネフィットはもっと深刻だ。利益は実質マイナスだが、これを国が言うように使用済燃料と比べ高レベルガラス固化体の保管と埋設処分量は燃料体に比べれば十分小さく「廃棄物処理コストの問題」にすり替えた論理を一端受け入れたとしても、その費用差はせいぜい二、三倍程度だ。使用済核燃料を乾式貯蔵するのもガラス固化体を貯蔵するのも、日本で行われている方法に本質的な違いはない。ただしガラス固化体のほうが桁違いに危険なので使用済燃料のように「見えるところで貯蔵」はできず六ヶ所村のガラス固化体貯蔵センターのピット内(コンクリートで作られた貯蔵用の収納庫)に入れられている。最終処分案でもガラス固化体は地下に掘った穴に入れられるが、これはフィンランドのオンカロなど海外で計画されている貯蔵容器に入れて地下に置かれる使用済燃料の方式と本質的な違いはない。であれば費用の差は埋設する体積比となる。ガラス固化体と使用済燃料対の体積比は4対1(ただし「高レベル放射性廃棄物の体積」についてのみ。2019年5月資源エネルギー庁の資料から)だから、費用はガラス固化体の地中埋設費用の4倍と考える。全く同様の処分であれば、その費用はガラス固化体の4倍程度であると仮定すると直接処分は高くても16兆円程度と見積もれる。再処理等のバックエンドにかかる費用が18兆円を遙かに超える上、回収プルトニウムはほぼ核燃料の中のウラン235と等価であるため、結果的に1兆円程度の利益にしかならず、費用対効果の悪さは決定的だ。これに対してリスクは桁違いだ。再処理を行う場合は再処理工程そのものに存在する事故リスクを考えねばならず、これは使用済燃料の貯蔵とは比べものにならない大きさである。結果として再処理事業はリスクベネフィットの点でもコストパフォーマンスの点でも実行すべきではないことが明白である。</p>
0612E314	<p>I はじめに(p1)その1 新規規制基準適合性審査を受審できる状態ではない 再処理路線は断念すべきだ。六ヶ所再処理工場を稼働させてはならない。日本の原子力利用のありかたを見ても、再処理そのものの必要性は失われている。再処理事業はリスクを巨大化するだけであり、それに見合う成果を見込むことさえ出来ない。前原子力規制委員長の田中俊一氏も5月13日に審査書案野決定を受けてのテレビ朝日のインタビューで「プルトニウムを作り出してもそれを使う道がない。使う予定のないプルトニウムは保有しないというのが日本の国際約束なんですね。(核燃料サイクルは)現実を無視した考え方。早急に政策の見直しを図らないといけない」と発言している。商業再処理を行っていたイギリスは事業を終了することとしている。茨城県の東海再処理施設も廃止措置に入り、世界でこれから開始しようとする国は日本しかない。(ロシア、中国は核武装国で商業再処理ではない)。先行するモデルが存在しなくなり、独自のプルサーマル路線をひた走っているのが日本の現実だが、東海再処理工場の稼働率の低さや六ヶ所再処理工場の不安定なアクティブ試験の実態から高い知見が蓄積されたとは誰も考えていない。モックアップ試験中の機体にいきなり乗客を乗せての商業飛行を許可するようなものである。商業再処理事業は結局世界的に確立した事業にはならなかった。その理由は、コストパフォーマンスと</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>リスクベネフィットがあまりにも悪すぎることだ。再処理は核兵器開発とともに実用化された技術であり、軍事技術故のコストパフォーマンスとリスクベネフィットを度外視したシステムだ。原子力空母や潜水艦でクルージングを楽しもうとは誰も思わないし、実現も出来ない。いずれもコストパフォーマンスもリスクベネフィットも最悪だ。軍事技術にはそれ相応の理屈があって成り立つ。それをそのまま商業利用など出来るわけがない。しかし原子力の世界はそれをしてしまった。商業再処理は軍用ならば要求される精密性をダウングレードし、低品位のプルトニウムを精製する設備と考えればわかりやすい。軍用に使えるプルトニウムは核分裂性プルトニウムが純度96%以上でなければ今日的には意味がない。高性能水爆の小型化には絶対条件だ。一方、商業用プルトニウムはMOX燃料体として原子炉に入れて燃やすだけなので純度はせいぜい60%～40%で良い。核燃料中のウラン235と置き換えて考えるだけだからだ。そのため軍用の技術をダウングレードすると共に装置で取り扱うバッチ量を増やすことで一定のコストバランスを保とうとしている。しかしもとのコストパフォーマンスが悪すぎた技術は、ダウングレードしても変わらない。結果として再処理プルトニウムを使うMOX燃料体は通常のウラン燃料体の8～10倍の価格となる。実質使用時間で比較したら、ウラン燃料は4サイクル使用できるのにMOX燃料は3サイクルしか使用できないから、さらに133%コスト高だ。沸騰水型軽水炉輸入燃料体価格が一体当たり5000万円だとして最も高くつく試算すれば6億6500万円相当になる。これでは何のために再処理をしているのかわからない。</p>
0612E315	<p>II-3 経験(p6) 規制委の言う「実績」は、運転をしてはならないことを示していると考え。 「規制委員会は、緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、また、今後もこれらを適切に継続する方針であることなどから、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した。」について「実績」は、この逆を示していると考え。アクティブ試験中に度重なるトラブルに見舞われ、さらにガラス固化施設も破損している。93年4月着工以来、27年間で主なトラブルだけでも100を遙かに超える数が発生している。まだ完成していない施設、設備でも数多くのトラブルを「経験」したことが、経験値を高めて経験を積んだとみなしているのである。これでは事故を繰り返す方が実績があると言っているようなものである。審査の方向としては逆である。また、アクティブ試験は2011年2月に第五ステップの経過報告書が公表されたが、その後の経緯は明らかではない。第5ステップ自体は2010年3月末に終わっているので今から10年以上も前の報告書しか存在しないことになる。これで経験が蓄積されているとは、到底言えない。</p>
0612E316	<p>III設計基準対象施設(p11) この審査の異様な一面が明らかになっている。それは「なお、臨界防止、遮蔽、閉じ込め機能等に係る規制要求は、規制要求への適合性に影響を与えないものであることを確認した。」という文章である。今回の新規制基準適合性審査においては、これらは対象外だとしているのである。その理由は、既に行われた原子力安全委員会による審査を通過していることだ。その後の原子炉等規制法改正に伴う新規制基準適合性審査にかかる部分には、これらは影響しないからだという。そもそも安全委員会が行った審査が妥当なものだったの</p>

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
	<p>かも疑問だが、それはひとまず措くとしても新規規制基準適合性審査において幅広く取り扱わなければおかしいのだ。これは誰が考えても異様なことだ。たとえば臨界管理一つとっても、耐震性能の向上（これは新規規制基準に掛かる部分である）により配管形状、肉厚や取り回しの形状、あるいは揺れの大きさの変化（基準地震動を引き上げているのだから揺れが大きくなるから振動モードも当然変わる）などで液体の状態変化に伴う臨界条件や荷重条件が変化することは考慮しなければならない。その結果、臨界管理、配管からの漏えい防止の変化、漏えいする場合の量の変化、汚染される場所の変化があり得る。再処理施設については様々な形状の配管や容器に大量の核分裂性硝酸ウラン、硝酸プルトニウムが存在し、さらに高レベル放射性廃棄物の貯蔵・ガラス固化設備が存在し、それら総てにおいて基準地震動一つ変えただけで全部の条件が変わってしまうのは当然だ。それを考慮しないことを明記しているだけで、この審査が妥当性を欠くことは明らかである。</p>